

社会保障研究資料第 17 号
2017 年 3 月 31 日

ISSN 1348-0537
Social Security Research
Series, No.17
March 31, 2017

社会保障統計年報

平成 29 年版

ANNUAL REPORT ON SOCIAL SECURITY STATISTICS
(2017)

 **国立社会保障・人口問題研究所**
National Institute of Population and
Social Security Research
Tokyo, Japan

平成 29 年版

社会保障統計年報

まえがき

『社会保障統計年報』は、社会保障に関する統計資料を幅広く集め、編集した資料集として、昭和 33 年以来刊行を重ねてきました。本号でまとめた統計は平成 28 年度中に公表された各種統計を基礎としたものであり、社会保障制度の確定値は平成 26 年度が直近となっています。

社会保障に関心を持つ多くの方々に本書が利用され、近年ますます重要になっている「社会保障改革」の議論に役立てていただければ幸いです。

本書については、当研究所のホームページよりデジタル情報をご利用いただけます。掲載表の脚注にて、ホームページの該当ファイルの URL をしめしています。また海外の研究者にもご利用いただけるようホームページにおいて英語版の公表も開始しました。

本書の作成に当たりましては、行政の担当者をはじめ、たくさんの方々にご協力をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

平成 29 年 3 月

国立社会保障・人口問題研究所
所長 森田 朗

社会保障統計年報の構成内容

第Ⅰ部 社会保障の体系と現状

	(本文頁)	(目次頁)
第1節 社会保障の体系と現状	23- 55	7
第2節 社会保険各制度の成立経過	56- 63	7

第Ⅱ部 社会保障関係統計資料編

	(本文頁)	(目次頁)
第1節 人口統計	67- 76	8
第2節 社会保障給付及び再配分効果	77- 84	8
第3節 国民所得と国民負担（率）の動向等	85- 93	8
第4節 社会保険関係	94-239	9
第5節 高齢者保健（医療）福祉	240-259	13
第6節 医療供給と医療費	260-268	14
第7節 公衆衛生	269-289	15
第8節 福祉サービス	290-308	16
第9節 生活保護	309-313	17
第10節 恩給・戦争犠牲者援護	314-317	17
第11節 関連制度・関係機関	318-333	17
第12節 社会保障分野における人的資源の状況	334-340	18
第13節 財政	341-348	19
第14節 国際統計及び比較	349-366	19

目次

第 I 部 社会保障の体系と現状

第 1 節 社会保障の体系と現状

1	はじめに	23
2	社会保険、児童手当及び後期高齢者医療制度の内容一覧	24
①	医療保険制度	24
②	年金制度	26
③	雇用保険制度	34
④	業務災害補償制度	37
⑤	児童手当制度	40
⑥	後期高齢者医療制度	40
⑦	介護保険制度	41
3	老人福祉	42
①	施設福祉対策	42
②	介護保険制度におけるサービス	43
③	介護保険制度における地域支援事業	44
4	障害者保健福祉施策	45
①	障害福祉サービス体系	45
②	自立支援医療制度の概要	47
③	身体障害者施設福祉施策の概要	48
④	障害児・知的障害者に対する施設福祉施策の概要	49
5	精神保健福祉関連制度の概要	50
6	年齢別児童家庭福祉施策の一覧	51
7	社会（家族）手当	52
8	生活保護制度	53
	〔参考〕 社会保障制度の種類と行政機構の概略	54

第 2 節 社会保険各制度の成立経過

①	医療保険制度	56
②	年金保険制度	58
③	雇用保険制度	60
④	業務災害補償制度	61
	〔参考〕 1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ	62
	2 平成 27 年の審議会意見書等一覧	63

第Ⅱ部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表	総人口等年次推移	67
第2表	年齢3区分別人口の推移	68
第3表	総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）	69
第4表	人口動態	70
第5表	平均余命（性×特定年齢×年次別）	70
第6表	主要死因別死亡率（人口10万対）の推移	72
第7表	年次別死因順位及び死亡率	72
第8表	世帯数（世帯業態別）	73
第9表	世帯種別にみた世帯数と構成割合の推移	74
第10表	世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移	75
第11表	世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移	75
第12表	世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移	76
第13表	世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移	76

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第14表	社会保障給付費、社会保障移転の推移	77
第15表	社会保障関係費の推移	77
第16表	社会保障移転の推移	78
第17表	社会保障給付費等の推移	79
第18表	一般会計予算の内訳	79
第19表	社会保障に係る費用の将来推計について《改定後（平成24年3月）》	80
第20表	所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較	80
第21表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	81
第22表	世帯主の年齢階級別所得再分配状況	81
第23表	世帯類型別所得再分配状況	82
第24表	世帯構造別所得再分配状況	83
第25表	当初所得階級別所得再分配状況	84

第3節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第26表	国民負担率（租税負担及び社会保障負担）の対国民所得比の推移	85
第27表	国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）	85
第28表	国内総生産（支出側、名目）	87
第29表	家計（個人企業を含む）	88

第30表	常用労働者1人当り平均月間現金給与額	88
第31表	1人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）	89
第32表	賞与支給状況	90
第33表	全世帯年平均1か月間の消費支出	90
第34表	勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出	91
第35表	年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出（全国）	92
第36表	消費者物価指数（中分類）	92
第37表	販売農家1戸当りの経営収支	93

第4節 社会保険関係

1 総括

第38表	医療保険適用者数（制度別）	94
第39表	公的年金適用者数（制度別）	95
第40表	雇用保険適用者数（制度別）	95
第41表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	95
第42表	社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）	96
第43表	制度別被保険者1人当り診療費	97
第44表	公的年金受給権者数	98
第45表	公的年金における年金総額（制度別）	100
第46表	公的年金受給権者1人当り年金額	102
第47表	公的年金積立金状況	104
第48表	年金財政指標	104
第49表	業務災害補償保険年金受給者数	106
第50表	業務災害補償保険年金支払総額	106
第51表	業務災害補償保険年金受給者1人当り金額	107
第52表	介護保険適用者数	107
第53表	介護保険認定者数	108
第54表	介護保険給付における介護給付・予防給付	108
第55表	介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費	109
第56表	介護保険保険料収納額	109

2 健康保険

① 全国健康保険協会管掌健康保険

第57表	全国健康保険協会管掌健康保険適用状況	110
第58表	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	111
第59表	全国健康保険協会管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	112
第60表	全国健康保険協会管掌健康保険保険料徴収状況	113
第61表	全国健康保険協会管掌健康保険給付決定状況	114
第62表	全国健康保険協会管掌健康保険診療費決定状況	118

第 63 表	全国健康保険協会管掌健康保険給付諸率	120
第 64 表	全国健康保険協会管掌健康保険収支状況	124
②	組合管掌健康保険	
第 65 表	組合管掌健康保険適用状況	125
第 66 表	組合管掌健康保険平均保険料率	125
第 67 表	組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	126
第 68 表	組合管掌健康保険適用状況（業態別）	127
第 69 表	組合管掌健康保険給付決定状況	128
第 70 表	組合管掌健康保険診療費決定状況	131
第 71 表	組合管掌健康保険給付諸率	132
第 72 表	組合管掌健康保険収支状況	134
3	国民健康保険	
第 73 表	国民健康保険適用状況	135
第 74 表	国民健康保険給付決定状況	135
第 75 表	国民健康保険療養の給付等決定状況	136
第 76 表	国民健康保険療養費等決定状況	137
第 77 表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	137
第 78 表	国民健康保険療養の給付諸率	138
第 79 表	国民健康保険料（税）収納状況	138
第 80 表	国民健康保険諸率	139
第 81 表	国民健康保険収支状況	140
4	厚生年金保険	
①	厚生年金保険	
第 82 表	厚生年金保険適用状況	141
第 83 表	厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	141
第 84 表	厚生年金保険適用状況（業態別）	142
第 85 表	厚生年金保険年金受給権者状況	143
第 86 表	厚生年金保険一時金裁定状況	144
第 87 表	厚生年金保険給付受給権者 1 人当り金額	144
第 88 表	厚生年金保険保険料徴収状況	145
第 89 表	厚生年金保険収支状況	145
②	厚生年金基金	
第 90 表	厚生年金基金適用状況	146
第 91 表	厚生年金基金年金受給権者状況	146
第 92 表	厚生年金基金一時金裁定状況	147
第 93 表	厚生年金基金給付 1 人当り金額	147
○参考	その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）	
第 94 表	加入件数	148

第 95 表	加入者数	148
5 国民年金		
第 96 表	国民年金被保険者数	149
第 97 表	国民年金保険料収納済歳入額状況	149
第 98 表	拠出制年金受給権者状況	150
第 99 表	福祉年金受給権者状況	151
第 100 表	国民年金特別会計収支状況	152
6 農業者年金基金		
第 101 表	農業者年金被保険者数	154
第 102 表	農業者年金受給権者状況	154
第 103 表	農業者年金年金勘定経理状況	155
7 国家公務員共済組合		
第 104 表	国家公務員共済組合適用状況	156
第 105 表	国家公務員共済組合短期部門給付決定状況	159
第 106 表	国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況 (診療費分)	162
第 107 表	国家公務員共済組合短期部門給付諸率	163
第 108 表	国家公務員共済組合長期部門支払状況	165
第 109 表	国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況	166
第 110 表	国家公務員共済組合長期部門 1 人当り金額	167
第 111 表	国家公務員共済組合短期経理状況	168
第 112 表	国家公務員共済組合長期経理状況	169
第 113 表	国家公務員共済組合業務経理状況	170
第 114 表	国家公務員共済組合保健経理状況	171
第 115 表	国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況	172
第 116 表	国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率	173
8 地方公務員等共済組合		
第 117 表	地方公務員等共済組合適用状況	174
第 118 表	地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況	176
第 119 表	地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況 (診療費分)	179
第 120 表	地方公務員等共済組合短期部門給付諸率	180
第 121 表	地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況	182
第 122 表	地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	183
第 123 表	地方公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額	184
第 124 表	地方公務員等共済組合短期経理状況	185

第 125 表	地方公務員等共済組合長期経理状況	186
第 126 表	地方公務員等共済組合業務経理状況	187
第 127 表	地方公務員等共済組合保健経理状況	187

9 私立学校教職員共済

第 128 表	私立学校教職員共済適用状況（学校種別）	188
第 129 表	私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）	189
第 130 表	私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）	190
第 131 表	私立学校教職員共済短期部門給付決定状況	191
第 132 表	私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況 （診療費分）	193
第 133 表	私立学校教職員共済短期部門給付諸率	194
第 134 表	私立学校教職員共済長期部門支給決定状況	196
第 135 表	私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況	197
第 136 表	私立学校教職員共済長期部門 1 人当り金額	198
第 137 表	私立学校教職員共済短期経理状況	199
第 138 表	私立学校教職員共済長期経理状況	200
第 139 表	私立学校教職員共済業務経理状況	201
第 140 表	私立学校教職員共済保健経理状況	201

10 農林漁業団体職員共済組合

第 141 表	農林漁業団体職員共済組合適用状況	202
第 142 表	農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	202
第 143 表	農林漁業団体職員共済組合支給状況	203
第 144 表	農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	204
第 145 表	農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当り金額	205
第 146 表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	206
第 147 表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	206

11 船員保険

第 148 表	船員保険適用状況	207
第 149 表	船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	208
第 150 表	船員保険疾病部門給付決定状況	209
第 151 表	船員保険疾病部門診療費決定状況	211
第 152 表	船員保険疾病部門給付諸率	213
第 153 表	船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	215
第 154 表	船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	216
第 155 表	船員保険年金部門（職務上）1 人当り金額	217
第 156 表	船員保険収支状況	218

12 雇用保険

第 157 表	雇用保険適用状況	219
第 158 表	労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	219
第 159 表	雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	220
第 160 表	雇用保険給付状況	221
第 161 表	一般求職者給付の状況	222
第 162 表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	223

13 労働者災害補償保険

第 163 表	労働者災害補償保険適用状況	224
第 164 表	労働者災害補償保険給付支払状況	225
第 165 表	労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	225
第 166 表	労働者災害補償保険給付平均支払額	226
第 167 表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	226

14 公務災害補償

第 168 表	国家公務員災害補償費支払状況	227
第 169 表	国家公務員災害補償 1 件当り金額	228
第 170 表	地方公務員災害補償費支払状況	229
第 171 表	地方公務員災害補償 1 件当り補償費	230

15 介護保険

第 172 表	介護保険適用状況	231
第 173 表	介護保険要介護（要支援）認定者数	231
第 174 表	介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況	232
第 175 表	介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数	234
第 176 表	介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数	234
第 177 表	介護保険施設介護サービス受給者数	235
第 178 表	介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況	236
第 179 表	介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）	238
第 180 表	介護保険における保険料収納額	238
第 181 表	介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）	239

第 5 節 高齢者保健（医療）福祉**1 総括**

第 182 表	介護保険施設等の比較	240
---------	------------	-----

2 老人福祉

第 183 表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	242
---------	------------------	-----

第 184 表	介護サービス事業所数・施設数及び利用者数・在所要者数	242
第 185 表	職種別にみた従事者数	244
第 186 表	性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数	250
第 187 表	性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率	251
3 後期高齢者医療		
第 188 表	後期高齢者医療被保険者数	252
第 189 表	後期高齢者医療費の状況	252
第 190 表	後期高齢者医療費（診療費）の状況	253
第 191 表	後期高齢者医療被保険者数及び医療費の推移	253
第 192 表	後期高齢者医療費と国民医療費の推移	254
第 193 表	医療費の負担	254
4 老人保健施設		
第 194 表	開設者別にみた施設数及び入所定員数	255
5 保健・健康増進 *旧 老人保健（ヘルス事業）		
第 195 表	保健・健康増進事業実施状況	256
第 196 表	健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	257
第 197 表	健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	258
第 198 表	がん検診の受診人員・結果別人員状況	259
第 6 節 医療供給と医療費		
1 総括		
第 199 表	国民医療費推計額	260
第 200 表	診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	261
第 201 表	患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	261
2 医療機関		
第 202 表	病院・診療所数（開設者別）	262
第 203 表	病床数（開設者別・種類別）	262
第 204 表	医療法人数の推移	263
第 205 表	薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	263
第 206 表	病院 1 施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	264
第 207 表	一般診療所 1 施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	265
第 208 表	歯科診療所 1 施設当り収支状況（構成比率）	265
3 地域医療計画		
第 209 表	地域医療計画の内容	266

第210表	地域医療計画の作成手続きと達成の推進	267
第211表	都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況	268

第7節 公衆衛生

1 結核等

第212表	結核医療費推計額	269
第213表	結核医療費予算額	269
第214表	結核登録者	270
第215表	結核病床数・患者数・病床利用率	270
第216表	ハンセン病療養所入所者数	271
第217表	ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額	271
第218表	エイズ対策の概要	272
第219表	H I V感染者及びエイズ患者の現状	273

2 感染症（伝染病）

第220表	感染症患者数	274
第221表	予防接種被接種者数	275

3 精神保健

第222表	精神病床数・患者数・病床利用率	276
第223表	措置入院患者数及び医療費国庫負担額	276
第224表	通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額	276
第225表	医療保護入院届出件数	276

4 難病

第226表	難病対策の概要	277
第227表	特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証所持者数	278

5 環境衛生

第228表	全国水道普及状況	281
第229表	下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況	281
第230表	下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費	281
第231表	廃棄物の分類と処理体制	282
第232表	ゴミ処理等の流れ	283
第233表	市町村のごみ処理費用の推移	284

6 公害

第234表	公害等調整委員会に係属した事件の処理件数	285
第235表	都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況	285

第 236 表	典型 7 公害の種類別苦情件数の推移	286
第 237 表	典型 7 公害以外の種類別苦情件数	286
第 238 表	公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等	287

7 保健所及び保健センター

第 239 表	保健所の活動	288
第 240 表	保健所数及び保健所職員総数	289
第 241 表	保健所活動状況	289

第 8 節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者

第 242 表	障害者数	290
第 243 表	障害別障害者数（在宅）の推移	290
第 244 表	身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度別）	291
第 245 表	知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）	292
第 246 表	身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数	293
第 247 表	身体障害者に対する補装具購入等の状況	294
第 248 表	身体障害者更生援護状況	295
第 249 表	身体障害者に対する更生医療給付決定状況	295
第 250 表	障害者職業能力開発校の障害種別入校状況	296

2 児童福祉

第 251 表	児童相談所処理件数	297
第 252 表	里親及び委託児童数	297
第 253 表	児童福祉施設数及び在所者数	298
第 254 表	育成医療等の給付及び補装具等の交付状況	299
第 255 表	1 歳 6 か月児健康診査受診者数	299
第 256 表	3 歳児健康診査受診者数	299
第 257 表	児童扶養手当受給世帯数	300
第 258 表	特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数	300
第 259 表	児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況	301
第 260 表	児童手当制度の費用負担等	304

3 社会福祉関係機関・施設等

第 261 表	社会福祉行政機関等設置状況	305
第 262 表	社会福祉施設数（施設の種別別）	306
第 263 表	生活福祉資金貸付状況	308
第 264 表	母子福祉資金貸付状況	308
第 265 表	災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況	308

第9節 生活保護

第266表	被保護実世帯・被保護実人員・保護率	309
第267表	被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	309
第268表	扶助別人員	310
第269表	保護開始世帯数（世帯類型・構造別）	310
第270表	保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）	311
第271表	保護費（扶助別）	311
第272表	医療扶助決定状況（診療費分）	312
第273表	生活扶助基準額の例	312
第274表	保護施設の施設数及び在所者数	313

第10節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩給

第275表	文官恩給年金受給権者状況	314
第276表	軍人恩給年金受給権者状況	314
第277表	都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	314

2 戦争犠牲者援護

第278表	未帰還者留守家族等援護法による援護状況	316
第279表	戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	316
第280表	戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	316
第281表	戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	317
第282表	原爆被爆者対策状況	317

第11節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第283表	住宅数・世帯数・世帯人員・1住宅当り居住室数・畳数・延面積・1人当り 居住室の畳数（住宅の所有関係別）	318
第284表	住宅の所有関係別世帯数（地域別）	319
第285表	住宅の所有関係別普通世帯数	319
第286表	公営住宅等建設戸数	320
第287表	1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	320

② 雇用関係一般

第 288 表	労働力人口・非労働力人口（年平均）	321
第 289 表	年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）	321
第 290 表	就業者数（産業別、年平均）	322
第 291 表	就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）	324
第 292 表	年齢別有効求人倍率	324
第 293 表	職業転換給付金関係予算の推移	325
第 294 表	地域別最低賃金額の改定状況	326
第 295 表	産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数	327
第 296 表	障害者雇用の現状	328
第 297 表	定年制等の状況	329

2 関係機関

第 298 表	社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額	330
第 299 表	年金積立金管理運用独立行政法人の運用資産状況	331
第 300 表	独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設、資金別）	331
第 301 表	独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）	332
第 302 表	独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数	332
第 303 表	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の設置運営施設数	333
第 304 表	中小企業退職金共済加入状況	333
第 305 表	中小企業退職金共済支給状況	333

第 12 節 社会保障分野における人的資源の状況

第 306 表	医師数（業務別）	334
第 307 表	歯科医師数（業務別）	334
第 308 表	歯科衛生士数（就業場所別）	335
第 309 表	歯科技工士数（就業場所別）	335
第 310 表	薬剤師数（業務別）	335
第 311 表	看護職員需給見通し	336
第 312 表	看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）	337
第 313 表	保健師数（就業場所別）	337
第 314 表	助産師数（就業場所別）	338
第 315 表	就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	338
第 316 表	理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	339
第 317 表	社会福祉士・介護福祉士登録者数	339
第 318 表	全医療施設の従事者数（業務の種類別）	340

第13節 財政

第319表	一般関係歳出予算額の推移（当初予算）	341
第320表	一般会計歳入・歳出（目的別）	342
第321表	地方財政（普通会計）歳入歳出	343
第322表	地方の民生費と衛生費の状況	345
第323表	国内総支出に対する財政規模	347
第324表	高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移	347
第325表	国税及び地方税	348
第326表	市町村税納税義務者数	348

第14節 国際統計及び比較

1 人口

第327表	諸外国の出生率	349
-------	---------	-----

2 社会保障

第328表	ILO条約及び勧告（社会保障関係）	350
第329表	国民負担率の国際比較等	351
第330表	国民負担率の推移（対国民所得比）	351

3 医療

第331表	医療費費用負担制度の国際比較	352
第332表	医療費の対国内総生産比の国際比較	356
第333表	医療供給に関する指標の国際比較（人口1,000人当たり）	357

4 年金

第334表	諸外国の公的年金制度の概要	358
-------	---------------	-----

5 児童手当

第335表	主要国の児童手当制度等	360
-------	-------------	-----

6 労働

第336表	主要国の失業者数及び失業率	362
第337表	1人当たり平均年間総実労働時間の国際比較（2012年）	362
第338表	国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間の国際比較（製造業）	363
第339表	労働費用構成の国際比較	363

7 国際協力

第340表	WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移	364
-------	----------------------	-----

第 341 表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移…………… 364

8 国民所得

第 342 表 国民総所得…………… 365

第 343 表 1 人当り国民総所得…………… 366

第 I 部

社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 はじめに

社会保障の定義がはじめて公にされたのは、1950（昭和 25）年の社会保障制度審議会の勧告に始まる。勧告では、以下のように社会保障制度を定義している。

「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾（はいしつ）、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」

社会保障全般に関する提言は、1990年代に入ってからようやく出現し始めた。社会保障制度審議会は、1993（平成 5）年の「社会保障将来像委員会第一次報告」、1994（平成 6）年の「社会保障将来像委員会第二次報告」で、社会保障の理念の見直しに取り組んだ。同審議会は、1995（平成 7）年、「社会保障体制の再構築」で安心して暮らせる 21 世紀の社会保障像を勧告した。答申のみではなく建議、意見の権限のあった社会保障制度審議会は、2000（平成 12）年、中央省庁再編にともない解散することに先立ち、最後の意見「新しい世紀に向けた社会保障」をまとめた。それは社会保障構造の在り方について考える有識者会議の同年の「21 世紀に向けての社会保障」と同一基調であった（注）。

社会保障制度審議会は「社会保障体制の再構築（勧告）～安心して暮らせる 21 世紀の社会をめざして～」において、「社会保障の理念と原則では、社会保障制度の新しい理念とは、広く国民に健やかで安心できる生活を保障することである」と述べている。

社会保障制度審議会の最後の意見、「新しい世紀に向けた社会保障（意見）」（平成 12 年 9 月）では、「生活保障システムの確立」を謳い意見をだしている。また、この意見書で「社会保障国民会議」の設置が提言され、現在の組織につながったものと考えられる。

（注）横山和彦 解題：2 社会保障 所内研究報告書No.13

所内研究報告書No.13「日本社会保障資料IV（1980-2000）」国立社会保障・人口問題研究所刊行。

参照（URL <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/title.html>）

2 社会保険、児童手当及び後期高齢者医療制度の内容一覧

① 医療保険制度

制度の種類		職 域			
		健 康	保 険	船 員 保 険	
根 拠 法 〔 施 行 〕		健康保険法（大11.4.22法70） 〔昭2.1.1〕			船員保険法 （昭14.4.6法73） 〔昭15.6.1〕
対 象		一般被用者		法第3条第2項の規定による労働者	船 員
保 険 者 （平成26年3月末現在）		全国健康保険協会	各種健康保険組合 （1,409）	全国健康保険協会	全国健康保険協会
加 入 者 数 （平成26年3月末現在）		20,902千人 （家族15,491千人）	29,131千人 （家族13,487千人）	19千人 （家族6千人）	125千人 （家族67千人）
財 源	（一掛般 金）保 険 率 料	（平均保険料率） 5.00% 5.00% 10.00% （平成25年3月～）	各健康保険組合によって異なる	1級日額～11級日額 150 ～ 1,235 240 ～ 1,995 390 ～ 3,230 円 円	疾病保険料率 4.55% 5.05% 9.60% （平成25年3月～）
	国庫負担・補助	事務費の全額 給付費等の16.4%	定額（予算補助）	事務費の全額 給付費等の16.4%	定額
保 険 給 付	診療等 （一部負担）	義務教育就学後から70歳未満：3割。ただし義務教育就学前：2割、70歳以上75歳未満：2割※（現役並み所得者※70歳以上75歳未満の者については、平成26年3月末までに既に70歳に達している者：1割			
	入院時食事療養費	標準負担額 ・住民税課税世帯 1食360円 ・住民税非課税世帯 90日まで1食210円 91日目以降は1食160円 ・特に所得の低い住民税非課税世帯 1食100円			
	入院時生活療養費	生活療養標準負担額 ・一般（Ⅰ）1食460円＋1日320円 ・一般（Ⅱ）1食420円＋1日320円 ※療養病床に入院する65歳以上の者が対象 ※難病等の入院医療の必要性の高い患者の負担は食事療養標準負担額と同額			
	高額療養費	自己負担限度額 70歳未満の者 ・年収約1,160万円～：252,600円＋（医療費－842,000円）×1% ・～年収約370万円：57,600円 ・住民税非課税：35,400円 70歳以上75歳未満の者 ・現役並み所得者：80,100円＋（医療費－267,000円）×1%、 ・住民税非課税世帯のうち特に所得の低い者：15,000円、 世帯合算基準額 70歳未満の者については、同一月における21,000円以上の負担が複数の場合は、これを合算して支給 多数該当の負担軽減 12月に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額 70歳未満の者 ・年収約1,160万円～：140,100円 ・年収約770～約1,160万円：93,000円 70歳以上の現役並み所得者：44,400円 長期高額疾病患者の負担軽減 血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担限度額は10,000円			
	高額医療・高額介護 合 算 制 度	毎年8月から翌年7月までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額となる場合に、負担を軽減			
	出 産 育 児 一 時 金	420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、それ以外の場合は404,000円			
	家 族 出 産 育 児 一 時 金	420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、それ以外の場合は404,000円			
	埋 葬 料	50,000円			50,000円 付加給付あり
	家 族 埋 葬 料	50,000円			50,000円 付加給付あり
	休 業 給 付	傷 病 手 当 金	1日につき標準報酬月額を30で除算し、3分の2を乗じた額 1年6ヵ月まで	保険料の納入状況に応じ、1日につき前2ヵ月間あるいは6ヵ月間のうち最大の月収額の45分の1相当額 6ヵ月（結核性1年6ヵ月）まで	1日につき標準報酬月額を30で除算し、3分の2を乗じた額 3年まで
出 産 手 当 金		1日につき標準報酬月額を30で除算し、3分の2を乗じた額 出産日（出産が予定日後であるときは、予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は、98日）から出産日後56日まで	1日につき出産した月の前4ヵ月のうち最も賃金の多かった月の額の45分の1相当額	1日につき標準報酬月額を30で除算し、3分の2を乗じた額 妊娠が判明したときから出産日後56日分まで	
休 業 手 当 金		—			
災 害 給 付	弔 慰 金	—			
	家 族 弔 慰 金	—			
	災 害 見 舞 金	—			

（注）1 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、付加給付あり。
2 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。
3 各国民健康保険組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族については協会けんぽ並である。

資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」、法研「平成29年版社会保障便利事典」

平成28(2016)年6月現在

保 険			地 域 保 険		
国家公務員共済組合	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済	国 民 健 康 保 険		
国家公務員共済組合法 (昭33.5.1法128) 〔昭33.7.1〕	地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) 〔昭37.12.1〕	私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245) 〔昭29.1.1〕	国民健康保険法 (昭33.12.27法192) 〔昭34.1.1〕		
国家公務員	地方公務員	私立学校教職員	一般国民(農業者・自営業者等)		被用者保険の退職者
各省庁等共済組合(20)	各地方公務員等共済組合(64)	日本私立学校振興・共済事業団	各市町村 (1,716)	各国民健康保険組合 (164)	各市町村 (1,716)
8,836千人 (家族4,343千人)			33,025千人	2,911千人	退職者 1,392千人
-	-	-	世帯ごとに応益割(定額)と応能割(負担能力に応じて)を賦課 保険者によって賦課算定方式は多少異なる		
事務費の全額	(各地方公共団体が事務費の全額負担)	事務費の一部	給付費等の41%	事務費の全額 給付費等の43.3~ 47.1%	なし

は3割)

・住民税非課税世帯 1食210円+1日320円 ・特に所得の低い住民税非課税世帯 1食130円+1日320円

・年収約770~約1,160万円:167,400円+(医療費-558,000円)×1% ・年収約370~約770万円:80,100円+(医療費-267,000円)×1%

外来(個人ごと)44,400円 ・一般:44,400円、外来(個人ごと)12,000円 ・住民税非課税世帯:24,600円、外来(個人ごと)8,000円
外来(個人ごと)8,000円

・年収約370~約770万円:44,400円 ・~年収約370万円:44,400円 ・住民税非課税:24,600円

ただし、年収770万円超の区分で人工透析を行う70歳未満の患者の自己負担限度額は20,000円

する仕組み。自己負担限度額は所得と年齢に応じてきめ細かく設定

420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、 それ以外の場合は404,000円	条例・規定の定めるところによる *(基準額420,000円) ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、 それ以外の場合は404,000円	
420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、 それ以外の場合は404,000円	-	
50,000円	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1~5万円程度としているところが多い)	
50,000円	-	
1日につき標準報酬月額を22で除算し、3分の2を乗じた額 1年6ヵ月(結核性3年)まで	1日につき標準報酬月額を22で除算した額の8割から学校等で支払った報酬を差し引いた額 1年6ヵ月(結核性3年)まで	(任意給付) *実施市町村なし
1日につき標準報酬月額を22で除算し、3分の2を乗じた額	1日につき標準報酬月額を22で除算した額の8割から学校等で支払った報酬を差し引いた額	
出産日(出産が予定日後であるときは、予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は、98日)から出産日後56日まで		
1日につき標準報酬日額の50%相当額	1日につき標準報酬日額の50%相当額	1日につき標準給与日額の60%相当額
標準報酬月額1ヵ月相当額	給料月額1ヵ月相当額	標準給与月額1ヵ月相当額
標準報酬月額70%相当額	給料月額70%相当額	標準給与月額70%相当額
損害の程度に応じ標準報酬月額の半月分~3ヵ月分		-

- 4 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円(月収28万円以上)以上の者または世帯に属する70~74歳の被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の者。ただし、収入が高齢者複数世帯で520万円未満もしくは高齢者単身世帯で383万円未満の者、及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の者は除く。特に所得の低い住民税非課税世帯とは、年金収入80万円以下の者等。
- 5 加入者数は四捨五入により、合計と内訳の和が一致しない場合がある。
- 6 船員保険の保険料率は、被保険者保険料負担軽減措置(0.50%)による控除後の率である。

② 年金制度

平成28(2016)年10月現在

制度の種類		国 民 年 金	
根 拠 法 〔 施 行 〕		国民年金法(昭34.4.16法141) 〔(拠出制年金)昭36.4.1〕	
対 象		第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者、組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者	
経 営 主 体		国	
被 保 険 者 数 (平成27年3月末現在)		第1号被保険者1,742万人 第2号被保険者3,884万人 第3号被保険者932万人	
財 源	保 険 料	第1号被保険者…(一般保険料)月額16,260円 ^{注1)} (付加保険料)月額 400円 第2号被保険者 } 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者 }	
	国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/2、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、事務費の全額	
給 付		支給要件	年金額
老 齢 給 付	老 齢 基 礎 年 金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む)が25年 ^{注2)} 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰り上げ、繰り下げの制度がある)	$780,100円 \times ((\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料全額免除月数}) \times 4/8 + (\text{保険料}3/4\text{免除月数}) \times 5/8 + (\text{保険料}1/2\text{免除月数}) \times 6/8 + (\text{保険料}1/4\text{免除月数}) \times 7/8)^{\text{注3)}} / 480^{\text{注4}}$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある
	付 加 年 金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200円×付加保険料納付済月数
障 害 給 付	障 害 基 礎 年 金	(1) 被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当する者に支給(初診日前の滞納期間が1/3未満の場合に限る ^{注5)}) (2) 20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当する者に支給	1級 975,125円+加算額 2級 780,100円+加算額 (加算額は子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき224,500円、3人目以上は1人につき74,800円)
遺 族 給 付	遺 族 基 礎 年 金	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る (1) 被保険者 (2) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3) 老齢基礎年金の資格期間を満たしている	子のある妻に支給する場合 780,100円+加算額(子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき224,500円、3人目以上は1人につき74,800円) 子に支給する場合 780,100円+加算額(子が2人以上の場合、2人目の子には224,500円、3人目以上は1人につき74,800円)を子の数で割った額
	寡 婦 年 金	第1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く)	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
	死 亡 一 時 金	第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く)が死亡した場合にその者の遺族に支給	保険料納付済期間に応じた額(12万円~32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算

(注) 1 平成28年4月現在。毎年280円(16年度価格)ずつ引き上げ、29年度以降16,900円(16年度価格)で固定する。
2 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~20年の期間短縮措置がある。
3 平成21年3月分までは、全額免除は×1/3、3/4免除は×1/2、1/2免除は×2/3、1/4免除は×5/6にてそれぞれ計算される。
4 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。
5 平成38年3月までは、初診日や死亡した日のある月の前々々までの直近1年間に保険料滞納がなければ支給する。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2016/2017」

平成28(2016)年10月現在

制度の種類			厚生年金保険	
根拠法 〔施行〕			厚生年金保険法(昭29.5.19法115) 〔昭和29.5.29(昭和16年法律第60号の全部改正)〕	
対象			70歳未満の一般被用者	
経営主体			国	
加入者数 (平成27年3月末現在)			3,599万人	
財源	保険料率	本人	(一般男子と女子)	(坑内員及び船員)
		使用者計	8.914%	8.968%
		国庫負担	基礎年金拠出金の1/2等、事務費の全額	
給付			支給要件	年金額
老齢給付	老齢厚生年金		老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 加給年金額は、受給権取得時に生計を維持する配偶者か子がいる場合に加算	(平均標準報酬額×7.125 ^{注2)} / 1000 × 平成15年3月までの加入期間月数) + (平均標準報酬額×5.481 ^{注3)} / 1000 × 平成15年4月以降の加入期間月数) + 加給年金額(配偶者224,500円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき224,500円、3人目以上は1人につき74,800円) × 改定率 (注)従前額保障等のための経過措置がある
			(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており厚生年金の被保険者期間が1年以上ある者が、60歳に達した後65歳になるまで支給 (注)支給開始年齢は引上げ途上にあり、昭和36年4月2日(女子は昭和41年4月2日)以降生まれの人には支給されない	(1,626円×生年月日に応じた率×加入期間月数) + 上記額(報酬比例+加給)
障害給付	障害厚生年金		被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給	1級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額×1.25+加給年金額 2級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額+加給年金額 3級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額(最低保障585,100円) (注)加入期間月数が300未満の場合は300月とみなす 3級には障害基礎年金は対象外
	障害手当金		障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度)	老齢厚生年金(報酬比例)相当額×2(最低保障1,170,200円)
遺族給付	遺族厚生年金		次のいずれかに該当した場合に支給	老齢厚生年金(報酬比例)相当額×3/4 (注)左記支給要件(1)(2)による遺族厚生年金で、被保険者の加入期間月数が300未満の場合は、300月とみなす 子のある妻か子が受給する場合、遺族基礎年金も支給される 子のない寡婦で権利を取得した当時40歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで585,100円を加算
	順位		(1)被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の保険料納付要件あり)	
	配偶者	1	(2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき	
	子		(3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	
	父母	2		
孫	3			
祖父母	4			

(注) 1 平成28年9月現在。29年9月以降18.3%で固定する。

2 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて9.5/1000~7.230/1000となる。

3 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて7.308/1000~5.562/1000となる。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2016/2017」

第1部 社会保障の体系と現状

平成28（2016）年9月現在

制 度 の 種 類		国 家 公 務 員 共 済 組 合		
根 拠 法 [施 行]		国家公務員共済組合法（昭33. 5. 1 法128）〔昭33. 7. 1（昭和23年法律第69号の全部改正）〕		
対 象		国家公務員等		
経 営 主 体		国家公務員共済組合連合会		
加 入 者 数 (平成26年度末現在)		106万人		
財 源	掛 金 率	本 人 事業主 計	(連合会) 8.816% 8.816% 17.632%（平成27年10月以降は厚生年金保険料となり、退職等年金給付に係る掛金率が別に設けられている）〔一般組合員〕	
	国庫負担		①公経済負担 基礎年金拠出金の1/2等 ②事業主負担 事務費の一部、追加費用の全額	
給 付		支 給 要 件	年 金 額	
老 齢 給 付	老 齢 厚 生 年 金		老齡基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後65歳に達したとき支給 老齡基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給（受給権者が被保険者である間は一部または全部が支給停止） ①厚生年金相当額+②加給年金額が支給される ①報酬比例額 平均標準報酬額×5.481/1000(※1)×組合員期間月数 ただし、平成15年3月までの組合員期間に係る年金額については平均標準報酬月額×7.125/1000(※1)×組合員期間月数 ②加給年金額 65歳未満の配偶者（受給権者の生年月日により）年額224,500～390,100円 子2人目までは1人につき年額224,500円、3人目から1人につき74,800円 (※1)生年月日に応じて率が異なる	
	(特別支給) 老齡基礎年金の受給要件を満たしており組合員期間が1年以上ある組合員が、60歳に達した後65歳になるまで支給（受給権者が被保険者である間は一部または全部が支給停止）		年金額＝定額+報酬比例額+加給年金額定額	
障 害 給 付	障 害 厚 生 年 金	被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害の程度に応じて支給	1級 老齡厚生年金額×1.25+加給年金額 2級 老齡厚生年金額+加給年金額 3級 老齡厚生年金額（最低保障585,100円）	
	障 害 手 当 金	障害厚生年金に準ずる（障害厚生年金に該当しない障害の程度）	老齡厚生年金額×200/100（最低保障1,170,200円）	
遺 族 給 付	遺 族 厚 生 年 金	被保険者または被保険者であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給	老齡厚生年金額×3/4 子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで585,100円を加算	
	順 位	(1) 被保険者が死亡したとき		
	配 偶 者	1		(2) 被保険者が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき
	子			
	父 母	2		(3) 障害厚生年金（1級、2級）の受給権者が死亡したとき
孫	3		(4) 老齡厚生年金の受給権者または老齡厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	
祖 父 母		4		

(注) 1 平成28年4月以降の新規採用者は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）により厚生年金保険の適用を受けている。

2 平成29年4月以降に新規に採用された者は厚生年金保険の適用を受ける。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2016/2017」

平成28（2016）年9月現在

制度の種類			地方公務員共済組合		私立学校教職員共済	
根拠法〔施行〕			地方公務員等共済組合法 （昭37.9.8法152）〔昭37.12.1〕		私立学校教職員共済法 （昭28.8.21法245）〔昭29.1.1〕	
対象			地方公務員		私立学校教職員	
経営主体			各地方公務員共済組合（64組合）		日本私立学校振興・共済事業団	
加入者数			288万人（平成26年度末現在）		52万人（平成26年度末現在）	
財源	掛金率	本人	8.816%		6.9555%	
		事業主	8.816%		6.9555%	
		計	17.632%		13.911%	
		国庫負担	基礎年金拠出金の1/2、 事務費の全額（地方公共団体負担）		基礎年金拠出金の1/2等、 事務費の一部	
給付			支給要件	年金額	支給要件	年金額
老齢給付	退職共済年金					
	障害給付	障害共済年金				
		障害一時金				
遺族給付	遺族共済年金		（国家公務員共済組合に同じ）	（国家公務員共済組合に同じ）	（国家公務員共済組合に同じ）	（国家公務員共済組合に同じ）
	順位					
	配偶者	1				
	子					
	父母	2				
	孫	3				
祖父母	4					

（注）1 平成28年4月以降の新規採用者は、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）により厚生年金保険の適用を受けている。

2 平成29年4月以降に新規に採用された者は厚生年金保険の適用を受ける。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2016/2017」

第1部 社会保障の体系と現状

平成28(2016)年9月1日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭40.6.1法104で追加、昭和41.10.1〕	
対象		65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)	
経営主体 (平成26年度末現在)		各厚生年金基金(444基金)	
加入者数 (平成26年度末現在)		361万人	
財源	免除率	本人 使用者 計	1.2%~2.5% 1.2%~2.5% 2.4%~5.0%
	国庫負担		なし
給付		支給要件	年金額
老齢給付		(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の 受給権を取得したときに支給	給付形態は次の2通り ①代行型 加入員期間の標準給与の平均× 一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均× 一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付 など

資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」

平成28(2016)年3月31日現在

制度の種類		国民年金基金	
根拠法〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141)〔平元.12.22法86で追加、平3.4.1〕	
対象		国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料免除者、農業者年金の被保険者を除く)	
経営主体 (平成24年度末現在)		地域型国民年金基金(47基金) 職能型国民年金基金(25基金)	
加入者数 (平成27年度末現在)		42万7千人	
財源	保険料(掛金)	給付の型や加入時の年齢により異なる 上限額 月額 68,000円	
	国庫負担		国民年金本体の付加年金と同様、事務費
給付		支給要件	年金額
年金	老齢年金	65歳に達したとき	終身年金A型・B型と確定年金I型・II型・III型・IV型・V型の7種類、加入する口数によって、受け取る年金額が決まる
一時金	遺族一時金	保証期間のある終身年金A型と確定年金I型・II型・III型・IV型・V型に加入している人が、年金を受ける前、又は保証期間中に死亡した場合、生計を同じくしていた遺族(次の①~⑥の順位①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹)に支給	加入時年齢と死亡時年齢及び死亡時までの掛金納付期間に応じた額

資料：国民年金基金連合会HP「制度について知る」「事業概況」

《厚生年金基金、確定給付企業年金の比較》

	厚生年金基金	確定給付企業年金
根 拠 法	厚生年金保険法 (制度創設：昭和41年)	確定給付企業年金法 (制度創設：平成14年)
設 立	厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立	基金型企業年金：厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立 規約型企業年金：信託会社、生命保険会社等と契約を締結し厚生労働大臣の承認を受ける
運 営 主 体	厚生年金基金	基金型企業年金：企業年金基金 規約型企業年金：事業主
掛 金 負 担	加算部分（多くは事業主負担） 代行部分（事業主と加入者が折半）	事業主負担が原則（加入者が同意した場合は加入者拠出が可能）
資 産 運 用 等	制度実施者（企業等）がまとめて運用管理を行う	同左
積 立 義 務	年金資産の積立基準を設定するとともに、財政検証や積立不足の解消を義務づける規定	同左
受 託 者 責 任	事業主など企業年金の管理・運営に関わる者について、加入者等に対する責任及び行為準則を明確化する規定	同左
情 報 開 示	事業主等に対し、業務の概況について加入者等への情報開示及び厚生労働大臣への報告を義務づける規定	同左
税 制		
① 拠 出 時	非課税	非課税（加入者拠出は実質課税（生命保険料控除））
② 運 用 時	実質非課税	特別法人税課税 (平成28年度まで凍結)
③ 給 付 時	年 金：公的年金等控除 一時金：退職所得控除	年 金：公的年金等控除 一時金：退職所得控除 ※加入者拠出相当分は非課税

資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」「確定拠出年金制度の概要」

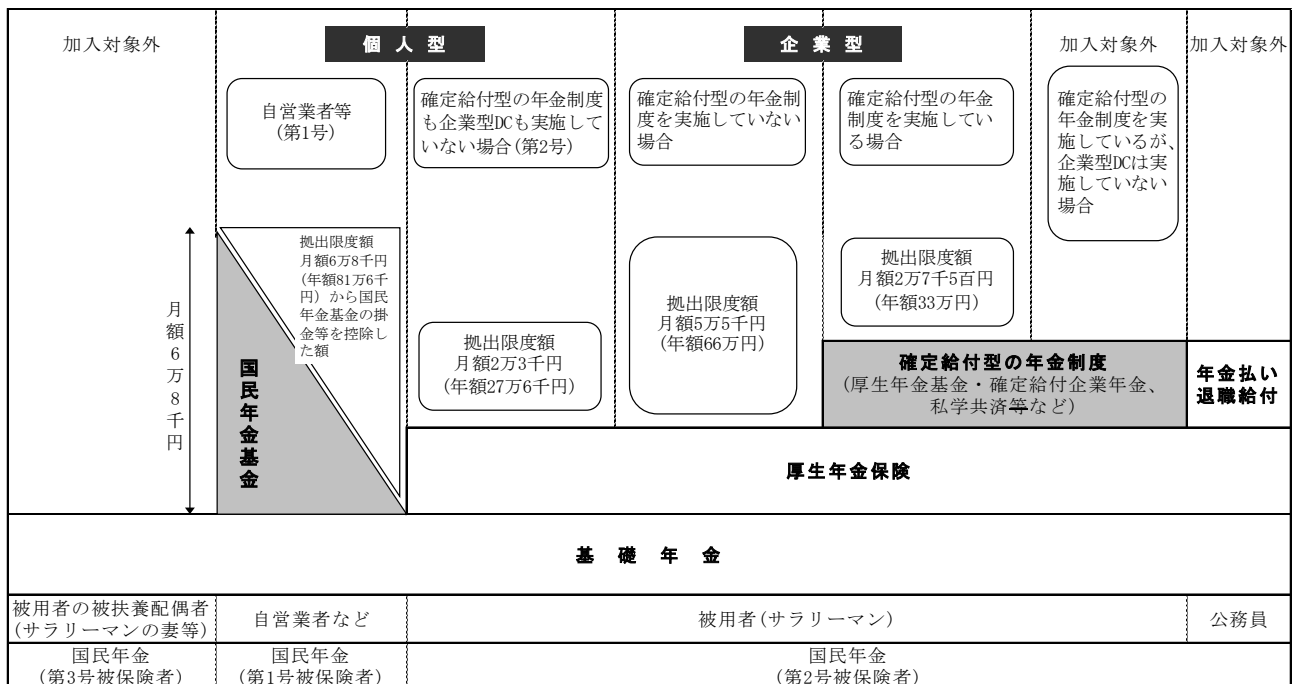
第1部 社会保障の体系と現状

●確定拠出年金の概要

	確定拠出年金				
	企業型年金		個人型年金		
	厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施している	厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施していない	自営業者等	企業型年金、企業年金なし	
実施主体	企業型年金規約の承認を受けた企業		国民年金基金連合会		
加入資格	実施企業に勤務する従業員（国民年金第2号被保険者）		自営業者等（農業者年金の被保険者、国民年金の保険料免除者を除く） （国民年金第1号被保険者）	企業年金加入者、厚生年金基金等の加入者の対象となっていない企業の従業員（国民年金第2号被保険者）	
加入者数等 （平成27年10月末現在）	承認規約数：5,198件（平成29年1月末現在） 加入者数：5,891千人（平成28年12月末速報値） 実施事業主数：24,869社（平成29年1月末現在）		第1号加入者：78,769名 第2号加入者：250,878名 事業所登録：198,114事業所		
拠出方法	事業主が拠出（規約に定めた場合は加入者も拠出可能）		加入者個人が拠出（企業は拠出できない）		
拠出限度額	月額 27,500円	月額 55,000円	自営業者等 月額 68,000円 国民年金基金の限度額と枠を共有 専業主婦（夫）等 月額 23,000円	厚生年金保険の被保険者のうち ・厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施している場合 月額12,000円 ・企業型年金のみを実施している場合 月額20,000円 ・企業型年金や厚生年金基金等の確定給付型の年金を実施していない場合（下記を除く） 月額23,000円 ・公務員、私学共済制度の加入者 月額12,000円	
税制	拠出時	非課税（事業主が拠出した掛金額は全額損金算入、加入者が拠出した掛金額は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除））		非課税（加入者が拠出した掛金額は、全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除））	
	運用時	特別法人税課税（平成28年度末まで凍結）			
	給付時	年金として受給：公的年金等控除（標準的な年金額までは非課税） 一時金として受給：退職所得控除			
給付方法	老齢給付金	給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：原則60歳に到達した場合に受給することができる（60歳時点で確定拠出年金への加入者期間が10年に満たない場合は、支給開始年齢を引き伸ばし）			
	障害給付金	給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：70歳に到達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者が傷病になっている一定期間（1年6ヶ月）を経過した場合に受給することができる			
	死亡一時金	給付：一時金 受給要件等：加入者が死亡したときにその遺族が資産残高を受給することができる			
	脱退一時金	給付：一時金 受給要件等：一定の要件を満たした場合に受給することができる			

資料：厚生労働省「確定拠出年金制度の概要」「確定拠出年金の施行状況」

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」

平成28(2016)年3月31日現在

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法〔施行〕		農業者年金基金法(昭45.5.20法78)〔昭46.1.1〕平成13年改正法施行	
対象		農業者	
経営主体		農業者年金基金	
加入者数		5万人(平成25年度末現在)	
財源	保険料	通常保険料：政策支援を受けない者が納付する保険料、月額2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が決定 特例保険料：認定農業者等政策支援を受ける者が納付する保険料、月額基本となる保険料2万円から補助額(2割、3割及び5割)を除いた額	
	国庫負担	政策支援(保険料の国庫補助)にあたる部分	
給付		支給要件	年金額
(平成14年1月1日から、任意加入方式の新制度となった)			
年金	農業者老齢年金(新制度)	65歳に達したとき(60歳まで繰上げ受給可、20年の期間要件なし)	納付された保険料及びその運用益の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出(物価スライドはなし)
	特例付加年金(新制度)	65歳到達、農業経営の廃止(経営継承)、60歳までの保険料納付済期間等が20年以上である場合の3つの要件を充足した場合に支給(農業廃止後60歳まで繰上げ支給可、農業経営廃止時期の制限なし)	国庫助成額及びその運用益の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出(物価スライドはなし)
一時金	死亡一時金(新制度)	加入者又は受給権者が80歳に達する前に死亡した場合にその遺族に支給	死亡した日の属する月の翌月から80歳まで農業者老齢年金を受給するとすればその者に支給されることとなる農業者老齢年金を、予定利率で割り戻した額を合計して算出
(旧制度の加入者は平成14年1月1日で全員資格喪失となった)			
経過措置 加入者への	脱退一時金(旧制度)	平成19年1月2日以降は時効により請求不可	保険料納付済期間と保険料を納付した被保険者期間(時期)に係る月数をもとに算出(保険料納付済総額の約3割程度の支給水準)
	死亡一時金(旧制度)	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が死亡した場合にその遺族に支給	
経過措置 受給者への	農業者老齢年金(旧制度)	これのみの受給の場合、削減なし 物価スライド廃止	
	経営移譲年金(旧制度)	給付適正化措置により平均9.8%の削減 物価スライド廃止	

資料：農業者年金基金HP、「農業者年金事業の実施状況」

③ 雇用保険制度

制度の種別		雇 用																																					
根拠法〔施行〕		雇用保険法（昭49.12.28法116）〔昭50.4.1〕																																					
対象		一 般 雇 用 者	短期雇用者																																				
保険者		政 府																																					
被保険者数		4,013万6千人（平成26年度平均）																																					
財源	保険料率	0.4% } 1.1% 農林水産業、清酒製造業については、0.5% 0.7% } 建設業については、0.5% } 1.3% 0.9% } 1.4% （うち0.35%（建設業は0.45%）は二事業費）																																					
	国庫負担	求職者給付費は給付費の原則1/4（日雇労働求職者は1/3、高齢求職者給付はなし）、就職促進給付及雇用継続給付は給付費の原則1/8（高齢雇用継続給付はなし） *当分の間、本来の負担額の55%に引き下げ																																					
失業等給付	求職者給付	基本手当	(1) 受給要件…離職の日以前2年間に被保険者期間が12ヵ月以上（倒産・解雇等による離職の場合は、離職日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上であっても可） (2) 日額…前職賃金（賞与等を除く）の8割～5割（60歳以上65歳未満の者については、8割～4.5割） (3) 給付日数 ①倒産・解雇等による離職者（③を除く）	基本手当の日額の30（当分の間40）日分に相当する特例一時金を支給 特例一時金の支給を受ける前に安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合には、その訓練等が終わるまで、基本手当を支給																																			
			<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td rowspan="5">90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上 35歳未満</td> <td rowspan="2">90日</td> <td rowspan="2">180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上 45歳未満</td> <td>240日</td> <td>270日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 60歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上 65歳未満</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> </tbody> </table>			被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	30歳以上 35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上 45歳未満	240日	270日	45歳以上 60歳未満	180日	240日	270日	330日	60歳以上 65歳未満	150日	180日	210日	240日
						被保険者であった期間																																	
					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																														
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—																																		
30歳以上 35歳未満		90日	180日	210日	240日																																		
35歳以上 45歳未満				240日	270日																																		
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日																																		
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日																																		
②倒産・解雇等以外の事由による離職者（③を除く）	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全年齢</td> <td>—</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	全年齢	—	90日	120日	150日																						
	被保険者であった期間																																						
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																		
全年齢	—	90日	120日	150日																																			
③就職困難者	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45歳未満</td> <td rowspan="2">150日</td> <td colspan="4">300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 65歳未満</td> <td colspan="4">360日</td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	45歳未満	150日	300日				45歳以上 65歳未満	360日																			
	被保険者であった期間																																						
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																		
45歳未満	150日	300日																																					
45歳以上 65歳未満		360日																																					
技能習得手当	(1) 受講手当…日額500円（受講開始日が平成24年4月1日以降である場合、受講手当に20,000円の上限額） (2) 通所手当…42,500円を限度とする交通費実費		同左*																																				
寄宿手当	月額10,700円		同左*																																				
傷病手当	基本手当日額と同額		—																																				

平成27(2015)年9月現在

保 険																			
高 年 齢 雇 用 者	日 雇 労 働 者																		
	政 府																		
	1万7千人(平成26年度平均)																		
	次の印紙保険料を左に加えて納付 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">1級 88円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">176円</td> <td style="text-align: center;">2級 73円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">146円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">88円</td> <td style="text-align: center;">73円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級 48円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">96円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">48円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	1級 88円	}	176円	2級 73円	}	146円	88円	73円	3級 48円	}	96円				48円			
1級 88円	}	176円			2級 73円			}	146円										
88円			73円																
3級 48円	}	96円																	
48円																			
び教育訓練給付はなし、	給付費の1/3																		
<p>(1) 受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上</p> <p>(2) 給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">算定基礎期間</th> <th>高年齢求職者給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年未満</td> <td style="text-align: center;">30日分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年以上</td> <td style="text-align: center;">50日分</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分を支給</p>	算定基礎期間	高年齢求職者給付金額	1年未満	30日分	1年以上	50日分	<p>給付日額(第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円)の13~17日分</p> <p>失業前の2ヵ月間(前月及び前々月)に26日以上印紙保険料を納めた者に支給</p> <p>①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日以上</p> <p>②第2級給付金 ア. 第1級及び第2級印紙保険料が24日以上 イ. 第1級から順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合(①の場合を除く)</p> <p>③第3級給付金 その他の場合</p> <p>なお、継続する6ヵ月間に各月11日以上、かつ通算して78日以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特例給付を支給</p>												
算定基礎期間	高年齢求職者給付金額																		
1年未満	30日分																		
1年以上	50日分																		
—	—																		
—	—																		
—	—																		

制度の種別		雇 用 保 険				
根拠法〔施行〕		雇用保険法（昭49.12.28法116）〔昭50.4.1〕				
対 象		一 般 雇 用 者	短期雇用者	高年齢雇用者	日 雇 労 働 者	
失 業 等 給 付	就職促進給付	(1) 就業促進手当 ①就業手当…就業日ごとに基本手当日額の30% ②再就職手当…所定給付日数の2/3以上で70%、1/3以上で60% ③常用就職支度手当…支給率40% 支給対象者拡大 (2) 移転費…鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、移転料、着後手当 (3) 広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左 (①②を除く)	—	同左（①②を除く） （③の基本手当は日雇労働求職者給付金と読み替え）	
	教育訓練給付	(1) 受給要件…被保険者又は被保険者であった者が、一定の教育訓練を受け、かつ、その教育訓練を修了した場合 対象となる被保険者又は被保険者であった者については、被保険者であった期間が通算して3年（ただし、初回に限り1年）以上あること、過去に教育訓練給付金の支給を受けてから3年以上経過していることが要件 また、対象となる教育訓練については、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を厚生労働大臣があらかじめ指定 (2) 支給額…労働者が負担した教育訓練の入学及び受講にかかる費用の20%（上限10万円）	—	—	—	
	高年齢雇用継続給付 ¹⁾	(1) 受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金の75%未満の場合 (2) 支給額…60歳以後の賃金の15%（各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金の61%を超え75%未満の場合は逡減した率） (3) 支給期間…65歳に達する月までの期間（失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間）	—	—	—	
	雇用継続給付	育児休業給付	(1) 受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2) 支給額…原則として、休業前賃金日額×支給日数の67%（6ヵ月経過後は50%） (3) 支給期間…1歳（特に必要と認められる場合には1歳6ヵ月）未満の子を養育する期間	—	—	—
	介護休業給付	(1) 受給要件…家族を介護するための介護休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2) 支給額…原則として、休業前賃金の40% (3) 支給期間…介護休業を開始した日から起算して3ヵ月（一定の要件に該当する場合には、通算93日）を経過する日まで	—	—	—	
	備考	基本手当日額は1,832円～7,775円	*に該当するのは公共職業訓練受講者のみ	—	1級印紙は賃金日額11,300円以上 2級印紙は8,200円以上11,300円未満 3級印紙は8,200円未満	
二事業		(1) 雇用安定事業…景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇用の安定を図る事業 (2) 能力開発事業…被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力を開発、向上させることを促進する事業				

(注) 1) 船員保険が統合されたことに伴う経過処理により、船員として雇用される者で55歳に達した日が平成22年4月1日以後の者は、雇用保険の高年齢雇用継続給付として取り扱い、昭和34年4月1日までに生まれた者については「高年齢雇用継続給付」欄中「60歳」は「55歳」、「65歳」は「60歳」と読み替える。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2016/2017」

④ 業務災害補償制度

平成27(2015)年3月現在

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕		労働者災害補償保険法（昭22.4.7法50）〔昭22.9.1〕	
対象		一般被用者	
経営主体		国	
対象人員 （平成26年度末現在）		5,541万人	
財源	保険料	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.25～8.9%を事業主から徴収	
	その他	一部国庫補助	
負傷、疾病に対するもの		右以外の場合	療養開始後1年6ヵ月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
		療養補償給付（療養給付） 療養の給付又は療養費の支給10割 ただし通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	
障害に対するもの		休業補償給付（休業給付） 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額（平均賃金相当額）の60% 〔社会復帰促進等事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金（傷病年金） 給付基礎日額の313日分（1級）～ 245日分（3級） 〔社会復帰促進等事業〕 傷病特別支給金 114万円（1級）～100万円（3級） 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分（1級）～ 245日分（3級）
		障害補償年金（障害年金） 給付基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級） 〔社会復帰促進等事業〕 障害特別支給金 342万円（1級）～159万円（7級） 障害特別年金 算定基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級）	障害補償一時金（障害一時金） 給付基礎日額の503日分（8級）～56日分（14級） 〔社会復帰促進等事業〕 障害特別支給金 65万円（8級）～8万円（14級） 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分（8級）～56日分（14級）
遺族に対するもの		遺族補償年金（遺族年金） 給付基礎日額の153日分（遺族1人）～245日分（遺族4人以上） 〔社会復帰促進等事業〕 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分（遺族1人）～245日分（遺族4人以上） 遺族特別支給金 300万円（労働者の死亡当時の遺族補償給付（遺族給付）の受給権者に支給）	
		○遺族補償年金（遺族年金）を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金（遺族一時金） 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔社会復帰促進等事業〕 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度 遺族特別支給金 300万円（労働者の死亡当時の遺族補償給付（遺族給付）の受給権者に支給）	
介護に対するもの		介護補償給付（介護給付） 介護の費用として支出した額（上限額：常時介護は月104,570円、随時介護は月52,290円）、あるいは一律定額	
葬祭に対するもの		葬祭料（葬祭給付） 315,000円＋給付基礎日額の30日分（この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分）	
二次健康診断に対するもの		二次健康診断…脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査 特定保健指導…二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため医師等により行われる保健指導	
社会復帰促進等事業		労災病院、特別支給金、義肢（平成21年4月から現物支給が費用支給に変更）等の支給等	

(注) 1 ()内は通勤災害の場合の給付の名称である。

2 労災保険では、休業（補償）給付については賃金水準が10%を超えて変動した場合にその率に応じて、一時金と年金の各給付については賃金水準の変動率に応じて、毎年、給付基礎日額の改定を行う（スライド制）。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2016/2017」

第1部 社会保障の体系と現状

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法(昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法(昭42.8.1法121)〔昭42.12.1〕
対象	国家公務員		地方公務員
経営主体	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	50万2千人(平成25年7月1日現在)		283万2千人(平成25年度末現在)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり		
	休業補償給付 1日につき平均給与額の60% 〔福祉事業〕 休業援護金 上記給付額に加えて、1日につき平均給与額の20% *平均給与額とは最終3ヵ月間の平均日額	傷病補償年金 給付基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級) 〔福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)～100万円(3級) 傷病特別給付金 算定基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級)	
障害に対するもの	年金	障害補償年金 給付基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別援護金 1,540万円(1級)～485万円(7級) (通勤途上の場合は、975万円(1級)～310万円(7級)) 障害特別給付金 算定基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級)	国家公務員災害補償に同じ
	一時金	障害補償一時金 給付基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別援護金 320万円(8級)～45万円(14級) (通勤途上の場合は、195万円(8級)～30万円(14級)) 障害特別給付金 算定基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級)	
介護に対するもの	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額：常時介護は月104,950円、随時介護は52,480円)		
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金 給付基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,860万円(通勤途上の場合は1,130万円) 遺族特別給付金 算定基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上)	
	一時金	○遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 給与日額の1,000日分～400日分 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円～120万円 遺族特別援護金 1,860万円～744万円 (通勤途上の場合は、1,130万円～450万円) 遺族特別給付金 算定基礎日額の1,000日分	
葬祭に対するもの	葬祭補償 315,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は60日分)		
二次健康診断に対するもの	なし		
労働福祉事業	特別支給金、義肢等補装具支給等		

資料：法研「平成29年版 社会保障便利事典」

制度の種類		国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済
財源	使用者掛金率	公務上の障害年金、 遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担	事務費の一部
	国庫負担			
負傷・疾病に対するもの		(受給に加入期間による制限はない)		
障害に対するもの	年金	障害共済年金〔公務上〕 1級：((1)厚生年金相当部分+(2)職域年金相当部分)×1.25+(3)加給年金額 2級：((1)厚生年金相当部分+(2)職域年金相当部分)×1.00+(3)加給年金額 3級：(1)厚生年金相当部分(最低保障あり)+(2)職域年金相当部分 (1)厚生年金相当部分：①本来水準額と②従前保障額を比較して高い方の額 ①平成15年3月以前の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×7.125/1000×平成15年3月以前の組合員期間月数 ¹⁾ +平成15年4月以降の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×5.481/1000×平成15年4月以降の組合員期間月数 ^{注1,2)}) ②平成15年3月以前の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×7.5/1000×平成15年3月以前の組合員期間月数 ¹⁾ +平成15年4月以降の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×5.769/1000×平成15年4月以降の組合員期間月数 ^{注1,2)} ×0.998 ^{注3)}) (2)職域年金相当部分：①本来水準額と②従前保障額を比較して高い方の額 ①平成15年3月以前の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×1.425/1000×平成15年3月以前の組合員期間月数 ¹⁾ +平成15年4月以降の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×1.096/1000×平成15年4月以降の組合員期間月数 ^{注1,2)}) ②平成15年3月以前の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×1.5/1000×平成15年3月以前の組合員期間月数 ¹⁾ +平成15年4月以降の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×1.154/1000×平成15年4月以降の組合員期間月数 ^{注1,2)} ×0.998 ^{注3)}) (3)加給年金額：生計を維持していた65歳未満の配偶者がいる場合に222,400円		
		遺族に対するもの	年金	遺族共済年金〔公務上〕 (1)厚生年金相当部分：①本来水準額と②従前保障額を比較して高い方の額 ①平成15年3月以前の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×7.125/1000×平成15年3月以前の組合員期間月数 ¹⁾ ×3/4+平成15年4月以降の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×5.481/1000×平成15年4月以降の組合員期間月数 ^{注1)} ×3/4 ②平成15年3月以前の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×7.5/1000×平成15年3月以前の組合員期間月数 ¹⁾ ×3/4+平成15年4月以降の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×5.769/1000×平成15年4月以降の組合員期間月数 ^{注1)} ×3/4 (2)職域年金相当部分：①本来水準額と②従前保障額を比較して高い方の額 ①平成15年3月以前の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×1.425/1000×平成15年3月以前の組合員期間月数 ¹⁾ ×3/4+平成15年4月以降の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×1.096/1000×平成15年4月以降の組合員期間月数 ^{注1)} ×3/4 ②平成15年3月以前の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×1.5/1000×平成15年3月以前の組合員期間月数 ¹⁾ ×3/4+平成15年4月以降の組合員期間分の年金額(平均標準報酬月額×1.154/1000×平成15年4月以降の組合員期間月数 ^{注1)} ×3/4 (3)妻加算額：妻が遺族共済年金を受ける場合で、40歳から65歳に達するまでの間に585,100円

(注) 1) 組合員期間の総月数が300未満のときは、①+②の額に300/加入期間月数を乗じる。

2) 障害の程度が1級のときは、その額に125/100を乗じる。なお組合員期間の月数は、障害認定日までの月数。

3) 昭和13年4月1日以前に生まれた者は、1.000に読み替え。

4) 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)による経過措置については、<http://www.kkr.or.jp/seidokaikaku/27ichigenka/syokuiki/index.html>参照。

資料：国家公務員共済組合連合会HP

⑤ 児童手当制度

目的	家庭等の生活の安定に寄与する 次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する			
支給対象となる児童	中学校修了までの国内に住所を有する児童(15歳に到達後の最初の年度末まで)			
所得制限	あり(960万円未満)			
支給額	①所得制限額未満 3歳未満 月額 15,000円 3歳以上小学校修了前(第1、2子) 月額 10,000円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 月額 15,000円 中学生 月額 10,000円 ②所得制限額以上(当分の間の特例給付) 月額 5,000円			
費用負担	(3歳未満)		(3歳から中学校終了前)	
	被用者分	事業主7/15 国16/45 地方8/45	国2/3 地方1/3	
	非被用者分	国2/3 地方1/3	国2/3 地方1/3	
	特例給付分	国2/3 地方1/3	国2/3 地方1/3	
	公務員分	所属庁10/10	所属庁10/10	
財源内訳	平成28年度予算 給付総額 2兆2,216億円			
	国	1兆2,320億円	事業主	1,835億円
	地方	6,160億円	公務員	1,902億円

資料：内閣府「児童手当制度の概要」

⑥ 後期高齢者医療制度

平成28(2016)年6月現在

制度の種類	後期高齢者医療制度			
根拠法	高齢者の医療の確保に関する法律(昭57.8.17法80)〔施行昭58.2.1〕			
対象	75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の一定の障害にある旨の広域連合の認定を受けた者			
運営主体	後期高齢者医療広域連合(47)			
加入者数	1,576万7千人			
財源	高齢者の保険料	約10%		
	支援金	約40%		
	公費	約50% (国：都道府県：市町村＝4：1：1)		
保健事業の種類	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費			
一部負担金等	定率1割負担のほか現役並み所得者に3割負担を導入			
		自己負担限度額		
		外来(個人ごと)	入院時食事療養費(食事療養標準負担額)	
	現役並み所得者(課税所得145万円以上または世帯に属する70~74歳の被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の者)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数該当 44,400円)	1食につき 360円
	一般	12,000円	44,400円	
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	90日目まで： 1食につき210円 91日目から： 1食につき160円	
住民税非課税世帯のうち特に所得の低い者(年金収入80万円以下等の者)		15,000円	1食につき 100円	

(注) 財源の「支援金」とは、若年者(0~74歳)の保険料である。

資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」

⑦ 介護保険制度

平成28(2016)年4月現在

制 度 の 種 類		介 護 保 険		
根 拠 法 [施 行]		平 9 . 12 . 17法123 [平12 . 4 . 1]		
経 営 主 体		市町村 (地方自治体)		
対 象		一般国民		
対 象 人 員		3,302万人 (第1号被保険者) (平成27年3月末現在)	4,220万人 (第2号被保険者) (平成26年度内月平均値)	
		第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40～64歳)	
財 源	保 険 料	22%	28%	
	国 庫 負 担	25%		
	地 方 公 共 団 体	都 道 府 県	12.5%	
		市 町 村	12.5%	
自 己 負 担	1割			
受 給 権 者		・要介護者 (寝たきり・認知症等で介護が必要な状態) ・要支援者 (日常生活に支援が必要な状態)	要介護・要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病 (特定疾病) による場合に限定	
備 考		年金が年額18万円以上の者は特別徴収 (年金からの支払い) それ以外の者は普通徴収	保険料は医療保険料とともに徴収し、納付金として一括して納付	

資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」

3 老人福祉

① 施設福祉対策

施設名	事業の概要
養護老人ホーム（一般、盲）	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設
軽費老人ホーム A 型	高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる
軽費老人ホーム B 型	身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く）または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる
軽費老人ホーム（ケアハウス）	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させる
都市型軽費老人ホーム	都市部において、軽費老人ホームの設備や職員配置基準の特例を設け、主として、要介護度が低い低所得高齢者を対象とする小規模な施設
老人福祉センター（特A型、A型、B型）	A型は無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設 なお、特A型は保健関係部門を強化した施設で、B型は基本となるA型の機能を補完する施設

資料：厚生労働省「社会福祉施設等調査」

② 介護保険制度におけるサービス

サービスの種類	サービスの内容
《居宅サービス》	
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談、助言その他の必要な日常生活上の世話を行う
訪問入浴介護	入浴車等により居宅を訪問して浴槽を提供して入浴の介護を行う
訪問看護	病状が安定期にあり、訪問看護を要すると主治医等が認めた要介護者について、病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
居宅療養管理指導	病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が、通院が困難な要介護者について、居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行う
通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
通所リハビリテーション (デイ・ケア)	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、介護老人保健施設、病院または診療所において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
短期入所療養介護 (ショートステイ)	病状が安定期にあり、ショートステイを必要としている要介護者等について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、その施設で、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行う
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護者等について、その施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行う
福祉用具貸与	在宅の要介護者等について福祉用具の貸与を行う
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつのための福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具の販売を行う
居宅介護住宅改修費 (住宅改修)	手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修費の支給
居宅介護支援	在宅の要介護者等が在宅介護サービスを適切に利用できるよう、その者の依頼を受けて、その心身の状況、環境、本人および家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、在宅サービスの目標およびその達成時期等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成し、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う。介護保険施設に入所が必要な場合は、施設への紹介等を行う
《地域密着型サービス》	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う
小規模多機能型居宅介護	要介護者に対し、居宅またはサービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
夜間対応型訪問介護	居宅の要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回訪問や通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応を行う
認知症対応型通所介護	居宅の認知症要介護者に、介護職員、看護職員等が特別養護老人ホームまたは老人デイサービスセンターにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の要介護者に対し、共同生活を営むべく住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
地域密着型特定施設入居者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行う
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う
看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズの高い利用者の状況に応じたサービスの組み合わせにより、地域における多様な療養支援を行う
地域密着型通所介護	老人デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う(通所介護事業所のうち、事業所の利用定員が19人未満の事業所。原則として、事業所所在の市町村の住民のみ利用)

資料：厚生労働統計協会「国民の福祉と介護の動向2016/2017」

(注) 「看護小規模多機能型居宅介護」は、従来、「複合型サービス」と称していたが、平成27年度介護報酬改定において名称が変更された。

③ 介護保険制度における地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が実施する事業。

地域支援事業には、全市町村が行う必須事業（介護予防事業または平成24年度から創設された（旧）介護予防・日常生活支援総合事業のいずれか、および包括的支援事業）と、各市町村の判断により行われる任意事業がある。

①-1 介護予防事業	被保険者の要介護状態等となることを予防し、要介護状態等の軽減もしくは悪化を防止するために必要な事業（介護予防サービス事業および地域密着型介護予防サービス事業に該当しないもの）	
①-2 （旧）介護予防・日常生活支援総合事業	被保険者の要介護状態等となることを予防し、要支援状態の軽減・悪化の防止と地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的・一体的に行うため、①要支援者への一定の介護予防サービス（1号）、②介護予防事業と生活支援サービス（2号）、③介護予防ケアマネジメント（3号）を一括して行う事業	
包括的支援事業	②介護予防ケアマネジメント業務	被保険者を対象に、要介護状態等になることを予防するため、上記①の介護予防事業を含めた適切なサービスが心身等の状況に応じて、その被保険者の選択により包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助や調整を行う事業
	③総合相談支援業務	被保険者を対象に、保健医療の向上や福祉の増進を図るため総合的な支援を行う事業（心身の状況など必要な実情の把握、保健医療・公衆衛生・社会福祉など関連する施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整など）
	④権利擁護業務	被保険者を対象に、権利擁護のため必要な援助を行う事業（虐待の防止および早期発見のための事業など）
	⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	被保険者を対象に、保健医療・福祉の専門家がケアプランを検証し、心身等の状況を定期的に協議するなどの取組みを通じて、地域において自立した日常生活を営むことができるように包括的かつ継続的な支援を行う事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワーク作りなど。平成27年度から「地域ケア会議の推進」を追加）
	⑥在宅医療・介護連携推進事業	医療・介護の関係者の連携を推進する事業
	⑦生活支援体制整備事業	地域における自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態の軽減・悪化防止に係る体制の整備などの事業
	⑧認知症総合支援事業	認知症である（その疑いのある）被保険者に対する総合的な支援を行う事業

（注）1 ⑥～⑧は平成27年4月から（平成30年3月まで猶予可）

2 地域支援事業の任意事業＝介護給付費等費用適正化事業／家族介護支援事業／その他の事業

資料：社会保険研究所「平成27年8月版 介護保険制度の解説」

4 障害者保健福祉施策

① 障害福祉サービス体系

《障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系》

平成28年3月現在

サービス		事業所数 (か所)	利用者数 (人)	サービスの内容
介護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	19,324	162,892	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	重度訪問介護	6,956	10,235	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの
	同行援護	6,063	23,827	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うもの
	行動援護	1,521	9,230	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの
	重度障害者等包括支援	9	30	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの
	短期入所（ショートステイ）	4,174	46,086	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	療養介護	244	19,722	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うもの
	生活介護	9,240	266,446	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	2,617	131,565	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
訓練等 給 付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	1,389	14,402	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労移行支援	3,149	31,030	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労継続支援（A型・B型）	13,117	267,148	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	共同生活援助（グループホーム）	6,984	102,288	主として夜間において、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行うもの

(注) 事業所数、利用者数については、平成28年3月の国民健康保険団体連合会による支払いの実績データから、抽出・集計したものである。

資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」

第1部 社会保障の体系と現状

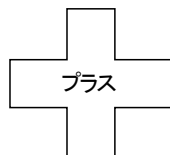
《日中活動と住まいの場の組み合わせ》

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択可能。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供される。

日中活動の場 以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護（医療型）*
生活介護（福祉型）
自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（A型・B型）
地域活動支援センター （地域生活支援事業）



住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援
又は
居住支援 （グループホーム、福祉ホームの機能）

*療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」

《地域生活支援事業と自立支援給付》（障害福祉サービス）

	地域生活支援事業	自立支援給付（障害福祉サービス）
性 格	地域の実情や利用者の状況に応じて、自治体が柔軟な形態で実施することが可能な事業	介護、就労訓練といった個別の明確なニーズに対応した給付
費用の流れ	自治体の実施（自治体は自ら事業を実施、又は事業者への委託等により実施）	利用者本人に対する給付（実際には、事業者が給付費を代理受領）
利 用 者	実施主体の裁量	障害支援区分認定（介護給付は18歳以上のみ必要、訓練等給付は必要なし）*、支給決定が必要
利 用 料	実施主体の裁量	応能負担
事業実施にあたっての基準	実施主体の裁量（一部運営基準有り：地域活動支援センター、福祉ホーム）	指定基準（人員、設備及び運営に関する基準）等有り
財 源	補助金（一部交付税措置有り） 補助割合：都道府県事業 国1/2以内 市町村事業 国1/2以内 都道府県 1/4以内	負担金 負担割合：国1/2 都道府県・市町村 1/4

*同行援護について、身体介護を伴わない場合については、障害支援区分認定は不要。

*訓練等給付のうち、共同生活援助については、一定の場合は障害支援区分認定が必要。

資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」

② 自立支援医療制度の概要

自立支援医療	
目的	<p>心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額が軽減するための公費負担医療制度</p> <p>※自立支援医療は保険優先のため、実際は、保険支払後の自己負担との差額分を自立支援医療制度において負担 (負担率：国 1 / 2、都道府県等 1 / 2)</p>
対象者	<p>精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の精神障害（てんかんを含む）のある者</p> <p>更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）</p> <p>育成医療：身体に障害を有する児童（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる児童を含む）で、その障害を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）</p>
対象となる主な障害と治療例	<p>精神通院医療（精神疾患）：外来、外来での投薬、精神科デイケア等</p> <p>更生医療・育成医療：</p> <ul style="list-style-type: none"> 肢体不自由・・・関節拘縮→人工関節置換術 視覚障害・・・白内障→水晶体摘出術 内部障害・・・心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術 腎臓機能障害→腎移植、人工透析

資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」

③ 身体障害者施設福祉施策の概要

事業名	事業内容	
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">身体障害者福祉センター（A型）</div> </div>	<p>身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">身体障害者福祉センター（B型）</div>	<p>在宅障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">障害者更生センター</div>	<p>障害者、家族が気軽に宿泊、休養するための施設</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">点字図書館</div>	<p>視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の製作貸出し等を行う施設</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">点字出版施設</div>	<p>点字刊行物を出版する施設</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">聴覚障害者情報提供施設</div>	<p>字幕(手話)入りDVD等の製作貸出し、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出し等を行う施設</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">補装具製作施設</div>	<p>補装具の製作または修理を行う施設</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">盲人ホーム</div>	<p>あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許を有する視覚障害者の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">盲導犬訓練施設</div>	<p>盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設</p>

資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」

④ 障害児・知的障害者に対する施設福祉施策の概要

《障害児通所支援・障害児入所支援の体系》

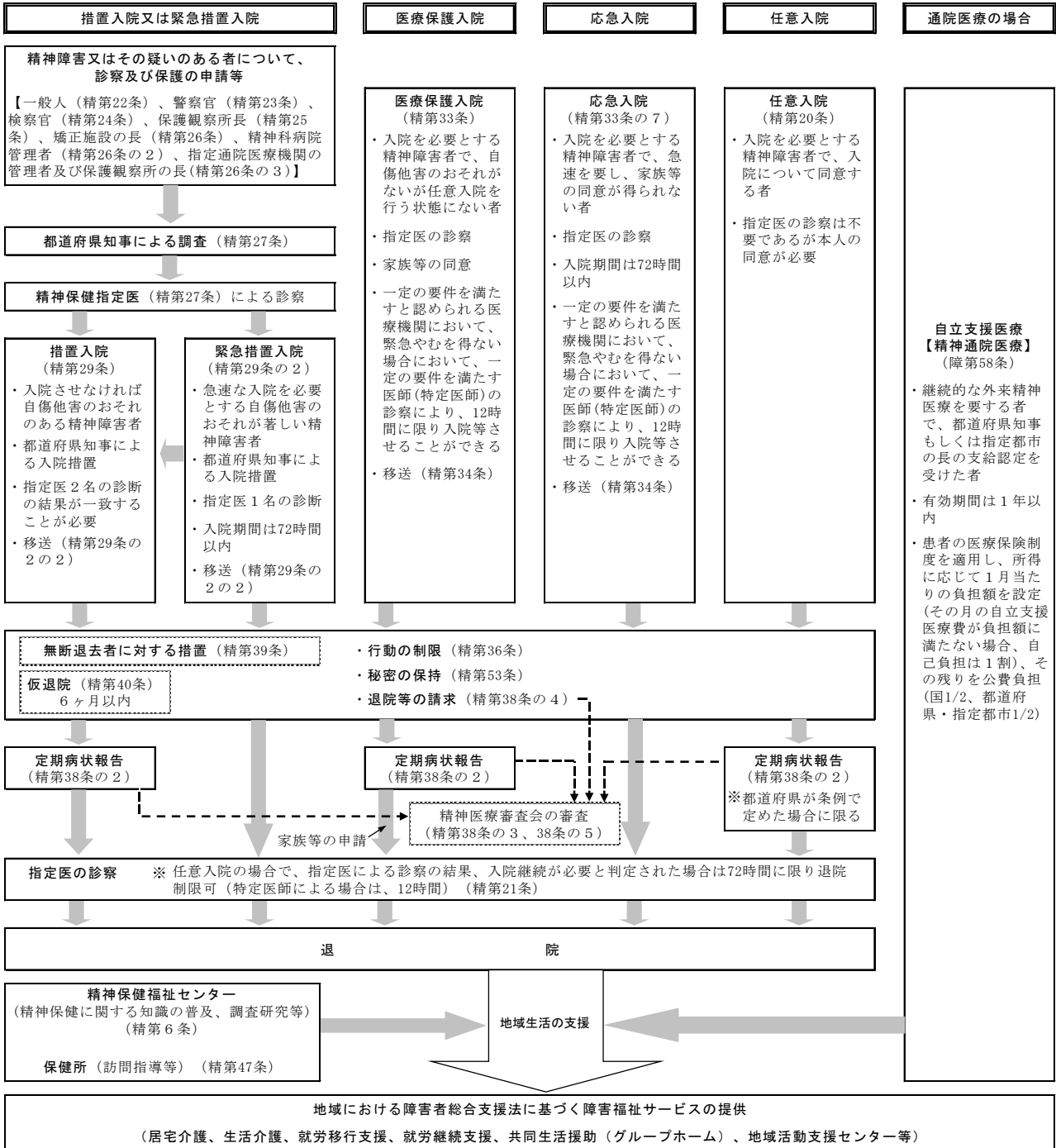
平成28年3月現在

支 援		事業所数 (か所)	利用者数 (人)	支援の内容
障害児(市 通町 所村) 支援	児 童 発 達 支 援	3,931	83,678	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うもの
	医 療 型 児 童 発 達 支 援	99	2,611	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行うもの
	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	7,835	120,052	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うもの
	保 育 所 等 訪 問 支 援	412	2,358	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行うもの
障害児入所支援 (都道府県)	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	190	1,731	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うもの
	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	186	2,118	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うもの

(注) 事業所数、利用者数については、平成27年3月の国民健康保険団体連合会による支払いの実績データから、抽出・集計したものである。

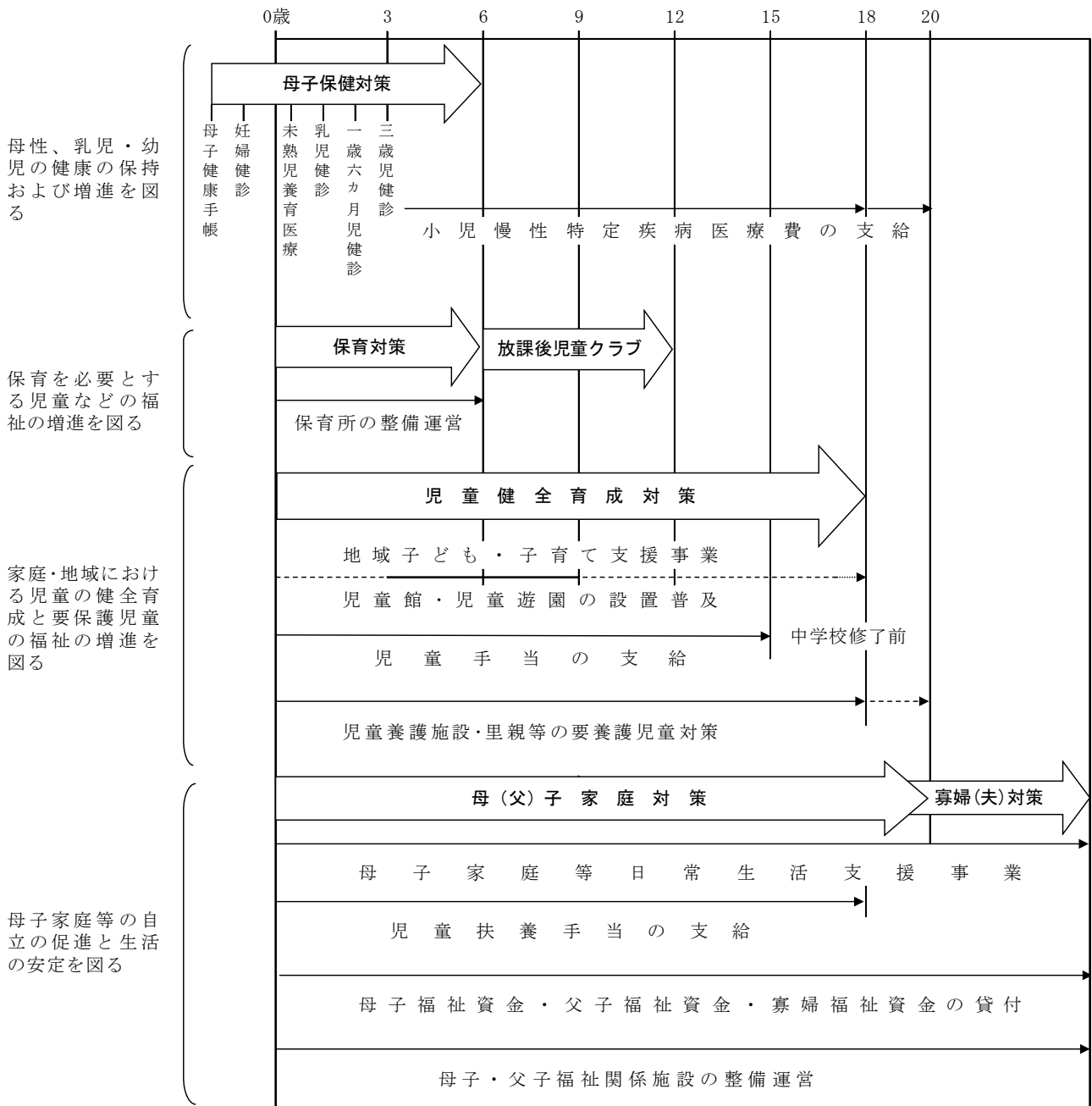
資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」

5 精神保健福祉関連制度の概要



(注) 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）：「精」と略する。
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）：「障」又は「障害者総合支援法」と略する。
 2 「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市市長」と読み替える。
 資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」

6 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



資料：厚生労働統計協会「国民の福祉と介護の動向2016/2017」

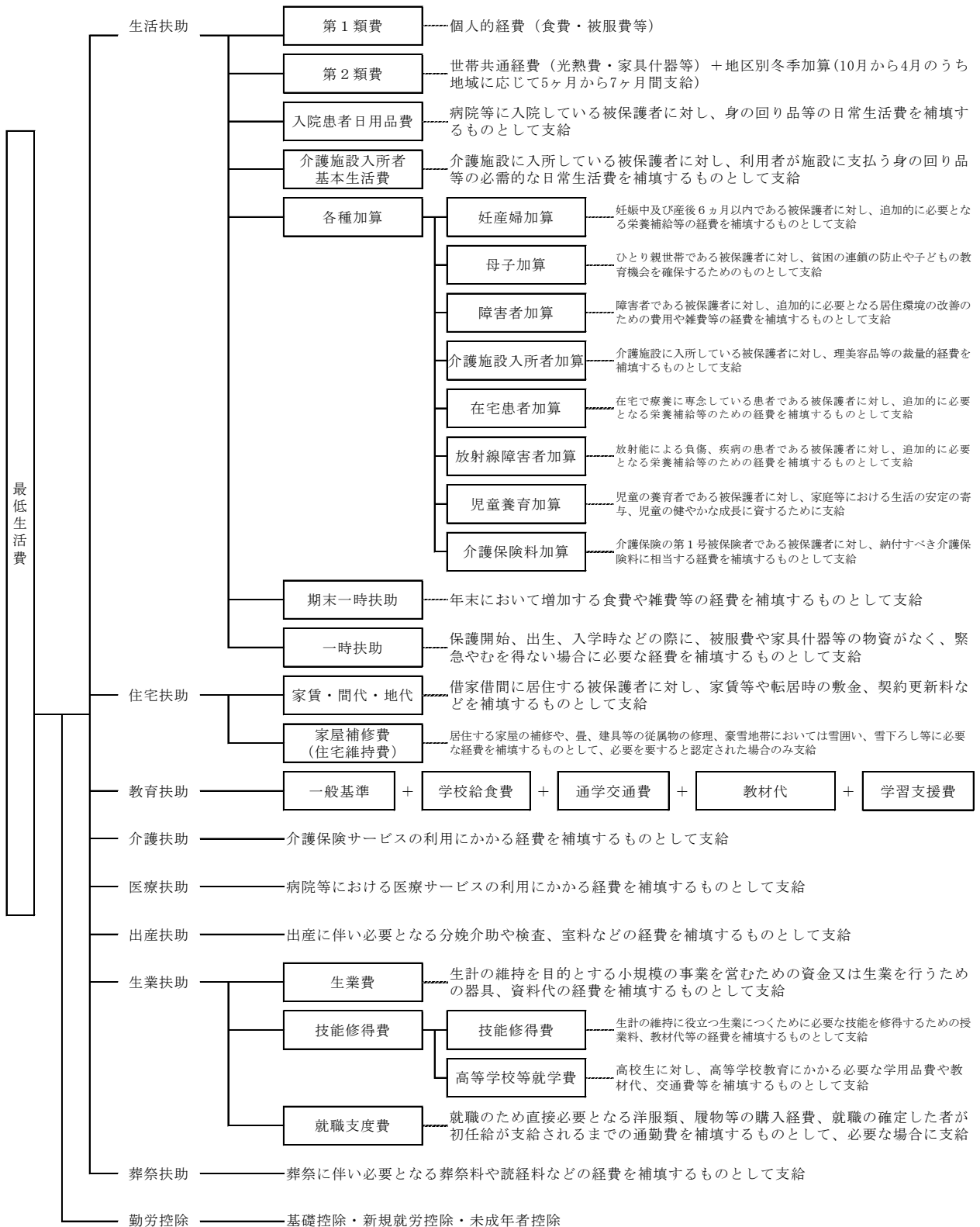
7 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当（主なもの）	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者）を監護する母又は養育する者（祖父母等） 父母の離婚等により母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ生計を同じくする父	20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等	①特別障害者手当 精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者 ②障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者	中学校修了までの国内に住所を有する児童（15歳に到達後の最初の年度末まで）	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害（白内障）、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人
手当額月額（平成28年度）	○児童1人 42,330円 ○2人目 5,000円加算（平成28年8月から最大10,000円） ○3人目以降 3,000円加算（平成28年8月から最大6,000円）	○児童1人 1級（重度） 51,100円 2級（中度） 34,030円	①特別障害者手当 26,830円 ②障害児福祉手当 14,600円 経過措置による福祉手当 14,600円	○所得制限額未満 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前 （第1、2子） 10,000円 （第3子以降） 15,000円 中学生 10,000円 ○所得制限額以上 （当分の間の特例給付） 5,000円	139,460円	34,300円
所得制限額（収入ベース）（平成28年度）	受給者の前年の年収130万円未満 収入130万円以上365万円未満の場合は、所得に応じて10円から32,340円まで10円きざみで支給停止 養育する養育者については、前年の年収610万円未満（6人世帯）	○本人 （4人世帯） 770.7万円 ○扶養義務者等 （6人世帯） 954.2万円	○本人 （2人世帯） 565.6万円 ○扶養義務者等 （6人世帯） 954.2万円	○夫婦と児童2人 （年収ベース） 960万円未満	なし	なし

資料：厚生労働省「平成28年版厚生労働白書」、厚生労働省HP（分野別の政策一覧）

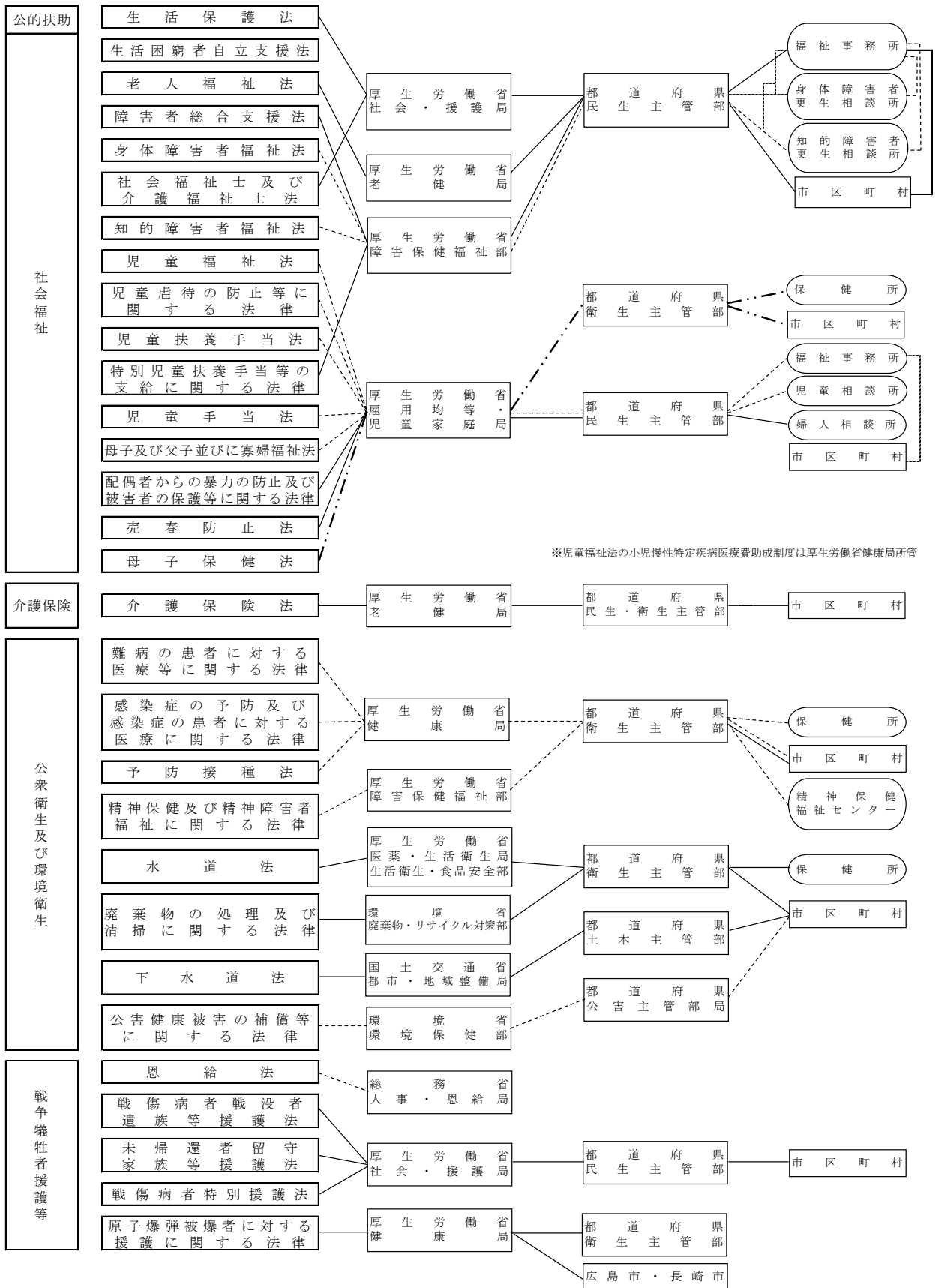
8 生活保護制度

[最低生活費の体系]

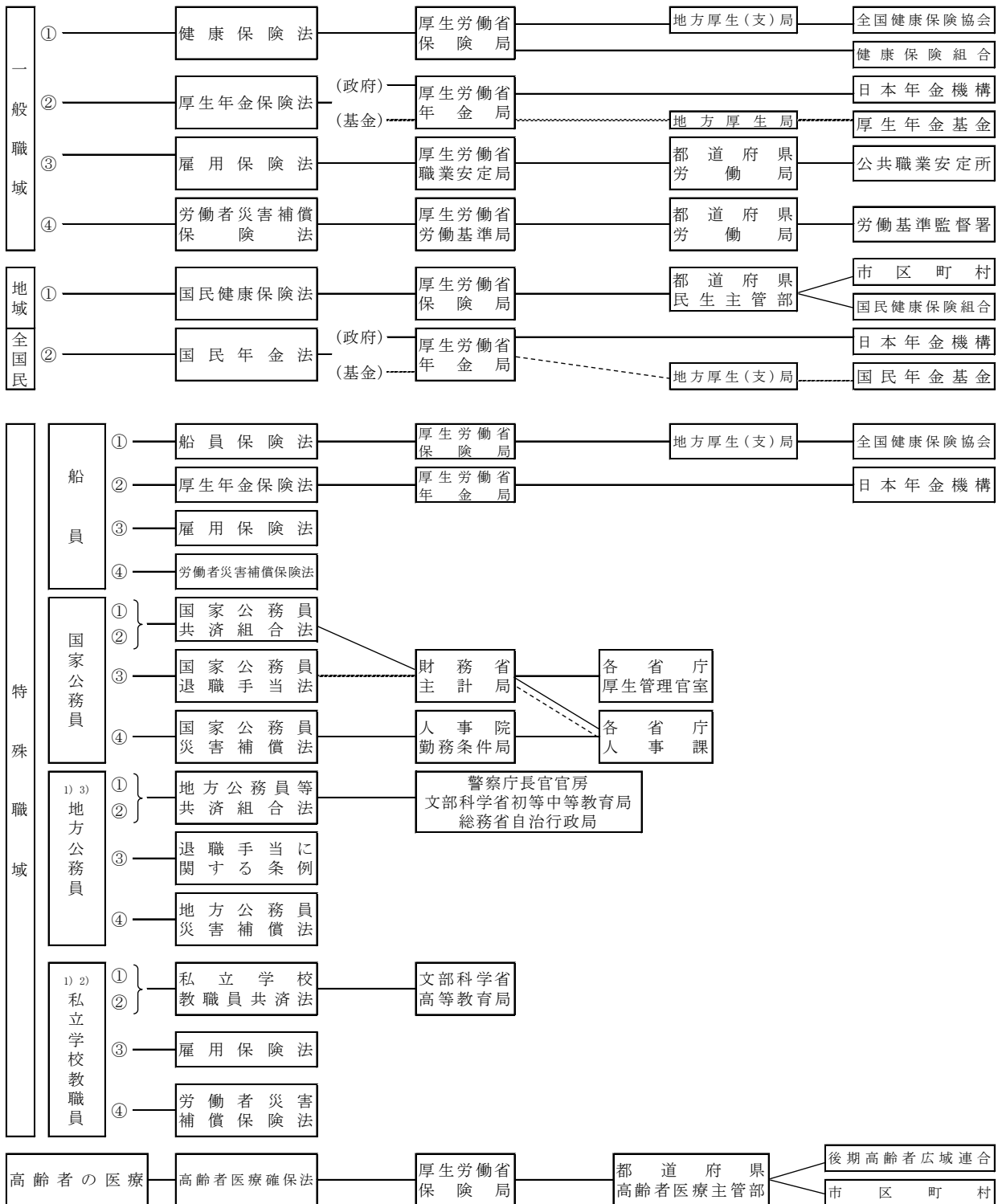


資料：厚生労働省HP（社会保障審議会資料）

〔参考〕 社会保障制度の種類と行政機構の概略



資料：中央法規「社会保障入門2017」



備考 制度①：医療保険

②：年金保険

③：雇用保険（これに代わるものを含む）

④：業務災害補償保険（ 〃 ）

(注) 1) 「地方公務員」と「私立学校教職員」のうち①において健康保険法の適用を受けている者がある。

2) 「国家公務員」「地方公務員」「私立学校教職員」について平成27年10月以降は②において厚生年金保険法の適用を受ける。

3) 「地方公務員」のうち、市町村職員については③において雇用保険法の適用を受けている者がある。

資料：中央法規「社会保障入門2017」

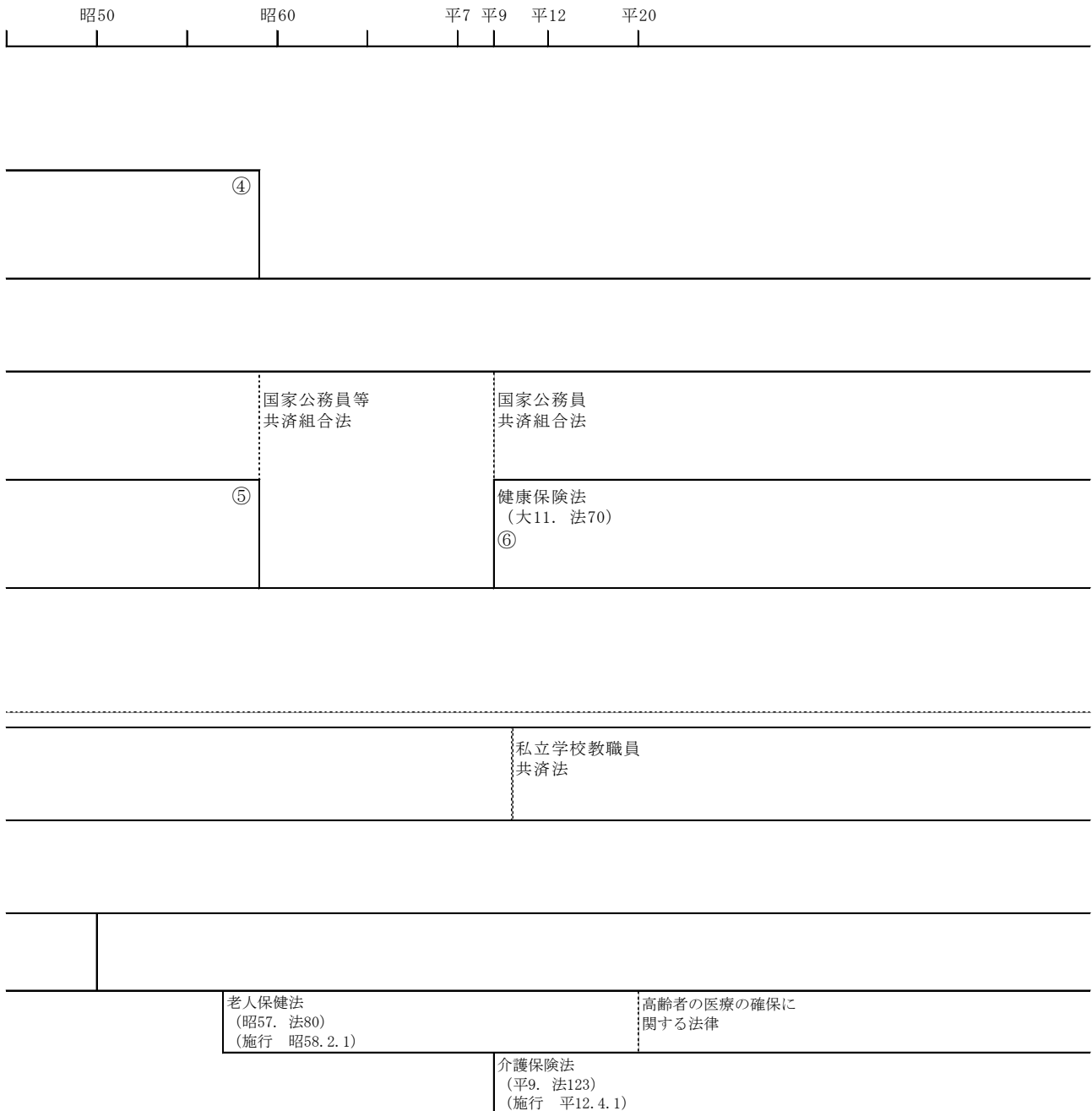
第2節 社会保険各制度の成立経過

① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者	健康保険法（大11. 法70） （施行 昭2. 1. 1）					
	日雇労働者	職員健康保険法（昭14. 法72）					
	船員	日雇労働者健康保険法（昭28. 法207） （施行 昭28. 11. 1）					
	公務員等	国家公務員	政府職員共済組合令（昭15. 勅827）		旧国家公務員共済組合法（昭23. 法69）	国家公務員共済組合法（昭33. 法128） （施行 昭33. 7. 1）	
		適役職人員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により設立され、医療費の支給等を行っていた。				
		地方公務員	政府職員共済組合令（昭15. 勅827）		旧国家公務員共済組合法（昭23. 法69）	国家公務員共済組合法（昭33. 法128） （施行 昭33. 7. 1）	公共企業体職員等共済組合法（昭31. 法134） （施行 昭31. 7. 1）
	私立学校職員	健康保険法（大11. 法70）				市町村職員共済組合法（昭29. 法204）	地方公務員等共済組合法（昭37. 法152） （施行 昭37. 12. 1）
	農団林体漁職業員	健康保険法（大11. 法70） （施行 昭2. 1. 1）					
	非被用者	旧国民健康保険法（昭13. 法60） ②				国民健康保険法（昭33. 法192） （施行 昭34. 1. 1） ③	
	高齢者						

① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私学教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。

② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。



- ③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
- ④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
- ⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑥ 適用法人については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。

② 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一 般 被 用 者	労働者年金 保険法(昭 16.法60) (施行 昭17.6.1)		旧厚生年金保険法 (昭19.法21) (施行 昭19.10.1)	厚生年金保険法 (昭29.法115) (施行 昭29.5.1)		
	日 雇 労 働 者	退職積立金及退職 手当法(昭11.法42)				①	
	船 員	船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)					
	公 務 員 等	国 家 公 務 員	官吏恩給 法②	恩 給 法 (大12.法48)			国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)
		適 役 用 職 法 人 員	大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、年金給 付を実施していた。			旧国家公務員 共済組合法 (昭23.法69)	公共企業体職員等 共済組合法 (昭31.法134) (施行 昭31.7.1)
		地 方 公 務 員	官吏恩給 法	恩 給 法 (大12.法48)		旧国家公務員共済 組合法(昭23.法69)	国家公務員 共済組合法
			退職年金条例 ③			市町村職員共済組 合法(昭29.法204)	地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)
		町村職員恩給組合恩給条例			町村職員恩給組合法 (昭27.法118)		
私 教 立 職 学 校 員	財団法人私学恩給財団(大13.10.1発足)			④	私立学校教職員 共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)		
農 団 林 体 漁 職 業 員					厚生年金 保険法 (昭29. 法115)	農林漁業団体職員 共済組合法 (昭33.法99) (施行 昭34.1.1)	
非 被 用 者						国民年金法 (昭34.法141) (施行 昭34.11.1)	

- ① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
- ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
- ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
- ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。
- ⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。

昭50	昭60 昭61(注)	平7 平9	平12 平14	平27
		確定給付企業年金法 (平13. 法50) (施行 平14. 4. 1)		
		確定拠出年金法 (平13. 法88) (施行 平13. 10. 1)		
		厚生年金保険法 (昭29. 法115) (昭61. 4. 1統合)		
	国家公務員等 共済組合法	国家公務員 共済組合法	厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平27. 10. 1統合) ⑨	
⑥	⑦		厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平9. 4. 1統合)	
			厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平27. 10. 1統合) ⑨	
			厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平27. 10. 1統合) ⑨	
		⑧	厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平14. 4. 1統合)	
農業者年金基金法 (昭45. 法78) (施行 46. 1. 1)				

- ⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合法に統合された。
- ⑦ 平成9年4月1日から、被用者年金制度の再編成の第1段階として、旧公共企業体（日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業）の各共済組合は厚生年金保険法に統合された。
- ⑧ 農林漁業団体職員共済組合法の廃止により、平成14年4月1日から厚生年金保険法に統合された。
- ⑨ 被用者年金制度の一元化により厚生年金保険法に統合された。
- (注) 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなった。

③ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60	平成元	平成22	
一般被用者		退職積立金 及 退職手当法 (昭11.法42)		失業保険法(昭22.法146) (適用 昭22.11.1) ①			雇用保険法(昭49.法116) (適用 昭50.4.1) ②			
日雇労働者					日雇労働者の制度創設 (昭24.法87) (施行 昭22.6.1)					
船員					船員保険法失業部門創設 (昭22.法235) (施行 昭22.11.1)					雇用保険法 (昭49.法116) (施行 平22.1.1) ④
公務員等	国家公務員				国家公務員退職手当法 (昭28.法182) (適用 昭28.8.1)					
	適用法人 役員									雇用保険法 (適用昭60.4.1) ③
	地方公務員				退職手当に関する条例					

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。
- ④ 社会保険庁の廃止に伴い、雇用保険制度へ統合。

④ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60	平成元	平成22
一般被用者		健康保険法 (大11. 法70) (施行 昭2. 1. 1) ①		労働者災害扶助責任保険法 ② (昭6. 法55)	労働者災害補償保険法 (昭22. 法50) (施行 昭22. 9. 1)				
					労働者年金保険法	旧厚生年金保険法			
船員				船員保険法 (昭14. 法73) (施行 昭15. 6. 1)	昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分				労働者災害補償保険法 (昭22. 法50) (施行 平22. 1. 1) ⑤
公務員等	国家公務員	国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。			③	国家公務員災害補償法 (昭26. 法191) (施行 昭26. 7. 1)			
	適用法人 役員				旧国家公務員共済組合法 (昭23. 法69)	国家公務員共済組合法 (昭33. 法128) (施行 昭33. 7. 1)			
					業務災害補償に関する協約		労働者災害補償保険法 (適用昭60. 4. 1) ④		
	地方公務員				国家公務員共済組合法 (施行 昭33. 7)	地方公務員等共済組合法 (昭37. 法152) (施行 昭37. 12. 1)			
				市町村職員共済組合法 (昭29. 法204)	地方公務員災害補償法 (昭42. 法121) (施行 昭42. 12. 1)				
				災害補償に関する条例					

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法 (昭和6年4月2日法律第54号) が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行われていた。
- ④ 旅客鉄道会社等 (旧日本国有鉄道) は、昭和62年4月1日より適用。
- ⑤ 社会保険庁の廃止に伴い、労災保険制度へ統合。

〔参考〕 1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済財政白書 (内閣府)	厚生労働白書 (厚生労働省)	労働経済白書 (厚生労働省)
2001 (平成13) 年	改革なくして成長なし	生涯にわたり個人の自立を支援する厚生労働行政	情報通信技術 (IT) の革新と雇用
2002 (平成14) 年	改革なくして成長なしⅡ	現役世代の生活像 —経済的側面を中心として—	最近の雇用・失業の動向とその背景
2003 (平成15) 年	改革なくして成長なしⅢ	活力ある高齢者像と世代間の新たな関係の構築	経済社会の変化と働き方の多様化
2004 (平成16) 年	改革なくして成長なしⅣ	現代生活を取り巻く健康リスク—情報と協働でつくる安全と安心—	雇用の質の充実を通じた豊かな生活の実現に向けた課題
2005 (平成17) 年	改革なくして成長なしⅤ	地域とともに支えるこれからの社会保障	人口減少社会における労働政策の課題
2006 (平成18) 年	成長条件が復元し、新たな成長を目指す日本経済	持続可能な社会保障制度と支え合いの循環—「地域」への参加と「働き方」の見直し—	就業形態の多様化と就労者生活
2007 (平成19) 年	生産性上昇に向けた挑戦	医療構造改革のめざすもの	ワークライフバランスと雇用システム
2008 (平成20) 年	リスクに立ち向かう日本経済	生涯を通じた自立と支え合い—暮らしの基盤と社会保障を考える—	働く人の意識と雇用管理の動向
2009 (平成21) 年	危機の克服と持続的回復への展望	暮らしと社会の安定に向けた自立支援	賃金、物価、雇用の動向と勤労者生活
2010 (平成22) 年	需要の創造による成長力の強化	厚生労働省改革元年	産業社会の変化と雇用・賃金の動向
2011 (平成23) 年	日本経済の本質的な力を高める	社会保障の検証と展望 —国民皆保険・皆年金制度実現から半世紀—	世代ごとにみた働き方と雇用管理の動向
2012 (平成24) 年	日本経済の復興から発展的創造へ	社会保障を考える	分厚い中間層の復活に向けた課題
2013 (平成25) 年	経済の好循環の確立に向けて	若者の意識を探る	構造変化の中での雇用・人材と働き方
2014 (平成26) 年	よみがえる日本経済、広がる可能性	健康長寿社会の実現に向けて —健康・予防元年—	人材力の最大発揮に向けて
2015 (平成27) 年	四半世紀ぶりの成果と再生する日本経済	人口減少社会を考える —希望の実現と安心して暮らせる社会を目指して—	労働生産性と雇用・労働問題への対応

〔参考〕 2 平成27年の審議会意見書等一覧

審議会等開催日	意見書・報告書	審議会等
平成27年2月2日	電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会の報告	労働政策審議会・電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会
平成27年3月30日	医師国家試験改善検討会報告書について	医道審議会・医師分科会医師国家試験改善検討部会
平成27年3月31日	公的年金財政状況報告（平成25年度）	社会保障審議会・年金数理部会
平成27年4月30日	特定機能病院等の医療安全管理体制に関する意見	社会保障審議会・医療分科会
平成27年6月19日	がん対策推進基本計画中間評価報告書等について	がん対策推進協議会
平成27年6月25日	厚生労働行政の推進に資する研究に関する委員会報告書	厚生科学審議会・厚生労働行政の推進に資する研究に関する委員会
平成27年7月8日	粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案要綱の諮問と答申	労働政策審議会・安全衛生分科会じん肺部会
平成27年7月13日	肝炎対策推進協議会意見書	肝炎対策推進協議会
平成27年7月30日	平成27年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）	中央最低賃金審議会
平成27年8月28日	社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書	社会保障審議会・児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会
平成27年9月30日	薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針の見直しに関する中間とりまとめ	医道審議会・薬剤師国家試験制度改善検討部会
平成27年10月8日	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第11次報告）	社会保障審議会・児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
平成27年12月3日	がん対策加速化プランへの提言について	がん対策推進協議会

第Ⅱ部

社会保障関係統計資料編

凡 例

- 1 本表の記号は次による。
 … 不問 0または0.(単位未満 △ 負数
 — なし ・ 統計項目のありえない場合
- 2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。
- 3 統計数字のうち1円、1人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

(単位 人口：千人)

区 分	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
総 人 口	117,060	123,611	126,926	127,799	127,515	127,298	127,083	127,095
年齢階級別人口								
0～14歳人口	27,507	22,486	18,472	16,705	16,547	16,390	16,233	15,887
(%)	23.5	18.2	14.6	13.1	13.0	12.9	12.8	12.6
15～64歳人口	78,835	85,904	86,220	81,342	80,175	79,010	77,850	76,289
(%)	67.3	69.5	67.9	63.7	62.9	62.1	61.3	60.7
65歳以上人口	10,647	14,895	22,005	29,752	30,793	31,898	33,000	33,465
(%)	9.1	12.0	17.3	23.3	24.2	25.1	26.0	26.6
出 生	1,577	1,222	1,191	1,051	1,037	1,030	1,004	1,006
人口千対	13.6	10.0	9.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0
死 亡	723	820	962	1,253	1,256	1,268	1,273	1,290
人口千対	6.2	6.7	7.7	9.9	10.0	10.1	10.1	10.3
自然増減	854	401	229	△ 202	△ 219	△ 239	△ 269	△ 285
人口千対	7.3	3.3	1.8	△ 1.6	△ 1.7	△ 1.9	△ 2.1	△ 2.3
平均余命(年)								
男 0歳	73.35	75.92	77.72	79.44	79.94	80.21	80.50	80.79
65歳	14.56	16.22	17.54	18.69	18.89	19.08	19.29	19.46
女 0歳	78.76	81.90	84.60	85.90	86.41	86.61	86.83	87.05
65歳	17.68	20.03	22.42	23.66	23.82	23.97	24.18	24.31
合計特殊出生率	1.75	1.54	1.36	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45

(注) 昭和55年、平成2年、平成12年、平成22年の総人口には、年齢不詳を含む。

資料：「総人口」「年齢階級別人口」は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」「完全生命表」「簡易生命表」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/001.xls>

第2表 年齢3区分別人口の推移

(単位 万人)

区 分	総人口	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
35 (1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
45 (1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
55 (1980)	11,706	23.5	67.3	9.1	34.9
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.5	12.0	26.2
12 (2000)	12,693	14.6	67.9	17.3	21.4
17 (2005)	12,777	13.8	66.1	20.2	20.8
22 (2010)	12,806	13.2	63.8	23.0	20.7
24 (2012)	12,752	13.0	62.9	24.2	20.6
25 (2013)	12,730	12.9	62.1	25.1	20.7
26 (2014)	12,708	12.8	61.3	26.0	20.9
27 (2015)	12,710	12.5	60.8	26.6	20.6
平成32年(2020)	12,410	11.7	59.2	29.1	19.8
37 (2025)	12,066	11.0	58.7	30.3	18.7
42 (2030)	11,662	10.3	58.1	31.6	17.8

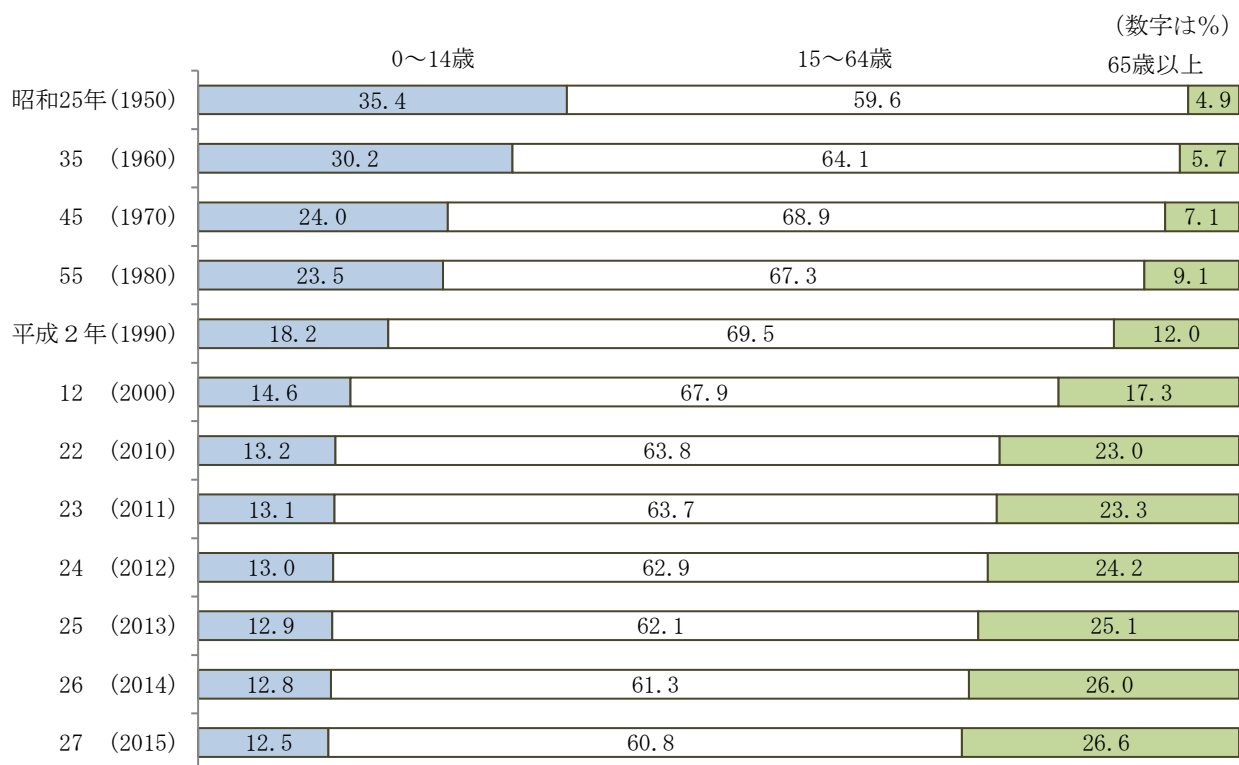
(注) 年齢不詳を含む。

資料：平成27年以前は総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」、

平成28年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成24年1月推計ー」の中位推計値

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/002.xls>

<年齢別人口の割合の推移>



(小数点第2位を四捨五入(及び年齢不詳を含む)のため合計は100%にならない)

第3表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）

平成27年10月1日現在(単位 千人)

区 分	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	127,095	61,842	65,253	125,319	61,023	64,297
0～4歳	5,006	2,561	2,445	4,943	2,528	2,416
5～9	5,320	2,725	2,593	5,268	2,699	2,568
10～14	5,620	2,879	2,741	5,574	2,856	2,719
15～19	6,055	3,113	2,943	5,977	3,073	2,904
20～24	6,091	3,121	2,968	5,884	3,016	2,868
25～29	6,533	3,333	3,200	6,294	3,211	3,083
30～34	7,396	3,750	3,645	7,185	3,653	3,531
35～39	8,417	4,268	4,149	8,239	4,192	4,046
40～44	9,847	4,988	4,859	9,685	4,922	4,764
45～49	8,766	4,422	4,344	8,619	4,366	4,254
50～54	8,024	4,028	3,995	7,909	3,982	3,926
55～59	7,601	3,785	3,816	7,520	3,749	3,771
60～64	8,552	4,210	4,343	8,490	4,181	4,307
65～69	9,759	4,723	5,036	9,710	4,700	5,011
70～74	7,786	3,625	4,161	7,752	3,609	4,143
75～79	6,354	2,817	3,537	6,329	2,806	3,523
80～84	5,026	2,016	3,010	5,012	2,010	3,002
85～89	3,155	1,069	2,089	3,149	1,065	2,085
90～94	1,363	337	1,026	1,360	336	1,024
95～99	361	64	299	360	64	296
100歳以上	62	8	53	62	8	53
(再掲)						
0～14歳	15,946	8,165	7,779	15,785	8,083	7,703
15～64	77,282	39,018	38,262	75,802	38,345	37,454
65歳以上	33,866	14,659	19,211	33,734	14,598	19,137

資料：総務省統計局「平成27年10月1日現在推計人口」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/003.xls>

第4表 人口動態

区 分	人 口	出 生		死 亡		自然増減	
		実 数	率	実 数	率	実 数	率
昭和45年(1970)	* 103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
55 (1980)	* 116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
平成2年(1990)	* 122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
12 (2000)	* 126,925,843	1,190,547	9.5	961,653	7.7	228,894	1.8
22 (2010)	* 128,057,352	1,071,304	8.5	1,197,012	9.5	△ 125,708	△ 1.0
24 (2012)	127,515,000	1,037,231	8.2	1,256,359	10.0	△ 219,128	△ 1.7
25 (2013)	127,298,000	1,029,816	8.2	1,268,436	10.1	△ 238,620	△ 1.9
26 (2014)	127,083,000	1,003,539	8.0	1,273,004	10.1	△ 269,465	△ 2.1
27 (2015)	127,095,000	1,005,677	8.0	1,290,444	10.3	△ 284,767	△ 2.3

(注) 1 人口は各年10月1日現在であり、*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和45年以降は日本人人口である。

2 昭和55年以降は、沖縄県を含む。

3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は、死亡(実数)の再掲である。

4 死産とは、妊娠満12週以後のものである。

5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。

(昭和45年は、妊娠満28週 以後の数値である)

6 「婚姻」「離婚」の実数は件数を示す。

7 「出生」「死亡」「自然増減」「婚姻」「離婚」の率は、人口千対。

8 「乳児死亡」「死産」「周産期死亡」の率は、出生千対。

資料：「人口」は、総務省統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」

上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/004.xls>

第5表 平均余命(性×特定年齢×年次別)

区 分	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
《男》										
0 歳	75.92	76.38	77.72	78.56	79.55	79.44	79.94	80.21	80.50	80.79
5	71.45	71.87	73.10	73.88	74.82	74.71	75.19	75.45	75.74	76.02
10	66.53	66.94	68.15	68.93	69.85	69.77	70.23	70.49	70.77	71.05
20	56.77	57.16	58.33	59.08	59.99	59.93	60.36	60.61	60.90	61.17
30	47.16	47.55	48.69	49.43	50.33	50.28	50.69	50.93	51.21	51.46
40	37.58	37.96	39.13	39.86	40.73	40.69	41.05	41.29	41.57	41.80
50	28.40	28.75	29.91	30.63	31.42	31.39	31.70	31.92	32.18	32.39
60	20.01	20.28	21.44	22.09	22.75	22.70	22.93	23.14	23.36	23.55
70	12.66	12.97	13.97	14.39	14.96	14.93	15.11	15.28	15.49	15.64
80	6.88	7.13	7.96	8.22	8.42	8.39	8.48	8.61	8.79	8.89
85	4.93	5.05	5.76	5.89	6.00	5.96	6.00	6.12	6.24	6.31
90	3.51	3.58	4.10	4.15	4.19	4.14	4.16	4.26	4.35	4.38
95	—	2.60	2.97	2.93	—	—	—	—	—	—
100	—	—	—	2.08	—	—	—	—	—	—

(注) 0歳の平均余命を「平均寿命」と呼んでいる。

資料：平成2年及び平成7、12、17、22年は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」

それ以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/005.xls>

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
3,830	3.2	38,393	31.2	6,881	5.8	798,138	6.4	264,246	2.10
2,450	2.3	26,560	24.2	4,515	4.2	700,214	5.5	251,378	1.99
2,299	2.2	24,800	23.4	4,133	4.0	668,869	5.3	235,406	1.87
2,185	2.1	24,102	22.9	3,862	3.7	660,613	5.3	231,383	1.84
2,080	2.1	23,524	22.9	3,750	3.7	643,749	5.1	222,107	1.77
1,916	1.9	22,617	22.0	3,728	3.7	635,156	5.1	226,215	1.81

区分	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
《女》										
0歳	81.90	82.85	84.60	85.52	86.30	85.90	86.41	86.61	86.83	87.05
5	77.37	78.29	79.95	80.81	81.55	81.19	81.67	81.84	82.07	82.27
10	72.42	73.34	74.98	75.84	76.58	76.24	76.70	76.87	77.09	77.30
20	62.54	63.46	65.08	65.93	66.67	66.35	66.78	66.94	67.16	67.37
30	52.73	53.65	55.26	56.12	56.83	56.56	56.94	57.09	57.32	57.51
40	43.00	43.91	45.52	46.38	47.08	46.84	47.17	47.32	47.55	47.73
50	33.51	34.43	36.01	36.84	37.52	37.32	37.59	37.74	37.96	38.13
60	24.39	25.31	26.85	27.66	28.28	28.12	28.33	28.47	28.68	28.83
70	15.87	16.76	18.19	18.88	19.43	19.31	19.45	19.59	19.81	19.92
80	8.72	9.47	10.60	11.13	11.46	11.36	11.43	11.52	11.71	11.79
85	6.10	6.67	7.61	7.99	8.15	8.07	8.10	8.19	8.35	8.40
90	4.18	4.64	5.29	5.53	5.53	5.46	5.47	5.53	5.66	5.70
95	—	3.33	3.73	3.77	—	—	—	—	—	—
100	—	—	—	2.54	—	—	—	—	—	—

第6表 主要死因別死亡率（人口10万対）の推移

区 分	平成2年 (1990)	12 (2000)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
結 核	3.0	2.1	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6
悪 性 新 生 物	177.2	235.2	279.7	283.2	286.6	290.3	293.5	295.5
心疾患(高血圧性を除く)	134.8	116.8	149.8	154.5	157.9	156.5	157.0	156.5
脳 血 管 疾 患	99.4	105.5	97.7	98.2	96.5	94.1	91.1	89.4
肺 炎	55.6	69.2	94.1	98.9	98.4	97.8	95.4	96.5
肝 疾 患	16.1	12.8	12.8	13.0	12.7	12.7	12.5	12.5
不 慮 の 事 故	26.2	31.4	32.2	47.1	32.6	31.5	31.1	30.6
自 殺	16.4	24.1	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5

(注) 1 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年よりICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更、遡及した。

2 「不慮の事故」は、平成7年より従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/006.xls>

第7表 年次別死因順位及び死亡率

区 分	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和35年 (1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び 気管支炎	49.3
45 (1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
55 (1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	老衰	27.6
平成2年 (1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び 気管支炎	60.7	不慮の事故 及び有害作用	26.2
12 (2000)	悪性新生物	235.2	心疾患	116.8	脳血管疾患	105.5	肺炎	69.2	不慮の事故	31.4
22 (2010)	悪性新生物	279.7	心疾患	149.8	脳血管疾患	97.7	肺炎	94.1	老衰	35.9
24 (2012)	悪性新生物	286.6	心疾患	157.9	肺炎	98.4	脳血管疾患	96.5	老衰	48.2
25 (2013)	悪性新生物	290.3	心疾患	156.5	肺炎	97.8	脳血管疾患	94.1	老衰	55.5
26 (2014)	悪性新生物	293.5	心疾患	157.0	肺炎	95.4	脳血管疾患	91.1	老衰	60.1
27 (2015)	悪性新生物	295.5	心疾患	156.5	肺炎	96.5	脳血管疾患	89.4	老衰	67.7

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。

2 平成7年よりICD-10の死因分類の適用に伴い、「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。

3 「心疾患」は、「心疾患(高血圧性を除く)」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/007.xls>

第8表 世帯数（世帯業態別）

(単位 千世帯)

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
《推計数》					
総 数	46,684	48,170	50,112	50,431	50,361
雇用者・自営業者等の世帯	45,806	47,268	48,145	49,192	49,143
常 雇 者 世 帯	25,014	25,462	25,933	26,597	27,105
臨 時 雇 用 者 世 帯	2,150	2,203	2,289	2,480	2,302
日 雇 労 働 者 世 帯	345	326	356	370	302
自 営 業 者 世 帯	5,164	5,440	5,160	4,989	4,942
そ の 他 の 世 帯	13,133	13,837	14,407	14,756	14,492
世 帯 業 態 不 詳	878	902	1,966	1,239	1,218
《構成割合》(%)					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	98.1	98.1	96.1	97.5	97.6
常 雇 者 世 帯	53.6	52.9	51.8	52.7	53.8
臨 時 雇 用 者 世 帯	4.6	4.6	4.6	4.9	4.6
日 雇 労 働 者 世 帯	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6
自 営 業 者 世 帯	11.1	11.3	10.3	9.9	9.8
そ の 他 の 世 帯	28.1	28.7	28.8	29.3	28.8
世 帯 業 態 不 詳	1.9	1.9	3.9	2.5	2.4

- (注) 1 臨時雇用者世帯:1月以上1年未満の契約の雇用者世帯
 2 日雇労働者世帯:日々又は1月未満の契約の雇用者世帯
 3 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。
 4 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/008.xls>

第9表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
《推計数》					
総 数	46,684	48,170	50,112	50,431	50,361
国 保 加 入 世 帯	10,372	10,300	10,403	10,448	9,935
被 用 者 保 険 加 入 世 帯	20,043	20,377	20,769	20,741	21,471
国 保 ・ 被 用 者 保 険 加 入 世 帯	4,330	4,447	4,372	4,481	4,282
後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	4,291	4,618	5,398	5,506	5,777
国 保 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	2,764	3,154	3,107	3,147	3,162
被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	2,511	2,741	2,750	3,021	2,870
国 保 ・ 被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	1,093	1,183	1,107	1,237	1,210
そ の 他 の 世 帯	1,016	1,009	1,003	1,202	1,154
不 詳	265	341	1,203	646	500
《構成割合》(%)					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国 保 加 入 世 帯	22.2	21.4	20.8	20.7	19.7
被 用 者 保 険 加 入 世 帯	42.9	42.3	41.4	41.1	42.6
国 保 ・ 被 用 者 保 険 加 入 世 帯	9.3	9.2	8.7	8.9	8.5
後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	9.2	9.6	10.8	10.9	11.5
国 保 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	5.9	6.5	6.2	6.2	6.3
被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	5.4	5.7	5.5	6.0	5.7
国 保 ・ 被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	2.3	2.5	2.2	2.5	2.4
そ の 他 の 世 帯	2.2	2.1	2.0	2.4	2.3
不 詳	0.6	0.7	2.4	1.3	1.0

- (注) 1 国保加入世帯：国民健康保険の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯
2 被用者保険加入世帯：政府管掌健康保険・組合管掌健康保険・船員保険の被保険者もしくは共済組合の組合員・被扶養者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者がいない世帯
3 国保・被用者保険加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者及び被用者保険の被保険者・被扶養者がそれぞれ1人でもおり、かつ、後期高齢者医療制度の被保険者がいない世帯
4 後期高齢者医療制度加入世帯：後期高齢者医療制度の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者がいない世帯
5 国保・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者がいない世帯
6 被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の被用者保険の被保険者・被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもおり、かつ、国民健康保険の被保険者がいない世帯
7 国保・被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者、被用者保険の被保険者・被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもいる世帯
8 その他の世帯：上記1～7以外で加入保険不詳の者がいない世帯
9 不詳：加入保険不詳の者がいる世帯
10 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。
11 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/009.xls>

第10表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
《推計数》					
平成23年(2011)	46,684	9,581	759	96	36,248
24 (2012)	48,170	10,241	703	81	37,146
25 (2013)	50,112	11,614	821	91	37,586
26 (2014)	50,431	12,214	732	101	37,384
27 (2015)	50,361	12,714	793	78	36,777
《構成割合》(%)					
平成23年(2011)	100.0	20.5	1.6	0.2	77.6
24 (2012)	100.0	21.3	1.5	0.2	77.1
25 (2013)	100.0	23.2	1.6	0.2	75.0
26 (2014)	100.0	24.2	1.5	0.2	74.1
27 (2015)	100.0	25.2	1.6	0.2	73.0

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/010.xls>

第11表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

(単位 千世帯)

区 分	総数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員(人)
《推計数》								
平成23年(2011)	46,684	11,787	13,959	9,292	7,422	2,680	1,544	2.58
24 (2012)	48,170	12,160	14,502	9,610	7,580	2,828	1,490	2.57
25 (2013)	50,112	13,285	15,406	10,057	7,301	2,699	1,364	2.51
26 (2014)	50,431	13,662	15,604	9,911	7,275	2,656	1,323	2.49
27 (2015)	50,361	13,517	15,765	9,927	7,242	2,617	1,294	2.49
《構成割合》(%)								
平成23年(2011)	100.0	25.2	29.9	19.9	15.9	5.7	3.3	・
24 (2012)	100.0	25.2	30.1	20.0	15.7	5.9	3.1	・
25 (2013)	100.0	26.5	30.7	20.1	14.6	5.4	2.7	・
26 (2014)	100.0	27.1	30.9	19.7	14.4	5.3	2.6	・
27 (2015)	100.0	26.8	31.3	19.7	14.4	5.2	2.6	・

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/011.xls>

第12表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	単 独 世 帯			核 家 族 世 帯				三世代 世帯	その他の 世帯
		総 数	住込み 寄宿舍等	その他	総 数	夫婦のみ 世帯	夫婦と未婚 の子のみの 世帯	片親と未婚 の子のみの 世帯		
《推計数》										
平成23年(2011)	46,684	11,787	852	10,935	28,281	10,575	14,443	3,263	3,436	3,180
24(2012)	48,170	12,160	789	11,371	28,993	10,977	14,668	3,348	3,648	3,370
25(2013)	50,112	13,285	1,137	12,148	30,163	11,644	14,899	3,621	3,329	3,334
26(2014)	50,431	13,662	1,223	12,439	29,870	11,748	14,546	3,576	3,464	3,435
27(2015)	50,361	13,517	1,006	12,511	30,316	11,872	14,820	3,624	3,264	3,265
《構成割合》(%)										
平成23年(2011)	100.0	25.2	1.8	23.4	60.6	22.7	30.9	7.0	7.4	6.8
24(2012)	100.0	25.2	1.6	23.6	60.2	22.8	30.5	6.9	7.6	7.0
25(2013)	100.0	26.5	2.3	24.2	60.2	23.2	29.7	7.2	6.6	6.7
26(2014)	100.0	27.1	2.4	24.7	59.2	23.3	28.8	7.1	6.9	6.8
27(2015)	100.0	26.8	2.0	24.8	60.2	23.6	29.4	7.2	6.5	6.5

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/012.xls>

第13表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	全世帯数	65 歳 以 上 の 者 の い る 世 帯								
		総 数	全世帯に占 める割合 (%)	単独世帯	夫 婦 の み の 世 帯			夫婦(片親) と未婚の子 のみの世帯	三世代 世帯	その他の 世帯
					総 数	一方が65歳 未満の世帯	ともに65歳 以上の世帯			
《推計数》										
平成23年(2011)	46,684	19,422	41.6	4,697	5,817	1,221	4,596	3,743	2,998	2,166
24(2012)	48,170	20,930	43.4	4,868	6,332	1,315	5,017	4,110	3,199	2,420
25(2013)	50,112	22,420	44.7	5,730	6,974	1,461	5,513	4,442	2,953	2,321
26(2014)	50,431	23,572	46.7	5,959	7,242	1,441	5,801	4,743	3,117	2,512
27(2015)	50,361	23,724	47.1	6,243	7,469	1,471	5,998	4,704	2,906	2,402
《構成割合》(%)										
平成23年(2011)	・	100.0	・	24.2	30.0	6.3	23.7	19.3	15.4	11.2
24(2012)	・	100.0	・	23.3	30.3	6.3	24.0	19.7	15.3	11.6
25(2013)	・	100.0	・	25.6	31.1	6.5	24.6	19.8	13.2	10.4
26(2014)	・	100.0	・	25.3	30.7	6.1	24.6	20.1	13.2	10.7
27(2015)	・	100.0	・	26.3	31.5	6.2	25.3	19.8	12.2	10.1

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/013.xls>

第2節 社会保障給付及び再配分効果

第14表 社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位 億円、%)

区 分	国民所得 (分配)		社会保障給付費			社会保障移転		
		伸率		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比
平成23年度 (2011)	3,584,029	△ 1.0	1,082,651	2.8	30.2	1,065,403	2.0	29.7
24 (2012)	3,598,267	0.4	1,090,352	0.7	30.3	1,082,885	1.6	30.1
25 (2013)	3,740,063	3.9	1,107,050	1.5	29.6	1,096,155	1.2	29.3
26 (2014)	3,783,183	1.2	1,121,020	1.3	29.6	1,108,697	1.1	29.3
27 (2015)	3,884,604	2.7				1,133,738	2.3	29.2

資料：「国民所得」「社会保障移転」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」による実績。08SNA基準による。
「社会保障給付費」は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/014.xls>

第15表 社会保障関係費の推移

(単位 億円)

区 分	平成24年度 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)
基礎的財政収支対象経費	683,897	703,700	726,121	728,912	731,097
厚生労働省予算	266,873	294,321	307,430	299,146	313,110
社会保障関係費	263,901	291,224	305,175	315,297	319,738
年金医療介護保険給付費	190,845	218,475	225,557	231,107	—
年金給付費	—	—	—	—	113,130
医療給付費	—	—	—	—	112,739
介護給付費	—	—	—	—	29,323
生活保護費	28,319	28,614	29,222	29,042	—
社会福祉費	38,746	38,610	44,480	48,591	—
少子化対策費	—	—	—	—	20,241
生活扶助等社会福祉費	—	—	—	—	40,080
保健衛生対策費	3,788	3,539	4,093	4,876	2,865
雇用労災対策費	2,204	1,986	1,824	1,681	1,360
《対前年伸び率》(%)					
基礎的財政収支対象経費	△ 3.5	2.9	3.2	0.4	0.3
厚生労働省予算	△ 7.9	10.3	4.5	△ 2.7	4.7
《構成比》(%)					
社会保障関係費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年金医療介護保険給付費	72.3	75.0	73.9	73.3	—
年金給付費	—	—	—	—	35.4
医療給付費	—	—	—	—	35.3
介護給付費	—	—	—	—	9.2
生活保護費	10.7	9.8	9.6	9.2	—
社会福祉費	14.7	13.3	14.6	15.4	—
少子化対策費	—	—	—	—	6.3
生活扶助等社会福祉費	—	—	—	—	12.5
保健衛生対策費	1.4	1.2	1.3	1.5	0.9
雇用労災対策費	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4

(注) 1 各年度の当初予算額である。

2 基礎的財政収支対象経費＝一般会計歳出－(国債費＋決算不足補てん繰戻)

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/015.xls>

第16表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

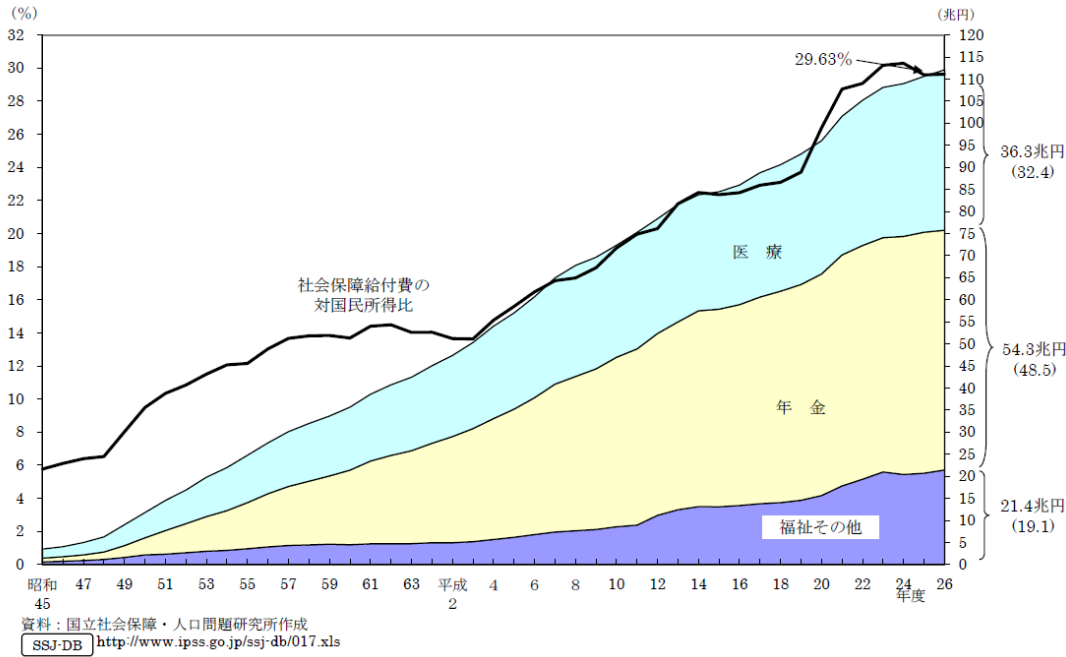
区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
1. 社 会 保 障 給 付	94,111.9	95,664.4	97,170.9	98,030.1	100,531.7
(1) 特 別 会 計	45,118.3	45,770.3	46,383.5	46,394.0	47,410.8
a. 年 金 (除 児 童 手 当)	42,238.5	43,094.1	43,858.4	43,955.7	44,931.8
(a) 健 康 保 険	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) 厚 生 年 金	23,615.5	23,731.1	23,647.3	23,142.6	23,266.4
(c) 国 民 年 金	18,623.0	19,363.0	20,211.1	20,813.2	21,665.3
b. 労 働 保 険	2,879.8	2,676.2	2,525.1	2,438.3	2,479.1
(a) 労 災 保 険	859.9	840.8	842.5	846.8	836.9
(b) 雇 用 保 険	2,019.9	1,835.4	1,682.6	1,591.5	1,642.2
c. 船 員 保 険
(a) 疾 病 給 付
(b) 年 金 給 付
(c) 失 業 給 付
(2) 国 民 健 康 保 険	9,574.6	9,674.6	9,770.8	9,832.7	10,057.1
(3) 後 期 高 齢 者 医 療	12,309.3	12,676.4	13,138.5	13,453.7	14,059.2
(4) 共 済 組 合	7,996.8	7,976.6	7,866.3	7,702.2	7,801.0
a. 国 家 公 務 員 共 済 組 合	1,931.0	1,922.1	1,878.5	1,807.1	1,811.3
(a) 短 期 経 理	267.8	261.9	260.1	264.4	271.8
(b) 長 期 経 理	1,663.2	1,660.1	1,618.4	1,542.7	1,539.5
b. 地 方 公 務 員 共 済 組 合	5,433.2	5,455.3	5,377.0	5,184.2	5,238.9
(a) 短 期 経 理	866.9	834.4	823.6	835.4	852.6
(b) 長 期 経 理	4,566.3	4,620.9	4,553.4	4,348.9	4,386.3
c. そ の 他	632.6	599.2	610.9	710.9	750.8
(a) 短 期 経 理	125.3	126.3	128.9	131.8	138.5
(b) 長 期 経 理	507.3	472.9	482.0	579.1	612.2
(5) 組 合 管 掌 健 康 保 険	3,819.9	3,866.9	3,885.9	3,965.1	4,101.1
(6) 全 国 健 康 保 険 協 会	4,776.4	4,887.0	4,996.1	5,193.1	5,486.8
(7) 児 童 手 当 及 び 子 ども 手 当	2,500.0	2,301.6	2,273.6	2,207.6	2,179.5
(8) 基 金	180.6	171.4	163.1	158.4	154.4
(9) 介 護 保 険	7,836.1	8,339.7	8,693.0	9,123.1	9,281.9
2. そ の 他 の 社 会 保 険 非 年 金 給 付	3,098.6	3,095.8	2,860.4	2,644.6	2,614.3
う ち 公 務 災 害 補 償	15.5	13.4	12.9	13.5	13.1
3. 社 会 扶 助 給 付	9,329.8	9,528.3	9,584.3	10,195.0	10,227.8
う ち 恩 給	635.2	566.6	501.1	443.3	383.0
合 計	106,540.3	108,288.5	109,615.5	110,869.7	113,373.8

(注) 2011年基準・08SNAによる。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/016.xls>

第17表 社会保障給付費等の推移



第18表 一般会計予算の内訳

平成28年度歳出 (単位 億円、%)			社会保障内訳 (単位 億円)	
区分	額	割合	区分	平成28年度
一般会計歳出総額	967,218	100.0	医療	115,438
基礎的財政収支対象経費	731,097	75.6	国民健康保険	34,039
社会保障費	319,738	33.1	全国健康保険協会管掌健康保険	11,885
年金給付費	113,130	11.7	後期高齢者医療給付費負担金等	48,178
医療給付費	112,739	11.7	生保・医療扶助	13,671
介護給付費	29,323	3.0	その他	7,666
少子化対策費	20,241	2.1	年金	114,320
生活扶助等社会福祉費	40,080	4.1	厚生年金	92,471
保健衛生対策費	2,865	0.3	国民年金	19,966
雇用労災対策費	1,360	0.1	福祉年金	35
文教及び科学振興費	53,580	5.5	その他	1,848
義務教育費国庫負担金	15,271	1.6	介護	29,323
科学技術振興	12,929	1.3	給付費負担金等	22,613
文教施設	807	0.1	2号保険料国庫負担	4,497
教育振興	23,442	2.4	その他	2,213
育英事業	1,132	0.1	福祉・その他	60,656
恩給	3,421	0.4	生活扶助	9,416
防衛	50,541	5.2	子どものための教育・保育給付	6,500
公共事業	59,737	6.2	雇用保険	1,462
経済協力	5,161	0.5	その他	43,278
中小企業対策	1,825	0.2	(生活保護費再掲)	(29,097)
エネルギー対策	9,308	1.0	合計	319,738
食料安定供給関係	10,282	1.1		
その他の事項経費	61,193	6.3		
予備費	3,500	0.4		
地方交付税交付金等	152,811	15.8		
国債	236,121	24.4		

(注) 補正予算は含まれていない。

資料：財務省広報誌「ファイナンス」、財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/018.xls>

第19表 社会保障に係る費用の将来推計について《改定後（平成24年3月）》

給付費の見通し

	平成24年度 (2012)		27 (2015)		32 (2020)		37 (2025)	
	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)
給付費	109.5	22.8	119.8 (118.7)	23.5 (23.3)	134.4 (131.8)	24.1 (23.6)	148.9 (144.8)	24.4 (23.7)
年金	53.8	11.2	56.5	11.1	58.5	10.5	60.4	9.9
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て	4.8	1.0	5.5	1.1	5.8	1.0	5.6	0.9
その他	7.4	1.5	7.8	1.5	8.4	1.5	9.0	1.5
負担額	101.2	21.1	111.7 (110.6)	21.9 (21.7)	129.5 (126.8)	23.2 (22.7)	146.2 (142.1)	23.9 (23.3)
年金	45.5	9.5	48.3	9.5	53.6	9.6	57.7	9.5
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て	4.8	1.0	5.5	1.1	5.8	1.0	5.6	0.9
その他	7.4	1.5	7.8	1.5	8.4	1.5	9.0	1.5
(参考) GDP	479.6		509.8		558.0		610.6	

- (注) 1 「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。
 (ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。)
- 2 () 内は医療介護について充実と重点化・効率化を行わず、現状を投影した場合の給付費等である。
- 3 上図の子ども・子育ては、新システム制度の実施等を前提に、保育所、幼稚園、延長保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、子どものための現金給付、育児休業給付、出産手当金、社会的養護、妊婦健診等を含めた計数である。
- 4 医療の負担には補正予算対応分が含まれている。
- 5 「保険料・公費負担額の見通し」は、下記URLにてホームページのみの掲載とした。

資料：厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定（平成24年3月）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/019.xls>

第20表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較

区分	ジニ係数				ジニ係数の改善度		
	当初所得 ①	①+社会保障 給付金 - 社会保険料 ②	可処分所得 (②-税金) ③	再分配所得 (③+ 現物給付) ④	再分配による 改善度	社会保障に よる改善度	税による 改善度
平成14 (2002)	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	%	%	%
17 (2005)	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	23.5	20.8	3.4
20 (2008)	0.5318	0.4023	0.3873	0.3758	26.4	24.0	3.2
23 (2011)	0.5536	0.4067	0.3885	0.3791	29.3	26.6	3.7
26 (2014)	0.5704	0.4057	0.3873	0.3759	31.5	28.3	4.5
					34.1	31.0	4.5

- (注) 1 再分配による改善度 = 1 - ④/①
 2 社会保障による改善度 = 1 - ②/① × ④/③
 3 税による改善度 = 1 - ③/②
 4 平成11年の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/020.xls>

第21表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

平成26年

所得階級	当初所得				再分配所得		
	世帯数	世帯構成 (%)		世帯数	世帯構成 (%)		
		構成比	累積比		構成比	累積比	
総	数	4,826	100.0	—	4,826	100.0	—
50万円未満		1,351	28.0	28.0	54	1.1	1.1
50～100		296	6.1	34.1	205	4.2	5.4
100～150		265	5.5	39.6	339	7.0	12.4
150～200		227	4.7	44.3	380	7.9	20.3
200～250		238	4.9	49.3	407	8.4	28.7
250～300		209	4.3	53.6	385	8.0	36.7
300～350		197	4.1	57.7	358	7.4	44.1
350～400		169	3.5	61.2	336	7.0	51.1
400～450		183	3.8	65.0	298	6.2	57.2
450～500		149	3.1	68.0	265	5.5	62.7
500～550		164	3.4	71.4	223	4.6	67.3
550～600		133	2.8	74.2	234	4.8	72.2
600～650		136	2.8	77.0	191	4.0	76.2
650～700		125	2.6	79.6	168	3.5	79.6
700～750		141	2.9	82.5	157	3.3	82.9
750～800		124	2.6	85.1	133	2.8	85.6
800～850		99	2.1	87.2	93	1.9	87.6
850～900		89	1.8	89.0	89	1.8	89.4
900～950		61	1.3	90.3	86	1.8	91.2
950～1,000		60	1.2	91.5	77	1.6	92.8
1,000万円以上		410	8.5	100.0	348	7.2	100.0
平均当初(再分配)所得		392.6万円 (年額)			481.9万円 (年額)		

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成26年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/021.xls>

第22表 世帯主の年齢階級別所得再分配状況

平成26年(単位 人、万円)

区分	総数	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
世帯数	4,826	142	143	211	330	312	339	421	602	616	612	1,098
世帯人員数	2.40	1.57	2.94	3.18	3.20	3.01	2.73	2.55	2.39	2.27	2.10	1.98
有業人員数	1.17	1.01	1.41	1.44	1.49	1.56	1.78	1.79	1.46	1.10	0.75	0.53
当初所得	392.6	284.7	525.4	556.3	588.1	626.1	730.3	682.2	449.6	298.2	190.9	151.6
総所得	516.2	287.5	543.9	577.6	616.2	660.0	755.6	711.3	546.7	492.2	407.8	367.9
可処分所得	417.8	235.1	436.8	460.7	481.3	516.8	585.3	548.9	434.9	412.4	345.4	315.7
再分配所得	481.9	249.2	470.8	498.7	509.0	563.1	608.9	590.4	493.4	477.6	421.8	427.8
再分配係数(%)	22.7	△12.5	△10.4	△10.4	△13.4	△10.1	△16.6	△13.5	9.7	60.2	120.9	182.1
税出合計額	98.4	52.4	107.2	116.9	134.9	143.3	170.3	162.4	111.8	79.8	62.4	52.2
税金	48.0	22.6	46.3	54.0	62.4	65.5	85.3	79.4	59.3	39.4	31.8	25.0
社会保険料計	50.4	29.8	60.9	62.9	72.5	77.8	84.9	83.0	52.5	40.5	30.6	27.2
年金	21.4	17.7	35.3	34.9	40.3	42.1	45.8	44.1	20.5	9.9	4.9	5.9
医療	21.7	10.5	22.3	24.5	25.8	28.7	31.3	31.2	25.8	22.6	16.4	12.9
介護・その他	7.3	1.5	3.2	3.5	6.4	7.1	7.9	7.7	6.2	8.0	9.3	8.3
受給合計額	187.7	16.9	52.5	59.3	55.8	80.3	48.9	70.6	155.6	259.2	293.3	328.4
現金給付	123.6	2.8	18.5	21.3	28.1	33.9	25.3	29.1	97.1	194.1	216.9	216.2
(再掲)年金・恩給	116.3	0.2	3.0	3.7	10.7	20.3	18.2	24.0	88.9	189.1	212.5	213.1
現物給付	64.1	14.2	34.0	38.0	27.8	46.3	23.6	41.5	58.5	65.2	76.3	112.1
(再掲)医療	49.5	8.2	18.5	24.6	22.4	44.1	22.1	35.9	41.5	46.4	61.4	86.7
(再掲)介護	12.7	0.0	0.0	0.0	2.1	0.5	0.8	5.6	16.2	18.0	15.0	25.3
ジニ係数												
当初所得	0.5704	0.3924	0.2954	0.2943	0.3494	0.3619	0.3918	0.4146	0.5212	0.5823	0.7158	0.7817
再分配所得	0.3759	0.3716	0.2697	0.2674	0.3029	0.3183	0.3439	0.3689	0.3972	0.3666	0.3883	0.3987
改善度(%)	34.1	5.3	8.7	9.1	13.3	12.0	12.2	11.0	23.8	37.0	45.8	49.0

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成26年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/022.xls>

第23表 世帯類型別所得再分配状況

平成26年（単位 人、万円）

区 分	総数	高齢者世帯	母子世帯	その他の世帯
世帯数	4,826	1,511	59	3,251
世帯人員数	2.40	1.54	2.49	2.80
有業人員数	1.17	0.33	1.07	1.54
当初所得	392.6	95.3	192.1	534.4
総所得	516.2	303.3	243.4	620.2
可処分所得	417.8	264.0	216.5	493.0
再分配所得	481.9	350.2	239.5	547.7
再分配係数(%)	22.7	267.3	24.6	2.5
拠出合計額	98.4	39.3	26.9	127.1
税金	48.0	21.2	7.0	61.2
社会保険料	50.4	18.1	19.9	66.0
年金	21.4	0.3	10.3	31.4
医療	21.7	10.4	7.0	27.3
介護・その他	7.3	7.4	2.5	7.3
受給合計額	187.7	294.2	74.2	140.4
現金給付	123.6	208.0	51.3	85.8
(再掲)年金・恩給	116.3	204.2	6.1	77.7
現物給付	64.1	86.2	23.0	54.6
(再掲)医療	49.5	67.4	14.7	41.9
(再掲)介護	12.7	18.8	0.0	10.1
ジニ係数				
当初所得	0.5704	0.7981	0.3425	0.4399
再分配所得	0.3759	0.3813	0.2275	0.3473
改善度(%)	34.1	52.2	33.6	21.0

(注) 1 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

2 「その他の世帯」は、平成20年以前の「一般世帯」である。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成26年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/023.xls>

第24表 世帯構造別所得再分配状況

平成26年（単位 人、万円）

区 分	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と 未婚の子 のみの世帯	一人親と 未婚の子 のみの世帯	三世帯 世帯	その他の 世帯
世帯数	4,826	1,263	1,353	1,269	327	294	320
世帯人員数	2.40	1.00	2.00	3.59	2.25	4.84	2.86
有業人員数	1.17	0.45	0.85	1.85	1.12	2.46	1.43
当初所得	392.6	157.8	307.9	675.4	288.2	676.4	402.2
総所得	516.2	245.5	495.5	751.7	382.7	850.8	567.3
可処分所得	417.8	207.0	403.8	591.4	321.2	684.5	474.8
再分配所得	481.9	242.0	478.6	639.1	395.2	815.9	600.7
再分配係数(%)	22.7	53.4	55.4	△ 5.4	37.1	20.6	49.4
拠出合計額	98.4	38.5	91.7	160.4	61.5	166.3	92.5
税金	48.0	18.9	49.0	77.2	25.6	74.3	41.0
社会保険料計	50.4	19.6	42.7	83.1	35.9	92.1	51.5
年金	21.4	7.7	12.4	42.3	16.4	40.7	18.3
医療	21.7	8.5	21.4	32.4	14.6	38.9	24.3
介護・その他	7.3	3.3	8.9	8.5	5.0	12.4	8.9
受給合計額	187.7	122.7	262.4	124.1	168.6	305.8	291.1
現金給付	123.6	87.7	187.6	76.3	94.5	174.4	165.1
(再掲)年金・恩給	116.3	80.0	185.0	66.4	79.2	164.7	161.0
現物給付	64.1	35.0	74.8	47.8	74.1	131.5	125.9
(再掲)医療	49.5	28.5	59.7	37.6	63.0	81.0	94.1
(再掲)介護	12.7	6.5	15.0	4.7	9.5	45.8	31.7
ジニ係数							
当初所得	0.5704	0.7010	0.6554	0.3584	0.4754	0.3564	0.5005
再分配所得	0.3759	0.3711	0.3272	0.2695	0.3493	0.2812	0.3469
改善度(%)	34.1	47.1	50.1	24.8	26.5	21.1	30.7

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成26年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/024.xls>

第25表 当初所得階級別所得再分配状況

平成26年（単位 万円）

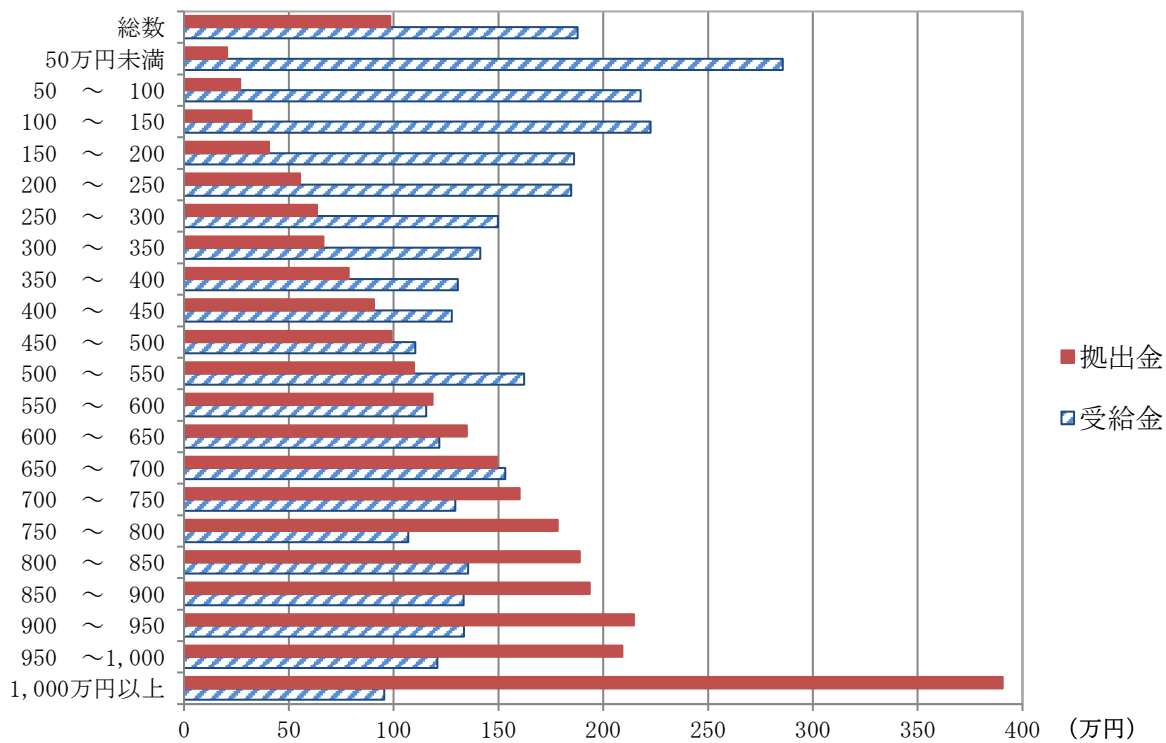
当初所得階級	当初所得	総所得	再分配所得	再分配係数 (%)	拠出		受給総額
					税金	社会保険料	
総数	392.6	516.2	481.9	22.7	48.0	50.4	187.7
50万円未満	4.9	201.4	270.0	5,391.8	8.8	11.8	285.7
50 ～ 100	74.8	229.7	265.9	255.3	10.2	16.6	217.9
100 ～ 150	121.5	267.0	311.9	156.8	13.4	18.7	222.5
150 ～ 200	171.8	301.8	317.3	84.8	16.7	23.8	186.0
200 ～ 250	221.8	347.5	351.2	58.3	22.3	33.0	184.7
250 ～ 300	271.4	377.2	357.7	31.8	24.9	38.6	149.7
300 ～ 350	321.0	413.9	395.9	23.3	27.8	38.7	141.4
350 ～ 400	372.1	451.8	424.1	14.0	30.0	48.6	130.6
400 ～ 450	420.4	505.5	457.5	8.8	35.9	54.8	127.8
450 ～ 500	472.6	542.6	483.8	2.4	41.1	58.0	110.3
500 ～ 550	519.6	605.0	572.2	10.1	46.3	63.4	162.3
550 ～ 600	572.3	647.7	569.3	△ 0.5	47.9	70.7	115.6
600 ～ 650	622.0	699.1	608.9	△ 2.1	58.0	76.9	121.8
650 ～ 700	673.7	763.1	677.7	0.6	63.1	86.1	153.2
700 ～ 750	722.5	788.8	691.8	△ 4.2	65.5	94.6	129.4
750 ～ 800	774.3	834.9	702.8	△ 9.2	78.2	100.1	106.9
800 ～ 850	823.1	902.9	769.8	△ 6.5	83.6	105.2	135.5
850 ～ 900	872.3	943.9	812.0	△ 6.9	85.7	107.9	133.4
900 ～ 950	920.3	1,006.6	839.0	△ 8.8	98.6	116.1	133.5
950 ～ 1,000	972.4	1,029.0	884.1	△ 9.1	95.0	114.2	120.9
1,000万円以上	1,488.4	1,541.3	1,193.4	△ 19.8	242.0	148.5	95.5

(注) 再分配係数 = $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成26年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/025.xls>

<当初所得階級別所得再分配配当金額>



第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第26表 国民負担率（租税負担及び社会保障負担）の対国民所得比の推移

(単位 %))

区 分	国民負担率	租税負担	社会保障負担
平成24年度 (2012)	40.6	23.2	17.4
25 (2013)	41.6	24.1	17.5
26 (2014)	43.8	26.0	17.8
27 (2015)	44.4	26.5	17.9
28 (2016)	43.9	26.1	17.8

(注) 1 平成26年度までは実績、平成27年度は実績見込み、平成28年度は見通しである。

2 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

3 93SNAに基づく計数である。ただし、租税負担は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

4 平成21年度以降の「社会保障負担」は、平成20年度以前の実績値との整合性を図るための調整等を行っている。

資料：財務省ホームページ「国民負担率」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/026.xls>

第27表 国民所得及び国民可処分所得の配分 (名目)

(単位 10億円、%))

区 分	実数		構成割合	
	平成26年度 (2014)	27 (2015)	平成26年度 (2014)	27 (2015)
1. 雇 用 者 報 酬	259,394.9	263,309.0	68.6	67.8
(1)賃 金 ・ 俸 給	220,843.0	223,566.4	58.4	57.6
(2)雇 主 の 社 会 負 担	38,551.9	39,742.6	10.2	10.2
a. 雇 主 の 現 実 社 会 負 担	36,718.9	38,274.9	9.7	9.9
b. 雇 主 の 帰 属 社 会 負 担	1,833.0	1,467.7	0.5	0.4
2. 財 産 所 得 (非 企 業 部 門)	24,537.2	25,695.3	6.5	6.6
(a)受 取	35,385.8	36,492.9	9.4	9.4
(b)支 払	10,848.7	10,797.6	2.9	2.8
(1)一 般 政 府	△ 2,425.2	△ 1,849.8	△ 0.6	△ 0.5
a. 利 子	△ 2,552.0	△ 1,948.9	△ 0.7	△ 0.5
(a)受 取	7,319.8	7,821.5	1.9	2.0
(b)支 払	9,871.8	9,770.4	2.6	2.5
b. 法 人 企 業 の 分 配 所 得 (受 取)	445.9	425.0	0.1	0.1
(a)配 当 (受 取)	88.2	75.7	0.0	0.0
(b)準法人企業所得からの引き出し (受取)	357.8	349.3	0.1	0.1
c. そ の 他 の 投 資 所 得 (受 取)	0.3	0.4	0.0	0.0
d. 賃 貸 料	△ 319.4	△ 326.3	△ 0.1	△ 0.1
(a)受 取	19.9	19.8	0.0	0.0
(b)支 払	339.3	346.2	0.1	0.1
(2)家 計	26,653.0	27,236.8	7.0	7.0
a. 利 子	3,443.1	4,774.7	0.9	1.2
(a)受 取	4,027.3	5,400.7	1.1	1.4
(b)支 払 (消 費 者 負 債 利 子)	584.2	625.9	0.2	0.2
b. 配 当 (受 取)	8,664.7	8,518.1	2.3	2.2
c. そ の 他 の 投 資 所 得 (受 取)	11,780.1	11,300.7	3.1	2.9
d. 賃 貸 料 (受 取)	2,765.1	2,643.3	0.7	0.7

(3)対家計民間非営利団体	309.3	308.4	0.1	0.1
a. 利	171.7	163.3	0.0	0.0
(a)受	201.0	190.7	0.1	0.0
(b)支	29.3	27.4	0.0	0.0
b. 配当（受取）	123.0	135.9	0.0	0.0
c. その他の投資所得（受取）	1.0	1.3	0.0	0.0
d. 貸	13.6	7.9	0.0	0.0
(a)受	37.7	35.6	0.0	0.0
(b)支	24.0	27.7	0.0	0.0
3. 企業所得（法人企業の分配所得受払後）	94,275.9	99,344.6	24.9	25.6
(1)民間法人企業	55,172.7	60,730.5	14.6	15.6
a. 非金融法人企業	46,215.6	51,507.2	12.2	13.3
b. 金融機関	8,957.1	9,223.3	2.4	2.4
(2)公的企業	3,612.1	3,159.4	1.0	0.8
a. 非金融法人企業	136.8	722.7	0.0	0.2
b. 金融機関	3,475.2	2,436.7	0.9	0.6
(3)個人企業	35,491.1	35,454.7	9.4	9.1
a. 農林水産業	1,895.3	1,918.2	0.5	0.5
b. その他の産業（非農林水産・非金融）	9,022.2	8,979.8	2.4	2.3
c. 持ち家	24,573.7	24,556.8	6.5	6.3
4. 国民所得（要素費用表示）	378,318.3	388,460.4	100.0	100.0
5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金	39,022.1	42,167.7	10.3	10.9
6. 国民所得（市場価格表示）	417,340.3	430,628.1	110.3	110.9
7. その他の経常移転（純）	△ 1,773.9	△ 1,707.5	△ 0.5	△ 0.4
(1)非金融法人企業・金融機関	△ 25,656.3	△ 26,584.1	△ 6.8	△ 6.8
a. 民間	△ 24,191.3	△ 25,706.9	△ 6.4	△ 6.6
b. 公的	△ 1,465.0	△ 877.2	△ 0.4	△ 0.2
(2)一般政府	45,129.4	46,951.9	11.9	12.1
(3)家計（個人企業を含む）	△ 29,132.0	△ 30,524.6	△ 7.7	△ 7.9
(4)対家計民間非営利団体	7,885.0	8,449.2	2.1	2.2
8. 国民可処分所得	415,566.4	428,920.6	109.8	110.4
(1)非金融法人企業・金融機関	33,128.5	37,305.8	8.8	9.6
a. 民間	30,981.4	35,023.6	8.2	9.0
b. 公的	2,147.1	2,282.2	0.6	0.6
(2)一般政府	81,726.3	87,269.8	21.6	22.5
(3)家計（個人企業を含む）	292,517.4	295,587.4	77.3	76.1
(4)対家計民間非営利団体	8,194.3	8,757.6	2.2	2.3

(注) 1 国民所得は通常4.の額をいう。

2 企業所得＝営業余剰＋財産所得の受取－財産所得の支払

3 2011年基準・08SNAによる。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/027.xls>

第28表 国内総生産(支出側、名目)

(単位 10億円、%)

区 分	実数		構成割合	
	平成26年度 (2014)	27 (2015)	平成26年度 (2014)	27 (2015)
1. 民間最終消費支出	298,414.0	299,862.1	57.6	56.3
(1) 家計最終消費支出	291,516.1	292,366.9	56.3	54.9
a. 国内家計最終消費支出	291,801.3	293,632.4	56.3	55.2
b. 居住者家計の海外での直接購入	1,682.4	1,635.6	0.3	0.3
c. (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	1,967.6	2,901.1	0.4	0.5
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	6,897.8	7,495.1	1.3	1.4
2. 政府最終消費支出	104,258.0	106,026.3	20.1	19.9
3. 総資本形成	123,811.6	126,289.1	23.9	23.7
(1) 総固定資本形成	122,982.4	123,861.4	23.7	23.3
a. 民間	95,865.7	97,137.4	18.5	18.3
(a) 住宅	15,517.5	15,929.6	3.0	3.0
(b) 企業設備	80,348.1	81,207.8	15.5	15.3
b. 公的	27,116.7	26,724.0	5.2	5.0
(a) 住宅	778.2	808.7	0.2	0.2
(b) 企業設備	6,225.6	6,507.0	1.2	1.2
(c) 一般政府	20,112.9	19,408.4	3.9	3.6
(2) 在庫品増加	829.2	2,427.7	0.2	0.5
a. 民間企業	752.1	2,410.2	0.1	0.5
(a) 製品在庫	160.9	△ 261.9	0.0	0.0
(b) 仕掛品在庫	104.2	△ 15.4	0.0	0.0
(c) 原材料在庫	412.3	1,007.3	0.1	0.2
(d) 流通在庫	74.8	1,680.2	0.0	0.3
b. 公的	77.1	17.6	0.0	0.0
(a) 公的企業	12.2	△ 3.2	0.0	0.0
(b) 一般政府	64.9	20.7	0.0	0.0
4. 財貨・サービスの純輸出	△ 8,616.9	13.9	△ 1.7	0.0
(1) 財貨・サービスの輸出	92,329.7	91,658.7	17.8	17.2
a. 財貨の輸出	75,636.9	73,144.5	14.6	13.7
b. サービスの輸出	16,692.8	18,514.2	3.2	3.5
(含む非居住者家計の国内での直接輸入)				
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	100,946.6	91,644.8	19.5	17.2
a. 財貨の輸入	82,225.8	72,602.6	15.9	13.6
b. サービスの輸入	18,720.8	19,042.2	3.6	3.6
(含む居住者家計の海外での直接購入)				
5. 国内総生産(支出側)	517,866.6	532,191.4	100.0	100.0
(参考) 海外からの所得の純受取	19,328.6	19,917.9	3.7	3.7
海外からの所得	16,289.9	17,151.4	5.5	5.6
(控除) 海外に対する所得	9,034.4	9,920.3	1.7	1.9
国民総所得	537,195.2	552,109.3	103.7	103.7
(参考) 国内需要	526,483.5	532,177.5	101.7	100.0
民間需要	395,031.7	399,409.6	76.3	75.0
公的需	131,451.8	132,767.9	25.4	24.9

(注) 1 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加

公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加

2 国内需要=民間需要+公的需要

3 国民総所得=国内総支出+海外からの所得の純受取

4 2011年基準・08SNAによる。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/028.xls>

第29表 家計（個人企業を含む）

(単位 金額：10億円)

区 分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	貯蓄率 (%)	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額
平成23年度 (2011)	293,020.3	281,680.2	10,659.4	3.6	△ 229.1	405.4	△ 848.8
24 (2012)	291,336.4	283,982.4	6,114.4	2.1	△ 1,683.9	2,302.2	△ 4,545.0
25 (2013)	290,619.4	292,732.0	△ 3,149.5	△ 1.1	△ 717.0	8,749.6	△ 9,263.9
26 (2014)	292,517.4	291,516.1	511.2	0.2	1,898.0	△ 1,215.9	3,660.7
27 (2015)	295,587.4	292,366.9	2,177.5	0.7	3,070.0	850.8	1,666.3

(注) 1 2011年基準・08SNAによる。

資料：「可処分所得」「最終消費支出」「貯蓄」「貯蓄率」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

上記以外は、国立社会保障・人口問題研究所にて算出

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/029.xls>

第30表 常用労働者1人当り平均月間現金給与額

(単位 円)

区 分	事業所規模30人以上		事業所規模5人以上		
	平成26年 (2014)	27 (2015)	平成26年 (2014)	27 (2015)	
調 査 産 業 計	現金給与総額	363,338	357,949	316,567	313,801
	きまって支給する給与	291,475	288,508	261,029	259,244
	特別に支払われた給与	71,863	69,441	55,538	54,557
鉱 業 、 採 石 業 等	現金給与総額	512,074	420,301	363,534	316,177
	きまって支給する給与	378,855	328,528	298,406	269,386
	特別に支払われた給与	133,219	91,773	65,128	46,791
建 設 業	現金給与総額	466,261	458,536	376,179	380,141
	きまって支給する給与	375,011	369,468	320,466	322,986
	特別に支払われた給与	91,250	89,068	55,713	57,155
製 造 業	現金給与総額	418,018	108,854	382,193	376,331
	きまって支給する給与	326,330	319,716	305,866	301,322
	特別に支払われた給与	91,688	89,138	76,327	75,009
電 気 ・ ガ ス 業	現金給与総額	558,809	581,330	538,014	550,254
	きまって支給する給与	453,095	476,949	433,638	449,698
	特別に支払われた給与	105,714	104,381	104,376	100,556
情 報 通 信 業	現金給与総額	526,195	519,200	491,335	483,730
	きまって支給する給与	403,027	399,120	385,432	380,471
	特別に支払われた給与	123,168	120,080	105,903	103,259
運 輸 業 、 郵 便 業	現金給与総額	355,921	359,275	340,450	340,644
	きまって支給する給与	295,348	300,238	287,873	288,762
	特別に支払われた給与	60,573	59,037	52,577	51,882
卸 売 業 、 小 売 業	現金給与総額	313,547	294,728	274,627	267,524
	きまって支給する給与	251,325	238,194	228,508	222,799
	特別に支払われた給与	62,222	56,534	46,119	44,725
金 融 業 、 保 険 業	現金給与総額	500,046	515,879	462,885	471,964
	きまって支給する給与	374,741	385,049	350,940	358,421
	特別に支払われた給与	125,305	130,830	111,945	113,543
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	現金給与総額	390,940	385,433	363,332	350,747
	きまって支給する給与	307,499	306,310	293,696	284,586
	特別に支払われた給与	83,441	79,123	69,636	66,161

学 術 研 究 等	現金給与総額	513,566	519,992	449,225	453,617
	きまって支給する給与	396,067	399,535	357,843	360,256
	特別に支払われた給与	117,499	120,457	91,382	93,361
飲 食 サ ー ビ ス 業 等	現金給与総額	156,016	149,974	127,251	126,673
	きまって支給する給与	143,415	136,652	119,956	118,556
	特別に支払われた給与	12,601	13,322	7,295	8,117
生 活 関 連 サ ー ビ ス 等	現金給与総額	228,781	216,671	213,597	205,482
	きまって支給する給与	201,314	192,213	192,679	187,848
	特別に支払われた給与	27,467	24,458	20,918	17,634
教 育 、 学 習 支 援 業	現金給与総額	438,907	433,507	382,388	379,962
	きまって支給する給与	336,334	334,719	296,928	296,598
	特別に支払われた給与	102,573	98,788	85,460	83,364
医 療 、 福 祉	現金給与総額	339,600	339,296	293,517	293,452
	きまって支給する給与	281,576	284,399	246,370	248,570
	特別に支払われた給与	58,024	54,897	47,147	44,882
複 合 サ ー ビ ス 業	現金給与総額	384,008	384,551	372,791	376,252
	きまって支給する給与	296,836	296,785	288,351	290,122
	特別に支払われた給与	87,172	87,766	32,791	86,130
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	現金給与総額	236,901	240,615	253,026	258,681
	きまって支給する給与	206,452	209,852	220,163	223,289
	特別に支払われた給与	30,449	30,763	32,863	35,392

(注) 年平均である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/030.xls>

第31表 1人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）

《事業所規模1～4人》

各年7月末日現在（単位 円）

区 分	全労働者			男			女		
	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込
調 査 産 業 計									
平成23年（2011）	187,962	188,188	184,807	253,593	254,645	235,019	138,922	137,285	158,609
24（2012）	188,928	189,650	177,743	255,511	257,081	223,969	138,882	137,707	154,372
25（2013）	190,474	191,361	177,737	255,403	256,990	224,199	138,714	137,341	154,862
26（2014）	192,120	193,237	176,120	257,997	259,811	221,876	140,615	139,426	154,474
27（2015）	191,269	191,920	180,678	260,966	262,699	225,675	139,524	138,279	157,074
平成27年									
鉱業、採石業、砂利採取業	250,557	250,557	—	274,258	274,258	—	…	…	—
建設業	248,722	256,100	182,729	277,858	279,696	245,231	147,995	151,202	139,047
製造業	215,219	218,863	178,196	267,288	268,278	249,748	134,278	133,740	137,429
電気・ガス・熱供給・水道業	300,670	300,670	—	315,671	315,671	—	…	…	—
情報通信業	302,454	299,151	409,160	360,741	354,570	603,146	212,749	212,687	214,312
運輸業、郵便業	238,769	237,796	272,554	269,417	267,997	312,347	171,266	172,153	…
卸売業、小売業	191,820	192,826	174,371	267,261	269,918	206,316	141,228	139,951	160,191
金融業、保険業	233,663	233,265	244,248	307,152	307,002	…	177,778	175,339	224,309
不動産業、物品賃貸業	200,590	201,830	160,247	243,433	244,483	198,420	154,861	155,617	135,347
学術研究、専門・技術サービス業	240,995	240,146	261,192	308,022	307,903	314,527	191,383	187,931	248,652
宿泊業、飲食サービス業	102,375	98,967	147,882	162,597	159,001	196,352	80,309	77,821	119,348
生活関連サービス業、娯楽業	145,951	146,362	135,031	211,220	215,383	134,606	125,950	125,647	135,244
教育、学習支援業	126,586	126,728	119,602	189,201	189,759	157,739	98,274	98,123	105,313
医療、福祉	177,666	175,610	223,668	249,388	251,402	214,406	166,392	163,865	225,603
複合サービス事業	269,786	270,484	…	365,161	366,618	…	198,613	198,947	…
サービス業（他に分類されないもの）	205,130	206,774	185,101	248,819	249,946	230,356	149,399	149,155	151,615

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査特別調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/031.xls>

第32表 賞与支給状況

(調査産業計)

区 分	夏季賞与（6、7、8月）				年末賞与（11、12、翌年1月）			
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって 支給する給 与に対する 支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって 支給する給 与に対する 支給割合	所定内給与 に対する 支給割合
	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分
《事業所規模5人以上》								
平成23年（2011）	364,252	△ 0.9	0.95	1.00	372,471	△ 1.9	1.01	1.07
24（2012）	358,368	△ 1.6	0.97	1.03	365,687	△ 1.9	0.99	1.06
25（2013）	359,317	△ 0.1	0.96	1.02	366,865	△ 0.1	1.00	1.06
26（2014）	370,550	2.7	0.95	1.02	375,431	1.9	1.00	1.07
27（2015）	356,791	△ 2.8	0.95	1.02	370,367	△ 0.3	1.03	1.10
《事業所規模30人以上》								
平成23年（2011）	418,875	0.1	1.07	1.15	430,791	△ 1.1	1.13	1.22
24（2012）	407,588	△ 2.1	1.07	1.15	421,273	△ 1.7	1.13	1.22
25（2013）	408,634	△ 0.3	1.07	1.15	423,597	0.0	1.14	1.24
26（2014）	431,479	5.0	1.10	1.19	436,024	2.3	1.15	1.25
27（2015）	411,565	△ 3.2	1.04	1.13	425,438	△ 0.7	1.11	1.20

(注) 1 対前年増減率は、調査事業所の標本抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

2 「きまって支給する給与（又は所定内給与）に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまって支給する給与（又は所定内給与）」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/032.xls>

第33表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円、人)

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
《全 国》					
集 計 世 帯 数	7,676	7,788	7,784	7,774	7,772
世 帯 人 員 数	3.08	3.07	3.05	3.03	3.02
有 業 人 員 数	1.33	1.33	1.34	1.31	1.35
消 費 支 出	282,966	286,169	290,454	291,194	287,373
食 料	66,904	67,275	68,604	69,926	71,844
住 居	18,874	18,231	18,262	17,919	17,931
光 熱 ・ 水 道	21,954	22,815	23,240	23,799	23,197
家 具 ・ 家 事 用 品	10,070	10,122	10,325	10,633	10,458
被 服 及 び 履 物	11,382	11,453	11,756	11,983	11,363
保 健 医 療	12,691	12,777	12,763	12,838	12,663
交 通 ・ 通 信	36,509	40,089	41,433	41,912	40,238
教 育	11,630	11,610	11,539	10,936	10,995
教 養 娯 楽	29,063	28,483	28,959	28,942	28,314
そ の 他 の 消 費 支 出	63,889	63,316	63,573	62,305	60,371
現 物 総 額	7,707	7,272	7,097	6,509	6,367
《人口5万以上の都市》					
集 計 世 帯 数	7,211	7,302	7,301	7,298	7,297
世 帯 人 員 数	3.07	3.06	3.05	3.03	3.00
有 業 人 員 数	1.30	1.30	1.31	1.29	1.32
消 費 支 出	284,395	288,141	293,193	294,336	290,254
現 物 総 額	7,352	7,046	6,872	6,473	6,182

(注) 農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/033.xls>

第34表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円、人)

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
《全 国》					
集 計 世 帯 数	4,006	4,001	3,964	3,930	3,904
世 帯 人 員 数	3.42	3.42	3.42	3.40	3.39
有 業 人 員 数	1.66	1.68	1.70	1.67	1.73
収 入 総 額	963,289	980,650	997,463	993,842	999,354
実 収 入	510,149	518,506	523,589	519,761	525,669
勤 め 先 収 入	473,115	479,599	486,587	483,251	485,595
世 帯 主 収 入	409,709	410,634	415,595	414,688	412,884
世 帯 主 の 配 偶 者 の 収 入	54,025	59,717	61,347	60,448	64,768
他 の 世 帯 員 収 入	9,381	9,248	9,646	8,116	7,944
事 業 ・ 内 職 収 入	2,747	2,509	2,467	2,436	2,829
農 林 漁 業 収 入	34	56	10	3	3
そ の 他 の 実 収 入	34,252	36,341	34,525	34,070	37,242
実 収 入 以 外 の 収 入	391,084	400,143	410,234	410,584	411,150
預 貯 金 引 出	344,094	349,320	354,623	349,843	346,590
保 険 取 金	3,666	5,399	5,102	4,688	5,034
借 入 金	6,617	4,667	4,147	6,162	10,782
掛 買 金	31,947	33,899	38,026	41,402	42,991
そ の 他	4,759	6,859	8,336	8,488	573
繰 入 金	62,056	62,001	63,640	63,497	62,535
支 出 総 額	963,289	980,650	997,463	993,842	999,354
実 支 出	398,448	407,375	416,626	414,975	413,778
消 費 支 出	308,838	313,874	319,170	318,755	315,379
食 料	68,420	69,469	70,586	71,189	74,341
住 居	21,600	20,479	19,775	20,467	19,477
光 熱 ・ 水 道	21,742	22,511	23,077	23,397	22,971
家 具 ・ 家 事 用 品	10,406	10,484	10,385	10,868	11,047
被 服 及 び 履 物	13,103	13,552	13,715	13,730	13,561
保 健 医 療	10,880	11,721	11,596	11,279	11,015
交 通 ・ 通 信	45,488	50,233	52,595	53,405	50,035
教 育	18,611	17,992	19,027	18,094	18,240
教 養 娛 楽	31,296	30,506	30,861	30,435	30,364
そ の 他 の 消 費 支 出	67,293	66,926	67,554	65,890	64,329
非 消 費 支 出	89,611	93,501	97,457	96,221	98,398
実 支 出 以 外 の 支 出	507,542	515,798	523,178	522,080	529,419
預 貯 金	398,904	405,811	408,284	407,294	411,275
保 険 掛 金	25,666	26,668	25,727	24,375	24,782
借 金 返 済	38,477	37,901	42,135	38,957	40,149
掛 買 払	27,427	29,229	31,283	32,288	33,592
そ の 他	17,068	16,189	15,750	19,166	19,621
繰 越 金	57,298	57,478	57,659	56,786	56,157
現 物 総 額	7,318	6,986	6,503	6,002	6,009
《人口5万以上の都市》					
集 計 世 帯 数	3,781	3,759	3,728	3,695	3,678
世 帯 人 員 数	3.41	3.41	3.42	3.40	3.37
有 業 人 員 数	1.64	1.65	1.69	1.65	1.72
収 入 総 額	967,422	989,681	1,010,926	1,009,356	1,000,725
支 出 総 額	967,422	989,681	1,010,926	1,009,356	1,000,725
現 物 総 額	7,142	6,955	6,406	6,141	5,921

(注) 農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/034.xls>

第35表 年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出（全国）

区 分	平 均	200万円未満	200万円以上 250万円未満	250～300	300～350	350～400	400～450	450～500
集 計 世 帯 数	3,904	39	78	107	158	220	280	275
世 帯 人 員 数	3.39	2.36	2.91	2.94	3.07	3.22	3.19	3.31
有 業 人 員 数	1.73	1.21	1.50	1.56	1.53	1.56	1.57	1.64
収 入 総 額	999,354	316,462	492,963	539,509	588,378	631,237	676,996	804,623
実 収 入	525,669	144,608	236,560	258,640	288,117	313,737	347,432	368,745
勤 め 先 収 入	485,595	121,199	196,200	209,718	253,291	269,512	302,910	325,925
世 帯 主 収 入	412,884	118,559	182,894	190,398	230,360	242,912	270,737	284,875
世 帯 主 の 配 偶 者 の 収 入	64,768	1,001	9,075	12,194	17,905	22,377	27,345	35,256
他 の 世 帯 員 収 入	7,944	1,639	4,231	7,125	5,026	4,222	4,829	5,794
事 業 ・ 内 職 収 入	2,829	794	800	1,512	1,722	1,324	1,898	1,049
農 林 漁 業 収 入	3	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 実 収 入	37,242	22,616	39,560	47,410	33,104	42,902	42,624	41,770
実 収 入 以 外 の 収 入	411,150	122,251	213,363	223,727	250,395	260,108	279,566	383,534
繰 入 金	62,535	49,602	43,040	57,142	49,866	57,392	49,998	52,344
支 出 総 額	999,354	316,462	492,963	539,509	588,378	631,237	676,996	804,623
実 支 出	413,778	146,475	226,828	238,477	261,403	275,799	288,068	316,557
消 費 支 出	315,379	135,242	195,655	206,640	219,315	230,817	238,991	260,632
食 料	74,341	43,333	50,444	53,470	57,317	62,148	59,286	64,174
住 居	19,477	13,942	15,230	27,687	22,139	21,292	20,169	18,059
光 熱 ・ 水 道	22,971	15,748	18,542	20,732	20,830	21,414	20,890	20,860
家 具 ・ 家 事 用 品	11,047	6,027	7,972	6,658	7,526	8,792	7,061	9,062
被 服 及 び 履 物	13,561	4,868	5,588	5,894	6,304	7,246	8,655	10,194
保 健 医 療	11,015	3,881	7,082	8,934	8,617	8,272	8,238	10,047
交 通 ・ 通 信	50,035	18,009	29,659	29,226	33,595	35,388	42,940	43,843
教 育	18,240	3,503	4,956	5,834	6,683	8,775	8,641	11,982
教 養 娯 楽	30,364	9,544	17,276	14,312	18,883	18,179	19,379	22,062
そ の 他 の 消 費 支 出	64,329	16,387	38,907	33,896	37,422	39,311	43,731	50,350
非 消 費 支 出	98,398	11,233	31,173	31,837	42,088	44,982	49,077	55,925
実 支 出 以 外 の 支 出	529,419	121,481	224,654	246,388	277,979	303,248	343,255	439,580
繰 越 金	56,157	48,506	41,481	54,644	48,996	52,190	45,673	48,486

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/035.xls>

第36表 消費者物価指数（中分類）

平成22年(2010)=100

区 分	総合	食料	住居	光熱・ 水道	家具・ 家事用品	被服及 び履物	保健 医療	交通・ 通信	教育	教養 娯楽	諸雑費
《全 国》											
平成25年平均 (2013)	100.0	99.6	99.1	112.3	89.7	100.1	98.0	102.9	98.8	93.6	104.8
26 (2014)	102.8	103.4	99.1	119.3	93.1	102.2	99.0	105.6	100.6	97.0	108.6
27 (2015)	103.6	106.6	99.1	116.2	94.5	104.5	99.9	103.6	102.3	98.9	109.7
《人口5万以上の都市》											
平成25年平均 (2013)	100.0	99.5	98.9	112.2	89.5	100.2	98.0	102.7	99.0	93.8	104.7
26 (2014)	102.6	103.3	98.9	119.1	92.9	102.3	99.0	105.4	100.8	97.2	108.5
27 (2015)	103.5	106.4	98.9	116.3	94.2	104.6	99.9	103.5	102.4	99.1	109.6

資料：総務省統計局「平成22年基準消費者物価指数年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/036.xls>

平成27年平均 (単位 円、人)

500～550	550～600	600～650	650～700	700～750	750～800	800～900	900～1,000	1,000～1,250	1,250～1,500	1,500万円以上
300	270	284	266	252	210	361	250	326	136	92
3.36	3.43	3.45	3.44	3.58	3.43	3.52	3.51	3.58	3.59	3.53
1.67	1.71	1.68	1.70	1.74	1.75	1.81	1.92	1.99	2.03	2.02
822,497	834,977	921,064	964,467	1,037,261	1,137,305	1,165,354	1,273,211	1,451,437	1,654,905	1,973,586
416,806	430,090	487,629	506,902	534,132	587,415	619,699	707,300	791,545	944,278	1,133,142
374,502	387,495	450,436	465,224	498,702	554,535	579,992	663,882	758,607	898,231	1,089,842
327,532	333,844	388,569	400,686	435,022	488,197	496,668	547,237	624,551	676,832	873,645
41,640	49,233	50,032	57,974	53,731	60,148	76,256	103,688	122,487	203,061	200,997
5,331	4,418	11,836	6,563	9,950	6,190	7,068	12,957	11,570	18,338	15,200
1,587	2,292	1,696	4,251	3,465	2,429	1,911	2,803	4,056	16,000	4,499
0	0	0	21	23	0	2	0	0	0	0
40,716	40,303	35,496	37,406	31,943	30,452	37,794	40,616	28,882	30,047	38,801
351,116	348,221	372,427	396,709	441,178	483,995	479,062	494,128	581,205	619,758	753,812
54,575	56,665	61,009	60,855	61,951	65,895	66,593	71,783	78,686	90,869	86,633
822,497	834,977	921,064	964,467	1,037,261	1,137,305	1,165,354	1,273,211	1,451,437	1,654,905	1,973,586
343,431	345,798	384,270	401,898	431,763	472,998	466,159	523,629	586,073	681,789	839,765
272,699	274,570	296,727	312,102	333,600	356,325	347,633	379,012	417,575	472,032	566,909
65,289	66,981	71,062	73,609	77,999	80,141	81,964	86,646	93,111	106,311	109,532
21,699	18,968	19,318	19,658	22,802	20,070	18,011	14,775	16,974	13,213	29,780
21,707	21,694	22,345	23,164	23,641	23,957	24,361	25,304	25,212	27,973	27,562
10,770	9,941	9,430	9,515	10,347	13,013	12,217	13,825	14,679	16,608	24,018
10,200	10,539	12,655	13,373	13,088	15,742	15,152	18,231	20,919	27,219	32,336
10,567	11,214	10,393	10,292	9,911	12,584	11,924	12,904	14,177	16,081	16,605
41,284	46,182	50,866	51,082	56,001	63,883	52,305	58,999	59,940	70,135	85,591
12,610	11,276	15,762	15,817	23,452	22,736	23,115	25,795	32,495	37,543	39,023
24,907	25,160	29,379	29,172	33,553	37,619	33,701	37,837	43,681	48,375	68,047
53,666	52,613	55,518	66,420	62,805	66,579	74,883	84,697	96,388	108,574	134,415
70,733	71,228	87,543	89,795	98,164	116,673	118,526	144,617	168,498	209,757	272,856
430,480	437,309	482,405	511,720	550,973	605,899	640,699	685,128	793,836	893,729	1,057,509
48,586	51,870	54,390	50,849	54,525	58,408	58,497	64,455	71,528	79,387	76,312

第37表 販売農家1戸当りの経営収支

(単位 千円、%)

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
集 計 経 営 体 数	4,720	4,505	4,478	4,507	4,506	4,512
経 営 収 支 の 総 括						
農 業 収 入	4,312	4,571	4,694	5,014	4,972	5,009
経 営 費	3,270	3,348	3,498	3,667	3,651	3,823
農 業 外 収 入	1,042	1,223	1,196	1,347	1,321	1,186
支 出	1,956	1,862	1,827	1,794	1,768	1,746
所 得	271	252	223	241	237	291
年 金 等 の 収 入	1,685	1,610	1,604	1,553	1,531	1,455
所 得	1,833	1,820	1,825	1,853	1,865	1,909
総 所 得	4,566	4,660	4,633	4,762	4,727	4,562
租 税 公 課 諸 負 担	690	678	651	698	728	690
可 処 分 所 得	3,876	3,982	3,982	4,064	3,999	3,872
(参 考) 推 計 家 計 費	4,095	4,047	3,966	4,242	3,863	3,875
分 析 指 標						
農 業 依 存 率	38.1	43.1	42.6	46.3	46.2	44.7
農 業 所 得 率	24.2	26.8	25.5	26.9	26.6	23.7

(注) 販売農家とは、経営耕地面積30a以上又は過去1年間の農産物販売金額50万円以上の農家である。

資料：農林水産省統計情報部「経営形態別経営統計（個別経営）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/037.xls>

第4節 社会保険関係

1 総括

第38表 医療保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	112,570	111,949	111,288	110,907	110,537
被 用 者 保 険	73,801	73,636	73,609	73,980	74,600
被 保 険 者	39,753	39,770	39,984	40,466	41,211
被 扶 養 者	34,048	33,866	33,625	33,514	33,389
全国健康保険協会管掌健康保険					
一 般 被 保 険 者	34,845	34,877	35,103	35,643	36,392
被 保 険 者	19,580	19,631	19,871	20,303	20,902
被 扶 養 者	15,265	15,246	15,232	15,340	15,491
法第3条第2項被保険者	18	18	19	18	19
被 保 険 者	12	12	13	12	12
被 扶 養 者	6	6	6	6	6
組 合 管 掌 健 康 保 険	29,609	29,504	29,353	29,273	29,224
被 保 険 者	15,574	15,553	15,537	15,598	15,743
被 扶 養 者	14,035	13,951	13,816	13,676	13,481
船 員 保 険	136	132	129	127	125
被 保 険 者	60	59	58	58	58
被 扶 養 者	76	73	71	69	67
国 家 公 務 員 共 済 組 合 (各省各庁組合)	2,312	2,306	2,286	2,263	2,245
組 合 員	1,077	1,081	1,080	1,076	1,079
被 扶 養 者	1,234	1,225	1,205	1,187	1,166
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	6,027	5,936	5,848	5,775	5,705
組 合 員	2,944	2,920	2,903	2,889	2,878
被 扶 養 者	3,083	3,015	2,945	2,886	2,827
私 立 学 校 教 職 員 共 済	854	864	871	879	890
組 合 員	507	514	521	530	540
被 扶 養 者	348	349	349	349	350
国 民 健 康 保 険	38,769	38,313	37,678	36,927	35,937

(注) 1 法第3条第2項被保険者の「被保険者数」は、有効手帳所有者数である。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/038.xls>

第39表 公的年金適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	68,258	67,746	67,356	67,175	67,132
厚生年金保険	34,411	34,515	34,717	35,273	35,985
（再掲）厚生年金基金	4,472	4,366	4,203	4,050	3,607
船員保険（再掲）	54	53	53	52	52
国家公務員共済組合 （各省各庁組合）	1,055	1,059	1,057	1,055	1,060
地方公務員等共済組合	2,878	2,858	2,842	2,832	2,831
私立学校教職員共済	485	492	499	507	517
農林漁業団体職員共済組合	・	・	・	・	・
国民年金	29,428	28,822	28,240	27,508	26,739
（再掲）農業者年金	54	52	51	50	49

(注) 1 「船員保険」は、「厚生年金保険」の再掲。

2 「農林漁業団体職員共済組合」は、平成14年4月より長期給付事業が「厚生年金保険」に統合された。

資料：「船員保険」は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/039.xls>

第40表 雇用保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	38,259	38,596	38,932	39,515	40,169
雇用保険	38,259	38,596	38,932	39,515	40,169
船員保険	・	・	・	・	・

(注) 平成22年1月より「船員保険」の失業部門は、雇用保険に統合された。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/040.xls>

第41表 業務災害補償保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	55,924	56,156	56,641	57,684	58,797
労働者災害補償保険	52,488	52,742	53,237	54,295	55,408
船員保険	56	55	55	54	54
国家公務員災害補償					
国家公務員	501	501	507	502	504
公共企業体職員	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	2,878	2,858	2,842	2,832	2,831

(注) 「国家公務員災害補償」は、各年7月1日現在である。

資料：「国家公務員災害補償」は、人事院勤務条件局調べ

「地方公務員災害補償」は、総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/041.xls>

第42表 社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）

年度末現在（単位 円）

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
全国健康保険協会管掌健康保険					
一般被保険者	276,392	275,151	276,414	277,116	279,789
法第3条第2項被保険者	13,236	13,570	13,601	13,578	13,794
組 合 管 掌 健 康 保 険	363,306	363,149	365,867	366,541	367,752
船 員 保 険					
普 通 保 険	392,609	392,249	394,253	398,720	401,769
失 業 保 険	・	・	・	・	
国 家 公 務 員 共 済 組 合 (各省各庁組合)					
短 期 適 用	417,119	419,463	402,411	402,411	422,011
長 期 適 用	408,814	410,861	396,555	398,127	413,568
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	344,485	342,003	340,425	327,630	339,388
私 立 学 校 教 職 員 共 済	378,776	377,432	376,570	375,184	375,330
厚 生 年 金 保 険	305,715	304,589	306,131	306,282	308,382
厚 生 年 金 基 金	320,791	319,712	321,533	321,825	327,327
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	291,490	290,199	290,319	291,531	292,936
(参考)国 民 年 金	15,100	15,020	14,980	15,040	15,250

- (注) 1 「法第3条第2項被保険者」は、平均賃金月額である。
 2 「地方公務員等共済組合」は、平均給料月額である。
 3 「私立学校教職員共済」は、平均標準給与月額である。
 4 「厚生年金保険」には、船員保険（年金分）を含む。
 5 平成22年1月より「船員保険」の失業部門は、雇用保険に統合された。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/042.xls>

第43表 制度別被保険者1人当り診療費

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
全国健康保険協会管掌健康保険					
一般被保険者	183,706	186,638	189,971	191,542	195,088
被保険者分	87,351	88,564	90,401	91,497	93,411
被扶養者分	96,355	98,074	99,570	100,045	101,677
法第3条第2項被保険者	148,513	132,052	120,982	130,311	133,180
被保険者分	70,831	60,681	60,068	63,176	62,604
被扶養者分	77,682	71,371	60,914	67,135	70,576
組 合 管 掌 健 康 保 険	161,546	165,207	168,523	169,678	172,660
被 保 険 者 分	76,721	78,528	80,459	81,298	83,432
被 扶 養 者 分	84,825	86,679	88,064	88,380	89,228
船 員 保 険	213,845	220,686	224,725	223,404	225,656
被 保 険 者 分	111,057	110,650	111,481	109,803	110,417
被 扶 養 者 分	102,788	110,036	113,244	113,601	115,239
国 家 公 務 員 共 済 組 合 (各省各庁組合)	154,295	155,935	158,361	157,487	158,669
組 合 員 分	59,838	61,596	63,383	63,937	64,790
被 扶 養 者 分	94,457	94,339	94,978	93,550	93,879
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	168,757	172,965	174,060	171,644	172,290
組 合 員 分	83,683	85,589	87,005	86,581	86,859
被 扶 養 者 分	85,074	87,376	87,055	85,062	85,431
私 立 学 校 教 職 員 共 済	157,991	159,984	163,958	164,075	165,932
組 合 員 分	95,590	97,466	99,709	101,101	103,028
被 扶 養 者 分	62,400	62,518	64,249	62,974	62,904
国 民 健 康 保 険	229,297	234,803	240,701	245,719	252,026
1 世 帯 当 り 医 療 費	410,063	411,508	423,825	428,413	435,247

- (注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。
- 2 「国民健康保険」の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。
なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。
- 3 老人保健による給付分を除く。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/043.xls>

第44表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 人)

区分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合計	67,365,575	70,543,331	74,054,616	76,568,172	78,807,168
老齢年金(退職年金)	58,860,585	61,847,871	65,190,684	67,552,606	69,654,976
老齢基礎年金	23,775,499	24,858,322	26,340,766	27,714,205	28,985,397
老齢厚生年金(老齢相当)	13,097,886	13,653,918	14,170,393	14,284,876	14,586,581
(通老相当)	10,949,628	11,536,876	12,135,641	12,612,744	13,093,817
退職共済年金					
国共済〔各省各庁組合	721,747	757,954	793,946	802,399	821,961
地方公務員等共済組合	1,764,143	1,865,955	1,966,925	1,986,533	2,063,558
私立学校教職員共済	295,674	313,075	332,334	342,674	360,432
農林漁業団体職員共済組合	297,006	296,176	301,616	299,991	201,255
厚生年金基金	7,835,747	8,466,657	9,070,758	9,447,975	9,494,912
恩給					
〔文官	2,090	1,752	1,488	1,283	1,142
〔軍人	117,883	94,497	74,620	58,147	44,448
〔都道府県知事裁定	3,282	2,689	2,197	1,779	1,473
障害年金	2,258,480	2,313,254	2,368,745	2,418,142	2,467,922
障害基礎年金	1,749,219	1,786,844	1,825,210	1,859,519	1,893,299
障害厚生年金	437,594	454,892	472,253	486,941	502,623
障害共済年金					
国共済〔各省各庁組合	13,143	13,757	14,411	15,031	15,480
地方公務員等共済組合	37,422	39,351	40,972	42,771	44,503
私立学校教職員共済	2,212	2,338	2,396	2,458	2,561
農林漁業団体職員共済組合	3,114	3,034	2,780	2,688	2,456
恩給					
〔文官	138	124	109	95	84
〔軍人	15,071	12,351	10,060	8,100	6,391
〔都道府県知事裁定	34	30	26	24	20
船員保険(職務上)	533	532	527	512	502
船員保険(職務上、新々法)	・	1	1	3	3
遺族年金	6,246,510	6,382,206	6,495,187	6,597,424	6,684,270
遺族基礎年金	254,045	249,599	242,525	234,849	231,534
遺族厚生年金	4,449,027	4,611,434	4,757,543	4,898,696	5,034,403
遺族共済年金					
国共済〔各省各庁組合	250,614	260,181	269,295	276,309	286,739
地方公務員等共済組合	518,112	535,442	551,034	564,508	577,912
私立学校教職員共済	55,104	57,888	60,485	63,134	65,811
農林漁業団体職員共済組合	43,705	41,897	40,281	38,523	19,299
恩給					
〔文官	15,200	13,381	11,794	10,259	8,895
〔軍人	643,584	596,994	548,429	498,788	448,628
〔都道府県知事裁定	15,341	13,614	12,046	10,602	9,304
船員保険(職務上)	1,778	1,773	1,749	1,749	1,736
船員保険(職務上、新々法)	・	3	6	7	9

(注) 1 新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	6,827,683	6,176,544	5,551,615	4,966,047	4,393,557
老 齢 年 金 (退 職 年 金)	3,683,299	3,290,962	2,921,165	2,578,698	2,246,587
厚 生 年 金 保 険	1,315,430	1,186,200	1,062,613	945,158	835,433
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	141,253	129,966	119,601	109,294	98,863
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	308,277	282,719	256,979	233,538	210,961
私 立 学 校 教 職 員 共 済	6,362	5,918	5,396	4,996	4,604
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	37,663	35,054	32,243	29,730	11,448
国 民 年 金 [老 齢 年 金	1,866,095	1,645,901	1,440,801	1,253,688	1,083,655
老 齢 福 祉 年 金	8,219	5,204	3,532	2,294	1,623
通 算 老 齢 年 金 (通 算 退 職 年 金)	2,028,084	1,837,234	1,649,774	1,472,012	1,299,217
厚 生 年 金 保 険	906,557	814,856	726,335	645,667	568,548
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	3,543	3,185	2,864	2,538	2,229
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	17,252	15,505	13,798	12,122	10,580
私 立 学 校 教 職 員 共 済	6,167	5,399	4,574	3,838	3,273
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	8,700	7,770	6,913	6,060	2,786
国 民 年 金	1,085,865	990,519	895,290	801,787	711,801
障 害 年 金 (疾 病 年 金)	207,577	194,154	181,322	169,148	157,308
厚 生 年 金 保 険	103,761	97,823	92,068	86,543	81,259
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	3,285	3,093	2,920	2,744	2,563
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	8,647	8,061	7,569	7,059	6,587
私 立 学 校 教 職 員 共 済	322	297	276	262	243
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	1,506	1,400	1,281	1,214	990
国 民 年 金 [障 害 年 金	90,056	83,480	77,208	71,326	65,666
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)	908,529	854,018	799,189	746,044	690,315
厚 生 年 金 保 険	721,722	678,273	635,682	594,640	555,669
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	44,448	41,733	39,308	36,735	34,431
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	88,222	82,778	77,295	72,039	67,002
私 立 学 校 教 職 員 共 済	4,579	4,212	3,815	3,480	3,231
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	12,941	12,263	11,535	10,856	4,793
国 民 年 金 (母 子 年 金 準 母 子 年 金 遺 児 年 金 寡 婦 年 金)	36,617	34,759	31,554	28,294	25,189
船 員 給 付	175	160	150	130	115
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	175	160	150	130	115
公 務 災 害 給 付	19	16	15	15	15
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	19	16	15	15	15

(注) 1 「老齢年金(退職年金)」には特例老齢年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/044.xls>

第45表 公的年金における年金総額（制度別）

(i) 新制度分

年度末現在（単位 百万円）

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	49,570,328	51,322,001	52,879,562	52,824,560	53,654,235
老 齢 年 金（退 職 年 金）	41,233,831	42,828,064	44,256,723	44,178,029	44,936,868
老 齢 基 礎 年 金	15,879,095	16,575,017	17,566,425	18,356,945	19,114,100
老 齢 厚 生 年 金（老 齢 相 当）	16,780,855	17,339,667	17,581,679	16,911,216	16,962,055
（通老相当）	2,183,328	2,281,738	2,288,932	2,296,872	2,342,010
退 職 共 済 年 金					
国 共 済〔各省各庁組合	1,005,996	1,032,766	1,053,102	994,727	966,741
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	3,013,315	3,148,123	3,257,694	3,088,689	3,145,709
私 立 学 校 教 職 員 共 済	256,612	264,877	273,065	267,002	272,461
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	32,270	31,138	31,094	30,601	19,407
厚 生 年 金 基 金	1,998,705	2,087,470	2,151,246	2,189,815	2,081,553
恩 給					
〔文 官	3,960	3,505	3,182	2,959	2,810
〔軍 人	75,353	60,258	47,499	36,950	28,178
都道府県知事裁定	4,341	3,504	2,805	2,251	1,844
障 害 年 金	1,958,044	1,995,913	2,029,355	2,042,546	2,062,559
障 害 基 礎 年 金	1,545,331	1,575,773	1,602,152	1,612,947	1,628,365
障 害 厚 生 年 金	320,624	330,922	340,474	345,172	351,541
障 害 共 済 年 金					
国 共 済〔各省各庁組合	13,212	13,730	14,322	14,666	14,927
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	44,350	46,379	47,907	49,208	50,616
私 立 学 校 教 職 員 共 済	2,214	2,330	2,386	2,417	2,486
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	815	785	728	702	658
恩 給					
〔文 官	433	390	342	295	266
〔軍 人	29,836	24,382	19,843	15,985	12,574
都道府県知事裁定	92	80	69	63	51
船 員 保 険（職 務 上）	1,136	1,139	1,129	1,084	1,067
船 員 保 険（職 務 上、新々法）	・	5	5	7	7
遺 族 年 金	6,378,452	6,498,024	6,593,483	6,603,985	6,654,808
遺 族 基 礎 年 金	198,770	194,469	188,744	181,083	177,777
遺 族 厚 生 年 金	4,419,872	4,556,033	4,672,407	4,747,470	4,826,659
遺 族 共 済 年 金					
国 共 済〔各省各庁組合	361,118	370,700	379,652	377,347	385,928
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	814,483	838,473	859,506	849,997	862,627
私 立 学 校 教 職 員 共 済	41,101	42,970	44,773	46,131	47,718
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	7,426	6,969	6,640	6,286	3,116
恩 給					
〔文 官	16,063	14,027	12,324	10,651	9,189
〔軍 人	499,148	455,985	412,738	370,175	328,474
都道府県知事裁定	16,799	14,705	13,045	11,199	9,701
船 員 保 険（職 務 上）	3,671	3,689	3,646	3,636	3,605
船 員 保 険（職 務 上、新々法）	・	4	9	9	13

(注) 1 新年金制度並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者状況を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

3 「厚生年金」は、基金代行分を含む。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	6,405,236	5,783,465	5,196,106	4,550,066	4,026,076
老 齢 年 金 (退 職 年 金)	4,645,254	4,158,017	3,700,173	3,189,046	2,787,143
厚 生 年 金 保 険	2,531,200	2,256,558	2,000,048	1,746,292	1,518,903
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	337,501	307,704	280,836	239,686	214,025
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	854,119	779,005	704,355	583,795	522,444
私 立 学 校 教 職 員 共 済	13,224	12,168	10,966	9,980	9,075
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	6,490	6,014	5,500	5,046	1,926
国 民 年 金 [老 齢 年 金	899,385	794,466	697,046	603,332	520,127
老 齢 福 祉 年 金	3,335	2,103	1,423	915	643
通 算 老 齢 年 金 (通 算 退 職 年 金)	617,656	556,165	497,215	438,250	383,798
厚 生 年 金 保 険	356,537	317,768	281,393	246,125	213,848
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	2,858	2,571	2,298	2,003	1,740
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	14,058	12,590	11,149	9,678	8,358
私 立 学 校 教 職 員 共 済	3,693	3,214	2,717	2,266	1,900
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	396	354	313	274	126
国 民 年 金	240,113	219,668	199,345	177,904	157,826
障 害 年 金 (疾 病 年 金)	230,651	214,582	199,388	183,162	168,922
厚 生 年 金 保 険	125,789	117,834	110,074	102,021	94,714
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	6,301	5,844	5,434	4,888	4,483
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	17,770	16,309	15,114	13,374	12,287
私 立 学 校 教 職 員 共 済	511	465	426	397	364
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	234	218	195	184	145
国 民 年 金 [障 害 年 金	80,048	73,913	68,144	62,296	56,929
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)	911,209	854,288	798,948	739,278	685,921
厚 生 年 金 保 険	717,729	673,573	631,064	585,754	545,017
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	57,730	53,873	50,484	46,463	43,157
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	114,583	106,908	99,276	90,845	83,669
私 立 学 校 教 職 員 共 済	3,396	3,143	2,900	2,656	2,483
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	1,037	973	921	876	384
国 民 年 金 [母 子 年 金 準 母 子 年 金 遺 児 年 金 寡 婦 年 金]	16,734	15,817	14,302	12,683	11,211
船 員 給 付	425	383	352	301	262
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	425	383	352	301	262
公 務 災 害 給 付	41	31	30	30	30
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	41	31	30	30	30

(注) 1 「老齢年金(退職年金)」には特例老齢年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/045.xls>

第46表 公的年金受給権者1人当り年金額

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
老 齢 年 金 (退 職 年 金)					
老 齢 基 礎 年 金	667,876	666,779	666,891	662,366	659,439
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当) (通 老 相 当)	1,787,965	1,782,423	1,773,477	1,740,509	1,734,081
退 職 共 済 年 金	681,355	681,479	689,833	695,137	702,126
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	1,393,835	1,362,570	1,326,416	1,239,692	1,176,139
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,708,090	1,687,138	1,656,237	1,554,814	1,524,410
私 立 学 校 教 職 員 共 済	867,888	846,049	821,657	779,172	755,929
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	108,650	105,133	103,092	102,008	96,427
厚 生 年 金 基 金	255,075	246,552	237,163	231,776	219,228
恩 給 { 文 官	1,894,850	2,000,723	2,138,327	2,306,083	2,460,778
{ 軍 人	639,221	637,675	636,542	635,456	633,960
{ 都道府県知事裁定	1,322,819	1,303,247	1,276,695	1,265,492	1,251,834
障 害 年 金					
障 害 基 礎 年 金	883,440	881,875	877,790	867,400	860,067
障 害 厚 生 年 金	1,207,716	1,201,047	1,194,299	1,174,594	1,158,988
障 害 共 済 年 金					
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	1,005,256	998,020	993,837	975,744	964,289
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,185,139	1,178,595	1,169,255	1,150,499	1,137,368
私 立 学 校 教 職 員 共 済	1,001,024	996,366	995,688	983,284	970,596
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	261,777	258,600	261,834	261,252	268,068
恩 給 { 文 官	3,135,935	3,143,298	3,135,294	3,101,421	3,165,155
{ 軍 人	1,979,700	1,974,056	1,972,515	1,973,442	1,967,512
{ 都道府県知事裁定	2,718,882	2,678,900	2,644,923	2,609,167	2,560,700
船 員 保 険 (職 務 上)	2,131,173	2,140,816	2,141,653	2,117,996	2,124,811
船 員 保 険 (職 務 上 、 新 々 法)	・	4,765,000	4,740,000	2,469,000	2,417,667
遺 族 年 金					
遺 族 基 礎 年 金	782,422	779,124	778,246	771,060	767,824
遺 族 厚 生 年 金	1,025,558	1,018,480	1,010,967	996,104	984,257
遺 族 共 済 年 金					
国 共 済 [各 省 各 庁 組 合	1,440,932	1,424,776	1,409,799	1,365,672	1,345,921
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,572,021	1,565,946	1,559,805	1,505,731	1,492,662
私 立 学 校 教 職 員 共 済	745,882	742,289	740,235	730,685	725,075
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	169,916	166,326	164,837	163,188	161,470
恩 給 { 文 官	1,056,798	1,048,285	1,044,953	1,038,255	1,033,086
{ 軍 人	775,576	763,802	752,582	742,149	732,175
{ 都道府県知事裁定	1,095,052	1,080,169	1,082,920	1,056,321	1,042,721
船 員 保 険 (職 務 上)	2,064,526	2,080,742	2,084,658	2,078,657	2,076,840
船 員 保 険 (職 務 上 、 新 々 法)	・	1,416,333	1,448,167	1,276,714	1,410,556

(注) 1 新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

3 「厚生年金保険」は、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

4 「老齢厚生年金」「障害厚生年金」「遺族厚生年金」以外は、受給権者数と年金総額より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
老 齢 年 金 (退 職 年 金)					
厚生年金保険	1,924,237	1,902,342	1,882,198	1,847,619	1,818,102
国共済〔各省各庁組合	2,389,334	2,367,573	2,348,106	2,193,038	2,164,865
地方公務員等共済組合	2,770,622	2,755,403	2,740,905	2,499,786	2,476,495
私立学校教職員共済	2,078,665	2,056,046	2,032,272	1,997,506	1,971,198
農林漁業団体職員共済組合	172,316	171,560	170,565	169,732	168,228
国民年金〔老 齢 年 金	481,961	482,694	483,791	481,246	479,975
老 齢 福 祉 年 金	405,800	404,112	402,900	398,800	396,180
通算老齢年金(通算退職年金)					
厚生年金保険	393,287	389,969	387,415	381,195	376,130
国共済〔各省各庁組合	806,794	807,152	802,500	789,085	780,840
地方公務員等共済組合	814,874	811,982	807,993	798,383	789,953
私立学校教職員共済	598,828	595,349	594,013	590,398	580,503
農林漁業団体職員共済組合	45,487	45,507	45,243	45,272	45,352
国民年金	221,126	221,770	222,660	221,884	221,728
障 害 年 金 (疾 病 年 金)					
厚生年金保険	1,212,291	1,204,561	1,195,574	1,178,849	1,165,584
国共済〔各省各庁組合	1,917,977	1,889,347	1,860,981	1,781,448	1,749,155
地方公務員等共済組合	2,055,004	2,023,198	1,996,800	1,894,603	1,865,317
私立学校教職員共済	1,586,806	1,564,123	1,544,803	1,516,694	1,499,673
農林漁業団体職員共済組合	155,405	155,639	152,203	151,883	146,493
国民年金〔障 害 年 金	888,866	885,395	882,609	873,404	866,946
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)					
厚生年金保険	994,468	993,071	992,736	985,057	980,831
国共済〔各省各庁組合	1,298,825	1,290,899	1,284,329	1,264,808	1,253,426
地方公務員等共済組合	1,298,804	1,291,504	1,284,379	1,261,058	1,248,757
私立学校教職員共済	741,550	746,184	760,278	763,185	768,370
農林漁業団体職員共済組合	80,134	79,352	79,887	80,728	80,092
国民年金〔母 子 年 金	457,001	455,056	453,250	448,262	445,075
準 母 子 年 金					
遺 児 年 金					
寡 婦 年 金					
船 員 給 付					
国共済〔各省各庁組合	2,427,036	2,395,469	2,346,976	2,312,175	2,279,052
公 務 災 害 給 付					
国共済〔各省各庁組合	2,168,600	1,961,413	1,983,673	1,983,673	1,985,000

(注) 1 「厚生年金保険」は、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

2 「厚生年金保険」は、基金代行支給分を含む。

3 受給権者数と年金総額より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/046.xls>

第47表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合計	200,007,896	193,076,823	191,446,479	191,698,160	194,102,419
厚生年金保険	113,460,390	108,526,333	105,035,445	103,173,746	104,950,029
厚生年金基金	27,779,739	26,739,779	28,724,316	30,705,596	30,366,060
国民年金	8,457,933	8,456,389	9,601,155	10,073,807	10,889,597
船員保険
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	8,182,232	7,945,069	7,562,734	7,267,618	7,128,548
地方公務員等共済組合	38,365,795	37,681,557	36,815,864	36,680,282	36,993,794
私立学校教職員共済	3,408,292	3,415,617	3,422,374	3,546,332	3,642,786
農林漁業団体職員共済組合	353,516	312,079	284,592	250,779	131,605

(注) 1 「船員保険」は、船員保険特別会計全体の積立金である。平成22年度以降は、報告書内容変更により未掲載。よって、合計にも「船員保険」が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

2 「国民年金」は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

3 「厚生年金基金」は、時価である。

資料：「厚生年金基金」は、厚生労働省年金局調べ

「私立学校教職員共済」は、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/047.xls>

第48表 年金財政指標

平成26(2014)年度 年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係 る年金 扶養比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	保険料 比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金保険	35,985	29,084	15,422	2.33	—	19.0	13.8	88.3	3.5
国家公務員共済組合	1,061	923	691	1.53	1.76	22.1	18.0	75.6	4.9
地方公務員共済組合	2,831	2,285	2,012	1.41	1.59	22.6	18.8	73.0	8.6
私立学校教職員共済	517	368	129	4.01	—	14.9	11.1	92.8	8.2

(注) 1 老齢・退職年金受給権者には、老齢・退年相当受給権者のほか、通算老齢(通算退職)年金相当受給権者を含む。

2 厚生年金の総合費用率、独自給付費用率、保険料比率、積立比率の算出に用いられる諸数値には、厚生年金基金が代行している部分は含まない。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/048.xls>

年金財政指標について

○年金扶養比率

1人の老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

この場合、老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)とは、その制度における被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間である25年を満たしている者(経過的に20~24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)及び旧法の老齢・退職年金受給権者を対象とする。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者(組合員・加入者)数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数(老齢・退年相当)}}$$

保険に係る年金扶養比率とは、上記の年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除した換算値である。

ここでいう支出額とは、

$$\text{支出額} = \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金}$$

のことである。

$$\text{保険に係る年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left(\frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right)}$$

○総合費用率

被用者年金制度について、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費から追加費用や基礎年金交付金を控除すること等により定められる独自給付費と基礎年金拠出金とからなっており、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度を考慮して、公的年金各制度が、ある年度において社会保険方式として実質的に負担することとなる費用のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} = & \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ & + \text{制度間調整拠出金} - \text{制度間調整交付金} \\ & + \text{年金保険者拠出金} (\text{※}) - \text{国共済連合会等拠出金収入} \\ & + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\ & - \text{追加費用} \\ & - \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

(※) 平成 22 年度以降については、年金保険者拠出金還付金を控除している。

独自給付費とは、実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したものであり、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に対する負担を除外して、公的年金各制度独自に社会保険方式として負担することとなる費用のことである。

○独自給付費費用率

被用者年金制度について、ある年度の独自給付費のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。基礎年金制度の係る保険料負担を除外して、被用者年金制度の独自給付費に関して単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{独自給付費費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} (\text{国庫} \cdot \text{公経済負担分除く})}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

○保険料比率

ある年度の実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する保険料収入の比率である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}} \times 100$$

○積立比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分（国庫・公経済負担を除いたもの）に対して、前年度末に保有する積立金はその何年分に相当しているかを表す指標である（簿価ベース）。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}$$

第49表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	228,925	228,892	227,352	224,261	220,740
障 害 補 償 年 金	96,729	95,892	94,854	93,429	92,691
労働者災害補償保険	94,914	94,094	93,072	92,003	90,926
国家公務員災害補償					
国家公務員	559	554	555	532	521
地方公務員災害補償	1,256	1,244	1,227	894	1,244
傷 病 補 償 年 金	8,989	8,474	7,944	7,446	6,993
労働者災害補償保険	8,929	8,412	7,897	7,399	6,942
国家公務員災害補償					
国家公務員	23	22	15	17	15
地方公務員災害補償	37	40	32	30	36
遺 族 補 償 年 金	123,207	124,526	124,554	123,386	121,056
労働者災害補償保険	118,437	119,686	119,623	119,032	118,358
国家公務員災害補償					
国家公務員	1,535	1,533	1,495	1,476	1,452
地方公務員災害補償	3,235	3,307	3,436	2,878	1,246

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

資料：「労働者災害補償保険」は、厚生労働省労働基準局労災補償部「労働者災害補償保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/049.xls>

第50表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	387,573,273	384,840,517	381,433,938	373,985,513	372,255,245
障 害 補 償 年 金	151,796,136	149,551,156	147,684,531	144,783,514	143,609,292
労働者災害補償保険	147,230,151	145,000,721	143,308,734	141,214,121	139,143,811
国家公務員災害補償					
国家公務員	1,292,111	1,296,331	1,275,264	1,205,825	1,161,401
地方公務員災害補償	3,273,874	3,254,104	3,100,533	2,363,569	3,304,080
傷 病 補 償 年 金	25,041,385	23,473,658	22,012,533	20,371,642	19,038,588
労働者災害補償保険	24,814,546	23,198,497	21,827,839	20,163,928	18,838,575
国家公務員災害補償					
国家公務員	72,259	103,843	51,859	66,994	50,506
地方公務員災害補償	154,580	171,318	132,835	140,720	149,507
遺 族 補 償 年 金	210,735,752	211,815,704	211,736,874	208,830,358	209,607,366
労働者災害補償保険	199,073,340	200,064,936	199,565,323	198,171,365	197,415,466
国家公務員災害補償					
国家公務員	3,469,597	3,469,009	3,371,158	3,225,186	3,260,008
地方公務員災害補償	8,192,815	8,281,759	8,800,392	7,433,807	8,931,892

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/050.xls>

第51表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
障 害 補 償 年 金					
労働者災害補償保険	1,551,195	1,541,020	1,539,762	1,534,886	1,530,297
国家公務員災害補償					
国家公務員	2,311,469	2,339,948	2,297,773	2,266,588	2,229,177
地方公務員災害補償	2,606,587	2,615,839	2,526,922	2,643,813	2,656,012
傷 病 補 償 年 金					
労働者災害補償保険	2,779,096	2,757,786	2,764,067	2,725,223	2,713,710
国家公務員災害補償					
国家公務員	3,141,715	4,720,144	3,457,247	3,940,843	3,367,067
地方公務員災害補償	4,177,839	4,282,944	4,151,099	4,690,653	4,152,973
遺 族 補 償 年 金					
労働者災害補償保険	1,680,837	1,671,582	1,668,286	1,664,858	1,667,952
国家公務員災害補償					
国家公務員	2,260,324	2,262,889	2,254,955	2,185,085	2,245,185
地方公務員災害補償	2,532,555	2,504,312	2,561,232	2,582,977	7,168,452

(注) 1 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

2 年金受給者数と年金支払総額より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/051.xls>

第52表 介護保険適用者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
保 險 者 数	1,587	1,580	1,580	1,579	1,579
世帯数(第1号被保険者のいる世帯)	20,828,430	21,320,509	22,060,225	22,749,195	23,370,778
被 保 険 者 数					
第1号被保険者数	29,110,053	29,779,321	30,938,431	32,018,149	33,020,554
65歳以上75歳未満	14,826,777	15,054,982	15,737,207	16,523,782	17,164,412
75歳以上	14,283,276	14,724,339	15,201,224	15,494,367	15,856,142
第2号被保険者数(万人)	4,263	4,299	4,275	4,247	4,220

(注) 「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/052.xls>

第53表 介護保険認定者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
被 保 険 者 数	5,062,234	5,305,623	5,610,950	5,838,004	6,058,088
第1号被保険者数	4,907,439	5,149,508	5,457,084	5,691,190	5,917,554
65歳以上75歳未満	641,101	653,173	685,709	722,347	752,513
75歳以上	4,266,338	4,496,335	4,771,375	4,968,843	5,165,041
第2号被保険者数	154,795	156,115	153,866	146,814	140,534

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/053.xls>

第54表 介護保険給付における介護給付・予防給付

年度累計 (単位 金額: 千円、千単位数)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《件数》					
合 計	117,893,107	124,901,776	132,679,320	140,820,455	148,573,763
居宅介護(介護予防)サービス	104,407,034	110,902,022	118,034,918	125,677,358	132,966,160
地域密着型(介護予防)サービス	3,243,282	3,618,582	4,023,179	4,332,279	4,715,226
施設介護サービス	10,242,791	10,381,172	10,621,223	10,810,818	10,892,377
《単位数》					
合 計	738,052,645	775,946,646	822,395,843	861,242,544	900,043,763
居宅介護(介護予防)サービス	376,910,417	402,238,340	432,383,353	459,409,607	485,150,208
地域密着型(介護予防)サービス	68,509,777	76,903,589	87,733,307	94,648,503	103,935,277
施設介護サービス	292,632,451	296,804,716	302,279,183	307,184,433	310,958,278
《費用額》					
合 計	7,555,004,214	7,940,929,311	8,454,003,262	8,854,876,750	9,254,904,258
居宅介護(介護予防)サービス	3,899,007,153	4,157,679,227	4,490,098,543	4,768,942,801	5,033,593,489
地域密着型(介護予防)サービス	693,357,273	778,359,331	891,162,418	961,862,393	1,056,897,685
施設介護サービス	2,962,639,788	3,004,890,752	3,072,742,301	3,124,071,557	3,164,413,084
《給付費》					
合 計	6,839,563,805	7,193,578,847	7,658,413,642	8,016,355,034	8,378,620,625
居宅介護(介護予防)サービス	3,545,553,876	3,782,828,010	4,085,299,193	4,336,234,706	4,576,450,902
地域密着型(介護予防)サービス	624,012,477	701,024,418	802,735,041	865,883,136	951,545,285
施設介護サービス	2,669,997,453	2,709,726,419	2,770,379,408	2,814,237,191	2,850,624,438

(注) 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/054.xls>

第55表 介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費

年度累計（単位 金額：千円）

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《件数》					
合 計	12,460,991	13,320,023	14,363,242	15,561,589	16,067,697
世帯合算	1,333,585	1,401,025	1,570,324	1,676,592	1,802,734
その他の	11,127,406	11,918,998	12,792,918	13,884,997	14,264,963
《給付額》					
合 計	128,819,464	135,223,547	147,835,763	156,281,819	164,978,731
世帯合算	9,974,922	10,421,289	11,699,357	12,476,278	13,518,780
その他の	118,844,542	124,802,258	136,136,406	143,805,541	151,459,951

(注) 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/055.xls>

第56表 介護保険保険料収納額

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
調 定 額 累 計	1,415,642,893	1,424,121,221	1,768,232,669	1,841,523,948	1,910,312,452
収 納 額 累 計	1,393,796,403	1,402,973,335	1,741,061,684	1,814,091,889	1,882,641,262
還付未済額（別掲）	1,631,758	1,764,683	1,756,883	1,856,561	1,982,653
不納欠損額	6,055	2,678	4,726	3,161	4,841
未 収 額	21,840,360	21,145,193	27,166,250	27,428,594	27,666,193
減 免 額（別掲）	510,652	6,599,042	4,451,524	2,773,583	3,019,452

(注) 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/056.xls>

2 健康保険

① 全国健康保険協会管掌健康保険

第57表 全国健康保険協会管掌健康保険適用状況

(i) 一般被保険者関係

年度末現在

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
事業所数	1,622,704	1,621,100	1,636,155	1,680,537	1,749,928
被保険者数	19,580,094	19,630,946	19,871,327	20,303,177	20,901,905
男	12,063,997	12,054,056	12,162,152	12,413,336	12,773,337
女	7,516,097	7,576,890	7,709,175	7,889,841	8,128,568
強制適用	18,945,903	19,048,714	19,306,707	19,750,819	20,364,527
任意包括適用	228,237	228,363	227,025	231,549	237,600
任意継続適用	405,954	353,869	337,595	320,809	299,778
(再掲)					
介護保険第2号被保険者数	10,213,100	10,329,517	10,503,442	10,807,053	11,202,809
男	6,391,048	6,442,030	6,520,266	6,694,069	6,926,062
女	3,822,052	3,887,487	3,983,176	4,112,984	4,276,747
被扶養者数	15,265,246	15,245,895	15,232,084	15,340,171	15,490,552
(再掲)					
介護保険第2号被扶養者数	3,374,624	3,359,315	3,330,134	3,329,972	3,335,236
被保険者1人当り被扶養者数	0.780	0.777	0.767	0.756	0.741
平均標準報酬月額	276,392	275,151	276,414	277,116	279,789
男	313,510	311,830	313,137	313,606	316,731
女	216,816	216,798	218,480	219,705	221,738
(再掲)					
介護保険第2号被保険者	302,375	300,716	301,847	302,710	305,746
男	348,432	346,152	347,448	348,231	351,954
女	225,361	225,424	227,200	228,623	230,913

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

年度末現在

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
印紙購入通帳数	1,291	1,172	979	848	796
(事業所数)					
有効手帳所有者数	11,716	11,917	12,620	12,063	12,283
(被保険者数)					
男	9,805	10,196	10,834	10,452	10,724
女	1,911	1,721	1,786	1,611	1,559
(再掲)					
介護保険第2号被保険者数	7,454	7,195	7,097	6,666	6,624
被扶養者数	6,092	5,974	6,422	6,294	6,363
(再掲)					
介護保険第2号被扶養者数	1,763	1,686	1,737	1,658	1,644
被保険者1人当り被扶養者数	0.520	0.501	0.509	0.522	0.518
平均賃金日額	13,236	13,570	13,601	13,578	13,794
(再掲)					
介護保険第2号被保険者	13,702	13,968	14,097	14,176	14,392

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/057.xls>

第58表 全国健康保険協会管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）

平成26年度末現在

標準報酬 月額(千円)	被保険者数			
	計	男	女	(再掲) 介護保険
総数	20,901,905	12,773,337	8,128,568	11,202,809
58	96,498	62,916	33,582	43,123
68	20,114	11,319	8,795	8,521
78	55,430	26,254	29,176	26,180
88	49,688	20,188	29,500	24,262
98	264,222	152,427	111,795	132,780
104	69,824	21,322	48,502	36,794
110	126,842	36,100	90,742	67,808
118	254,665	77,043	177,622	132,790
126	303,680	78,765	224,915	159,762
134	421,519	119,042	302,477	218,249
142	491,475	140,499	350,976	251,491
150	765,204	280,926	484,278	384,727
160	769,391	261,584	507,807	369,177
170	800,749	295,338	505,411	366,952
180	888,018	372,144	515,874	394,540
190	825,854	352,787	473,067	354,546
200	1,494,132	754,708	739,424	659,954
220	1,648,371	892,783	755,588	698,638
240	1,532,006	931,392	600,614	669,218
260	1,529,469	1,029,459	500,010	718,075
280	1,340,585	976,758	363,827	671,995
300	1,224,734	919,914	304,820	667,917
320	921,396	725,063	196,333	530,006
340	767,055	621,563	145,492	472,428
360	723,443	595,579	127,864	474,423
380	654,158	550,782	103,376	458,004
410	680,739	573,268	107,471	503,992
440	445,603	385,569	60,034	348,372
470	287,654	253,022	34,632	231,988
500	304,760	257,229	47,531	239,753
530	144,643	129,334	15,309	119,187
560	121,764	108,155	13,609	99,234
590	129,911	111,221	18,690	102,673
620	61,831	55,041	6,790	49,861
650	59,202	52,133	7,069	47,507
680	35,620	31,952	3,668	28,393
710	75,582	63,775	11,807	57,852
750	43,143	37,871	5,272	33,373
790	61,571	51,268	10,303	46,238
830	34,948	30,592	4,356	26,588
880	37,619	32,276	5,343	28,297
930	20,890	18,371	2,519	15,611
980	59,664	49,043	10,621	42,943
1,030	17,740	15,598	2,142	12,933
1,090	22,610	19,535	3,075	16,599
1,150	12,835	11,283	1,552	9,409
1,210	205,054	180,146	24,908	149,646

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/058.xls>

第59表 全国健康保険協会管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

平成26年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
合 計	1,715,964	20,465,469	12,432,064	8,033,405	281,484	319,531	222,604
農 林 水 産 業	21,879	181,430	131,654	49,776	255,650	280,585	189,700
鉱業・採石業・砂利採取業	3,296	39,123	32,742	6,381	314,081	330,782	228,384
総 合 工 事 業	127,507	930,310	779,852	150,458	310,753	327,876	221,999
職 別 工 事 業	96,198	470,526	400,720	69,806	318,866	333,713	233,637
設 備 工 事 業	86,552	566,733	480,783	85,950	327,149	344,218	231,672
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	32,743	770,232	408,369	361,863	247,077	300,654	186,615
織 維 製 品 製 造 業	17,815	199,244	86,780	112,464	231,465	307,876	172,505
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	15,338	146,759	116,412	30,347	270,244	288,449	200,407
紙 製 品 製 造 業	5,052	97,491	71,294	26,197	285,228	315,735	202,203
印 刷 ・ 同 関 連 業	18,082	182,854	129,282	53,572	301,549	332,264	227,426
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	20,540	391,323	285,278	106,045	303,034	335,504	215,686
金 属 工 業	33,752	486,174	397,440	88,734	314,567	333,904	227,957
機 械 器 具 製 造 業	62,934	1,247,784	958,860	288,924	307,604	336,903	210,368
そ の 他 の 製 造 業	23,251	321,418	231,411	90,007	299,639	333,140	213,509
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	12,293	114,525	89,491	25,034	319,766	344,272	232,162
情 報 通 信 業	49,347	400,488	291,216	109,272	328,853	358,196	250,654
道 路 貨 物 運 送 業	41,382	881,308	786,052	95,256	296,362	305,693	219,363
そ の 他 の 運 輸 業	21,826	710,665	599,743	110,922	260,353	270,746	204,158
卸 売 業	122,579	1,207,208	840,696	366,512	315,699	352,262	231,832
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	130,449	1,271,497	718,535	552,962	278,265	323,934	218,920
飲 食 料 品 小 売 業	42,036	412,686	226,186	186,500	245,327	293,073	187,421
無 店 舗 小 売 業	11,759	73,934	41,812	32,122	293,915	335,911	239,250
金 融 ・ 保 険 業	16,345	136,396	80,173	56,223	324,023	385,733	236,027
不 動 産 業	93,500	350,886	222,625	128,261	303,461	334,593	249,427
物 品 賃 貸 業	7,516	110,405	75,806	34,599	293,101	327,078	218,657
学 術 研 究 機 関	3,473	59,705	23,510	36,195	308,278	400,032	248,680
専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	123,267	710,915	452,629	258,286	321,603	361,177	252,253
飲 食 店	49,187	448,398	269,385	179,013	258,909	295,518	203,818
宿 泊 業	12,046	225,419	128,908	96,511	243,883	277,035	199,602
対 個 人 サ ー ビ ス 業	37,110	331,822	154,728	177,094	259,190	306,612	217,757
娛 楽 業	16,915	311,058	184,301	126,757	276,932	314,146	222,823
教 育 ・ 学 習 支 援 業	23,864	330,973	141,709	189,264	262,456	307,277	228,897
医 療 業 ・ 保 健 衛 生	85,333	1,755,085	443,055	1,312,030	302,125	417,741	263,083
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	73,281	1,821,381	527,205	1,294,176	232,490	263,350	219,919
複 合 サ ー ビ ス 業	9,976	219,376	129,190	90,186	248,795	284,739	197,307
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	12,633	390,935	224,300	166,635	230,082	254,726	196,911
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	30,209	653,104	463,889	189,215	244,745	265,677	193,426
修 理 業	38,137	241,571	197,046	44,525	294,959	311,618	221,231
廃 棄 物 処 理 業	17,799	195,391	161,993	33,398	313,017	323,482	262,258
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	30,888	193,923	97,279	96,644	274,674	320,442	228,604
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	25,881	332,214	178,563	153,651	266,604	314,945	210,427
公 務	11,994	542,800	171,162	371,638	187,699	210,448	177,221

(注) 1 産業分類は、厚生労働省年金局「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

2 法第3条第2項被保険者及び任意継続被保険者を除く。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/059.xls>

第60表 全国健康保険協会管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
徴収決定済額	7,498,577,591	7,672,191,029	8,119,208,095	8,295,012,913	8,631,329,268
前年度より繰越額(再掲)	215,562,195	252,325,756	243,501,216	233,260,851	214,470,108
収納済額	7,224,327,478	7,407,403,716	7,865,336,285	8,060,632,680	8,418,282,191
不納欠損額	20,095,831	19,056,089	18,824,284	19,910,125	17,787,355
収納未済額	254,154,282	245,731,224	235,047,521	214,470,109	195,112,918
収納率 (%)	96.3	96.5	96.9	97.2	97.5

(注) 任意継続被保険者の保険料徴収状況は含まれていない。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《印紙売さばき状況》					
印紙枚数(枚)	1,581,405	1,535,971	1,581,553	1,614,755	1,597,220
第1級	25,851	26,928	20,525	19,849	18,940
2	21,305	17,741	17,814	16,155	15,828
3	50,845	45,927	47,589	43,790	39,704
4	66,146	44,910	44,524	39,349	45,918
5	164,116	132,902	126,774	127,032	109,412
6	446,694	414,159	423,937	437,303	418,043
7	209,072	209,493	213,009	212,158	218,904
8	201,285	213,939	231,499	244,516	243,720
9	237,544	259,876	270,685	284,765	297,006
10	92,542	98,944	108,750	113,704	114,821
11	66,005	71,152	76,447	76,134	74,924
12
13
《保険料徴収状況》					
徴収決定額	650,138	666,017	717,461	633,852	666,579
収納済額	646,510	663,967	717,307	633,740	666,564
不納欠損額	5	—	—	—	—
収納未済額	3,623	2,049	154	112	15

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/060.xls>

第61表 全国健康保険協会管掌健康保険給付決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分			平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合	計	件数	385,474,524	392,005,436	398,754,971	404,938,789	417,965,791
		金額	4,584,653,243	4,674,531,064	4,748,689,947	4,874,685,644	5,057,986,968
被 保 險 者	分	件数	197,132,995	200,400,865	205,466,344	210,229,441	218,227,687
		金額	2,395,408,633	2,443,315,464	2,498,411,299	2,586,278,500	2,704,366,614
診 療 費		件数	131,578,422	132,937,786	135,479,204	138,134,974	142,642,247
		日数	227,908,833	226,485,137	225,744,879	227,053,938	231,991,910
		金額	1,696,189,904	1,720,653,036	1,770,915,000	1,823,909,883	1,906,834,998
薬 剤 支 給		件数	55,040,934	56,599,688	58,899,739	60,874,437	64,046,984
		枚数	68,048,849	69,321,494	71,207,174	73,005,321	76,398,563
		金額	347,385,315	373,337,686	383,392,301	412,788,347	434,310,479
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)		件数	1,462,663	1,444,349	1,453,949	1,480,442	1,524,303
		回数	36,468,526	35,310,075	34,919,738	35,016,399	35,386,298
		金額	14,850,370	14,450,617	14,249,823	14,321,952	14,494,057
訪問看護療養費		件数	13,261	14,840	16,477	18,784	21,946
		日数	93,107	104,098	112,529	129,674	152,363
		金額	683,701	769,706	885,437	1,053,859	1,255,962
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)		件数	1,278	1,276	1,280	1,145	1,027
		回数	37,514	38,356	37,019	33,101	33,780
		金額	5,939	6,319	6,003	5,219	5,555
療 養 費		件数	9,049,812	9,432,532	9,694,368	9,832,831	10,120,431
		金額	46,211,841	46,867,674	46,599,937	46,449,860	48,179,187
移 送 費		件数	92	80	78	53	62
		金額	8,428	6,451	3,462	2,674	9,193
高 額 療 養 費		件数	247,592	219,590	186,264	154,638	144,733
		金額	19,665,677	16,986,211	13,636,054	11,290,387	10,473,910
傷 病 手 当 金		件数	924,770	909,617	898,616	906,834	929,561
		日数	30,160,060	29,782,256	29,212,214	29,389,727	30,414,937
		金額	165,886,665	162,061,525	157,859,446	158,858,553	164,638,247
埋 葬 料		件数	26,059	25,289	23,846	23,023	23,558
		金額	1,301,458	1,262,141	1,191,335	1,148,789	1,176,033
出 産 育 児 一 時 金		件数	135,135	138,421	140,906	148,261	154,823
		金額	56,643,799	58,026,820	59,076,489	62,164,259	64,920,309
出 産 手 当 金		件数	115,640	121,746	125,566	134,461	142,315
		日数	9,500,249	9,988,025	10,283,049	11,007,755	11,712,801
		金額	46,575,536	48,887,278	50,596,013	54,284,717	58,068,685
被 扶 養 者 分		件数	173,757,417	176,822,681	178,066,893	178,655,003	182,487,207
		金額	1,900,203,421	1,935,067,420	1,949,716,759	1,972,111,941	2,013,823,247
診 療 費		件数	115,705,047	117,154,659	117,306,047	117,400,781	119,231,038
		日数	206,893,522	205,997,915	202,387,743	199,831,622	200,519,074
		金額	1,436,556,216	1,458,424,504	1,476,534,901	1,490,305,953	1,524,518,755
薬 剤 支 給		件数	52,607,041	54,096,839	55,162,856	55,636,918	57,532,128
		枚数	72,153,602	73,398,660	73,854,064	73,554,987	75,511,203
		金額	282,691,607	301,867,740	304,799,434	317,013,177	327,569,253
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)		件数	1,438,238	1,415,866	1,402,268	1,388,089	1,390,951
		回数	42,309,664	41,121,901	40,214,122	39,668,818	39,136,053
		金額	16,895,071	16,498,289	16,086,090	15,892,062	15,697,233
家族訪問看護療養費		件数	67,096	73,978	83,427	95,736	111,750
		日数	434,026	471,775	527,673	595,334	691,133
		金額	3,269,313	3,574,004	4,250,541	4,843,273	5,687,559
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)		件数	1,264	1,393	1,184	999	884
		回数	42,743	46,944	36,255	35,351	35,044
		金額	7,796	9,109	6,120	6,282	6,696
家 族 療 養 費		件数	4,877,048	5,026,434	5,079,716	5,119,195	5,228,306
		金額	28,861,261	29,051,796	28,426,214	28,131,483	29,051,656
家 族 移 送 費		件数	137	128	131	129	120
		金額	8,981	12,723	3,639	7,144	3,404
高 額 療 養 費		件数	202,471	183,899	159,696	132,342	124,055
		金額	13,946,715	12,755,158	11,020,810	9,179,108	8,623,511

家族埋葬料	件数	18,085	18,356	16,875	16,322	16,030
	金額	904,250	917,800	843,750	816,100	801,500
家族出産育児一時金	件数	279,228	266,995	256,961	252,581	242,896
	金額	117,062,211	111,956,298	107,748,261	105,917,359	101,863,680
高齢受給者分(一般)	件数	12,148,446	12,295,567	12,636,815	13,287,187	14,125,768
	金額	233,201,348	238,114,017	244,357,159	259,342,028	275,829,892
診療費	件数	8,153,882	8,215,231	8,407,904	8,810,161	9,307,692
	日数	18,248,013	17,951,637	17,819,221	18,272,730	18,893,460
	金額	189,266,203	191,717,028	197,413,931	208,144,758	220,934,249
薬剤支給	件数	3,989,856	4,075,343	4,223,343	4,470,861	4,810,605
	枚数	5,318,673	5,350,074	5,434,286	5,679,560	6,038,296
	金額	40,806,094	43,332,249	43,844,837	48,017,989	51,518,263
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	178,108	174,992	177,234	182,140	191,512
	回数	6,721,711	6,543,772	6,462,950	6,540,625	6,744,037
	金額	2,801,337	2,744,852	2,705,981	2,742,943	2,836,322
(家族)訪問看護療養費	件数	4,708	4,993	5,568	6,165	7,471
	日数	36,034	35,817	41,365	46,084	55,485
	金額	327,713	319,888	392,410	436,338	541,058
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	2,112,548	2,144,916	2,256,776	2,457,548	2,787,167
	金額	35,779,942	36,773,374	38,594,092	42,528,687	48,883,279
診療費	件数	1,442,658	1,457,863	1,528,429	1,655,338	1,866,230
	日数	2,926,129	2,883,067	2,933,082	3,127,139	3,459,290
	金額	29,281,074	29,808,036	31,364,159	34,283,725	39,434,573
薬剤支給	件数	669,186	686,295	727,560	801,140	919,723
	枚数	865,524	875,863	912,723	992,185	1,130,446
	金額	6,121,866	6,591,373	6,854,836	7,813,373	8,978,610
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	28,206	28,208	28,689	31,004	35,213
	回数	803,819	789,711	783,533	849,156	924,717
	金額	336,678	332,921	328,961	358,370	390,295
(家族)訪問看護療養費	件数	704	758	787	1,070	1,214
	日数	5,307	5,415	5,944	8,632	9,720
	金額	40,324	41,044	46,136	73,219	79,800
世帯合算高額療養費	件数	323,074	341,358	328,110	309,579	337,915
	金額	20,057,245	21,258,792	17,609,905	14,423,453	15,082,922
高額医療・高額介護合算療養費	件数	44	49	33	31	47
	金額	2,655	1,996	733	1,034	1,014

- (注) 1 被保険者及び被扶養者分の「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給)」「療養費」「移送費」「高額療養費」「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には高齢受給者分が含まれている。
- 2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 3 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 4 「高齢受給者(一般)」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。
- 5 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。
- 6 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」は、平成23年度以前は「入院時食事療養費・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分			平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数		139,233	130,863	129,266	131,280	132,775
	金額		2,059,222	2,067,561	1,726,109	1,787,305	1,865,237
被 保 険 者 分	件数		82,046	75,456	73,255	74,247	73,663
	金額		1,293,054	1,349,023	1,073,318	1,079,460	1,097,707
診 療 費	件数		50,613	45,016	44,454	44,899	44,411
	日数		114,170	102,424	82,370	81,249	77,030
	金額		769,866	668,660	688,750	681,434	694,953
薬 剤 支 給	件数		23,747	21,579	21,882	22,266	21,902
	枚数		30,853	27,232	26,646	26,802	26,213
	金額		163,775	157,273	151,376	156,329	153,420
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数		704	555	540	568	526
	回数		18,733	14,397	13,033	14,141	11,483
	金額		7,759	6,023	5,392	5,926	4,791
訪問看護療養費	件数		1	3	—	2	6
	日数		2	10	—	6	45
	金額		20	68	—	51	386
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数		—	1	2	1	—
	回数		—	7	26	7	—
	金額		—	1	3	1	—
療 養 費	件数		4,028	4,026	3,813	3,963	4,449
	金額		29,180	28,161	26,200	25,914	29,357
移 送 費	件数		—	—	—	—	—
	金額		—	—	—	—	—
高 額 療 養 費	件数		108	107	72	54	60
	金額		7,596	9,990	6,202	5,795	5,016
特 別 療 養 費	件数		1,635	2,057	2,123	2,167	1,944
	金額		19,055	23,439	18,110	20,253	20,541
傷 病 手 当 金	件数		1,900	2,656	898	882	876
	日数		50,874	78,030	24,893	25,385	25,728
	金額		293,386	454,489	175,697	183,108	187,868
埋 葬 料 (費)	件数		10	10	7	13	12
	金額		500	500	350	650	600
出 産 育 児 一 時 金	件数		3	1	1	—	—
	金額		1,260	420	420	—	—
出 産 手 当 金	件数		1	—	3	—	—
	日数		94	—	196	—	—
	金額		658	—	819	—	—
被 扶 養 者 分	件数		48,165	46,692	47,786	48,605	50,495
	金額		598,960	552,722	519,778	546,876	594,282
診 療 費	件数		30,437	29,118	29,609	29,968	31,050
	日数		58,678	53,144	51,109	51,461	53,699
	金額		446,360	407,407	362,004	393,846	425,321
薬 剤 支 給	件数		14,637	14,358	14,796	15,273	16,263
	枚数		20,121	19,229	19,417	19,904	21,215
	金額		91,772	90,154	90,282	93,771	109,210
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数		366	342	289	285	347
	回数		11,568	9,387	6,482	7,110	8,413
	金額		4,838	3,929	2,648	2,873	3,515
家族訪問看護療養費	件数		8	14	21	30	39
	日数		48	25	80	183	316
	金額		327	209	608	1,342	2,541
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数		—	—	—	1	1
	回数		—	—	—	7	14
	金額		—	—	—	2	3

家族療養費	件数	1,712	1,724	1,698	1,751	1,891
	金額	12,643	13,315	13,415	11,887	12,939
家族移送費	件数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
高額療養費	件数	43	76	62	25	28
	金額	2,429	4,075	3,761	1,276	2,356
特別療養費	件数	1,253	1,344	1,521	1,486	1,156
	金額	14,651	13,745	16,929	13,952	10,607
家族埋葬料	件数	10	12	8	6	2
	金額	500	600	400	300	100
家族出産育児一時金	件数	65	46	71	66	66
	金額	25,439	19,290	29,730	27,630	27,690
高齢受給者分	件数	8,942	8,609	8,133	8,387	8,568
	金額	163,058	159,393	126,579	159,253	171,095
診療費	件数	6,320	5,963	5,549	5,694	5,623
	日数	15,308	14,289	12,256	12,898	12,889
	金額	133,187	129,281	96,546	124,186	134,364
薬剤支給	件数	2,494	2,537	2,466	2,559	2,811
	枚数	3,397	3,331	3,128	3,317	3,583
	金額	26,456	27,535	26,169	28,083	29,598
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	120	114	74	101	116
	回数	4,897	4,082	1,551	3,478	4,646
	金額	2,022	1,706	650	1,517	2,011
(家族)訪問看護療養費	件数	—	—	—	—	—
	日数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
特別療養費	件数	128	109	118	134	134
	金額	1,393	871	3,214	5,467	5,121
世帯合算高額療養費	件数	79	105	92	40	46
	金額	4,053	6,413	6,433	1,714	1,982
高額医療・高額介護合算療養費	件数	1	—	—	—	—
	金額	98	—	—	—	—

(注) 1 高齢者の「診療費」「薬剤支給」「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」「訪問看護療養費」については被保険者分・被扶養者分を合計して高齢受給者分としている。

2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

3 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

4 「高齢受給者」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。

5 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」は、平成23年度以前は「入院時食事療養費・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」である。

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/061.xls>

第62表 全国健康保険協会管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額:千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
被 保 険 者 分	件数 131,578,422	132,937,786	135,479,204	138,134,974	142,642,247
	日数 227,908,833	226,485,137	225,744,879	227,053,938	231,991,910
	金額 1,696,189,904	1,720,658,036	1,770,915,000	1,823,909,883	1,906,834,998
一 般 診 療	件数 105,088,760	105,840,551	107,875,467	109,569,676	112,478,427
	日数 171,198,659	169,589,416	169,324,492	169,888,234	172,843,949
	金額 1,445,592,520	1,465,146,617	1,513,271,504	1,563,028,579	1,630,992,382
入 院	件数 1,592,253	1,573,399	1,584,357	1,613,917	1,662,917
	日数 15,971,970	15,469,197	15,295,329	15,343,576	15,548,790
	金額 619,103,663	625,738,729	657,037,820	681,385,840	713,351,256
入 院 外	件数 103,496,507	104,267,152	106,291,110	107,955,759	110,815,510
	日数 155,226,689	154,120,219	154,029,163	154,544,658	157,295,159
	金額 826,488,857	839,407,888	856,233,684	881,642,739	917,641,126
歯 科 診 療	件数 26,489,662	27,097,235	27,603,737	28,565,298	30,163,820
	日数 56,710,174	56,895,721	56,420,387	57,165,704	59,147,961
	金額 250,597,384	255,506,418	257,643,495	260,881,305	275,842,616
被 扶 養 者 分	件数 115,705,047	117,154,659	117,306,047	117,400,781	119,231,038
	日数 206,893,522	205,997,915	202,387,743	199,831,622	200,519,074
	金額 1,436,556,216	1,458,424,504	1,476,534,901	1,490,305,953	1,524,518,755
一 般 診 療	件数 95,900,195	96,862,643	96,795,728	96,381,215	97,507,083
	日数 169,004,432	168,046,540	165,017,998	162,308,414	162,538,874
	金額 1,276,941,316	1,295,557,417	1,312,225,428	1,324,535,387	1,352,327,919
入 院	件数 1,674,783	1,649,358	1,631,786	1,617,899	1,618,785
	日数 18,171,585	17,693,894	17,324,610	17,098,215	16,905,055
	金額 567,673,242	576,251,277	594,647,633	601,517,345	612,581,234
入 院 外	件数 94,225,412	95,213,285	95,163,942	94,763,316	95,888,298
	日数 150,832,847	150,352,646	147,693,388	145,210,199	145,633,819
	金額 709,268,074	719,306,140	717,577,795	723,018,042	739,746,686
歯 科 診 療	件数 19,804,852	20,292,016	20,510,319	21,019,566	21,723,955
	日数 37,889,090	37,951,375	37,369,745	37,523,208	37,980,200
	金額 159,614,900	162,867,088	164,309,474	165,770,567	172,190,836
高 齢 受 給 者 (一 般)	件数 8,153,882	8,215,231	8,407,904	8,810,161	9,307,692
	日数 18,248,013	17,951,637	17,819,221	18,272,730	18,893,460
	金額 189,266,203	191,717,028	197,413,931	208,144,758	220,934,249
入 院	件数 186,975	183,412	185,431	190,331	200,474
	日数 2,665,992	2,589,784	2,554,869	2,586,750	2,676,327
	金額 92,609,838	93,225,326	96,741,867	101,686,069	107,870,716
入 院 外	件数 6,903,760	6,911,448	7,042,090	7,336,184	7,734,552
	日数 13,119,704	12,822,722	12,657,111	12,905,009	13,341,910
	金額 83,498,635	84,780,867	86,446,437	91,296,796	97,219,463
歯 科	件数 1,063,147	1,120,371	1,180,383	1,283,646	1,372,666
	日数 2,462,317	2,539,131	2,607,241	2,780,971	2,875,223
	金額 13,157,731	13,710,835	14,225,627	15,161,893	15,844,069
高 齢 受 給 者 (一 定 以 上 所 得 者)	件数 1,442,658	1,457,863	1,528,429	1,655,338	1,866,230
	日数 2,926,129	2,883,067	2,933,082	3,127,139	3,459,290
	金額 29,281,074	29,808,036	31,364,159	34,283,725	39,434,573
入 院	件数 29,691	29,541	30,138	32,513	36,911
	日数 338,792	332,728	330,637	355,920	390,568
	金額 14,142,226	14,427,835	15,138,415	16,559,610	19,143,721
入 院 外	件数 1,181,054	1,189,153	1,243,422	1,344,931	1,510,374
	日数 2,085,836	2,043,841	2,078,286	2,209,309	2,437,344
	金額 13,039,748	13,232,313	13,969,290	15,287,858	17,466,477
歯 科	件数 231,913	239,169	254,869	277,894	318,945
	日数 501,501	506,498	524,159	561,910	631,378
	金額 2,099,100	2,147,888	2,256,454	2,436,257	2,824,376

(注) 1 「高齢受給者(一般)」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。

2 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
被 保 険 者 分	件数 50,613	45,016	44,454	44,899	44,411
	日数 114,170	102,424	82,370	81,249	77,030
	金額 769,866	668,660	688,750	681,434	694,953
一 般 診 療	件数 41,116	36,089	35,402	35,564	34,863
	日数 91,315	81,640	61,721	60,345	56,688
	金額 665,700	572,120	591,317	584,090	597,564
入 院	件数 777	592	581	606	564
	日数 8,413	6,136	5,831	6,233	5,094
	金額 305,941	257,920	286,318	287,592	285,434
入 院 外	件数 40,339	35,497	34,821	34,958	34,299
	日数 82,902	75,504	55,890	54,112	51,594
	金額 359,759	314,200	304,999	296,498	312,131
歯 科 診 療	件数 9,497	8,927	9,052	9,335	9,548
	日数 22,855	20,784	20,649	20,904	20,342
	金額 104,166	96,540	97,432	97,344	97,388
被 扶 養 者 分	件数 30,437	29,118	29,609	29,968	31,050
	日数 58,678	53,144	51,109	51,461	53,699
	金額 446,360	407,407	362,004	393,846	425,321
一 般 診 療	件数 25,004	23,898	24,300	24,401	25,143
	日数 47,352	42,447	40,649	40,650	42,250
	金額 398,670	361,249	315,957	345,993	373,925
入 院	件数 411	399	342	346	394
	日数 4,875	4,200	2,870	3,156	3,642
	金額 173,772	162,679	111,090	144,685	163,463
入 院 外	件数 24,593	23,499	23,958	24,055	24,749
	日数 42,477	38,247	37,779	37,494	38,608
	金額 224,898	198,570	204,867	201,308	210,462
歯 科 診 療	件数 5,433	5,220	5,309	5,567	5,907
	日数 11,326	10,697	10,460	10,811	11,449
	金額 47,691	46,158	46,047	47,852	51,396
高 齢 受 給 者	件数 6,320	5,963	5,549	5,694	5,623
	日数 15,308	14,289	12,256	12,898	12,889
	金額 133,187	129,281	96,546	124,186	134,364
入 院	件数 126	117	80	107	122
	日数 1,822	1,665	752	1,482	1,796
	金額 68,795	64,444	38,779	61,441	72,573
入 院 外	件数 5,387	5,014	4,741	4,756	4,704
	日数 11,666	10,674	9,781	9,525	9,321
	金額 54,253	53,025	47,975	51,814	51,253
歯 科	件数 807	832	728	831	797
	日数 1,820	1,950	1,723	1,891	1,772
	金額 10,139	11,812	9,792	10,931	10,538

(注) 「高齢受給者」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/062.xls>

第63表 全国健康保険協会管掌健康保険給付諸率

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：円)

区 分				平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《被保険者分》								
診	療	費	1000人当件数	6,776.07	6,842.45	6,915.92	6,929.58	6,987.68
			1件当日数	1.73	1.70	1.67	1.64	1.63
			1件当金額	12,891	12,943	13,071	13,204	13,368
			1人当金額	87,351	88,564	90,401	91,497	93,411
一	般	診	療	1000人当件数	5,411.90	5,447.72	5,506.81	5,496.59
			1件当日数	1.63	1.60	1.57	1.55	1.54
			1件当金額	13,756	13,843	14,028	14,265	14,500
			1人当金額	74,446	75,413	77,249	78,410	79,898
			入院	1000人当件数	82.00	80.98	80.88	80.96
			1件当日数	10.03	9.83	9.65	9.51	9.35
			1件当金額	388,822	397,699	414,703	422,194	428,976
			1人当金額	31,883	32,207	33,540	34,182	34,945
			入院外	1000人当件数	5,329.90	5,366.74	5,425.93	5,415.63
			1件当日数	1.50	1.48	1.45	1.43	1.42
			1件当金額	7,986	8,051	8,056	8,167	8,281
			1人当金額	42,563	43,205	43,709	44,228	44,953
			歯科診療	1000人当件数	1,364.17	1,394.72	1,409.11	1,432.99
			1件当日数	2.14	2.10	2.04	2.00	1.96
			1件当金額	9,460	9,429	9,334	9,133	9,145
			1人当金額	12,905	13,151	13,152	13,087	13,513
			傷病手当金	1000人当件数	46.98	46.17	45.20	44.78
			1人当日数	1.53	1.51	1.47	1.45	1.46
			1件当金額	179,382	178,165	175,670	175,179	177,114
			埋葬料	1000人当件数	1.32	1.28	1.20	1.14
			1件当日数	6.87	7.03	7.09	7.32	7.46
			出産育児一時金	1000人当件数	5.88	6.18	6.32	6.64
			1件当金額	402,763	401,551	402,944	403,721	408,029
《被扶養者分》								
診	療	費	1000人当件数	7,760.77	7,878.23	7,910.53	7,881.18	7,952.02
			1件当日数	1.79	1.76	1.73	1.70	1.68
			1件当金額	12,416	12,449	12,587	12,694	12,786
			1人当金額	96,355	98,074	99,570	100,045	101,677
一	般	診	療	1000人当件数	6,432.39	6,513.67	6,527.42	6,470.13
			1件当日数	1.76	1.73	1.70	1.68	1.67
			1件当金額	13,315	13,375	13,557	13,743	13,869
			1人当金額	85,649	87,122	88,490	88,917	90,192
			入院	1000人当件数	112.33	110.91	110.04	108.61
			1件当日数	10.85	10.73	10.62	10.57	10.44
			1件当金額	338,953	349,379	364,415	371,789	378,420
			1人当金額	38,076	38,751	40,100	40,380	40,856
			入院外	1000人当件数	6,320.05	6,402.75	6,417.38	6,361.52
			1件当日数	1.60	1.58	1.55	1.53	1.52
			1件当金額	7,527	7,555	7,540	7,630	7,715
			1人当金額	47,573	48,371	48,390	48,537	49,337
			歯科診療	1000人当件数	1,328.39	1,364.57	1,383.11	1,411.06
			1件当日数	1.91	1.87	1.82	1.79	1.75
			1件当金額	8,059	8,026	8,011	7,886	7,926
			1人当金額	10,706	10,952	11,080	11,128	11,484
			家族埋葬料	1000人当件数	1.19	1.21	1.12	1.07
			1件当日数	18.35	17.60	16.98	16.61	15.86
			家族出産育児一時金	1000人当件数	18.35	17.60	16.98	16.61

《高齢受給者分（一般）》								
診 療 費	1000人当件数	16,663.77	16,635.41	16,634.49	16,726.82	16,543.25		
	1件当日数	2.24	2.19	2.12	2.07	2.03		
	1件当金額	23,212	23,337	23,480	23,626	23,737		
	1人当金額	386,796	388,217	390,571	395,180	392,683		
入 院	1000人当件数	382.11	371.40	366.86	361.36	356.32		
	1件当日数	14.26	14.12	13.78	13.59	13.35		
	1件当金額	495,306	508,284	521,714	534,259	538,078		
	1人当金額	189,263	188,776	191,398	193,059	191,727		
入 院 外	1000人当件数	14,108.94	13,995.32	13,932.32	13,928.35	13,747.19		
	1件当日数	1.90	1.86	1.80	1.76	1.72		
	1件当金額	12,095	12,267	12,276	12,445	12,570		
	1人当金額	170,643	171,677	171,029	173,335	172,795		
歯 科 診 療	1000人当件数	2,172.71	2,268.69	2,335.31	2,437.11	2,439.74		
	1件当日数	2.32	2.27	2.21	2.17	2.09		
	1件当金額	12,376	12,238	12,052	11,812	11,543		
	1人当金額	26,890	27,764	28,144	28,786	28,161		
《高齢受給者分（一定以上所得者）》								
診 療 費	1000人当件数	17,704.58	17,597.44	17,398.38	17,266.55	17,270.43		
	1件当日数	2.03	1.98	1.92	1.89	1.85		
	1件当金額	20,297	20,446	20,521	20,711	21,131		
	1人当金額	359,343	359,804	357,024	357,608	364,935		
入 院	1000人当件数	364.37	356.58	343.07	339.14	341.58		
	1件当日数	11.41	11.26	10.97	10.95	10.58		
	1件当金額	476,314	488,400	502,303	509,323	518,645		
	1人当金額	173,556	174,154	172,323	172,730	177,159		
入 院 外	1000人当件数	14,494.13	14,353.92	14,154.10	14,028.74	13,977.28		
	1件当日数	1.77	1.72	1.67	1.64	1.61		
	1件当金額	11,041	11,128	11,235	11,367	11,564		
	1人当金額	160,026	159,723	159,015	159,465	161,638		
歯 科 診 療	1000人当件数	2,846.08	2,886.94	2,901.22	2,898.66	2,951.58		
	1件当日数	2.16	2.12	2.06	2.02	1.98		
	1件当金額	9,051	8,981	8,853	8,767	8,855		
	1人当金額	25,761	25,927	25,686	25,412	26,137		

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は高齢受給者分が含まれており、被保険者総数及び被扶養者総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者（一般）」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。
- 6 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。
- 7 平成26年度の平均被保険者数：20,413,389人（70歳未満）、20,762,145人（総数）
平成26年度の平均被扶養者数：14,993,800人（70歳未満）、15,315,731人（総数）
平成26年度の平均加入者数：562,628人（高齢（一般））、108,059人（高齢（一定以上所得者））

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額:円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《被保険者分》						
診 療 費	1000人当件数	4,656.64	4,085.21	3,876.97	4,162.58	4,000.72
	1件当日数	2.26	2.28	1.85	1.81	1.73
	1件当金額	15,211	14,854	15,494	15,177	15,648
	1人当金額	70,831	60,681	60,068	63,176	62,604
一 般 診 療	1000人当件数	3,782.87	3,275.16	3,087.56	3,297.24	3,140.53
	1件当日数	2.22	2.26	1.74	1.70	1.63
	1件当金額	16,191	15,853	16,703	16,424	17,140
	1人当金額	61,248	51,921	51,571	54,153	53,830
入 院	1000人当件数	71.49	53.72	50.67	56.18	50.81
	1件当日数	10.83	10.36	10.04	10.29	9.03
	1件当金額	393,746	435,676	492,803	474,574	506,088
	1人当金額	28,148	23,406	24,971	26,663	25,713
入 院 外	1000人当件数	3,711.38	3,221.36	3,036.85	3,240.95	3,089.79
	1件当日数	2.06	2.13	1.61	1.55	1.50
	1件当金額	8,918	8,851	8,759	8,482	9,100
	1人当金額	33,100	28,514	26,600	27,488	28,118
歯 科 診 療	1000人当件数	873.77	810.13	789.45	865.45	860.12
	1件当日数	2.41	2.33	2.28	2.24	2.13
	1件当金額	10,968	10,814	10,764	10,428	10,200
	1人当金額	9,584	8,761	8,497	9,025	8,773
傷 病 手 当 金	1000人当件数	164.80	225.38	72.39	75.11	71.52
	1人当日数	4.41	6.62	2.01	2.16	2.10
	1件当金額	154,413	171,118	195,654	207,605	214,461
埋 葬 料 (費)	1000人当件数	0.87	0.85	0.56	1.11	0.98
出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	0.26	0.08	0.08	—	—
出 産 手 当 金	1000人当件数	0.09	—	0	—	—
	1件当金額	658,000	—	273,093	—	—
《被扶養者分》						
診 療 費	1000人当件数	5,297.08	5,100.96	4,982.23	5,108.33	5,152.32
	1件当日数	1.93	1.83	1.73	1.72	1.73
	1件当金額	14,665	13,992	12,226	13,142	13,698
	1人当金額	77,682	71,371	60,914	67,135	70,576
一 般 診 療	1000人当件数	4,351.55	4,186.76	4,088.84	4,159.03	4,172.42
	1件当日数	1.89	1.78	1.67	1.67	1.68
	1件当金額	15,944	15,116	13,002	14,179	14,872
	1人当金額	69,382	63,288	53,165	58,973	62,052
入 院	1000人当件数	71.53	69.90	57.55	58.98	65.38
	1件当日数	11.86	10.53	8.39	9.12	9.24
	1件当金額	422,802	407,717	324,824	418,164	414,880
	1人当金額	30,242	28,499	18,693	24,663	27,124
入 院 外	1000人当件数	4,280.02	4,116.61	4,031.35	4,100.40	4,106.75
	1件当日数	1.73	1.63	1.58	1.56	1.56
	1件当金額	9,145	8,450	8,551	8,369	8,504
	1人当金額	39,140	34,786	34,472	34,315	34,923
歯 科 診 療	1000人当件数	945.53	914.45	893.33	948.95	980.18
	1件当日数	2.08	2.05	1.97	1.94	1.94
	1件当金額	8,778	8,843	8,673	8,596	8,701
	1人当金額	8,300	8,086	7,748	8,157	8,528

家族埋葬料	1000人当件数	1.67	2.02	1.28	0.97	0.32
家族出産育児一時金	1000人当件数	10.88	7.73	11.40	10.71	10.40
《高齢受給者分》						
診療費	1000人当件数	7,109.11	5,905.42	4,539.06	4,548.53	3,829.08
	1件当日数	2.42	2.40	2.21	2.27	2.29
	1件当金額	21,074	21,680	17,399	21,810	23,896
	1人当金額	149,816	128,032	78,974	99,203	91,498
入院	1000人当件数	141.73	115.87	65.44	85.47	83.08
	1件当日数	14.46	14.23	9.40	13.85	14.72
	1件当金額	545,992	550,803	484,737	574,219	594,860
	1人当金額	77,385	63,822	31,721	49,081	49,420
入院外	1000人当件数	6,059.62	4,965.59	3,878.12	3,799.23	3,203.27
	1件当日数	2.17	2.13	2.06	2.00	1.98
	1件当金額	10,071	10,575	10,119	10,894	10,896
	1人当金額	61,027	52,513	39,243	41,390	34,902
歯科診療	1000人当件数	907.76	823.97	595.50	663.83	542.73
	1件当日数	2.26	2.34	2.37	2.28	2.22
	1件当金額	12,564	14,197	13,450	13,154	13,223
	1人当金額	11,405	11,698	8,010	8,732	7,176

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は高齢受給者分が含まれており、被保険者総数及び被扶養者総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢受給者の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。
- 6 平成26年度の平均被保険者数：11,101人（70歳未満）、12,248人（総数）
平成26年度の平均被扶養者数：6,026人（70歳未満）、6,348人（総数）
平成26年度の平均加入者数：1,469人（高齢受給者）

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/063.xls>

第64表 全国健康保険協会管掌健康保険収支状況

(単位 億円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
収 入	85,479	88,033	92,857	95,306	100,221
保 険 料 収 入	73,425	75,077	79,635	81,542	85,057
医 療 分	67,343	68,855	73,156	74,878	77,342
介 護 分	6,082	6,222	6,479	6,664	7,715
国 庫 補 助	11,768	12,769	13,058	13,544	14,029
医 療 分	10,543	11,539	11,808	12,194	12,559
介 護 分	1,225	1,230	1,251	1,351	1,471
そ の 他	286	186	163	219	1,134
医 療 分	286	186	163	219	1,134
介 護 分	—	—	—	—	—
支 出	82,582	85,396	89,665	93,667	96,276
保 険 給 付 費	46,099	46,997	47,788	48,980	50,739
医 療 給 付 費	40,912	41,859	42,801	44,038	45,693
現 金 給 付 費	5,188	5,138	4,987	4,941	5,046
抛 出 金 等	28,283	29,752	32,780	34,886	34,854
前 期 高 齢 者 納 付 金	12,100	12,425	13,604	14,466	14,342
後 期 高 齢 者 支 援 金	14,214	14,652	16,021	17,101	17,552
老 人 保 健 抛 出 金	1	1	1	1	1
退 職 者 給 付 抛 出 金	1,968	2,675	3,154	3,317	2,959
病 床 転 換 支 援 金	—	—	—	—	—
介 護 納 付 金	6,949	7,403	7,629	8,243	8,967
そ の 他	1,250	1,244	1,468	1,559	1,716
医 療 分	1,249	1,243	1,455	1,559	1,716
介 護 分	1	1	13	0	—
収 支 差 引 残	2,897	2,637	3,191	1,638	3,944
医 療 分	2,540	2,589	3,104	1,866	3,726
介 護 分	356	48	87	△ 228	218
国 庫 補 助 繰 延 べ 返 済 額	—	—	—	—	—
準 備 金 残 高	△ 485	2,153	5,343	6,982	10,926
医 療 分	△ 638	1,951	5,054	6,921	10,647
介 護 分	154	202	289	61	279

(注) 1 単年度における実質的な財政状況である。

2 年金特別会計健康勘定分である。

3 法第3条第2項に係るものを含む。

4 「準備金残高」は、国庫補助繰延の返済、健康勘定から業務勘定への繰入に係る当年度の剰余金等を含む。

5 平成22年7月から平成27年3月までの特例措置として、国庫補助割合は13%から16.4%に、また後期高齢者支援金は被用者保険に割り当てられた後期高齢者支援金の1/3（平成22年度は9分の2）について加入者数割から保険者の財政力に応じた負担方法（総報酬割）に変更された。

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/064.xls>

② 組管掌健康保険

第65表 組管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
組 合 数	1,458	1,443	1,431	1,319	1,410
被 保 険 者 数	15,573,743	15,552,840	15,537,092	15,597,715	15,742,659
男	10,920,929	10,850,032	10,829,015	10,784,555	10,777,846
女	4,773,188	4,781,718	4,828,485	4,874,975	4,964,813
(再掲)					
介護保険第2号被保険者数	10,813,406	10,992,177	11,127,654	11,235,131	11,379,166
介護2号被保険者たる被保険者数	7,488,799	7,649,001	7,787,464	7,914,132	8,079,995
介護特定被保険者数	111,904	112,706	115,309	114,314	111,986
被 扶 養 者 数	14,034,944	13,950,932	13,816,183	13,675,656	13,481,135
(再掲)					
介護保険被扶養者数	3,212,703	3,230,470	3,224,881	3,206,685	3,187,185
扶 養 率	0.901	0.897	0.889	0.877	0.856
平 均 標 準 報 酬 月 額	363,306	363,149	365,867	366,541	367,752
男	410,142	410,062	413,268	414,049	415,902
女	256,046	256,843	259,745	261,776	263,225
(再掲)					
介護保険被保険者	423,578	423,088	422,328	422,441	423,745

(注) 1 介護保険関係の値は、年間平均である。

2 介護保険被保険者の「平均標準報酬月額」は、介護2号被保険者たる被保険者と特定被保険者の平均である。

3 「介護保険被扶養者数」は、国立社会保障・人口問題研究所にて算出している。

介護保険被扶養者数=介護保険第2号被保険者-(介護2号被保険者たる被保険者+特定被保険者)

4 「被保険者数」男女別の値は、年間平均である。

資料：「介護保険第2号被保険者数」「介護2号被保険者たる被保険者数」「介護特定被保険者数」「平均標準報酬月額介護保険被保険者」は、健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

上記区分以外は、厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/065.xls>

第66表 組管掌健康保険平均保険料率

各年3月末現在

区 分	保 険 料 率 (%)			負 担 割 合 (%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成23年 (2011)	79.39	35.82	43.58	100	45	55
24 (2012)	83.08	37.66	45.42	100	45	55
25 (2013)	86.39	39.25	47.14	100	45	55
26 (2014)	88.64	40.33	48.31	100	46	54
27 (2015)	90.29	41.14	49.15	100	46	54

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/066.xls>

第67表 組合管掌健康保険被保険者数(標準報酬等級別)

平成26年度末現在

標準報酬		被保険者数		
等級	月額(千円)	計	男	女
総数		15,382,767	10,455,487	4,927,280
第1級	58	2,644	1,641	1,003
2	68	1,108	428	680
3	78	3,661	929	2,732
4	88	6,565	1,542	5,023
5	98	17,358	6,047	11,311
6	104	16,709	3,722	12,987
7	110	34,891	7,538	27,353
8	118	67,479	15,581	51,898
9	126	100,092	22,127	77,965
10	134	135,367	29,813	105,554
11	142	166,704	36,907	129,797
12	150	222,405	55,702	166,703
13	160	275,947	75,910	200,037
14	170	298,706	90,077	208,629
15	180	323,120	106,750	216,370
16	190	340,644	120,189	220,455
17	200	587,845	231,620	356,225
18	220	852,939	376,453	476,486
19	240	871,453	430,710	440,743
20	260	885,403	497,123	388,280
21	280	851,748	527,462	324,286
22	300	815,847	545,287	270,560
23	320	774,307	553,073	221,234
24	340	724,335	544,311	180,024
25	360	695,678	546,511	149,167
26	380	802,449	655,533	146,916
27	410	864,840	733,741	131,099
28	440	749,770	655,662	94,108
29	470	650,837	581,310	69,527
30	500	557,826	505,451	52,375
31	530	466,704	428,054	38,650
32	560	389,573	360,473	29,100
33	590	317,322	294,857	22,465
34	620	260,438	243,819	16,619
35	650	208,513	195,654	12,859
36	680	166,647	156,503	10,144
37	710	155,923	146,301	9,622
38	750	131,951	123,961	7,990
39	790	99,708	93,146	6,562
40	830	85,846	80,138	5,708
41	880	67,698	63,010	4,688
42	930	51,163	47,565	3,598
43	980	40,042	36,792	3,250
44	1030	33,988	31,420	2,568
45	1090	29,624	27,316	2,308
46	1150	22,817	21,072	1,745
47	1210	156,133	146,256	9,877

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料：厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/067.xls>

第68表 組合管掌健康保険適用状況（業態別）

平成27年3月末現在

区 分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総 数	1,409	15,644,146	10,690,324	4,953,822	370,072	418,771	264,980
単 一 ・ 連 合 組 合 の 計	1,148	9,319,970	6,655,589	2,664,381	389,358	436,706	271,083
農 林 水 産 業	1	1,644	1,250	394	432,815	465,706	328,467
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	47	209,646	176,366	33,280	409,525	437,328	262,182
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	47	286,893	199,834	87,059	352,605	402,579	237,896
織 維 製 品 製 造 業	30	62,615	30,210	32,405	300,829	376,785	230,019
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	3	3,841	3,197	644	355,661	381,337	228,199
紙 製 品 製 造 業	3	7,458	6,504	954	351,965	370,097	228,346
印 刷 ・ 同 関 連 業	7	88,995	70,830	18,165	384,878	418,547	253,593
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	154	867,600	676,523	191,077	414,451	448,174	295,052
金 属 工 業	43	292,100	251,902	40,198	391,462	409,631	277,604
機 械 器 具 製 造 業	247	2,778,312	2,349,683	428,629	409,510	432,070	285,841
そ の 他 の 製 造 業	38	139,480	100,697	38,783	358,464	399,828	251,065
卸 売 業	48	258,039	164,652	93,387	400,026	465,654	284,315
飲 食 料 品 小 売 業	17	80,395	43,009	37,386	268,846	336,720	190,764
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	57	584,618	296,013	288,605	282,892	356,258	207,642
金 融 業 ・ 保 険 業	156	1,155,914	548,348	607,566	396,713	520,443	285,042
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	7	65,740	42,680	23,060	399,847	464,128	280,874
運 輸 業	64	848,434	678,664	169,770	362,299	390,067	251,293
情 報 通 信 業	57	630,443	402,918	227,525	399,321	467,099	279,295
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	19	270,671	228,311	42,360	475,727	506,750	308,519
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	12	60,786	34,442	26,344	267,151	315,663	203,728
医 療 ・ 福 祉	21	150,289	48,989	101,300	375,583	511,199	309,999
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12	60,326	26,425	33,901	389,170	480,573	317,923
複 合 サ ー ビ ス 業	1	4,999	2,439	2,560	306,429	391,077	225,783
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業	16	96,333	44,890	51,443	306,990	382,940	240,714
労 働 者 派 遣 業	3	26,771	22,447	4,324	292,662	305,504	225,994
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	13	78,639	56,062	22,577	557,750	615,021	415,539
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	23	182,971	135,315	47,656	393,482	430,424	288,589
公 務	2	26,018	12,989	13,029	322,780	391,285	254,485
総 合 組 合 の 計	261	6,324,176	4,034,735	2,289,441	341,651	389,186	257,879

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/068.xls>

第69表 組合管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(単位 金額：千円)

区 分			平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合	計	件数	325,171,943	329,163,731	333,513,810	331,292,530	335,530,882
		金額	3,448,485,084	3,521,341,543	3,572,244,078	3,591,070,537	3,655,692,096
被 保 險 者	分	件数	150,947,262	153,059,928	156,376,296	157,070,620	160,236,659
		金額	1,720,501,196	1,768,324,942	1,810,776,907	1,840,451,676	1,890,591,044
診 療	費	件数	101,804,407	102,719,416	104,383,573	104,642,390	106,294,757
		日数	168,435,684	167,410,422	166,548,430	164,967,725	166,030,551
		金額	1,194,201,682	1,217,198,415	1,248,605,669	1,261,466,010	1,294,581,205
薬 剤 支 給		件数	42,537,618	43,587,015	45,268,595	45,861,511	47,418,850
		枚数	51,769,329	52,809,331	54,149,229	54,499,512	56,111,163
		金額	257,853,027	277,265,230	284,303,994	299,657,049	308,664,791
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)		件数	977,463	969,095	967,719	969,249	977,481
		回数	22,177,715	21,640,904	21,164,848	20,853,227	20,682,202
		金額	9,064,371	8,790,788	8,566,607	8,444,765	8,391,641
訪問看護療養費		件数	9,773	10,957	12,107	13,243	14,158
		日数	64,709	74,904	84,923	87,376	94,206
		金額	478,237	554,669	671,710	702,735	753,665
入院時食事・生活療養費 (差額支給分)		件数	1,095	589	643	224	209
		回数	13,285	20,168	15,065	6,163	7,235
		金額	5,549	4,524	4,279	853	925
療 養 費		件数	5,496,945	5,638,601	5,607,866	5,463,130	5,395,559
		金額	23,490,092	23,901,968	23,326,710	22,750,505	22,905,429
高 額 療 養 費		件数	292,473	282,354	265,248	248,258	244,205
		金額	23,648,777	22,274,560	19,822,438	17,364,241	16,429,921
移 送 費		件数	185	183	173	179	154
		金額	27,142	9,725	14,655	12,512	21,759
傷 病 手 当 金		件数	595,245	601,098	608,735	601,178	616,507
		日数	18,774,984	18,966,690	19,223,886	18,961,680	19,389,965
		金額	126,579,633	128,420,900	130,443,860	129,542,252	132,443,846
埋 葬 料		件数	17,331	17,187	16,135	15,836	15,485
		金額	865,161	857,465	804,979	791,053	772,710
出 産 育 児 一 時 金		件数	108,342	113,270	118,678	124,344	130,779
		金額	45,410,484	47,484,981	49,757,280	52,139,340	54,850,200
出 産 手 当 金		件数	83,848	89,258	94,543	100,327	105,996
		日数	6,953,570	7,422,368	7,899,655	8,386,648	8,884,440
		金額	38,877,040	41,561,720	44,454,725	47,580,359	50,774,953
被 扶 養 者 分		件数	166,987,602	168,864,301	169,697,844	166,702,353	167,572,218
		金額	1,591,848,073	1,615,902,154	1,622,624,938	1,610,003,960	1,620,537,012
診 療 費		件数	110,665,100	111,426,735	111,449,462	109,457,935	109,424,735
		日数	188,517,791	186,910,280	183,637,389	177,897,759	176,297,702
		金額	1,176,006,469	1,191,379,637	1,202,270,387	1,192,434,005	1,203,876,168
薬 剤 支 給		件数	51,725,441	52,747,296	53,588,420	52,707,157	53,656,033
		枚数	69,911,840	70,506,043	70,828,063	68,725,791	69,464,913
		金額	257,661,493	271,083,844	272,247,112	275,233,143	279,408,729
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)		件数	1,067,667	1,053,454	1,039,816	1,014,378	1,032,069
		回数	26,773,693	26,031,741	25,344,526	24,552,997	23,964,628
		金額	10,525,410	10,268,571	9,983,773	9,675,619	9,459,377
訪問看護療養費		件数	52,590	58,902	66,600	75,132	87,133
		日数	316,846	351,227	392,430	440,534	501,737
		金額	2,438,147	2,716,094	3,232,272	3,658,771	4,204,717
入院時食事・生活療養費 (差額支給分)		件数	852	650	734	250	224
		回数	15,616	19,454	17,529	7,253	4,690
		金額	5,966	6,038	5,834	1,657	1,110
第 二 家 族 療 養 費		件数	4,049,077	4,154,869	4,142,904	4,040,085	4,000,739
		金額	20,878,151	21,122,655	20,880,856	20,392,458	20,433,025
高 額 療 養 費		件数	226,449	215,538	199,716	182,043	174,802
		金額	15,211,114	14,443,162	13,126,642	11,765,001	11,030,938
移 送 費		件数	193	181	198	183	175
		金額	9,971	9,946	16,177	9,746	8,119

家族埋葬料	件数	11,373	11,253	10,389	9,696	9,784
	金額	574,010	562,750	519,450	484,800	489,200
家族出産育児一時金	件数	256,527	248,877	239,421	229,872	218,593
	金額	108,537,343	104,309,456	100,342,434	96,348,760	91,625,628
高齢受給者分(一般)	件数	6,152,763	5,993,353	6,150,972	6,097,715	6,201,423
	金額	111,011,414	109,533,875	111,460,351	111,893,998	114,090,284
診療費	件数	4,098,558	3,980,901	4,070,853	4,022,258	4,073,709
	日数	8,860,938	8,436,702	8,639,091	8,092,503	8,046,868
	金額	89,323,095	87,623,629	89,547,641	89,252,880	90,834,258
薬剤支給	件数	2,051,176	2,009,532	2,077,027	2,072,092	2,124,299
	枚数	2,675,868	2,590,993	2,627,975	2,590,077	2,626,140
	金額	20,247,477	20,532,514	20,553,868	21,334,276	21,961,808
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数	81,775	77,841	77,405	75,325	75,904
	回数	2,968,584	2,806,351	2,736,798	2,599,794	2,565,226
	金額	1,236,707	1,179,135	1,144,263	1,087,978	1,077,657
訪問看護療養費	件数	3,029	2,920	3,092	3,365	3,415
	日数	23,175	22,042	23,022	23,250	23,075
	金額	204,135	198,597	214,579	218,864	216,561
高齢受給者分(現役並み所得者)	件数	876,698	1,038,359	1,074,515	1,207,187	1,294,280
	金額	13,859,726	16,402,568	16,878,750	18,843,298	20,646,923
診療費	件数	596,079	702,027	723,718	810,579	866,806
	日数	1,141,007	1,317,673	1,323,564	1,450,677	1,535,635
	金額	11,338,191	13,304,076	13,730,153	15,176,282	16,662,155
薬剤支給	件数	280,272	335,849	350,224	395,974	426,834
	枚数	350,290	413,830	425,072	476,406	511,416
	金額	2,379,655	2,921,337	2,971,701	3,486,965	3,786,529
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数	10,720	12,454	12,260	13,313	14,437
	回数	298,035	355,088	334,514	342,674	366,741
	金額	124,027	148,709	139,193	143,244	153,772
訪問看護療養費	件数	347	483	573	634	640
	日数	2,453	3,905	4,804	4,578	5,297
	金額	17,852	28,447	37,702	36,807	44,467
世帯合算高額療養費	件数	207,556	207,763	214,146	214,639	226,289
	金額	11,261,561	11,177,062	10,502,189	9,876,944	9,826,319
高額介護合算療養費	件数	62	27	37	16	13
	金額	3,114	941	946	661	512

(注) 1 「診療費」及び「薬剤支給」については当該月診療分を、その他は当該月決定分を表す。

2 支払基金事務費は含まれていない。

3 特定健康保険組合を含む。

4 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健医療給付対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。

5 「入院時食事療養費(差額支給分除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

6 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

7 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

8 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

(ii) 付加給付

(単位 金額：千円)

区 分			平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数		2,497,569	2,372,312	2,299,885	2,247,813	2,187,287
	金額		92,522,213	88,898,839	87,547,777	85,937,605	85,983,442
被 保 険 者 分	件数		1,495,753	1,426,602	1,389,183	1,379,623	1,343,832
	金額		57,999,881	55,753,834	55,145,774	54,645,771	55,406,266
一 部 負 担 還 元 金	件数		1,192,682	1,124,751	1,091,390	1,061,741	1,047,757
	金額		33,774,216	33,016,831	32,751,001	32,565,502	32,690,395
傷 病 手 当 に 関 す る も の	件数		222,559	220,299	214,318	233,915	207,911
	金額		18,948,920	17,563,438	17,140,177	16,791,950	17,160,386
そ の 他	件数		80,512	81,552	83,475	83,967	88,164
	金額		5,276,745	5,173,565	5,254,596	5,288,319	5,555,485
被 扶 養 者 分	件数		896,160	839,821	802,858	762,660	736,676
	金額		30,265,287	28,908,411	28,114,812	27,093,864	26,352,966
家 族 療 養 付 加 金	件数		782,882	735,234	706,445	673,904	652,712
	金額		24,908,538	24,092,469	23,610,594	22,872,386	22,292,588
そ の 他	件数		113,278	104,587	96,413	88,756	83,964
	金額		5,356,749	4,815,942	4,504,218	4,221,478	4,060,378
合 算 高 額 療 養 付 加 金	件数		105,656	105,889	107,844	105,530	106,779
	金額		4,257,045	4,236,594	4,287,191	4,197,970	4,224,210

(iii) 法定給付・附加給付合計

(単位 金額：千円)

区 分			平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数		327,669,512	331,536,043	335,813,695	333,540,343	337,718,169
	金額		3,541,007,297	3,610,240,382	3,659,791,855	3,677,008,142	3,741,675,538
被 保 険 者 分	件数		152,443,015	154,486,530	157,765,479	158,450,243	161,580,491
	金額		1,778,501,077	1,824,078,776	1,865,922,681	1,895,097,447	1,945,997,310
被 扶 養 者 分	件数		167,883,762	169,704,122	170,500,702	167,465,013	168,308,894
	金額		1,622,113,360	1,644,810,565	1,650,739,750	1,637,097,824	1,646,889,978

(注) 合計には、世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。

資料：厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/069.xls>

第70表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
被 保 険 者 分	101,804,407	102,719,416	104,383,573	104,642,390	106,294,757
件数	168,435,684	167,410,422	166,548,430	164,967,725	166,030,551
日数	1,194,201,682	1,217,198,415	1,248,605,669	1,261,466,010	1,294,581,205
金額	80,367,016	80,882,124	82,270,165	81,248,205	82,978,379
一 般 診 療	124,601,394	123,501,115	123,364,288	121,995,820	122,457,118
件数	1,000,902,799	1,020,627,695	1,052,124,137	1,065,187,595	1,091,166,926
日数	1,071,974	1,068,020	1,067,487	1,070,053	1,081,013
金額	9,860,555	9,644,057	9,446,993	9,311,995	9,267,962
入 院	394,064,787	402,077,809	420,553,814	426,392,413	436,804,211
件数	79,295,042	79,814,104	81,202,678	81,078,152	81,897,366
日数	114,740,839	113,857,058	113,917,295	112,683,825	113,189,156
金額	606,838,012	618,549,886	631,570,323	638,795,182	654,362,715
歯 科 診 療	21,437,391	21,837,292	22,113,408	22,494,185	23,316,378
件数	43,834,290	43,909,307	43,184,142	42,971,905	43,573,433
日数	193,298,883	196,570,720	196,481,532	196,278,415	203,414,279
金額	110,665,100	111,426,735	111,449,462	109,457,935	109,424,735
被 扶 養 者 分	188,517,791	186,910,280	183,637,389	177,897,759	176,297,702
件数	1,176,006,469	1,191,379,637	1,202,270,387	1,192,434,005	1,203,876,168
日数	90,928,533	91,286,473	91,134,372	88,981,089	88,605,729
金額	152,453,704	151,010,441	148,362,285	143,080,535	141,645,414
一 般 診 療	1,026,145,353	1,039,472,668	1,049,246,680	1,039,898,390	1,047,466,705
件数	1,265,782	1,250,241	1,233,029	1,205,375	1,193,602
日数	12,051,434	11,756,172	11,484,298	11,126,875	10,890,308
金額	409,875,920	417,038,270	430,926,471	429,032,745	431,368,362
入 院	89,662,751	90,036,232	89,901,343	87,775,714	87,412,127
件数	140,402,270	139,254,269	136,877,987	131,953,660	130,755,106
日数	616,269,433	622,434,398	618,320,209	610,865,645	616,098,343
金額	19,736,567	20,140,262	20,315,090	20,476,846	20,819,006
歯 科 診 療	36,064,087	35,899,839	35,275,104	34,817,224	34,652,288
件数	149,861,116	151,906,970	153,023,707	152,535,615	156,409,463
日数	4,098,558	3,980,901	4,070,853	4,022,258	4,073,709
金額	8,860,938	8,436,702	8,369,091	8,092,503	8,046,868
高 齢 受 給 者 (一 般)	89,323,095	87,623,629	89,547,641	89,252,880	90,834,258
件数	3,493,367	3,371,618	3,431,098	3,373,740	3,406,037
日数	7,512,382	7,110,804	7,016,710	6,747,160	6,704,282
金額	82,367,014	80,715,214	82,407,931	82,140,090	83,629,957
一 般 診 療	85,969	81,699	81,112	78,803	79,399
件数	1,188,109	1,121,906	1,093,920	1,041,274	1,031,461
日数	42,499,960	41,633,744	42,352,113	42,044,351	42,802,897
金額	3,407,398	3,289,919	3,349,986	3,294,937	3,326,638
入 院	6,324,273	5,988,898	5,922,790	5,705,886	5,672,821
件数	39,867,054	39,081,470	40,055,818	40,095,739	40,827,060
日数	605,191	609,283	639,755	648,518	667,672
金額	1,348,556	1,325,898	1,352,381	1,345,343	1,342,586
歯 科 診 療	6,956,082	6,908,415	7,139,709	7,112,790	7,204,301
件数	596,079	702,027	723,718	810,579	866,806
高 齢 受 給 者 (現 役 並 み 所 得 者)	1,141,007	1,317,673	1,323,564	1,450,677	1,535,635
日数	11,338,191	13,304,076	13,730,153	15,176,282	16,662,155
金額	490,568	575,971	590,207	658,995	703,032
一 般 診 療	923,623	1,062,981	1,060,299	1,159,044	1,226,020
件数	10,437,951	12,244,235	12,621,081	13,935,895	15,303,405
日数	11,346	13,085	12,964	13,984	15,194
金額	127,399	150,481	142,875	146,916	157,010
入 院	5,505,953	6,428,110	6,556,898	7,123,316	7,883,331
件数	479,222	562,886	577,243	645,011	687,838
日数	796,224	912,500	917,424	1,012,128	1,069,010
金額	4,931,998	5,816,125	6,064,183	6,812,579	7,420,074
歯 科 診 療	105,511	126,056	133,511	151,584	163,774
件数	217,384	254,692	263,265	291,633	309,615
日数	900,240	1,059,841	1,109,073	1,240,386	1,358,749
金額					

(注) 1 老人保健医療給付対象者は含まれていない。

2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

資料：厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/070.xls>

第71表 組合管掌健康保険給付諸率

(単位 金額：円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	
《被保険者分》							
診 療 費	1000人当件数	6,540.35	6,627.01	6,726.36	6,743.92	6,850.41	
	1件当日数	1.65	1.63	1.60	1.58	1.56	
	1件当金額	11,730	11,850	11,962	12,055	12,179	
	1人当金額	76,721	78,528	80,459	81,298	83,432	
入 院	1000人当件数	68.87	68.90	68.79	68.96	69.67	
	1件当日数	9.20	9.03	8.85	8.70	8.57	
	1件当金額	367,607	376,470	393,966	398,478	404,069	
	1人当金額	25,316	25,940	27,100	27,480	28,151	
入 院 外	1000人当件数	5,094.25	5,149.26	5,232.61	5,225.27	5,278.06	
	1件当日数	1.45	1.43	1.40	1.39	1.38	
	1件当金額	7,653	7,750	7,778	7,879	7,990	
	1人当金額	38,986	39,906	40,698	41,169	42,172	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,377.23	1,408.85	1,424.96	1,449.69	1,502.68	
	1件当日数	2.04	2.01	1.95	1.91	1.87	
	1件当金額	9,017	9,002	8,885	8,726	8,724	
	1人当金額	12,418	12,682	12,661	12,650	13,110	
薬 剤 支 給	1000人当件数	2,732.80	2,812.05	2,917.06	2,955.65	3,056.02	
	1件当金額	6,062	6,361	6,280	6,534	6,509	
	1人当金額	16,566	17,888	18,320	19,312	19,893	
	1000人当件数	62.80	62.52	62.36	62.47	63.00	
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1件当日数	22.69	22.33	21.87	21.51	21.16	
	1件当金額	9,273	9,071	8,852	8,713	8,585	
	1人当金額	582	567	552	544	541	
	1000人当件数	0.63	0.71	0.78	0.85	0.91	
訪問看護療養費	1件当日数	6.62	6.84	7.01	6.60	6.65	
	1件当金額	48,935	50,622	55,481	53,065	53,232	
	1人当金額	31	36	43	45	49	
	1000人当件数	0.07	0.04	0.04	0.01	0.01	
入院時食事・生活療養費 (差額支給)	1件当日数	12.13	34.24	23.43	27.51	34.62	
	1件当金額	5,068	7,681	6,655	3,808	4,426	
	1人当金額	0	0	0	0	0	
	1000人当件数	350.26	360.71	358.16	348.87	344.55	
療 養 費	1件当金額	4,273	4,239	4,160	4,164	4,245	
	1人当金額	1,497	1,529	1,490	1,453	1,463	
	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01	
	1000人当件数	37.93	38.45	38.88	38.39	39.37	
移 送 費 傷 病 手 当 金	1件当日数	1.20	1.21	1.23	1.21	1.24	
	1件当金額	212,651	213,644	214,287	215,481	214,829	
	1000人当件数	1.10	1.10	1.03	1.01	0.99	
	1000人当件数	6.90	7.25	7.58	7.94	8.35	
出 産 育 児 一 時 金 出 産 手 当 金	1000人当件数	5.34	5.71	6.04	6.41	6.77	
	1件当金額	463,661	465,636	470,206	474,253	479,027	
	《被扶養者分》						
	診 療 費	1000人当件数	7,982.20	8,106.85	8,163.49	8,112.75	8,110.29
1件当日数		1.70	1.68	1.65	1.63	1.61	
1件当金額		10,627	10,692	10,788	10,894	11,002	
1人当金額		84,825	86,679	88,064	88,380	89,228	
入 院	1000人当件数	91.30	90.96	90.32	89.34	88.47	
	1件当日数	9.52	9.40	9.31	9.23	9.12	
	1件当金額	323,812	333,566	349,486	355,933	361,401	
	1人当金額	29,564	30,342	31,565	31,799	31,972	
入 院 外	1000人当件数	6,467.32	6,550.59	6,585.12	6,505.72	6,478.77	
	1件当日数	1.57	1.55	1.52	1.50	1.50	
	1件当金額	6,873	6,913	6,878	6,959	7,048	
	1人当金額	44,451	45,285	45,291	45,276	45,664	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,423.59	1,465.30	1,488.05	1,517.69	1,543.05	
	1件当日数	1.83	1.78	1.74	1.70	1.66	
	1件当金額	7,593	7,542	7,533	7,449	7,513	
	1人当金額	10,809	11,052	11,209	11,306	11,593	
薬 剤 支 給	1000人当件数	3,730.92	3,837.63	3,925.26	3,906.52	3,976.85	
	1件当金額	4,981	5,139	5,080	5,222	5,207	
	1人当金額	18,585	19,723	19,942	20,400	20,709	
	1000人当件数	77.01	76.64	76.16	75.18	76.49	
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1件当日数	25.08	24.71	24.37	24.20	23.22	
	1件当金額	9,858	9,748	9,601	9,538	9,165	
	1人当金額	759	747	731	717	701	
	1000人当件数	3.79	4.29	4.88	5.57	6.46	
家族訪問看護療養費	1件当日数	6.02	5.96	5.89	5.86	5.76	
	1件当金額	46,361	46,112	48,533	48,698	48,256	
	1人当金額	176	198	237	271	312	

入院時食事・生活療養費 (差額支給)	1000人当件数	0.06	0.05	0.05	0.02	0.02
	1件当日数	18.33	29.93	23.88	29.01	20.94
	1件当金額	7,002	9,289	7,948	6,628	4,955
	1人当金額	0	0	0	0	0
療 養 費	1000人当件数	289.05	299.22	300.39	296.42	293.53
	1件当金額	5,156	5,084	5,040	5,048	5,107
	1人当金額	1,490	1,521	1,514	1,496	1,499
家 族 移 送 費	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	0.81	0.81	0.75	0.71	0.72
家 族 出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	18.31	17.92	17.36	16.87	16.04
《高齢受給者分(一般)》					0.00	0.00
診 療 費	1000人当件数	17,114.48	17,255.37	17,202.43	17,249.44	17,470.08
	1件当日数	2.16	2.12	2.06	2.01	1.98
	1件当金額	21,794	22,011	21,997	22,190	22,298
	1人当金額	372,989	379,808	378,407	382,761	389,542
入 院	1000人当件数	358.98	354.13	342.76	337.95	340.50
	1件当日数	13.82	13.73	13.49	13.21	12.99
	1件当金額	494,364	509,599	522,144	533,537	539,086
	1人当金額	177,468	180,463	178,970	180,307	183,560
入 院 外	1000人当件数	14,228.38	14,260.28	14,156.23	14,130.32	14,266.27
	1件当日数	1.86	1.82	1.77	1.73	1.71
	1件当金額	11,700	11,879	11,957	12,169	12,273
	1人当金額	166,474	169,400	169,266	171,950	175,087
歯 科 診 療	1000人当件数	2,527.12	2,640.96	2,703.45	2,781.17	2,863.31
	1件当日数	2.23	2.18	2.11	2.07	2.01
	1件当金額	11,494	11,339	11,160	10,968	10,790
	1人当金額	29,047	29,945	30,171	30,503	30,896
薬 剤 支 給	1000人当件数	8,565.16	8,710.40	8,777.01	8,886.16	9,110.05
	1件当金額	9,871	10,218	9,896	10,296	10,338
	1人当金額	84,548	88,999	86,856	91,492	94,183
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	341.47	337.40	327.09	323.03	325.51
	1件当日数	36.30	36.05	35.36	34.51	33.80
	1件当金額	15,123	15,148	14,783	14,444	14,198
	1人当金額	5,164	5,111	4,835	4,666	4,622
訪 問 看 護 療 養 費	1000人当件数	12.65	12.66	13.07	14.43	14.65
	1件当日数	7.65	7.55	7.45	6.91	6.76
	1件当金額	67,394	68,013	69,398	65,041	63,415
	1人当金額	852	861	907	939	929
《高齢受給者分(現役並み所得者)》						
診 療 費	1000人当件数	17,817.34	16,776.44	17,336.22	17,070.93	18,255.08
	1件当日数	1.91	1.88	1.83	1.79	1.77
	1件当金額	19,021	18,951	18,972	18,723	19,222
	1人当金額	338,909	317,929	328,897	319,615	350,908
入 院	1000人当件数	339.14	312.69	310.54	294.51	319.99
	1件当日数	11.23	11.50	11.02	10.51	10.33
	1件当金額	485,277	491,258	505,777	509,390	518,845
	1人当金額	164,578	153,613	157,066	150,018	166,024
入 院 外	1000人当件数	14,324.38	13,451.37	13,827.50	13,584.04	14,485.98
	1件当日数	1.66	1.62	1.59	1.57	1.55
	1件当金額	10,292	10,333	10,505	10,562	10,788
	1人当金額	147,422	138,989	145,264	143,474	156,268
歯 科 診 療	1000人当件数	3,153.82	3,012.38	3,198.17	3,192.38	3,449.11
	1件当日数	2.06	2.02	1.97	1.92	1.89
	1件当金額	8,532	8,408	8,307	8,183	8,296
	1人当金額	26,909	25,327	26,567	26,123	28,615
薬 剤 支 給	1000人当件数	8,377.58	8,025.83	8,389.40	8,339.28	8,989.20
	1件当金額	8,491	8,698	8,485	8,806	8,871
	1人当金額	71,130	69,812	71,185	73,436	79,745
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	320.43	297.62	293.68	280.37	304.05
	1件当日数	27.80	28.51	27.28	25.74	25.40
	1件当金額	11,570	11,941	11,353	10,760	10,651
	1人当金額	3,707	3,554	3,334	3,017	3,238
訪 問 看 護 療 養 費	1000人当件数	10.37	11.54	13.73	13.35	13.48
	1件当日数	7.07	8.08	8.38	7.22	8.28
	1件当金額	51,447	58,896	65,798	58,055	69,480
	1人当金額	534	680	903	775	936

(注)1 特定健康保険組合を含む。

2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」は、老人保健医療給付対象者を含む数値で除しているが、その他の給付は含まない数値で除している。

3 保険給付額をそれぞれ年度平均被保険者数及び年度平均被扶養者数で除した数値であり、国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/071.xls>

第72表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
収 入	7,178,318,118	7,492,298,074	7,832,680,798	8,041,976,158	8,248,973,098
保 険 料	6,240,441,163	6,624,448,358	6,987,335,938	7,333,210,186	7,595,392,000
国 庫 支 出 金	43,595,471	45,683,205	39,931,738	36,473,666	34,978,369
事 務 負 担 金	3,994,243	3,565,529	3,516,769	3,241,595	3,242,002
国 庫 補 助 金	39,601,228	42,117,676	36,414,969	33,232,071	31,736,367
特定健康診査等事業収入	3,879,871	4,088,757	4,257,975	4,621,962	5,670,589
前期高齢者交付金	243,114	187,435	38,894	40,987	28,702
前年度より繰越金	96,123,062	112,521,605	101,590,040	110,080,611	124,540,797
積立金より繰入金	531,805,542	472,615,832	456,787,954	337,692,129	273,974,567
そ の 他 の 収 入	262,229,895	232,752,882	242,738,259	219,856,617	214,388,074
支 出	6,817,761,345	7,122,074,868	7,428,579,795	7,585,602,679	7,670,726,287
保 険 給 付 費	3,536,770,933	3,617,861,974	3,672,477,044	3,694,114,039	3,757,640,193
老人保健拠出金	12,180,507	877,137	155,438	45,605	41,762
退職者給付拠出金	209,328,609	285,458,074	326,501,677	335,590,984	290,631,234
日 雇 拠 出 金	—	—	61,973	—	158
前期高齢者納付金	1,118,960,104	1,177,868,496	1,298,518,593	1,361,561,066	1,390,970,166
後期高齢者支援金	1,301,446,729	1,407,867,001	1,507,884,462	1,576,698,994	1,597,708,627
病 床 転 換 支 援 金	—	—	—	—	—
事 務 費	116,432,900	115,325,795	113,784,926	111,055,798	111,755,285
保 健 事 業 費	316,636,832	308,408,124	306,792,431	302,285,144	312,184,260
そ の 他 の 支 出	206,004,731	208,408,267	202,403,251	204,251,049	209,744,602
収 支 差 引 残	360,556,773	370,223,206	404,101,003	456,373,479	578,264,811
翌年度への繰越	113,313,815	104,018,695	111,541,169	125,974,652	136,765,713
法定準備金へ繰入	95,111,803	118,885,402	103,480,515	61,008,715	83,335,823
別途積立金へ繰入	151,334,946	146,523,720	188,265,120	268,628,466	357,408,312
そ の 他	796,209	795,389	814,199	761,646	736,963
年 度 末 現 在 積 立 金	3,575,061,157	3,374,170,012	3,213,997,109	3,208,436,702	3,379,004,973
法 定 準 備 金	1,685,417,392	1,766,132,940	1,817,189,450	1,769,626,452	1,748,994,833
別 途 積 立 金	1,889,643,765	1,608,037,072	1,396,807,659	1,438,810,250	1,630,010,140

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/072.xls>

3 国民健康保険

第73表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
保 險 者 数	1,888	1,881	1,881	1,881	1,880
市 町 村	1,723	1,717	1,717	1,717	1,716
国 保 組 合	165	164	164	164	164
世 帯 数	21,914,489	21,837,516	21,696,159	21,523,986	21,231,063
市 町 村	20,372,480	20,360,375	20,253,004	20,101,429	19,813,317
国 保 組 合	1,542,009	1,477,141	1,443,155	1,422,557	1,417,746
被 保 険 者 数	38,769,393	38,313,154	37,678,441	36,927,096	35,936,710
市 町 村	35,492,541	35,197,348	34,658,230	33,972,865	33,025,431
国 保 組 合	3,276,852	3,115,806	3,020,211	2,954,231	2,911,279
(再掲)					
介護保険第2号被保険者数	14,590,593	14,436,770	13,877,379	13,214,948	12,505,533
市 町 村	13,252,571	13,152,497	12,634,667	11,998,846	11,306,215
国 保 組 合	1,338,022	1,284,273	1,242,712	1,216,102	1,199,318

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/073.xls>

第74表 国民健康保険給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
総数(老人保健分除く)					
件数	570,138,515	576,732,618	579,904,369	577,680,730	575,068,789
金額	11,443,213,144	11,693,518,636	11,758,368,936	11,878,560,634	11,911,098,451
療 養 諸 費					
件数	566,453,367	573,262,156	576,631,075	574,463,729	572,244,924
(老人保健分除く)					
金額	11,328,528,261	11,584,990,437	11,654,562,743	11,778,333,914	11,817,508,370
療 養 の 給 付 等					
件数	547,991,545	553,938,424	557,287,442	555,730,576	553,850,802
(老人保健分除く)					
金額	11,141,049,545	11,397,276,984	11,471,134,904	11,602,113,930	11,645,209,730
療 養 費 等					
件数	18,461,822	19,323,732	19,343,633	18,733,153	18,394,122
(老人保健分除く)					
金額	187,478,717	187,713,453	183,427,838	176,219,984	172,298,640
高 額 療 養 費 (再掲)					
件数	13,917,419	14,384,100	15,146,614	15,800,679	16,571,812
金額	936,870,578	967,881,749	1,014,500,560	1,034,553,467	1,056,278,681
医 療 給 付 費 (再掲)					
(老人保健分除く)					
金額	9,166,451,804	9,417,094,724	9,524,387,993	9,622,500,029	9,687,630,627
高 額 介 護 合 算 療 養 費					
件数	14,418	14,225	18,331	20,518	22,098
金額	384,637	312,128	409,663	484,678	512,027
そ の 他 の 給 付					
件数	3,670,730	3,456,237	3,254,963	3,196,483	2,801,767
金額	114,300,246	108,216,071	103,396,530	99,742,042	93,078,054

(注) 「医療給付費(再掲)」は、療養諸費合計の保険者負担額+高額療養費である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/074.xls>

第75表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合計 (老人保健分除く)	件数	547,948,768	553,182,656	557,032,479	555,732,939	554,447,065
	金額	10,895,455,761	11,142,638,844	11,247,250,684	11,362,692,387	11,409,100,697
診 療 費	件数	374,189,391	375,242,150	376,003,767	373,698,585	370,850,043
(老人保健分を除く)	日数	797,845,712	785,902,609	771,092,001	754,949,206	738,960,312
	金額	8,986,314,956	9,106,284,674	9,195,370,023	9,221,155,990	9,240,748,650
入 院	件数	8,310,974	8,224,572	8,171,412	8,062,669	7,959,455
(老人保健分を除く)	日数	134,740,236	132,771,317	130,463,667	128,178,395	125,549,330
	金額	4,021,338,452	4,082,261,933	4,163,671,477	4,182,002,730	4,198,481,131
入 院 外	件数	303,064,300	302,950,793	302,978,167	300,023,331	296,631,565
(老人保健分を除く)	日数	525,162,314	515,517,654	504,884,604	492,159,055	480,951,695
	金額	4,098,356,319	4,147,188,160	4,152,312,830	4,165,533,229	4,167,379,359
歯 科 診 療	件数	62,814,117	64,066,785	64,854,188	65,612,585	66,259,023
(老人保健分を除く)	日数	137,943,162	137,613,638	135,743,730	134,611,756	132,459,287
	金額	866,620,185	876,834,581	879,385,717	873,620,031	874,888,161
食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	件数	7,857,260	7,779,938	7,721,726	7,644,332	7,564,447
(老人保健分を除く)	金額	235,983,817	232,893,161	229,090,339	225,237,357	220,788,330
調 剤	件数	173,394,114	177,533,999	180,567,571	181,519,612	183,009,455
(老人保健分を除く)	金額	1,884,570,267	2,009,126,412	2,020,125,541	2,105,510,863	2,127,069,077
訪 問 看 護	件数	365,263	406,507	461,141	514,742	587,567
(老人保健分を除く)	金額	24,570,538	27,227,758	31,755,120	36,025,534	41,282,970

(注) 1 「食事療養・生活療養(老人保健分を除く)」の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。

2 3月～2月ベース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/075.xls>

第76表 国民健康保険療養費等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 件数	18,461,822	19,323,732	19,343,633	18,733,153	18,394,122
金 額	187,478,717	187,713,453	183,427,838	176,219,984	172,298,640
診 療 費 件数	241,738	565,860	522,263	315,490	310,552
金 額	4,397,324	4,712,055	5,114,500	5,783,451	5,536,975
そ の 他 件数	18,220,084	18,757,872	18,821,370	18,417,663	18,083,570
金 額	183,081,393	183,001,398	178,313,338	170,436,533	166,761,665

(注) 3月～2月ベース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/076.xls>

第77表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 件数	3,670,730	3,456,237	3,254,963	3,196,483	2,801,767
金 額	114,300,246	108,216,071	103,396,530	99,742,042	93,078,054
葬 祭 給 付 件数	202,652	206,882	197,924	195,864	194,628
金 額	9,492,037	9,590,752	9,132,589	9,053,192	8,981,486
出 産 育 児 給 付 件数	199,479	192,388	185,194	179,085	168,721
金 額	83,213,360	80,162,767	77,336,473	74,630,960	70,324,415
傷 病 手 当 金 件数	95,720	90,193	92,213	82,366	79,850
金 額	6,202,314	5,810,810	5,730,740	5,486,999	5,610,789
出 産 手 当 金 件数	1,092	1,071	1,086	1,082	1,124
金 額	271,389	260,221	259,493	271,800	307,026
そ の 他 任 意 給 付 件数	3,171,787	2,965,703	2,778,546	2,738,086	2,357,444
金 額	15,121,146	12,391,521	10,937,235	10,299,091	7,854,339

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/077.xls>

第78表 国民健康保険療養の給付諸率

(単位 金額：円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
診 療 費 (老人医療分除く)	1000人当件数	9,457.91	9,675.50	9,842.41	9,958.07	10,114.33
	1件当日数	2.13	2.09	2.05	2.02	1.99
	1件当金額	24,015	24,268	24,456	24,675	24,918
入 院 (老人医療分除く)	1人当金額	229,297	234,803	240,701	245,719	252,026
	1000人当件数	212.06	212.07	213.90	214.85	217.08
	1件当日数	16.21	16.14	15.97	15.90	15.77
入 院 外 (老人医療分除く)	1件当金額	483,859	496,349	509,541	518,687	527,483
	1人当金額	102,609	105,260	108,990	111,439	114,507
	1000人当件数	7,733.06	7,811.49	7,930.87	7,994.82	8,090.14
歯 科 診 療 (老人医療分除く)	1件当日数	1.73	1.70	1.67	1.64	1.62
	1件当金額	13,523	13,689	13,705	13,884	14,049
	1人当金額	104,575	106,934	108,692	111,000	113,658
療 養 費 等	1000人当件数	1,602.78	1,651.94	1,697.65	1,748.40	1,807.11
	1件当日数	2.20	2.15	2.09	2.05	2.00
	1件当金額	13,797	13,686	13,559	13,315	13,204
	1人当金額	22,113	22,609	23,019	23,280	23,861
	1000人当件数	470.82	498.26	506.35	499.19	501.67

(注) 3月～2月ベース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/078.xls>

第79表 国民健康保険料(税) 収納状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
保 険 料 (税) 現 年 分					
調 定 額	3,635,946,525	3,661,489,864	3,668,776,019	3,700,341,545	3,633,873,898
収 納 額	3,271,934,268	3,320,620,560	3,343,121,057	3,390,161,744	3,347,847,857
収 納 率 (%)	90.04	90.74	91.17	91.66	92.17

(注) 1 「収納率」は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

2 「調停額」は介護納付金分及び後期高齢者支援金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/081.xls>

第80表 国民健康保険諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
保 險 料 (税) 現 年 分					
1 世 帯 当 調 定 額	164,679	166,310	167,557	170,128	168,881
被 保 険 者 1 人 当 調 定 額	92,776	94,410	96,035	98,604	99,108
被 保 険 者 1 人 当 収 納 額	83,487	85,621	87,511	90,339	91,307
収 入 (1 人 当 金 額)					
国 庫 支 出 金	91,967	95,857	93,126	95,051	98,735
事 務 費 負 担 金	73	67	69	67	66
療 養 給 付 費 等 負 担 金	71,350	73,510	70,996	72,517	75,138
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	1,712	1,842	1,999	2,073	2,210
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	383	406	437	450	454
普 通 調 整 交 付 金	14,927	15,356	14,870	15,591	16,479
特 別 調 整 交 付 金	3,183	3,530	4,567	4,157	4,164
そ の 他	329	1,145	188	197	225
都 道 府 県 支 出 金	15,131	15,646	19,963	20,523	21,408
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	1,644	1,785	1,940	2,014	2,149
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	351	381	413	428	447
第 1 号 都 道 府 県 調 整 交 付 金	11,119	11,344	13,407	13,631	14,154
第 2 号 都 道 府 県 調 整 交 付 金	1,623	1,749	3,806	4,054	4,245
広 域 化 等 支 援 基 金 支 出 金	13	12	11	2	15
そ の 他	381	375	386	394	398
一 般 会 計 繰 入 金	10,154	10,065	10,161	10,379	10,317
支 出 (1 人 当 金 額)					
総 務 費	5,981	5,583	5,506	5,583	5,795
療 養 諸 費	289,062	298,715	305,074	313,861	322,303
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	40,698	44,883	49,702	52,513	53,372
後 期 高 齢 者 支 援 金	40,693	44,878	49,699	52,509	53,368
事 務 費 拠 出 金	5	4	4	4	4
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1,387	1,466	1,603	1,624	1,489
前 期 高 齢 者 納 付 金	1,381	1,462	1,599	1,619	1,486
事 務 費 拠 出 金	5	4	4	4	4
老 人 保 健 拠 出 金	547	21	8	2	2
事 務 費 拠 出 金	3	3	2	2	2
医 療 費 拠 出 金	544	19	5	0	0
介 護 納 付 金	17,753	19,606	21,235	22,625	23,073
保 健 事 業 費					
特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	1,810	1,961	2,110	2,182	2,347
保 健 事 業 費	1,014	992	1,023	1,051	1,115
健 康 管 理 セ ン タ ー 事 業 費	34	30	33	46	37

(注) 「調定額」は介護納付金分及び後期高齢者支援金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/079.xls>

第81表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
収入	14,071,875,733	14,645,544,674	15,090,433,965	15,268,325,698	15,302,961,130
保険料(税)	3,446,415,279	3,508,915,518	3,537,703,169	3,589,132,662	3,546,800,535
国庫支出金	3,603,866,133	3,717,574,847	3,557,638,991	3,567,009,141	3,620,195,848
事務費負担金	2,857,235	2,598,068	2,653,609	2,512,523	2,415,174
療養給付費等負担金	2,796,242,681	2,850,904,142	2,712,231,989	2,721,361,910	2,755,007,555
高額医療費共同事業負担金	67,087,944	71,456,090	76,374,705	77,796,015	81,019,715
特定健康診査等負担金	15,019,821	15,765,140	16,702,512	16,900,495	16,647,779
調整交付金	709,768,707	732,463,325	742,506,493	741,054,329	756,870,713
その他	12,889,744	44,388,082	7,169,682	7,383,869	8,234,912
療養給付費交付金	602,849,867	717,420,631	775,478,550	731,948,813	613,910,139
前期高齢者交付金	2,720,154,234	2,963,586,016	3,225,944,095	3,352,701,521	3,359,429,953
都道府県支出金					
高額医療費共同事業負担金	64,439,699	69,215,363	74,121,615	75,578,419	78,800,743
特定健康診査等負担金	13,766,611	14,775,577	15,790,422	16,057,734	16,389,682
第1号都道府県調整交付金	435,766,883	439,941,826	512,166,068	511,518,808	518,965,338
第2号都道府県調整交付金	63,596,905	67,826,299	145,401,605	152,137,460	155,652,493
広域化等支援基金支出金	515,549	450,000	439,181	87,178	532,560
その他	14,921,459	14,551,339	14,740,928	14,768,123	14,588,706
保険基盤安定繰入金					
保険税軽減分	353,698,225	365,883,432	372,548,480	373,501,063	427,915,495
保険者支援分	80,511,504	80,572,213	81,955,662	82,448,999	95,241,856
基準超過費用	740,017	1,339,039	1,374,096	-	-
職員給与等	177,900,220	172,967,308	169,727,434	169,837,732	171,922,472
出産育児一時金等	47,233,484	46,815,726	46,214,689	44,181,977	41,720,878
財政安定化支援事業	99,237,510	96,380,278	92,982,750	94,366,618	107,149,779
一般会計繰入金その他	397,935,043	390,320,262	388,180,206	389,507,346	378,265,794
基金繰入金	107,321,139	81,004,111	65,104,639	72,586,410	77,706,390
繰越金	346,934,605	358,599,632	420,554,456	425,268,442	415,408,789
市町村(組合)債	1,294,500	1,129,500	90,100	100,000	346,242
その他	1,492,776,866	1,536,265,755	1,592,276,828	1,605,587,251	1,662,017,439
支出	13,841,222,156	14,314,175,618	14,731,820,379	14,911,306,164	14,961,629,303
総務費	234,401,374	216,527,622	210,332,822	209,512,238	212,477,340
保険給付費	9,322,526,125	9,556,814,781	9,679,761,994	9,760,739,249	9,814,899,930
一般被保険者分					
療養諸費	7,714,745,920	7,875,355,937	7,967,060,376	8,080,646,111	8,204,906,248
高額療養費	867,379,126	890,098,301	934,117,674	959,908,188	992,581,855
高額介護合算療養費	357,629	293,457	379,031	448,077	477,383
退職被保険者等分					
療養諸費	524,849,345	574,696,680	564,431,683	516,154,031	433,540,324
高額療養費	70,465,321	78,944,243	81,595,694	75,963,157	65,211,718
高額介護合算療養費	27,197	19,151	31,109	37,254	35,162
育児諸費	23,379	22,691	34,379	41,655	29,208
出産育児諸費	83,466,783	80,380,575	77,536,169	74,859,477	70,618,686
葬祭諸費	9,497,464	9,597,407	9,138,244	9,058,836	8,986,348
その他	21,638,757	18,530,964	16,961,724	16,100,178	13,633,557
審査支払手数料	30,075,207	28,875,377	28,475,910	27,522,286	24,879,441
後期高齢者支援金等	1,595,000,988	1,740,671,376	1,898,752,716	1,970,660,245	1,956,920,999
前期高齢者納付金等	54,340,383	56,869,905	61,237,568	60,926,693	54,612,821
老人保健拠出金	21,448,734	825,607	294,169	82,451	71,489
介護納付金	695,740,155	760,372,373	811,241,940	849,061,484	845,987,398
保健事業費					
特定健康診査等事業費	70,921,639	76,062,353	80,597,467	81,878,300	86,057,833
保健事業費	39,744,777	38,484,058	39,092,340	39,436,756	40,885,098
健康管理センター事業費	1,334,585	1,175,149	1,265,778	1,722,496	1,356,764
直診勘定繰出金	5,852,348	5,200,675	5,090,017	5,379,397	7,561,893
基金等積立金	41,862,031	47,752,555	58,208,019	56,578,848	47,678,268
前年度繰上充用金	181,052,209	152,659,546	118,976,356	98,380,466	93,222,098
その他	1,576,996,808	1,660,759,619	1,766,969,193	1,776,947,541	1,799,897,370
収支差引	230,653,576	331,369,056	358,613,585	357,019,534	341,331,827
黒字被保険者分	383,315,154	450,061,979	456,955,560	450,251,099	434,877,763
赤字被保険者分	△ 152,659,321	△ 119,044,950	△ 98,341,974	△ 93,231,565	△ 93,545,936
市町村(組合)債	5,259,790	6,011,853	5,025,123	3,919,354	2,592,094
保険給付費未払費

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/082.xls>

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第82表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
事業所数	1,743,792	1,740,357	1,753,610	1,796,137	1,862,759
船舶所有者数	4,786	4,670	4,582	4,482	4,426
被保険者数	34,411,013	34,514,836	34,717,319	35,272,821	35,985,388
男	22,186,046	22,187,699	22,225,683	22,512,861	22,875,784
女	12,170,015	12,273,139	12,438,533	12,707,138	13,056,844
坑内員	619	610	590	603	600
船員	54,333	53,388	52,513	52,219	52,160
平均標準報酬月額	305,715	304,589	306,131	306,282	308,382
男	347,136	345,623	347,421	347,276	349,654
女	229,876	230,085	232,046	233,482	235,763
坑内員	350,533	348,305	346,458	342,763	341,407
船員	378,467	377,725	378,687	382,649	385,514

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/083.xls>

第83表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成27年3月末現在

標準報酬		被 保 険 者 数				
等級	月額(千円)	計	男	女	坑内員	船 員
総数		35,985,388	22,875,784	13,056,844	600	52,160
第1級	98	438,843	229,296	208,698	1	848
2	104	81,072	21,295	59,657	-	120
3	110	152,559	37,495	114,935	-	129
4	118	305,940	80,938	224,524	4	474
5	126	387,901	89,551	297,804	-	546
6	134	536,900	134,196	402,502	-	202
7	142	638,864	162,293	476,417	2	152
8	150	954,719	308,871	645,125	2	721
9	160	1,022,617	315,207	707,175	3	232
10	170	1,080,679	364,110	716,208	-	361
11	180	1,194,102	457,261	736,098	8	735
12	190	1,153,936	454,100	699,378	13	445
13	200	2,052,050	948,293	1,102,223	16	1,518
14	220	2,477,471	1,234,266	1,241,872	27	1,306
15	240	2,386,149	1,335,834	1,048,568	57	1,690
16	260	2,396,492	1,501,261	892,751	33	2,447
17	280	2,089,849	1,408,591	679,093	38	2,127
18	300	2,044,774	1,463,315	577,999	52	3,408
19	320	1,695,907	1,274,543	419,049	35	2,280
20	340	1,493,832	1,164,939	326,420	96	2,377
21	360	1,420,177	1,139,738	277,587	44	2,808
22	380	1,457,313	1,203,292	250,772	16	3,233
23	410	1,552,961	1,309,170	239,892	18	3,881
24	440	1,207,819	1,048,975	155,388	30	3,426
25	470	953,156	845,157	105,027	36	2,936
26	500	878,417	773,696	102,090	15	2,616
27	530	624,996	568,238	54,846	22	1,890
28	560	520,619	475,927	42,966	6	1,720
29	590	460,058	415,698	42,770	8	1,582
30	620	2,325,216	2,110,238	209,010	18	5,950

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/084.xls>

第84表 厚生年金保険適用状況（業態別）

平成26年9月1日現在

区分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額(円)			
		計	男	女	坑内員	平均	男	女	坑内員
合計	1,830,691	35,956,381	22,906,124	13,049,691	566	309,151	350,569	236,449	327,951
農林水産業	22,155	189,803	137,154	52,649	0	253,043	277,491	189,353	0
鉱業・採石業・砂利採取業	3,421	56,373	47,631	8,388	354	334,645	351,905	236,789	330,977
総合工事業	132,104	1,335,339	1,126,640	208,686	13	335,236	353,834	234,838	274,462
職別工事業	98,467	571,617	488,305	83,305	7	318,431	332,640	235,153	248,286
設備工事業	90,434	858,775	739,661	119,100	14	342,163	358,498	240,713	340,000
食料品・たばこ製造業	34,028	1,099,740	625,103	474,636	1	267,959	322,838	195,682	160,000
繊維製品製造業	18,981	309,284	144,459	164,825	0	255,816	329,127	191,563	0
木製品・家具等製造業	16,017	189,418	146,776	42,642	0	280,223	300,209	211,430	0
紙製品製造業	6,143	180,206	139,391	40,813	2	307,646	336,074	210,558	260,000
印刷・同関連業	22,156	378,230	277,603	100,627	0	320,702	350,540	238,387	0
化学工業・同類似業	23,856	1,107,956	847,552	260,404	0	358,798	389,573	258,634	0
金属工業	36,864	857,651	715,680	141,908	63	333,330	352,834	234,948	373,492
機械器具製造業	71,260	3,820,005	3,124,492	695,510	3	362,386	388,610	244,579	293,333
その他の製造業	25,411	626,987	470,747	156,238	2	330,420	363,236	231,546	118,000
電気・ガス・熱供給・水道業	13,553	360,391	292,643	67,747	1	404,316	433,811	276,907	300,000
情報通信業	60,561	1,715,852	1,270,156	445,696	0	373,649	401,803	293,415	0
道路貨物運送業	45,982	1,351,536	1,147,111	204,424	1	301,043	315,692	218,841	280,000
その他の運輸業	24,355	1,435,742	1,120,275	315,466	1	315,348	332,922	252,939	620,000
卸売業	135,986	2,210,856	1,502,728	708,099	29	327,299	365,600	246,021	258,000
飲食料品以外の小売業	137,641	2,449,385	1,360,209	1,089,176	0	280,405	328,844	219,911	0
飲食料品小売業	43,313	735,968	433,950	302,018	0	263,416	314,512	190,000	0
無店舗小売業	12,660	233,804	148,212	85,592	0	351,122	401,971	263,070	0
金融・保険業	18,923	1,194,043	601,985	592,058	0	363,989	452,112	274,388	0
不動産業	96,408	538,183	353,116	185,065	2	313,269	345,981	250,853	240,000
物品賃貸業	8,008	182,684	126,951	55,733	0	308,878	343,535	229,935	0
学術研究機関	3,900	118,360	49,186	69,174	0	324,600	404,265	267,954	0
専門・技術サービス業	131,183	1,100,204	728,832	371,368	4	337,571	373,614	266,833	477,500
飲食店	50,154	657,206	398,980	258,226	0	261,790	298,056	205,755	0
宿泊業	12,461	301,869	177,195	124,674	0	255,174	288,740	207,467	0
対個人サービス業	38,349	476,633	216,091	260,540	2	263,242	309,991	224,469	270,000
娯楽業	17,470	389,608	223,335	166,273	0	270,683	307,919	220,668	0
教育・学習支援業	24,240	481,458	183,611	297,847	0	261,945	312,261	230,928	0
医療業・保健衛生	91,776	2,458,554	632,139	1,826,414	1	294,485	367,875	269,083	280,000
社会保険・社会福祉・介護事業	74,741	1,924,615	569,708	1,354,906	1	234,550	266,888	220,952	220,000
複合サービス業	10,852	355,518	210,820	144,697	1	262,193	301,060	205,566	190,000
職業紹介・労働者派遣業	13,456	898,690	396,304	502,386	0	241,988	271,110	219,015	0
その他の対事業所サービス業	31,734	909,112	644,077	265,033	2	263,196	286,759	205,932	320,000
修理業	40,873	305,945	252,209	53,735	1	303,674	320,092	226,617	240,000
廃棄物処理業	18,421	236,363	195,357	41,006	0	315,879	328,162	257,364	0
政治・経済・文化団体	32,602	232,761	123,228	109,533	0	297,112	348,997	238,740	0
その他のサービス業	27,806	555,832	330,642	225,129	61	301,240	350,251	229,252	325,902
公務	11,986	563,825	185,880	377,945	0	193,384	222,392	179,118	0

(注)1 産業分類は、厚生労働省年金局「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/085.xls>

第85表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人員	2,161,979	1,945,749	1,922,692	1,419,823	1,651,897
金額	1,370,482,826	1,234,290,487	1,198,960,392	754,565,924	983,265,598
老齢厚生年金 (老齢相当) 人員	882,670	781,643	740,777	353,739	552,467
金額	868,788,725	769,447,121	734,240,237	310,523,907	530,883,910
老齢厚生年金 (通老相当) 人員	876,852	789,378	812,225	687,143	712,668
金額	121,006,996	109,870,194	115,932,118	92,967,766	102,981,906
障害厚生年金 人員	38,315	33,246	33,362	31,464	32,726
金額	29,391,823	25,215,526	25,093,106	23,315,948	23,717,993
遺族厚生年金 人員	351,557	335,169	330,556	336,978	340,869
金額	346,641,451	327,080,668	321,783,473	325,108,149	320,891,702
老 齢 年 金 人員	1,364	844	548	569	1,557
金額	2,372,346	1,488,652	882,819	926,670	2,804,033
通算老齢年金 人員	10,711	5,218	5,069	9,821	11,480
金額	1,968,237	1,005,600	923,640	1,651,878	1,898,823
障 害 年 金 人員	141	114	53	33	38
金額	152,507	122,290	57,769	33,882	41,464
遺 族 年 金 人員	118	54	40	28	38
金額	113,336	46,390	36,810	27,829	35,769
通算遺族年金 人員	251	83	62	48	54
金額	47,408	14,048	10,421	9,895	9,998

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人員	31,981,605	33,034,272	34,052,528	34,555,265	35,258,333
金額	27,435,933,521	27,874,092,427	27,906,070,931	26,980,923,405	26,854,746,559
老齢厚生年金 (老齢相当) 人員	13,097,886	13,653,918	14,170,393	14,284,876	14,586,581
金額	16,780,854,559	17,339,666,514	17,581,679,101	16,911,216,318	16,962,055,273
老齢厚生年金 (通老相当) 人員	10,949,628	11,536,876	12,135,641	12,612,744	13,093,817
金額	2,183,328,316	2,281,738,151	2,288,931,967	2,296,872,083	2,342,009,774
障害厚生年金 人員	437,594	454,892	472,253	486,941	502,623
金額	320,624,117	330,922,233	340,473,550	345,171,906	351,541,039
遺族厚生年金 人員	4,449,027	4,611,434	4,757,543	4,898,696	5,034,403
金額	4,419,872,293	4,556,032,917	4,672,407,140	4,747,470,124	4,826,658,597
老 齢 年 金 人員	1,315,430	1,186,200	1,062,613	945,158	835,433
金額	2,531,199,568	2,256,557,678	2,000,048,023	1,746,292,280	1,518,902,517
通算老齢年金 人員	906,557	814,856	726,335	645,667	568,548
金額	356,536,762	317,768,223	281,392,827	246,125,296	213,847,715
障 害 年 金 人員	103,761	97,823	92,068	86,543	81,259
金額	125,788,508	117,833,755	110,074,136	102,021,122	94,714,174
遺 族 年 金 人員	655,755	617,785	580,519	544,464	510,236
金額	700,413,989	657,734,627	616,626,989	572,732,797	533,263,945
通算遺族年金 人員	65,967	60,488	55,163	50,176	45,433
金額	17,315,410	15,838,330	14,437,200	13,021,479	11,753,525

- (注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。
 2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。
 3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。
 4 船員保険の旧法分を含む。
 5 基金代行支給分を含む。
 6 旧三共済を含む。旧農林共済組合を含む。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/086.xls>

第86表 厚生年金保険一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 件数	83,352	78,800	48,716	57,083	73,711
金 額	24,720,345	23,217,227	15,210,095	19,977,074	27,480,714
障 害 手 当 金 件数	280	222	211	178	179
金 額	409,563	329,226	313,649	262,250	259,674
脱 退 手 当 金 件数	9,054	7,066	3,537	2,295	1,933
金 額	1,081,544	761,527	316,858	163,265	119,629
脱 退 一 時 金 件数	74,018	71,512	44,968	54,610	71,599
金 額	23,229,239	22,126,474	14,579,588	19,551,559	27,101,412

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/087.xls>

第87表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《年金》					
新 規 裁 定	697,553	699,401	700,171	626,581	676,993
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	1,010,947	1,011,205	1,024,826	941,306	1,008,198
老 齢 厚 生 年 金 (通 老 相 当)	224,758	229,184	253,944	255,108	254,583
障 害 厚 生 年 金	1,225,766	1,215,385	1,201,074	1,173,777	1,151,417
遺 族 厚 生 年 金	1,044,106	1,033,690	1,024,955	1,014,251	989,889
老 齢 年 金	1,739,257	1,763,805	1,610,984	1,628,594	1,800,921
通 算 老 齢 年 金	183,758	192,717	182,213	168,199	165,403
障 害 年 金	1,081,609	1,072,719	1,089,987	1,026,736	1,091,155
遺 族 年 金	960,474	859,076	920,225	993,896	941,287
通 算 遺 族 年 金	188,873	169,251	168,079	206,140	185,156
年 度 末 現 在	1,241,390	1,235,321	1,230,415	1,208,565	1,202,495
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	1,787,965	1,782,423	1,773,477	1,740,509	1,734,081
老 齢 厚 生 年 金 (通 老 相 当)	681,355	681,479	689,833	695,137	702,126
障 害 厚 生 年 金	1,207,716	1,201,047	1,194,299	1,174,594	1,158,988
遺 族 厚 生 年 金	1,025,558	1,018,480	1,010,967	996,104	984,257
老 齢 年 金	1,924,237	1,902,342	1,882,198	1,847,619	1,818,102
通 算 老 齢 年 金	393,287	389,969	387,415	381,195	376,130
障 害 年 金	1,212,291	1,204,561	1,195,547	1,178,849	1,165,584
遺 族 年 金	1,068,103	1,064,666	1,062,199	1,051,920	1,045,132
通 算 遺 族 年 金	262,486	261,843	261,719	259,516	258,700
《一時金》	296,578	294,635	313,220	349,965	372,817
障 害 手 当 金	1,462,723	1,483,001	1,486,489	1,473,312	1,450,693
脱 退 手 当 金	119,455	107,773	89,584	71,140	61,888
脱 退 一 時 金	313,832	309,409	324,221	358,022	378,517

- (注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。
 2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。
 3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。
 4 船員保険の旧法分を含む。
 5 基金代行支給分を含む。
 6 それぞれ併給している基礎年金分を含む。
 7 旧三共済を含む。旧農林共済組合を含む。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」、一部厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/088.xls>

第88表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
徴 収 決 定 額	23,243,025,554	23,958,133,573	24,611,607,445	25,462,939,338	26,694,079,119
前年度からの繰越額	427,260,901	473,960,120	446,733,932	417,788,863	377,036,000
本 年 度 分	22,815,764,653	23,484,173,453	24,164,873,513	25,045,150,475	26,317,043,118
収 納 済 額	22,725,242,598	23,469,880,247	24,154,939,094	25,047,243,143	26,319,616,550
不 納 欠 損 額	40,724,600	37,976,935	36,170,767	36,863,657	32,306,048
収 納 未 済 額	477,058,355	450,276,390	420,497,584	378,832,538	342,156,520
収 納 率 (%)	97.8	98.0	98.1	98.4	98.6

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/089.xls>

第89表 厚生年金保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
収 入	40,405,594,296	40,378,065,942	39,160,023,756	39,244,761,077	41,313,438,288
保 険 料	22,725,242,598	23,469,880,247	24,154,939,094	25,047,243,143	26,319,616,550
一 般 会 計 よ り 受 入	8,432,553,805	8,499,225,146	8,058,302,171	8,305,803,730	8,769,017,807
抛 出 金 収 入 等	261,382,232	247,040,921	252,171,419	235,502,578	194,147,606
国 共 済 組 合 連 合 会 等 抛 出 金 収 入	27,971,779	28,439,758	75,123,402	76,104,183	54,935,413
職 域 等 費 用 納 付 金	233,410,452	218,601,162	177,048,017	159,398,395	139,212,194
基 礎 年 金 勘 定 よ り 受 入	1,822,549,972	1,963,865,713	1,750,680,004	1,100,467,113	674,862,473
積 立 金 よ り 受 入	6,343,067,278	5,577,200,000	3,901,500,000	2,200,000,000	・
解 散 厚 生 年 金 基 金 等 徴 収 金	9,252,336	91,925,902	126,438,382	144,906,992	2,110,294,621
利 子 (運 用 収 入)	1,533,797	1,654,111	1,558,024	1,156,836	726,613
独 立 行 政 法 人 納 付 金	722,337,980	499,158,119	881,962,292	2,187,665,676	3,222,903,926
そ の 他 の 収 入	27,674,298	28,115,784	32,472,368	22,015,007	21,868,693
支 出	40,115,094,234	39,747,303,045	38,765,049,559	39,244,761,077	39,549,743,655
保 険 給 付 費	24,009,238,858	23,734,167,134	23,862,691,668	23,781,360,996	23,303,567,599
基 礎 年 金 勘 定 へ 繰 入	15,988,026,476	15,900,192,908	14,800,624,986	15,031,044,120	16,129,005,674
業 務 勘 定 へ 繰 入	101,604,491	99,927,838	95,269,497	102,894,207	112,191,110
そ の 他 の 支 出	16,224,409	13,015,165	6,463,407	4,381,711	4,979,272
差 引 収 支 過 不 足 額	290,500,062	630,762,898	394,974,197	38,919,681,033	1,763,694,634
積 立 金 か ら 補 足	—	—	—	—	—
業 務 勘 定 か ら 積 立 金 へ の 繰 入	7,729,253	12,380,367	15,638,157	13,220,181	12,588,436
積 立 金 へ 繰 入	7,729,253	12,380,367	15,638,157	13,220,181	12,588,436
年 度 末 現 在 積 立 金 (簿 価 ベ ー ス)	113,460,389,876	108,526,333,140	105,035,445,494	103,173,745,718	104,950,028,788
年 度 末 現 在 積 立 金 (時 価 ベ ー ス)	114,153,229,171	111,498,980,810	117,882,314,842	123,613,891,161	136,655,566,788

(注) 1 「年金特別会計厚生年金勘定」の決算額による。

2 収入の「解散厚生年金基金等徴収金」とは、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第113条の規定により厚生年金基金から確定給付企業年金へ移行する際の代行返上に伴う徴収金である。

3 「年度末積立金」は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度までは旧年金資金運用基金）で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた年金積立金全体である。

4 「厚生保険特別会計業務勘定」については、『第100表 国民年金特別会計収支状況』業務勘定を参照のこと。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/090.xls>

② 厚生年金基金

第90表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
基 金 数	595	577	560	531	444
設 立 事 業 所 数	113,072	110,568	106,063	101,098	84,026
加 入 員 数	4,472,370	4,365,749	4,203,244	4,049,911	3,607,164
男	3,122,315	3,039,111	2,909,612	2,794,054	2,479,633
女	1,350,055	1,326,638	1,293,632	1,255,857	1,127,531
坑 内 員
平 均 標 準 給 与 月 額	320,791	319,712	321,533	321,825	327,327
男	353,888	352,498	354,759	354,766	361,084
女	244,247	244,604	246,804	248,537	253,089
坑 内 員

(注) 「坑内員」は、「男」に含まれる。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/091.xls>

第91表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 件数	7,835,747	8,466,657	9,070,758	9,447,975	9,494,912
金額	1,998,705,493	2,087,470,207	2,151,245,925	2,189,815,352	2,081,553,137
基 金 裁 定 件数	2,975,366	3,062,788	3,116,174	3,093,553	2,734,811
金額	1,434,345,789	1,482,748,822	1,506,301,630	1,510,098,040	1,376,332,962
企 業 年 金 連 合 会 裁 定 件数	3,990,851	4,497,980	5,013,641	5,355,205	5,742,325
(基 本 年 金) 金額	201,450,352	223,690,155	247,190,420	257,986,763	276,069,581
企 業 年 金 連 合 会 裁 定 件数	869,530	905,889	940,943	999,217	1,017,776
(代 行 年 金) 金額	362,909,352	381,031,231	397,753,875	421,730,549	429,150,594

(注) 1 「基金裁定」には、基本年金に加えて、加算年金に係る受給状況を含む。

2 「企業年金連合会裁定」のうち、基本年金は厚生年金基金の中途脱退者の基本部分について計上しており、代行年金は解散した厚生年金基金の解散基金加入員の代行部分について計上している。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/092.xls>

第92表 厚生年金基金一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 件数	172,665	193,864	224,947	210,665	188,781
金額	99,867,336	107,134,639	129,172,888	122,941,474	118,783,712
脱 退 一 時 金 件数	120,626	134,996	147,897	131,969	110,057
金額	23,743,152	26,605,436	29,160,956	24,961,483	21,716,839
遺 族 一 時 金 件数	8,959	9,081	8,807	8,316	7,672
金額	10,664,092	10,685,838	9,517,438	9,389,338	8,392,794
選 択 一 時 金 件数	43,080	49,787	68,243	70,380	71,052
金額	65,460,093	69,843,366	90,494,494	88,590,653	88,674,079

(注) 「選択一時金」とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/093.xls>

第93表 厚生年金基金給付1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
年 金	255,075	246,552	237,163	231,776	219,228
一 時 金	578,388	552,628	574,237	583,588	629,214
脱 退 一 時 金	196,833	197,083	197,171	189,147	197,324
死 亡 一 時 金	1,190,322	1,176,725	1,080,667	1,129,069	1,093,951
選 択 一 時 金	1,519,501	1,402,843	1,326,063	1,258,748	1,248,017

(注) 一時金裁定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/094.xls>

○参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）

第94表 加入件数

年度末現在

区分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
《適格退職年金》					
合 計
生 保 会 社
JA 共 済 連
信 託 銀 行
《確定給付企業年金》					
合 計	14,991	14,676	14,278	13,884	13,690
生 保 会 社	10,741	10,455	10,096	9,733	9,551
JA 共 済 連	391	382	379	368	363
信 託 銀 行	3,859	3,839	3,803	3,783	3,776

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 適格退職年金制度は、平成24年3月31日で廃止された。

3 平成23～26年度の生保会社、JA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

資料：(社)生命保険協会「企業年金（確定給付型）の受託概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/095.xls>

第95表 加入者数

年度末現在（単位 万人）

区分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
《適格退職年金》					
合 計
生 保 会 社
JA 共 済 連
信 託 銀 行
《確定給付企業年金》					
合 計	801	796	788	782	795
生 保 会 社	263	262	256	253	257
JA 共 済 連	9	9	9	8	8
信 託 銀 行	528	524	522	520	529

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 適格退職年金制度は、平成24年3月31日で廃止された。

3 平成23～27年度の生保会社、JA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

資料：(社)生命保険協会「企業年金（確定給付型）の受託概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/096.xls>

5 国民年金

第96表 国民年金被保険者数

年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
総 数	29,428,431	28,822,322	28,239,608	27,507,786	26,739,058
第1号被保険者	19,037,636	18,717,052	18,343,664	17,788,037	17,175,224
任意加入被保険者	344,583	327,284	293,814	266,159	244,863
第3号被保険者 (再掲)	10,046,212	9,777,986	9,602,130	9,453,590	9,318,971
付加保険料納付被保険者	845,789	873,161	827,623	803,258	807,117
強 制	62,826	58,931	55,584	52,653	50,013
任 意	782,963	814,230	772,039	750,605	757,104
保険料全額免除被保険者	5,513,067	5,683,868	5,869,868	6,059,345	6,020,373
法 定 免 除	1,263,104	1,305,640	1,336,140	1,341,292	1,344,376
学 生 納 付 特 例	1,659,407	1,685,097	1,717,891	1,763,514	1,779,205
若 年 者 納 付 猶 予	375,890	392,971	421,416	460,003	443,855
申 請 免 除					
全 額	2,214,666	2,300,160	2,394,421	2,494,536	2,452,937
半 額	137,023	144,938	151,070	187,817	195,975

(注) 「保険料全額免除被保険者」とは、法定免除者、学生納付特例者、若年者納付猶予者、申請免除（全額）者をいう。
資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/097.xls>

第97表 国民年金保険料収納済歳入額状況

(単位 千円)

区分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
保険料収納済歳入額	1,671,654,366	1,580,681,470	1,612,399,121	1,617,761,496	1,625,468,333
現年度保険料	1,582,814,624	1,494,763,874	1,466,525,319	1,481,986,194	1,499,653,413
過年度保険料 (再掲)	88,839,742	85,917,596	145,873,802	135,775,302	125,814,920
前納保険料	618,733,288	587,039,107	581,584,928	589,782,906	612,253,952
追納保険料	33,351,339	29,039,077	26,807,533	30,582,681	31,279,336

(注) 1 「前納保険料」は、「現年度保険料」の再掲である。

2 「追納保険料」は、「現年度保険料」「過年度保険料」の中に含まれている追納分の再掲である。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/098.xls>

第98表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人員	529,391	511,676	583,266	528,298	509,850
金額	341,784,986	333,346,734	382,335,838	349,293,900	335,012,749
老 齡 基 礎 年 金 人員	395,146	390,451	465,482	414,226	392,709
金額	233,294,301	234,335,628	285,342,130	255,967,566	240,505,722
障 害 基 礎 年 金 人員	91,424	83,401	85,239	81,863	82,117
金額	79,985,634	72,508,650	73,846,033	70,532,636	69,795,581
遺 族 基 礎 年 金 人員	34,406	32,875	28,856	28,769	31,277
金額	26,155,912	24,835,866	21,827,384	21,623,347	23,609,557
老 齡 年 金 人員	350	126	67	71	70
金額	169,044	62,931	33,977	34,388	32,442
通 算 老 齡 年 金 人員	4,838	2,012	1,205	1,309	1,843
金額	632,911	266,876	148,114	178,782	220,205
障 害 年 金 人員	102	83	61	36	37
金額	82,378	68,866	51,518	29,168	29,782
遺 族 年 金 人員	3,125	2,728	2,356	2,024	1,797
金額	1,464,805	1,267,917	1,086,682	928,013	819,459

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人員	28,857,396	29,649,424	30,853,354	31,963,668	32,996,541
金額	18,859,476,351	19,449,122,239	20,336,158,668	21,007,190,448	21,666,334,563
老 齡 基 礎 年 金 人員	23,775,499	24,858,322	26,340,766	27,714,205	28,985,397
金額	15,879,094,979	16,575,017,058	17,566,425,412	18,356,945,293	19,114,099,695
障 害 基 礎 年 金 人員	1,749,219	1,786,844	1,825,210	1,859,519	1,893,299
金額	1,545,330,623	1,575,772,829	1,602,151,972	1,612,946,757	1,628,364,572
遺 族 基 礎 年 金 人員	254,045	249,599	242,525	234,849	231,534
金額	198,770,369	194,468,688	188,744,180	181,082,756	177,777,257
老 齡 年 金 人員	1,866,095	1,645,901	1,440,801	1,253,688	1,083,655
金額	899,384,985	794,465,716	697,045,861	603,332,041	520,127,126
通 算 老 齡 年 金 人員	1,085,865	990,519	895,290	801,787	711,801
金額	240,113,470	219,667,890	199,344,924	177,904,090	157,825,987
障 害 年 金 人員	90,056	83,480	77,208	71,326	65,666
金額	80,047,696	73,912,768	68,144,481	62,296,394	56,928,869
遺 族 年 金 人員	36,617	34,759	31,554	28,294	25,189
金額	16,734,228	15,817,290	14,301,839	12,683,118	11,211,058

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/099.xls>

第99表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合計 件数	3	1	—	1	1
金額	1,217	404	—	399	396
老齢福祉年金 件数	3	1	—	1	1
金額	1,217	404	—	399	396

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合計 件数	8,219	5,204	3,532	2,294	1,623
金額	3,335,270	2,103,457	1,423,043	914,847	642,546
老齢福祉年金 件数	8,219	5,204	3,532	2,294	1,623
金額	3,335,270	2,103,457	1,423,043	914,847	642,546
(再掲)					
一部支給停止 件数	678	440	287	189	121
金額	130,484	87,073	55,746	38,321	25,053
全部支給停止 件数	3,116	2,059	1,607	1,128	889

(注) 「一部支給停止」金額は、支給年額である。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/100.xls>

第100表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《基礎年金勘定》					
収 入	23,002,569,429	23,917,073,515	23,951,418,789	22,088,428,080	22,346,542,248
拋出金等収入	22,986,518,191	23,900,065,328	23,936,192,411	22,074,239,510	21,828,684,126
運用収入	9,323,698	10,813,575	10,571,129	9,726,460	9,468,744
積立金より受入	—	—	—	—	503,870,939
雑収入	6,727,540	6,194,612	4,655,249	4,462,110	4,518,441
支 出	20,536,881,775	20,900,804,600	21,257,230,397	21,431,413,746	21,632,721,838
基礎年金給付費	16,969,602,633	17,435,642,607	18,303,551,114	19,270,288,980	19,986,018,843
基礎年金相当給付費繰入 及 交付金	3,566,869,862	3,464,658,431	2,953,226,966	2,160,678,825	1,646,102,793
諸支出金	409,280	503,561	452,317	445,941	600,202
収支差引	2,465,687,654	3,016,268,915	2,694,188,392	657,014,334	713,820,410
積立金へ繰入	・	・	1,597,668,998	657,014,334	713,820,410
翌年度へ繰越	2,465,687,654	3,016,268,915	1,096,519,394	—	—
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	2,322,276,810	2,979,291,144	3,693,111,554
《国民年金勘定》					
収 入	4,704,967,209	4,673,063,661	5,222,063,326	4,976,223,511	4,560,889,415
保険料収入	1,671,654,366	1,580,681,470	1,612,399,121	1,617,761,496	1,625,468,333
一般会計より受入	1,689,847,206	1,865,970,529	2,193,763,810	2,111,918,518	1,931,915,375
基礎年金勘定より受入	1,303,994,049	1,152,929,450	862,887,765	783,543,139	719,752,461
積立金より受入	—	50,000,000	497,600,000	274,900,000	—
運用収入	348,106	314,941	156,590	127,788	84,315
独立行政法人納付金	36,876,500	21,132,413	51,259,201	186,915,415	282,667,089
雑収入	2,246,983	2,034,859	3,996,840	1,057,156	954,179
前年度剰余金受入	—	—	—	—	47,662
支 出	4,465,780,553	4,639,797,788	5,194,479,473	4,901,900,425	4,471,827,599
特別障害給付金給付費	・	・	・	・	3,289,175
福祉年金給付費	・	・	・	・	355,591
国民年金給付費	1,338,603,987	1,188,441,730	1,058,971,798	940,990,823	827,578,022
基礎年金勘定へ繰入	2,983,621,107	3,315,223,586	3,998,677,241	3,837,846,280	3,499,228,213
諸支出金	40,624,890	41,521,737	39,613,935	40,882,677	46,841,098
業務勘定へ繰入	102,930,569	94,610,735	97,216,499	82,180,645	94,535,500
収支差引	239,186,656	33,265,873	27,583,853	74,323,086	89,061,816
積立金へ繰入	239,186,656	33,265,873	27,583,853	74,323,086	89,036,788
翌年度へ繰越	—	—	—	—	25,028
積立金から補足	—	—	—	—	—
年度末現在積立金(簿価ベース)	7,733,325,187	7,731,780,770	7,278,877,862	7,094,516,241	7,196,485,216
年度末現在積立金(時価ベース)	7,739,360,274	7,902,514,991	8,144,589,244	8,449,173,622	9,266,689,012
《福祉年金勘定》					
収 入	6,381,960	5,363,848	4,576,164	4,064,523	
一般会計より受入	6,269,743	5,293,466	4,483,122	3,968,548	
雑収入	112,217	70,382	93,041	95,976	
支 出	6,351,339	5,319,365	4,527,308	4,016,861	
福祉年金給付費	2,643,720	1,676,493	1,005,570	596,646	
特別障害給付金給付費	3,707,585	3,642,467	3,521,738	3,420,080	
諸支出金	34	406	—	135	
収支差引	30,621	44,483	48,856	47,662	
《業務勘定》					
収 入	508,404,720	519,999,787	531,521,527	472,008,062	457,045,342
一般会計より受入	211,518,740	187,289,817	204,436,330	132,296,986	120,864,104
他勘定より受入	224,607,466	210,949,960	207,864,914	202,409,827	225,777,048
国民年金勘定より受入	102,930,569	94,610,735	97,216,499	82,180,645	94,535,500
厚生年金勘定より受入	101,604,491	99,927,838	95,269,497	102,894,207	112,191,110
健康勘定より受入	18,474,628	14,837,673	13,909,614	15,823,574	17,425,363
子どものための金銭の 給付勘定より受入	1,597,778	1,573,714	1,469,304	1,511,401	1,625,075

H26年度より
国民年金勘定へ
統合

特別保健福祉事業 資金より受入	—	566,513	5,328	26,089	2,291
独立行政法人納付金	511,359	457,103	362,825	328,933	264,325
雑収	31,695,808	68,828,754	64,387,153	55,237,281	49,633,628
前年度剰余金受入	40,071,348	51,907,640	54,464,976	81,708,946	60,503,946
支	435,804,275	437,129,724	414,812,809	381,369,341	370,769,233
業務取扱費	40,705,035	35,225,342	35,531,694	35,103,241	38,059,566
施設整備費	—	—	—	—	—
社会保険オンライン費	88,845,790	58,512,281	48,423,177	50,709,488	49,445,719
年金相談等事業費	—	—	—	—	—
日本年金機構運営費	305,839,028	342,464,082	330,297,328	294,970,741	282,599,150
保健及福祉事業費	—	—	—	—	—
特別保健福祉事業費	—	—	—	—	—
厚生年金勘定へ繰入	—	—	—	—	—
健康勘定へ繰入	414,422	361,507	555,281	559,781	662,508
一般勘定へ繰入	—	566,513	5,328	26,089	2,291
収支差引剰余金	72,600,445	82,870,063	116,708,718	90,638,722	86,276,108
翌年度へ繰越	51,907,640	54,464,976	81,708,946	60,503,946	59,632,818
国民年金勘定積立金へ繰入	11,959,948	15,189,710	17,113,239	16,215,293	12,932,186
厚生年金勘定積立金へ繰入	7,729,253	12,380,367	15,638,157	13,220,181	12,588,436
健康勘定へ繰入	985,416	835,010	2,222,302	697,011	1,116,717
特別保健福祉事業資金へ繰入	18,188	—	26,073	2,291	5,952

(注) 1 「年金特別会計」の決算額による。

2 基礎年金勘定の「積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法（昭和34年法律141号）に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。

3 国民年金勘定の「年度末積立金」は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度までは旧年金資金運用基金）で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた年金積立金全体である。

4 「子どものための金銭の給付勘定より受入」は、平成22年度以前は「児童手当勘定より受入」、平成23年度は「児童手当及び子ども手当勘定より受入」である。

5 福祉年金勘定は、平成25年限りで廃止されたため、福祉年金勘定にかかる平成25年度の収支差引剰余金は、国民年金勘定の平成26年度の歳入に繰り入れる。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/101.xls>

6 農業者年金基金

第101表 農業者年金被保険者数

年度末現在 (単位 人)

区分	総数	通常加入	政策支援 加入	政策支援					未分類
				区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	
平成22年度(2010)	54,041	31,624	22,305	16,004	17	5,925	256	103	112
23 (2011)	52,222	37,479	12,653	6,407	24	5,873	266	83	2,090
24 (2012)	50,733	38,006	12,221	5,709	34	6,082	325	71	506
25 (2013)	50,069	37,470	12,287	5,531	60	6,289	349	58	312
26 (2014)	48,850	36,389	12,220	5,481	90	6,275	324	50	241

(注) 平成14年1月の制度改革により項目等の変更があった。

項目説明は、以下のとおり。

通常加入：保険料の助成を受けずに加入している者

政策支援区分1：認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分2：認定就農者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分3：区分1又は2の要件を具備している者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属の後継者

政策支援区分4：認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者

政策支援区分5：35歳未満の直系卑属の農業後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した者

未分類：これまで加入していた区分で政策支援が不該当になり、新たな保険料額の決定がなされていない者

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字で見るとねん」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/102.xls>

第102表 農業者年金受給権者状況

(単位 金額：千円)

区分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
経営移譲年金	人員	440,553	410,836	382,737	354,691	327,730
	金額	72,258,695	70,021,023	67,904,615	65,624,966	63,207,760
農業者老齢年金	人員	357,718	329,996	305,061	280,662	257,901
	金額	64,546,850	60,663,822	57,244,779	53,809,604	50,472,103

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字で見るとねん」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/103.xls>

第103表 農業者年金年金勘定経理状況

平成26年4月1日～平成27年3月31日 (単位 千円)

区 分	特例付加 年金勘定	農業者老齢 年金等勘定	旧年金勘定	農地売買 貸借等勘定	調整	計
収 益	3,762,682	31,219,014	115,586,221	58,469	△ 14,734	150,611,651
経 常 収 益	3,762,682	31,219,014	115,586,221	57,249	△ 14,734	150,610,431
運 営 費 交 付 金 収 益	451,608	1,159,079	1,494,484	42,379	—	3,147,549
保 険 料 収 入	—	13,384,566	—	—	—	13,384,566
運 用 収 益	2,281,156	16,609,102	—	—	—	18,890,259
農 地 等 割 賦 利 息 収 入	—	—	—	1,427	—	1,427
貸 付 金 利 息 収 入	—	—	14,734	11,828	△ 14,734	11,828
補 助 金 等 収 益	1,000,892	—	113,951,228	—	—	114,952,120
資 産 見 返 運 営 費 交 付 金 戻 入	26,072	57,531	56,358	1,575	—	141,537
資 産 見 返 補 助 金 等 戻 入	—	—	56	39	—	95
雑 益	2,953	8,735	69,360	0	—	81,049
臨 時 利 益	—	—	—	1,221	—	1,221
費 用	3,762,682	31,219,014	115,586,221	58,469	△ 14,734	150,611,651
経 常 費 用	3,745,193	31,209,031	115,208,729	58,753	△ 14,734	150,206,972
年 金 事 業 費	3,268,242	29,826,942	112,096,004	—	—	145,191,189
貸 付 事 業 費	—	—	—	28	—	28
そ の 他 の 業 務 費	360,622	935,262	1,284,812	20,617	—	2,601,314
一 般 管 理 費	116,328	279,334	288,834	23,374	—	707,870
財 務 費 用	—	—	1,536,577	14,734	△ 14,734	1,536,577
雑 損	—	167,493	2,502	—	—	169,995
臨 時 損 失	730	2,014	2,297	2	—	5,043
当 期 純 利 益 (当 期 純 損 失 (△))	16,759	7,968	375,194	△ 286	—	399,636

資料：独立行政法人農業者年金基金「財務諸表 平成26事業年度」

平成27年4月1日～平成28年3月31日 (単位 千円)

区 分	特例付加 年金勘定	農業者老齢 年金等勘定	旧年金勘定	農地売買 貸借等勘定	調整	計
収 益	1,697,036	18,756,930	111,849,991	87,250	△ 7,533	132,383,676
経 常 収 益	1,691,704	18,742,601	110,490,322	48,394	△ 7,533	130,965,489
運 営 費 交 付 金 収 益	459,118	1,177,968	1,506,140	37,029	—	3,180,256
保 険 料 収 入	—	13,337,532	—	—	—	13,337,532
運 用 収 益	234,053	4,157,792	—	—	—	4,391,845
農 地 等 割 賦 利 息 収 入	—	—	—	942	—	942
貸 付 金 利 息 収 入	—	—	7,533	8,737	△ 7,533	8,737
補 助 金 等 収 益	968,057	—	33,647,105	—	—	34,615,162
資 産 見 返 運 営 費 交 付 金 戻 入	25,144	54,715	55,143	1,623	—	136,625
資 産 見 返 補 助 金 等 戻 入	—	—	150	63	—	213
雑 益	5,332	14,594	174,251	0	—	194,177
臨 時 利 益	—	—	—	18,368	—	18,368
費 用	1,691,705	18,742,602	110,490,322	66,763	△ 7,533	130,983,858
経 常 費 用	1,686,190	18,727,817	109,129,903	46,164	△ 7,533	129,582,541
年 金 事 業 費	1,202,110	17,315,639	106,458,084	—	—	124,975,833
貸 付 事 業 費	—	—	7,879	—	—	7,879
そ の 他 の 業 務 費	358,255	929,732	1,273,105	17,082	—	2,578,174
一 般 管 理 費	125,825	302,495	313,061	21,549	—	762,930
財 務 費 用	—	—	1,084,397	7,533	△ 7,533	1,084,397
雑 損	—	179,950	1,257	—	—	181,207
臨 時 損 失	183	456	750	111	—	1,499
当 期 純 利 益 (当 期 純 損 失 (△))	5,332	14,329	1,359,669	20,488	—	1,399,818

資料：独立行政法人農業者年金基金「財務諸表 平成27事業年度」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/104.xls>

7 国家公務員共済組合

第104表 国家公務員共済組合適用状況

区 分	組合員数						
	計	長期組合員	短期組合員	継続長期	後期高齢者	任意継続	(再掲) 介護保険第2 号被保険者
平成22年度(2010)	1,077,223	1,052,092	146	2,853	7	22,125	556,091
23 (2011)	1,081,127	1,056,221	150	2,858	5	21,893	567,748
24 (2012)	1,080,123	1,054,600	146	2,872	4	22,501	578,284
25 (2013)	1,076,433	1,052,640	147	2,605	8	21,033	588,253
26 (2014)	1,079,010	1,058,270	150	2,667	7	17,916	597,626
平成26年度							
衆議院	2,635	2,573	—	—	—	62	1,579
参議院	1,271	1,220	—	—	—	51	830
内閣	12,192	11,894	64	87	1	147	6,843
総務省	7,048	6,758	15	171	—	104	4,384
法務省	29,694	29,001	6	62	1	625	19,138
外務省	6,126	5,994	6	15	—	111	1,801
財務省	77,003	74,971	5	296	—	1,731	50,333
文部科学省	170,907	167,366	5	375	4	3,161	93,047
厚生労働省	30,466	29,753	18	441	—	254	20,838
農林水産省	24,399	23,727	5	145	—	522	19,072
経済産業省	12,704	12,250	5	292	—	157	7,992
国土交通省	65,459	63,954	17	664	—	1,184	40,648
防衛省	264,199	262,168	4	2	—	2,025	106,238
裁判所	26,313	25,661	—	37	—	615	16,171
会計検査院	1,282	1,245	—	14	—	23	793
刑務	23,861	23,361	—	—	—	500	13,291
厚生労働省第二	70,408	69,593	—	49	—	766	29,304
林野庁	6,298	6,221	—	17	—	60	4,327
日本郵政	234,187	228,571	—	—	1	5,616	155,545
連合会職員	12,558	12,356	—	—	—	202	5,452

(注) 1 「長期組合員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組合員」は短期保険のみの適用者である。

2 長期組合員の「継続長期組合員」とは、公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組合員である。

3 短期組合員の「任意継続組合員」とは、退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/105.xls>

年度末現在

(再掲) 前期高齢者 加入者	被扶養者数					組合員1人当り 被扶養者数	
	計	長期短期	任意継続	(再掲) 介護保険	(再掲) 前期高齢者	任意継続	
3,612	1,234,282	1,216,785	17,497	260,186	20,148	1.16	0.79
4,076	1,224,542	1,207,154	17,388	258,797	18,931	1.14	0.79
5,268	1,205,414	1,187,147	18,267	258,002	18,659	1.13	0.81
6,225	1,186,750	1,169,455	17,295	256,431	18,433	1.11	0.82
7,137	1,166,459	1,151,964	14,495	253,834	18,220	1.08	0.81
8	1,733	1,696	37	412	38	0.65	0.63
9	1,015	998	17	284	25	0.80	0.76
155	12,765	12,656	109	3,342	210	1.05	0.80
70	6,600	6,539	61	1,843	97	0.95	0.71
24	31,127	30,536	591	8,026	443	1.05	0.94
57	7,597	7,480	117	1,014	90	1.24	1.09
100	88,050	86,545	1,505	23,533	1,169	1.14	0.89
3,869	160,020	157,660	2,360	36,723	3,227	0.93	0.73
60	30,460	30,287	173	7,526	665	1.01	0.72
23	30,920	32,447	473	9,221	452	1.36	0.93
100	13,805	13,689	116	3,621	177	1.12	0.77
187	85,296	84,248	1,048	23,429	854	1.31	0.90
132	324,808	322,896	1,912	54,399	3,499	1.25	0.91
587	22,184	21,720	464	5,524	543	0.84	0.77
3	1,090	1,078	12	317	12	0.85	0.58
109	31,264	30,830	434	7,267	280	1.30	0.89
185	42,355	42,003	352	6,239	1,027	0.59	0.47
2	8,462	8,407	55	2,434	87	1.34	0.94
1,410	257,041	252,482	4,559	57,332	5,128	1.09	0.83
47	7,867	7,787	80	1,348	197	0.61	0.33

第104表 国家公務員共済組合適用状況（前頁よりつづく）

年度末現在

区 分	組合員1人当り標準報酬月額							
	長期組合員	継続長期	後期高齢者 (長期適用)	短期組合員	任意継続	後期高齢者 (短期適用)	平均	
							短期適用	長期適用
平成22年度(2010)	408,480	531,346	577,143	1,177,945	359,110	662,857	417,119	408,814
23 (2011)	410,533	531,753	578,000	1,182,000	350,953	686,000	419,463	410,861
24 (2012)	396,209	523,501	520,000	1,140,479	350,161	675,000	402,411	396,555
25 (2013)	397,802	528,914	566,250	1,142,109	342,729	572,500	402,411	398,127
26 (2014)	413,234	545,673	562,857	1,182,133	338,972	680,000	422,011	413,568
平成26年度								
衆議院	480,637	—	—	—	419,355	—	510,846	480,637
参議院	505,844	—	—	—	437,647	—	541,101	505,844
内閣	460,916	527,241	620,000	1,172,813	367,347	1,150,000	489,162	460,916
総務省	456,001	521,345	—	1,178,000	337,500	—	469,346	456,001
法務省	447,425	602,742	220,000	1,190,000	364,800	220,000	458,930	447,425
外務省	485,978	612,000	—	1,210,000	449,459	—	520,171	485,978
財務省	463,254	548,615	—	1,210,000	374,983	—	467,172	463,254
文部科学省	443,356	502,560	620,000	1,210,000	363,860	847,500	451,481	443,356
厚生労働省	435,651	547,551	—	1,160,000	343,551	—	439,101	435,651
農林水産省	470,874	566,276	—	1,210,000	348,387	—	477,180	470,874
経済産業省	500,355	577,158	—	1,210,000	383,783	—	524,156	500,355
国土交通省	452,150	550,256	—	1,192,353	328,900	—	456,919	452,150
防衛省	364,682	410,000	—	1,210,000	310,931	—	367,644	364,682
裁判所	448,234	537,297	—	—	341,307	—	476,176	448,234
会計検査院	495,639	540,714	—	—	397,391	—	521,112	495,639
刑務	426,926	—	—	—	302,980	—	428,129	426,926
厚生労働省第二	375,888	559,388	—	—	321,099	—	415,206	375,888
林野庁	419,541	572,353	—	—	325,333	—	424,673	419,541
日本郵政	401,424	—	620,000	—	320,592	—	403,352	401,424
連合会職員	411,008	—	—	—	361,584	—	454,838	411,008

第105表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数 22,577,028 金額 232,810,045	23,208,519 239,050,539	23,530,848 242,942,120	23,270,599 242,539,186	23,571,325 245,322,401
組 合 員 分	件数 8,159,199 金額 84,360,022	8,522,657 88,670,640	8,752,884 91,051,007	8,832,910 92,516,787	9,126,837 93,931,573
療 養 の 給 付	件数 5,646,632 日数 9,350,125 金額 64,017,965	5,841,891 9,520,201 66,421,058	5,970,021 9,552,589 68,071,478	5,994,077 9,471,924 68,408,513	6,096,766 9,744,679 69,019,549
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数 733 日数 5,418 金額 38,624	782 6,148 45,418	871 6,532 52,661	952 6,912 52,279	904 6,379 49,985
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 の 給 付	件数 59,084 回数 1,419,848 金額 579,737	60,157 1,412,402 580,040	60,304 1,400,237 569,144	59,665 1,369,760 555,605	59,242 1,327,378 542,153
薬 剤 支 給	件数 2,196,999 金額 14,425,187	2,343,369 15,946,895	2,440,152 16,635,438	2,491,180 17,505,876	2,694,898 18,168,709
療 養 費	件数 304,493 金額 1,368,566	325,539 1,433,348	330,653 1,424,156	334,720 1,408,690	321,903 1,399,048
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	件数 21 回数 226 金額 122	16 250 92	51 1,313 513	45 805 217	12 309 104
移 送 費	件数 19 金額 1,620	16 873	11 335	14 5,561	15 364
出 産 費	件数 9,360 金額 3,875,459	10,080 4,188,327	10,241 4,248,700	10,997 4,526,974	11,420 4,699,495
埋 葬 料	件数 963 金額 52,742	980 54,588	935 48,582	970 53,073	931 54,423
被 扶 養 者 分	件数 14,417,829 金額 136,128,819	14,685,862 138,057,664	14,777,964 138,509,689	14,437,689 135,818,074	14,444,488 136,476,399
療 養 の 給 付	件数 9,616,590 日数 16,577,847 金額 101,055,504	9,742,245 16,462,441 101,729,586	9,749,666 16,380,937 102,003,946	9,510,436 15,706,257 100,092,653	9,478,223 15,539,569 100,789,608
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数 4,778 日数 28,709 金額 219,628	5,545 34,135 263,280	5,828 36,062 292,039	6,673 41,247 336,511	7,623 45,493 389,202
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 の 給 付	件数 104,435 回数 2,669,117 金額 1,051,580	101,934 2,576,683 1,024,169	128,642 2,475,922 977,834	96,934 2,440,119 934,002	94,883 2,237,059 899,779
薬 剤 支 給	件数 4,439,553 金額 22,580,765	4,570,050 24,017,471	4,659,487 24,343,794	4,558,492 24,299,578	4,609,813 24,469,927
療 養 費	件数 332,921 金額 1,728,737	344,599 1,760,274	340,058 1,704,989	340,869 1,694,070	328,157 1,667,198
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	件数 37 回数 660 金額 259	56 899 410	64 1,378 532	60 722 276	46 734 270
移 送 費	件数 21 金額 755	14 475	23 877	17 1,007	19 767
家 族 出 産 費	件数 23,016 金額 9,441,097	22,432 9,211,815	22,115 9,140,358	20,419 8,420,826	19,877 8,217,416
家 族 埋 葬 料	件数 950 金額 50,494	977 50,184	787 45,320	783 39,150	776 42,232
組 合 員 及 び 被 扶 養 者 分	件数 116,864 金額 12,321,204	117,611 12,322,235	125,767 13,381,424	131,005 14,204,325	131,395 14,372,172
高 額 療 養 の 給 付	件数 69,271 金額 8,936,240	71,781 9,172,964	80,106 10,348,302	88,182 11,500,074	89,718 11,854,246
高 額 療 養 費	件数 47,592 金額 3,384,952	45,830 3,149,271	45,658 3,033,049	42,823 2,704,251	41,677 2,517,926
高 額 介 護 合 算 療 養 費	件数 1 金額 12	— —	3 73	— —	— —

(注) 1 「組合員及び被扶養者分」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数	77,746	77,343	77,975	81,611	84,129
	日数	2,344,950	1,906,739	1,556,180	1,626,581	1,661,514
	金額	10,401,736	10,872,787	9,991,897	10,481,564	12,177,684
傷病手当金	件数	23,325	21,447	22,368	23,410	23,053
	日数	456,846	432,081	447,004	470,181	462,420
	金額	2,407,083	2,368,630	2,488,719	2,640,525	2,687,775
出産手当金	件数	139	329	483	523	497
	日数	2,929	5,179	7,002	8,864	8,365
	金額	25,886	42,497	55,377	62,141	58,225
休業手当金	件数	79	98	69	66	71
	日数	429	596	348	342	488
	金額	3,771	2,989	2,868	2,139	3,891
育児休業手当金 (休業中分)	件数	48,891	53,007	54,431	57,037	59,901
	日数	964,517	1,059,064	1,078,617	1,138,357	1,182,033
	金額	5,379,930	7,303,011	7,355,455	7,732,264	9,384,041
育児休業手当金 (復職後分)	件数	4,634	1,832	111	7	2
	日数	911,799	401,714	16,349	1,439	415
	金額	2,538,843	1,110,457	50,548	4,157	906
介護休業手当金	件数	678	630	513	568	605
	日数	8,430	8,105	6,860	7,398	7,793
	金額	46,223	45,203	38,930	40,338	42,846

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数	83	7,966	836	186	98
	金額	75,991	4,790,322	476,295	113,013	70,628
弔 慰 金	件数	9	38	9	3	9
	金額	4,595	15,950	4,334	1,900	4,880
家族弔慰金	件数	4	77	9	2	4
	金額	1,274	23,394	3,014	637	1,421
災害見舞金	件数	70	7,851	818	181	85
	金額	70,122	4,750,978	468,947	110,476	64,327

(iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	194,422	197,160	195,736	169,403	152,940
件数	194,422	197,160	195,736	169,403	152,940
金額	8,716,930	11,376,143	8,995,372	7,430,759	6,812,975
家族療養費	54,446	51,615	52,377	50,466	45,257
件数	54,446	51,615	52,377	50,466	45,257
金額	2,242,692	2,144,587	2,118,862	2,009,807	1,804,537
出産費	91	112	102	126	8,504
件数	91	112	102	126	8,504
金額	1,820	2,240	2,040	2,520	340,200
家族出産費	225	219	210	144	14,256
件数	225	219	210	144	14,256
金額	4,500	4,440	4,200	2,880	570,210
埋葬料	633	615	608	628	601
件数	633	615	608	628	601
金額	28,299	26,227	24,908	26,499	25,138
家族埋葬料	679	678	573	591	556
件数	679	678	573	591	556
金額	29,491	29,727	23,425	24,300	23,150
傷病手当金	8,773	8,659	10,081	9,377	8,859
件数	8,773	8,659	10,081	9,377	8,859
金額	1,387,317	1,374,044	1,543,757	1,337,695	1,253,192
その他	129,575	135,262	131,785	108,071	74,907
件数	129,575	135,262	131,785	108,071	74,907
金額	5,022,811	7,794,877	5,278,181	4,027,059	2,796,549

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/106.xls>

第106表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	
組 合 員 分	件数	5,646,632	5,841,891	5,970,021	5,994,077	6,096,766
	日数	9,350,125	9,520,201	9,552,589	9,471,924	9,744,679
	金額	64,017,965	66,421,058	68,071,478	68,408,513	69,559,549
一 般 診 療	件数	4,502,402	4,654,718	4,760,746	4,765,653	4,825,848
	日数	7,035,035	7,162,423	7,221,441	7,149,531	7,384,673
	金額	53,965,851	56,117,351	57,650,640	57,991,481	58,800,338
入 院	件数	65,763	67,717	67,182	67,283	67,253
	日数	630,580	632,492	620,392	611,741	617,561
	金額	19,647,636	20,417,168	21,140,789	21,254,321	21,499,011
外 来	件数	4,436,639	4,587,001	4,693,564	4,698,370	4,758,595
	日数	6,404,455	6,529,931	6,601,049	6,537,790	6,767,112
	金額	34,318,215	35,700,183	36,509,851	36,737,160	37,301,327
歯 科 診 療	件数	1,144,230	1,187,173	1,209,275	1,228,424	1,270,918
	日数	2,315,090	2,357,778	2,331,148	2,322,393	2,360,006
	金額	10,052,114	10,303,707	10,420,838	10,417,032	10,759,211
被 扶 養 者 分	件数	9,616,590	9,742,245	9,749,666	9,510,436	9,478,223
	日数	16,577,847	16,462,441	16,380,937	15,706,257	15,539,560
	金額	101,055,504	101,729,586	102,003,946	100,092,653	100,789,608
一 般 診 療	件数	7,904,010	8,007,673	7,992,712	7,753,172	7,706,748
	日数	13,435,171	13,354,377	13,278,612	12,691,761	12,508,522
	金額	87,931,781	88,510,823	88,681,834	86,918,988	87,456,482
入 院	件数	124,273	120,658	119,256	115,281	114,012
	日数	1,201,471	1,163,488	1,172,483	1,078,522	1,042,476
	金額	34,883,464	34,881,891	34,928,751	34,738,551	34,902,458
外 来	件数	7,779,737	7,887,015	7,873,456	7,637,891	7,592,736
	日数	12,233,700	12,190,889	12,106,129	11,613,239	11,466,046
	金額	53,048,317	53,628,932	53,753,083	52,180,437	52,554,024
歯 科 診 療	件数	1,712,580	1,734,572	1,756,954	1,757,264	1,771,475
	日数	3,142,676	3,108,064	3,102,325	3,014,496	3,031,038
	金額	13,123,723	13,218,763	13,322,112	13,173,665	13,333,126

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/107.xls>

第107表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《組合員分》						
診 療 費	1000人当件数	5,277.95	5,417.48	5,558.82	5,602.26	5,678.75
	1件当日数	1.66	1.63	1.60	1.58	1.60
	1件当金額	11,337	11,370	11,402	11,413	11,409
	1人当金額	59,838	61,596	63,383	63,937	64,790
一 般 診 療	1000人当件数	4,208.43	4,316.55	4,432.84	4,454.13	4,494.97
	1件当日数	1.56	1.54	1.52	1.50	1.53
	1件当金額	11,986	12,056	12,110	12,169	12,184
	1人当金額	50,442	52,040	53,680	54,201	54,769
入 院	1000人当件数	61.47	62.80	62.55	62.88	62.64
	1件当日数	9.59	9.34	9.23	9.09	9.18
	1件当金額	298,764	301,507	314,679	315,894	319,674
	1人当金額	18,365	18,934	19,685	19,865	20,025
入 院 外	1000人当件数	4,146.96	4,253.75	4,370.29	4,391.25	4,432.33
	1件当日数	1.44	1.42	1.41	1.39	1.42
	1件当金額	7,735	7,783	7,779	7,819	7,839
	1人当金額	32,078	33,107	33,995	34,336	34,744
歯 科 診 療	1000人当件数	1,069.52	1,100.92	1,125.98	1,148.12	1,183.78
	1件当日数	2.02	1.99	1.93	1.89	1.86
	1件当金額	8,785	8,679	8,617	8,480	8,466
	1人当金額	9,396	9,555	9,703	9,736	10,022
出 産 費	1000人当件数	8.75	9.35	9.54	10.28	10.64
埋 葬 料	1000人当件数	0.90	0.91	0.87	0.91	0.87
《被扶養者分》						
診 療 費	1000人当件数	8,988.70	9,034.47	9,078.14	8,888.76	8,828.36
	1件当日数	1.72	1.69	1.68	1.65	1.64
	1件当金額	10,508	10,442	10,462	10,525	10,634
	1人当金額	94,457	94,339	94,978	93,550	93,879
一 般 診 療	1000人当件数	7,387.94	7,425.91	7,442.20	7,246.36	7,178.34
	1件当日数	1.70	1.67	1.66	1.64	1.62
	1件当金額	11,125	11,053	11,095	11,211	11,348
	1人当金額	82,191	82,080	82,574	81,237	81,460
入 院	1000人当件数	116.16	111.89	111.04	107.75	106.19
	1件当日数	9.67	9.64	9.83	9.36	9.14
	1件当金額	280,700	289,097	292,889	301,338	306,130
	1人当金額	32,606	32,348	32,523	32,468	32,509
入 院 外	1000人当件数	7,271.78	7,314.02	7,331.16	7,138.62	7,072.15
	1件当日数	1.57	1.55	1.54	1.52	1.51
	1件当金額	6,819	6,800	6,827	6,832	6,922
	1人当金額	49,585	49,733	50,051	48,769	48,951
歯 科 診 療	1000人当件数	1,600.76	1,608.55	1,635.94	1,642.39	1,650.02
	1件当日数	1.84	1.79	1.77	1.72	1.71
	1件当金額	7,663	7,621	7,583	7,497	7,527
	1人当金額	12,267	12,258	12,405	12,313	12,419
配 偶 者 出 産 費	1000人当件数	21.51	20.80	20.59	19.08	18.51
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	0.89	0.91	0.73	0.73	0.72

(注) 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	1000人当件数	72.67	71.72	72.60	76.28	78.36
	1件当日数	30.16	24.65	19.96	19.93	19.75
	1日当金額	4,436	5,702	6,421	6,444	7,329
傷病手当金	1000人当件数	21.80	19.89	20.83	21.88	21.47
	1件当日数	19.59	20.15	19.98	20.08	20.06
	1日当金額	5,269	5,482	5,568	5,616	5,812
出産手当金	1000人当件数	0.13	0.31	0.45	0.49	0.46
	1件当日数	21.07	15.74	14.50	16.95	16.83
	1日当金額	8,838	8,206	7,909	7,010	6,961
休業手当金	1000人当件数	0.07	0.09	0.06	0.06	0.07
	1件当日数	5.43	6.08	5.04	5.18	6.87
	1日当金額	8,790	5,015	8,243	6,254	7,974
育児休業手当金 (休業中分)	1000人当件数	45.70	49.16	50.68	53.31	55.79
	1件当日数	19.73	19.98	19.82	19.96	19.73
	1日当金額	5,578	6,896	6,819	6,792	7,939
育児休業手当金 (復職後分)	1000人当件数	4.33	1.70	0.10	0.01	0.00
	1件当日数	196.76	219.28	147.29	205.57	207.50
	1日当金額	2,784	2,764	3,092	2,889	2,182
介護休業手当金	1000人当件数	0.63	0.58	0.48	0.53	0.56
	1件当日数	12.43	12.87	13.37	13.02	12.88
	1日当金額	5,483	5,577	5,675	5,453	5,498

(注) 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	1000人当件数	0.08	7.39	0.78	0.17	0.09
	1件当金額	915,554	601,346	569,731	607,597	720,694
弔 慰 金	1000人当件数	0.01	0.04	0.01	0.00	0.01
	1件当金額	510,556	419,737	481,556	633,333	542,222
家族弔慰金	1000人当件数	0.00	0.07	0.01	0.00	0.00
	1件当金額	318,500	303,818	334,889	318,500	355,250
災害見舞金	1000人当件数	0.07	7.28	0.76	0.17	0.08
	1件当金額	1,001,743	605,143	573,285	610,365	756,788

(注) 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/108.xls>

第108表 国家公務員共済組合長期部門支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計					
件数	6,702,981	6,894,663	7,071,794	7,183,271	7,207,783
金額	1,681,726,826	1,666,456,122	1,663,497,619	1,621,578,915	1,545,342,056
退職共済年金					
件数	4,080,920	4,302,260	4,512,727	4,662,637	4,719,879
金額	940,837,111	952,365,162	977,177,732	972,148,381	934,904,333
障害共済年金					
件数	43,315	45,891	48,174	50,453	53,184
金額	6,871,031	7,218,823	7,480,994	7,818,390	8,128,478
遺族共済年金					
件数	1,419,178	1,476,183	1,528,359	1,572,782	1,617,772
金額	331,779,018	339,708,468	345,609,425	347,996,407	346,595,102
退職年金					
件数	552,975	500,056	449,248	401,174	356,023
金額	236,606,241	211,972,234	188,716,047	161,249,789	135,433,432
減額退職年金					
件数	312,263	295,404	278,002	260,247	242,688
金額	101,703,091	95,657,016	89,497,958	82,063,493	74,293,070
通算退職年金					
件数	21,380	19,165	16,883	14,778	12,838
金額	2,707,680	2,429,313	2,108,589	1,814,413	1,548,712
退職一時金					
件数	594	780	697	396	450
金額	398,991	537,791	489,943	263,574	370,042
障害年金					
件数	16,708	15,611	14,567	13,455	12,498
金額	5,375,096	4,946,014	4,568,516	4,114,226	3,810,761
障害一時金					
件数	2	3	1	1	2
金額	3,098	2,938	2,686	2,731	5,917
遺族年金					
件数	252,644	236,534	220,553	205,036	190,347
金額	54,843,313	51,086,172	47,377,991	43,699,395	39,881,952
通算遺族年金					
件数	1,775	1,678	1,593	1,436	1,314
金額	93,431	86,263	81,001	70,560	64,563
死亡一時金					
件数	43	33	12	7	8
金額	24,493	23,241	4,463	5,844	10,658
船員給付					
件数	1,058	962	887	784	696
金額	439,421	387,976	351,862	303,268	266,861
公務災害給付					
件数	126	103	91	85	84
金額	44,809	34,712	30,411	28,444	28,182

(注) 1 「退職一時金」には返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、「死亡一時金」には特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/109.xls>

第109表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	人員 104,455 金額 109,591,105	人員 110,076 金額 118,627,400	人員 122,667 金額 133,243,377	人員 91,623 金額 97,415,663	人員 106,547 金額 112,872,955
退職共済年金	人員 84,876 金額 82,836,429	人員 90,836 金額 92,671,029	人員 103,661 金額 107,792,995	人員 73,169 金額 73,724,900	人員 85,256 金額 85,685,625
障害共済年金	人員 1,081 金額 1,095,259	人員 1,021 金額 1,024,592	人員 1,026 金額 1,074,431	人員 1,030 金額 1,014,402	人員 933 金額 924,619
遺族共済年金	人員 18,473 金額 25,638,039	人員 18,205 金額 24,925,634	人員 17,962 金額 24,353,303	人員 17,417 金額 22,668,534	人員 20,353 金額 26,253,102
退職年金	人員 5 金額 8,327	人員 2 金額 2,611	人員 6 金額 13,969	人員 1 金額 3,015	人員 1 金額 2,186
減額退職年金	人員 2 金額 2,953	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0
通算退職年金	人員 12 金額 4,858	人員 11 金額 2,295	人員 5 金額 1,387	人員 3 金額 738	人員 2 金額 1,363
障害年金	人員 0 金額 0	人員 1 金額 1,240	人員 5 金額 6,226	人員 3 金額 4,073	人員 1 金額 5,113
遺族年金	人員 3 金額 3,994	人員 0 金額 0	人員 1 金額 945	人員 0 金額 0	人員 1 金額 947
通算遺族年金	人員 3 金額 246	人員 0 金額 0	人員 1 金額 122	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0
船員年金	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0
公務災害給付	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	人員 1,178,227 金額 1,785,181,924	人員 1,210,045 金額 1,787,601,224	人員 1,242,510 金額 1,786,510,830	人員 1,245,195 金額 1,680,111,071	人員 1,262,396 金額 1,661,293,026
退職共済年金	人員 721,747 金額 1,005,996,328	人員 757,954 金額 1,032,765,639	人員 793,946 金額 1,053,102,438	人員 802,399 金額 994,727,369	人員 821,961 金額 966,740,547
障害共済年金	人員 13,143 金額 13,212,075	人員 13,757 金額 13,729,759	人員 14,411 金額 14,322,183	人員 15,031 金額 14,666,412	人員 15,480 金額 14,927,193
遺族共済年金	人員 250,614 金額 361,117,836	人員 260,181 金額 370,699,580	人員 269,295 金額 379,651,809	人員 276,309 金額 377,347,399	人員 286,739 金額 385,928,063
退職年金	人員 89,870 金額 234,903,462	人員 81,294 金額 210,883,084	人員 73,638 金額 189,720,223	人員 66,179 金額 157,440,831	人員 58,724 金額 137,974,297
減額退職年金	人員 51,383 金額 102,597,092	人員 48,672 金額 96,820,870	人員 45,963 金額 91,115,548	人員 43,115 金額 82,245,011	人員 40,139 金額 76,050,779
通算退職年金	人員 3,543 金額 2,858,471	人員 3,185 金額 2,570,779	人員 2,864 金額 2,298,361	人員 2,538 金額 2,002,697	人員 2,229 金額 1,740,492
障害年金	人員 3,285 金額 6,300,556	人員 3,093 金額 5,843,751	人員 2,920 金額 5,434,066	人員 2,744 金額 4,888,293	人員 2,563 金額 4,483,084
遺族年金	人員 44,135 金額 57,624,232	人員 41,431 金額 53,771,738	人員 39,027 金額 50,392,476	人員 36,473 金額 46,377,581	人員 34,188 金額 43,078,775
通算遺族年金	人員 313 金額 105,938	人員 302 金額 101,365	人員 281 金額 91,925	人員 262 金額 85,140	人員 243 金額 77,949
船員年金	人員 175 金額 424,731	人員 160 金額 383,275	人員 150 金額 352,046	人員 130 金額 300,583	人員 115 金額 262,091
公務災害給付	人員 19 金額 41,203	人員 16 金額 31,383	人員 15 金額 29,755	人員 15 金額 29,755	人員 15 金額 29,775

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/110.xls>

第110表 国家公務員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《年 金》					
新 規 裁 定	1,049,171	1,077,686	1,086,220	1,063,223	91,623
退職共済年金	975,970	1,020,202	1,039,861	1,007,597	1,005,045
障害共済年金	1,014,116	1,003,518	1,047,204	984,857	991,017
遺族共済年金	1,387,865	1,369,164	1,355,824	1,301,518	1,289,889
退職年金	1,665,380	1,305,500	2,328,133	3,015,000	2,186,200
減額退職年金	1,476,350	0	0	0	0
通算退職年金	404,808	208,519	277,460	246,033	681,500
障害年金	0	1,239,900	1,245,180	1,357,667	5,112,900
遺族年金	1,331,300	0	944,800	1,301,518	1,289,889
通算遺族年金	82,133	0	121,700	0	0
船員年金	0	0	0	0	0
年 度 末 現 在	1,515,143	1,477,301	1,437,824	1,349,275	1,315,984
退職共済年金	1,393,835	1,362,570	1,326,416	1,239,692	1,212,637
障害共済年金	1,005,256	998,020	993,837	975,744	964,289
遺族共済年金	1,440,932	1,424,776	1,409,799	1,365,672	1,345,921
退職年金	2,613,814	2,594,079	2,576,390	2,379,015	2,349,538
減額退職年金	1,996,713	1,989,252	1,982,367	1,907,573	1,894,685
通算退職年金	806,794	807,152	802,500	789,085	780,840
障害年金	1,917,977	1,889,347	1,860,981	1,781,448	1,749,155
遺族年金	1,305,636	1,297,862	1,291,221	1,271,559	1,260,055
通算遺族年金	338,460	335,647	327,136	324,961	320,778
船員年金	2,427,034	2,395,469	2,346,976	2,312,175	2,279,051
公務災害給付	2,168,579	1,961,413	1,983,673	1,983,673	1,983,673
《一時金》					
退職一時金	671,702	689,476	702,931	665,591	822,316
障害一時金	1,549,200	979,200	2,686,200	2,730,900	2,958,550

(注) 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、一部、長期部門支払状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/111.xls>

第111表 国家公務員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
利 益	593,335,517	623,136,133	629,751,841	645,439,271	673,748,307
負 担 金 収 入	250,187,537	259,823,392	271,051,668	295,150,459	311,080,884
短 期 負 担 金 収 入	231,443,048	238,476,415	248,240,546	271,216,350	283,248,997
介 護 負 担 金 収 入	18,744,490	21,346,977	22,811,122	23,934,109	27,831,887
掛 金 収 入	256,660,144	266,474,808	277,607,199	302,335,350	317,038,920
短 期 掛 金 収 入	237,249,833	244,387,376	254,035,356	277,593,075	288,542,369
介 護 掛 金 収 入	19,410,311	22,087,431	23,571,843	24,742,275	28,496,551
雑 収 入	204,175	80,629	41,417	15,339	12,651
国 庫 補 助 金 収 入	—	—	—	—	—
交 付 金 収 入	929,676	880,403	—	—	—
支 払 準 備 金 戻 入	40,568,685	42,004,674	44,350,132	43,734,963	43,427,895
受 取 利 息	462,175	403,059	240,743	132,149	117,830
短 期 受 取 利 息	461,495	402,491	239,933	131,736	117,164
介 護 受 取 利 息	681	568	811	412	666
有 価 証 券 利 息	11,532	6,941	7,721	12,261	8,344
受 取 配 当 金	949,154	1,053,244	836,563	518,923	718,245
有 価 証 券 売 却 益	36,450	9,595,592	15,677,357	—	—
貸 付 金 利 息	47,490	—	—	—	—
償 還 差 益	603	472	1,372	220	188
還 付 金 収 入	10,908	11,838	17,666	16,158	15,379
賠 償 金 収 入	160,647	205,537	210,740	194,310	186,759
雑 益	201	34	135	14	50
前 期 損 益 修 正 益	271,512	318,934	437,117	390,724	553,618
当 期 損 失 金	42,834,626	42,276,577	19,272,010	2,938,401	587,545
当 期 短 期 損 失 金	41,747,610	41,823,269	19,602,229	1,580,300	540,514
当 期 介 護 損 失 金	1,087,016	453,308	△ 330,220	1,358,101	47,031
損 失	593,335,517	623,136,133	629,751,841	645,439,271	673,748,307
短 期 給 付 金	249,276,427	263,393,721	259,641,031	257,854,027	261,787,220
保 健 給 付	229,823,319	237,149,183	241,075,603	240,733,948	243,566,570
直 営 保 健 給 付	1,883,723	1,901,362	1,866,517	1,805,238	1,755,831
連 合 会 直 営 保 健 給 付	1,103,767	—	—	—	—
休 業 給 付	10,401,736	10,872,787	9,991,897	10,481,564	12,177,684
災 害 給 付	75,991	4,790,322	476,295	113,013	70,628
附 加 給 付	5,987,890	8,680,068	6,230,718	4,720,264	4,216,507
老 人 保 健 拠 出 金	999,596	39,516	7,710	3,134	2,288
退 職 者 給 付 拠 出 金	19,529,232	26,924,701	30,319,431	28,879,688	24,134,133
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	124,425,726	125,047,075	119,556,869	114,314,912	116,786,321
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	105,914,715	109,422,525	119,586,954	122,610,262	122,274,056
病 床 転 換 支 援 金 等	—	—	—	—	—
介 護 納 付 金	39,200,013	43,248,692	45,614,260	47,860,815	51,268,998
一 部 負 担 金 返 還 金	14,008	10,996	4,094	2,851	2,686
一 部 負 担 金 払 戻 金	2,737,608	2,696,075	2,764,654	2,710,495	2,596,468
委 託 費	186,436	123,323	95,547	89,935	100,792
雑 費	8,877	10,396	16,332	6,104	4,630
業 務 経 理 へ 繰 入	545,331	547,835	483,105	422,039	389,702
支 払 準 備 金 繰 入	42,004,674	44,350,132	43,734,963	43,427,895	44,064,396
前 期 損 益 修 正 損	52,977	46,569	1,404,575	63,078	67,602
当 期 利 益 金	8,434,852	7,188,254	6,486,697	27,193,261	50,268,167
当 期 短 期 利 益 金	8,392,663	6,551,621	6,084,709	24,624,035	45,152,832
当 期 介 護 利 益 金	42,189	636,634	401,988	2,569,226	5,115,335
支 払 利 息	—	4	—	—	—
償 還 差 損	2,658	—	—	—	—
雑 損	2,387	86,318	35,617	775	849

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/112.xls>

第112表 国家公務員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
利益	2,244,763,115	2,258,994,123	2,298,510,569	2,201,533,747	2,115,227,027
	(426,464,221)	(407,731,083)	(336,017,771)	(298,218,257)	(260,512,052)
負担金収入	1,212,849,032	1,225,890,199	1,140,159,916	1,106,630,194	1,109,634,059
掛金収入	513,612,072	525,624,002	517,907,510	526,385,742	561,839,577
基礎年金交付金収入	112,980,877	103,066,922	89,855,325	85,206,856	75,016,082
財政調整拠出金収入	48,220,414	9,705,575	—	—	—
退職一時金等返還金収入	3,271,364	3,228,401	3,359,512	3,139,852	2,650,404
移換金収入	892	631	2,091	705	738
雑収入	109,793	76,525	9,250	77,484	65,741
受取利息	82,284,144	80,740,833	78,143,664	81,353,482	79,122,840
信託の運用益	72,374,640	51,528,803	72,201,437	91,185,370	129,275,579
貸料	12,541,931	12,236,828	11,869,063	11,525,128	11,192,803
当期損失金	183,534,343	237,162,381	382,335,679	295,115,847	139,069,466
前期損益修正益	669,391	816,813	1,343,499	558,118	702,298
固定資産売却益	2,314,226	8,916,209	1,323,624	354,968	6,657,440
損失	2,244,763,115	2,258,994,123	2,298,510,569	2,201,533,747	2,115,227,027
長期給付金	1,681,726,826	1,666,456,122	1,663,497,619	1,621,578,915	1,545,342,057
退職給付	1,282,253,115	1,262,961,516	1,257,990,268	1,217,539,650	1,146,549,590
障害給付	12,249,225	12,167,775	12,052,197	11,935,347	11,945,157
遺族給付	386,740,256	390,904,144	393,072,881	391,772,206	386,552,267
公務災害給付	44,809	34,712	30,411	28,444	28,182
船員給付	439,421	387,976	351,862	303,268	266,861
保険料	1,370	1,251	1,172	1,032	854
負担金	1,570,432	1,522,809	1,397,501	1,373,348	1,365,242
消費税	100,757	129,065	157,456	193,861	335,217
基礎年金拠出金	532,535,938	564,411,717	551,304,833	543,099,709	554,442,033
年金保険者拠出金	2,294,659	2,272,270	2,763,025	2,819,409	2,791,738
財政調整拠出金	—	—	51,301,485	21,458,784	6,892,149
信託運用損	24,733,355	22,466,959	13,069,219	7,562,096	155,620
未収給付金償却額	18,019	15,907	30,253	52,896	54,619
雑費	105,775	48,264	58,566	74,687	37,728
業務経理へ繰入	1,661,403	1,620,846	1,791,622	1,872,249	3,753,886
雑損	—	—	—	—	—
前期損益修正損	10,446	46,511	13,137,087	1,445,462	32,325
固定資産売却損	4,135	2,402	732	1,300	23,559
年度末現在長期給付積立金	8,182,231,661	7,945,069,280	7,562,733,600	7,267,617,753	7,128,548,286

(注) 1 () 内は、追加費用の再掲である。

2 「退職給付」には、通算退職年金、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含む。

3 「遺族給付」は、死亡一時金、特例死亡一時金を含む。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/113.xls>

第113表 国家公務員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
利益	6,799,396	6,900,247	6,687,975	6,593,514	8,612,822
負担金収入	4,446,351	3,808,932	4,026,428	3,994,211	4,175,939
雑収入	60,285	59,975	61,043	50,217	46,995
国庫補助金収入	38,966	36,818	37,919	37,495	37,723
短期経理より受入	545,331	547,835	434,722	422,039	389,702
長期経理より受入	1,661,403	1,620,846	1,791,622	1,872,249	3,753,886
受取利息	2,715	1,527	1,244	719	700
雑益	0	1	—	—	—
前期損益修正益	20	290	1,094	341	791
固定資産売却益	・	・	・	2	1
当期損失金	44,325	824,023	333,902	216,241	207,085
損失	6,799,396	6,900,247	6,687,975	6,593,514	8,612,822
職員給与	1,532,790	1,882,968	1,700,645	1,699,642	1,987,031
厚生費	17,713	19,020	15,035	14,245	15,931
旅費	40,544	35,246	36,382	32,468	31,508
事務費	1,649,244	1,667,168	1,774,064	1,778,805	1,786,937
その他	2,671,992	2,972,501	2,866,030	2,893,474	4,646,812
連合会へ繰入	—	—	—	—	—
前期損益修正損	46,495	6,780	118	15,567	695
当期利益金	840,618	316,563	295,702	159,314	143,906

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/114.xls>

第114表 国家公務員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
利益	24,333,449	24,924,550	23,863,236	36,135,041	24,954,016
負担金収入	5,842,433	5,830,229	5,588,653	5,557,323	5,844,108
掛金収入	5,996,440	5,994,774	5,792,019	5,718,485	5,969,739
施設収入	230,053	223,596	173,602	166,889	165,222
受託業務手数料収入	1,038,772	885,911	730,501	534,474	400,628
国庫補助金収入	86,420	128,613	162,365	202,923	194,651
交付金収入	340,895	343,637	341,229	350,483	349,610
独立行政法人補助金収入	1,850,003	1,951,940	2,057,026	2,189,808	2,358,604
繰入金受入	6,978,237	6,995,516	6,331,115	11,656,175	6,920,363
受取利息等	41,856	34,388	24,832	22,441	22,484
その他	15,361	2,749	6,347	10,020	6,684
前期損益修正益	3,735	7,714	3,660	269,883	3,098
固定資産売却益	437	28,364	51	3	30
医療経理より特別受入	・	・	・	9,314,611	・
当期損失金	1,908,808	2,497,120	2,651,837	141,524	2,718,794
損失	24,333,449	24,924,550	23,863,236	36,135,041	24,954,016
職員給与	362,879	372,193	316,342	321,014	391,988
厚生費	11,822,223	12,454,521	12,777,745	13,447,053	13,660,284
旅費	20,709	20,529	17,598	15,581	16,131
事務費	45,126	54,171	45,681	40,485	44,414
連合会繰入金	4,443,685	4,432,291	4,260,642	4,242,298	4,436,840
他経理への繰入	4,401,617	4,396,420	4,222,676	4,204,034	4,364,163
他経理へ相互繰入	995,298	847,111	698,794	512,253	375,569
その他	1,017,293	1,022,402	816,836	762,273	767,674
前期損益修正損	8,731	26,004	29,087	17,522	6,811
固定資産売却損	189	—	342	407	40
固定資産除却損	2,138	5,611	263	296	286
医療経理へ特別繰入	—	—	—	4,097,089	—
宿泊経理へ特別繰入	・	・	・	5,217,522	・
当期利益金	1,213,561	1,293,297	677,231	3,257,215	889,815

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/115.xls>

第115表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在（単位 金額：千円）

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合 計 人 員	1,125	969	800	666	561
金 額	1,465,792	1,270,094	1,074,274	909,585	777,919
1人当金額	1,303	1,311	1,343	1,366	1,387
退 職 年 金 人 員	15	8	4	4	2
金 額	16,998	9,069	4,531	4,531	2,265
1人当金額	1,133	1,134	1,133	1,133	1,133
障 害 年 金 人 員	2	2	2	0	0
金 額	1,248	1,248	1,248	0	0
1人当金額	624	624	624	0	0
遺 族 年 金 人 員	752	637	506	402	322
金 額	688,676	582,566	460,463	365,704	290,949
1人当金額	916	915	910	910	904
公 務 傷 病 年 金 人 員	76	65	62	54	45
金 額	261,929	223,146	211,605	180,228	152,178
1人当金額	3,446	3,433	3,413	3,338	3,382
公 務 傷 病 遺 族 年 金 人 員	134	128	119	115	113
金 額	210,094	200,653	186,285	180,296	177,150
1人当金額	1,568	1,568	1,565	1,568	1,568
殉 職 年 金 人 員	146	129	107	91	79
金 額	286,847	253,412	210,142	178,826	155,377
1人当金額	1,965	1,964	1,964	1,965	1,967

(注) 年金支給額の算定上、人員、金額とも各年度の2月末の数値で表示している。

資料：国家公務員共済組合連合会調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/116.xls>

第116表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率

平成28年度（単位：%）

区分	短期給付			長期給付		
	組員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組員掛金率等	国庫(地方)負担率	整理資源率
国家公務員共済組合						
衆議院	40.17	40.17	80.34	95.66	96.14	発生額 負担方式
参議院	40.58	40.58	81.16			
内閣	42.07	42.07	84.14			
総務省	44.19	44.19	88.38			
法務省	44.71	44.71	89.42			
外務省(本土)	46.85	46.85	93.70			
外務省(在外)	13.46	13.46	26.92			
財務省	44.51	44.51	89.02			
文部科学省	45.45	45.45	90.90			
厚生労働省	49.92	49.92	99.84			
農林水産省	49.67	49.67	99.34			
経済産業省	39.40	39.40	78.80			
国土交通省	41.66	41.66	83.32			
防衛省(自衛官)	38.53	38.53	77.06			
防衛省(文官)	44.81	44.81	89.62			
裁判所	43.36	43.36	86.72			
会計検査院	44.90	44.90	89.80			
刑務	51.07	51.07	102.14			
厚生労働省第二	44.98	44.98	89.96			
林野庁	44.48	44.48	88.96			
日本郵政	53.69	53.69	107.38			
連合会職員	40.51	40.51	81.02			
地方公務員共済組合						
地方職員	54.89	54.89	109.78	88.16	88.16	
公立学校	49.93	49.93	99.86			
警察	45.92	45.92	91.84			
東京都職員	47.71	47.71	95.42			
指定都市職員	39.4～58.31	39.4～58.31	78.80～116.62			
都市職員	47.27～55.7	47.27～55.7	94.54～111.4			
市町村職員	43.54～61.41	43.54～61.41	87.08～122.82			

(注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、札幌市職員共済組合、横浜市職員共済組合、川崎市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合及び福岡市職員共済組合のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合、仙台市職員共済組合及び愛知県都市職員共済組合のものである。

2 短期給付の財源率には、介護財源率、福祉財源率を含む。

3 長期給付の財源率には、厚生年金保険給付及び退職等年金給付に係る負担率・掛金率等、被用者年金一元化前に発生した公務傷病の給付に係る負担率を含む。なお、退職等年金給付は民間の企業年金に相当するものである。

4 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合とも平成28年10月1日現在である。

資料：国家公務員共済組合は財務省主計局調べ、地方公務員共済組合は総務省自治行政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/117.xls>

8 地方公務員等共済組合

第117表 地方公務員等共済組合適用状況

区 分	組 合 数	組 合 員 数						任意継続	継続長期
		合計	短期長期	短期	長 期	特例継続 (再掲)			
平成22年度(2010)	64	2,954,827	2,865,983	—	11,281	—	76,409	1,154	
23 (2011)	64	2,931,381	2,845,870	—	11,133	—	73,282	1,096	
24 (2012)	64	2,914,103	2,830,300	—	11,101	—	71,638	1,064	
25 (2013)	64	2,900,603	2,819,879	—	11,555	—	68,158	1,011	
26 (2014)	64	2,889,627	2,818,647	—	11,741	—	58,232	1,007	
平成26年度									
地方職員共済組合	1	310,666	295,016	—	11,693	—	3,787	170	
公立学校共済組合	1	970,308	944,097	—	—	—	26,206	5	
警察共済組合	1	295,869	293,017	—	—	—	2,760	92	
東京都職員共済組合	1	122,501	120,368	—	3	—	1,663	467	
指定都市職員共済組合	10	170,373	168,187	—	2	—	1,959	225	
市町村職員共済組合	47	21,218	0	—	—	—	21,218	0	
都市職員共済組合	3	639	0	—	—	—	639	0	
全国市町村職員共済組合連合会	—	998,053	997,962	—	43	—	—	48	

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみの適用者、「任意継続」は退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける者である。

2 「本俸月額」は、年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。

3 地方職員共済組合には、団体共済部を含む。

4 「市町村職員共済組合」及び「都市職員共済組合」において行われていた長期給付事業を「全国市町村職員共済組合連合会」に集約し、一元的に処理されることになった。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/118.xls>

年度末現在

被扶養者数				組合員1人当り本俸月額					
被扶養者数	任意継続 (再掲)	組合員 1人当り 被扶養者数		平 均	短期長期	短 期	長 期	任意継続	継続長期
			任意 継続						
3,083,430	51,401	1.05	0.67	344,485	345,500	—	329,372	308,279	370,150
3,015,287	49,279	1.03	0.67	342,003	342,983	—	326,469	305,652	388,073
2,944,790	46,975	1.01	0.66	340,425	341,451	—	324,393	301,864	373,727
2,886,125	44,034	1.00	0.65	327,630	328,380	—	317,048	297,782	368,943
2,826,680	36,548	0.98	0.63	339,388	340,341	—	324,248	295,665	376,554
323,907	2,572	1.08	0.68	338,952	340,279	—	323,365	281,341	391,741
812,106	14,888	0.84	0.57	370,149	372,240	—	—	294,797	384,000
383,238	2,313	1.30	0.84	324,893	325,319	—	—	277,951	378,163
97,563	732	0.80	0.44	313,855	314,140	—	620,000	279,268	361,533
181,682	1,284	1.07	0.66	324,177	324,549	—	428,500	282,891	404,413
979,840	14,308	1.01	0.67	304,344	—	—	—	304,344	—
48,344	451	0.93	0.71	286,327	—	—	—	286,327	—
—	—	—	—	320,424	320,414	—	538,721	—	334,458

第118表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数	68,491,860	70,239,465	70,467,387	69,333,924	68,958,381
	金額	701,680,451	721,097,469	723,764,822	715,846,655	715,442,392
組 合 員 分	件数	33,087,148	33,961,363	34,260,323	34,057,641	34,114,059
	金額	329,712,369	338,736,281	342,488,930	343,285,064	342,158,166
療 養 の 給 付	件数	22,339,482	22,742,886	22,833,578	22,700,386	22,515,261
	日数	37,028,160	37,097,069	36,517,689	35,720,912	35,139,739
	金額	246,228,618	249,847,205	252,486,358	250,049,836	248,824,269
入院時食事・生活療養の給付	件数	229,030	227,505	225,796	222,251	215,742
	回数	5,390,346	5,247,560	5,148,148	4,945,950	4,734,756
	金額	2,158,257	2,112,524	2,067,235	1,983,548	1,914,331
訪問看護療養の給付	件数	2,211	2,349	2,638	2,866	3,465
	日数	15,218	16,745	17,429	18,892	22,599
	金額	111,249	123,291	137,220	146,519	173,493
療 養 費	件数	1,439,655	1,535,398	1,532,295	1,458,101	1,415,495
	金額	6,413,245	6,720,946	6,521,528	6,069,422	5,886,549
入院時食事・生活療養費	件数	61	28	50	14	19
	回数	1,258	1,363	1,189	153	293
	金額	37	529	378	39	77
薬 剤 支 給	件数	9,261,785	9,635,657	9,845,287	9,848,676	10,016,225
	金額	57,714,597	62,358,875	63,108,580	64,638,982	65,239,351
移 送 費	件数	26	27	36	31	26
	金額	1,033	1,063	5,541	1,022	830
出 産 費	件数	41,016	42,149	43,702	44,918	45,620
	金額	16,939,264	17,427,552	18,023,366	18,431,507	18,930,735
埋 葬 料	件数	2,973	2,897	2,787	2,663	2,495
	金額	146,069	144,296	138,724	132,635	124,348
被 扶 養 者 分	件数	35,404,712	36,278,102	36,207,064	35,237,064	34,965,230
	金額	330,394,814	338,835,062	335,876,384	312,325,565	327,727,882
療 養 の 給 付	件数	23,726,222	24,194,435	24,038,194	23,301,838	23,030,327
	日数	40,986,250	40,762,771	39,877,531	38,006,389	37,202,881
	金額	250,319,111	255,062,434	252,630,670	245,663,099	245,655,950
入院時食事・生活療養の給付	件数	253,472	251,762	241,636	233,526	229,550
	回数	7,036,398	6,815,608	6,392,270	6,065,982	5,820,000
	金額	2,783,890	2,706,425	2,525,926	2,387,852	2,299,269
訪問看護療養の給付	件数	11,900	13,111	14,139	16,214	18,435
	日数	75,410	79,783	86,454	94,846	110,857
	金額	562,370	621,066	704,638	790,496	947,429
療 養 費	件数	916,988	958,712	943,394	962,643	854,507
	金額	4,716,003	4,891,872	4,671,567	4,323,759	4,226,623
入院時食事・生活療養費	件数	601	685	627	70	88
	回数	14,588	13,852	14,379	797	941
	金額	5,666	5,263	5,424	204	347
薬 剤 支 給	件数	10,707,330	11,069,386	11,169,692	10,954,997	11,016,948
	金額	55,551,915	59,020,384	59,006,251	58,623,777	58,890,006
移 送 費	件数	68	56	50	42	31
	金額	4,696	2,063	1,973	1,432	1,324
家 族 出 産 費	件数	39,600	39,699	39,221	38,438	37,572
	金額	16,320,963	16,390,405	16,211,235	15,885,679	15,587,882
家 族 埋 葬 料	件数	2,604	2,703	2,374	2,111	1,974
	金額	130,200	135,150	118,700	105,700	98,700
組 合 員 及 び 被 扶 養 者 分	件数	401,038	408,432	418,558	438,814	438,919
	金額	41,573,268	43,526,126	45,399,508	46,611,147	46,640,879
高 額 療 養 の 給 付	件数	241,514	252,971	274,302	290,153	295,532
	金額	30,411,601	32,638,433	35,639,797	37,953,483	38,672,009
高 額 療 養 費	件数	159,522	155,459	144,256	148,658	143,383
	金額	11,161,564	10,887,691	9,759,711	8,657,595	7,968,630
高 額 介 護 合 算 療 養 費	件数	2	2	—	3	4
	金額	103	2	—	69	240

(注) 1 「組合員及び被扶養者分」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数	519,243	505,573	493,246	507,658	524,376
	日数	9,534,348	9,707,822	9,814,922	10,135,346	10,462,463
	金額	90,870,648	93,235,500	83,055,525	83,655,816	96,651,196
傷 病 手 当 金	件数	63,645	62,284	60,008	61,835	63,130
	日数	1,301,183	1,280,283	1,238,234	1,255,813	1,277,833
	金額	16,015,821	16,172,993	15,679,538	15,556,864	15,846,363
出 産 手 当 金	件数	112	113	158	240	197
	日数	3,180	2,627	3,977	5,517	3,981
	金額	27,994	23,320	33,451	48,852	35,648
休 業 手 当 金	件数	795	712	627	479	336
	日数	12,970	11,732	11,056	7,756	4,763
	金額	136,445	123,728	112,357	77,325	47,461
育 児 休 業 手 当 金 (休業中支給分)	件数	408,437	418,111	425,642	439,821	455,730
	日数	8,112,956	8,316,471	8,465,301	8,783,513	9,099,452
	金額	49,966,738	64,604,494	66,143,711	67,388,020	80,192,040
育 児 休 業 手 当 金 (復職後支給分)	件数	39,321	17,860	602	15	△ 1
	金額	24,007,580	11,639,805	402,967	8,481	579
介 護 休 業 手 当 金	件数	6,933	6,493	6,209	5,268	4,984
	日数	104,059	96,709	96,354	82,747	76,434
	金額	716,070	671,160	683,501	576,274	529,105

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数	348	17,340	3,401	2,072	465
	金額	277,131	12,959,633	1,829,126	1,872,686	320,161
弔 慰 金	件数	31	312	52	19	25
	金額	14,170	133,591	21,352	7,330	11,365
家 族 弔 慰 金	件数	8	211	30	19	10
	金額	2,762	65,207	9,649	6,074	3,191
災 害 見 舞 金	件数	309	16,817	3,319	2,034	430
	金額	260,200	12,760,836	1,798,125	1,859,282	305,605

(iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数	767,555	765,577	753,453	657,422	593,546
	金額	26,274,952	34,369,881	27,174,302	23,700,864	21,567,758
家 族 療 養 費	件数	235,250	220,686	215,386	213,753	192,041
	金額	7,648,117	7,407,087	7,138,848	6,589,216	6,220,007
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	件数	217	475	416	307	243
	金額	1,933	8,674	4,430	2,488	2,686
出 産 費	件数	29,776	31,123	32,372	32,983	34,471
	金額	1,241,216	1,254,768	1,303,887	1,334,743	1,398,494
家 族 出 産 費	件数	29,059	29,172	28,888	28,407	27,833
	金額	1,233,460	1,219,122	1,215,294	1,204,833	1,197,662
埋 葬 料	件数	2,221	2,074	2,044	1,935	1,795
	金額	82,026	79,850	77,007	73,897	68,267
家 族 埋 葬 料	件数	2,124	2,156	1,945	1,703	1,625
	金額	83,763	86,773	76,675	67,691	63,973
傷 病 手 当 金	件数	5,188	6,113	5,655	5,018	5,031
	金額	1,264,156	1,463,448	1,376,990	1,159,205	1,196,892
災 害 見 舞 金	件数	420	19,284	4,603	45	-
	金額	181,982	8,431,226	1,437,271	13,165	-
入 院 附 加 金	件数	89,440	87,659	87,643	272	-
	金額	536,933	528,880	523,811	1,935	-
結 婚 手 当 金	件数	44,403	43,764	46,129	32,948	21,383
	金額	2,717,860	2,679,210	2,817,810	2,524,530	1,191,040
一部負担金の額等の払戻し	件数	329,457	323,071	328,372	340,051	309,124
	金額	11,283,507	11,210,844	11,202,279	10,729,161	10,228,737

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/119.xls>

第119表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
組 合 員 分	件数	22,339,482	22,742,886	22,833,578	22,700,386	22,630,733
	日数	37,028,160	37,097,069	36,517,689	35,720,912	35,292,094
	金額	246,228,619	249,847,205	252,486,358	250,049,836	249,883,881
一 般 診 療	件数	18,035,491	18,308,241	18,380,356	18,207,548	18,078,580
	日数	28,302,621	28,428,788	28,016,597	27,309,927	26,944,823
	金額	208,927,159	212,132,659	214,869,800	212,694,851	211,916,198
入 院	件数	252,708	251,931	248,937	244,742	241,380
	日数	2,378,202	2,320,712	2,273,257	2,185,789	2,114,169
	金額	73,735,825	74,667,140	76,984,225	76,638,665	76,031,452
外 来	件数	17,782,783	18,056,310	18,131,419	17,962,806	17,837,200
	日数	25,924,419	26,108,076	25,743,340	25,124,138	24,830,654
	金額	135,191,334	137,465,519	137,885,575	136,056,186	135,884,746
歯 科 診 療	件数	4,303,991	4,434,645	4,453,222	4,492,838	4,552,153
	日数	8,725,539	8,668,281	8,501,092	8,410,985	8,347,271
	金額	37,301,460	37,714,546	37,616,558	37,354,985	37,967,683
被 扶 養 者 分	件数	23,726,222	24,194,435	24,038,194	23,301,838	23,035,763
	日数	40,986,250	40,762,771	39,877,531	38,006,389	37,211,727
	金額	250,319,112	255,062,435	252,630,670	245,663,100	245,773,509
一 般 診 療	件数	19,578,911	19,930,850	19,765,192	19,069,814	18,854,544
	日数	33,399,452	33,276,502	32,548,022	30,940,052	30,308,634
	金額	218,539,817	223,101,222	220,881,579	214,447,023	214,581,080
入 院	件数	290,174	288,543	279,744	270,364	268,760
	日数	3,068,815	2,984,234	2,819,621	2,682,737	2,587,907
	金額	84,580,248	86,884,631	86,013,996	84,612,121	84,664,703
外 来	件数	19,288,737	19,642,307	19,485,448	18,799,450	18,585,784
	日数	30,330,637	30,292,268	29,728,401	28,257,315	27,720,727
	金額	133,959,569	136,216,591	134,867,583	129,834,902	129,916,377
歯 科 診 療	件数	4,147,311	4,263,585	4,273,002	4,232,024	4,181,219
	日数	7,586,798	7,486,269	7,329,509	7,066,337	6,903,093
	金額	31,779,295	31,961,213	31,749,091	31,216,077	31,192,429

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/120.xls>

第120表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額:円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	
《組合員分》						
診療費	1000人当件数	7,592.30	7,790.93	7,868.30	7,860.15	7,866.43
	1件当日数	1.66	1.63	1.60	1.57	1.56
	1件当金額	11,022	10,986	11,058	11,015	11,042
	1人当金額	83,683	85,589	87,005	86,581	86,859
一般診療	1000人当件数	6,129.55	6,271.78	6,333.75	6,304.48	6,284.10
	1件当日数	1.57	1.55	1.52	1.50	1.49
	1件当金額	11,584	11,587	11,690	11,682	11,722
	1人当金額	71,006	72,669	74,043	73,647	73,662
入院	1000人当件数	85.89	86.30	85.78	84.74	83.90
	1件当日数	9.41	9.21	9.13	8.93	8.76
	1件当金額	291,783	296,379	309,252	313,141	314,987
	1人当金額	25,060	25,578	26,528	26,537	26,428
入院外	1000人当件数	6,043.66	6,185.47	6,247.97	6,219.73	6,200.20
	1件当日数	1.46	1.45	1.42	1.40	1.39
	1件当金額	7,602	7,613	7,605	7,574	7,618
	1人当金額	45,946	47,091	47,514	47,110	47,233
歯科診療	1000人当件数	1,462.76	1,519.16	1,534.55	1,555.67	1,582.33
	1件当日数	2.03	1.95	1.91	1.87	1.83
	1件当金額	8,667	8,505	8,447	8,314	8,341
	1人当金額	12,677	12,920	12,962	12,934	13,198
出産費	1000人当件数	13.94	14.44	15.06	15.55	15.86
埋葬料	1000人当件数	1.01	0.99	0.96	0.92	0.87
《被扶養者分》						
診療費	1000人当件数	8,063.60	8,288.18	8,283.40	8,068.41	8,007.21
	1件当日数	1.73	1.68	1.66	1.63	1.62
	1件当金額	10,550	10,542	10,510	10,543	10,669
	1人当金額	85,074	87,376	87,055	85,062	85,431
一般診療	1000人当件数	6,654.09	6,827.63	6,810.95	6,603.04	6,553.83
	1件当日数	1.71	1.67	1.65	1.62	1.61
	1件当金額	11,162	11,194	11,175	11,245	11,381
	1人当金額	74,273	76,427	76,114	74,254	74,588
入院	1000人当件数	98.62	98.84	96.40	93.62	93.42
	1件当日数	10.58	10.34	10.08	9.92	9.63
	1件当金額	291,481	301,115	307,474	312,956	315,020
	1人当金額	28,745	29,764	29,640	29,297	29,429
入院外	1000人当件数	6,555.47	6,728.78	6,714.56	6,509.43	6,460.40
	1件当日数	1.57	1.54	1.53	1.50	1.49
	1件当金額	6,945	6,935	6,921	6,906	6,990
	1人当金額	45,528	46,663	46,474	44,956	45,159
歯科診療	1000人当件数	1,409.51	1,460.56	1,472.45	1,465.37	1,453.39
	1件当日数	1.83	1.76	1.72	1.67	1.65
	1件当金額	7,663	7,496	7,430	7,376	7,460
	1人当金額	10,801	10,949	10,941	10,809	10,842
家族出産費	1000人当件数	13.46	13.60	13.52	13.31	13.06
埋葬料	1000人当件数	0.88	0.93	0.82	0.73	0.69

(注) 短期部門給付支給状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	
合 計	1000人当件数	176.47	173.19	169.97	175.78	182.27
	1件当日数	18.36	19.20	19.90	19.96	19.95
	1日当金額	9,531	9,604	8,462	8,254	9,238
傷病手当金	1000人当件数	21.63	21.34	20.68	21.41	21.94
	1件当日数	20.44	20.56	20.63	20.31	20.24
	1日当金額	12,309	12,632	12,663	12,388	12,401
出産手当金	1000人当件数	0.04	0.04	0.05	0.08	0.07
	1件当日数	28.39	23.25	25.17	22.99	20.21
	1日当金額	8,803	8,877	8,411	8,855	8,955
休業手当金	1000人当件数	0.27	0.24	0.22	0.17	0.12
	1件当日数	16.31	16.48	17.63	16.19	14.18
	1日当金額	10,520	10,546	10,163	9,970	9,965
育児休業手当金 (休業中支給分)	1000人当件数	138.81	143.23	146.67	152.29	158.41
	1件当日数	19.86	19.89	19.89	19.97	19.97
	1日当金額	6,159	7,768	7,814	7,672	8,813
育児休業手当金 (復職後支給分)	1000人当件数	13.36	6.12	0.21	0.01	0.00
	1件当金額	610,554	651,725	669,380	565,400	579,000
介護休業手当金	1000人当件数	2.36	2.22	2.14	1.82	1.73
	1件当日数	15.01	14.89	15.52	15.71	15.34
	1日当金額	6,881	6,940	7,094	6,964	6,922

(注) 短期部門給付支給状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	
合 計	1000人当件数	0.12	5.94	1.17	0.72	0.16
	1件当金額	796,353	747,384	537,820	903,806	688,518
弔 慰 金	1000人当件数	0.01	0.11	0.02	0.01	0.01
	1件当金額	457,097	428,176	410,615	385,789	454,600
家族弔慰金	1000人当件数	0.00	0.07	0.01	0.01	0.00
	1件当金額	345,250	309,038	321,633	319,684	319,100
災害見舞金	1000人当件数	0.11	5.76	1.14	0.70	0.15
	1件当金額	842,071	758,806	541,767	914,101	710,709

(注) 短期部門給付支給状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/121.xls>

第121表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	15,564,706	16,116,712	16,668,723	17,072,969	17,176,333
件数	15,564,706	16,116,712	16,668,723	17,072,969	17,176,333
金額	4,543,262,652	4,571,035,719	4,625,564,174	4,557,406,015	4,351,995,181
退職共済年金	9,974,681	10,606,504	11,237,789	11,761,472	11,958,746
件数	9,974,681	10,606,504	11,237,789	11,761,472	11,958,746
金額	2,814,741,729	2,911,331,475	3,035,486,316	3,070,055,023	2,972,059,827
障害共済年金	105,981	110,340	114,458	119,239	125,354
件数	105,981	110,340	114,458	119,239	125,354
金額	20,633,487	21,358,469	21,975,257	22,751,897	23,607,658
遺族共済年金	2,918,510	3,035,616	3,148,071	3,213,002	3,295,792
件数	2,918,510	3,035,616	3,148,071	3,213,002	3,295,792
金額	733,223,101	750,853,838	764,321,140	765,528,388	758,067,283
退職年金	1,815,844	1,664,073	1,516,931	1,374,062	1,239,056
件数	1,815,844	1,664,073	1,516,931	1,374,062	1,239,056
金額	808,044,676	732,585,282	660,297,020	567,705,737	479,549,830
減額退職年金	103,485	99,787	95,922	91,789	87,027
件数	103,485	99,787	95,922	91,789	87,027
金額	30,417,607	28,881,077	27,372,434	25,212,484	22,963,201
通算退職年金	108,721	98,221	87,830	77,856	68,224
件数	108,721	98,221	87,830	77,856	68,224
金額	13,474,888	11,996,414	10,617,340	9,282,281	7,973,215
退職一時金	5	5	—	4	3
件数	5	5	—	4	3
金額	△ 764	23	△ 359	△ 164	43
脱退一時金	65	61	47	24	13
件数	65	61	47	24	13
金額	298,186	242,507	229,945	94,962	40,579
返還一時金	93	79	57	22	24
件数	93	79	57	22	24
金額	110,276	65,806	78,378	19,228	28,545
障害年金	40,797	37,773	35,078	32,698	30,125
件数	40,797	37,773	35,078	32,698	30,125
金額	14,288,928	13,186,291	11,949,321	10,828,602	9,594,903
障害一時金	8	9	10	10	12
件数	8	9	10	10	12
金額	20,461	21,394	27,115	29,662	35,923
遺族年金	488,802	457,137	425,960	396,799	366,505
件数	488,802	457,137	425,960	396,799	366,505
金額	107,524,161	100,079,475	92,818,426	85,519,668	77,748,812
通算遺族年金	7,669	7,076	6,541	5,964	5,417
件数	7,669	7,076	6,541	5,964	5,417
金額	425,758	385,241	352,136	317,396	280,127
特例死亡一時金	9	6	6	3	8
件数	9	6	6	3	8
金額	24,242	22,868	11,942	15,139	14,753
死亡一時金	26	10	13	11	10
件数	26	10	13	11	10
金額	24,395	10,811	14,915	28,956	14,199
短期在留脱退一時金	10	15	10	14	17
件数	10	15	10	14	17
金額	11,522	14,749	12,848	16,755	16,282

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/122.xls>

第122表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人員	160,457	170,193	172,601	93,077	128,554
金額	230,192,063	242,260,987	241,091,666	133,687,123	177,952,974
退職共済年金 人員	123,771	129,981	131,940	53,505	94,774
金額	172,393,512	179,208,537	177,417,022	74,571,669	126,858,805
障害共済年金 人員	2,573	3,097	2,906	3,030	2,433
金額	3,066,546	3,739,527	3,445,146	3,528,790	2,826,795
遺族共済年金 人員	34,040	37,067	37,637	36,509	31,317
金額	54,653,373	59,257,442	60,004,473	55,562,573	48,222,648
退職年金 人員	27	14	84	5	13
金額	53,456	31,389	202,338	10,068	27,895
減額退職年金 人員	1	1	0	2	0
金額	664	2,025	0	4,732	0
通算退職年金 人員	26	8	7	15	3
金額	4,049	1,648	722	1,088	1,042
障害年金 人員	10	10	12	5	11
金額	18,478	14,555	16,140	5,404	15,700
遺族年金 人員	1	5	5	3	0
金額	944	4,444	4,420	2,683	0
通算遺族年金 人員	8	10	10	3	3
金額	1,042	1,422	1,405	116	89

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料：総務省自治行政局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人員	2,742,075	2,829,811	2,914,572	2,918,570	2,981,103
金額	4,872,678,402	4,947,787,424	4,994,999,986	4,685,585,885	4,685,710,350
退職共済年金 人員	1,764,143	1,865,955	1,966,925	1,986,533	2,063,558
金額	3,013,315,111	3,148,123,307	3,257,693,976	3,088,688,998	3,145,709,341
障害共済年金 人員	37,422	39,351	40,972	42,771	44,503
金額	44,350,283	46,378,880	47,906,703	49,207,537	50,616,272
遺族共済年金 人員	518,112	535,442	551,034	564,508	577,912
金額	814,483,169	838,473,424	859,505,802	849,996,883	862,627,002
退職年金 人員	291,247	266,335	241,277	218,548	196,697
金額	821,085,874	747,365,014	674,162,200	556,455,298	496,635,320
減額退職年金 人員	17,030	16,384	15,702	14,990	14,264
金額	33,033,059	31,639,870	30,192,751	27,339,627	25,808,635
通算退職年金 人員	17,252	15,505	13,798	12,122	10,580
金額	14,058,209	12,589,781	11,148,694	9,677,831	8,357,701
障害年金 人員	8,647	8,061	7,569	7,059	6,587
金額	17,769,623	16,308,999	15,113,780	13,374,351	12,286,843
遺族年金 人員	86,940	81,588	76,200	71,048	66,097
金額	114,159,799	106,521,133	98,924,585	90,531,485	83,388,997
通算遺族年金 人員	1,282	1,190	1,095	991	905
金額	423,274	387,018	351,495	313,875	280,238

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/123.xls>

第123表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《年金》					
新 規 裁 定	1,434,603	1,423,449	1,396,815	1,436,307	1,384,266
退 職 共 済 年 金	1,392,843	1,378,729	1,344,680	1,393,733	1,338,540
障 害 共 済 年 金	1,191,817	1,207,468	1,185,529	1,164,617	1,161,856
遺 族 共 済 年 金	1,605,563	1,598,658	1,594,295	1,521,887	1,539,823
退 職 年 金	1,979,852	2,242,071	2,408,786	2,013,600	2,145,769
減 額 退 職 年 金	664,000	2,025,000	0	2,366,000	0
通 算 退 職 年 金	155,731	206,000	103,143	70,333	347,333
障 害 年 金	1,847,800	1,455,500	1,345,000	1,080,800	1,427,273
遺 族 年 金	944,000	888,800	884,000	894,333	0
通 算 遺 族 年 金	130,250	142,200	140,500	38,667	29,667
年 度 末 現 在	1,777,004	1,748,452	1,713,802	1,605,439	1,571,804
退 職 共 済 年 金	1,708,090	1,687,138	1,656,237	1,554,814	1,524,410
障 害 共 済 年 金	1,185,139	1,178,595	1,169,255	1,150,488	1,137,368
遺 族 共 済 年 金	1,572,021	1,565,946	1,559,805	1,505,730	1,492,662
退 職 年 金	2,819,208	2,806,109	2,794,142	2,546,147	2,524,875
減 額 退 職 年 金	1,939,698	1,931,144	1,922,860	1,823,858	1,809,355
通 算 退 職 年 金	814,874	811,982	807,993	798,369	789,953
障 害 年 金	2,055,004	2,023,198	1,996,800	1,894,652	1,865,317
遺 族 年 金	1,313,087	1,305,598	1,298,223	1,274,230	1,261,615
通 算 遺 族 年 金	330,167	325,225	321,000	316,726	309,655
《一時金》					
脱 退 一 時 金	4,587,477	3,975,525	4,892,447	3,956,750	3,121,462
返 還 一 時 金	1,185,763	832,987	1,375,053	874,000	1,189,375
障 害 一 時 金	2,557,625	2,377,111	2,711,500	2,966,200	2,993,583
特 例 死 亡 一 時 金	2,693,556	3,811,333	1,990,333	5,046,333	1,844,125
死 亡 一 時 金	938,269	1,081,100	1,147,308	2,632,364	1,419,900
短期在留脱退一時金	1,152,200	983,267	1,284,800	1,196,786	957,765

(注) 長期部門年金受給権者状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/124.xls>

第124表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
収 入	1,805,938,433	1,932,046,738	1,950,874,127	1,965,441,559	2,017,939,840
短期負担金	686,932,907	730,562,379	778,730,198	788,291,737	817,261,418
介護負担金	59,316,788	63,396,970	64,880,574	66,363,156	71,153,790
短期掛金	678,596,364	722,908,408	770,671,268	779,928,295	807,290,115
介護掛金	59,297,045	63,431,793	64,858,161	66,351,789	71,153,867
短期任意継続掛金	26,188,526	26,689,166	27,022,508	27,602,372	22,977,054
介護任意継続掛金	3,067,791	3,093,546	3,032,003	3,103,987	2,652,167
前期高齢者交付金	—	—	—	—	—
雑収入	1,117,698	867,388	101,813	110,954	40,650
育児・介護休業手当金交付金	29,664,989	29,788,795	25,705,979	25,949,022	30,350,384
短期利息及び短期配当金	1,666,432	3,520,390	884,634	1,006,194	1,132,952
介護利息	1,539	1,250	6,645	16,598	19,355
償還差益	14,981	12,458	31,130	16,201	17,120
その他	65,874,326	69,256,025	57,777,604	53,882,434	57,554,960
前年度繰越支払準備金	128,232,761	134,322,356	136,969,698	134,659,935	132,805,994
前期損益修正益	467,357	508,302	293,728	660,125	392,775
当期短期損失金	63,309,564	81,901,872	18,459,564	16,276,540	2,807,085
当期介護損失金	2,189,366	1,785,640	1,448,621	1,222,223	330,156
支 出	1,805,938,433	1,932,046,738	1,950,874,127	1,965,441,559	2,017,939,840
保健給付	699,987,389	719,479,507	722,302,178	714,509,211	715,442,392
直営保健給付	1,693,062	1,617,963	1,462,643	1,337,444	1,231,239
休業給付	90,870,649	93,235,499	83,055,527	83,655,815	96,651,196
災害給付	277,131	12,959,633	1,829,126	1,872,686	320,161
附加給付	14,991,445	23,159,038	15,972,023	12,971,703	11,339,021
老人保健拠出金	1,871,475	43,077	27,222	10,022	9,359
退職者給付拠出金	50,695,994	74,476,991	82,359,721	83,304,539	69,247,396
前期高齢者納付金	283,075,767	329,697,225	349,193,484	334,096,705	326,342,326
後期高齢者支援金	259,907,371	288,485,780	311,386,305	324,071,339	320,814,838
病床転換支援金	—	—	—	—	—
介護納付金	122,336,828	129,702,444	131,742,248	134,097,348	141,176,882
一部負担金返還金	4,311	3,214	3,240	3,207	1,894
一部負担金払戻金	11,279,196	11,207,630	11,199,039	10,725,954	10,226,842
その他	85,086,014	87,842,540	76,527,258	75,013,906	86,901,520
繰入金	4,041,175	4,831,501	3,325,857	3,224,883	3,593,178
次年度繰越支払準備金	134,322,356	136,969,698	134,659,935	132,805,994	133,957,389
前期損益修正損	194,465	145,554	127,218	1,370,009	232,827
当期短期利益金	43,775,133	16,225,566	22,975,709	49,428,611	96,441,788
当期介護利益金	1,528,671	1,963,878	2,725,396	2,942,185	4,009,591

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/125.xls>

第125表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
取 入	29,571,725,803	28,825,902,068	27,698,226,307	27,172,728,987	26,864,841,530
負 担 金	3,282,020,559	3,308,017,528	3,056,275,095	2,875,409,124	2,912,842,106
掛 金	1,458,822,783	1,472,594,718	1,487,235,365	1,473,276,501	1,544,659,926
基礎年金交付金	257,165,379	236,042,888	243,842,880	183,596,430	169,793,472
利息及び配当金	466,043,035	393,734,571	372,962,863	1,240,641,247	1,462,917,387
償 還 差 益	693,624	954,709	656,416	510,616	202,826
その他の収入	1,654,531,551	1,690,731,633	1,683,290,986	1,578,162,504	1,622,771,358
前年度繰越支払準備金	77,270	61,348	48,979	43,922	29,477
前年度繰越長期給付積立金	22,451,457,129	21,722,993,377	20,853,810,342	19,820,887,696	19,151,496,710
前年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	83	102	89	891	89
特 別 利 益	914,392	771,194	103,292	200,056	128,180
支 出	29,571,725,803	28,825,902,068	27,698,226,307	27,172,728,987	26,864,841,530
退 職 給 付	3,666,877,295	3,684,927,935	3,733,919,578	3,672,223,982	3,482,480,090
障 害 給 付	34,926,275	34,550,686	33,937,641	33,598,805	33,228,932
遺 族 給 付	840,272,627	850,530,800	856,831,236	850,833,970	835,645,557
基礎年金拠出金	1,376,129,646	1,438,836,149	1,363,014,361	1,357,431,226	1,421,429,227
そ の 他	1,755,578,571	1,772,156,533	1,716,305,982	1,565,214,131	1,620,423,506
業務経理へ繰入金	6,033,104	5,859,838	5,893,799	5,820,420	6,500,169
次年度繰越支払準備金	61,348	48,979	43,922	29,477	18,264
次年度繰越長期給付積立金	21,723,009,811	20,853,810,342	19,820,887,696	19,151,496,710	18,728,418,245
次年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	102	89	891	89	98
特 別 損 失	59,913	218,802	162,378	2,270,787	107,417
当期利益金	168,777,112	184,961,913	167,228,822	533,809,392	736,590,027
年 度 末 現 在 長 期 給 付 積 立 金	38,365,795,031	37,681,557,475	36,815,863,652	36,680,282,057	36,993,793,619

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/126.xls>

第126表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
収 入	44,165,113	42,274,008	40,593,112	40,560,995	44,559,851
負 担 金	22,093,202	21,391,653	20,751,589	20,885,390	22,669,657
構成組合事務費負担金払込金	4,522,589	4,494,372	4,426,340	4,541,905	4,709,680
補 助 金	107,084	74,964	77,946	74,511	79,652
連 合 会 交 付 金	3,988,062	4,046,098	4,101,642	3,632,834	3,484,908
利 息 及 び 配 当 金	193,902	233,460	237,033	217,083	215,956
そ の 他	2,454,352	2,123,606	1,406,216	1,491,858	2,259,422
繰 入 金	9,591,438	9,362,321	9,219,656	9,045,302	10,093,348
特 別 利 益	29,840	53,152	34,111	100,768	31,163
当 期 損 失 金	1,184,644	494,382	338,580	571,344	1,016,065
支 出	44,165,113	42,274,008	40,593,112	40,560,995	44,559,851
役 員 報 酬	353,971	351,678	326,971	319,575	354,042
職 員 給 与	12,809,967	13,045,540	12,838,529	12,359,431	12,874,263
厚 生 費	20,568	22,073	21,623	22,030	22,661
旅 費	250,330	227,093	269,430	259,260	271,620
事 務 費	2,289,079	2,364,814	2,475,220	2,567,415	2,498,147
事務費負担金払込金	4,522,589	4,494,372	4,426,340	4,541,905	4,709,680
構成組合交付金	3,988,062	4,046,098	4,101,642	3,632,834	3,484,908
そ の 他	16,522,886	15,640,549	14,674,681	14,895,125	18,332,246
特 別 損 失	18,683	55,660	23,052	38,976	234,135
当 期 利 益 金	3,388,980	2,026,130	1,435,625	1,924,445	1,778,151

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/127.xls>

第127表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
収 入	89,717,130	85,722,035	83,773,380	72,229,374	72,449,022
負 担 金	29,934,741	30,066,761	29,280,639	28,197,154	28,829,537
掛 金	29,019,253	29,031,065	28,286,446	27,160,992	27,827,207
患 者 収 入	366,271	351,672	319,446	310,983	289,908
施 設 収 入	1,640,046	1,556,143	1,660,383	1,597,662	1,476,347
特定健康診査等収入	236,021	237,670	232,107	231,515	219,522
補 助 金	5,309,170	6,464,505	7,346,236	5,128,041	4,903,627
利 息 及 び 配 当 金	1,853,408	1,833,835	1,875,091	1,838,212	2,042,566
そ の 他	2,649,142	2,816,754	2,901,872	2,760,647	2,908,433
繰 入 金	17,625,478	10,906,285	7,780,479	3,400,173	2,029,819
特 別 利 益	7,574	50,720	31,464	94,754	32,450
当 期 損 失 金	1,076,028	2,406,627	4,059,217	1,509,242	1,889,605
支 出	89,717,130	85,722,035	83,773,380	72,229,374	72,449,022
職 員 給 与	3,798,458	4,066,346	4,208,769	4,206,103	4,259,768
厚 生 費	43,712,334	45,175,516	45,672,695	45,322,919	30,871,538
特定健康診査等費	2,045,361	2,224,767	2,292,890	2,281,865	2,248,648
旅 費	75,029	68,742	72,064	72,397	79,477
事 務 費	388,472	399,005	431,742	444,308	495,251
そ の 他	7,689,896	7,925,412	7,419,145	7,172,563	23,217,974
繰 入 金	15,302,481	15,787,191	13,638,359	6,580,561	5,112,434
特 別 損 失	70,361	76,634	770,768	55,368	70,043
当 期 利 益 金	16,634,738	9,998,421	9,266,945	6,093,289	6,093,890

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/128.xls>

9 私立学校教職員共済

第128表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
						短期 (甲乙任継)	年金等			
平成23年度 (2011)	517,607	489,141	5,601 (5,315)	3,226	19,639	514,381	492,367	14,345	349,442	0.68
24 (2012)	524,645	495,542	5,719 (5,421)	3,229	20,155	521,416	498,771	14,363	349,165	0.67
25 (2013)	532,851	503,538	5,895 (5,598)	3,236	20,182	529,615	506,774	14,288	349,443	0.66
26 (2014)	543,037	513,855	5,886 (5,597)	3,224	20,072	539,813	517,079	14,374	350,016	0.65
27 (2015)	553,741	525,796	5,536 (5,241)	3,220	19,472	550,509	528,733	14,271	349,838	0.64

(注) 乙種の()内は乙2種組合員の再掲である。
再掲の「年金等」は、平成26年度までは長期(甲丙)である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	丙4	丙5	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者 1人当り 被扶養者数
											短期	年金等			
平成27年度	553,741	525,501	0	295	5,241	3,220	0	12	0	19,472	550,509	528,733	14,271	349,838	0.64
大 学	245,027	241,002	-	153	1,997	1,871	-	4	-	-	243,152	242,877	659	173,608	0.71
短 大	13,279	12,654	-	-	269	355	-	1	-	-	12,923	13,010	325	8,556	0.66
高 専	197	196	-	-	1	-	-	-	-	-	197	196	3	210	1.07
高 校	85,650	84,706	-	-	599	343	-	2	-	-	85,305	85,051	1,393	75,583	0.89
中 学	16,147	15,960	-	2	46	139	-	-	-	-	16,008	16,099	711	13,418	0.84
小 学	5,954	5,868	-	-	33	53	-	-	-	-	5,901	5,921	220	4,285	0.73
幼 稚 園	115,883	114,120	-	15	1,744	-	-	4	-	-	115,879	114,124	8,552	23,795	0.21
特 別 支 援	388	386	-	-	2	-	-	-	-	-	388	386	13	228	0.59
各 種	7,696	7,514	-	122	60	-	-	-	-	-	7,696	7,514	357	5,476	0.71
専 修	42,415	41,476	-	-	479	459	-	1	-	-	41,955	41,936	2,020	30,969	0.74
事 業 団	1,633	1,619	-	3	11	-	-	-	-	-	1,633	1,619	18	1,179	0.72
任 継	19,472	-	-	-	-	-	-	-	-	19,472	19,472	0	-	12,531	0.64

(注) 1 甲種校とは短期給付・長期給付を適用する学校、乙種校とは短期給付のみを適用する学校、丙種校とは長期給付のみを適用する学校である。
2 組合員の適用種別は、以下のとおり。
甲1種加入者(甲種校)：70歳未満で短期・長期適用
甲2種加入者(甲種校)：70歳以上で短期・長期適用
乙1種加入者(乙種校)：短期のみ適用
乙2種加入者(乙種校)：70歳以上で短期のみ適用
丙1種加入者(丙種校)：70歳未満で長期のみ適用
丙2種加入者(丙種校)：70歳以上で長期のみ適用
丙4種加入者(甲種校)：65～70歳未満で長期のみ適用
丙5種加入者(甲種校)：70歳以上で長期のみ適用
任意継続加入者：退職後、引き続き2年間のみ短期のみ適用
3 「乙1種」の適用を受けるのは、乙種校の加入者のみだけでなく、社会保障協定等の対象者で短期給付の適用を受ける加入者も含まれる。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/129.xls>

第129表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲1・2種		乙1・2種	丙1・2・4・5種	任継	再掲	
		短期	年金等				短期	年金等
平成23年度 (2011)	377,432	378,959	365,293	450,767	484,250	300,926	376,762	366,072
24 (2012)	376,570	378,174	364,687	449,673	484,305	299,120	375,903	365,461
25 (2013)	375,184	376,668	363,362	447,555	484,752	299,453	374,515	364,137
26 (2014)	375,330	376,814	363,422	443,589	485,146	299,686	374,675	364,181
27 (2015)	373,436	374,755	361,614	446,272	485,469	298,557	372,779	362,371
平成27年度								
大 学	438,120	436,193	413,930	579,189	524,053	—	437,457	414,780
短 大	401,851	401,562	392,282	432,312	389,118	—	402,202	392,195
高 専	468,640	469,500	463,224	300,000	—	—	468,640	463,224
高 校	399,387	398,979	392,429	399,603	499,304	—	398,983	392,862
中 学	420,204	420,069	412,431	322,750	469,281	—	419,777	412,922
小 学	400,032	399,070	392,509	458,000	470,377	—	399,400	393,206
幼 稚 園	233,447	232,063	230,056	323,333	194,500	—	233,449	230,055
特 別 支 援	309,196	308,518	308,207	440,000	—	—	309,196	308,207
各 種	343,137	341,415	326,474	414,231	—	—	343,137	326,474
専 修	339,031	337,715	329,601	392,877	401,548	—	338,345	330,390
事 業 団	383,492	383,382	366,131	396,143	—	—	383,492	366,131
任 継	298,557	—	—	—	—	298,557	298,557	—

(注) 組合員の適用種別は、以下のとおり。

甲1・2種加入者：短期・長期適用

乙1・2種加入者：短期のみ適用

丙1・2・4・5種加入者：長期のみ適用

任意継続加入者：退職後、引き続き2年間のみ短期のみ適用

「年金等」は、平成26年度までは「長期」

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/130.xls>

第130表 私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）

平成27年度末現在

標準給与		短期（除任継）			年金等			任継給与	任継		
等級	月額 (千円)	計	男	女	計	男	女		計	男	女
総数		531,037	233,281	297,756	528,733	231,019	297,714	総数	19,472	12,628	6,844
第1級	98	1,414	512	902	1,264	423	841	94以下	161	81	80
2	104	626	164	462	595	140	455	98	66	45	21
3	110	1,210	311	899	1,168	280	888	100	46	19	27
4	118	1,851	478	1,373	1,790	436	1,354	104	42	22	20
5	126	2,431	619	1,812	2,368	576	1,792	105	67	34	33
6	134	3,564	870	2,694	3,513	829	2,684	110	53	29	24
7	142	3,991	822	3,169	3,995	772	3,223	112	72	37	35
8	150	5,930	1,194	4,736	5,806	1,090	4,716	118	102	51	51
9	160	8,332	1,357	6,975	8,230	1,267	6,963	119	77	34	43
10	170	11,142	1,553	9,589	11,068	1,491	9,577	126	182	98	84
11	180	13,898	1,729	12,169	13,798	1,648	12,150	133	66	31	35
12	190	16,188	1,956	14,232	16,107	1,885	14,222	134	129	69	60
13	200	26,796	3,821	22,975	26,597	3,672	22,925	140	166	103	63
14	220	33,942	6,252	27,690	33,771	6,094	27,677	142	140	82	58
15	240	29,760	7,611	22,149	29,665	7,506	22,159	150	171	92	79
16	260	27,364	9,021	18,343	27,226	8,887	18,339	154	238	138	100
17	280	24,971	8,935	16,036	24,874	8,840	16,034	160	246	127	119
18	300	24,661	9,440	15,221	24,531	9,318	15,213	168	190	115	75
19	320	23,169	9,130	14,039	23,087	9,039	14,048	170	250	126	124
20	340	21,991	9,135	12,856	21,941	9,075	12,866	180	298	149	149
21	360	20,684	9,131	11,553	20,610	9,060	11,550	182	241	145	96
22	380	23,568	11,018	12,550	23,511	10,963	12,548	190	329	138	191
23	410	25,704	12,978	12,726	25,600	12,877	12,723	196	232	138	94
24	440	23,503	13,000	10,503	23,434	12,905	10,529	200	546	266	280
25	470	22,159	13,093	9,066	22,112	13,045	9,067	210	226	133	93
26	500	20,314	13,026	7,288	20,265	12,956	7,309	220	710	364	346
27	530	18,040	12,150	5,890	18,033	12,116	5,917	224	199	124	75
28	560	15,917	11,093	4,824	15,936	11,078	4,858	238	203	130	73
29	590	14,088	10,236	3,852	14,120	10,226	3,894	240	589	312	277
30	620	12,112	9,242	2,870	63,718	52,525	11,193	252	186	110	76
31	650	10,164	7,973	2,191	—	—	—	260	636	374	262
32	680	8,557	6,888	1,669	—	—	—	266	261	148	113
33	710	8,153	6,792	1,361	—	—	—	280	512	296	216
34	750	7,639	6,463	1,176	—	—	—	287	271	176	95
35	790	5,573	4,950	623	—	—	—	300	495	295	200
36	830	3,901	3,450	451	—	—	—	308	340	206	134
37	880	2,399	2,117	282	—	—	—	320	476	262	214
38	930	1,395	1,253	142	—	—	—	329	396	248	148
39	980	994	892	102	—	—	—	340	423	208	215
40	1,030	759	689	70	—	—	—	350	378	266	112
41	1,090	611	537	74	—	—	—	360	347	208	139
42	1,150	436	401	35	—	—	—	371	478	327	151
43	1,210	1,136	999	137	—	—	—	377	8,236	6,272	1,964

(注) 「年金等」は、平成26年度までは「長期」

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/131.xls>

第131表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合 計	件数	10,521,216	10,890,833	10,964,689	11,214,680	11,464,718
	金額	110,913,968	114,773,756	117,005,094	120,546,756	124,861,406
組 合 員 分	件数	6,185,579	6,422,828	6,516,410	6,692,438	6,869,353
	金額	65,846,298	68,402,238	70,786,768	73,584,389	76,306,774
療 養 の 給 付	件数	4,171,415	4,296,721	4,356,172	4,459,735	4,562,019
	日数	6,764,536	6,858,597	6,882,940	6,963,317	7,037,874
	金額	49,688,843	51,514,378	53,068,691	55,126,002	56,621,558
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数	502	620	653	767	845
	日数	3,064	4,711	4,547	5,162	5,839
	金額	24,564	42,330	39,808	41,610	47,701
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	件数	40,159	40,596	41,555	42,552	42,624
	食事件数	899,121	899,840	906,159	908,040	882,909
	金額	364,431	364,082	365,483	367,414	356,971
調 剤	件数	1,748,319	1,838,295	1,881,101	1,951,256	2,017,090
	金額	11,693,699	12,162,708	12,851,802	13,328,655	14,418,745
療 養 費	件数	257,002	275,746	269,478	271,071	279,499
	金額	1,091,872	1,139,157	1,125,403	1,154,241	1,180,567
調 剤 費	件数	871	3,224	670	739	765
	金額	3,900	10,537	2,459	3,520	2,976
移 送 料	件数	4	8	5	4	7
	金額	110	291	97	544	360
出 産 費	件数	6,933	7,658	7,806	8,343	8,585
	金額	2,952,271	3,140,974	3,306,775	3,536,289	3,650,787
埋 葬 料	件数	533	556	525	523	543
	金額	26,608	27,780	26,250	26,115	27,108
被 扶 養 者 分	件数	4,290,090	4,423,519	4,403,629	4,477,650	4,539,030
	金額	42,170,593	43,637,235	43,624,219	44,457,796	45,846,658
療 養 の 給 付	件数	2,852,195	2,920,480	2,905,842	2,940,094	2,973,624
	日数	4,833,484	4,883,033	4,788,090	4,783,077	4,792,858
	金額	31,872,407	33,194,102	33,055,407	33,657,421	34,575,615
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数	1,939	2,142	2,389	2,617	3,119
	日数	11,757	12,391	14,302	15,758	19,471
	金額	90,785	101,306	120,306	135,420	166,459
入 院 時 食 事 療 養 費	件数	28,858	29,186	29,549	28,875	29,609
	食事件数	788,752	782,511	781,355	741,286	756,201
	金額	312,341	310,641	309,972	294,985	299,695
調 剤	件数	1,305,425	1,363,937	1,364,382	1,403,390	1,431,932
	金額	7,087,256	7,285,249	7,436,955	7,646,443	8,066,353
療 養 費	件数	124,380	129,195	125,197	125,700	124,446
	金額	646,359	655,620	634,533	656,447	651,289
調 剤 費	件数	792	2,340	675	703	754
	金額	3,766	6,735	3,211	3,623	3,639
移 送 料	件数	4	8	7	2	2
	金額	196	1,322	141	31	44
家 族 出 産 費	件数	5,021	5,099	4,845	4,815	4,850
	金額	2,140,782	2,066,359	2,049,092	2,046,974	2,068,415
家 族 埋 葬 料	件数	334	318	292	329	303
	金額	16,700	15,900	14,600	16,450	15,150
組 合 員 及 び 被 扶 養 者 分	件数	45,547	44,486	44,650	44,592	56,335
	金額	1,990,015	1,818,684	1,691,019	1,596,419	1,817,112
高 額 療 養 費	件数	45,547	44,486	44,650	44,592	56,335
	金額	1,990,015	1,818,684	1,691,019	1,596,419	1,817,112
支 払 基 金 審 査 費		907,062	915,600	903,089	908,151	890,861

- (注) 1 「入院時食事・生活療養費」、「家族入院時食事療養費」の件数・日数は、「(家族)療養の給付」の再掲であり合計には含まれていない。
2 「入院時食事・生活療養費」は、70歳未満の組合員に係る「入院時食事療養費」と70歳以上の療養病床に入院する組合員及び被扶養者に係る「入院時食事・生活療養費」の合計である。
3 平成25年度の「療養費」には、外来の東日本大震災に係る概算払い分を含む。
4 平成26年度の「療養の給付」には、東日本大震災に係る未確定レセプト請求分を含む(食事療養費及び生活療養費は入院に含む)。

(ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合 計	件数	18,397	19,282	20,259	21,189	22,817
	日数	546,886	575,009	611,220	645,628	697,108
	金額	5,154,619	5,349,559	5,737,896	6,181,862	6,703,104
傷病手当金	件数	14,028	14,606	15,167	15,755	16,851
	日数	270,978	280,423	289,870	301,147	320,142
	金額	2,742,157	2,780,663	2,899,881	3,058,864	3,262,179
出産手当金	件数	4,364	4,672	5,092	5,434	5,966
	日数	275,803	294,516	321,350	344,481	376,966
	金額	2,411,625	2,568,340	2,838,015	3,122,997	3,440,925
休業手当金	件数	5	4	—	—	—
	日数	105	70	—	—	—
	金額	836	556	—	—	—

(iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合 計	件数	3,429	345	77	31	44
	金額	1,440,896	137,894	38,554	18,743	27,249
弔 慰 金	件数	3	4	1	1	3
	金額	820	2,051	170	440	1,610
家族弔慰金	件数	6	1	1	4	—
	金額	1,386	308	392	931	—
災害見舞金	件数	3,420	340	75	26	41
	金額	1,438,690	135,535	37,992	17,372	25,639

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/132.xls>

第132表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分		平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
組 合 員 分	件数	4,171,415	4,296,721	4,356,172	4,459,735	4,562,019
	日数	6,764,536	6,858,597	6,882,940	6,963,317	7,037,874
	金額	49,688,843	51,514,378	53,068,691	55,126,002	56,621,558
一 般 診 療	件数	3,343,758	3,443,769	3,478,542	3,541,345	3,613,234
	日数	5,142,446	5,223,075	5,232,182	5,274,316	5,329,721
	金額	42,705,490	44,303,625	45,782,069	47,507,696	48,769,282
入 院	件数	44,602	45,279	46,403	47,554	47,817
	日数	402,472	400,226	404,602	406,756	397,916
	金額	16,470,639	17,241,619	18,092,558	18,849,358	19,081,152
入 院 外	件数	3,299,156	3,398,490	3,432,139	3,493,791	3,565,417
	日数	4,739,974	4,822,849	4,827,580	4,867,560	4,931,805
	金額	26,234,851	27,062,005	27,689,511	28,658,338	29,688,129
歯 科 診 療	件数	827,657	852,952	877,630	918,390	948,785
	日数	1,622,090	1,635,522	1,650,758	1,689,001	1,708,153
	金額	6,983,353	7,210,753	7,286,622	7,618,306	7,852,276
被 扶 養 者 分	件数	2,852,195	2,920,480	2,905,842	2,940,094	2,973,624
	日数	4,833,484	4,883,033	4,788,090	4,783,077	4,792,858
	金額	31,872,407	33,194,102	33,055,407	33,657,421	34,575,615
一 般 診 療	件数	2,325,126	2,381,084	2,354,633	2,376,839	2,395,844
	日数	3,894,340	3,942,634	3,849,593	3,848,447	3,854,254
	金額	27,887,438	29,111,689	28,952,667	29,457,902	30,281,850
入 院	件数	33,455	33,968	34,165	33,505	34,417
	日数	343,916	342,335	340,410	326,558	331,014
	金額	11,349,639	12,112,044	12,140,467	12,245,956	12,821,576
入 院 外	件数	2,291,671	2,347,116	2,320,468	2,343,334	2,361,427
	日数	3,550,424	3,600,299	3,509,183	3,521,889	3,523,240
	金額	16,537,798	16,999,645	16,812,200	17,211,946	17,460,274
歯 科 診 療	件数	527,069	539,396	551,209	563,255	577,780
	日数	939,144	940,399	938,497	934,630	938,604
	金額	3,984,969	4,082,413	4,102,740	4,199,519	4,293,765

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/133.xls>

第133表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額:円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	
《組合員分》						
診療費	1000人当件数	8,182.31	8,316.53	8,298.92	8,335.00	8,361.79
	1件当日数	1.62	1.60	1.58	1.56	1.54
	1件当金額	11,912	11,989	12,182	12,361	12,412
	1人当金額	97,466	99,709	101,101	103,028	103,783
一般診療	1000人当件数	6,558.84	6,665.60	6,626.96	6,618.58	6,622.75
	1件当日数	1.54	1.52	1.50	1.49	1.48
	1件当金額	12,772	12,865	13,161	13,415	13,497
	1人当金額	83,768	85,752	87,219	88,789	89,390
入院	1000人当件数	87.49	87.64	88.40	88.88	87.64
	1件当日数	9.02	8.84	8.72	8.55	8.32
	1件当金額	369,280	380,786	389,901	396,378	399,045
	1人当金額	32,307	33,372	34,468	35,228	34,974
入院外	1000人当件数	6,471.36	6,577.96	6,538.55	6,529.71	6,535.11
	1件当日数	1.44	1.42	1.41	1.39	1.38
	1件当金額	7,952	7,963	8,068	8,203	8,327
	1人当金額	51,460	52,380	52,751	53,561	54,416
歯科診療	1000人当件数	1,623.46	1,650.93	1,671.97	1,716.42	1,739.04
	1件当日数	1.96	1.92	1.88	1.84	1.80
	1件当金額	8,437	8,454	8,303	8,295	8,276
	1人当金額	13,698	13,957	13,882	14,238	14,393
出産費	1000人当件数	13.60	14.82	14.87	15.59	15.74
埋葬料	1000人当件数	9.85	9.87	9.23	9.00	8.89
《被扶養者分》						
診療費	1000人当件数	5,594.63	5,652.75	5,535.91	5,494.88	5,450.40
	1件当日数	1.69	1.67	1.65	1.63	1.61
	1件当金額	11,175	11,366	11,376	11,448	11,627
	1人当金額	62,518	64,249	62,974	62,904	63,374
一般診療	1000人当件数	4,560.78	4,608.72	4,485.80	4,442.18	4,391.38
	1件当日数	1.67	1.66	1.63	1.62	1.61
	1件当金額	11,994	12,226	12,296	12,394	12,639
	1人当金額	54,702	56,347	55,158	55,055	55,504
入院	1000人当件数	65.62	65.75	65.09	62.62	63.08
	1件当日数	10.28	10.08	9.96	9.75	9.62
	1件当金額	339,251	356,572	355,348	365,496	372,536
	1人当金額	22,263	23,444	23,129	22,887	23,501
入院外	1000人当件数	4,495.16	4,542.97	4,420.71	4,379.56	4,328.30
	1件当日数	1.55	1.53	1.51	1.50	1.49
	1件当金額	7,216	7,243	7,245	7,345	7,394
	1人当金額	32,439	32,904	32,029	32,168	32,003
歯科診療	1000人当件数	1,033.86	1,044.03	1,050.11	1,052.69	1,059.02
	1件当日数	1.78	1.74	1.70	1.66	1.62
	1件当金額	7,561	7,568	7,443	7,456	7,431
	1人当金額	7,817	7,902	7,816	7,849	7,870
家族出産費	1000人当件数	9.85	9.87	9.23	9.00	8.89
家族埋葬料	1000人当件数	0.66	0.62	0.56	0.61	0.56

(注) 1 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

2 「1000人当件数」「1人当金額」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

(ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合 計					
1000人当件数	36.09	37.32	38.60	39.60	41.82
1件当日数	29.73	29.82	30.17	30.47	30.55
1日当金額	9,425	9,303	9,388	9,575	9,616
傷病手当金					
1000人当件数	27.52	28.27	28.89	29.45	30.89
1件当日数	19.32	19.20	19.11	19.11	19.00
1日当金額	10,119	9,916	10,004	10,157	10,190
出産手当金					
1000人当件数	8.56	9.04	9.70	10.16	10.94
1件当日数	63.20	63.04	63.11	63.39	63.19
1日当金額	8,744	8,721	8,832	9,066	9,128
休業手当金					
1000人当件数	0.01	0.01	—	—	—
1件当日数	21.00	17.50	—	—	—
1日当金額	7,965	7,944	—	—	—

(注) 1 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

2 「1000人当件数」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

(iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合 計					
1000人当件数	6.73	0.67	0.15	0.06	0.08
1件当金額	420,209	399,693	500,701	604,613	619,284
弔 慰 金					
1000人当件数	0.01	0.01	0.00	0.00	0.01
1件当金額	273,333	512,750	170,000	440,000	536,667
家族弔慰金					
1000人当件数	0.01	0.00	0.00	0.01	—
1件当金額	231,000	308,000	392,000	232,750	—
災害見舞金					
1000人当件数	6.71	0.66	0.14	0.05	0.08
1件当金額	420,669	398,632	506,560	668,154	625,329

(注) 1 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

2 「1000人当件数」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/134.xls>

第134表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合 計	件数	2,100,068	2,221,728	2,337,421	2,426,974	1,266,437
	金額	271,783,041	279,820,090	286,665,827	286,362,923	147,274,325
退職共済年金	件数	1,664,216	1,778,189	1,887,180	1,970,621	1,034,840
	金額	214,115,102	222,857,115	230,343,783	230,843,112	119,493,007
障害共済年金	件数	11,872	12,453	12,915	13,425	6,890
	金額	2,035,474	2,069,911	2,178,670	2,288,795	1,128,541
遺族共済年金	件数	329,700	346,473	361,737	375,799	193,946
	金額	37,228,950	38,423,291	39,465,005	40,107,781	20,602,817
退職年金	件数	33,359	30,705	28,165	25,594	11,889
	金額	11,162,008	10,006,235	8,988,833	8,079,211	3,694,121
減額退職年金	件数	1,882	1,817	1,745	1,640	814
	金額	453,941	432,642	405,794	374,682	181,864
通算退職年金	件数	31,811	27,243	23,004	19,041	8,268
	金額	2,923,495	2,488,837	2,066,038	1,694,235	731,984
返還一時金	件数	34	21	7	11	4
	金額	49,752	21,799	4,512	12,231	3,670
脱退一時金	件数	24	19	8	9	3
	金額	65,097	57,975	34,573	19,954	9,095
新脱退一時金	件数	232	222	204	213	122
	金額	145,390	147,016	127,123	145,615	85,730
障害年金	件数	1,756	1,641	1,524	1,418	675
	金額	470,843	427,160	394,407	352,100	181,107
障害一時金	件数	—	1	1	—	—
	金額	—	2,488	2,221	—	—
遺族年金	件数	17,747	16,468	15,264	14,239	6,721
	金額	2,757,320	2,561,113	2,374,389	2,201,753	1,050,443
通算遺族年金	件数	7,307	6,379	5,597	4,905	2,238
	金額	351,324	304,404	267,263	231,372	106,848
死亡一時金	件数	1	—	—	—	—
	金額	58	—	—	—	—
特例死亡一時金	件数	1	—	—	—	—
	金額	405	—	—	—	—
恩給財団給付年金	件数	126	95	70	58	27
	金額	23,881	17,840	13,215	10,949	5,097
恩給財団給付一時扶助金	件数	—	2	—	1	—
	金額	—	2,265	—	1,133	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/135.xls>

第135表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人員	50,548	49,688	57,461	49,226	55,769
金額	36,732,298	37,133,677	41,907,382	35,023,880	36,926,296
退職共済年金 人員	45,669	44,559	51,499	43,183	50,381
金額	33,167,521	33,355,884	37,158,824	30,384,033	33,024,809
障害共済年金 人員	323	355	306	304	365
金額	326,396	379,760	337,522	321,539	370,699
遺族共済年金 人員	4,465	4,753	5,638	5,720	5,007
金額	3,201,041	3,373,676	4,392,378	4,296,270	3,513,124
退職年金 人員	3	4	1	2	4
金額	6,041	9,739	2,904	3,472	8,010
減額退職年金 人員	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
通算退職年金 人員	75	8	3	1	2
金額	16,013	2,361	1,123	480	1,301
障害年金 人員	6	4	4	9	2
金額	8,445	8,134	5,673	13,776	2,471
遺族年金 人員	6	4	10	4	7
金額	6,346	3,904	8,957	3,562	5,722
通算遺族年金 人員	1	1	—	3	1
金額	494	219	—	748	160

(注) 在職分(既裁定)を除く。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人員	370,420	389,127	409,276	420,842	440,155
金額	320,782,996	329,190,457	337,249,206	330,862,395	336,498,343
退職共済年金 人員	295,674	313,075	332,334	342,674	360,432
金額	256,611,998	264,876,941	273,064,579	267,002,102	272,461,034
障害共済年金 人員	2,212	2,338	2,396	2,458	2,561
金額	2,214,266	2,329,503	2,385,668	2,416,912	2,485,695
遺族共済年金 人員	55,104	57,888	60,485	63,134	65,811
金額	41,101,075	42,969,654	44,773,121	46,131,045	47,717,880
退職年金 人員	6,009	5,583	5,076	4,689	4,311
金額	12,713,120	11,679,056	10,492,760	9,530,748	8,647,975
減額退職年金 人員	325	313	306	295	283
金額	511,344	488,622	473,379	448,792	427,422
通算退職年金 人員	6,167	5,399	4,574	3,838	3,273
金額	3,692,969	3,214,291	2,717,014	2,265,949	1,899,986
障害年金 人員	322	297	276	262	243
金額	510,952	464,544	426,366	397,374	364,421
遺族年金 人員	3,178	2,973	2,756	2,553	2,400
金額	2,989,532	2,788,999	2,593,819	2,390,776	2,245,415
通算遺族年金 人員	1,401	1,239	1,059	927	831
金額	406,025	353,927	306,642	265,107	237,188
恩給財団年金 人員	28	22	14	12	10
金額	31,716	24,919	15,858	13,592	11,327

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/136.xls>

第136表 私立学校教職員共済長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《年金》					
新 規 裁 定	726,682	747,337	729,319	711,491	662,129
退職共済年金	726,259	748,578	721,545	703,611	655,501
障害共済年金	1,010,514	1,069,746	1,103,014	1,057,694	1,015,614
遺族共済年金	716,918	709,799	779,067	751,096	701,642
退職年金	2,013,733	2,434,775	2,904,200	1,736,000	2,002,525
減額退職年金	—	—	—	—	—
通算退職年金	213,512	295,063	374,400	480,400	650,600
障害年金	1,407,567	2,033,475	1,418,125	1,530,678	1,235,350
遺族年金	1,057,667	976,050	895,700	890,475	817,371
通算遺族年金	493,900	219,200	—	249,333	160,300
年 度 末 現 在	865,998	845,972	824,014	786,191	764,500
退職共済年金	867,888	846,049	821,657	779,172	755,929
障害共済年金	1,001,024	996,366	995,688	983,284	970,596
遺族共済年金	745,882	742,289	740,235	730,685	725,075
退職年金	2,115,680	2,091,896	2,067,132	2,032,576	2,006,025
減額退職年金	1,573,367	1,561,092	1,546,991	1,521,328	1,510,324
通算退職年金	598,828	595,349	594,013	590,398	580,503
障害年金	1,586,806	1,564,123	1,544,803	1,516,694	1,499,673
遺族年金	940,696	938,109	941,154	936,457	935,590
通算遺族年金	289,811	285,655	289,558	285,984	285,425
恩給財団年金	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700
《一時金》					
返還一時金	793,578	1,463,291	1,038,032	644,557	1,111,882
脱退一時金	2,955,618	2,712,379	3,051,332	4,321,675	2,217,078
新脱退一時金	553,790	626,683	662,236	623,151	683,638
障害一時金	—	—	2,487,500	2,220,600	1,132,700
死亡一時金	—	58,000	—	—	—
特例死亡一時金	—	404,700	—	—	—
恩給財団給付一時扶助金	1,132,700	—	1,132,700	—	—

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/137.xls>

第137表 私立学校教職員共済短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
収 入	237,510,850	248,354,369	256,710,735	261,169,384	269,052,776
掛 金 収 入	195,925,882	197,433,375	223,987,707	228,735,534	232,575,069
掛 金	191,105,498	192,546,774	218,395,243	223,186,998	227,167,390
任 継 掛 金	4,820,383	4,886,601	5,592,464	5,548,535	5,407,679
介 護 掛 金 収 入	17,433,657	18,281,791	19,268,445	20,713,182	20,834,966
介 護 掛 金	17,147,398	17,994,848	18,983,812	20,434,682	20,576,333
任 継 介 護 掛 金	286,259	286,943	284,634	278,500	258,633
老健医療費拠出金還付金収益	—	11,493	4,365	1,848	652
高齢者医療運営等事業費助成	—	—	—	—	—
児童育成事業費補助金収益	80,430	—	—	—	—
支 払 準 備 金 戻 入	9,881,162	10,370,702	10,540,712	10,758,616	11,054,411
事 業 外 収 益	319,012	238,688	233,184	215,555	273,371
前 期 損 益 修 正 益	7,125	17,162	25,078	26,746	29,594
当 期 損 失 金	13,863,583	22,001,159	2,651,242	717,904	4,284,713
支 出	237,510,850	248,354,369	256,710,735	261,169,384	269,052,776
保 健 給 付	110,913,968	114,773,756	117,005,094	120,546,756	124,861,409
休 業 給 付	5,154,619	5,349,559	5,737,896	6,181,862	6,703,104
災 害 給 付	1,440,896	137,894	38,554	18,743	27,249
附 加 給 付	4,633,529	3,850,091	3,848,496	3,608,868	3,898,533
老 人 保 健 拠 出 金	79,288	1,457	1,285	1,200	1,200
退 職 者 給 付 拠 出 金	12,074,873	13,130,013	13,547,855	11,734,614	6,242,856
前 期 高 齢 者 納 付 金	28,675,697	31,685,986	32,926,137	32,747,550	35,892,199
後 期 高 齢 者 支 援 金	44,171,731	47,970,193	50,839,424	51,956,115	55,942,745
病 床 転 換 支 援 金	—	—	—	—	—
介 護 納 付 金	17,597,808	18,446,063	19,451,198	20,821,547	20,769,510
そ の 他	2,377,264	2,444,744	2,539,832	2,362,407	3,159,155
支 払 準 備 金 繰 入	10,370,702	10,540,712	10,758,616	11,054,411	11,488,297
前 期 損 益 修 正 損	20,352	18,476	15,883	22,732	19,921
財 産 処 分 損	124	5,425	464	112,580	46,599
当 期 利 益 金	—	—	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/138.xls>

第138表 私立学校教職員共済長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
収 入	521,557,520	565,490,492	685,407,267	653,413,669	829,759,193
保険料収入					173,296,078
掛金収入	354,899,644	367,493,584	381,266,360	396,624,402	229,320,920
掛金	354,899,644	367,493,584	381,266,360	396,624,402	229,320,920
特別掛金	—	—	—	—	—
基礎年金交付金	8,753,418	5,960,536	7,865,238	6,678,257	5,723,467
厚生年金交付金					149,723,259
年金特別会計より受入	12	3	2	・	16
退職一時金等返還金	878,155	945,617	966,566	899,930	907,805
運用収入	40,456,511	79,231,931	181,596,686	128,202,403	141,923,633
事業費国庫補助金収益	109,703,315	104,836,928	105,940,146	113,983,107	121,523,868
都道府県補助金収益	6,576,499	6,598,143	6,654,505	6,709,353	6,871,362
助成勘定より受入	100,000	100,000	100,000	100,000	131,439
延滞金	56,103	53,521	73,577	71,658	114,841
事業外雑益	1,601	559	1,750	3,150	130,154
前期損益修正益	132,261	269,671	108,405	141,407	92,351
固定資産売却益	—	—	833,862	1	0
当期損失	—	—	—	—	—
支 出	521,557,520	565,490,492	685,407,267	653,413,669	829,759,191
退職給付	228,914,786	236,011,619	241,970,656	241,169,040	124,199,471
障害給付	2,506,317	2,499,558	2,575,298	2,640,895	1,309,648
遺族給付	40,338,057	41,288,807	42,106,658	42,540,905	21,760,108
恩給財団給付	23,881	20,105	13,215	12,082	5,097
厚生年金給付					532,173
共済年金給付					148,418,001
経過的職域加算相当給付					68,761
基礎年金拠出金	215,713,314	206,302,074	208,298,782	224,578,979	238,188,941
年金保険者拠出金	21,938,653	68,336,795	65,834,596	44,174,370	18,355,143
厚生年金拠出金					165,704,310
事業外支出等	4,795,718	2,727,908	630,522	1,696,646	4,926
固定資産売却損	—	—	—	34,197,476	—
財産処分損	961	11,571	18,981	146,201	63,740
前期損益修正損	622	1,535,643	144	38	592
当期利益金	7,325,210	6,756,411	123,958,416	62,257,036	109,360,222
年度末現在責任準備金	—	—	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/139.xls>

第139表 私立学校教職員共済業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
収 入	4,124,364	4,199,108	5,767,042	6,009,064	5,075,434
掛 金	3,298,660	3,217,135	3,247,849	3,290,004	1,830,883
受 入 金					2,790,661
補 助 金	290,639	290,552	290,525	298,816	298,786
利 息 及 び 配 当 金	43,994	25,757	22,028	20,689	15,747
雑 益	17,332	17,623	17,469	18,910	18,312
退職給付引当金戻入	—	—	514	—	—
前期損益修正益	181	177	129	4	20
固定資産売却益	—	—	130,265	—	—
当期損失金	473,558	647,864	2,058,263	2,380,641	121,025
支 出	4,124,364	4,199,108	5,767,042	6,009,064	5,075,434
一 般 管 理 費	4,123,354	4,192,814	5,722,571	6,002,587	4,827,340
前期損益修正損	374	158	128	183	245,727
固定資産除却損	636	6,015	44,333	4,787	1,854
財産処分損	—	121	10	1,508	513
当期利益金	—	—	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/140.xls>

第140表 私立学校教職員共済保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
収 入	7,651,574	8,423,444	7,872,514	7,935,462	8,058,379
掛 金	7,275,017	7,351,935	7,422,556	7,518,929	7,714,067
施 設 収 入	45,337	47,039	49,783	51,659	58,775
特定健診国庫補助金	321,332	272,459	177,483	169,793	85,620
受 入 金	・	743,175	178,884	148,384	193,054
利 息 及 び 配 当 金	8,661	8,642	6,986	7,887	6,864
雑 益	・	・	・	1,265	・
前期損益修正益	1,227	194	7,995	37,546	17,215
当期損失金	—	—	28,826	—	—
支 出	7,651,574	8,423,444	7,872,514	7,935,462	8,075,595
保 健 事 業 費	2,467,286	2,458,719	2,531,217	2,360,994	2,137,649
特定健康診査等給付費	321,332	364,706	402,633	401,058	397,529
一 般 管 理 費	957,061	1,034,695	1,264,052	1,148,589	1,609,209
他 経 理 へ の 繰 入	3,545,400	3,624,442	3,544,386	3,247,585	3,948,722
事業資産減価償却費	122,481	84,020	91,573	91,373	92,580
事業外費用	41,350	39,288	37,215	13,244	10,751
前期損益修正損	362	540	1,422	411	40,490
財産処分損	—	183	16	2,522	1,296
固定資産除却損	67	23,106	—	117	30,825
当期利益金	196,235	793,746	—	669,569	△ 193,456

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/141.xls>

10 農林漁業団体職員共済組合

第141表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
団 体 数	5,611	5,553	5,463	5,381	5,281
組 合 員 数	416,393	413,355	410,003	407,973	405,822
男	249,146	246,621	242,771	240,562	238,156
女	167,247	166,734	167,232	167,411	167,666
平均標準給与月額	291,490	290,199	290,319	291,531	292,936
男	328,427	326,448	326,828	327,492	328,788
女	236,466	236,583	237,412	239,857	242,010

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/142.xls>

第142表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成26年度末現在

標準給与 月額 (千円)	組合員数			標準給与 月額 (千円)	組合員数		
	計	男	女		計	男	女
総 数	405,822	238,156	167,666				
98	1,410	295	1,115	260	24,409	14,801	9,608
104	1,022	134	888	280	23,061	14,227	8,834
110	2,175	280	1,895	300	22,368	14,020	8,348
118	4,993	808	4,185	320	20,593	13,685	6,908
126	7,148	1,216	5,932	340	19,044	13,209	5,835
134	8,628	1,704	6,924	360	17,587	12,688	4,899
142	9,870	2,313	7,557	380	19,344	14,261	5,083
150	11,756	3,341	8,415	410	19,512	14,885	4,627
160	13,600	4,698	8,902	440	15,253	12,029	3,224
170	13,355	5,398	7,957	470	11,226	8,946	2,280
180	14,169	6,523	7,646	500	7,933	6,225	1,708
190	14,578	7,152	7,426	530	5,583	4,455	1,128
200	22,620	11,753	10,867	560	4,024	3,327	697
220	28,065	15,426	12,639	590	2,989	2,521	468
240	25,170	14,741	10,429	620	14,337	13,095	1,242

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/143.xls>

第143表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成25年度 (2013)			26 (2014)		
	共済年金	移行年金	特例年金	共済年金	移行年金	特例年金
合 計	件数 225 金額 254,880	0 0	2,042,408 50,901,157	622 924,031	0 0	2,020,827 155,062,134
退職共済年金	件数 73 金額 27,848	0 0	973,492 19,702,422	167 112,793	0 0	858,288 17,254,930
障害共済年金	件数 0 金額 0	0 0	14,039 565,688	0 0	0 0	13,251 538,639
遺族共済年金	件数 0 金額 0	0 0	226,417 6,204,547	46 9,416	0 0	200,852 5,369,697
退職年金	件数 70 金額 210,454	0 0	147,681 4,121,885	258 728,961	0 0	122,584 3,270,599
減額退職年金	件数 4 金額 5,570	0 0	23,717 478,037	19 41,127	0 0	20,386 385,582
通算退職年金	件数 5 金額 9,958	0 0	35,204 249,471	10 26,561	0 0	27,974 191,137
退職一時金	件数 70 金額 825	・ ・	・ ・	119 1,374	・ ・	・ ・
障害年金	件数 0 金額 0	0 0	5,018 105,864	1 1,607	0 0	4,675 98,888
遺族年金	件数 0 金額 0	0 0	54,490 681,125	1 2,166	0 0	46,651 579,192
通算遺族年金	件数 0 金額 0	0 0	5,340 21,048	0 0	0 0	4,402 16,598
返還一時金	件数 3 金額 225	・ ・	・ ・	1 26	・ ・	・ ・
死亡一時金	件数 0 金額 0	・ ・	・ ・	0 0	・ ・	・ ・
特例死亡一時金	件数 0 金額 0	・ ・	・ ・	0 0	・ ・	・ ・
特例老齢農林年金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	547,772 9,373,128	・ ・	・ ・	573,225 9,547,436
特例退職一時金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	13,291 12,810,255
特例減額退職一時金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	2,415 2,153,469
特例通算退職一時金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	2,460 406,811
特例遺族一時金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	4,696 2,482,142
特例通算遺族一時金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	427 56,022
特例退職共済一時金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	92,189 69,649,527
特例遺族共済一時金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	16,752 16,693,530
特例老齢農林一時金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	9,223 9,374,750	・ ・	・ ・	16,285 13,507,193
特例脱退一時金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	9 18,075	・ ・	・ ・	13 37,535
特例返還一時金	件数 ・ 金額 ・	・ ・	6 5,116	・ ・	・ ・	11 12,954

(注) 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、「移行年金」は厚生年金から支給される年金であり、「特例年金」は職域加算部分(3階部分)の給付について農林漁業団体職員共済組合から支給される年金である。「共済年金」は、権利が発生していたにも関わらず未請求だったものである。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/144.xls>

第144表 農林漁業団体職員共済組合金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人員	22,504	20,646	20,462	13,383	20,479
金額	1,676,148	1,560,480	1,451,126	785,362	1,258,246
退職共済年金 人員	1,465	702	650	514	492
金額	18,364	8,728	8,070	6,019	5,603
障害共済年金 人員	23	23	12	5	5
金額	2,126	2,615	1,122	392	379
遺族共済年金 人員	52	39	25	15	37
金額	901	1,884	691	293	1,644
退職年金 人員	6	6	1	2	1
金額	763	868	105	239	89
通算退職年金 人員	85	50	61	36	63
金額	688	364	533	308	1,407
障害年金 人員	5	4	—	—	3
金額	1,605	449	—	—	278
遺族年金 人員	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
通算遺族年金 人員	3	2	—	2	1
金額	64	17	—	25	13
特例老齢農林年金 人員	20,865	19,820	19,713	12,809	19,877
金額	1,651,638	1,545,554	1,440,605	778,086	1,248,833
特例老齢農林一時金 人員	34,949	17,150	9,636	9,218	17,192
金額	43,281,816	23,920,630	11,035,211	9,253,707	14,438,574

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分(3階部分)）の数値である。

2 「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。そのため、金額合計は年金種別の計とは必ずしも一致しない。

3 「特例老齢農林一時金」は、合計には含まれていない。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人員	404,635	397,594	396,649	389,062	243,027
金額	48,667,770	46,449,401	45,390,541	43,971,479	25,762,222
退職共済年金 人員	297,006	296,176	301,616	299,991	201,255
金額	32,269,676	31,137,801	31,094,069	30,601,499	19,406,500
障害共済年金 人員	3,114	3,034	2,780	2,688	2,456
金額	815,174	784,592	727,899	702,245	658,376
遺族共済年金 人員	43,705	41,897	40,281	38,523	19,299
金額	7,426,200	6,968,580	6,639,807	6,286,486	3,116,212
退職年金 人員	33,095	30,655	28,014	25,683	10,053
金額	5,879,926	5,427,046	4,937,749	4,509,034	1,739,509
減額退職年金 人員	4,568	4,399	4,229	4,047	1,395
金額	610,011	586,803	561,787	537,100	186,365
通算退職年金 人員	8,700	7,770	6,913	6,060	2,786
金額	395,733	353,589	312,764	274,348	126,350
障害年金 人員	1,506	1,400	1,281	1,214	990
金額	234,039	217,895	194,973	184,386	145,028
遺族年金 人員	11,687	11,097	10,449	9,859	4,330
金額	1,007,574	945,995	896,165	853,093	372,991
通算遺族年金 人員	1,254	1,166	1,086	997	463
金額	29,437	27,102	25,328	23,289	10,891

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分(3階部分)）の数値である。

2 「退職共済年金」には特例老齢農林年金を含み、「遺族共済年金」には特例遺族農林年金を含む。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/145.xls>

第145表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《年金》					
新 規 裁 定	74,482	75,583	70,918	58,684	61,441
退職共済年金	12,535	12,433	12,415	11,710	11,388
障害共済年金	92,422	113,713	93,475	78,340	75,800
遺族共済年金	17,327	48,318	27,640	19,540	44,427
退職年金	127,117	144,733	104,700	119,500	0
通算退職年金	8,093	7,278	8,744	8,558	22,327
障害年金	320,900	112,350	—	—	—
遺族年金	—	—	—	—	—
通算遺族年金	21,433	8,400	—	12,600	0
特例老齢農林年金	79,158	77,980	73,079	60,745	62,828
年 度 末 現 在	120,276	116,826	114,435	113,019	106,006
退職共済年金	119,859	116,545	115,422	115,256	118,880
障害共済年金	261,777	258,600	261,834	261,252	268,068
遺族共済年金	169,897	166,306	164,826	163,176	161,446
退職年金	177,668	177,036	176,260	175,565	173,034
減額退職年金	133,540	133,395	132,842	132,716	133,595
通算退職年金	45,487	45,507	45,243	45,272	45,352
障害年金	155,405	155,639	152,203	151,883	146,493
遺族年金	86,213	85,248	85,766	86,529	86,141
通算遺族年金	23,474	23,243	23,322	23,359	23,523
特例老齢農林年金	91,340	88,344	86,710	85,231	85,061
特例遺族農林年金	…	…	…	…	…
《一時金》					
退職一時金	13,748	13,110	16,906	11,781	11,546
返還一時金	599,707	530,190	42,000	75,000	25,700
死亡一時金	64,264	118,102	—	—	—
特例死亡一時金	—	1,716,167	—	—	—
特 例 年 金					
特例脱退一時金	3,384,680	4,706,538	4,690,300	2,008,278	2,887,285
特例返還一時金	461,771	1,625,840	1,252,850	852,633	1,177,673
特例老齢農林一時金	1,249,282	1,350,429	1,150,065	1,016,453	829,425

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。

2 一時金の特例年金以外は、共済年金（権利が発生していたにも関わらず未請求だったもの）である。

3 「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/146.xls>

第146表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
収 入	514,721,765	445,029,505	395,254,534	352,498,416	324,340,604
国庫補助金	1,251,810	1,165,612	1,056,168	1,094,220	3,562,236
負担金収入	29,834,082	29,661,633	29,422,457	29,259,181	29,108,873
給付金返還金	185,795	228,641	156,115	145,412	294,344
雑収入	1	8,287	1,092	34	35
運用収入	4,759,818	4,489,964	4,049,212	3,574,843	3,056,866
責任準備金戻入	419,382,551	353,515,604	312,078,830	284,592,080	250,779,439
不足責任準備金繰入	59,307,708	55,959,764	48,490,659	33,832,646	37,538,810
事業外収益	—	—	—	—	—
固定資産売却益	—	—	—	—	—
旧福祉経理より受入	—	—	—	—	—
支 出	514,721,765	445,029,505	395,254,534	352,498,416	324,340,604
退職給付金	75,606,893	63,681,169	45,089,764	43,575,456	130,133,383
障害給付金	816,918	772,782	721,230	671,545	639,048
遺族給付金	8,258,363	7,771,789	7,310,867	6,906,711	25,208,605
その他事業費用	116,121	195,160	39,187	38,235	138,740
業務経理へ繰入金	1,226,012	1,212,518	1,529,109	2,035,535	2,779,630
責任準備金繰入	353,515,604	312,078,830	284,592,080	250,779,439	131,605,289
不足責任準備金戻入	75,169,169	59,307,708	55,959,764	48,490,659	33,832,646
事業外費用	10,368	7,047	11,978	—	1,371
前期損益修正損	2,317	2,503	555	836	1,894
年度末現在給付準備金	353,515,604	312,078,830	284,592,080	250,779,439	131,605,289

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/147.xls>

第147表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
収 入	2,058,803	1,969,083	1,815,039	2,314,534	3,061,104
国庫補助金	301,054	264,314	255,427	250,152	250,030
事務受託料	489,929	454,021	—	—	—
給付経理より受入	1,226,012	1,212,085	1,528,448	2,035,417	2,779,222
資産見返繰入金戻入	29,035	29,357	27,979	27,830	27,769
受取利息	12,393	8,922	2,966	764	621
雑益	379	384	218	372	194
特別利益	—	—	—	—	3,268
支 出	2,058,803	1,969,083	1,815,039	2,314,534	3,061,104
人件費	940,594	894,428	735,124	677,971	695,588
事務費	1,089,174	1,045,748	1,051,936	1,608,734	2,334,479
減価償却費	29,035	28,759	27,882	27,811	27,769
雑損	—	148	98	19	—
特別損失	—	—	—	—	3,268

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/148.xls>

11 船員保険

第148表 船員保険適用状況

年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《船舶所有者数》					
普通保険	6,001	5,924	5,819	5,782	5,729
漁船					
漁船(い)	154	148	150	152	151
漁船(ろ)	2,257	2,230	2,195	2,165	2,139
その他の	3,593	3,553	3,481	3,472	3,446
失業保険
《被保険者数》					
普通保険					
強制適用	56,225	55,214	54,674	54,461	54,529
漁船					
漁船(い)	1,468	1,401	1,551	1,593	1,606
漁船(ろ)	16,349	15,791	15,201	14,865	14,505
その他の	38,408	38,022	37,922	38,003	38,418
任意継続適用	3,756	3,508	3,557	3,398	3,221
失業保険
《被扶養者数》	76,344	73,468	71,237	69,288	67,347
扶養率	1.277	1.256	1.229	1.204	1.173
《平均標準報酬月額》					
普通保険					
強制適用	392,609	392,249	394,253	398,720	401,769
漁船					
漁船(い)	391,080	381,932	377,375	378,879	377,812
漁船(ろ)	349,879	351,896	359,327	367,445	379,186
その他の	410,856	409,388	408,943	411,785	411,297
任意継続適用	323,595	306,302	308,071	326,115	326,420
失業保険

(注) 1 船舶所有者数の「漁船」「その他」は延数である。

2 平成22年1月より失業部門は、雇用保険に統合された。

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/149.xls>

第149表 船員保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成26年度末現在

標準報酬 月額(千円)	普通保険(強制適用)				標準報酬 月額(千円)	普通保険(強制適用)			
	合計	漁船(い)	漁船(ろ)	その他		合計	漁船(い)	漁船(ろ)	その他
総数	54,529	1,606	14,505	38,418					
58	315	10	183	122	360	2,894	104	427	2,363
68	35	-	23	12	380	3,339	105	597	2,637
78	81	1	36	44	410	4,011	130	616	3,265
88	68	-	31	37	440	3,546	113	592	2,841
98	530	5	144	381	470	3,047	82	509	2,456
104	147	1	76	70	500	2,714	71	428	2,215
110	136	-	96	40	530	1,980	47	354	1,579
118	494	-	415	79	560	1,776	33	352	1,391
126	556	2	527	27	590	1,610	27	496	1,087
134	229	2	195	32	620	1,076	25	261	790
142	173	2	131	40	650	866	14	200	652
150	800	11	539	250	680	647	8	151	488
160	258	9	150	99	710	677	14	193	470
170	398	10	175	213	750	589	10	193	386
180	818	22	322	474	790	356	8	136	212
190	479	27	238	214	830	312	14	157	141
200	1,625	43	746	836	880	243	-	108	135
220	1,367	47	583	737	930	166	5	61	100
240	1,817	70	463	1,284	980	178	2	82	94
260	2,571	101	834	1,636	1,030	103	-	52	51
280	2,235	121	504	1,610	1,090	137	3	71	63
300	3,558	100	695	2,763	1,150	107	2	39	66
320	2,373	108	503	1,762	1,210	639	7	357	275
340	2,453	90	464	1,899					

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/150.xls>

第150表 船員保険疾病部門給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数 1,467,960 金額 23,131,916	1,451,840 22,750,092	1,438,911 22,118,926	1,412,946 21,761,794	1,402,317 21,648,973
被 保 険 者 分	件数 528,771 金額 11,370,975	517,714 10,618,875	512,273 10,165,779	507,754 10,076,444	508,000 10,102,894
診 療 費	件数 351,837 日数 686,828 金額 6,596,125	339,342 640,642 6,433,640	335,828 617,361 6,410,638	331,298 594,276 6,259,131	329,619 583,906 6,251,629
薬 剤 支 給	件数 151,582 枚数 181,211 金額 1,238,371	149,643 177,800 1,324,506	150,833 177,518 1,311,608	151,140 175,707 1,352,810	152,915 177,528 1,346,977
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給除く)	件数 7,365 回数 226,861 金額 115,155	6,837 208,410 105,885	6,799 195,482 97,460	6,517 180,855 90,326	6,385 174,588 86,327
訪 問 看 護 療 養 費	件数 40 日数 242 金額 2,334	39 181 1,790	46 150 1,519	58 298 2,797	56 346 3,315
入 院 時 食 事 療 養 ・ 生 活 療 養 費 (標準負担額差額支給)	件数 — 回数 — 金額 —	1 3 8	— — —	— — —	— — —
療 養 費	件数 14,650 金額 116,062	19,378 144,162	17,318 120,619	17,122 99,983	17,076 141,507
移 送 費	件数 10 金額 2,204	6 1,778	15 8,288	6 2,742	10 7,189
高 額 療 養 費	件数 791 金額 73,924	775 74,804	557 47,071	610 37,093	589 39,034
傷 病 手 当 金	件数 8,944 日数 336,347 金額 2,994,038	7,333 262,949 2,242,453	6,409 227,476 1,899,012	6,359 232,331 1,970,744	6,487 226,113 1,926,486
傷 病 手 当 金 (職務上)	件数 2,209 日数 89,567 金額 1,110,222	1,025 42,489 529,044	643 26,459 320,210	495 23,635 292,667	347 17,932 215,425
休 業 手 当 金	件数 (693) 日数 (27,821) 金額 (92,002)	962 39,063 138,035	1,071 41,444 151,471	954 35,134 128,935	1,060 44,591 159,931
葬 祭 料	件数 192 金額 124,462	207 139,101	156 103,060	167 113,043	157 123,679
葬 祭 料 (職務上)	件数 15 金額 12,054	12 12,877	6 5,962	14 11,778	13 11,067
出 産 育 児 一 時 金	件数 15 金額 6,240	11 4,620	12 5,010	16 6,720	10 4,200
出 産 手 当 金	件数 17 日数 1,516 金額 10,057	17 769 8,095	28 1,562 10,022	24 1,620 12,122	21 1,645 12,620
被 扶 養 者 分	件数 867,508 金額 10,185,755	863,787 10,533,248	855,766 10,407,915	834,461 10,189,189	822,840 10,026,912
診 療 費	件数 575,478 日数 1,069,541 金額 7,752,362	567,018 1,038,707 7,960,465	560,385 1,007,937 7,930,402	544,978 964,987 7,717,346	535,233 931,921 7,600,561
薬 剤 支 給	件数 267,479 枚数 357,425 金額 1,549,676	267,275 354,879 1,650,556	269,128 352,889 1,655,122	263,905 341,151 1,659,491	263,108 338,094 1,633,831
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給除く)	件数 8,415 回数 279,199 金額 110,812	8,405 272,402 111,664	8,058 263,430 104,970	7,858 253,492 101,123	7,455 236,456 94,923

第2部 社会保障関係統計資料編

訪問看護療養費	件数	338	362	324	325	369
	日数	2,141	2,039	1,737	1,664	1,830
	金額	15,243	14,889	13,020	12,317	13,432
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	—	—	—	—	—
	回数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
療養費	件数	21,645	26,752	23,920	22,921	22,004
	金額	123,280	142,605	123,911	113,845	111,533
移送費	件数	2	6	3	3	4
	金額	44	72	42	47	96
高額療養費	件数	1,303	1,039	755	1,101	901
	金額	88,215	67,789	41,165	59,381	44,267
家族葬祭料	件数	124	183	110	99	83
	金額	68,734	101,820	60,662	54,939	52,293
家族出産育児一時金	件数	1,139	1,152	1,141	1,129	1,138
	金額	477,390	483,390	478,620	470,700	475,976
高齢受給者分(一般)	件数	63,864	62,441	62,542	60,705	60,225
	金額	1,396,109	1,412,007	1,321,213	1,264,689	1,284,063
診療費	件数	42,258	41,008	40,853	39,398	39,080
	日数	109,004	103,331	96,987	88,776	86,151
	金額	1,141,859	1,144,481	1,067,096	1,007,931	1,019,503
薬剤支給	件数	21,594	21,393	21,671	21,293	21,115
	枚数	29,775	29,041	28,787	27,559	26,706
	金額	229,088	240,414	233,405	239,901	246,776
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	1,291	1,243	1,118	1,021	1,027
	回数	56,904	54,669	43,704	36,374	37,922
	金額	24,019	24,498	19,187	15,421	16,038
訪問看護療養費	件数	12	40	18	14	30
	日数	148	313	176	168	213
	金額	1,143	2,614	1,525	1,436	1,746
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	7,239	7,335	7,823	8,531	9,909
	金額	130,514	141,833	189,990	161,373	172,618
診療費	件数	4,859	4,960	5,229	5,628	6,522
	日数	10,099	10,403	11,679	12,244	12,228
	金額	105,761	116,490	162,819	129,957	135,995
薬剤支給	件数	2,380	2,375	2,594	2,903	3,387
	枚数	2,973	2,921	3,166	3,491	4,134
	金額	23,324	23,316	24,350	29,502	34,948
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	106	112	187	142	154
	回数	2,805	4,044	6,337	4,479	3,567
	金額	1,429	2,027	2,821	1,913	1,676
世帯合算高額療養費	件数	578	563	507	1,495	1,343
	金額	48,563	44,128	34,030	70,100	62,486

(注) 1 「傷病手当金(職務上)」「葬祭料(職務)

2 被保険者分及び被扶養者分の「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給)」「療養費」「移送費」「高額療養費」「傷病手当金」「(家族)葬祭料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、高齢受給者分が含まれている。

3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」及び「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び回数は診療費の再掲であり、件数及び日数の合計には含まれていない。

4 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

5 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

6 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

7 「傷病手当金(職務上)」の金額には、傷病手当特別支給金を含む。

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/151.xls>

第151表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	
被 保 險 者 分	件数	351,837	339,342	335,828	331,298	329,619	
	日数	686,828	640,642	617,361	594,276	583,906	
	金額	6,596,125	6,433,640	6,410,638	6,259,131	6,251,629	
	一 般 診 療	件数	283,814	272,769	268,870	265,187	263,001
		日数	528,922	489,688	468,669	449,525	440,752
		金額	5,762,998	5,614,588	5,596,578	5,472,709	5,463,971
	入 院	件数	8,369	7,673	7,630	7,342	7,205
		日数	101,068	91,779	87,292	81,523	78,988
		金額	3,259,294	3,158,936	3,246,987	3,157,202	3,158,004
	入 院 外	件数	275,445	265,096	261,240	257,845	255,796
		日数	427,854	397,909	381,377	368,002	361,764
		金額	2,503,704	2,455,652	2,349,591	2,315,507	2,305,967
歯 科 診 療	件数	68,023	66,573	66,958	66,111	66,618	
	日数	157,906	150,954	148,692	144,751	143,154	
	金額	833,128	819,052	814,061	786,422	787,659	
被 扶 養 者 分	件数	575,478	567,018	560,385	544,978	535,233	
	日数	1,069,541	1,038,707	1,007,937	964,987	931,921	
	金額	7,752,362	7,960,465	7,930,402	7,717,346	7,600,561	
	一 般 診 療	件数	477,403	468,056	462,577	448,965	439,972
		日数	865,347	838,845	815,796	779,501	752,170
		金額	6,884,440	7,070,654	7,057,127	6,903,735	6,790,230
	入 院	件数	9,450	9,448	9,093	8,894	8,518
		日数	113,057	110,998	107,311	104,771	98,954
		金額	3,102,309	3,279,686	3,311,838	3,307,724	3,188,321
	入 院 外	件数	467,953	458,608	453,484	440,071	431,454
		日数	752,290	727,847	708,485	674,730	653,216
		金額	3,782,131	3,790,968	3,745,289	3,596,011	3,601,909
歯 科 診 療	件数	98,075	98,962	97,808	96,013	95,261	
	日数	204,194	199,862	192,141	185,486	179,751	
	金額	867,921	889,811	873,275	813,612	810,331	
高 齡 受 給 者 分 (一 般)	件数	42,258	41,008	40,853	39,398	39,080	
	日数	109,004	103,331	96,987	88,776	86,151	
	金額	1,141,859	1,144,481	1,067,096	1,007,931	1,019,503	
	一 般 診 療	件数	38,401	36,814	36,318	34,901	34,662
		日数	99,540	93,188	86,199	78,559	76,178
		金額	1,084,116	1,082,317	1,001,785	948,157	960,089
	入 院	件数	1,356	1,301	1,172	1,065	1,088
		日数	22,030	20,736	16,531	14,125	14,864
		金額	618,930	609,192	550,792	520,086	546,270
	入 院 外	件数	37,045	35,513	35,146	33,836	33,574
		日数	77,510	72,452	69,668	64,434	61,314
		金額	465,186	473,125	450,993	428,071	413,819
歯 科 診 療	件数	3,857	4,194	4,535	4,497	4,418	
	日数	9,464	10,143	10,788	10,217	9,973	
	金額	57,744	62,164	65,311	59,773	59,415	

高 齢 受 給 者 分 (一 定 以 上 所 得 者)	件数	4,859	4,960	5,229	5,628	6,522
	日数	10,099	10,403	11,679	12,244	12,228
	金額	105,761	116,490	162,819	129,957	135,995
一 般 診 療	件数	4,180	4,228	4,443	4,731	5,542
	日数	8,432	8,599	9,787	10,039	10,008
	金額	97,424	107,070	153,108	118,626	124,463
入 院	件数	113	122	209	166	168
	日数	1,231	1,574	2,790	2,055	1,602
	金額	54,608	64,946	109,462	68,793	68,172
入 院 外	件数	4,067	4,106	4,234	4,565	5,374
	日数	7,201	7,025	6,997	7,984	8,406
	金額	42,816	42,124	43,646	49,833	56,291
歯 科 診 療	件数	679	732	786	897	980
	日数	1,667	1,804	1,892	2,205	2,220
	金額	8,337	9,419	9,711	11,331	11,531

(注) 1 被保険者分及び被扶養者分は、高齢受給者分を除く。

2 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/152.xls>

第152表 船員保険疾病部門給付諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	
《被保険者分》						
診 療 費	1000人当件数	5,923.76	5,836.21	5,840.06	5,811.91	5,821.79
	1 件当日数	1.95	1.89	1.84	1.79	1.77
	1 件当金額	18,748	18,959	19,089	18,893	18,966
	1 人当金額	111,057	110,650	111,481	109,803	110,417
一 般 診 療	1000人当件数	4,778.50	4,691.27	4,675.67	4,652.16	4,613.81
	1 件当日数	1.86	1.80	1.74	1.70	1.68
	1 件当金額	20,306	20,584	20,815	20,637	20,775
	1 人当金額	97,030	96,563	97,325	96,007	95,854
入 院	1000人当件数	140.91	131.96	132.69	128.80	127.26
	1 件当日数	12.08	11.96	11.44	11.10	10.96
	1 件当金額	389,448	411,695	425,555	430,019	438,307
	1 人当金額	54,876	54,329	56,465	55,386	55,777
入 院 外	1000人当件数	4,637.58	4,559.28	4,542.97	4,523.34	4,517.91
	1 件当日数	1.55	1.50	1.46	1.43	1.41
	1 件当金額	9,090	9,263	8,994	8,980	9,015
	1 人当金額	42,154	42,234	40,859	40,621	40,728
歯 科 診 療	1000人当件数	1,145.28	1,144.96	1,164.40	1,159.78	1,176.62
	1 件当日数	2.32	2.27	2.22	2.19	2.15
	1 件当金額	12,248	12,303	12,158	11,895	11,824
	1 人当金額	14,027	14,087	14,157	13,796	13,912
傷 病 手 当 金	1000人当件数	150.36	124.80	109.71	109.83	112.30
	1 人当日数	5.56	4.42	3.86	3.98	3.87
	1 件当金額	334,754	305,803	296,304	309,914	296,976
葬 祭 料	1000人当件数	3.26	3.50	2.66	2.88	2.73
出 産 手 当 金	1000人当件数	0.28	0.29	0.48	0.41	0.36
	1 件当金額	591,574	476,165	357,945	505,065	600,947
《被扶養者分》						
診 療 費	1000人当件数	7,630.19	7,837.81	8,002.17	8,022.19	8,115.14
	1 件当日数	1.86	1.83	1.80	1.77	1.74
	1 件当金額	13,471	14,039	14,152	14,161	14,200
	1 人当金額	102,788	110,036	113,244	113,601	115,239
一 般 診 療	1000人当件数	6,329.84	6,469.87	6,605.51	6,608.84	6,476.46
	1 件当日数	1.81	1.79	1.76	1.74	1.71
	1 件当金額	14,421	15,106	15,256	15,377	15,433
	1 人当金額	91,280	97,737	100,774	101,624	99,953
入 院	1000人当件数	125.30	130.60	129.85	130.92	129.15
	1 件当日数	11.96	11.75	11.80	11.78	11.62
	1 件当金額	328,287	347,130	364,218	371,905	374,304
	1 人当金額	41,133	45,335	47,292	48,690	48,341
入 院 外	1000人当件数	6,204.53	6,339.28	6,475.64	6,477.94	6,541.66
	1 件当日数	1.61	1.59	1.56	1.53	1.51
	1 件当金額	8,082	8,266	8,259	8,171	8,348
	1 人当金額	50,147	52,402	53,482	52,934	54,612
歯 科 診 療	1000人当件数	1,300.36	1,367.94	1,396.68	1,413.33	1,444.34
	1 件当日数	2.08	2.02	1.96	1.93	1.89
	1 件当金額	8,850	8,991	8,928	8,474	8,506
	1 人当金額	11,508	12,300	12,470	11,977	12,286
家 族 葬 祭 料	1000人当件数	1.60	2.46	1.53	1.42	1.23

《高齢受給者分（一般）》							
診 療 費	1000人当件数	16,123.88	15,948.15	16,029.17	16,533.52	15,941.80	
	1件当日数	2.58	2.52	2.37	2.25	2.20	
	1件当金額	27,021	27,909	26,120	25,583	26,088	
	1人当金額	435,686	445,093	418,688	422,982	415,883	
入 院	1000人当件数	517.39	505.96	459.85	446.93	443.82	
	1件当日数	16.25	15.94	14.10	13.26	13.66	
	1件当金額	456,438	468,249	469,959	488,344	502,086	
	1人当金額	236,158	236,917	216,110	218,256	222,838	
入 院 外	1000人当件数	14,134.82	13,811.12	13,789.96	14,199.41	13,695.75	
	1件当日数	2.09	2.04	1.98	1.90	1.83	
	1件当金額	12,557	13,323	12,832	12,651	12,326	
	1人当金額	177,495	184,000	176,952	179,642	168,808	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,471.67	1,631.06	1,779.36	1,887.18	1,802.22	
	1件当日数	2.45	2.42	2.38	2.27	2.26	
	1件当金額	14,971	14,822	14,402	13,292	13,448	
	1人当金額	22,033	24,176	25,626	25,084	24,237	
《高齢受給者分（一定以上所得者）》							
診 療 費	1000人当件数	13,135.39	11,983.09	11,352.99	12,103.23	11,753.12	
	1件当日数	2.08	2.10	2.23	2.18	1.87	
	1件当金額	21,766	23,486	31,138	23,091	20,852	
	1人当金額	285,905	281,432	353,507	279,478	245,072	
入 院	1000人当件数	305.47	294.75	453.77	356.99	302.75	
	1件当日数	10.89	12.90	13.35	12.38	9.54	
	1件当金額	483,261	532,342	523,741	414,414	405,788	
	1人当金額	147,624	156,905	237,659	147,941	122,852	
入 院 外	1000人当件数	10,994.37	9,919.87	9,192.69	9,817.20	9,684.34	
	1件当日数	1.77	1.71	1.65	1.75	1.56	
	1件当金額	10,528	10,259	10,309	10,916	10,475	
	1人当金額	115,745	101,770	94,763	107,168	101,440	
歯 科 診 療	1000人当件数	1,835.55	1,768.47	1,706.53	1,929.03	1,766.03	
	1件当日数	2.46	2.46	2.41	2.46	2.27	
	1件当金額	12,278	12,868	12,355	12,633	11,767	
	1人当金額	22,536	22,757	21,085	24,369	20,780	

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人を含む総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 6 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 7 平成26年度の平均被保険者数：56,618人（70歳未満）、57,913人（総数）
 平成26年度の平均被扶養者数：65,955人（70歳未満）、67,667人（総数）
 平成26年度の平均加入者数：3,006人（高齢（一般））、555人（高齢（一定以上所得者））

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/153.xls>

第153表 船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人員	54	23	9	21	13
金額	134,431	56,013	29,411	50,935	34,017
障 害 年 金 人員	22	8	3	2	2
金額	53,030	17,076	10,706	4,493	6,292
遺 族 年 金 人員	32	15	6	19	11
金額	81,401	38,938	18,706	46,442	27,726
合 計 (新 々 法) 人員	—	3	4	2	3
金額	—	7,093	2,812	2,957	3,297
障 害 年 金 (新 々 法) 人員	—	1	—	2	—
金額	—	4,765	—	2,957	—
遺 族 年 金 (新 々 法) 人員	—	2	4	—	3
金額	—	2,328	2,812	—	3,297

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人員	2,311	2,305	2,276	2,261	2,238
金額	4,806,643	4,828,070	4,774,718	4,719,984	4,672,049
障 害 年 金 人員	533	532	527	512	502
金額	1,135,915	1,138,914	1,128,651	1,084,414	1,066,655
遺 族 年 金 人員	1,778	1,773	1,749	1,749	1,736
金額	3,670,728	3,689,156	3,646,067	3,635,571	3,605,395
合 計 (新 々 法) 人員	—	4	7	10	12
金額	—	9,015	13,429	16,345	19,948
障 害 年 金 (新 々 法) 人員	—	1	1	3	3
金額	—	4,765	4,740	7,407	7,253
遺 族 年 金 (新 々 法) 人員	—	3	6	7	9
金額	—	4,249	8,689	8,937	12,695

(注) 1 船員保険は、雇用保険法の一部を改正する法律（平成22年1月1日施行）により、船員保険の職務上年金部門・年金部門及び失業部門はそれぞれ労災保険及び失業保険に統合された。同法による改正前の船員保険法を「新法」、改正後の船員保険法を「新々法」という。

2 「障害年金」「遺族年金」は、新法によるものである。

3 平成22年1月以降の新法に基づく「障害年金」「遺族年金」は、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、経過措置により、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険協会が支給するものである。

4 新々法は、平成22年1月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡について、労災保険の上乗せとして支給するものである。

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/154.xls>

第154表 船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	68	19	15	13	10
件数	68	19	15	13	10
金額	235,346	106,453	94,823	113,174	83,896
障 害 手 当 金	64	17	11	6	6
件数	64	17	11	6	6
金額	195,164	76,670	54,839	29,381	29,233
遺 族 一 時 金	3	—	3	3	3
件数	3	—	3	3	3
金額	22,182	—	23,443	43,866	49,834
そ の 他 の 一 時 金	1	2	1	4	1
件数	1	2	1	4	1
金額	18,000	29,783	16,541	39,927	4,829
合 計 (新 々 法)	5	17	29	109	150
件数	5	17	29	109	150
金額	1,664	7,974	24,873	50,718	73,294
障 害 手 当 金 (新 々 法)	4	11	26	100	144
件数	4	11	26	100	144
金額	638	4,842	22,433	38,766	65,329
遺 族 一 時 金 (新 々 法)	1	6	2	7	6
件数	1	6	2	7	6
金額	1,026	3,132	1,890	4,638	7,965
そ の 他 の 一 時 金 (新 々 法)	—	—	1	2	—
件数	—	—	1	2	—
金額	—	—	550	7,314	—

(注) 1 船員保険は、雇用保険法の一部を改正する法律（平成22年1月1日施行）により、船員保険の職務上年金部門・年金部門及び失業部門はそれぞれ労災保険及び失業保険に統合された。同法による改正前の船員保険法を「新法」、改正後の船員保険法を「新々法」という。

2 「障害手当金」「遺族一時金」「その他の一時金」は、新法によるものである。

3 平成22年1月以降の新法に基づく「障害手当金」「遺族一時金」「その他の一時金」は、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、経過措置により、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険協会が支給するものである。

4 新々法は、平成22年1月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡について、労災保険の上乗せとして支給するものである。

5 「その他の一時金」「その他の一時金（新々法）」は、障害差額一時金、障害年金差額一時金、障害前払一時金、遺族年金差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/155.xls>

第155表 船員保険年金部門（職務上）1人当り金額

(i) 年金

(単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
新 規 裁 定 分					
合 計	2,489,463	2,435,348	3,267,889	2,425,476	2,616,692
障 害 年 金	2,410,455	2,134,500	3,568,667	2,246,500	3,146,000
遺 族 年 金	2,543,781	2,595,867	3,117,667	2,444,316	2,520,545
合 計 (新 々 法)	—	2,364,333	703,000	1,478,500	1,099,000
障 害 年 金 (新 々 法)	—	4,765,000	—	1,478,500	—
遺 族 年 金 (新 々 法)	—	1,164,000	703,000	—	1,099,000
年 度 末 現 在					
合 計	2,079,897	2,094,607	2,097,855	2,087,565	2,087,600
障 害 年 金	2,131,173	2,140,816	2,141,653	2,117,996	2,124,811
遺 族 年 金	2,064,526	2,080,742	2,084,658	2,078,657	2,076,840
合 計 (新 々 法)	—	2,253,750	1,918,429	1,634,500	1,662,333
障 害 年 金 (新 々 法)	—	4,765,000	4,740,000	2,469,000	2,417,667
遺 族 年 金 (新 々 法)	—	1,416,333	1,448,167	1,276,714	1,410,556

(注) 年金受給権者状況より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(ii) 一時金

(単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	3,460,971	5,602,789	6,321,533	8,705,692	8,389,600
障 害 手 当 金	3,049,438	4,510,000	4,985,364	4,896,833	4,872,167
遺 族 一 時 金	7,394,000	—	7,814,333	14,622,000	16,611,333
そ の 他 の 一 時 金	18,000,000	14,891,500	16,541,000	9,981,750	4,829,000
合 計 (新 々 法)	332,800	469,059	857,690	465,303	488,627
障 害 手 当 金 (新 々 法)	159,500	440,182	862,808	387,660	453,674
遺 族 一 時 金 (新 々 法)	1,026,000	522,000	845,000	662,571	1,327,500
そ の 他 の 一 時 金 (新 々 法)	—	—	550,000	3,657,000	—

(注) 「その他の一時金」は、障害年金差額一時金、遺族年金差額一時金、障害差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/156.xls>

第156表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
収 入	48,033,999	47,371,875	46,643,953	47,345,999
保 険 料	35,459,055	35,378,945	35,086,433	35,856,211
船 員 保 険 分	32,087,497	31,875,347	31,871,033	32,660,442
介 護 保 険 分	3,371,559	3,503,597	3,215,401	3,195,769
国 庫 補 助 等	3,575,359	3,021,034	2,998,273	3,029,551
職 務 上 年 金 給 付 等 交 付 金	7,959,022	7,164,882	6,283,348	6,067,770
そ の 他 の 収 入	583,907	742,249	758,064	858,792
準 備 金 戻 入	456,655	1,064,765	1,517,834	1,533,676
支 出	44,669,180	45,935,638	46,280,056	44,484,714
保 険 給 付 費	27,032,980	26,552,058	26,211,784	25,879,792
現 物 給 付	19,244,961	19,239,711	18,771,661	18,507,719
現 金 給 付 等	7,788,019	7,312,347	7,440,123	7,372,073
抛 出 金 等	10,839,648	11,709,766	13,328,871	11,664,878
前 期 高 齢 者 納 付 金	4,008,416	4,260,401	4,526,790	4,100,920
後 期 高 齢 者 支 援 金	5,636,995	6,155,004	6,468,146	6,396,840
老 人 保 健 抛 出 金	319	271	239	223
退 職 者 給 付 抛 出 金	1,193,919	1,294,090	1,333,696	1,166,894
病 床 転 換 支 援 金	—	—	—	—
介 護 納 付 金	3,265,970	3,311,996	3,348,846	3,378,699
業 務 経 理 ・ 一 般 管 理 費	3,251,230	3,188,546	3,253,191	3,288,218
そ の 他 の 支 出	279,351	1,173,272	1,137,364	273,128
差 引 収 支 過 不 足 額	3,364,819	1,436,237	363,897	2,861,285
準 備 金 残 高	39,814,584	40,186,056	39,032,119	40,359,728

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/158.xls>

12 雇用保険

第157表 雇用保険適用状況

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
《一般、高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》					
適 用 事 業 所 数	2,047,453	2,064,735	2,082,424	2,108,049	2,139,380
新 規 成 立	91,235	93,701	99,017	101,151	109,202
消 滅	79,228	78,173	83,394	77,254	79,873
被 保 険 者 数	38,575,931	38,912,667	39,496,459	40,152,072	40,860,839
資 格 取 得 者 数	616,127	626,521	642,343	658,030	663,222
資 格 喪 失 者 数	587,293	597,644	593,123	602,450	603,220
《日雇労働被保険者関係》					
被 保 険 者 数	19,796	19,124	18,603	16,834	15,818

(注) 1 「適用事業所数」「被保険者数」は、年度末現在。

2 「資格取得者数」「資格喪失者数」は、年度平均。

3 日雇労働被保険者関係の「被保険者数」は、日雇労働被保険者手帳交付数より推計。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/160.xls>

第158表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）

(単位 千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
徴 収 決 定 済 額	2,493,802,060	2,187,414,997	2,172,136,332	2,228,315,537	2,294,833,180
収 納 済 歳 入 額	2,445,420,251	2,143,309,805	2,132,857,157	2,194,576,874	2,264,885,141
不 納 欠 損 額	5,134,096	5,545,804	5,250,439	4,151,216	3,979,516
収 納 未 済 歳 入 額	43,247,712	38,559,387	34,028,736	29,587,447	25,968,523
収 納 率 (%)	98.1	98.0	98.2	98.5	98.7
日本郵政公社より受入	442,847	451,053	452,978	446,186	425,796

資料：厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/161.xls>

第159表 雇用保険適用状況（一般・高齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成27年度末現在

区 分	総数	4人以下	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
《事業所数》						
合 計	2,139,380	1,289,876	648,455	136,325	55,057	9,667
農 業、林 業	21,612	14,623	6,250	643	95	1
漁 業	3,490	2,266	1,075	130	18	1
鉱業、採石業、砂利採取業	2,440	1,149	1,096	163	29	3
建 設 業	342,965	233,675	98,797	8,531	1,736	226
製 造 業	284,508	136,600	101,887	30,745	13,102	2,174
電気・ガス・熱供給・水道業	2,246	1,102	660	254	143	87
情 報 通 信 業	58,264	32,814	17,419	5,177	2,385	469
運 輸 業、郵 便 業	77,195	26,333	34,125	11,674	4,442	621
卸 売 業、小 売 業	383,240	242,536	110,557	20,391	8,030	1,726
金 融 業、保 険 業	25,253	12,784	8,086	2,558	1,345	480
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	56,359	40,911	12,272	2,192	814	170
学 術 研 究、 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	155,902	111,598	36,646	5,254	2,009	395
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	112,361	82,814	23,923	3,991	1,355	278
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	94,711	66,746	22,194	4,437	1,170	164
教 育、学 習 支 援 業	35,085	16,706	13,715	3,275	1,129	260
医 療、福 祉	243,423	122,123	90,110	21,219	8,883	1,088
複 合 サ ー ビ ス 業	34,115	19,850	11,715	1,410	934	206
サ ー ビ ス 業	187,528	115,850	52,212	12,442	6,025	999
公 務	15,168	6,801	4,997	1,708	1,353	309
分 類 不 能	3,515	2,595	719	131	60	10
《被保険者数》						
合 計	40,860,839	2,184,562	7,237,675	7,123,678	11,119,731	13,195,193
農 業、林 業	135,690	22,841	64,353	31,646	16,263	587
漁 業	23,928	3,216	11,778	5,815	2,526	593
鉱業、採石業、砂利採取業	31,552	2,059	13,049	7,844	5,971	2,629
建 設 業	2,384,866	395,067	999,403	408,828	326,330	255,238
製 造 業	8,595,673	239,191	1,241,732	1,629,339	2,617,455	2,867,956
電気・ガス・熱供給・水道業	210,900	1,890	8,350	14,104	27,786	158,770
情 報 通 信 業	1,679,373	48,181	207,891	275,273	481,068	666,960
運 輸 業、郵 便 業	2,923,677	49,192	443,054	610,781	853,197	967,453
卸 売 業、小 売 業	7,211,065	399,684	1,206,459	1,055,182	1,639,711	2,910,029
金 融 業、保 険 業	1,416,971	21,356	106,837	132,641	321,709	834,428
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	734,974	61,616	131,006	112,772	164,387	265,193
学 術 研 究、 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	1,765,083	177,794	377,155	270,728	410,085	529,321
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	1,287,746	118,420	253,414	204,855	265,829	445,228
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	1,005,011	103,401	240,739	226,290	222,941	211,640
教 育、学 習 支 援 業	978,362	27,334	177,095	168,614	224,438	380,881
医 療、福 祉	5,182,938	259,368	1,004,695	1,134,133	1,768,180	1,016,562
複 合 サ ー ビ ス 業	618,429	46,481	99,230	72,083	220,744	179,891
サ ー ビ ス 業	3,844,116	191,747	583,969	661,088	1,232,721	1,174,591
公 務	786,070	11,767	59,692	94,925	305,172	314,514
分 類 不 能	44,415	3,957	7,774	6,737	13,218	12,729

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/162.xls>

第160表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区 分	平成26年度 (2014)			27 (2015)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計
失業給付計	—	—	1,458,872,854	—	—	1,343,774,250
I 一般求職者給付	—	—	724,750,541	—	—	677,195,765
基本手当	—	—	715,881,007	—	—	668,771,017
基本分	1,284,466	467,052	661,598,387	1,215,502	435,563	624,543,012
個別延長給付	100,905	23,126	27,424,656	67,762	15,239	18,614,111
訓練延長給付	66,584	17,496	26,811,870	65,151	16,739	25,563,113
広域延長給付	0	0	15	0	0	0
特例訓練給付	74	30	46,080	83	29	50,780
技能習得手当	—	—	6,090,469	—	—	5,828,592
受講手当	96,851	21,717	1,887,554	92,342	20,502	1,804,935
通所手当	99,671	33,236	4,202,915	95,843	31,702	4,023,657
寄宿手当	42	18	2,518	26	11	1,476
傷病手当	7,876	1,444	2,776,547	7,583	1,357	2,594,680
II 高年齢求職者給付	220,869	—	48,193,756	230,802	—	50,938,014
III 短期雇用特例求職者給付	122,696	—	23,635,946	109,606	—	20,955,600
IV 就職促進給付	—	—	130,542,867	—	—	153,050,815
就業手当	8,906	23,686	1,001,365	7,676	19,224	849,025
再就職手当	384,596	—	117,111,786	405,715	—	125,155,766
常用就職支度金	10,614	—	1,166,502	9,734	—	1,046,522
就業促進定着手当	61,341	—	11,212,186	142,346	—	25,900,702
移転費	396	—	47,598	612	—	78,657
広域求職活動費	73	—	3,430	424	—	20,143
V 雇用継続給付	462,700	—	523,588,443	492,371	—	586,905,402
高年齢雇用継続給付	178,165	—	173,713,743	178,861	—	172,446,776
基本給付金	178,030	—	173,674,811	178,753	—	172,415,369
再就職給付金	135	—	38,931	108	—	31,407
育児休業給付	274,935	—	347,851,042	303,145	—	412,300,202
基本給付金	274,935	—	345,718,304	303,143	—	412,299,850
職場復帰給付金	4	—	2,132,738	2	—	353
介護休業給付	9,600	—	2,023,658	10,365	—	2,158,424
VI 日雇求職者給付	—	—	8,161,301	—	—	7,779,469
普通給付	—	11,062	8,161,227	—	10,555	7,779,469
第1級	—	8,565	6,706,133	—	8,240	6,424,215
第2級	—	1,795	1,055,004	—	1,661	961,260
第3級	—	743	415,064	—	690	388,848
特例給付	0	0	74	0	0	0

(注) 1 給付額は決算値である。ただし「V雇用継続給付」については、暫定値である。

2 初回受給者数欄は、「II高年齢求職者給付」「III短期雇用特例求職者給付」「V雇用継続給付／職場復帰給付金、介護休業給付」については受給者数、「IV就職促進給付」については「就業手当」を除き支給人員数である。

3 「育児休業給付」は、平成22年4月1日以降の育児休業開始より、基本給付金と職場復帰給付金を統合し、「育児休業給付金」として全額育児休業中に支給している。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/163.xls>

第161表 一般求職者給付の状況

平成27年度

区 分	計(短時間を含む)	うち男	うち女
受給資格決定件数(件)	1,491,060	615,156	875,904
受給者実人員(人)	456,935	190,979	265,956
基本手当基本分(人)	435,563	181,076	254,486
一般求職者給付支給総額(円)	676,634,863,170	324,710,579,730	351,924,283,440
基本手当支給総額(円)	668,210,115,436	320,727,947,522	347,482,167,914

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

平成27年度

基本手当所定給付日数分	初回受給者数			受給者実人員			支給終了者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	1,215,502	480,656	734,846	435,563	181,076	254,486	910,991	333,889	577,102
特定受給資格者	272,135	141,245	130,890	117,586	59,335	58,251	151,274	70,748	80,526
29歳以下	31,836	14,792	17,044	8,555	3,862	4,693	18,873	8,309	10,564
被保険者期間 1年未満(90日)	4,306	2,092	2,214	1,130	548	581	2,754	1,363	1,391
1～4年(90日)	20,682	9,603	11,079	5,332	2,418	2,914	12,493	5,532	6,961
5～9年(120日)	6,514	2,908	3,606	1,971	828	1,143	3,486	1,347	2,139
10年以上(180日)	334	189	145	123	68	55	140	67	73
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30～44歳	94,268	46,805	47,463	33,687	15,955	17,732	52,066	23,257	28,809
被保険者期間 1年未満(90日)	6,431	3,141	3,290	1,775	866	910	4,693	2,303	2,390
1～4年(90日)	36,698	17,216	19,482	9,742	4,442	5,299	24,185	10,805	13,380
5～9年(180日)	25,941	12,016	13,925	10,285	4,449	5,836	12,794	5,236	7,558
10～19年(210日)	3,993	2,047	1,946	1,695	774	921	1,712	676	1,036
10～19年(240日)	16,852	9,525	7,327	7,918	4,061	3,857	6,822	3,189	3,633
20年以上(240日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年以上(270日)	4,353	2,860	1,493	2,273	1,363	910	1,860	1,048	812
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45～59歳	108,277	58,424	49,853	56,261	29,342	26,919	54,377	26,053	28,324
被保険者期間 1年未満(90日)	5,241	2,853	2,388	1,428	777	651	3,725	2,031	1,694
1～4年(180日)	30,678	15,294	15,384	12,745	6,030	6,716	16,697	7,617	9,080
5～9年(240日)	21,579	8,727	12,852	10,985	4,009	6,977	10,469	3,645	6,824
10～19年(270日)	20,721	8,441	12,280	11,585	4,243	7,343	9,815	3,311	6,504
20年以上(330日)	30,058	23,109	6,949	19,517	14,284	5,233	13,671	9,449	4,222
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	37,754	21,224	16,530	19,083	10,176	8,907	25,958	13,129	12,829
被保険者期間 1年未満(90日)	1,016	691	325	277	185	92	708	454	254
1～4年(150日)	7,748	4,841	2,907	2,937	1,760	1,178	4,899	2,791	2,108
5～9年(180日)	7,078	3,597	3,481	3,200	1,516	1,684	4,771	2,132	2,639
10～19年(210日)	9,076	3,477	5,599	4,852	1,670	3,182	6,526	2,098	4,428
20年以上(240日)	12,836	8,618	4,218	7,816	5,045	2,771	9,054	5,654	3,400
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/164.xls>

第162表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
取 入	2,711,855,595	2,352,166,391	2,399,160,562	2,407,882,080	2,434,579,495
徴収勘定より受入	2,412,714,701	2,104,036,801	2,168,424,561	2,236,774,942	2,266,402,664
一般会計より受入	145,620,366	154,455,617	166,235,759	132,359,534	132,204,652
運用取入	38,240,628	25,469,050	19,012,047	11,071,241	2,349,490
東日本大震災復興 特別会計より受入	・	10,432	250,807	・	・
積立金より受入	—	—	—	—	—
雇用安定資金より受入	—	—	・	・	・
雑 取 入	38,609,965	49,306,900	21,833,330	20,037,466	28,059,622
前年度繰越資金受入	41,040,266	17,591,853	5,255,058	7,627,085	5,549,390
独立行政法人納付金	35,629,670	1,295,738	18,149,001	11,812	13,678
支 出	2,411,761,791	2,243,800,340	2,123,717,762	2,047,307,021	2,145,472,352
中小企業退職金 共済等事業費	6,555,088	6,285,556	6,132,999	5,734,765	6,080,921
独立行政法人勤労者退職金 共済機構運営費	340,882	420,991	32,812	33,350	32,863
労使関係安定形成促進費	435,959	410,309	405,377	406,804	387,939
個別労働紛争対策費	744,326	698,012	729,119	777,509	912,295
職業紹介事業等実施費	60,855,545	59,523,755	59,710,394	53,476,652	54,444,550
地域雇用機会創出等対策費	311,067,566	171,601,001	109,091,338	64,193,752	66,927,853
高齢者等雇用安定・促進費	117,333,151	134,140,814	116,473,473	117,193,477	132,583,958
失業等給付費	1,654,323,885	1,577,052,430	1,497,082,230	1,460,835,686	1,502,961,915
就職支援法事業費	7,030,144	48,284,197	40,145,080	29,658,892	22,745,037
東日本大震災復興 就職支援法事業費	1,262,492	1,930,447	1,482,059	・	・
職業能力開発強化費	48,076,102	49,734,251	46,133,494	46,211,805	46,992,093
若年者等職業 能力開発支援費	461,703	257,228	192,247	186,964	1,953,489
障害者職業能力開発支援費	1,144,845	1,103,977	1,035,599	1,356,310	1,589,595
技能承継・振興推進費	690,599	609,376	3,739,829	3,715,806	3,756,735
男女均等雇用対策費	10,654,894	9,149,938	6,386,382	5,007,017	4,969,720
業務取扱費	87,289,750	83,130,042	88,562,583	87,269,356	92,041,873
施設整備費	2,676,212	1,986,579	2,985,345	2,471,820	2,380,248
独立行政法人高齢・障害者 雇用支援機構運営費等	6,433,349	・	・	・	・
独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用 支援機構運営費等	42,806,714	69,688,987	68,859,677	73,628,936	70,022,826
独立行政法人 労働政策研究・ 研修機構運営費等	2,086,047	1,987,987	1,985,880	2,081,907	1,994,847
独立行政法人雇用・能力 開発機構運営費等	25,907,568	627,547	・	・	・
徴収勘定へ繰入	23,584,970	25,176,916	23,468,720	22,983,671	24,607,725
雇用安定資金へ繰入	—	—	49,083,125	69,936,824	107,416,223
復興事業費等東日本大震災 復興特別会計へ繰入	・	・	・	145,718	669,646
収 支 差 引 残	300,093,805	108,366,050	275,442,800	360,575,060	289,107,143

(注) 1 「独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費等」には、施設整備費を含む。

2 平成23年度以降の「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費等」には、施設整備費を含む。

3 平成23年度の「独立行政法人雇用・能力開発機構運営費等」には施設整備費を含み、平成24年度は施設整備費のみの計上である。

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/165.xls>

13 労働者災害補償保険

第163表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
適用事業場数	2,622,356	2,627,669	2,645,473	2,676,910	2,707,702
新規加入	246,261	246,036	252,936	266,382	261,924
消滅	245,248	240,723	235,132	234,945	231,132
適用労働者数	52,487,983	52,741,870	53,236,873	54,294,921	55,408,173
新規加入	6,712,582	6,537,217	6,307,384	6,652,588	6,805,855
消滅	7,013,280	6,283,330	5,812,381	5,594,540	5,692,603

《業種別》

年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
全 業 種	2,622,356 (52,487,983)	2,627,669 (52,741,870)	2,645,473 (53,236,873)	2,676,910 (54,294,921)	2,707,702 (55,408,173)
林 業	15,347 (76,010)	15,063 (71,428)	14,686 (69,415)	14,330 (67,675)	14,167 (61,991)
漁 業	3,938 (31,115)	3,852 (30,810)	3,777 (29,975)	3,806 (30,735)	3,737 (29,600)
鉱 業	3,368 (22,887)	3,247 (22,005)	3,165 (21,143)	3,111 (21,186)	3,075 (21,436)
建設事業	600,536 (4,356,689)	597,609 (4,309,215)	603,524 (4,423,771)	614,156 (4,738,749)	622,098 (4,842,172)
製造業	398,027 (8,746,528)	389,801 (8,682,559)	383,178 (8,649,913)	377,895 (8,609,503)	373,765 (8,535,606)
運輸業	72,900 (2,709,403)	72,581 (2,845,182)	72,696 (2,843,513)	72,973 (2,809,935)	73,071 (2,830,145)
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	2,124 (159,674)	2,094 (160,442)	2,109 (159,040)	2,197 (156,589)	2,266 (157,056)
その他の事業	1,521,027 (36,329,503)	1,538,440 (36,562,538)	1,557,459 (36,983,387)	1,583,509 (37,801,907)	1,610,701 (38,874,069)
船舶所有者の事業	5,089 (56,174)	4,982 (57,691)	4,879 (56,716)	4,933 (58,642)	4,822 (56,098)

(注) ()は適用労働者数。

資料:厚生労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/166.xls>

第164表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合 計	件数 5,347,662 金額 750,826,098	5,458,355 756,809,115	5,428,240 745,215,689	5,513,567 751,300,000	5,486,221 739,967,847
療養補償給付	件数 3,153,332 日数 62,512,287 金額 208,854,920	3,272,710 64,906,894 220,964,310	3,277,687 64,311,376 219,749,783	3,376,681 66,093,608 229,522,992	3,380,641 65,655,317 227,080,109
休業補償給付	件数 605,852 日数 18,603,545 金額 103,093,372	610,768 18,625,694 103,055,872	594,281 18,166,443 100,234,025	596,941 18,246,510 100,596,112	583,599 17,879,547 98,679,489
障害補償一時金	件数 19,967 金額 31,924,516	20,373 32,742,482	20,265 32,557,840	20,381 32,280,809	19,980 31,755,407
遺族補償一時金	件数 1,348 金額 9,823,851	981 8,019,434	923 7,229,001	960 7,722,241	852 6,784,586
葬 祭 料	件数 5,509 金額 3,478,127	3,552 2,499,550	3,317 2,308,575	3,462 2,453,009	3,046 2,151,761
介護補償給付	件数 54,958 金額 6,902,768	54,667 6,825,123	54,241 6,771,198	54,430 6,765,930	53,489 6,628,574
二次健康診断等給付	件数 28,729 金額 812,830	30,244 857,496	31,723 898,575	35,104 992,891	38,927 1,099,902
年金等給付	件数 1,477,967 金額 385,935,715	1,465,060 381,844,847	1,445,803 375,466,692	1,425,608 370,966,015	1,405,687 365,788,018
障害補償年金	件数 562,947 金額 145,000,721	557,345 143,308,734	551,025 141,214,121	544,808 139,143,811	537,923 13,704,028
遺族補償年金	件数 704,171 金額 200,064,936	707,014 199,565,323	704,724 198,171,365	701,500 197,415,466	697,144 195,597,820
傷病補償年金	件数 52,565 金額 23,198,497	49,439 21,827,839	46,060 20,163,928	43,266 18,838,575	40,841 17,662,481
傷病補償年金に係る 療養補償給付	件数 158,284 金額 17,671,561	151,262 17,142,951	143,994 15,917,279	136,034 15,568,163	129,779 15,223,689

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、前払一時金を含む。

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/167.xls>

第165表 労働保険保険料徴収状況（労災勘定）

(単位 千円)

区分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
徴収決定済額	851,933,166	811,958,365	823,410,255	861,948,997	853,449,728
収納済額	825,375,081	787,942,731	802,386,141	843,391,988	837,322,881
不納欠損額	3,164,594	3,280,290	2,818,379	2,234,279	2,058,978
収納未済入額	23,393,491	20,735,345	18,205,735	16,322,729	14,067,869
収納率(%)	96.88	97.04	97.44	97.84	98.10

資料：厚生労働省労働基準局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/168.xls>

第166表 労働者災害補償保険給付平均支払額

(単位 金額：円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
療 養 補 償 給 付 1件当日数	19.8	19.8	19.6	19.6	19.4
1日当金額	3,341	3,404	3,417	3,473	3,459
休 業 補 償 給 付 1件当日数	30.7	30.5	30.6	30.6	30.6
1日当金額	5,542	5,533	5,518	5,513	5,519
障 害 補 償 一 時 金 1件当金額	1,598,864	1,607,151	1,606,604	1,583,868	1,589,360
遺 族 補 償 一 時 金 1件当金額	7,287,723	8,174,755	7,832,071	8,044,001	7,963,130
葬 祭 料 1件当金額	631,354	703,702	695,983	708,553	706,422
介 護 補 償 給 付 1件当金額	125,601	124,849	124,835	124,305	123,924
平均給付基礎日額	9,236	9,222	9,196	9,189	9,199
1日当り療養費の平均 給付基礎日額に対する比 (%)	36.2	36.9	37.2	37.8	37.6

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/169.xls>

第167表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
収 入	1,160,972,815	1,116,556,370	1,149,196,487	1,223,907,707	1,219,963,693
徴収勘定より受入	810,055,189	745,199,314	792,897,091	867,441,076	863,830,723
一般会計より受入	332,842	317,336	277,090	205,215	204,752
未経過保険料受入	15,090,086	15,669,977	17,284,123	20,469,252	23,074,892
支払備金受入	178,428,459	179,770,306	179,195,418	176,119,343	176,565,314
運用収入	132,906,864	133,665,699	132,217,133	131,884,336	131,960,790
独立行政法人納付金	2,140,087	93,633	39,579	161,164	・
雑収入	21,092,578	40,781,362	25,947,339	27,357,593	22,081,650
前年度繰越資金受入	926,710	1,058,743	1,338,715	269,728	2,245,570
支 出	1,072,091,542	1,020,253,088	995,758,603	994,781,168	988,296,256
労働安全衛生対策費	20,366,583	15,438,364	15,286,679	16,340,441	17,238,770
保険給付費	750,826,098	756,809,115	745,215,689	751,300,000	739,967,846
業務取扱費等	44,283,628	43,407,410	45,293,148	46,563,757	48,121,618
社会復帰促進 等事業費	165,338,134	135,759,334	136,277,666	128,014,526	124,253,966
独立行政法人 運営費等	14,120,888	12,168,506	11,552,467	10,099,673	11,437,023
仕事生活調和推進費	1,004,997	920,178	708,638	1,007,017	1,102,098
中小企業退職金 共済等事業費	1,978,088	1,906,329	1,910,138	1,847,344	1,892,384
個別労働紛争対策費	744,123	697,971	731,573	776,575	908,149
職務上年金給付費等	18,384,879	17,351,066	15,808,159	15,224,631	14,887,826
徴収勘定へ繰入	55,044,124	35,794,815	22,974,447	23,607,204	28,486,572
収 支 差 引 残	88,881,273	96,303,283	153,437,884	229,126,539	231,667,437

(注) 1 「独立行政法人運営費等」には、施設整備費を含む。

2 「業務取扱費等」には、施設整備費を含む。

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/170.xls>

14 公務災害補償

第168表 国家公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数 8,498 金額 7,334,041	件数 8,585 金額 7,226,200	件数 8,166 金額 6,982,900	件数 7,314 金額 6,342,153	件数 7,267 金額 6,432,063
療 養 補 償	件数 4,609 日数 158,486 金額 1,563,988	件数 4,800 日数 150,182 金額 1,585,730	件数 4,653 日数 133,769 金額 1,565,513	件数 4,081 日数 127,342 金額 1,202,895	件数 4,171 日数 120,986 金額 1,318,212
休 業 補 償	件数 1,519 日数 114,486 金額 539,413	件数 1,442 日数 107,362 金額 511,869	件数 1,213 日数 94,078 金額 454,944	件数 1,026 日数 85,582 金額 405,237	件数 913 日数 78,333 金額 379,468
傷 病 補 償 年 金	件数 23 金額 72,259	件数 22 金額 103,843	件数 15 金額 51,859	件数 17 金額 66,994	件数 15 金額 50,506
障 害 補 償 年 金	件数 559 金額 1,292,111	件数 553 金額 1,295,675	件数 553 金額 1,243,984	件数 531 金額 1,189,818	件数 520 金額 1,156,704
障 害 補 償 一 時 金	件数 158 金額 237,450	件数 140 金額 194,672	件数 143 金額 164,441	件数 100 金額 166,155	件数 110 金額 171,575
介 護 補 償 常 時	件数 36 金額 27,497	件数 37 金額 28,997	件数 35 金額 25,292	件数 34 金額 25,609	件数 32 金額 29,792
介 護 補 償 随 時	件数 39 金額 13,810	件数 39 金額 14,152	件数 40 金額 14,021	件数 38 金額 15,067	件数 38 金額 12,684
遺 族 補 償 年 金	件数 1,535 金額 3,469,597	件数 1,533 金額 3,469,009	件数 1,495 金額 3,371,158	件数 1,476 金額 3,225,186	件数 1,452 金額 3,260,008
遺 族 補 償 一 時 金	件数 7 金額 106,180	件数 1 金額 4,395	件数 5 金額 48,060	件数 1 金額 18,439	件数 4 金額 38,613
葬 祭 補 償	件数 13 金額 11,735	件数 16 金額 15,069	件数 11 金額 9,496	件数 9 金額 10,745	件数 11 金額 9,804
障 害 補 償 年 金	件数 —	件数 1	件数 2	件数 1	件数 1
差 額 一 時 金	金額 —	金額 656	金額 31,280	金額 16,007	金額 4,697
行 方 不 明 補 償	件数 ・ 金額 ・	件数 1 金額 2,133	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
障 害 補 償 年 金	件数 ・	件数 ・	件数 1	件数 —	件数 —
前 払 一 時 金	金額 ・	金額 ・	金額 2,852	金額 —	金額 —

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。

2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/171.xls>

第169表 国家公務員災害補償1件当り金額

(単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
療 養 補 償	339,334	330,360	336,452	294,755	316,042
休 業 補 償	355,111	354,972	375,057	394,968	415,627
傷 病 補 償 年 金	3,141,715	4,720,144	3,457,247	3,940,843	3,367,067
障 害 補 償 年 金	2,311,469	2,342,993	2,249,519	2,240,711	2,224,430
障 害 補 償 一 時 金	1,502,847	1,390,515	1,149,935	1,661,545	1,559,770
介 護 補 償 常 時	763,804	783,697	722,641	753,216	930,987
介 護 補 償 随 時	354,111	362,875	350,518	396,490	333,778
遺 族 補 償 年 金	2,260,324	2,262,889	2,254,955	2,185,085	2,245,185
遺 族 補 償 一 時 金	15,168,570	4,395,000	9,611,952	18,439,000	9,653,340
葬 祭 補 償	902,695	941,810	863,310	1,193,940	891,262
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	—	655,950	15,640,027	16,007,240	4,697,262
行 方 不 明 補 償	・	2,132,836	—	—	—
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	・	・	2,851,520	—	—

(注) 平成22年度以降は、災害補償費支払状況より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/172.xls>

第170表 地方公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数 38,834 金額 19,940,041	件数 38,709 金額 20,090,637	件数 40,249 金額 21,253,694	件数 34,869 金額 17,734,104	件数 39,405 金額 21,745,022
療 養 補 償	件数 32,211 日数 454,213 金額 6,576,220	件数 32,013 日数 539,417 金額 6,612,875	件数 33,310 日数 448,377 金額 7,129,126	件数 29,230 日数 364,116 金額 6,120,962	件数 33,091 日数 448,946 金額 7,807,448
休 業 補 償	件数 1,555 日数 75,479 金額 683,461	件数 1,502 日数 70,071 金額 616,054	件数 1,570 日数 77,976 金額 691,241	件数 1,397 日数 71,006 金額 626,507	件数 1,163 日数 61,397 金額 489,619
傷 病 補 償 年 金	件数 37 金額 154,580	件数 40 金額 171,318	件数 32 金額 132,835	件数 30 金額 140,720	件数 36 金額 149,507
障 害 補 償 年 金	件数 1,255 金額 3,268,547	件数 1,244 金額 3,254,104	件数 1,227 金額 3,100,533	件数 893 金額 2,358,465	件数 1,244 金額 3,274,374
障 害 補 償 一 時 金	件数 342 金額 781,963	件数 310 金額 770,401	件数 325 金額 807,051	件数 276 金額 736,482	件数 288 金額 791,213
介 護 補 償	件数 138 金額 95,102	件数 132 金額 81,448	件数 130 金額 86,204	件数 93 金額 56,171	件数 126 金額 77,993
遺 族 補 償 年 金	件数 3,235 金額 8,192,815	件数 3,307 金額 8,281,759	件数 3,436 金額 8,800,392	件数 2,878 金額 7,433,807	件数 3,411 金額 8,931,892
遺 族 補 償 一 時 金	件数 13 金額 137,411	件数 17 金額 184,297	件数 17 金額 340,973	件数 14 金額 206,659	件数 8 金額 161,539
葬 祭 補 償	件数 47 金額 44,614	件数 144 金額 118,380	件数 202 金額 165,339	件数 57 金額 49,228	件数 36 金額 31,731
障 害 補 償 年 金	件数 1	—	—	1	2
差 額 一 時 金	金額 5,327	—	—	金額 5,103	金額 29,706

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/173.xls>

第171表 地方公務員災害補償1件当り補償費

(単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
療 養 補 償	204,161	206,568	214,024	228,942	235,939
休 業 補 償	439,525	410,156	440,281	448,466	420,997
傷 病 補 償 年 金	4,177,839	4,282,944	4,151,099	4,927,631	4,152,973
障 害 補 償 年 金	2,604,420	2,615,839	2,526,922	2,602,798	2,632,133
障 害 補 償 一 時 金	2,286,442	2,485,164	2,483,234	2,524,724	2,747,269
介 護 補 償	689,144	617,031	663,107	610,559	618,990
遺 族 補 償 年 金	2,532,555	2,504,312	2,561,232	2,542,908	2,618,555
遺 族 補 償 一 時 金	10,570,109	10,841,008	20,057,241	14,761,331	20,192,331
葬 祭 補 償	949,231	822,086	818,508	855,422	881,426
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	5,326,524	—	—	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/174.xls>

15 介護保険

第172表 介護保険適用状況

年度末現在（単位 人）

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
保 險 者 数	1,587	1,580	1,580	1,579	1,579
世 帯 数 (第1号被保険者のいる世帯)	20,828,430	21,320,509	22,060,225	22,749,195	23,370,778
被 保 険 者 数					
第1号被保険者数	29,110,053	29,779,321	30,938,431	32,018,149	33,020,554
65歳以上75歳未満	14,826,777	15,054,982	15,737,207	16,523,782	17,164,412
75歳以上 (再掲)	14,283,276	14,724,339	15,201,224	15,494,367	15,856,142
外国人被保険者	120,875	125,423	132,804	138,515	145,156
住所地特例被保険者	107,457	111,960	115,292	119,906	135,009
第2号被保険者数(万人)	4,263	4,299	4,275	4,247	4,220

(注) 「保険者数」とは、市町村（広域連合及び一部事務組合を含む）及び特別区の数である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/175.xls>

第173表 介護保険要介護（要支援）認定者数

平成26年度末現在（単位 人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
被 保 険 者 数	871,351	837,658	1,170,482	1,059,631	789,874	726,351	602,741	6,058,088
第1号被保険者数	858,545	817,707	1,147,106	1,029,241	770,594	709,927	584,434	5,917,554
65歳以上 75歳未満	125,465	119,183	137,879	134,298	89,277	75,863	70,548	752,513
75歳以上	733,080	698,524	1,009,227	894,943	681,317	634,064	513,886	5,165,041
第2号被保険者数	12,806	19,951	23,376	30,390	19,280	16,424	18,307	140,534

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/176.xls>

第174表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況

区 分	総人口 (A)	計 (B)		要支援 1 (C)		要支援 2 (D)	
			(B/A)		(C/A)		(D/A)
総 数	128,057,352	6,314,932	4.9	891,539	0.7	865,231	0.7
65歳未満	97,835,244	163,546	0.2	15,020	0.0	23,398	0.0
65～70歳未満	8,210,173	298,466	3.6	44,706	0.5	46,296	0.6
70～75歳未満	6,963,302	465,668	6.7	80,752	1.2	73,848	1.1
75～80歳未満	5,941,013	855,288	14.4	160,642	2.7	136,503	2.3
80～85歳未満	4,336,264	1,471,980	33.9	264,605	6.1	231,010	5.3
85～90歳未満	2,432,588	1,627,317	66.9	225,362	9.3	226,259	9.3
90～95歳未満	1,021,707	1,035,654	101.4	86,948	8.5	106,670	10.4
95歳以上	340,638	397,013	116.5	13,504	4.0	21,247	6.2
男 性	62,327,737	1,975,795	3.2	271,957	0.4	239,144	0.4
65歳未満	49,286,531	93,443	0.2	8,252	0.0	12,528	0.0
65～70歳未満	3,921,774	159,118	4.1	20,886	0.5	21,401	0.5
70～75歳未満	3,225,503	213,157	6.6	28,837	0.9	27,189	0.8
75～80歳未満	2,582,940	327,274	12.7	47,275	1.8	40,508	1.6
80～85歳未満	1,692,584	465,328	27.5	71,576	4.2	56,927	3.4
85～90歳未満	744,222	438,463	58.9	64,544	8.7	52,261	7.0
90～95歳未満	241,799	219,226	90.7	26,513	11.0	23,733	9.8
95歳以上	61,590	59,786	97.1	4,074	6.6	4,597	7.5
女 性	65,729,615	4,339,137	6.6	619,582	0.9	626,087	1.0
65歳未満	48,548,713	70,103	0.1	6,768	0.0	10,870	0.0
65～70歳未満	4,288,399	139,348	3.2	23,820	0.6	24,895	0.6
70～75歳未満	3,737,799	252,511	6.8	51,915	1.4	46,659	1.2
75～80歳未満	3,358,073	528,014	15.7	113,367	3.4	95,995	2.9
80～85歳未満	2,643,680	1,006,652	38.1	193,029	7.3	174,083	6.6
85～90歳未満	1,688,366	1,188,854	70.4	160,818	9.5	173,998	10.3
90～95歳未満	779,908	816,428	104.7	60,435	7.7	82,937	10.6
95歳以上	279,048	337,227	120.8	9,430	3.4	16,650	6.0

(注) 1 受給者台帳に登録された要支援、要介護の人数である。

2 介護保険の被保険者でない生活保護における要介護者を含む。

3 「総数総人口」「男性総人口」「女性総人口」には、不詳人口を含む。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」、総人口は「平成22年国勢調査」（平成22年10月1日現在）、人口に対する割合は、上記資料より国立社会保障・人口問題研究所にて算出

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/177.xls>

平成28年5月末現在（単位 人、%）

要介護1 (E)		要介護2 (F)		要介護3 (G)		要介護4 (H)		要介護5 (I)	
	(E/A)		(F/A)		(G/A)		(H/A)		(I/A)
1,237,511	1.0	1,100,691	0.9	828,589	0.6	767,724	0.6	623,647	0.5
28,015	0.0	35,248	0.0	22,524	0.0	19,140	0.0	20,201	0.0
54,886	0.7	55,094	0.7	36,484	0.4	31,101	0.4	29,899	0.4
87,772	1.3	80,606	1.2	54,512	0.8	46,615	0.7	41,563	0.6
170,748	2.9	138,982	2.3	94,980	1.6	82,367	1.4	71,066	1.2
306,559	7.1	239,189	5.5	166,771	3.8	145,165	3.3	118,681	2.7
340,874	14.0	285,914	11.8	211,664	8.7	189,558	7.8	147,686	6.1
196,265	19.2	195,731	19.2	165,399	16.2	161,914	15.8	122,727	12.0
52,392	15.4	69,927	20.5	76,255	22.4	91,864	27.0	71,824	21.1
405,820	0.7	380,379	0.6	278,196	0.4	227,929	0.4	172,370	0.3
16,686	0.0	20,444	0.0	13,557	0.0	10,866	0.0	11,110	0.0
29,803	0.8	31,702	0.8	21,700	0.6	17,652	0.5	15,974	0.4
41,390	1.3	42,119	1.3	29,382	0.9	23,982	0.7	20,258	0.6
66,468	2.6	62,163	2.4	44,296	1.7	36,926	1.4	29,638	1.1
99,033	5.9	86,153	5.1	62,593	3.7	50,891	3.0	38,155	2.3
95,412	12.8	82,000	11.0	61,091	8.2	49,348	6.6	33,807	4.5
46,327	19.2	43,264	17.9	34,059	14.1	27,911	11.5	17,419	7.2
10,701	17.4	12,534	20.4	11,518	18.7	10,353	16.8	6,009	9.8
831,691	1.3	720,312	1.1	550,393	0.8	539,795	0.8	451,277	0.7
11,329	0.0	14,804	0.0	8,967	0.0	8,274	0.0	9,091	0.0
25,083	0.6	23,392	0.5	14,784	0.3	13,449	0.3	13,925	0.3
46,382	1.2	38,487	1.0	25,130	0.7	22,633	0.6	21,305	0.6
104,280	3.1	76,819	2.3	50,684	1.5	45,441	1.4	41,428	1.2
207,526	7.8	153,036	5.8	104,178	3.9	94,274	3.6	80,526	3.0
245,462	14.5	203,914	12.1	150,573	8.9	140,210	8.3	113,879	6.7
149,938	19.2	152,467	19.5	131,340	16.8	134,003	17.2	105,308	13.5
41,691	14.9	57,393	20.6	64,737	23.2	81,511	29.2	65,815	23.6

第175表 介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成25年度 (2013)			26 (2014)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	42,903,473	41,696,057	1,207,416	44,921,261	43,763,630	1,157,631
予 防 給 付	12,111,589	11,864,321	247,268	12,841,824	12,597,864	243,960
要 支 援 1	5,463,351	5,384,873	78,478	5,837,029	5,756,951	80,078
要 支 援 2	6,648,238	6,479,448	168,790	7,004,795	6,840,913	163,882
介 護 給 付	30,791,884	29,831,736	960,148	32,079,437	30,535,766	913,671
経過的要介護	21	21	—	4	4	—
要 介 護 1	9,459,024	9,248,982	210,042	10,073,573	9,869,865	203,708
要 介 護 2	9,064,521	8,752,003	312,518	9,455,603	9,156,932	298,671
要 介 護 3	5,601,415	5,420,796	180,619	5,773,779	5,603,387	170,392
要 介 護 4	3,949,867	3,820,742	129,125	4,045,781	3,294,052	121,729
要 介 護 5	2,717,036	2,589,192	127,844	2,730,697	2,611,526	119,171

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/178.xls>

第176表 介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成25年度 (2013)			26 (2014)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	4,243,304	4,192,460	50,844	4,623,761	4,573,076	50,685
予 防 給 付	105,196	104,156	1,040	116,831	115,757	1,074
要 支 援 1	41,700	41,339	361	46,763	46,344	419
要 支 援 2	63,496	62,817	679	70,068	69,413	655
介 護 給 付	4,138,108	4,088,304	49,804	4,506,930	4,457,319	49,611
要 介 護 1	773,507	766,047	7,460	843,193	835,666	7,527
要 介 護 2	997,785	987,653	10,132	1,071,843	1,062,165	9,678
要 介 護 3	1,054,413	1,042,522	11,891	1,137,320	1,125,666	11,654
要 介 護 4	765,799	756,034	9,765	844,219	834,094	10,125
要 介 護 5	546,604	536,048	10,556	610,355	599,728	10,627

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/179.xls>

第177表 介護保険施設介護サービス受給者数

平成26年度累計(単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
合 計	30	80	618,953	1,282,412	2,314,036	3,331,494	3,234,034	10,781,039
介護老人福祉施設	1	6	175,447	504,341	1,262,061	1,962,584	1,970,833	5,875,273
第1号被保険者	1	6	173,636	499,838	1,251,505	1,947,403	1,948,875	5,821,264
第2号被保険者	—	—	1,811	4,503	10,556	15,181	21,958	54,009
介護老人保健施設	29	74	435,164	759,208	999,104	1,131,105	836,998	4,161,682
第1号被保険者	29	74	429,512	747,345	982,440	1,112,915	819,729	4,092,044
第2号被保険者	—	—	5,652	11,863	16,664	18,190	17,269	69,638
介護療養型医療施設	—	—	9,203	21,443	61,054	251,627	436,857	780,184
第1号被保険者	—	—	9,057	20,988	59,856	247,046	424,235	761,182
第2号被保険者	—	—	146	455	1,198	4,581	12,622	19,002

(注) 1 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ受給者数を1人と計上しているため、3施設の合算と総数が一致しない。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/180.xls>

第178表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況

区 分	予防給付		経過的要介護	要介護1
	要支援1	要支援2		
《件数》				
合 計	13,361,211	17,685,621	41	29,059,119
居宅介護 (介護予防)サービス	13,313,197	17,613,587	41	27,576,561
地域密着型 (介護予防)サービス	47,987	72,004	—	858,428
施設介護サービス	27	30	—	624,130
《単位数》				
合 計	16,919,630	35,147,829	△ 6	119,003,083
居宅介護 (介護予防)サービス	16,696,085	34,400,940	△ 6	89,079,116
地域密着型 (介護予防)サービス	223,469	746,805	—	15,056,131
施設介護サービス	77	85	—	14,867,836
《費用額》				
合 計	185,082,881	371,284,579	△ 63	1,228,141,644
居宅介護 (介護予防)サービス	182,822,536	363,729,046	△ 63	923,948,137
地域密着型 (介護予防)サービス	2,259,571	7,554,687	—	152,940,670
施設介護サービス	774	846	—	151,252,837
《給付費》				
合 計	169,078,095	337,243,964	△ 62	1,117,377,904
居宅介護 (介護予防)サービス	167,044,095	330,441,850	△ 62	843,457,205
地域密着型 (介護予防)サービス	2,033,352	6,801,353	—	137,688,949
施設介護サービス	649	762	—	136,231,750

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/182.xls>

平成26年度累計（単位 件、千円、千単位数）

介護給付				合計
要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
31,687,871	22,775,428	18,879,929	15,124,543	148,573,763
29,303,099	19,276,613	14,646,951	11,236,111	132,966,160
1,090,536	1,159,743	862,626	623,902	4,715,226
1,294,236	2,339,072	3,370,352	3,264,530	10,892,377
163,055,699	183,835,828	198,622,407	183,459,292	900,043,763
107,723,958	93,434,375	79,147,269	64,668,471	485,150,208
22,642,077	27,408,715	21,556,950	16,301,130	103,935,277
32,689,664	62,992,738	97,918,188	102,489,691	310,958,278
1,677,927,928	1,884,574,461	2,032,381,464	1,875,511,363	9,254,904,258
1,114,686,659	964,286,736	816,834,291	667,286,148	5,033,593,489
230,275,494	278,845,070	219,146,397	165,875,794	1,056,897,685
332,965,774	641,442,655	996,400,776	1,042,349,421	3,164,413,084
1,521,700,204	1,704,925,388	1,835,543,646	1,692,751,485	8,378,620,625
1,014,413,662	876,060,218	740,709,373	604,324,562	4,576,450,902
207,333,398	251,064,009	197,286,090	149,338,133	951,545,285
299,953,144	577,801,160	897,548,183	939,088,791	2,850,624,438

第179表 介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）

(i) 件数

年度累計

区 分	平成25年度 (2013)			26 (2014)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	1,676,592	13,884,997	15,561,589	1,802,734	14,264,963	16,067,697
利用者負担第一段階	11,918	1,956,816	1,968,734	9,085	1,729,012	1,738,097
利用者負担第二段階	355,998	9,083,970	9,439,968	382,723	9,435,767	9,818,490
利用者負担第三段階	470,335	2,342,569	2,812,904	519,847	2,579,696	3,099,543
利用者負担第四段階	838,341	501,642	1,339,983	891,079	520,488	1,411,567

(ii) 給付額

年度累計（単位 千円）

区 分	平成25年度 (2013)			26 (2014)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	12,476,278	143,805,541	156,281,819	13,518,780	151,459,951	164,978,731
利用者負担第一段階	116,478	17,723,729	17,840,207	94,739	18,837,414	18,932,153
利用者負担第二段階	3,503,313	110,216,419	113,719,732	3,786,122	115,135,528	118,921,650
利用者負担第三段階	3,963,265	13,139,769	17,103,034	4,374,762	14,663,359	19,038,121
利用者負担第四段階	4,893,223	2,725,624	7,618,847	5,263,157	2,823,650	8,086,806

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/183.xls>

第180表 介護保険における保険料収納額

平成26年度（単位 千円）

区 分	調定額累計	収納額累計	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	減免額 (別掲)
合 計	1,910,312,452	1,882,641,262	1,982,653	4,841	27,666,193	3,019,452
特別徴収	1,695,013,576	1,695,013,421	1,776,783	—	—	270,331
普通徴収	215,298,876	187,627,841	205,870	4,841	27,666,193	2,749,122

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/184.xls>

第181表 介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
収 入	7,832,640,973	8,209,330,308	8,787,476,970	9,164,964,114	9,614,155,369
介護保険料	1,402,508,463	1,411,740,656	1,749,757,427	1,824,149,805	1,893,449,457
分担金及び負担金	3,764,068	3,870,413	3,885,486	3,825,149	3,775,557
使用料及び手数料	502,863	513,062	601,888	664,958	601,676
国庫支出金	1,724,946,603	1,837,113,326	1,945,755,227	2,055,858,463	2,159,481,228
介護給付費負担金	1,300,231,257	1,369,343,778	1,468,626,772	1,556,375,247	1,635,101,641
調整交付金	361,037,817	382,564,342	409,297,241	431,680,477	451,685,691
地域支援事業交付金	61,284,396	61,484,182	62,478,347	62,288,359	64,139,813
その他の	2,393,132	23,721,023	5,352,867	5,514,380	8,554,083
支払基金交付金	2,207,151,602	2,307,847,792	2,393,873,251	2,489,326,704	2,603,934,927
都道府県支出金	1,110,340,913	1,164,207,245	1,284,539,116	1,285,510,867	1,344,124,587
財産収入	927,960	618,853	369,198	359,978	373,676
寄附金	1,573	62,644	7,478	1,746	8,411
繰入金	1,258,489,946	1,369,987,037	1,305,553,993	1,368,060,811	1,451,584,602
一般会計繰入金12.5%	904,291,465	951,972,778	1,014,534,459	1,064,281,478	1,115,256,311
その他の	354,198,482	418,014,259	290,819,535	303,779,332	336,328,291
繰越金	114,734,566	96,160,647	94,913,749	127,086,050	141,512,004
市町村債	1,976,653	9,846,315	1,356,787	2,574,489	7,623,967
諸収入	7,295,763	7,362,318	7,063,370	7,545,093	7,685,277
支 出	7,731,757,603	8,111,040,538	8,654,528,487	9,017,242,117	9,444,559,282
総務費	204,234,313	214,633,394	204,852,746	202,860,471	219,230,470
保険給付費	7,264,541,377	7,641,785,442	8,139,265,697	8,522,759,865	8,910,583,938
介護サービス等諸費	6,449,348,444	6,784,631,512	7,218,038,474	7,543,793,184	7,871,686,061
介護予防サービス等諸費	389,526,721	410,435,149	439,741,982	471,938,394	506,623,525
高額介護サービス等費	128,903,996	135,381,813	148,124,925	156,079,476	164,766,037
高額医療合算介護サービス等費	20,185,854	16,983,252	19,156,914	20,850,601	23,123,958
特定入所者介護サービス等費	265,255,142	281,493,640	302,741,054	318,511,838	333,776,689
市町村特別給付費	1,691,459	1,817,792	1,767,493	1,838,813	1,905,540
審査支払手数料	9,422,030	9,400,220	9,170,840	9,136,231	8,141,453
その他の	207,731	1,642,064	524,014	611,328	560,675
地域支援事業	166,888,558	165,330,163	171,049,460	176,353,160	184,894,274
財政安定化基金拠出金	—	—	—	—	—
保健福祉事業費	449,026	413,190	699,113	609,259	793,574
基金積立金	39,097,561	32,537,707	78,040,068	57,954,770	59,439,016
公債費	1,514,364	1,396,908	4,365,401	4,161,533	4,640,133
予備費	6,856	—	—	265	—
諸支出金	55,025,548	54,943,735	56,256,001	52,542,794	64,977,878
歳入歳出差引残額(A)	100,883,370	98,289,770	132,948,483	147,721,997	169,596,088
うち基金繰入額	24,937,728	28,866,604	38,892,943	41,584,297	51,638,104
国庫支出金精算額等(B)	57,564,992	25,289,296	47,260,717	42,288,517	68,451,698
国庫支出金精算額等差引額(A-B)	43,318,378	73,000,501	85,687,766	105,433,480	101,144,390
介護給付費準備基金保有額	396,163,347	284,815,391	312,269,781	315,359,464	302,446,832

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/185.xls>

第5節 高齢者保健(医療)福祉

1 総括

第182表 介護保険施設等の比較

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設 (～平成29年度末)
	介護保険		
対象者	常時介護が必要で生活が困難な要介護者	長期にわたり療養を必要とし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する要介護者	長期にわたり療養を必要とし、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者
指 定 基 準	居室（1人当たり10.65㎡以上） 医務室 機能訓練室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下 1.8 m 以上 両廊下 2.7 m 以上 【ユニット型】 ユニット 居室（個室10.65㎡以上、 準個室10.65㎡以上） 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 医務室 等	療養室（1人当たり8㎡以上） 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下 1.8 m 以上 両廊下 2.7 m 以上 【ユニット型】 ユニット 療養室（個室10.65㎡以上、 準個室10.65㎡以上） 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 診察室 等	病室（1人当たり6.4㎡以上） 機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等 廊下幅 片廊下 1.8 m 以上 両廊下 2.7 m 以上 【ユニット型】 ユニット 病室（個室10.65㎡以上、 準個室10.65㎡以上） 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 等
	医師（非常勤可） 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 介護支援専門員 1人 その他 生活相談員 等	医師 1人 看護職員 10人 介護職員 24人 理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士 1人 介護支援専門員 1人 その他 支援相談員 等	医師 3人 看護職員 18人 介護職員 18人 介護支援専門員 1人 その他 薬剤師・栄養士等
その他	・旧措置入所者に対する経過措置あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・地域密着型介護老人福祉施設あり（なお、サテライト型居住施設は、人員基準等を緩和）	・短期入所療養介護、通所リハビリテーションの「みなし指定」あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・サテライト型、医療機関併設型、分館型には人員基準等の緩和あり	・短期入所療養介護等の「みなし指定」あり

(注) 1 人員基準については100人当たりの配置例。

2 サテライト型小規模介護老人保健施設：本体施設（老健又は病院若しくは診療所）と密接な連携。定員29人以下。

3 医療機関併設型小規模介護老人保健施設：病院又は診療所に併設。定員29人以下。

4 分館型介護老人保健施設：東京都区部・市部、政令指定都市、過疎地域等に設置。基本型介護老人保健施設と一体として運営。

資料：厚生労働省老健局、保険局、医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/186.xls>

平成28年度

医療保険適用の療養病床	
医療保険	
主として長期にわたり療養の必要な患者	
病室（1人当たり6.4㎡以上） 機能訓練室 ※他に都道府県の条例で定める施設を有する必要あり	
廊下幅	
片廊下	1.8 m 以上
両廊下	2.7 m 以上
医師	3人
※医師及び歯科医師を除いた看護師その他の従業者については、都道府県の条例で定める。	
・介護老人保健施設等への転換を都道府県知事に届け出た病床については人員配置基準、設備基準上の緩和あり	

2 老人福祉

第183表 老人福祉施設の施設数及び在所有者数

各年10月1日現在

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
総 数	4,827	4,962	5,004	5,026	5,103
在所有者数	136,029	137,421	138,373	138,635	141,033
養護老人ホーム 施設数	893	905	913	917	936
在所有者数	56,381	56,860	56,962	56,963	57,288
軽費老人ホーム 施設数	2,001	2,045	2,079	2,117	2,166
在所有者数	79,648	80,561	81,411	81,672	83,745
老人福祉センター 施設数	1,933	2,012	2,012	1,992	2,001

- (注) 1 平成23年は、調査対象施設のうち回収できなかった施設がある。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。
 2 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。
 宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町
 福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村
 3 平成24年以降は、基本票と詳細票の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設について集計している。
 基本票：行政情報から把握可能な項目
 詳細票：それ以外の項目

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/187.xls>

第184表 介護サービス事業所数・施設数及び利用者数・在所有者数

(i) 介護予防サービス

各年10月1日現在

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
介護予防居宅サービス事業所 (訪問系)					
介護予防訪問介護 施設数	20,830	24,575	26,022	26,505	27,003
利用者数	338,554	367,997	383,175	389,002	378,163
介護予防訪問入浴介護 施設数	1,837	1,925	1,871	1,664	1,687
利用者数	342	450	367	324	334
介護予防訪問看護ステーション 施設数	5,103	5,846	6,314	7,071	7,769
利用者数	24,207	28,818	32,678	38,349	44,642
(通所系)					
介護予防通所介護 施設数	23,481	28,509	31,635	33,837	35,103
利用者数	323,105	368,801	413,712	446,349	469,897
介護予防通所リハビリテーション 施設数	5,829	6,138	6,216	6,595	6,751
利用者数	104,953	104,174	110,148	119,101	122,566
(その他)					
介護予防短期入所生活介護 施設数	7,177	7,908	8,273	8,982	9,486
在所有者数	8,010	8,528	8,989	9,121	9,309
介護予防短期入所療養介護 施設数	4,561	4,998	4,756	4,780	4,754
在所有者数	1,066	1,102	1,093	965	1,089
介護予防特定施設入居者生活介護 施設数	2,991	3,416	3,672	3,807	3,983
在所有者数	18,969	21,092	23,007	23,560	24,181
介護予防福祉用具貸与 施設数	5,169	6,045	6,287	6,125	6,342
利用者数	218,399	276,617	319,824	349,123	345,670
特定介護予防福祉用具販売 施設数	5,326	6,183	6,407	6,258	6,437
介護予防地域密着型サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護 施設数	2,989	3,417	3,484	3,524	3,586
利用者数	719	851	875	946	1,031
介護予防小規模多機能型居宅介護 施設数	2,099	2,910	3,251	3,527	3,987
利用者数	4,150	5,635	6,707	7,584	8,923
介護予防認知症対応型共同生活介護 施設数	9,144	10,275	10,457	11,003	11,560
在所有者数	1,285	749	769	954	816
介護予防支援事業所 (地域包括支援センター) 施設数	3,961	4,151	4,262	4,255	4,378
利用者数	804,596	873,593	936,552	989,254	1,024,594

(ii) 介護サービス

各年10月1日現在

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所					
(訪問系)					
訪 問 介 護 施 設 数	21,315	25,118	26,576	27,107	27,550
利用者数	742,880	817,080	870,987	890,865	886,928
訪 問 入 浴 介 護 施 設 数	2,002	2,103	2,033	1,814	1,826
利用者数	65,593	67,508	65,858	57,493	58,075
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 施 設 数	5,212	5,972	6,458	7,214	7,897
利用者数	316,583	360,805	385,951	431,588	472,681
(通所系)					
通 所 介 護 施 設 数	24,381	29,815	33,163	35,568	36,757
利用者数	1,018,651	1,140,565	1,223,344	1,303,874	1,376,591
通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 施 設 数	5,948	6,428	6,407	6,698	6,829
利用者数	353,897	360,502	372,586	384,123	385,154
(その他)					
短 期 入 所 生 活 介 護 施 設 数	7,515	8,274	8,630	9,405	9,924
在所者数	279,812	292,758	298,002	303,305	300,465
短 期 入 所 療 養 介 護 施 設 数	4,726	5,142	4,925	4,928	4,898
在所者数	49,878	51,609	50,053	49,239	47,355
特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 施 設 数	3,165	3,628	3,914	4,073	4,269
在所者数	116,765	132,673	145,508	148,929	157,038
福 祉 用 具 貸 与 施 設 数	5,212	6,143	6,378	6,196	6,398
利用者数	872,197	1,080,763	1,164,717	1,200,247	1,362,033
特 定 福 祉 用 具 販 売 施 設 数	5,336	6,202	6,429	6,272	6,461
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 所					
定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護 施 設 数	・	61	228	391	534
利用者数	・	529	3,023	7,067	10,230
夜 間 対 応 型 訪 問 介 護 施 設 数	103	146	139	162	189
利用者数	3,018	5,473	4,950	5,542	5,084
認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 施 設 数	3,254	3,651	3,762	3,819	3,887
利用者数	53,634	54,381	55,754	57,481	56,673
小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 施 設 数	2,486	3,371	3,730	4,007	4,447
利用者数	41,413	53,451	60,227	64,731	73,255
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 施 設 数	9,484	10,497	10,760	11,306	11,874
在所者数	136,188	149,559	153,744	161,591	169,975
地 域 密 着 型 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 施 設 数	152	222	238	261	278
在所者数	3,090	4,499	5,031	5,561	5,670
複 合 型 サ ー ビ ス 施 設 数	・	14	62	147	221
在所者数	・	243	968	2,492	3,850
地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設 施 設 数	450	892	1,033	1,599	1,813
在所者数	11,435	22,902	26,780	39,350	44,861
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 施 設 数	27,705	31,600	32,956	33,695	34,688
利用者数	1,804,902	1,988,067	2,084,901	2,149,306	2,215,686
介 護 保 険 施 設					
介 護 老 人 福 祉 施 設 施 設 数	5,953	6,092	6,212	6,764	7,065
在所者数	420,827	429,415	439,737	453,682	471,585
介 護 老 人 保 健 施 設 施 設 数	3,533	3,710	3,683	3,741	3,857
在所者数	293,432	301,539	299,885	299,561	302,679
介 護 療 養 型 医 療 施 設 施 設 数	1,711	1,644	1,509	1,422	1,318
在所者数	71,377	67,531	60,429	58,216	53,240

(注) 1 「施設数」は、活動中の施設・事業所である。

2 「利用者数」は、9月中の利用者数である。ただし、次の事業所・施設の利用者・在所者は9月30日24時現在の数である。

介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護予防特定施設入所者生活介護、特定施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

3 複数サービスを行っている事業所は、各々に計上している。

4 「介護予防訪問看護ステーション」は、介護保険法の利用者と「要支援認定申請中」「その他」を含む。

5 「訪問看護ステーション」は、介護保険法・健康保険法の利用者と「要介護認定申請中」「その他」を含む。

6 「介護予防短期入所生活介護」「短期入所生活介護」には、空床利用型の事業所を含まない。

7 「定期巡回・随時対応型訪問看護」には、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

8 平成23年は、東日本大震災の被災地域（以下の市町村）に所在する施設・事業所（2,131施設・事業所）は調査を見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/188.xls>

第185表 職種別にみた従事者数

(i) 訪問介護

区 分	(介護予防) 訪問介護			(介護予防) 訪問入浴介護			(介護予防) 訪問看護ステーション		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	214,909	126,262	88,648	10,154	6,064	4,090	50,696	38,797	11,900
平成26年10月1日現在									
看 護 師	1,654	665	989	32,830	24,821	8,009
准 看 護 師	1,548	809	739	3,526	2,488	1,038
保 健 師	711	582	129
助 産 師	34	22	12
理 学 療 法 士	6,630	5,308	1,321
作 業 療 法 士	3,055	2,474	580
言 語 聴 覚 士	569	426	143
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	201,206	114,039	87,168	6,332	4,049	2,283
介 護 福 祉 士 (再 掲)	91,718	65,827	25,892	2,407	1,792	615
実 務 者 研 修 修 了 者 (再 掲)	5,988	4,754	1,234	145	110	35
旧 介 護 職 員 基 礎 研 修 課 程 修 了 者 (再 掲)	5,000	3,634	1,367	78	61	18
旧ホームヘルパー1級研修課程修了者 (再掲)	6,718	4,095	2,624	89	54	35
初 任 者 研 修 修 了 者 (再 掲)	90,189	34,482	55,707	1,896	1,056	840
オ ペ レ ー タ ー
面 接 相 談 員
介 護 支 援 専 門 員
そ の 他 の 職 員	13,703	12,223	1,480	620	542	78	3,343	2,676	668

(注) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

(ii) 通所介護

区 分	(介護予防) 通所介護			(介護予防)通所リハビリテーション (介護老人保健施設)		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	315,253	214,255	100,998	41,316	34,410	6,906
平成26年10月1日現在						
医 師	128	94	34	2,102	1,898	204
看 護 師	16,154	7,778	8,377	1,881	1,310	572
准 看 護 師	15,931	9,184	6,748	1,672	1,170	502
機 能 訓 練 指 導 員	27,697	18,050	9,648
理 学 療 法 士	3,639	2,827	813	4,377	3,989	388
作 業 療 法 士	1,801	1,385	416	2,676	2,451	224
言 語 聴 覚 士	252	156	96	462	399	63
柔 道 整 復 師	4,097	3,409	688
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	1,846	1,145	701
歯 科 衛 生 士	237	122	114	83	61	23
介 護 支 援 専 門 員
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	48,483	44,044	4,439
社 会 福 祉 士 (再 掲)	5,043	4,648	395
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	166,527	109,910	56,617	26,681	21,783	4,897
介 護 福 祉 士 (再 掲)	59,937	45,478	14,459	16,456	14,577	1,879
管 理 栄 養 士	987	869	117	1,120	1,102	18
栄 養 士	1,058	816	242	263	248	15
調 理 員	11,645	4,578	7,067
そ の 他 の 職 員	26,406	18,811	7,595

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

2 (介護予防) 短期入所生活介護には、空床利用型のみの従事者を含まない。

3 (介護予防) 通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

平成27年10月1日現在

定期巡回・随時対応型訪問介護看護			夜間対応型訪問介護			複合サービス		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
8,948	6,650	2,298	1,987	1,382	605	3,168	2,430	738
598	449	149	698	519	179
132	90	42	215	153	62
...	8	5	3
...
92	78	15	37	21	16
39	34	5	20	13	7
6	5	2	1	0	1
5,021	3,371	1,650	1,065	610	455	1,916	1,490	426
2,765	2,132	633	924	811	112
...
...
...
2,795	2,377	418	627	495	132
...	247	233	15
...	133	120	13
265	247	18	48	45	3	140	110	30

平成27年10月1日現在

(介護予防)通所リハビリテーション(医療施設)			(介護予防)短期入所生活介護			(介護予防)特定施設入居者生活介護			(介護予防)認知症対応型通所介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
31,812	25,953	5,859	165,167	138,984	26,183	108,347	84,664	23,684	26,228	18,762	7,467
31,811	25,923	5,888	168,108	142,227	25,881	104,380	82,832	21,549	26,162	18,610	7,553
2,225	2,092	133	1,430	270	1,160	9	5	4
2,244	1,716	528	8,025	6,412	1,613	7,545	5,376	2,170	825	387	437
1,429	1,127	302	6,812	5,446	1,366	4,338	3,317	1,022	735	422	313
...	3,850	3,246	604	2,392	1,893	499	1,371	694	677
4,938	4,381	557	511	416	95	413	299	114	74	42	32
1,876	1,639	237	332	283	49	209	161	48	80	58	22
277	223	55	51	44	7	32	14	18	9	5	5
...	255	236	20	220	198	22	32	15	17
...	248	219	29	188	166	23	60	28	33
79	57	22	19	11	8
...	3,164	3,095	70	3,766	3,509	257
...	7,454	7,310	144	4,705	4,603	102	4,023	3,721	303
...	1,717	1,689	28	680	665	15	466	448	18
18,417	14,434	3,983	108,838	93,948	14,890	72,311	57,647	14,664	16,394	11,509	4,885
9,871	8,537	1,335	58,759	54,482	4,277	28,158	24,818	3,339	7,063	5,619	1,444
236	213	23	3,158	3,057	101	96	84	12
92	71	21	1,393	1,263	130	54	41	13
...	8,122	5,740	2,383	614	238	376
...	12,920	9,197	3,723	13,291	8,320	4,971	2,090	1,650	441

(iii) 居宅介護等

区 分	(介護予防)認知症対応型 共同生活介護			(介護予防)小規模多機能型 居宅介護			(介護予防)福祉用具貸与		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	154,852	127,655	27,198	50,380	38,737	11,643	30,407	28,617	1,790
平成26年10月1日現在	148,881	123,046	25,835	44,921	34,758	10,164	29,136	27,369	1,767
看 護 師	…	…	…	2,186	1,464	722	…	…	…
准 看 護 師	…	…	…	2,172	1,564	608	…	…	…
保 健 師	…	…	…	…	…	…	…	…	…
機 能 訓 練 指 導 員	…	…	…	…	…	…	…	…	…
専 門 職 員	…	…	…	…	…	…	…	…	…
社会福祉主事(再掲)	…	…	…	…	…	…	…	…	…
介 護 支 援 専 門 員	10,615	9,525	1,090	3,014	2,659	355	…	…	…
生活相談員・支援相談員	…	…	…	…	…	…	…	…	…
社 会 福 祉 士	…	…	…	…	…	…	…	…	…
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	134,821	109,783	25,038	39,786	30,455	9,331	…	…	…
介 護 福 祉 士 (再 掲)	51,309	46,235	5,073	16,108	13,988	2,120	…	…	…
看 護 師 (再 掲)	2,012	1,202	811	…	…	…	…	…	…
准 看 護 師 (再 掲)	1,749	1,260	488	…	…	…	…	…	…
福 祉 用 具 専 門 相 談 員	…	…	…	…	…	…	23,417	22,283	1,135
そ の 他 の 職 員	9,417	8,347	1,070	3,222	2,594	628	6,990	6,335	655

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。
 2 地域密着型特定施設入居者生活保護の「社会福祉士」は、「生活相談員・支援相談員」の再掲である。
 3 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の「看護師」「保健師」「介護支援専門員」「社会福祉士」は、「専門職員」の再掲である。

平成27年10月1日現在

地域密着型特定施設入居者 生活介護			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
4,087	3,451	637	25,291	22,981	2,310	95,914	88,357	7,557
4,031	3,406	624	23,679	21,355	2,325	92,143	84,734	7,410
218	170	48	2,699	2,489	211
180	144	36
...	3,383	3,270	113
130	112	18
...	22,389	20,583	1,806
...	687	606	81
167	153	14	9,429	8,248	1,181	86,036	79,421	6,615
199	193	6
21	21	-	6,190	5,970	220
2,845	2,416	429
1,164	1,070	94
...
...
...
349	263	86	2,902	2,398	504	9,878	8,936	942

(iv) 施設等

区 分	地域密着型介護老人福祉施設			介護老人福祉施設		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	38,788	33,885	4,903	313,363	266,522	46,840
平成26年10月1日現在	34,110	30,047	4,063	304,058	259,545	44,514
施 設 長	1,118	1,115	3	5,348	5,341	7
医 師	280	30	250	1,450	216	1,233
歯 科 医 師	21	2	18	83	8	75
薬 剤 師
看 護 師	1,853	1,564	289	14,978	11,944	3,035
准 看 護 師	1,450	1,221	230	12,278	9,947	2,331
機 能 訓 練 指 導 員	820	707	113	5,219	4,685	534
理 学 療 法 士	73	61	12	840	712	128
作 業 療 法 士	62	55	7	600	534	66
言 語 聴 覚 士	10	10	1	96	83	14
柔 道 整 復 師	38	35	3	396	381	15
あん摩マッサージ指圧師	33	29	4	511	467	44
精 神 保 健 福 祉 士 等
介 護 支 援 専 門 員	1,336	1,303	33	8,347	8,159	188
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	1,542	1,524	19	9,180	9,058	122
社 会 福 祉 士 (再 掲)	395	392	3	2,710	2,674	37
障 害 者 生 活 支 援 員	6	6	-	51	45	7
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	25,411	22,545	2,866	209,460	182,372	27,089
介 護 福 祉 士 (再 掲)	13,267	12,451	816	120,821	112,429	8,392
管 理 栄 養 士	965	936	28	6,138	6,049	89
栄 養 士	373	353	20	1,720	1,662	58
歯 科 衛 生 士	37	19	18	243	143	100
調 理 員	1,667	1,219	449	13,957	10,544	3,413
そ の 他 の 職 員	1,908	1,341	567	24,913	16,352	8,561

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

3 「看護師」には、保健師を含む。

4 介護療養型医療施設には、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/189.xls>

平成27年10月1日現在

介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
201,948	179,048	22,901	45,891	41,356	4,535
198,555	176,855	21,700	49,937	44,993	4,944
...
4,093	3,458	635	3,398	2,446	952
22	9	13	57	45	12
1,039	383	656	1,205	1,076	130
19,328	16,206	3,122	8,382	7,473	909
18,872	16,272	2,599	7,978	7,177	800
...
6,646	6,141	505	2,144	2,088	55
4,948	4,575	373	1,074	1,044	30
946	816	130	467	453	14
...
...
...	93	93	-
5,928	5,774	154	1,422	1,372	50
6,376	6,257	119
2,560	2,519	41
...
108,214	98,566	9,648	18,092	16,568	1,524
69,496	66,086	3,410	8,388	8,096	293
4,004	3,934	70	1,145	1,116	29
887	854	33	308	297	12
283	191	92	126	108	18
6,136	4,821	1,314
14,229	10,792	3,437

第186表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数

平成25年（単位 千人）

区 分	手助けや見守りを要する者	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	不 詳
総 数	6,340	2,369	1,973	713	536	748
6 ～ 39 歳	570	277	163	21	32	77
40 ～ 64 歳	748	365	166	56	41	120
65 ～ 69 歳	376	160	95	40	25	55
70 ～ 74 歳	593	254	152	64	38	85
75 ～ 79 歳	882	355	251	89	70	116
80 ～ 84 歳	1,228	464	401	134	102	126
85 ～ 89 歳	1,147	348	432	161	103	103
90 歳 以上	795	147	312	147	123	66
（再掲）65歳以上	5,022	1,728	1,644	637	462	551
（再掲）75歳以上	4,053	1,314	1,397	532	398	411
（再掲）80歳以上	3,171	959	1,146	442	328	295
男 総 数	2,533	1,052	700	256	219	306
6 ～ 39 歳	327	170	100	7	18	32
40 ～ 64 歳	388	204	82	28	21	53
65 ～ 69 歳	207	90	51	23	14	28
70 ～ 74 歳	280	117	67	33	23	40
75 ～ 79 歳	367	145	96	39	36	51
80 ～ 84 歳	455	168	131	52	51	52
85 ～ 89 歳	343	118	109	43	39	34
90 歳 以上	167	39	64	30	16	17
（再掲）65歳以上	1,818	678	518	221	179	221
（再掲）75歳以上	1,331	471	400	164	142	154
（再掲）80歳以上	965	326	304	126	106	103
女 総 数	3,807	1,317	1,273	457	317	443
6 ～ 39 歳	243	106	63	14	14	45
40 ～ 64 歳	360	161	84	28	20	67
65 ～ 69 歳	170	70	44	17	11	27
70 ～ 74 歳	312	137	84	31	15	45
75 ～ 79 歳	515	209	155	51	34	66
80 ～ 84 歳	773	296	270	82	51	74
85 ～ 89 歳	804	230	323	118	64	69
90 歳 以上	629	107	248	117	107	49
（再掲）65歳以上	3,203	1,049	1,126	416	283	330
（再掲）75歳以上	2,721	843	997	368	256	257
（再掲）80歳以上	2,206	634	842	317	222	192

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/190.xls>

第187表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率

平成25年(単位 千人)

区 分	世帯人員数	手助けや見守りを要する者の数	手助けや見守りを要する者率 (人口千対)
総 数	125,705	6,340	50.4
6 ～ 39 歳	44,985	570	12.7
40 ～ 64 歳	42,698	748	17.5
65 ～ 69 歳	8,654	376	43.4
70 ～ 74 歳	7,563	593	78.4
75 ～ 79 歳	6,277	882	140.5
80 ～ 84 歳	4,749	1,228	258.6
85 歳 以 上	4,528	1,942	428.9
(再掲) 65歳以上	31,771	5,022	158.1
男 総 数	61,183	2,533	41.4
6 ～ 39 歳	22,980	327	14.2
40 ～ 64 歳	21,358	388	18.2
65 ～ 69 歳	4,161	207	49.7
70 ～ 74 歳	3,521	280	79.5
75 ～ 79 歳	2,763	367	132.8
80 ～ 84 歳	1,883	455	241.6
85 歳 以 上	1,316	510	387.5
(再掲) 65歳以上	13,644	1,818	133.2
女 総 数	64,518	3,807	59.0
6 ～ 39 歳	22,004	243	11.0
40 ～ 64 歳	21,340	360	16.9
65 ～ 69 歳	4,493	170	37.8
70 ～ 74 歳	4,041	312	77.2
75 ～ 79 歳	3,515	515	146.5
80 ～ 84 歳	2,866	773	269.7
85 歳 以 上	3,209	1,433	446.6
(再掲) 65歳以上	18,124	3,203	176.7

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

4 「手助けや見守りを要する者率」は、「世帯人員数」「手助けや見守りを要する者の数」より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：「世帯人員数」は、総務省統計局「国勢調査」

「手助けや見守りを要する者の数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/191.xls>

3 後期高齢者医療

第188表 後期高齢者医療被保険者数

(単位 人)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
被 保 険 者 数	14,059,915	14,483,835	14,904,992	15,266,362	15,545,307
75 歳 以 上 の 者	13,622,057	14,078,942	14,521,138	14,894,188	15,179,538
65 歳 以 上 75 歳 未 満 の 障 害 認 定 者	437,857	404,893	383,853	372,174	365,769

(注) 1 後期高齢者医療広域連合からの後期高齢者医療事業状況報告を集計したものである。

2 各年度における各月末平均である。

資料：厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/192.xls>

第189表 後期高齢者医療費の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
総 数	404,737,405	422,769,152	441,235,446	456,902,508	469,881,706
金 額	12,721,335,977	13,299,145,862	13,704,425,633	14,191,203,141	14,492,727,252
診 療 費					
件 数	259,901,162	269,284,136	279,438,641	288,206,381	294,834,066
金 額	10,162,963,461	10,540,878,446	10,875,102,491	11,183,660,715	11,406,264,601
調 剤					
件 数	134,380,289	142,020,428	149,629,826	156,314,673	162,400,235
金 額	1,963,072,688	2,148,863,631	2,211,104,779	2,379,799,529	2,448,826,085
食 事 療 養 ・ 生 活 療 養					
件 数	11,609,281	11,758,046	11,882,401	12,011,760	12,131,887
金 額	401,488,417	402,880,094	401,195,413	402,841,913	402,370,843
訪 問 看 護					
件 数	400,987	428,275	475,018	525,302	592,233
金 額	31,817,789	34,058,341	40,355,166	46,144,183	52,925,858
療 養 費 等					
件 数	10,054,967	11,036,313	11,691,961	11,856,152	12,055,172
金 額	161,993,622	172,465,350	176,667,785	178,756,801	182,339,865
1人当り老人医療費 (円)	904,795	918,206	919,452	929,573	932,290

(注) 1 後期高齢者医療による被保険者に係るものである。

2 「食事療養費・生活療養」の件数については、再掲である。

資料：厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/193.xls>

第190表 後期高齢者医療費(診療費)の状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
総 数					
件数	259,901,162	269,284,136	279,438,641	288,206,381	294,834,066
日数	758,261,067	768,351,409	773,358,741	779,703,327	780,568,561
金額	10,162,963,461	10,540,878,446	10,875,102,491	11,183,660,715	11,406,264,601
入 院					
件数	12,395,651	12,542,834	12,659,359	12,757,600	12,871,785
日数	230,501,844	231,832,359	231,116,885	232,154,098	231,980,498
金額	5,999,380,506	6,216,953,172	6,409,418,004	6,559,938,968	6,712,144,737
入 院 外					
件数	222,458,149	229,545,984	237,518,152	244,004,260	248,462,080
日数	470,168,497	475,274,442	477,844,765	479,591,147	478,030,909
金額	3,765,447,167	3,897,968,171	4,013,896,212	4,148,436,941	4,197,813,822
歯 科					
件数	25,047,362	27,195,318	29,261,130	31,444,521	33,500,201
日数	57,590,726	61,244,608	64,397,091	67,958,082	70,557,154
金額	398,135,789	425,957,104	451,788,275	475,284,806	496,306,042

(注) 1 後期高齢者医療による被保険者に係るものである。

2 金額は一部負担金を含む。

資料:厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告(年報:確報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/195.xls>

第191表 後期高齢者医療被保険者数及び医療費の推移

区 分	被保険者数	対前年度比	医療費	対前年度比	1人当り 医療費	対前年度比
	千人	%	億円	%	千円	%
平成22年度(2010)	14,060	3.3	127,213	5.9	905	2.6
23(2011)	14,484	3.0	132,991	4.5	918	1.5
24(2012)	14,905	2.9	137,044	3.0	919	0.1
25(2013)	15,266	2.4	141,912	3.6	930	1.1
26(2014)	15,545	1.8	144,927	2.1	932	0.3

(注) 平成23年度は、東日本大震災に係る医療費等(概算請求支払分及び保険者不明医療費分計45億円)を含まない。

資料:厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告(年報:確報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/196.xls>

第192表 後期高齢者医療費と国民医療費の推移

区 分	後期高齢者医療費		国民医療費		後期高齢者医療費の国民医療費に対する割合	国内総生産に対する割合		国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		後期高齢者医療費	国民医療費	後期高齢者医療費	国民医療費
	億円	%	億円	%	%	%	%	%	%
平成22年度 (2010)	127,213	5.9	374,202	3.9	34.0	2.65	7.79	3.61	10.61
23 (2011)	132,991	4.5	385,850	3.1	34.5	2.81	8.14	3.80	11.04
24 (2012)	137,044	3.0	392,117	1.6	34.9	2.89	8.26	3.89	11.14
25 (2013)	141,912	3.6	400,610	2.2	35.4	2.94	8.30	3.95	11.16
26 (2014)	144,927	2.1	2.96	...	3.98	...

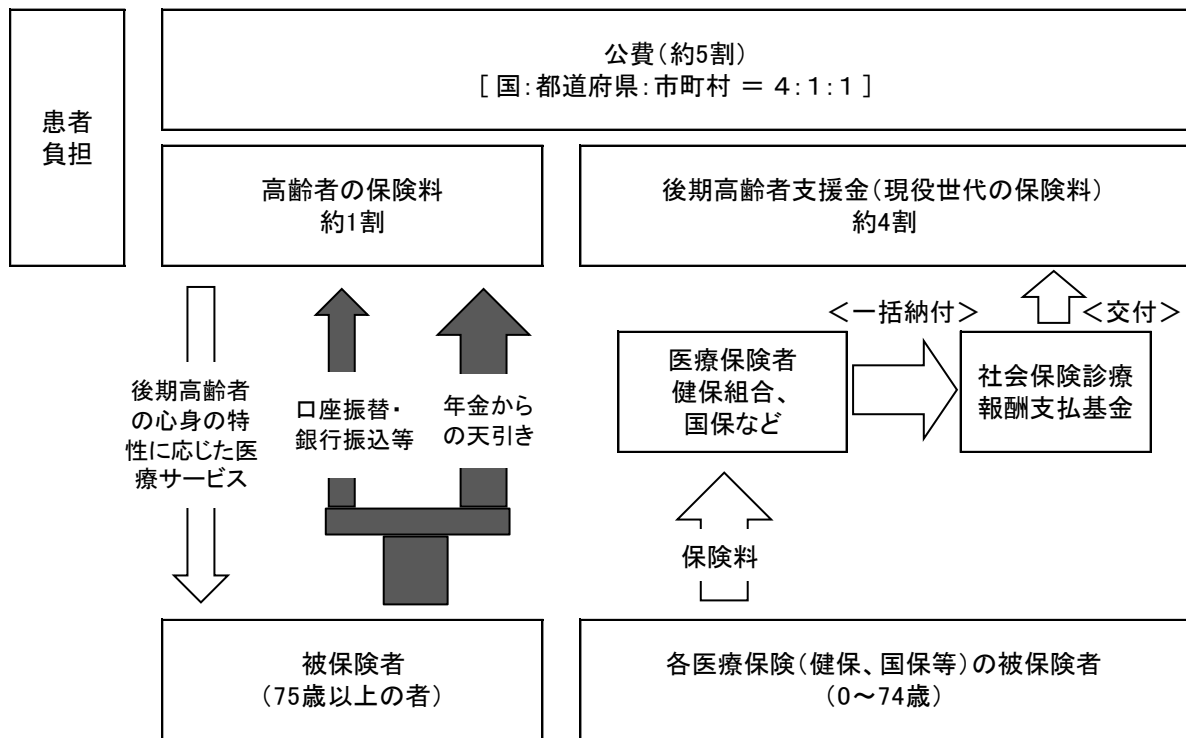
(注) 1 「国民医療費」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」による。
 2 「国内総生産」「国民所得額」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」による。
 3 平成23年度は、東日本大震災に係る医療費等（概算請求支払分及び保険者不明医療費分計45億円）を含まない。

資料：厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/197.xls>

第193表 医療費の負担

【全市町村が加入する広域連合】



資料：厚生労働省保険局資料「後期高齢者医療制度等の仕組み」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/198.xls>

4 老人保健施設

第194表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

各年10月1日現在

区 分	平成24年 (2012)		25 (2013)		26 (2014)		27 (2015)	
	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数
総 数	3,710	331,916	3,683	328,650	3,741	330,323	3,857	339,142
都 道 府 県	2	96	2	96	1	50	1	50
市 区 町 村	144	9,882	143	9,819	142	9,653	145	9,921
広域連合・一部事務組合	19	1,543	20	1,591	22	1,761	22	1,761
日本赤十字社・ 社会保険関係団体	72	6,445	71	6,362	69	6,292	68	6,192
医 療 法 人	2,759	250,139	2,733	247,140	2,781	248,669	2,865	255,227
社 会 福 祉 法 人 (社会福祉協議会以外)	576	52,158	572	51,672	584	52,052	605	53,529
社 団 ・ 財 団 法 人	99	8,883	104	9,366	106	9,390	109	9,536
そ の 他 の 法 人	36	2,606	35	2,540	31	2,264	37	2,676
そ の 他	3	164	3	64	5	192	5	250

(注) 平成26年の「日本赤十字社・社会保険関係団体」には、独立行政法人を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/201.xls>

5 保健・健康増進 *旧 老人保健(ヘルス事業)

第195表 保健・健康増進事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
健康手帳の交付	新規交付数(年度中)	1,040,625	1,088,976	1,027,680	976,790	1,001,568
健康教育	個別健康教育					
	健診要指導者					
	指導開始	10,474	9,971	13,162	18,872	23,170
	指導終了	6,100	6,612	9,343	11,781	14,545
	集団健康教育					
	開催回数	145,945	149,973	151,193	149,693	147,296
	参加延人員	3,046,966	3,024,668	2,981,239	2,951,273	2,875,775
	1回当り参加人員	20.9	20.2	19.7	19.7	19.5
健康相談	開催回数	221,185	222,954	217,315	211,782	209,866
	被指導延人員	1,537,755	1,540,898	1,443,985	1,431,696	1,390,990
	1回当り被指導延人員	7.0	6.9	6.6	6.8	6.6
基本健康診査	受診者数					
	健康診査	84,492	91,484	98,662	104,572	108,441
がん検診	受診者数					
	胃がん	3,775,023	3,809,890	3,788,969	2,364,411	2,324,571
	肺がん	6,799,924	7,087,151	7,291,794	3,961,043	4,026,567
	大腸がん	6,761,698	7,649,103	7,988,767	4,780,888	4,867,353
	子宮がん	4,518,403	4,516,207	4,495,670	4,430,535	4,710,490
	乳がん	2,946,188	3,042,999	2,970,071	3,063,946	3,209,357
機能訓練	訓練実施施設数	459	369	341	391	297
	実施回数	13,647	12,582	11,473	10,747	8,544
	被指導実人員	4,431	3,755	3,980	3,859	4,025
	被指導延人員	70,688	54,581	54,094	48,285	44,021
	1回当り被指導延人員	5.2	4.3	4.7	4.5	5.2
	従事者延人員	46,087	39,937	35,161	33,443	29,060
訪問指導	被訪問指導実人員	218,416	269,669	251,241	250,791	233,246
	被訪問指導延人員	300,135	373,116	352,945	345,251	324,612
	訪問従事者延人員	183,718	222,884	209,190	206,246	205,016

(注) 1 「健康相談」は、重点健康相談と総合健康相談の合計。

2 老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

3 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

4 平成25年度の「胃がん」「肺がん」「大腸がん」は、『がん対策推進基本計画』(平成24年6月8日閣議決定)に基づき、平成25年度より、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳までに変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/202.xls>

第196表 健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

(単位 人)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《総数》					
受診者 健康診査 判定・指導区分	84,492	91,484	98,662	104,572	108,441
保健指導非対象者	34,353	38,254	39,170	39,634	40,522
服薬中のため保健指導の 対象から除外した者	14,926	16,863	19,761	20,467	21,972
動機付け支援 積極的支援	6,148	6,322	5,840	6,794	7,216
	4,236	4,885	4,614	4,781	5,249
《70歳以上の者(再掲)》					
受診者 健康診査 判定・指導区分	37,113	39,365	19,798	48,045	50,135
保健指導非対象者	7,332	8,161	8,612	9,136	9,308
服薬中のため保健指導の 対象から除外した者	4,157	4,775	5,410	5,948	6,497
動機付け支援	1,969	1,598	1,738	2,126	2,273

(注) 1 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

2 老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

3 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/204.xls>

第197表 健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

(単位 人)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《総数》					
血 圧	35,451	37,038	41,267	41,970	43,694
脂 質 異 常	38,884	43,758	48,795	50,166	52,027
糖 尿 病	33,510	37,599	41,095	46,832	47,462
貧血（疑いを含む）	10,969	11,234	13,619	13,582	13,657
肝疾患（疑いを含む）	13,967	14,929	16,582	17,096	17,594
腎機能障害（疑いを含む）	8,937	10,354	12,015	13,585	16,378
《70歳以上の者（再掲）》					
血 圧	18,396	18,418	21,096	22,393	23,137
脂 質 異 常	16,851	18,457	21,035	22,637	23,375
糖 尿 病	16,104	17,530	19,575	22,753	23,226
貧血（疑いを含む）	6,292	6,229	7,624	8,124	7,987
肝疾患（疑いを含む）	4,759	4,850	5,719	6,117	6,329
腎機能障害（疑いを含む）	4,886	5,665	6,599	7,771	9,381

- (注) 1 「血圧」「脂質異常」「糖尿病」は、個別健康教育対象者（ア）・個別健康教育対象者（イ）の合計である。
 個別健康教育対象者（ア）：特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者で、当該年度中に指導を開始した者
 個別健康教育対象者（イ）：特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者で、当該年度中に指導を開始した者
- 2 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。
- 3 老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。
- 4 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/205.xls>

第198表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

(単位 人)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《総数》					
胃がん					
受診人員	3,775,023	3,809,890	3,788,969	3,718,247	3,670,515
肺がん					
胸部エックス線検査のみ受診人員	6,799,924	7,087,151	7,291,794	7,425,748	7,676,065
喀痰細胞診対象者数	693,415	723,575	755,883	756,622	787,715
喀痰容器配布数	332,098	334,156	343,406	327,849	340,018
喀痰細胞診(喀痰細胞診のみの受診は除く)	253,168	254,988	252,765	240,853	245,287
大腸がん					
受診人員	6,761,698	7,649,103	7,988,767	8,258,869	8,530,174
子宮がん					
頸部のみ受診人員	4,518,403	4,516,207	4,495,670	4,430,535	4,710,490
体部受診人員	366,514	341,462	340,174	・	・
乳がん					
マンモグラフィ併用方式受診人員	2,492,868	2,523,008	2,377,791	2,441,910	2,571,704
マンモグラフィのみ受診人員	453,320	519,991	592,280	662,036	637,653
《70歳以上の者(再掲)》					
胃がん					
受診人員	1,305,364	1,350,551	1,358,720	1,353,836	1,345,944
肺がん					
胸部エックス線検査のみ受診人員	2,936,773	3,158,827	3,312,964	3,464,705	3,649,498
喀痰細胞診対象者数	284,654	305,752	328,378	338,324	363,118
喀痰容器配布数	126,334	131,833	141,001	140,235	152,069
喀痰細胞診(喀痰細胞診のみの受診は除く)	102,938	108,105	110,331	107,532	113,049
大腸がん					
受診人員	2,845,298	3,065,035	3,284,367	3,477,981	3,662,821
子宮がん					
頸部のみ受診人員	419,761	457,378	473,617	497,486	514,671
体部受診人員	22,170	23,568	24,953	・	・
乳がん					
マンモグラフィ併用方式受診人員	312,162	334,349	339,518	368,975	387,831
マンモグラフィのみ受診人員	79,718	96,964	116,071	125,775	134,624

(注) 1 肺がんの「喀痰細胞診対象者数」は、胸部エックス線検査受診者中の中高危険群者数である。「中高危険群者」とは、問診の結果、50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者含む)及び6月以内に血痰のあった者のいずれかに該当することが判明した者である。

2 「喀痰容器配布数」は、喀痰細胞診対象者(胸部エックス線検査者中高危険群者)への配布状況である。

3 「喀痰細胞診(喀痰細胞診のみ受診は除く)」は、喀痰容器の回収数を受診者数としたものである。

4 老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

5 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/206.xls>

第6節 医療供給と医療費

1 総括

第199表 国民医療費推計額

区 分	推計額（億円）			構成割合（％）		
	平成24年度 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	平成24年度 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
国民医療費	392,117	400,610	408,071	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	28,836	29,792	30,390	7.4	7.4	7.4
生活保護法	16,721	17,036	17,273	4.3	4.3	4.2
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	68	68	68	0.0	0.0	0.0
障害者総合支援法	3,885	4,050	4,093	1.0	1.0	1.0
その他	8,162	8,639	8,956	2.1	2.2	2.2
感染症法（結核）（再掲）	46	44	42	0.0	0.0	0.0
医療保険等給付分	185,826	188,109	191,253	47.4	47.0	46.9
医療保険	182,811	185,125	188,176	46.6	46.2	46.1
被用者保険	87,480	88,815	91,242	22.3	22.2	22.4
被保険者	43,918	44,973	46,492	11.2	11.2	11.4
被扶養者	39,122	39,204	39,846	10.0	9.8	9.8
高齢者	4,440	4,638	4,903	1.1	1.2	1.2
協会管掌健康保険	43,724	44,926	46,677	11.2	11.2	11.4
組合管掌健康保険	33,066	33,238	33,840	8.4	8.3	8.3
船員保険	193	189	188	0.0	0.0	0.0
国家公務員共済組合	2,335	2,342	2,371	0.6	0.6	0.6
地方公務員共済組合	7,043	6,974	6,989	1.8	1.7	1.7
私立学校教職員共済組合	1,119	1,145	1,177	0.3	0.3	0.3
国民健康保険	95,331	96,310	96,934	24.3	24.0	23.8
高齢者以外	66,883	66,311	65,447	17.1	16.6	16.0
高齢者	28,448	29,999	31,487	7.3	7.5	7.7
退職者医療制度（再掲）	6,410	5,867	4,921	1.6	1.5	1.2
その他	3,016	2,984	3,077	0.8	0.7	0.8
労働者災害補償保険	2,381	2,357	2,451	0.6	0.6	0.6
その他	634	627	626	0.2	0.2	0.2
後期高齢者医療給付分	126,209	130,821	133,900	32.2	32.7	32.8
患者等負担分	49,296	49,918	50,659	12.6	12.5	12.4
全額自費	4,806	5,035	5,334	1.2	1.3	1.3
公費負担医療給付分・医療保険等給付分又は後期高齢者医療給付分の一部負担	44,490	44,883	45,326	11.3	11.2	11.1
軽減特例措置	1,949	1,970	1,869	0.5	0.5	0.5

- (注) 1 公費負担医療給付分の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」は、身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により負担していた医療費の一部が平成18年4月から「障害者自立支援法」に組み込まれた。
- 2 公費負担医療給付分の「障害者総合支援法」は、平成25年4月から障害者自立支援法より障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に法律の題名が変更された。
- 3 公費負担医療給付分の「その他」は、母子保健法、児童福祉法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。
- 4 医療保険等給付分その他の「その他」は、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、日本体育・学校健康センター法、防衛庁職員給与法、公害健康被害の補償等に関する法律及び医薬品副作用被害救済制度による救済給付による医療費である。
- 5 「軽減特例措置」は、70～74歳の患者の窓口負担の軽減措置に関する国庫負担分である。
- 6 「公費負担医療給付分・医療保険等給付分又は後期高齢者医療給付分の一部負担」は、平成23年度以前は「公費・保険又は後期高齢者の一部負担」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/207.xls>

第200表 診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）

（単位 千人）

区 分	総数		病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成23年 (2011)	26 (2014)	平成23年 (2011)	26 (2014)	平成23年 (2011)	26 (2014)	平成23年 (2011)	26 (2014)
総 数	8,601.5	8,557.2	2,949.3	2,914.9	4,289.7	4,278.8	1,362.5	1,363.4
全 額 自 費	358.5	347.9	77.5	74.2	246.3	236.8	34.7	36.9
健 保 ・ 共 済 の 本 人	1,277.3	1,355.2	342.2	350.2	614.0	673.5	321.1	331.5
健 保 ・ 共 済 の 家 族	1,391.0	1,349.1	315.3	298.8	793.0	790.4	282.7	259.9
国 保	2,347.6	2,287.8	799.7	782.2	1,102.3	1,072.5	445.7	433.2
高齢者医療（後期高齢者医療制度）	2,465.0	2,503.6	1,050.9	1,078.2	1,188.8	1,176.3	225.3	249.2
労 災 ・ 公 災	29.8	33.0	17.6	19.2	12.1	13.8	0.0	0.1
自 賠 法	41.9	45.3	10.6	9.7	31.2	35.6	0.0	0.0
そ の 他	550.7	521.6	252.2	232.4	249.2	242.0	49.3	47.1
介 護 保 険 の み	70.3	59.7	61.3	52.8	8.7	5.9	0.3	1.0
自費診療と介護保険の併用	0.6	0.7	0.6	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0
不 詳	68.8	53.3	21.3	16.9	44.2	31.9	3.3	4.5
（再掲）								
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	5.9	6.7	4.0	4.3	1.9	2.3	0.0	0.0
精神保健及び精神障害福祉に関する法律	2.3	1.6	2.3	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0
障害者自立支援法	177.3	239.3	96.4	108.1	75.0	112.9	6.0	18.4
生活保護法	303.5	316.3	172.9	171.0	110.0	115.6	20.6	29.7
その他の公費負担によるもの	874.7	881.1	318.0	319.8	483.2	492.5	73.5	68.8
介 護 保 険	90.1	87.3	70.8	61.6	17.4	20.4	2.0	5.4

(注) 1 全国推計数である。

2 船員保険は、「その他」に含む。

3 退職者医療の本人・家族を「その他」に含む。

4 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

5 3年ごとの調査である。

6 平成23年は、東日本大震災の影響により、宮城県の一部の市町村（石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町）、福島県は含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/208.xls>

第201表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）

（単位 千人）

区 分	総数		病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成23年 (2011)	26 (2014)	平成23年 (2011)	26 (2014)	平成23年 (2011)	26 (2014)	平成23年 (2011)	26 (2014)
《全国推計患者数》								
総 数	8,601.5	8,557.2	2,949.3	2,915.0	4,289.7	4,278.8	1,362.5	1,363.4
入 院	1,341.0	1,318.8	1,290.1	1,273.0	50.9	45.8	・	・
外 来	7,260.5	7,238.4	1,659.2	1,641.9	4,238.8	4,233.0	1,362.5	1,363.4
《受療率（人口10万対）》								
総 数	6,852	6,734	2,350	2,294	3,418	3,367	1,085	1,073
入 院	1,068	1,038	1,028	1,002	41	36	・	・
外 来	5,784	5,696	1,322	1,292	3,377	3,331	1,085	1,073

(注) 1 歯科診療所には往診の推計患者数は含まれていない。

2 歯科診療所については、外来のみの調査である。

3 分娩後の母親に伴い入院している正常な新生児は、推計患者数に含まれていない。

4 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

5 3年ごとの調査である。

6 平成23年は、東日本大震災の影響により、宮城県の一部の市町村（石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町）、福島県は含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/209.xls>

2 医療機関

第202表 病院・診療所数（開設者別）

各年10月1日現在

区 分	病 院				一 般 診 療 所			歯科診療所
	総数	精神病院	結核療養所	一般病院	総数	有床	無床	総数
平成23年（2011）	8,605	1,076	1	7,528	99,547	9,934	89,613	68,156
24（2012）	8,565	1,071	1	7,493	100,152	9,596	90,556	68,474
25（2013）	8,540	1,066	—	7,474	100,528	9,249	91,279	68,701
26（2014）	8,493	1,067	—	7,426	100,461	8,355	92,106	68,592
27（2015）	8,480	1,064	—	7,416	100,995	7,961	93,034	68,737
平成27年								
国	329	3	—	326	541	218	323	5
公 的 医 療 機 関	1,227	42	—	1,185	3,583	193	3,390	274
社 会 保 険 関 係 団 体	55	—	—	55	497	1	496	7
公 益 法 人	237	42	—	195	563	23	540	122
医 療 法 人	5,737	914	—	4,823	40,220	5,427	34,793	12,880
私 立 学 校 法 人	111	2	—	109	180	4	176	16
社 会 福 祉 法 人	201	11	—	190	9,158	22	9,136	30
医 療 生 協 会	83	2	—	81	315	19	296	50
そ の 他 の 法 人	49	—	—	49	1,913	4	1,909	11
個 人	185	24	—	161	701	21	680	98
医 育 機 関（再掲）	266	24	—	242	43,324	2,029	41,295	55,244
	161	1	—	160	・	・	・	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/210.xls>

第203表 病床数（開設者別・種類別）

各年10月1日現在

区 分	病 院						一般診療所 病床数
	病院病床数 合計	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	
平成23年（2011）	1,583,073	344,047	1,793	7,681	330,167	899,385	129,366
24（2012）	1,578,254	342,194	1,798	7,208	328,888	898,166	125,599
25（2013）	1,573,772	339,780	1,815	6,602	328,195	897,380	121,342
26（2014）	1,568,261	338,174	1,778	5,949	328,144	894,216	112,364
27（2015）	1,565,968	336,282	1,814	5,496	328,406	893,970	107,626
平成27年							
国	129,981	7,301	158	2,416	575	119,531	2,232
公 的 医 療 機 関	320,843	20,979	1,471	1,962	17,327	279,104	2,602
社 会 保 険 関 係 団 体	16,503	223	14	113	530	15,623	9
公 益 法 人	58,876	17,015	92	214	8,028	33,527	301
医 療 法 人	860,184	267,252	32	440	273,558	318,902	77,783
私 立 学 校 法 人	55,543	2,199	21	39	331	52,953	65
社 会 福 祉 法 人	34,555	5,006	4	133	5,947	23,465	324
医 療 生 協 会	13,835	388	—	—	2,906	10,541	270
そ の 他 の 法 人	11,080	257	6	2	366	10,449	10
個 人	38,493	8,979	16	127	8,289	21,082	295
医 育 機 関（再掲）	26,075	6,683	—	50	10,549	8,793	23,735
	93,756	4,344	77	196	210	88,929	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/211.xls>

第204表 医療法人数の推移

各年度末現在

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
全 医 療 法 人 数	46,946	47,825	48,820	49,889	50,866
厚生労働大臣所管	865	893	967	1,037	1,081
都道府県知事所管	46,081	46,932	47,853	48,852	49,785

資料：厚生労働省医政局「医療法人数の推移」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/212.xls>

第205表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

各年度末現在

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
薬 局 数	54,780	55,797	57,071	57,784	58,326
開設者が自ら管理している薬局	6,769	6,210	6,049	5,661	5,404
開設者が自ら管理していない薬局	48,011	49,587	51,022	52,123	52,922
無 薬 局 町 村	158	157	155	146	146
医 薬 品 販 売 業	35,355	34,274	34,086	34,781	34,202
店 舗 販 売 業	23,034	24,163	24,330	25,259	25,668
薬 種 商 販 売 業	981	326	291	259	228
特 例 販 売 業	3,020	1,570	1,492	1,418	1,271
配 置 販 売 業	8,320	8,215	7,973	7,845	7,035

(注) 「薬局数」「無薬局町村」には、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村も含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/213.xls>

第206表 病院1施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

平成27年実施

区 分	一 般 病 院					
	法人・その他		個 人		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	3,098,616	97.4	739,473	95.3	3,038,280	97.4
1. 入 院 診 療 収 益	2,146,991	67.5	482,572	62.2	2,104,423	67.5
2. 特 別 の 療 養 環 境 収 益	33,747	1.1	17,797	2.3	33,340	1.1
3. 外 来 診 療 収 益	813,791	25.6	219,659	28.3	798,596	25.6
4. そ の 他 の 医 業 収 益	104,086	3.3	19,445	2.5	101,921	3.3
II 介 護 収 益	81,345	2.6	36,226	4.7	80,191	2.6
1. 施 設 サ ー ビ ス 収 益	59,543	1.9	34,344	4.4	58,898	1.9
2. 居 宅 サ ー ビ ス 収 益	18,239	0.6	409	0.1	17,783	0.6
3. そ の 他 の 介 護 収 益	3,564	0.1	1,473	0.2	3,510	0.1
III 医 業 ・ 介 護 費 用	3,255,850	102.4	740,120	95.4	3,191,509	102.3
1. 給 与 費	1,785,871	56.2	416,747	53.7	1,750,855	56.1
2. 医 薬 品 費	393,109	12.4	72,212	9.3	384,902	12.3
3. 委 託 費	206,470	6.5	45,681	5.9	202,358	6.5
4. 減 価 償 却 費	187,338	5.9	21,247	2.7	183,091	5.9
5. 設 備 関 係 費	123,843	3.9	43,681	5.6	121,793	3.9
6. 経 費	217,298	6.8	89,481	11.5	214,029	6.9
7. そ の 他	341,920	10.8	51,069	6.5	334,481	10.7
IV 損 益 差 額 (I + II - III)	△ 75,888	△ 2.4	35,580	4.6	△ 73,038	△ 2.3
V そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 収 益	204,314	6.4	28,871	3.7	199,827	6.4
VI そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 費 用	194,334	6.1	11,759	1.5	189,665	6.4
VII 総 損 益 差 額 (IV + V - VI)	△ 65,908	△ 2.1	52,692	6.8	△ 62,875	△ 2.0
VIII 税 金	9,900	0.3	-	-	-	-
IX 税 引 後 の 総 損 益 差 額 (VII - VIII)	△ 75,809	△ 2.4	-	-	-	-
施 設 数	1,143		30		1,173	

区 分	精 神 病 院					
	法人・その他		個 人		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	1,550,197	99.2	1,558,400	99.3
1. 入 院 診 療 収 益	1,293,377	82.8	1,299,937	82.8
2. 特 別 の 療 養 環 境 収 益	8,469	0.5	8,381	0.5
3. 外 来 診 療 収 益	220,406	14.1	221,624	14.1
4. そ の 他 の 医 業 収 益	27,945	1.8	28,458	1.8
II 介 護 収 益	11,737	0.8	11,615	0.7
1. 施 設 サ ー ビ ス 収 益	10,648	0.7	10,537	0.7
2. 居 宅 サ ー ビ ス 収 益	925	0.1	915	0.1
3. そ の 他 の 介 護 収 益	164	0.0	162	0.0
III 医 業 ・ 介 護 費 用	1,552,264	99.4	1,558,571	99.3
1. 給 与 費	1,024,174	65.6	1,027,537	65.4
2. 医 薬 品 費	114,691	7.3	115,894	7.4
3. 委 託 費	77,207	4.9	76,768	4.9
4. 減 価 償 却 費	76,973	4.9	76,448	4.9
5. 設 備 関 係 費	51,801	3.3	53,112	3.4
6. 経 費	133,161	8.5	134,277	8.6
7. そ の 他	74,258	4.8	74,535	4.8
IV 損 益 差 額 (I + II - III)	9,671	0.6	11,444	0.7
V そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 収 益	90,068	5.8	89,284	5.7
VI そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 費 用	57,836	3.7	57,443	3.7
VII 総 損 益 差 額 (IV + V - VI)	41,902	2.7	43,285	2.8
VIII 税 金	12,677	0.8	-	-
IX 税 引 後 の 総 損 益 差 額 (VII - VIII)	29,225	1.9	-	-
施 設 数	190		...		192	

(注) 1 平成27年3月末までに終了する事業年(度)の数値である。各医療機関により事業年(度)の対象期間には違いがある。

2 個人立の病院の総損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。

3 個人立の病院は税金について調査していないので、個人立の病院が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。

4 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。

5 精神病院「個人」の「…」は、施設数が1か2の場合であり、当該集計区分の数値が秘匿されている。

資料：中央社会保険医療協議会「第20回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告－平成27年実施－」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/214.xls>

第207表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

平成27年実施

区 分	入院診療収益あり							
	個 人		医療法人		その他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	213,345	98.4	349,744	96.9	176,267	97.8	297,919	97.3
II 介 護 収 益	3,478	1.6	11,300	3.1	3,962	2.2	8,416	2.7
III 医 業 ・ 介 護 費 用	173,445	80.0	322,564	89.3	268,929	149.2	270,491	88.3
IV 損 益 差 額 (I + II - III)	43,378	20.0	38,480	10.7	△ 88,700	△ 49.2	35,844	11.7
V 税 金	—	—	6,205	1.4	0	0.0	—	—
VI 税引後の総損益差額 (IV - V)	—	—	33,275	9.2	△ 88,700	△ 49.2	—	—
施 設 数	30		56		3		89	

区 分	入院診療収益なし							
	個 人		医療法人		その他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	86,262	99.9	156,372	97.9	135,472	97.7	120,059	98.6
II 介 護 収 益	128	0.1	3,333	2.1	3,259	2.3	1,690	1.4
III 医 業 ・ 介 護 費 用	60,274	69.8	145,636	91.2	158,256	114.1	102,170	83.9
IV 損 益 差 額 (I + II - III)	26,115	30.2	14,069	8.8	△ 19,525	△ 14.1	19,579	16.1
V 税 金	—	—	2,185	1.4	18	0.0	—	—
VI 税引後の総損益差額 (IV - V)	—	—	11,884	7.4	△ 19,543	△ 14.1	—	—
施 設 数	783		716		30		1,529	

- (注) 1 平成27年3月末までに終了する事業年(度)の数値である。各医療機関により事業年(度)の対象期間には違いがある。
2 個人立の一般診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
3 個人立の一般診療所は税金について調査していないので、個人立の一般診療所が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。
4 「その他」とは、市町村立、国民健康保険組合、社会福祉法人、医療生協などの一般診療所である。
5 「構成比率」は、収入にあつては「I 医業収益」と「II 介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。
6 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。

資料：中央社会保険医療協議会「第20回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告—平成27年実施—」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/215.xls>

第208表 歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率）

平成27年実施

区 分	個 人		医療法人		その他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	40,761	100.0	80,832	98.5	42,773	99.2	48,794	99.5
II 介 護 収 益	15	0.0	1,208	1.5	344	0.8	256	0.5
III 医 業 ・ 介 護 費 用	28,030	68.7	74,927	91.3	35,017	81.2	37,473	76.4
IV 損 益 差 額 (I + II - III)	12,746	31.3	7,112	8.7	8,100	18.8	11,577	23.6
V 税 金	—	—	760	0.9	128	0.3	—	—
VI 税引後の総損益差額 (IV - V)	—	—	6,353	7.7	7,972	18.5	—	—
施 設 数	431		109		5		545	

- (注) 1 平成27年3月末までに終了する事業年(度)の数値である。各医療機関により事業年(度)の対象期間には違いがある。
2 個人立の歯科診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
3 個人立の歯科診療所は税金について調査していないので、個人立の歯科診療所が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。
4 「その他」とは、市町村立などである。
5 「構成比率」は、収入にあつては「I 医業収益」と「II 介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。
6 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。

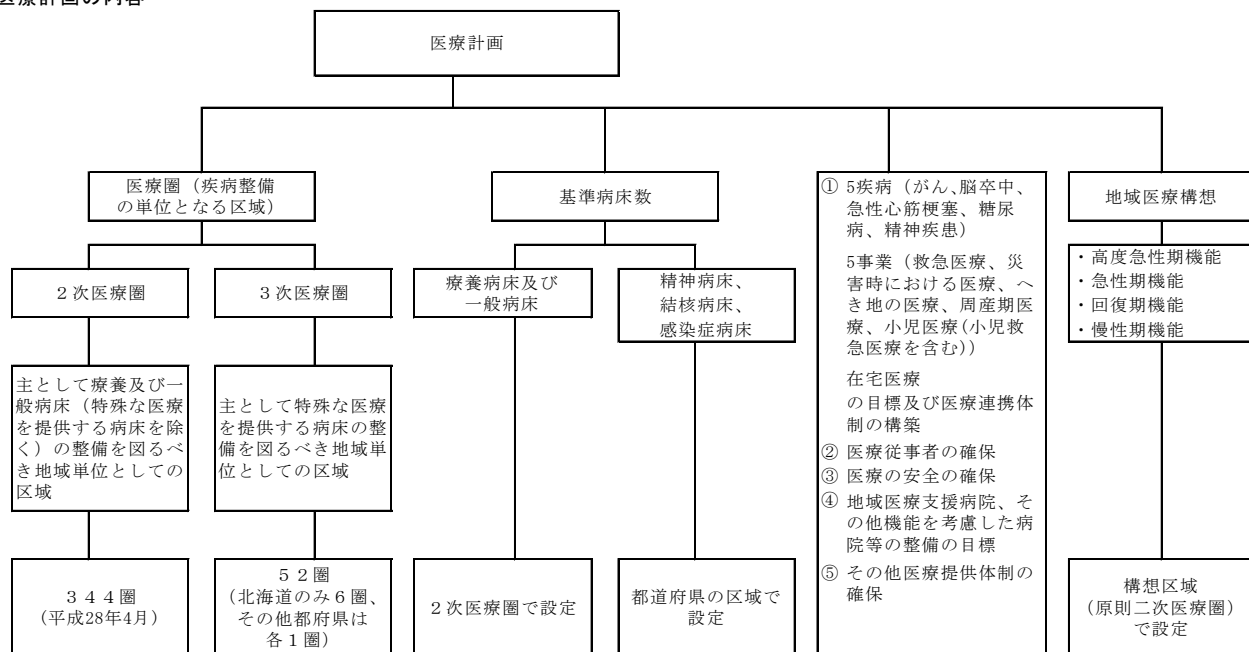
資料：中央社会保険医療協議会「第20回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告—平成27年実施—」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/216.xls>

3 地域医療計画

第209表 地域医療計画の内容

医療計画の内容

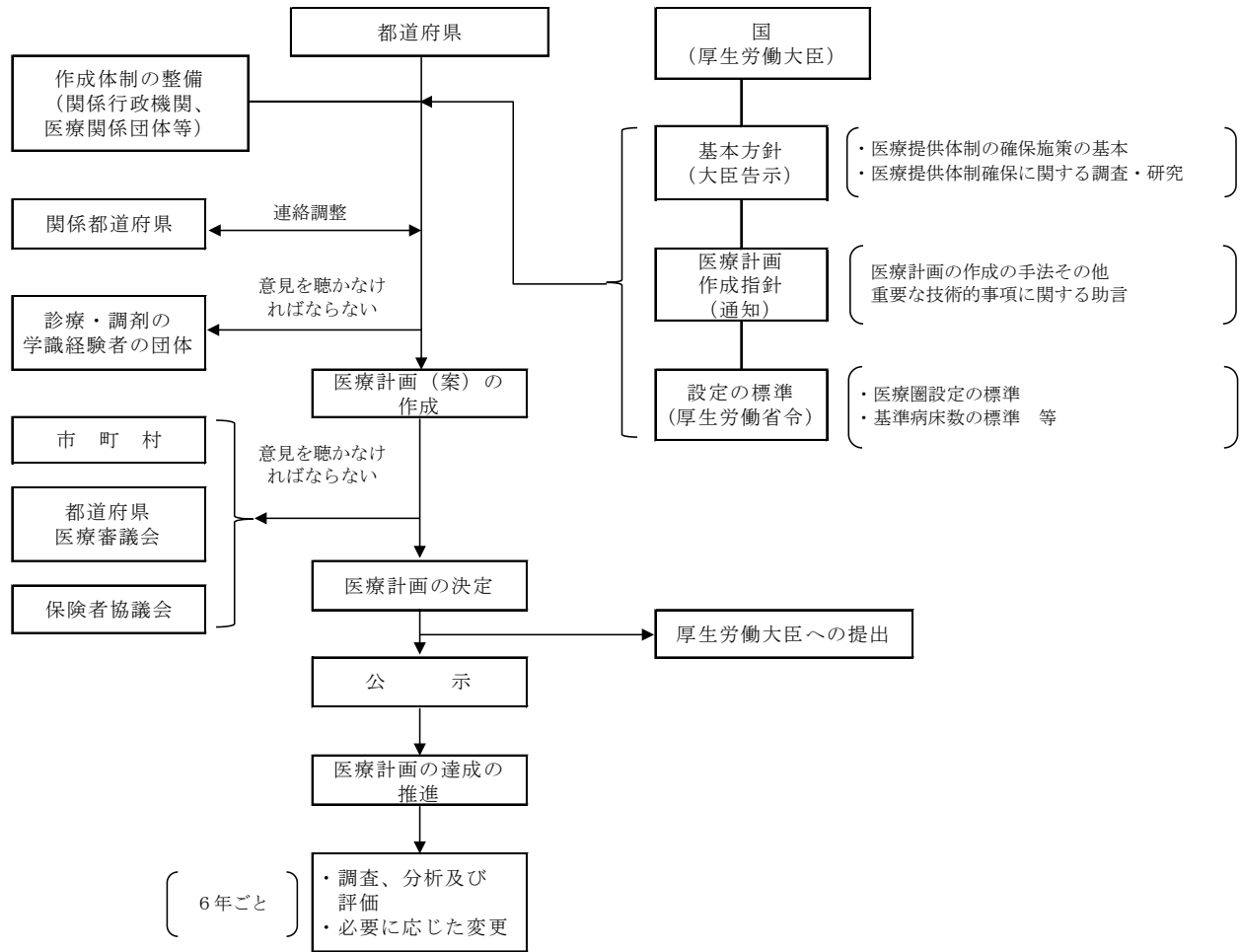


資料：厚生労働省医政局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/217.xls>

第210表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成から推進、評価、変更まで



資料：厚生労働省医政局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/218.xls>

第211表 都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況

平成25年4月現在

区 分	公示年月日 (平成)	一般病床及び療養病床			精神病床		結核病床		感染症病床	
		二 次 医療圏数	基 準 病床数	既存病床数	基 準 病床数	既 存 病床数	基 準 病床数	既 存 病床数	基 準 病床数	既 存 病床数
総 数		344	1,052,631	1,237,464	310,510	340,470	4,377	6,777	1,899	1,776
北海道	25. 3. 29	21	59,648	77,373	18,967	20,108	143	359	98	94
青森	25. 4. 30	6	11,320	13,041	3,870	4,511	60	66	32	20
岩手	25. 3. 29	9	11,157	13,889	4,220	4,454	30	137	40	40
宮城	25. 4. 1	4	17,174	18,576	5,021	6,388	62	62	28	28
秋田	25. 3. 29	8	8,791	11,580	3,839	4,152	38	58	36	30
山形	25. 3. 29	4	10,150	11,338	3,373	3,817	34	30	20	18
福島	25. 4. 5	7	15,351	20,386	6,478	7,236	60	134	36	36
茨城	25. 4. 2	9	17,890	25,216	5,770	7,444	60	128	48	48
栃木	25. 3. 29	6	12,140	16,195	4,779	5,224	65	115	32	26
群馬	25. 3. 29	10	16,998	18,841	4,419	5,207	66	69	48	48
埼玉	25. 3. 29	10	42,707	47,910	13,345	14,495	137	191	85	40
千葉	25. 5. 24	9	48,482	48,325	12,949	12,936	114	218	59	58
東京	25. 4. 1	13	95,627	104,140	21,956	23,221	398	563	130	124
神奈川	25. 3. 29	11	59,985	60,572	12,958	13,889	166	166	74	74
新潟	25. 4. 5	7	21,051	21,863	6,490	6,850	41	100	36	36
富山	25. 3. 29	4	10,235	14,339	3,080	3,365	82	86	20	20
石川	25. 4. 1	4	9,910	14,608	3,656	3,816	62	92	18	18
福井	25. 3. 29	4	6,471	9,001	2,116	2,342	22	48	20	20
山梨	25. 3. 28	4	6,144	8,449	2,345	2,468	20	50	20	28
長野	25. 3. 28	10	17,801	19,067	4,861	4,977	42	74	46	46
岐阜	25. 3. 29	5	14,552	17,094	3,294	4,118	95	137	30	30
静岡	25. 3. 29	8	34,126	31,939	6,946	7,021	108	178	48	48
愛知	25. 3. 29	12	51,195	54,809	12,554	13,031	218	256	74	70
三重	25. 3. 29	4	13,612	15,756	4,120	4,786	60	54	24	24
滋賀	25. 4. 1	7	10,279	12,706	2,345	2,373	73	77	34	32
京都	25. 4. 2	6	24,786	28,796	5,728	6,376	300	300	38	38
大阪	25. 4. 3	8	67,263	88,397	18,318	19,025	514	577	78	78
兵庫	25. 4. 1	10	54,082	53,523	10,938	11,411	178	211	58	54
奈良	25. 3. 29	5	13,747	13,890	2,800	2,863	50	60	28	13
和歌山	25. 4. 16	7	8,496	11,484	1,850	2,336	27	73	32	32
鳥取	25. 4. 1	3	5,665	6,813	1,729	1,966	21	34	12	12
島根	25. 3. 29	7	7,885	8,443	2,369	2,376	16	33	30	30
岡山	25. 3. 29	5	21,172	21,991	5,356	5,674	76	216	26	26
広島	25. 4. 1	7	26,284	31,512	8,174	8,984	85	155	36	24
山口	25. 5. 31	8	16,585	21,035	5,848	6,068	37	60	40	40
徳島	25. 4. 9	3	7,025	11,240	2,772	3,928	37	49	16	16
香川	25. 3. 29	5	8,886	11,984	2,943	3,459	35	123	24	18
愛媛	25. 4. 5	6	15,165	18,311	4,569	5,160	54	153	28	26
高知	25. 3. 29	4	8,403	14,896	2,493	3,721	60	170	11	11
福岡	25. 3. 29	13	49,713	65,704	18,469	21,436	191	312	66	56
佐賀	25. 4. 1	5	9,187	10,961	4,090	4,239	30	30	24	22
長崎	25. 4. 9	8	16,185	19,501	6,844	7,955	70	143	38	38
熊本	25. 4. 2	11	19,053	25,476	7,522	8,931	54	231	48	48
大分	25. 3. 31	6	11,720	15,183	4,693	5,247	38	50	28	40
宮崎	25. 4. 1	7	11,762	13,847	5,370	5,844	26	97	32	30
鹿児島	25. 3. 29	9	16,769	25,046	8,683	9,812	183	181	44	44
沖縄	25. 3. 29	5	10,002	12,418	5,201	5,430	39	71	26	24

(注) 1 平成25年4月時点の各都道府県医療計画による。公示年月日は、各都道府県の医療計画の見直し時期により異なる。

2 法改正により平成25年4月現在が直近である。今後は5年毎の更新。

資料：厚生労働省医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/219.xls>

第7節 公衆衛生

1 結核等

第212表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	313	290	270	265	254

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/220.xls>

第213表 結核医療費予算額

(単位 百万円)

区 分	合 計	法第37条の2第1項による 一般患者に対する適正医療費	法第37条第1項による 入院患者に対する医療費
平成23年度 (2011)	3,288	272	3,017
24 (2012)	3,122	266	2,856
25 (2013)	3,033	262	2,771
26 (2014)	3,604	289	3,314
27 (2015)	3,748	311	3,437

(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律である。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/221.xls>

第214表 結核登録者

(i) 結核登録者数

区 分	総 数	活動性全結核		活動性肺結核（再掲）		活動性肺外結核（再掲）	不活動性結核	不 明
		患者数	有病率 (人口10万対)	患者数	有病率 (人口10万対)			
平成23年（2011）	55,196	17,264	13.5	13,260	10.4	4,004	30,576	7,356
24（2012）	52,173	14,858	11.7	11,381	8.9	3,477	23,766	13,549
25（2013）	49,814	13,957	11.0	10,830	8.5	3,127	24,259	11,598
26（2014）	47,845	13,513	10.6	10,371	8.2	3,142	22,799	11,533
27（2015）	44,888	12,534	9.9	9,596	7.5	2,938	23,362	8,992

(ii) 新登録結核患者数

区 分	全 結 核		活動性肺結核（再掲）		菌陽性肺結核（再掲）		喀痰塗抹陽性肺結核（再掲）	
	実 数	罹患率 (人口10万対)	実 数	罹患率 (人口10万対)	実 数	罹患率 (人口10万対)	実 数	罹患率 (人口10万対)
平成23年（2011）	22,681	17.7	17,519	13.7	14,425	11.3	8,654	6.8
24（2012）	21,283	16.7	16,432	12.9	13,923	10.9	8,237	6.5
25（2013）	20,495	16.1	15,972	12.5	13,589	10.7	8,119	6.4
26（2014）	19,615	15.4	15,149	11.9	12,917	10.2	7,651	6.0
27（2015）	18,280	14.4	14,123	11.1	12,249	9.6	7,131	5.6

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/222.xls>

第215表 結核病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
結 核 病 床 数	7,830	7,344	6,700	6,380	5,605
1 日 平 均 在 院 患 者 数	2,854	2,529	2,312	2,175	1,988
病 床 利 用 率 (%)	36.6	34.7	34.3	34.7	35.4

(注) 1 「病床数」は、6月末現在の値である。

2 「1日平均在院患者数」の算出に用いた年間日数は、平成24年度は366日であり、それ以外は365日である。

3 平成23年は、東日本大震災の影響により平成23年3月分の報告において、病院の合計11施設（岩手県気仙医療圏1施設、岩手県宮古医療圏1施設、宮城県石巻医療圏2施設、宮城県気仙沼医療圏2施設、福島県相双医療圏5施設）は、報告のあった患者数のみ集計した。

気仙医療圏（大船渡市、陸前高田市、住田町）

宮古医療圏（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）

石巻医療圏（石巻市、東松島市、女川町）

気仙沼医療圏（気仙沼市、南三陸町）

相双医療圏（相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/223.xls>

第216表 ハンセン病療養所入所者数

区 分	前年度 繰越入所者数	本年度 入所者数	退所者数	本年度末 入所者数
平成23年度 (2011) 計	2,304	26	179	2,151
国立療養所	2,290	26	176	2,140
公益法人立病院	14	0	3	11
24 (2012) 計	2,151	27	178	2,000
国立療養所	2,140	27	174	1,993
公益法人立病院	11	0	4	7
25 (2013) 計	2,000	18	162	1,856
国立療養所	1,993	18	162	1,849
公益法人立病院	7	0	0	7
26 (2014) 計	1,856	19	146	1,729
国立療養所	1,849	19	146	1,722
公益法人立病院	7	0	0	7
27 (2015) 計	1,729	10	142	1,597
国立療養所	1,722	10	142	1,590
公益法人立病院	7	0	0	7

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
「公益法人立病院」は、厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/224.xls>

第217表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額

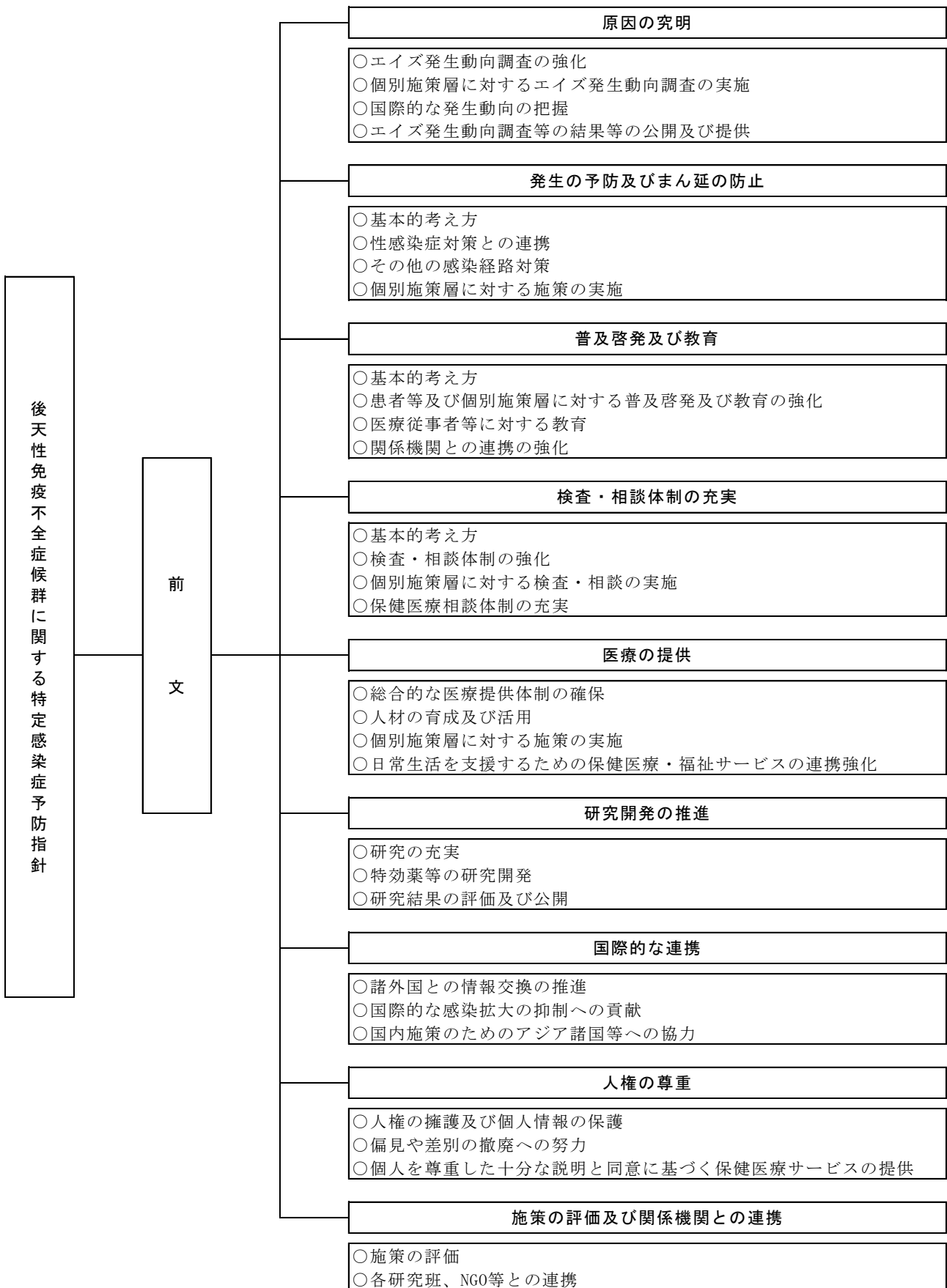
(単位 百万円)

区 分	ハンセン病療養所等入所者 家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成23年度 (2011)	42	34,450	238
24 (2012)	33	33,982	217
25 (2013)	26	32,416	124
26 (2014)	24	32,722	124
27 (2015)	21	32,240	124

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ
それ以外は、厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/225.xls>

第218表 エイズ対策の概要



資料：厚生労働省健康局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/226.xls>

第219表 HIV感染者及びエイズ患者の現状

平成28年6月26日現在

区 分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	異性間の性的接触	2,845	760	3,605	431	844	1,275	3,276	1,604	4,880
	同性間の性的接触	10,053	4	10,057	629	1	630	10,682	5	10,687
	静注薬物使用	41	2	43	27	3	30	68	5	73
	母子感染	18	9	27	5	8	13	23	17	40
	その他	285	39	324	58	27	85	343	66	409
	不明	1,163	114	1,277	419	552	971	1,582	666	2,248
	合計	14,405	928	15,333	1,569	1,435	3,004	15,974	2,363	18,337
エイズ患者	異性間の性的接触	2,107	247	2,354	301	219	520	2,408	466	2,874
	同性間の性的接触	3,149	3	3,152	161	2	163	3,310	5	3,315
	静注薬物使用	28	3	31	26	3	29	54	6	60
	母子感染	9	3	12	1	5	6	10	8	18
	その他	168	23	191	27	15	42	195	38	233
	不明	1,158	91	1,249	367	154	521	1,525	245	1,770
	合計	6,619	370	6,989	883	398	1,281	7,502	768	8,270
凝固因子製剤による感染者		1,421	18	1,439	—	—	—	1,421	18	1,439

(注) 1 平成28年6月26日現在の速報値の累計である。

2 「同性間の性的接触」には、両性間性的接触を含む。

3 「その他」には、輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。

4 「エイズ患者合計」には、平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。

5 「凝固因子製剤による感染者」は、『血液凝固異常症全国調査』による2015年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数。

6 平成27年6月30日現在累積死亡者数は、1,670名（『血液凝固異常症全国調査』の累積死亡報告数706名を含む）。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/227.xls>

2 感染症（伝染病）

第220表 感染症患者数

《全数把握》

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
1類感染症					
エボラ出血熱	0	0	0	0	0
クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0
痘そ	0	0	0	0	0
南米出血熱	0	0	0	0	0
ペス	0	0	0	0	0
マールブルグ病	0	0	0	0	0
ラッサ熱	0	0	0	0	0
2類感染症					
急性灰白髄炎	1	0	1	0	0
結核（新登録患者数）	22,681	21,283	20,495	19,615	18,280
ジフテリ	0	0	0	0	0
重症急性呼吸器症候群	0	0	0	0	0
鳥インフルエンザ（H5N1）	0	0	0	0	0
3類感染症					
コレラ	12	3	4	5	7
細菌性赤痢	300	214	143	158	156
腸管出血性大腸菌感染症	3,940	3,768	4,044	4,151	3,573
腸チフス	21	36	65	53	37
パラチフス	23	24	50	16	32
4類感染症					
オウム病	12	8	6	8	5
つつが虫病	462	436	344	320	422
日本紅斑熱	190	171	175	240	215
マラリア	78	72	47	60	40
レジオネラ症	818	899	1,124	1,248	1,592
その他	438	577	661	1,116	910
5類感染症					
アメーバ赤痢	814	932	1,047	1,134	1,109
ウイルス性肝炎	250	236	286	226	255
急性脳炎	258	371	369	459	511
クロイツフェルト・ヤコブ病	138	185	203	177	192
後天性免疫不全症候群	1,535	1,438	1,586	1,538	1,431
ジアリジ	65	72	82	68	81
梅毒	827	875	1,228	1,661	2,690
破傷風	118	118	128	126	120
麻疹	439	283	229	462	35
風しん	378	2,386	14,344	319	163
その他	291	343	1,447	3,020	5,207

(注) 1 1～5類感染症は、以下のとおり。

- 1 類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が極めて高い感染症
 - 2 類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が高い感染症
 - 3 類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起し得る感染症
 - 4 類感染症：動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（人から人への伝染はない）として定められている感染症
 - 5 類感染症：国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に情報提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症
- 2 2類感染症の「重症急性呼吸器症候群」は、病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。
 - 3 4類感染症の「その他」は、E型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎含む）、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オムスク出血熱、回帰熱、キャサスル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（病原体がSF T Sウイルスであるものを限る）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（H5N1を除く）、ニパウイルス感染症、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、乳児ボツリヌス症、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱である。
 - 4 5類感染症の「その他」は、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、クリプトスポリジウム症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症（平成25年3月までは髄膜炎菌性髄膜炎）、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（入院例に限る）、先天性風しん症候群、播種性クリプトコックス症、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症である。
 - 5 5類感染症の「ウイルス性肝炎」は、E型肝炎及びA型肝炎を含まない。
 - 6 5類感染症の「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラ脳炎及びリフトバレー熱を含まず、全数把握である。
 - 7 5類感染症の「麻疹」「風しん」は、平成20年度から全数把握に変更となった。
 - 8 平成27年の数値は、暫定値である。

《定点把握》

区 分	平成25年 (2013)		26 (2014)		27 (2015)	
	報告数	定点当り 報告数	報告数	定点当り 報告数	報告数	定点当り 報告数
5類感染症						
インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザ除く)	1,166,322	237.20	1,743,826	354.44	1,169,041	237.42
RSウイルス感染症	96,625	—	100,394	—	120,049	—
咽頭結膜炎	72,972	23.22	78,965	25.12	72,150	22.93
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	253,953	80.83	304,272	96.78	401,274	127.55
感染性胃腸炎	1,071,415	341.00	1,005,079	319.68	987,912	314.02
水痘	175,030	55.71	157,666	50.15	77,614	24.67
手足口病	303,339	96.54	83,694	26.62	381,720	121.34
伝染性紅斑	10,118	3.22	32,352	10.29	98,521	31.32
突発性発疹	89,476	28.48	87,993	27.99	84,957	27.00
百日咳	1,662	0.53	2,066	0.66	2,675	0.85
風しん	・	・	・	・	・	・
ヘルパンギーナ	94,755	30.16	137,040	43.59	98,212	31.22
麻しん(成人麻しん除く)	・	・	・	・	・	・
流行性耳下腺炎	41,016	13.05	46,342	14.74	81,046	25.76
急性出血性結膜炎	676	0.99	414	0.61	494	0.72
流行性角結膜炎	20,606	30.21	20,233	29.62	25,037	36.44
性器クラミジア感染症	25,606	26.29	24,960	25.60	24,450	24.95
性器ヘルペスウイルス感染症	8,778	9.01	8,653	8.87	8,974	9.16
尖圭コンジローマ	5,743	5.90	5,687	5.83	5,806	5.92
淋菌感染症	9,488	9.74	9,805	10.06	8,698	8.88
感染性胃腸炎	159	0	4,030	8.48	4,368	9.16
クラミジア肺炎(オウム病除く)	749	1.59	325	0.68	411	0.86
細菌性髄膜炎	445	0.94	393	0.83	402	0.84
マイコプラズマ肺炎	11,337	24.07	6,476	13.63	10,384	21.77
成人麻しん	・	・	・	・	・	・
無菌性髄膜炎	1,298	2.76	903	1.90	1,085	2.27
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	3,161	6.65	2,292	4.79	2,057	4.29
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	20,155	42.43	18,042	37.82	17,057	35.61
薬剤耐性緑膿菌感染症	319	0.67	268	0.56	217	0.45
薬剤耐性アシネトバクター感染症	8	0.02	4	0.01	・	・

(注) 1 5類感染症の「定点把握」とは、各地域の人口に応じて指定された定点(指定届出医療機関)より報告された感染症。

2 「細菌性髄膜炎」は、侵襲性髄膜炎菌及び侵襲性肺炎球菌を除く。

3 「感染性胃腸炎」は、病原体がロタウイルスであるものに限る。

4 平成27年の数値は、暫定値である。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/228.xls>

第221表 予防接種被接種者数

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
D P T	1,101,885	1,102,528	724,697	37,632	4,274
急性灰白髄炎	1,035,074	856,285	329,042	120,736	23,830
麻しん・風しん(混合)	1,022,645	1,021,719	1,039,664	997,039	1,007,295
日本脳炎	1,839,869	1,819,494	1,513,962	1,218,153	1,176,000

(注) 1 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。

2 「DPT(沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン使用)」は、第1期第1回(生後3～90月未満を対象)の被接種者である。

3 「急性灰白髄炎」は、第1回(生後3～90月未満を対象)の被接種者である。

4 「日本脳炎」は、第1期第1回(生後6～90月未満を対象)の被接種者である。なお、平成17年度より予防接種の積極的な接種を差し控えていたが、平成22年度から再開された。

5 「麻しん・風しん(混合)」は、第1期(生後12～24月未満)の被接種者である。

6 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、檜巻町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)は含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/229.xls>

3 精神保健

第222表 精神病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
精 神 病 床 数	345,024	342,709	340,591	339,088	336,628
1日平均在院患者数	307,453	303,863	300,066	295,820	291,403
病 床 利 用 率 (%)	89.1	88.7	88.1	87.3	86.5

(注) 1 「病床数」は、6月末現在の数である。

2 「1日平均在院患者数」の算出に用いた年間日数は、平成24年度は366日であり、それ以外は365日である。

3 平成23年は、東日本大震災の影響により平成23年3月分の報告において、病院の合計11施設（岩手県気仙医療圏1施設、岩手県宮古医療圏1施設、宮城県石巻医療圏2施設、宮城県気仙沼医療圏2施設、福島県相双医療圏5施設）は、報告のあった患者数のみ集計した。

気仙医療圏（大船渡市、陸前高田市、住田町）

宮古医療圏（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）

石巻医療圏（石巻市、東松島市、女川町）

気仙沼医療圏（気仙沼市、南三陸町）

相双医療圏（相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/230.xls>

第223表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
措 置 入 院 患 者 数	1,512	1,531	1,482	1,479	1,519
措置入院医療費国庫負担額	4,274	4,769	4,704	4,637	4,919

(注) 1 「国庫負担額」は、当初予算額である。

2 「措置入院患者数」は、3月末現在。

資料：「措置入院患者数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

「措置入院医療費国庫負担額」は、厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/231.xls>

第224表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
承 認 件 数	1,512,771	1,621,620	1,677,858	1,778,407	1,817,829
通院医療費国庫補助額	91,574	118,791	129,075	136,003	132,326

(注) 1 「国庫補助額」は、当初予算額である。

2 「承認件数」は、3月末現在。

資料：「承認件数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

「通院医療費国庫補助額」は、厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/232.xls>

第225表 医療保護入院届出件数

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
入 院 届 出 数	202,169	209,212	211,674	169,799	177,365

(注) 1 平成25年度以前は指定医の診察に基づく保護者及び扶養義務者の同意による入院届出数、平成26年度は指定医の診察に基づく配偶者、親権者、扶養義務者、後見人、保佐人、市区町村長の同意による入院届出数である。

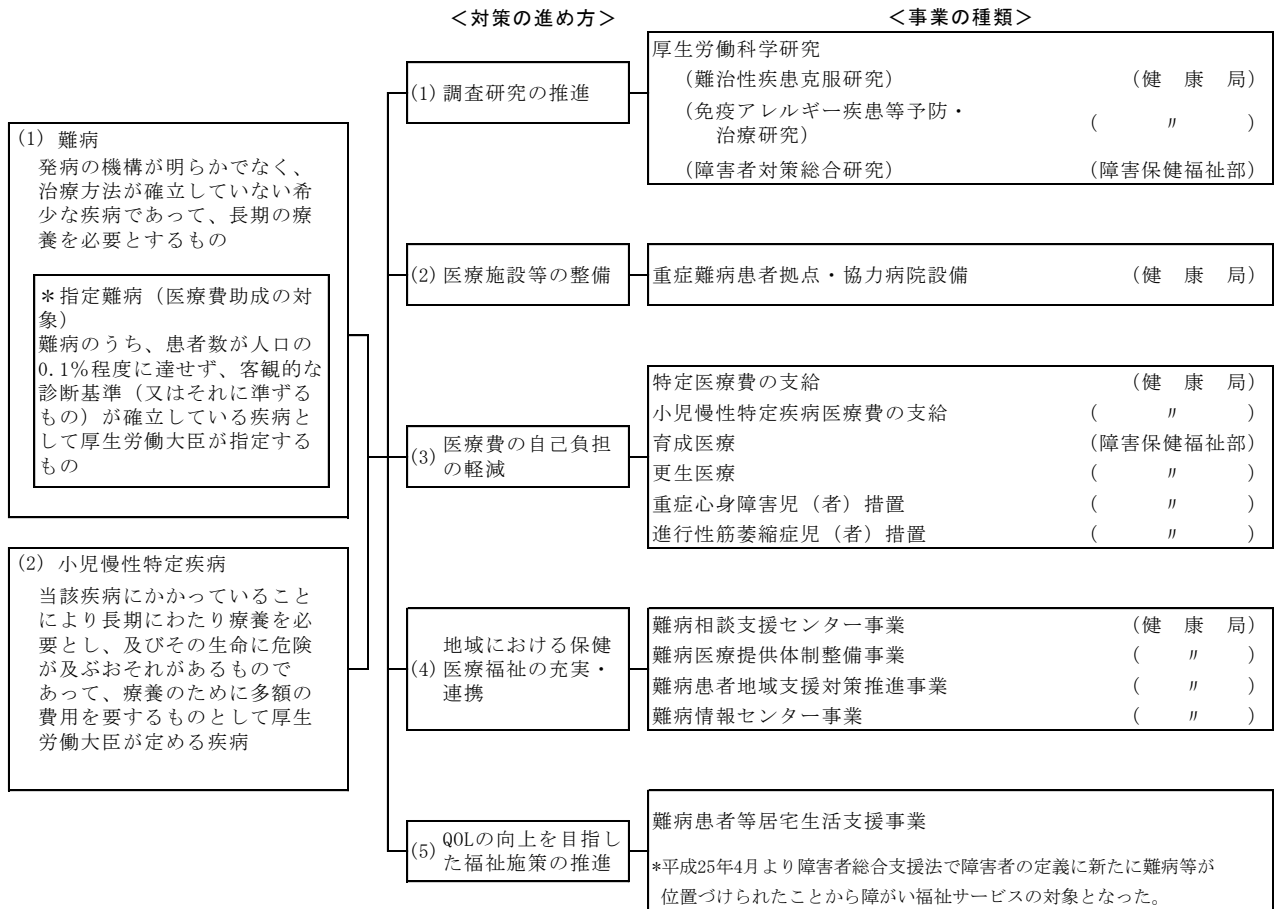
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/233.xls>

4 難 病

第 226 表 難病対策の概要

＜難病対策として取り上げる疾患の範囲＞



資料：厚生労働省「平成28年版 厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/234.xls>

第227表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証所持者数

平成27年末現在

疾患名	受給者証 交付件数	疾患名	受給者証 交付件数
1 球脊髄性筋萎縮症	1,230	60 再生不良性貧血	10,505
2 筋萎縮性側索硬化症	9,434	61 自己免疫性溶血性貧血	613
3 脊髄性筋萎縮症	874	62 発作性夜間ヘモグロビン尿症	342
4 原発性側索硬化症	50	63 特発性血小板減少性紫斑病	25,236
5 進行性核上性麻痺	8,895	64 血栓性血小板減少性紫斑病	125
6 パーキンソン病	121,966	65 原発性免疫不全症候群	1,582
7 大脳皮質基底核変性症	3,952	66 IgA 腎症	5,104
8 ハンチントン病	899	67 多発性嚢胞腎	4,691
9 神経有棘赤血球症	15	68 黄色靱帯骨化症	4,718
10 シャルコー・マリー・トゥース病	336	69 後縦靱帯骨化症	37,805
11 重症筋無力症	22,242	70 広範脊柱管狭窄症	5,906
12 先天性筋無力症候群	5	71 特発性大腿骨頭壊死症	16,575
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	19,645	72 下垂体性ADH分泌異常症	2,606
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	4,676	73 下垂体性TSH分泌亢進症	157
15 封入体筋炎	239	74 下垂体性PRL分泌亢進症	2,524
16 クロウ・深瀬症候群	80	75 クッシング病	802
17 多系統萎縮症	11,712	76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	232
18 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く)	26,767	77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4,068
19 ライソゾーム病	1,116	78 下垂体前葉機能低下症	12,582
20 副腎白質ジストロフィー	221	79 家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	168
21 ミトコンドリア病	1,481	80 甲状腺ホルモン不応症	23
22 もやもや病	17,172	81 先天性副腎皮質酵素欠損症	437
23 プリオン病	445	82 先天性副腎低形成症	16
24 亜急性硬化性全脳炎	74	83 アジソン病	142
25 進行性多巣性白質脳症	19	84 サルコイドーシス	24,645
26 HTLV-1関連脊髄症	587	85 特発性間質性肺炎	9,104
27 特発性基底核石灰化症	32	86 肺動脈性肺高血圧症	2,999
28 全身性アミロイドーシス	2,304	87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	18
29 ウルリッヒ病	6	88 慢性血栓性肺高血圧症	2,829
30 遠位型ミオパチー	168	89 リンパ管筋腫症	744
31 ベスレムミオパチー	5	90 網膜色素変性症	26,987
32 自己食空胞性ミオパチー	7	91 バッド・キアリ症候群	289
33 シュワルツ・ヤンペル症候群	2	92 特発性門脈圧亢進症	192
34 神経線維腫症	4,060	93 原発性胆汁性肝硬変	22,145
35 天疱瘡	5,777	94 原発性硬化性胆管炎	429
36 表皮水疱症	332	95 自己免疫性肝炎	3,199
37 膿疱性乾癬(汎発型)	2,034	96 クローン病	41,279
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	154	97 潰瘍性大腸炎	166,085
39 中毒性表皮壊死症	45	98 好酸球性消化管疾患	276
40 高安動脈炎	6,119	99 慢性特発性偽性腸閉塞症	70
41 巨細胞性動脈炎	199	100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	4
42 結節性多発動脈炎	3,442	101 腸管神経節細胞僅少症	5
43 顕微鏡的多発血管炎	8,511	102 ルビンシュタイン・テイビ症候群	3
44 多発血管炎性肉芽腫症	2,534	103 CFC症候群	3
45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	1,356	104 コステロ症候群	3
46 悪性関節リウマチ	6,185	105 チャーヅ症候群	10
47 パージャール病	6,401	106 クリオピリン関連周期熱症候群	43
48 原発性抗リン脂質抗体症候群	217	107 全身型若年性特発性関節炎	74
49 全身性エリテマトーデス	62,988	108 TNF受容体関連周期性症候群	8
50 皮膚筋炎／多発性筋炎	21,031	109 非典型性溶血性尿毒症症候群	43
51 全身性強皮症	30,786	110 ブラウ症候群	3
52 混合性結合組織病	10,811	111 先天性ミオパチー	65
53 シェーグレン症候群	9,111	112 マリネスコ・シェーグレン症候群	4
54 成人スチル病	1,843	113 筋ジストロフィー	1,280
55 再発性多発軟骨炎	389	114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群	6
56 ベーチェット病	19,244	115 遺伝性周期性四肢麻痺	19
57 特発性拡張型心筋症	27,831	116 アトピー性脊髄炎	26
58 肥大型心筋症	4,527	117 脊髄空洞症	203
59 拘束型心筋症	61	118 脊髄髄膜瘤	19

疾患名		受給者証 交付件数	疾患名		受給者証 交付件数
119	アイザックス症候群	37	174	A T R - X 症候群	5
120	遺伝性ジストニア	24	175	クルーゼン症候群	2
121	神経フェリチン症	1	176	ファイファー症候群	1
122	脳表ヘモジデリン沈着症	45	177	コフィン・シリス症候群	2
123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	2	178	歌舞伎症候群	1
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	18	179	多脾症候群	11
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性	13	180	無脾症候群	20
126	ペリー症候群	1	181	鰓耳腎症候群	1
127	前頭側頭葉変性症	202	182	ウェルナー症候群	47
128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	18	183	コケイン症候群	2
129	痙攣重積型（二相性）急性脳症	10	184	プラダー・ウィリ症候群	73
130	先天性無痛無汗症	8	185	ソトス症候群	2
131	アレキサダー病	10	186	スーナン症候群	18
132	先天性核上性球麻痺	2	187	1 p 36欠失症候群	1
133	メビウス症候群	6	188	4 p 欠失症候群	3
134	中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	1	189	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	3
135	片側巨脳症	4	190	アンジェルマン症候群	8
136	限局性皮質異形成	14	191	22 q 11. 2欠失症候群	17
137	神経細胞移動異常症	12	192	エマヌエル症候群	3
138	先天性大脳白質形成不全症	8	193	脆弱X症候群	2
139	ドラベ症候群	6	194	総動脈幹遺残症	6
140	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	14	195	修正大血管転位症	36
141	ミオクロニー欠神てんかん	2	196	完全大血管転位症	33
142	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	1	197	単心室症	71
143	レノックス・ガストー症候群	45	198	左心低形成症候群	6
144	ウエスト症候群	27	199	三尖弁閉鎖症	39
145	大田原症候群	5	200	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	17
143	レノックス・ガストー症候群	45	201	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	25
144	ウエスト症候群	27	202	ファロー四徴症	123
145	大田原症候群	5	203	両大血管右室起始症	47
143	レノックス・ガストー症候群	45	204	エプスタイン病	22
144	ウエスト症候群	27	205	アルポート症候群	33
145	大田原症候群	5	206	ギャロウェイ・モワト症候群	1
146	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	2	207	急速進行性糸球体腎炎	187
147	環状20番染色体症候群	2	208	抗糸球体基底膜腎炎	42
148	ラスムッセン脳炎	6	209	一次性ネフローゼ症候群	2, 690
149	P C D H 19関連症候群	2	210	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	43
150	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	6	211	紫斑病性腎炎	182
151	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	6	212	先天性腎性尿崩症	12
152	ランドウ・クレフナー症候群	2	213	間質性膀胱炎（ハンナ型）	296
153	レット症候群	19	214	オスラー病	192
154	スタージ・ウェーバー症候群	33	215	閉塞性細気管支炎	5
155	結節性硬化症	182	216	肺胞白症（自己免疫性又は先天性）	52
156	色素性乾皮症	30	217	肺胞低換気症候群	14
157	先天性魚鱗癬	36	218	α 1 - アンチトリプシン欠乏症	2
158	家族性良性慢性天疱瘡	14	219	カーニー複合	6
159	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む）	724	220	ウォルフラム症候群	3
160	特発性後天性全身性無汗症	46	221	副甲状腺機能低下症	69
161	眼皮膚白皮症	3	222	偽性副甲状腺機能低下症	49
162	肥厚性皮膚骨膜炎	8	223	副腎皮質刺激ホルモン不応症	1
163	弾性線維性仮性黄色腫	23	224	ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	58
164	マルファン症候群	297	225	ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	2
165	エーラス・ダンロス症候群	64	226	フェニルケトン尿症	107
166	ウィルソン病	223	227	メープルシロップ尿症	4
167	低ホスファターゼ症	3	228	プロピオン酸血症	2
168	V A T E R 症候群	7	229	メチルマロン酸血症	10
169	那須・ハコラ病	4	230	イソ吉草酸血症	1
170	コフィン・ローリー症候群	2	231	グルコーストランスポーター1欠損症	4
171	有馬症候群	1	230	イソ吉草酸血症	1
172	モワット・ウィルソン症候群	7	231	グルコーストランスポーター1欠損症	4
173	ウィリアムズ症候群	8	232	グルタル酸血症1型	1
			233	尿素サイクル異常症	34
			234	リジン尿性蛋白不耐症	15

疾患名		受給者証 交付件数	疾患名	受給者証 交付件数	
235	ポルフィリン症	21	259	クリッペル・トレノネー・ウェーバー 症候群	78
236	複合カルボキシラーゼ欠損症	1	260	先天性赤血球形形成異常性貧血	3
237	筋型糖原病	5	261	後天性赤芽球癆	167
238	肝型糖原病	38	262	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	4
239	レシチンコレステロールアシル トランスフェラーゼ欠損症	2	263	ファンコニ貧血	1
240	シトステロール血症	4	264	遺伝性鉄芽球性貧血	2
241	タンジール病	2	265	エプスタイン症候群	1
242	原発性高カイロミクロン血症	7	266	クロンカイト・カナダ症候群	52
243	脳髄黄色腫症	14	267	非特異性多発性小腸潰瘍症	26
244	脂肪萎縮症	15	268	ヒルシュスプルング病（全結腸型 又は小腸型）	5
245	家族性地中海熱	38	269	総排泄腔外反症	2
246	中條・西村症候群	3	270	総排泄腔遺残	15
247	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症 ・アクネ症候群	6	271	先天性横隔膜ヘルニア	1
248	慢性再発性多発性骨髄炎	6	272	胆道閉鎖症	107
249	強直性脊椎炎	947	273	アラジール症候群	10
250	進行性骨化性線維異形成症	8	274	遺伝性膝炎	4
251	肋骨異常を伴う先天性側弯症	8	275	嚢胞性線維症	7
252	骨形成不全症	26	276	IgG 4 関連疾患	521
253	タナトフォリック骨異形成症	3	277	黄斑ジストロフィー	26
254	軟骨無形成症	20	278	レーベル遺伝性視神経症	28
255	リンパ管腫症／ゴーハム病	16	279	アッシャー症候群	3
257	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性 病変）	8	280	若年発症型両側性感音難聴	3
258	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は 四肢病変）	41	281	遅発性内リンパ水腫	8
			282	好酸球性副鼻腔炎	1,369
			総数		943,460

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/235.xls>

5 環境衛生

第228表 全国水道普及状況

年度末現在 (単位 千人)

区 分	平成23年度 (2011)		24 (2012)		25 (2013)		26 (2014)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合 計	15,983	124,657	15,866	124,466	15,736	124,370	15,558	124,266
上 水 道	1,429	119,508	1,414	119,529	1,401	119,569	1,388	119,673
簡 易 水 道	6,455	4,712	6,257	4,521	6,105	4,381	5,890	4,196
専 用 水 道	8,004	437	8,100	416	8,135	420	8,186	398
水道用水供給 普及率 (%)	95	—	95	—	95	—	94	—
	97.6		97.7		97.7		97.8	

資料：厚生労働省健康局「水道の基本統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/236.xls>

第229表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在 (1日当たり)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
下 水 道 終 末 処 理 (万人)	9,104	9,355	9,645	9,714	9,775
ご み 処 理 (トン)	185,372	186,255	184,426	182,683	183,111
し 尿 処 理 (kl)	91,182	89,243	87,884	86,791	84,864

(注) 1 現有処理能力 (着工ベース含む)。

2 東日本大震災の影響により、「下水道終末処理」の平成22年度は岩手県、宮城県、福島県、平成23年度は岩手県、福島県、平成24～26年度は福島県において調査不能な市町村があるため、調査対象外としている。

資料：「下水道終末処理」の平成21年度は、国土交通省都市・地域整備局「汚水処理人口普及状況について」、平成22年度以降は国土交通省水管理・国土保全局「汚水処理人口普及状況について」

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/237.xls>

第230表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
下 水 道 終 末 処 理					
総 事 業 費	1,265,582	1,211,327	1,214,291	1,253,704	1,278,331
国 庫 支 出	416,191	402,251	411,656	411,852	412,452
地 方 債	627,902	591,053	569,314	586,388	618,947
そ の 他	221,489	218,023	233,321	255,464	246,932
ご み 処 理					
総 事 業 費	1,838,976	1,790,511	1,789,097	1,851,007	1,943,149
国 庫 支 出	50,662	38,467	50,324	70,529	82,379
地 方 債	82,206	94,109	82,502	99,042	130,535
そ の 他	1,706,109	1,657,934	1,656,271	1,681,436	1,730,234
し 尿 処 理					
総 事 業 費	221,613	226,389	216,680	220,491	225,144
国 庫 支 出	5,860	4,398	4,265	5,278	7,076
地 方 債	6,514	10,341	7,400	9,353	9,490
そ の 他	209,239	211,651	205,015	205,861	208,578

(注) 1 「下水道終末処理」は、公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

2 「ごみ処理」「し尿処理」は、市町村分のみ数値である。

3 「ごみ処理」「し尿処理」の「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び一般財源等を含む。

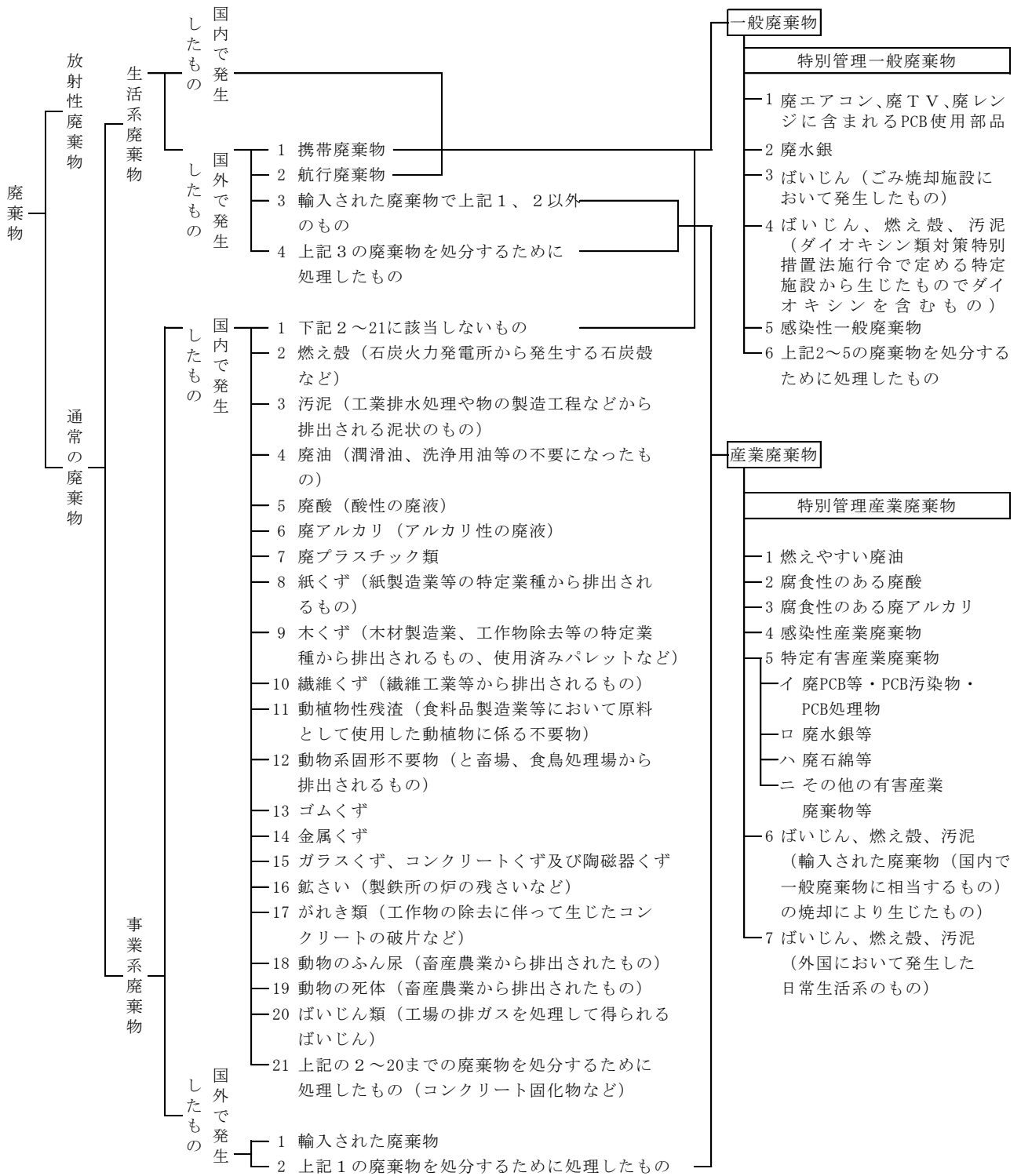
4 平成22年度の「ごみ処理」「し尿処理」には、東日本大震災の影響により、宮城県南三陸町が含まれていない。

資料：「下水道終末処理」の平成21年度は、国土交通省都市・地域整備局調べ、平成22年度以降は、国土交通省水管理・国土保全局調べ「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/238.xls>

第231表 廃棄物の分類と処理体制

《廃棄物の分類》



(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。

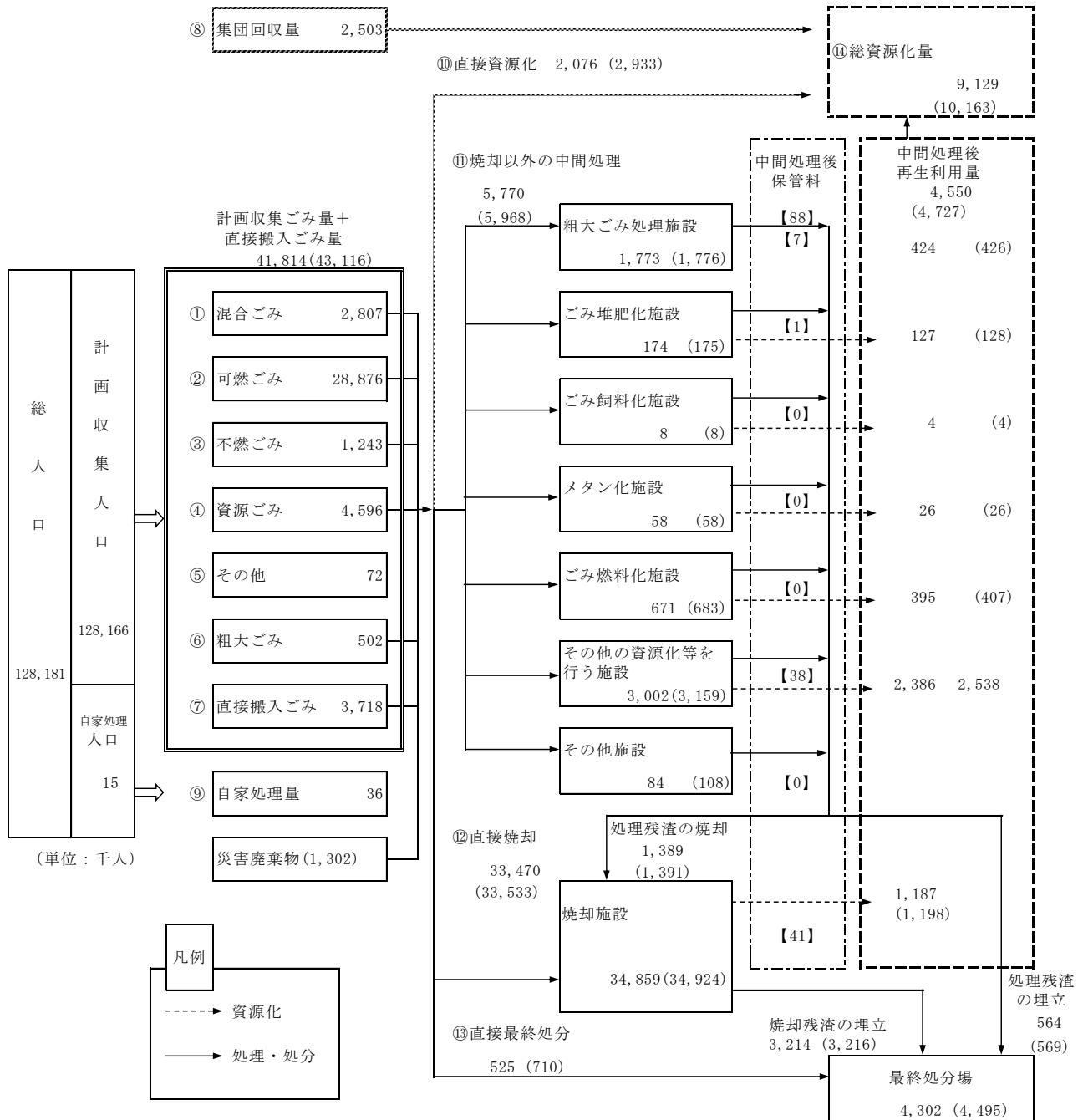
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/239.xls>

第232表 ごみ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ
(平成26年度実績)

(単位：千t/年)



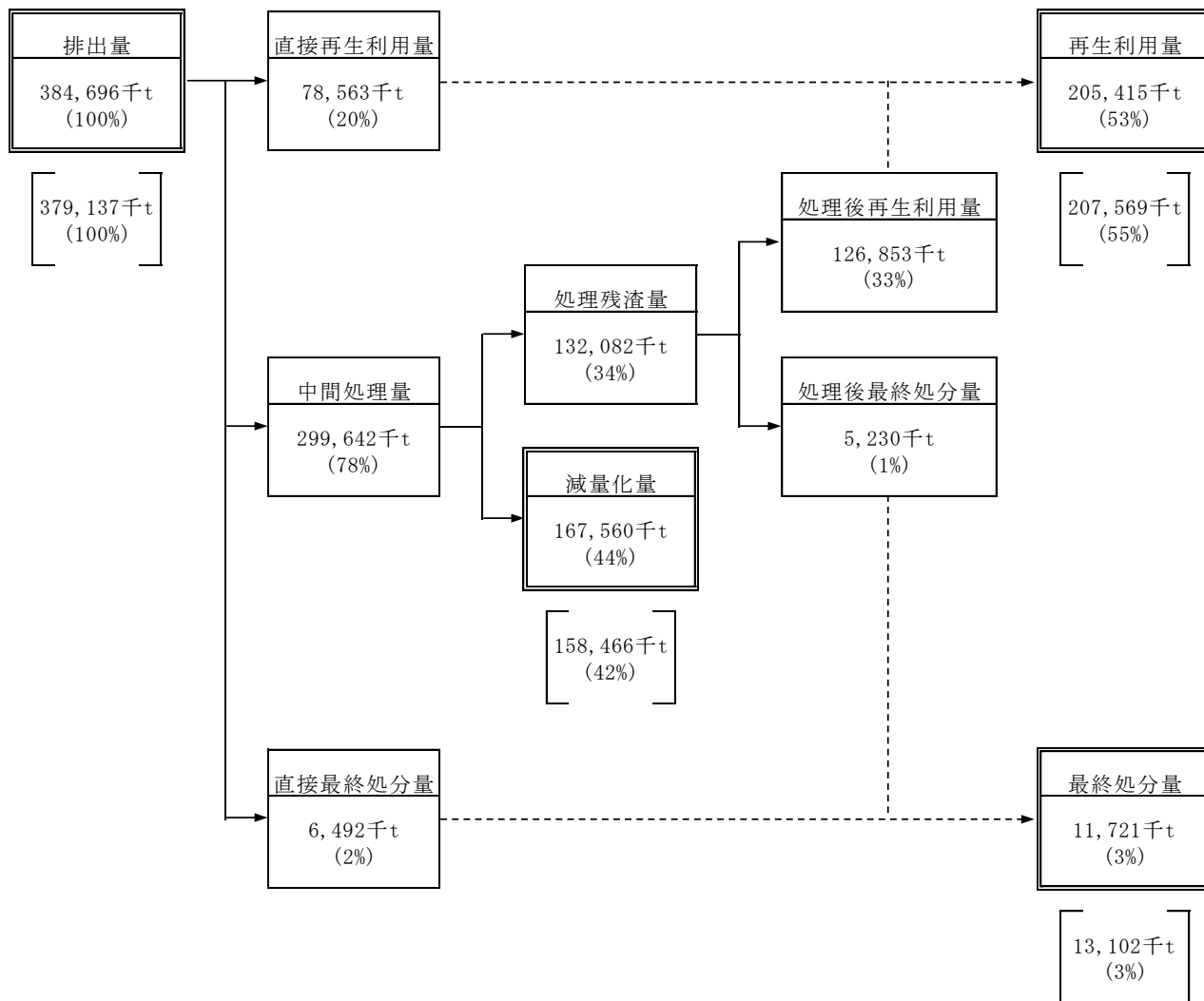
- ・計画収集ごみ量=①+②+③+④+⑤+⑥=38,095千トン
- ・計画収集ごみ量+直接搬入ごみ量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=41,814千トン
- ・ごみ総排出量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=44,317千トン
- ・1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口/365=947g/人・日
- ・ごみの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬=41,841千トン
- ・総資源化量=⑭=9,129千トン
- ・リサイクル率=⑭/(⑧+⑩+⑪+⑫+⑬)=20.6%
- ・中間処理による減量化量=(⑩+⑫)-中間処理後再生利用量-残渣の埋立量=30,912千トン

* ()内は、災害廃棄物を含む値である。【】内は、中間処理後に東日本大震災（福島第一原子力発電所の事故含む）により、中間処理後に保管されている数量である。

*平成26年度において、容器包装リサイクル法に基づき市町村等が分別収集したものの再商品化量（参考：平成25年度実績275万トン）は総資源化量913万トンに含まれている。また、平成26年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は48万トン、このうち再商品化量が41万トンであり、これを含めると総資源化量は954万トンである。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ
(平成25年度)



(注) []内は平成24年度の数值である。
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「産業廃棄物の排出及び処理状況等」
SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/240.xls>

第233表 市町村のごみ処理費用の推移

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
ごみ処理事業経費(百万円)	1,838,976	1,790,372	1,788,541	1,851,007	1,943,149
対前年度増加率(%)	0.7	△ 2.6	△ 0.1	3.5	5.0
1人当たりのごみ事業経費(円/人年)	14,400	14,100	13,900	14,400	15,200
対前年度増加率(%)	0.7	△ 2.1	△ 1.4	3.6	5.6

(注) 1 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。
2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県南三陸町が含まれていない。
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/241.xls>

6 公 害

第234表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	合計
あ っ せ ん						
受 付	0	0	0	0	0	3
終 結	0	0	0	0	0	3
未 済	0	0	0	0	0	—
調 停						
受 付	5	5	5	2	1	726
終 結	5	3	6	2	0	723
未 済	1	3	2	2	3	—
仲 裁						
受 付	0	0	0	0	0	1
終 結	0	0	0	0	0	1
未 済	0	0	0	0	0	—
裁 定						
受 付	24 (11)	23 (10)	32 (9)	18 (6)	15 (5)	249 (91)
終 結	17 (6)	29 (12)	21 (7)	25 (7)	28 (12)	220 (77)
未 済	44 (22)	38 (20)	49 (22)	42 (21)	29 (14)	—
業 務 履 行 勸 告						
受 付	0	1	0	0	0	6
終 結	0	1	0	0	0	6
未 済	0	0	0	0	0	—
計						
係 属	67	74	78	71	60	—
うち新規受付	29	29	37	20	16	985
終 結	22	33	27	27	28	953
未 済	45	41	51	44	32	—

(注) 1 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で内数である。平成26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。

2 「合計」は、昭和45年度以降の合計値である。

3 本表において、「受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。

4 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰籍料額等変更申請が平成27年度までに559件係属した。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/242.xls>

第235表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況

区 分	受 付 件 数					終 結 件 数					年度末 係属件数
	合 計	あっせん	調 停	仲 裁	業務履 行勸告	合 計	成 立	打切り	取下げ	その他	
平成23年度(2011)	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24 (2012)	35	0	35	0	0	37	11	21	4	1	33
25 (2013)	39	0	39	0	0	30	4	23	2	1	42
26 (2014)	40	1	39	0	0	42	13	24	5	0	40
27 (2015)	47	0	47	0	0	43	16	23	3	1	44
合 計	1,474	37	1,419	4	14	1,430	589	648	161	32	—

(注) 「合計」は、昭和45年度以降の合計値である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/243.xls>

第236表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

区 分	合 計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭
平成22年度(2010)	54,845	17,612	7,574	222	15,678	1,675	23	12,061
23 (2011)	54,453	17,444	7,477	252	15,862	1,902	22	11,494
24 (2012)	54,377	16,907	7,129	229	16,714	1,858	21	11,519
25 (2013)	53,039	16,616	7,216	202	16,611	1,914	16	10,464
26 (2014)	51,912	15,879	6,839	174	17,202	1,830	26	9,962

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告（参考資料）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/244.xls>

第237表 典型7公害以外の種類別苦情件数

区 分	合 計	廃棄物 投棄	その他				その他
			生活系	農業系	建設系	産業系	
平成22年度(2010)	25,250	12,306	9,770	318	1,138	1,080	12,944
23 (2011)	25,598	11,846	9,681	292	1,003	870	13,752
24 (2012)	25,623	11,385	9,154	295	1,003	933	14,238
25 (2013)	23,919	10,801	8,696	293	1,016	796	13,118
26 (2014)	22,873	10,367	8,450	269	891	757	12,506

(注) 区分は、以下のとおり。

生活系：主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空き瓶・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ゴミ等による「一般廃棄物」の投棄

農業系：主に農林漁業から発生する畜産関係の動物の死がい及びふん尿等による「産業廃棄物」の投棄

建設系：主に建設業から発生する建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄

産業系：主に産業の「卸売・小売業」、「飲食店・宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃えがら、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄

その他：高層建築物などによる日照不足・通風妨害、深夜の照明や光などに対する苦情、テレビ・ラジオなどの受信妨害や違法電波などに対する苦情など

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告（参考資料）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/245.xls>

第238表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成27年12月末現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数		
総		数			35,923		
旧第一種地域 非特異的疾患	慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症	千葉県南部臨海地域	千葉県	昭和49.11.30	244		
		東京都千代田区全域	千代田区	昭和49.11.30	124		
		〃 中央区全域	中央区	昭和50.12.19	194		
		〃 港区全域	港区	昭和49.11.30	331		
		〃 新宿区全域	新宿区	〃	886		
		〃 文京区全域	文京区	〃	397		
		〃 台東区全域	台東区	昭和50.12.19	374		
		〃 品川区全域	品川区	昭和49.11.30	711		
		〃 大田区全域	大田区	〃	1,536		
		〃 目黒区全域	目黒区	昭和50.12.19	453		
		〃 渋谷区全域	渋谷区	昭和49.11.30	427		
		〃 豊島区全域	豊島区	昭和50.12.19	543		
		〃 北区全域	北区	〃	822		
		〃 板橋区全域	板橋区	〃	1,464		
		〃 墨田区全域	墨田区	〃	547		
		〃 江東区全域	江東区	昭和49.11.30	1,155		
		〃 荒川区全域	荒川区	昭和50.12.19	605		
		〃 足立区全域	足立区	〃	1,403		
		〃 葛飾区全域	葛飾区	〃	963		
		〃 江戸川区全域	江戸川区	〃	1,352		
		計		東京都計			14,287
				横浜市鶴見臨海地域	横浜市	昭和47.2.1	398
				川崎市川崎区・幸区	川崎市	昭和44.12.27	1,368
				富士市中南部地域	富士市	昭和47.2.1	364
				名古屋市中部地域	名古屋市	昭和52.1.13	1,957
				東海市北部・中部地域	愛知県	昭和48.2.1	332
				四日市市臨海地域・楠町全域	四日市市	昭和44.12.27	381
				大阪市全域	大阪市	昭和44.12.27	6,119
				豊中市南部地域	豊中市	昭和48.2.1	176
				吹田市南部地域	吹田市	昭和49.11.30	185
				守口市全域	守口市	昭和52.1.13	1,064
				東大阪市中西部地域	東大阪市	昭和53.6.2	1,171
				八尾市中西部地域	八尾市	〃	665
		堺市西部地域	堺市	昭和48.8.1	1,390		
		神戸市臨海地域	神戸市	〃	645		
		尼崎市東部・南部地域	尼崎市	昭和45.12.1	1,843		
		倉敷市水島地域	倉敷市	昭和49.11.30	1,109		
		玉野市南部臨海地域	岡山県	昭和50.12.19	27		
		備前市片上湾周辺地域	〃	〃	35		
		北九州市洞海湾沿岸地域	北九州市	昭和48.2.1	830		
		大牟田市中部地域	大牟田市	昭和48.8.1	704		
計					35,294		
第二種疾患	水俣病	阿賀野川下流地域	新潟県	昭和44.12.27	65		
	〃	〃	新潟県	〃	103		
	〃	水俣湾沿岸地域	鹿児島県	〃	114		
	〃	〃	熊本県	〃	294		
	イタイイタイ病	神通川下流地域	富山県	〃	5		
	慢性砒素中毒症	島根県笹ヶ谷地区	島根県	昭和49.7.4	3		
〃	宮崎県土呂久地区	宮崎県	昭和48.2.1	45			
計					629		

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

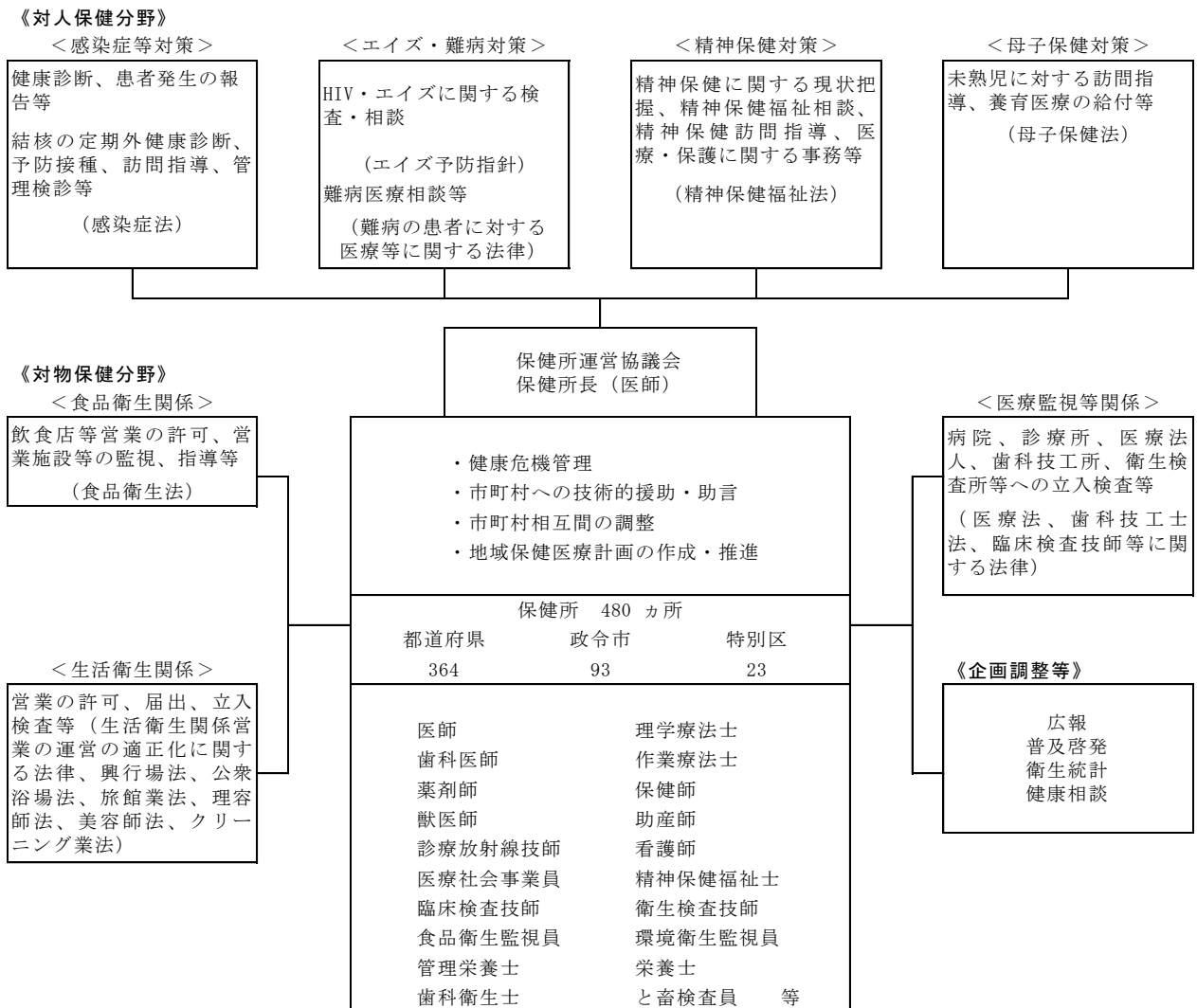
資料：環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/246.xls>

7 保健所及び保健センター

第239表 保健所の活動

平成28年4月1日現在



(注) これら業務の他に、保健所においては、薬局の開設の許可等（薬事法）、狂犬病まん延防止のための犬の拘留等（狂犬病予防法）、あんま・マッサージ業等の施術所開設届の受理等（あん摩マッサージ指圧師等に関する法律）の業務を行っている。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/247.xls>

第240表 保健所数及び保健所職員総数

各年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
保 健 所 数	494	495	495	494	490
都 道 府 県 立	374	373	372	370	365
政 令 市	97	99	100	101	102
特 別 区	23	23	23	23	23
職 員 総 数	27,799	28,275	28,555	27,871	27,757
医 師	810	808	794	751	750
歯 科 医 師	82	88	95	87	87
薬 剤 師 ・ 獣 医 師	4,911	5,012	5,059	5,004	5,029
保 健 師	7,739	7,806	7,781	7,998	8,013
看 護 師	233	262	418	168	151
助 産 師	54	67	66	53	51
放 射 線 ・ X 線 技 師	606	567	546	528	507
管 理 栄 養 士	1,057	1,066	1,119	1,117	1,158
栄 養 士	117	141	171	125	96
歯 科 衛 生 士	337	321	314	320	313
検 査 技 師	853	799	826	794	780
理 学 療 法 士 ・ 作 業 療 法 士	78	90	99	97	88
そ の 他	10,922	11,248	11,267	10,829	10,734

(注) 1 「保健所数」は、各年4月1日現在。

2 「職員総数」は、常勤職員数である。

3 「看護師」は、准看護師を含む。

4 平成22年度の「職員総数」は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の保健所が含まれていない。

資料：「保健所数」は、厚生労働省健康局調べ

「職員総数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/248.xls>

第241表 保健所活動状況

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
健 康 診 断					
受 診 延 人 数	1,469,932	1,458,947	1,331,138	1,354,498	1,441,367
母 子 保 健 (保 健 所 活 動 分)					
妊 婦 保 健 指 導 延 人 員	141,409	149,927	172,850	184,323	194,947
産 婦 保 健 指 導 延 人 員	99,951	92,671	99,734	87,902	84,952
乳 児 保 健 指 導 延 人 員	254,961	244,722	260,772	226,988	212,494
幼 児 保 健 指 導 延 人 員	259,980	250,735	268,873	254,201	226,127
歯 科 保 健					
健 診 ・ 保 健 指 導 受 診 延 人 員	1,092,638	1,099,056	1,114,491	1,130,952	1,170,520
予 防 処 置 延 人 員	184,055	270,789	260,691	313,382	340,998
治 療 延 人 員	5,773	2,489	7	2,799	2,947
健 康 増 進					
個 別 指 導					
栄 養 指 導 延 人 員	376,298	346,662	340,778	348,836	333,397
集 団 指 導					
栄 養 指 導					
延 人 員	980,310	923,365	918,855	868,570	903,643
衛 生 教 育 開 催 回 数	125,517	119,736	110,257	119,401	114,523
環 境 衛 生 監 視 指 導 延 施 設 数	281,206	264,247	272,919	264,844	271,367
試 験 検 査 検 体 数	3,264,552	3,154,940	2,966,234	2,167,613	2,261,927

(注) 平成22年度の「職員総数」は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の保健所が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/249.xls>

第8節 福祉サービス

1 身体障害者及び知的障害者

第242表 障害者数

(単位 千人)

区 分	総 数	在宅者	施設入所者
身 体 障 害 児 ・ 者 総 数	3,937 (31)	3,864 (30)	73 (1)
18 歳 未 満	78	73	5
18 歳 以 上	3,834	3,766	68
年 齢 不 詳	25	25	—
知 的 障 害 児 ・ 者 総 数	741 (6)	622 (5)	119 (1)
18 歳 未 満	159	152	7
18 歳 以 上	578	466	112
年 齢 不 詳	4	4	—
区 分	総 数	外来患者	入院患者
精 神 障 害 者 総 数	3,924 (25)	3,611 (22)	313 (3)
20 歳 未 満	269	266	3
20 歳 以 上	3,645	3,336	309
年 齢 不 詳	10	10	1

- (注) 1 () 内の数字は、平成22年国勢調査人口による総人口千人当たりの人口(単位 人)。
 2 「身体障害児・者」の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。
 3 「身体障害児・者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「生活のしづらさなどのに関する調査」(平成23年)、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」(平成21年)等より厚生労働省社会・援護局作成による。
 4 「知的障害児・者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「生活のしづらさなどのに関する調査」(平成23年)、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」(平成23年)等より厚生労働省社会・援護局作成による。
 5 「精神障害者」は、ICD-10(国際疾病分類)の「V 精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応している。また、年齢別の集計において四捨五入をしているため、合計とその内訳の合計は必ずしも一致しない。
 6 「精神障害者」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」(平成26年)より厚生労働省社会・援護局作成による。

資料：厚生労働省「平成28年版 厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/250.xls>

第243表 障害別障害者数(在宅)の推移

(単位 千人)

(単位 千人)

区 分	平成13年 (2001)	18 (2006)	23 (2011)	参考値 27年度 (2015)	区 分	平成12年 (2000)	17 (2005)	23 (2011)	参考値 27年度 (2015)
身 体 障 害 者	3,327	3,576	3,864	5,194	知 的 障 害 者	329	419	622	1,009

- (注) 1 参考値以外は、推計値である。
 2 平成23年は、12月1日を調査日として実施しており、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市については調査を実施していない。
 3 平成23年は、「身体障害児・者実態調査」と「知的障害児(者)基礎調査」を統合し、「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」となった。
 4 参考値は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」による。
 5 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：「身体障害者」の平成18年以前は厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」、
 「知的障害者」の平成17年以前は厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」、
 平成23年は、厚生労働省社会・援護局「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/251.xls>

第244表 身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度別）

平成23年12月1日現在（単位 人）

区分	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害	障害種別不詳	重複障害（再掲）
総数	3,863,800 (100.0)	315,500 (8.2)	323,900 (8.4)	1,708,800 (44.2)	930,300 (24.1)	585,300 (15.1)	176,400 (4.6)
《年齢階級別》							
0～9歳	39,800 (1.0)	1,500	7,400	23,600	6,400	1,000	5,400
10～17歳	32,900 (0.9)	3,400	4,400	18,700	3,400	2,900	3,400
18～19歳	10,300 (0.3)	1,000	2,000	5,400	1,000	1,000	1,000
20～29歳	57,000 (1.5)	3,900	7,400	33,900	5,900	5,900	3,900
30～39歳	109,600 (2.8)	9,800	14,300	44,700	19,200	21,600	3,900
40～49歳	168,100 (4.4)	18,200	12,300	85,500	32,400	19,700	10,300
50～59歳	322,900 (8.4)	28,000	22,600	150,400	69,300	52,600	14,700
60～64歳	442,800 (11.5)	30,500	23,100	221,600	106,200	61,400	13,300
65～69歳	438,900 (11.4)	33,900	29,500	197,100	112,500	65,900	19,200
70歳以上	2,216,400 (57.4)	183,800	197,600	919,500	569,600	346,000	101,200
不詳	25,100 (0.6)	1,500	3,400	8,400	4,400	7,400	—
《障害の程度別》							
65歳未満							
1級	345,000 (29.2)	35,900	2,500	138,100	171,000	—	・
2級	206,900 (17.5)	25,100	32,400	146,500	2,500	—	・
3級	187,700 (15.9)	10,300	14,700	123,400	38,300	—	・
4級	174,000 (14.7)	6,900	10,800	111,600	43,200	1,000	・
5級	60,400 (5.1)	9,800	—	50,100	—	—	・
6級	43,200 (3.7)	2,900	19,700	20,600	—	—	・
不詳	166,100 (14.0)	—	—	—	—	166,100	・
65歳以上及び年齢不詳							
1級	707,200 (26.4)	72,700	1,000	171,500	466,400	—	・
2級	377,900 (14.1)	60,400	48,700	264,900	2,500	—	・
3級	461,000 (17.2)	17,700	51,600	272,300	118,400	—	・
4級	489,000 (18.2)	21,100	41,300	290,000	135,600	1,000	・
5級	118,400 (4.4)	19,200	2,000	96,300	—	—	・
6級	107,600 (4.0)	18,200	60,000	28,500	—	—	・
不詳	419,200 (15.6)	—	—	—	—	419,200	・

(注)1 ()内の数字は、構成割合(%)である。

2 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市は含まれていない。

3 「身体障害児・者実態調査」と「知的障害児(者)基礎調査」を統合し、「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」となった。

資料：厚生労働省社会・援護局「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/252.xls>

第245表 知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）

平成23年推計値（単位 人）

区 分	総 数		男	女	不 詳	重 度	その他	不 詳
総 数	621,700	(100.0)	354,800	265,900	1,000	241,800	303,200	76,700
0 ～ 9	59,000	(9.5)	41,300	17,700	—	15,200	42,300	1,500
10 ～ 17	92,900	(14.9)	60,900	31,900	—	38,800	47,700	6,400
18 ～ 19	22,600	(3.6)	13,800	8,800	—	12,300	9,300	1,000
20 ～ 29	112,100	(18.0)	59,000	53,100	—	42,300	55,500	14,300
30 ～ 39	127,300	(20.5)	69,300	58,000	—	56,500	58,500	12,300
40 ～ 49	76,700	(12.3)	46,200	30,500	—	24,100	40,300	12,300
50 ～ 59	43,200	(6.9)	21,100	22,100	—	16,700	21,600	4,900
60 ～ 64	26,000	(4.2)	11,300	14,700	—	9,300	10,300	6,400
65 ～ 69	13,800	(2.2)	4,900	8,800	—	6,400	3,400	3,900
70歳以上	44,200	(7.1)	25,600	18,200	500	17,200	13,300	13,800
年齢不詳	3,900	(0.6)	1,500	2,000	500	2,900	1,000	—

(注)1 ()内の数字は、構成割合(%)である。

2 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市は含まれていない。

3 「身体障害児・者実態調査」と「知的障害児(者)基礎調査」を統合し、「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」となった。

資料：厚生労働省社会・援護局「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/253.xls>

第246表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
旧法による身体障害者更生援護施設	施設数 286	・	・	・	・
	在所者数 10,743	・	・	・	・
肢体不自由者更生施設	施設数 15	・	・	・	・
	在所者数 669	・	・	・	・
視覚障害者更生施設	施設数 1	・	・	・	・
	在所者数 44	・	・	・	・
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 1	・	・	・	・
	在所者数 30	・	・	・	・
内部障害者更生施設	施設数 2	・	・	・	・
	在所者数 67	・	・	・	・
身体障害者療護施設	施設数 106	・	・	・	・
	在所者数 5,694	・	・	・	・
身体障害者授産施設	施設数 44	・	・	・	・
	在所者数 1,625	・	・	・	・
身体障害者通所授産施設	施設数 78	・	・	・	・
	在所者数 1,863	・	・	・	・
身体障害者小規模通所授産施設	施設数 31	・	・	・	・
	在所者数 503	・	・	・	・
身体障害者福祉工場	施設数 8	・	・	・	・
	在所者数 248	・	・	・	・
身体障害者社会参加支援施設	施設数 318	295	316	318	311
身体障害者福祉センター	施設数 165	145	157	159	151
障害者更生センター	施設数 5	5	5	5	5
補装具製作施設	施設数 17	17	17	17	16
盲導犬訓練施設	施設数 11	11	13	12	12
点字図書館	施設数 73	69	73	74	72
点字出版施設	施設数 11	11	11	11	11
聴覚障害者情報提供施設	施設数 36	37	40	40	44
旧法による知的障害者援護施設	施設数 1,127	・	・	・	・
	在所者数 50,827	・	・	・	・
知的障害者更生施設	施設数 530	・	・	・	・
	在所者数 28,690	・	・	・	・
知的障害者授産施設	施設数 518	・	・	・	・
	在所者数 20,619	・	・	・	・
知的障害者小規模通所授産施設	施設数 20	・	・	・	・
	在所者数 270	・	・	・	・
知的障害者通勤寮	施設数 54	・	・	・	・
	在所者数 1,124	・	・	・	・
知的障害者福祉工場	施設数 5	・	・	・	・
	在所者数 124	・	・	・	・

(注) 1 「旧法による身体障害者更生援護施設」「旧法による知的障害者援護施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）の施設である。

2 「身体障害者社会参加支援施設」は、身体障害者福祉法による。

3 平成23年は調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設がある。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

4 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

5 平成24年以降は、基本票と詳細票の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設について集計している。

基本票：行政情報から把握可能な項目

詳細票：それ以外の項目

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/254.xls>

第247表 身体障害者に対する補装具購入等の状況

(単位 金額：千円)

区	分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
購	入 件 数	163,835	166,701	165,528	161,194	161,337
	公費負担額	20,456,773	20,680,641	20,923,276	20,724,308	20,736,729
義 肢	件 数	1,509	1,393	1,409	1,263	1,228
	公費負担額	246,346	222,517	220,773	213,778	242,991
義 足	件 数	5,537	5,522	5,379	5,326	5,026
	公費負担額	2,187,060	2,223,987	2,254,252	2,289,834	2,243,600
装 具	件 数	44,119	44,708	44,733	44,017	44,683
	公費負担額	3,523,304	3,500,244	3,576,108	3,566,838	3,601,192
盲人安全つえ	件 数	8,042	8,550	8,702	8,875	9,163
	公費負担額	41,610	43,285	38,397	40,656	44,485
補 聴 器	件 数	45,207	46,320	46,019	44,931	44,779
	公費負担額	3,004,445	3,031,301	3,022,061	3,010,382	2,977,115
車いす・電動車いす	件 数	30,296	29,766	28,974	27,791	26,882
	公費負担額	7,292,348	7,351,815	7,316,223	7,167,331	7,049,936
歩 行 補 助 つ え	件 数	4,926	4,876	4,764	4,290	4,192
	公費負担額	42,297	45,357	41,136	39,140	36,714
そ の 他	件 数	24,199	25,566	25,548	24,701	25,384
	公費負担額	4,119,363	4,262,135	4,454,326	4,396,349	4,540,696
修 理	件 数	121,570	124,358	124,755	123,111	122,788
	公費負担額	5,169,588	5,255,548	5,487,680	5,552,145	5,570,720
義 肢	件 数	709	713	655	668	597
	公費負担額	76,271	70,014	69,667	69,772	70,808
義 足	件 数	7,334	7,363	7,528	7,409	7,301
	公費負担額	1,171,457	1,222,818	1,322,243	1,315,442	1,296,234
装 具	件 数	17,708	17,887	17,687	17,122	17,702
	公費負担額	327,761	317,110	318,962	302,759	321,091
盲人安全つえ	件 数	87	111	124	106	126
	公費負担額	812	490	615	1,445	419
補 聴 器	件 数	30,007	30,128	29,840	28,931	28,142
	公費負担額	514,148	505,965	515,039	508,727	501,298
車いす・電動車いす	件 数	56,143	57,891	58,169	57,979	57,689
	公費負担額	2,422,065	2,448,094	2,532,784	2,599,458	2,615,634
歩 行 補 助 つ え	件 数	194	210	187	181	194
	公費負担額	903	696	500	623	647
そ の 他	件 数	9,388	10,055	10,565	10,715	11,037
	公費負担額	656,171	690,361	727,870	753,919	764,589

(注) 1 「補装具」と「特例補装具」を合算した値である。

2 平成25年度以降の「公費負担額」は、「障害者総合支援法による公費負担額」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/255.xls>

第248表 身体障害者更生援護状況

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数	352,151	352,559	354,377	294,267	278,198
補 装 具 件 数					
交 付	163,835	166,701	165,528	161,194	161,337
修 理	121,570	124,358	124,755	123,111	122,788
更生医療給付申請件数	291,298	295,919	315,823	323,066	347,727

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/256.xls>

第249表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合 計 件 数	284,999	288,589	309,489	317,574	341,976
公費負担額	139,535,882	148,595,088	155,536,491	160,743,571	169,194,614
視 覚 障 害 件 数	63	54	58	60	41
公費負担額	9,899	9,143	18,306	21,544	12,348
聴覚・平衡機能障害 件 数	224	199	216	233	271
公費負担額	21,289	23,510	13,652	24,649	23,334
音声・言語・そしゃく機能障害 件 数	709	708	653	661	706
公費負担額	22,283	57,493	21,842	22,150	27,739
肢体不自由 件 数	19,752	21,121	22,923	21,387	19,972
公費負担額	1,814,270	2,002,143	2,064,719	2,068,330	1,892,461
心臓機能障害 件 数	30,274	29,437	30,154	28,110	28,357
公費負担額	4,420,762	4,399,466	4,411,861	4,459,233	4,536,988
じん臓機能障害 件 数	215,699	217,712	233,440	242,191	264,789
公費負担額	126,337,061	133,681,741	139,803,541	143,729,598	151,580,593
小腸機能障害 件 数	90	57	79	77	102
公費負担額	13,997	15,456	24,415	26,318	33,714
肝臓機能障害 件 数	2,340	2,334	2,417	3,062	3,094
公費負担額	546,152	498,983	523,407	737,305	588,384
免疫機能障害 件 数	15,704	16,792	19,354	21,512	24,464
公費負担額	6,268,222	7,796,572	8,607,691	9,478,031	10,451,678
訪問看護 件 数	144	175	195	281	180
公費負担額	31,947	110,581	47,057	176,413	47,375

(注) 「公費負担額」は、当該年3月診療分から翌年2月診療分までを対象としている。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/257.xls>

第250表 障害者職業能力開発校の障害種別入校状況

(単位 人)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
入 校 者 数	1,655	1,596	1,506	1,437	1,426
障 害 種 別					
視 覚	62	52	57	67	55
聴 覚 ・ 言 語	206	241	179	168	164
上 肢 障 害	331	319	263	229	232
下 肢 障 害	495	462	379	341	324
体 幹 障 害	108	97	79	81	67
内 臓 機 能	135	143	119	107	77
知 的 障 害	415	381	356	380	383
精 神 障 害	299	357	314	301	356
そ の 他 障 害	155	205	229	258	261

(注) 1 重複障害があるため、障害種別の合計と入校者数とは必ずしも一致しない。

2 当該年度に入校した者のみを対象としており、前年度から継続して受講している者は含まない。

資料：厚生労働省職業能力開発局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/258.xls>

2 児童福祉

第251表 児童相談所処理件数

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
総 数	385,294	384,261	391,997	420,128	439,200
訓 戒 ・ 誓 約	1,454	1,393	1,406	1,599	1,418
児 童 福 祉 司 の 指 導	4,635	4,656	5,546	6,300	5,726
福 祉 事 務 所 へ 送 致 又 は 通 知	858	955	924	924	1,220
児 童 委 員 の 指 導	9	32	19	12	4
里 親 委 託	1,951	1,652	1,673	1,805	1,751
児 童 福 祉 施 設 に 入 所 通 所	10,486	10,236	10,063	10,164	9,770
法第27条の3により家庭裁判所 に送致されたもの(再掲)	37	63	37	57	39
障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	17,343	7,245	6,089	6,371	6,913
他 の 機 関 に あ っ 旋 紹 介	4,412	4,410	4,253	4,477	4,545
面 接 指 導	307,942	317,333	323,354	346,047	364,244
そ の 他	36,204	36,349	38,670	42,429	43,609
年 度 末 現 在 未 処 理 件 数	23,970	24,016	25,932	29,215	29,643

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/260.xls>

第252表 里親及び委託児童数

年度末現在

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
登 録 里 親 数	8,726	9,392	9,441	9,949	10,679
児 童 が 委 託 さ れ て い る 里 親 数	3,292	3,487	3,560	3,644	3,817
里 親 に 委 託 さ れ て い る 児 童 数	4,295	4,578	4,636	4,731	4,973

(注) 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/261.xls>

第253表 児童福祉施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分		平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
総	数	31,599	29,079	29,061	29,565	32,089
	施設数	2,157,692	2,526,366	2,255,424	2,304,401	2,388,023
助産施設	施設数	403
乳児院	施設数	127	129	131	132	134
	在所者数	3,035	3,023	3,137	3,105	3,039
母子生活支援施設	施設数	259	251	243	241	229
	在所者数	10,042	9,437	9,367	9,223	8,902
保育所	施設数	21,751	22,720	22,594	22,992	24,234
	在所者数	2,084,136	2,187,568	2,185,166	2,230,552	2,295,346
小規模保育事業所	施設数	1,291
	在所者数	18,326
児童養護施設	施設数	578	570	571	590	594
	在所者数	29,214	28,188	27,549	27,468	27,045
障害児入所施設(福祉型)	施設数	.	239	251	261	594
	在所者数	.	7,986	8,053	8,016	7,460
障害児入所施設(医療型)	施設数	.	160	165	182	249
	在所者数	.	6,881	9,351	8,946	8,327
児童発達支援センター(福祉型)	施設数	.	288	339	420	435
	在所者数	.	13,337	16,594	21,095	23,396
児童発達支援センター(医療型)	施設数	.	99	98	102	98
	在所者数	.	2,641	2,780	2,389	2,392
知的障害児施設	施設数	225
	在所者数	8,255
自閉症児施設	施設数	7
	在所者数	185
知的障害児通園施設	施設数	256
	在所者数	11,174
盲児施設	施設数	9
	在所者数	119
ろうあ児施設	施設数	10
	在所者数	142
難聴幼児通園施設	施設数	23
	在所者数	893
肢体不自由児施設	施設数	59
	在所者数	1,954
肢体不自由児通園施設	施設数	97
	在所者数	2,706
肢体不自由児療護施設	施設数	6
	在所者数	235
重症心身障害児施設	施設数	133
	在所者数	12,771
情緒障害児短期治療施設	施設数	37	37	38	38	39
	在所者数	1,251	1,236	1,275	1,303	1,311
児童自立支援施設	施設数	58	57	57	57	58
	在所者数	1,622	1,506	1,519	1,527	1,381
児童家庭支援センター	施設数	79	85	95	99	101
小型児童館	施設数	2,568	2,610	2,640	2,611	2,573
児童センター	施設数	1,625	1,720	1,731	1,735	1,747
大型児童館A型	施設数	18	18	17	17	17
大型児童館B型	施設数	4	4	4	4	4
大型児童館C型	施設数	1	1	1	1	—
その他の児童館	施設数	102	91	86	83	108
児童遊園	施設数	3,164

(注) 1 「母子生活支援施設」の在所者数は世帯人員数であり、在所者総数には含まない。
 2 平成23年は調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設がある。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。
 3 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。
 宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町
 福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村
 4 平成24年以降は、基本票と詳細票の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設について集計している。
 基本票：行政情報から把握可能な項目
 詳細票：それ以外の項目

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/262.xls>

第254表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
《育成医療》					
給付決定件数	53,978	50,388	56,062	48,925	46,680
視覚障害	4,344	4,149	3,890	3,319	3,126
聴覚・平衡機能障害	2,611	2,468	2,438	2,281	2,009
音声・言語・そしゃく機能障害	18,481	16,755	19,857	17,243	16,960
肢体不自由	10,034	9,767	11,254	9,660	9,646
心臓機能障害	9,155	8,591	9,066	8,242	7,494
腎臓機能障害	448	446	517	433	383
その他の	8,905	8,212	9,040	7,747	7,062
公費負担額	3,518,538	3,613,011	3,504,493	3,263,959	3,023,915
社会保険負担額	43,817,801	44,030,001	42,983,159	41,635,316	38,866,719
《養育医療》					
給付決定件数	29,744	29,386	32,398	31,515	30,470
公費負担額	6,917,980	6,803,316	7,605,713	7,680,641	7,619,990
社会保険・結核予防法による負担額	86,234,154	87,696,666	96,498,318	100,075,633	100,734,333
《療育の給付》					
給付決定件数	12	7	4	6	4
骨関節結核	—	—	—	—	—
骨関節結核以外の結核	12	7	4	6	4
公費負担額	1,732	785	811	5,331	954
社会保険・結核予防法による負担額	4,260	2,814	5,638	9,319	2,625

(注) 1 「養育医療」及び「療育の給付」の公費負担額には、自己負担額を含む。

2 車いすには電動車いすを含む。

3 《育成医療》「公費負担額」「社会保険負担額」は、当該年3月診療分から翌年2月診療分までを対象としている。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/263.xls>

第255表 1歳6か月児健康診査受診者数

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
受診者数	1,023,680	1,042,991	1,023,370	1,001,397	1,004,202

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/264.xls>

第256表 3歳児健康診査受診者数

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	256 (2014)
受診者数	1,008,623	1,029,580	1,012,567	1,009,368	1,009,176

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/265.xls>

第257表 児童扶養手当受給世帯数

年度末現在

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
総 数	1,070,211	1,083,317	1,073,790	1,058,231	1,037,645
母 子 世 帯					
生 別 母 子 世 帯					
離 婚	871,781	877,162	864,912	848,224	829,066
そ の 他	1,423	1,513	1,730	1,758	1,786
死 別 母 子 世 帯	8,135	7,863	7,669	7,315	7,016
未 婚 の 母 子 世 帯	88,625	92,270	94,838	96,938	98,970
障 害 者 世 帯	4,281	4,767	4,992	5,184	5,169
遺 棄 世 帯	3,333	3,095	2,788	2,490	2,302
父 子 世 帯					
生 別 父 子 世 帯					
離 婚	53,829	56,451	56,115	54,988	52,798
そ の 他	40	38	43	36	29
死 別 父 子 世 帯	5,788	6,083	6,054	5,808	5,259
未 婚 の 父 子 世 帯	570	592	611	640	654
障 害 者 世 帯	1,128	1,384	1,548	1,611	1,623
遺 棄 世 帯	239	236	214	186	174
そ の 他 の 世 帯	31,039	31,863	32,276	33,053	32,799

(注) 平成23年度は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/266.xls>

第258表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

年度末現在

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
特 別 児 童 扶 養 手 当 受 給 者 数	195,838	207,083	214,542	220,238	224,793
支 給 対 象 障 害 児 数	204,671	217,227	225,014	232,396	238,293
障 害 児 福 祉 手 当 受 給 者 数	65,089	66,327	66,613	66,122	65,595
特 別 障 害 者 手 当 受 給 者 数	117,151	120,359	121,337	122,218	122,701
経 過 的 福 祉 手 当 受 給 者 数	6,486	5,926	5,330	4,779	4,322

(注) 平成23年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/267.xls>

第259表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

(i) 受給者数（一般受給資格者）

平成27年2月末現在

区 分	受給者数	支給要件別受給者数					外国人 受給者数
		留学等 に よ り 留 学 先 に 居 る 児 童 の 数	未 成 年 後 見 る に 係 る 受 給 者 数	父 母 指 定 者 に 係 る 受 給 者 数	法 第 4 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 認 定 者 に 係 る 受 給 者 数	法 第 4 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 認 定 者 に 係 る 受 給 者 数	
総 計	10,518,803	512	415	271	19,563	180,877	
児 童 手 当	9,708,432	468	400	255	19,402	170,996	
特 例 給 付	810,371	44	15	16	161	9,881	
市 町 村 支 給 分 計	9,603,619	499	392	259	19,353	180,853	
児 童 手 当	8,824,204	457	378	243	19,203	170,975	
特 例 給 付	779,415	42	14	16	150	9,878	
被 用 者	7,477,682	206	141	103	8,215	81,336	
児 童 手 当	6,774,517	176	131	92	8,093	73,718	
特 例 給 付	703,165	30	10	11	122	7,618	
非 被 用 者	2,125,937	293	251	156	11,138	99,517	
児 童 手 当	2,049,687	281	247	151	11,110	97,257	
特 例 給 付	76,250	12	4	5	28	2,260	
公 務 員 分	915,184	13	23	12	210	24	
児 童 手 当	884,228	11	22	12	199	21	
特 例 給 付	30,956	2	1	0	11	3	

(ii) 支給対象児童数（一般受給資格者）

平成27年2月末現在

区分	受給者数	支給要件別受給者数					外国人の 児 童 数
		留学等により 国外に居住す る 児 童 数	未 成 年 後 見 人 によ っ て 養 育 さ れ る 児 童 数	父 母 指 定 者 に によ っ て 養 育 さ れ る 児 童 数	法 第 4 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 認 定 を 受 け た 者 (同 居 父 母) に によ っ て 養 育 さ れ る 児 童 数		
総 計	17,347,441	640	497	333	30,220	212,901	
児 童 手 当	16,075,863	590	480	315	30,003	201,175	
0 歳 から 3 歳 未 満	2,947,376	0	20	51	5,041	48,574	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	9,973,590	409	237	164	20,041	119,573	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	3,154,897	181	223	100	4,921	33,028	
特 例 給 付	1,271,578	50	17	18	217	11,726	
0 歳 から 3 歳 未 満	150,996	0	1	2	28	1,941	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	768,163	24	5	11	139	7,408	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	352,419	26	11	5	50	2,377	
市 町 村 支 給 分 計	15,807,289	625	468	319	29,887	212,853	
児 童 手 当	14,583,036	577	452	301	29,687	201,133	
0 歳 から 3 歳 未 満	2,664,384	0	16	48	4,988	48,567	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	9,060,201	402	221	158	19,847	119,540	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	2,858,451	175	215	95	4,852	33,026	
特 例 給 付	1,224,253	48	16	18	200	11,720	
0 歳 から 3 歳 未 満	145,247	0	1	2	27	1,940	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	741,215	24	4	11	132	7,404	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	337,791	24	11	5	41	2,376	
被 用 者	12,338,896	266	166	133	12,364	96,670	
児 童 手 当	11,240,739	232	154	121	12,205	87,793	
0 歳 から 3 歳 未 満	2,123,869	0	10	25	1,646	22,359	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	6,987,054	157	74	69	8,223	51,705	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	2,129,816	75	70	27	2,336	13,729	
特 例 給 付	1,098,157	34	12	12	159	8,877	
0 歳 から 3 歳 未 満	127,582	0	1	1	22	1,506	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	664,185	17	4	9	102	5,530	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	306,390	17	7	2	35	1,841	
非 被 用 者	3,468,393	359	302	186	17,523	116,183	
児 童 手 当	3,342,297	345	298	180	17,482	113,340	
0 歳 から 3 歳 未 満	540,515	0	6	23	3,342	26,208	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	2,073,147	245	147	89	11,624	67,835	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	728,635	100	145	68	2,516	19,297	
特 例 給 付	126,096	14	4	6	41	2,843	
0 歳 から 3 歳 未 満	17,665	0	0	1	5	434	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	77,030	7	0	2	30	1,874	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	31,401	7	4	3	6	535	
公 務 員 分	1,540,152	15	29	14	333	48	
児 童 手 当	1,492,827	13	28	14	316	42	
0 歳 から 3 歳 未 満	282,992	0	4	3	53	7	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	913,389	7	16	6	194	33	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	296,446	6	8	5	69	2	
特 例 給 付	47,325	2	1	0	17	6	
0 歳 から 3 歳 未 満	5,749	0	0	0	1	1	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	26,948	0	1	0	7	4	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	14,628	2	0	0	9	1	

(iii) 支給額の状況（一般受給資格者）

平成27年2月末現在（単位 千円）

区 分		支給額
総	計	2,217,067,454
児 童 手 当		2,142,809,526
0 歳 から 3 歳 未 満		534,013,557
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前		1,226,645,638
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前		382,150,331
特 例 給 付		74,257,928
市 町 村 支 給 分 計		2,015,692,224
児 童 手 当		1,944,250,121
0 歳 から 3 歳 未 満		483,531,032
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前		1,114,485,878
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前		346,233,211
特 例 給 付		71,442,103
被 用 者		1,559,041,936
児 童 手 当		1,494,921,308
0 歳 から 3 歳 未 満		383,958,783
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前		853,776,309
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前		257,186,216
特 例 給 付		64,120,628
非 被 用 者		456,650,288
児 童 手 当		449,328,813
0 歳 から 3 歳 未 満		99,572,249
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前		260,709,569
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前		89,046,995
特 例 給 付		7,321,475
公 務 員 分		201,375,230
児 童 手 当		198,559,405
0 歳 から 3 歳 未 満		50,482,525
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前		112,159,760
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前		35,917,120
特 例 給 付		2,815,825

(注) 支給額とは、各年度中に市町村及び公務員の所属庁において支払われた総額であり、決算ベースの額は若干異なる。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/268.xls>

第260表 児童手当制度の費用負担等

【費用負担】

児童手当等の財源については、国、地方（都道府県、市区町村）、事業主拠出金で構成されている。
 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（2.0/1000）を乗じて得た額。

		被用者			非被用者		公務員
0歳～3歳未満	特例給付	国 2/3	地方1/3		国 2/3	地方1/3	所属庁 10/10
	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方1/3	
3歳～ 中学校修了前	特例給付	国 2/3	地方1/3		国 2/3	地方1/3	所属庁 10/10
	児童手当	国 2/3	地方1/3		国 2/3	地方1/3	

【財源内訳】平成28年度予算

給付総額	： 2兆2,216億円 (2兆2,299億円)	(内訳)	国庫負担分	： 1兆2,320億円 (1兆2,356億円)
			地方負担分	： 6,160億円 (6,178億円)
			事業主負担分	： 1,835億円 (1,821億円)
			公務員分	： 1,902億円 (1,944億円)

※()内の前年度予算額

資料：内閣府子ども・子育て本部「平成28年度における児童手当制度について」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/271.xls>

3 社会福祉関係機関・施設等

第261表 社会福祉行政機関等設置状況

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
福祉事務所					
事務所数	214	211	210	208	208
都道府県					
区市町村	1,030	1,038	1,041	1,039	1,039
職員数					
査察指導員	・	・	・	・	・
現業員	・	・	・	・	・
身体障害者更生相談所					
相談所数	78	80	80	80	77
知的障害者更生相談所					
相談所数	80	82	82	84	84
児童相談所					
相談所数	206	207	207	207	208
児童福祉司数	2,606	2,670	2,771	2,829	2,934
民生委員・児童委員数	229,510	230,199	230,060	231,339	231,689

(注) 1 福祉事務所は、4月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。

福祉事務所の「職員数」は、平成23～27年度は調査が行われなかった。

2 身体障害者更生相談所は、4月1日現在。

3 知的障害者更生相談所は、4月1日現在。

4 児童相談所は、4月1日現在。

5 民生委員・児童委員数については、主任児童委員数を含む。各年度末現在。

資料：「福祉事務所」は、厚生労働省社会・援護局調べ

「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ

「児童相談所」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

「民生委員・児童委員数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/272.xls>

第262表 社会福祉施設数 (施設の種別)

各年10月1日現在

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
総 数	50,129	48,250	50,684	53,154	53,540
保 護 施 設	294	231	230	225	231
救 護 施 設	184	181	183	177	184
更 生 施 設	21	20	19	19	19
医 療 保 護 施 設	58
授 産 施 設	20	20	18	18	17
宿 所 提 供 施 設	11	10	10	11	11
老 人 福 祉 施 設	4,827	4,962	5,004	5,026	5,103
養 護 老 人 ホ ー ム (一 般)	847	859	866	868	886
養 護 老 人 ホ ー ム (盲)	46	46	47	49	50
軽 費 老 人 ホ ー ム (A 型)	208	207	207	207	197
軽 費 老 人 ホ ー ム (B 型)	24	23	20	17	16
軽 費 老 人 ホ ー ム (ケ ア ハ ウ ス)	1,769	1,815	1,852	1,861	1,908
都 市 型 軽 費 老 人 ホ ー ム	32	45
老 人 福 祉 セ ン タ ー (特 A 型)	222	237	231	236	234
老 人 福 祉 セ ン タ ー (A 型)	1,306	1,368	1,358	1,344	1,353
老 人 福 祉 セ ン タ ー (B 型)	405	407	423	412	414
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー
障 害 者 支 援 施 設 等	4,263	5,330	5,549	5,376	5,221
障 害 者 支 援 施 設	1,661	2,461	2,476	2,449	2,417
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	2,446	2,715	2,925	2,780	2,666
福 祉 ホ ー ム	156	154	148	147	138
旧 法 による身体障害者更生援護施設	286
肢 体 不 自 由 者 更 生 施 設	15
視 覚 障 害 者 更 生 施 設	1
聴 覚 ・ 言 語 障 害 者 更 生 施 設	1
内 部 障 害 者 更 生 施 設	2
身 体 障 害 者 療 護 施 設	106
身 体 障 害 者 授 産 施 設 (入 所)	44
身 体 障 害 者 授 産 施 設 (通 所)	78
身 体 障 害 者 小 規 模 授 産 施 設 (通 所)	31
身 体 障 害 者 福 祉 工 場	8
身 体 障 害 者 社 会 参 加 支 援 施 設	318	295	316	318	311
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー (A 型)	33	31	35	36	35
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー (B 型)	132	114	122	123	116
障 害 者 更 生 セ ン タ ー	5	5	5	5	5
補 装 具 製 作 施 設	17	17	17	17	16
盲 導 犬 訓 練 施 設	11	11	13	12	12
点 字 図 書 館	73	69	73	74	72
点 字 出 版 施 設	11	11	11	11	11
聴 覚 障 害 者 情 報 提 供 施 設	36	37	40	40	44
婦 人 保 護 施 設	45	46	48	47	47
児 童 福 祉 施 設	31,599	29,079	29,061	29,565	32,089
助 産 施 設	403
乳 子 生 活 支 援 施 設	127	129	131	132	134
母 子 生 活 支 援 施 設	259	251	243	241	229
保 育 所	21,751	22,720	22,594	22,992	24,234
小 規 模 保 育 事 業 所	1,291
児 童 養 護 施 設	578	570	571	590	594
障 害 児 入 所 施 設 (福 祉 型)	.	239	251	261	249
障 害 児 入 所 施 設 (医 療 型)	.	160	165	182	178
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー (福 祉 型)	.	288	339	420	435
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー (医 療 型)	.	99	98	102	98
知 的 障 害 児 施 設	225
自 閉 症 児 施 設	7
知 的 障 害 児 通 園 施 設	256
盲 児 施 設	9

ろ う あ 児 施 設	10	・	・	・	・
難 聴 幼 児 通 園 施 設	23	・	・	・	・
肢 体 不 自 由 児 施 設	59	・	・	・	・
肢 体 不 自 由 児 通 園 施 設	97	・	・	・	・
肢 体 不 自 由 児 療 護 施 設	6	・	・	・	・
重 症 心 身 障 害 児 施 設	133	・	・	・	・
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	37	37	38	38	39
児 童 自 立 支 援 施 設	58	57	57	57	58
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ	79	85	95	99	101
小 型 児 童 館	2,568	2,610	2,640	2,611	2,573
児 童 セ ン タ	1,625	1,720	1,731	1,735	1,747
大 型 児 童 館 A 型	18	18	17	17	17
大 型 児 童 館 B 型	4	4	4	4	4
大 型 児 童 館 C 型	1	1	1	1	-
そ の 他 の 児 童 館	102	91	86	83	108
児 童 遊 園	3,164
旧法による知的障害者援護施設	1,127	・	・	・	・
知的障害者更生施設（入所）	397	・	・	・	・
知的障害者更生施設（通所）	133	・	・	・	・
知的障害者授産施設（入所）	94	・	・	・	・
知的障害者授産施設（通所）	424	・	・	・	・
知的障害者小規模授産施設（通所）	20	・	・	・	・
知的障害者通勤寮	54	・	・	・	・
知的障害者福祉工場	5	・	・	・	・
母 子 福 祉 施 設	60	57	58	56	58
母 子 福 祉 セ ン タ	56	53	54	53	55
母 子 休 養 ホ ー ム	4	4	4	3	3
旧法による精神障害者社会復帰施設	366	・	・	・	・
精神障害者生活訓練施設	162	・	・	・	・
精神障害者福祉ホーム	82	・	・	・	・
精神障害者授産施設（入所）	10	・	・	・	・
精神障害者授産施設（通所）	66	・	・	・	・
精神障害者小規模授産施設（通所）	44	・	・	・	・
精神障害者福祉工場	2	・	・	・	・
そ の 他 の 社 会 福 祉 施 設 等	6,944	8,250	10,418	12,541	10,480
授 産 施 設	69	65	69	66	68
宿 所 提 供 施 設	281	253	264	267	266
盲 人 ホ ー ム	17	19	19	17	19
無 料 低 額 診 療 施 設	325	-
隣 保 健 福 祉 館	1,024	1,053	1,050	1,049	1,037
へ き 地 保 健 福 祉 館	59	46	41	34	37
へ き 地 保 育 所	529	513	486	464	464
地 域 福 祉 セ ン タ
老 人 憩 の 家
老 人 休 養 ホ ー ム
有 料 老 人 ホ ー ム （サービス付き高齢者向け住宅以外）	4,640	6,301	7,472	8,495	9,053
有 料 老 人 ホ ー ム （サービス付き高齢者向け住宅であるもの）	・	...	1,017	2,149	...

(注) 1 「旧法による身体障害者更生援護施設」「旧法による知的障害者援護施設」「旧法による精神障害者社会復帰施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）の施設である。

2 「身体障害者社会参加支援施設」は、身体障害者福祉法による。

3 平成24年の「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」には、サービス付き高齢者住宅であるものを一部含む。

4 平成23年は調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設がある。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

5 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

6 平成24年以降は、基本票と詳細票の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設集計している。

基本票：行政情報から把握可能な項目

詳細票：それ以外の項目

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/273.xls>

第263表 生活福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成25年度 (2013)		26 (2014)		27 (2015)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
合 計	32,803	16,776,534	31,481	16,751,370	29,782	15,228,080
総合支援資金	4,656	1,854,840	3,133	1,147,227	2,057	668,072
福祉費	4,359	2,212,740	4,404	1,971,763	4,086	1,834,193
教育支援資金	14,215	9,012,874	14,775	9,514,058	14,621	9,311,441
緊急小口資金	9,253	695,012	8,837	656,017	8,730	645,465
不動産担保型生活資金	78	1,360,400	102	1,893,146	80	1,336,434
要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	242	1,640,668	230	1,569,159	208	1,432,475

(注) 「福祉費」には、東日本大震災の被災世帯への特例措置による貸付けを含む。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/274.xls>

第264表 母子福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成25年度 (2013)		26 (2014)		27 (2015)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
合 計	41,281	20,737,172	37,899	19,377,270	35,534	18,132,880
事業開始資金	12	24,935	16	33,361	14	25,654
事業継続資金	12	14,814	5	5,713	6	4,700
修学資金	29,348	16,000,614	26,437	14,742,214	24,679	13,784,877
技能習得資金	988	566,153	895	563,752	826	451,644
修業資金	670	293,661	673	299,512	599	267,505
就職支度資金	76	15,889	70	13,738	79	15,492
医療介護資金	15	3,732	10	2,536	14	3,090
生活資金	1,022	568,207	948	534,086	915	621,000
住宅資金	39	36,596	28	28,547	38	39,901
転宅資金	500	104,802	468	103,211	405	84,122
就学支度資金	8,597	3,107,189	8,345	3,049,488	7,956	2,833,995
結婚資金	2	580	4	1,112	3	900

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/275.xls>

第265表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
法適用都道府県延数	12	12	17	11	7
法適用都道府県実数	9	10	13	7	5
法適用市町村延数	66	43	63	18	28
災害救助費国庫負担額	457,925,367	109,788,519	45,466,396	35,880,001	25,248,175
国庫負担対象都道府県数	15	15	22	17	9

資料：平成23年度以前は厚生労働省社会・援護局調べ、平成24年度以降は内閣府政策統括官（防災担当）調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/276.xls>

第9節 生活保護

第266表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
被 保 護 世 帯 数					
年 度 合 計	16,920,586	17,980,504	18,702,115	19,102,147	19,348,083
1 か 月 平 均	1,410,049	1,498,375	1,558,510	1,591,846	1,612,340
被 保 護 人 員					
年 度 合 計	23,424,756	24,806,933	25,628,493	25,939,344	25,990,740
1 か 月 平 均	1,952,063	2,067,244	2,135,708	2,161,612	2,165,895
保 護 率 (人 口 千 対)	15.2	16.2	16.7	17.0	17.0
総 人 口 (千 人)	128,057	127,799	127,515	127,298	127,083

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口（総人口）で除した。

平成22年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料：平成22～23年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」、

平成24年度以降は厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/277.xls>

第267表 被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
被 保 護 実 世 帯 数	1,410,049	1,498,375	1,558,510	1,591,846	1,612,340
現に保護を受けた世帯数	1,405,281	1,492,396	1,551,707	1,583,919	1,604,083
世帯主が働いている世帯	152,427	167,279	185,869	201,662	211,952
常 用	106,684	118,498	132,651	145,777	154,526
日 雇	22,996	24,037	26,456	28,112	28,640
内 職	7,553	7,720	8,214	8,656	9,165
そ の 他	15,194	17,025	18,548	19,117	19,621
そ の 他 の 世 帯	1,252,854	1,325,116	1,365,837	1,382,258	1,392,131
世帯員が働いている世帯	34,321	36,636	39,064	40,483	40,926
働いている者のいない世帯	1,218,533	1,288,480	1,326,773	1,341,775	1,351,205
保 護 停 止 中 の 世 帯	4,768	5,980	6,803	7,926	8,257

(注) 年度1か月の平均である。

資料：平成22～23年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」、

平成24年度以降は厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/278.xls>

第268表 扶助別人員

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
被 保 護 実 人 員	1,952,063	2,067,244	2,135,708	2,161,612	2,165,895
扶 助 人 員 総 数	5,395,474	5,737,829	5,946,405	6,027,650	6,072,124
生 活 扶 助	1,767,315	1,871,659	1,928,241	1,941,036	1,946,954
住 宅 扶 助	1,634,773	1,741,888	1,811,575	1,835,940	1,843,587
教 育 扶 助	155,450	159,372	159,038	154,014	148,462
介 護 扶 助	228,235	248,100	269,793	290,174	310,359
医 療 扶 助	1,553,662	1,657,093	1,716,158	1,745,615	1,763,405
入 院	129,805	129,362	126,595	123,648	118,136
単 給	52,989	51,504	49,093	47,420	45,854
併 給	76,816	77,857	77,502	76,229	72,281
入 院 外	1,423,857	1,527,731	1,589,563	1,621,967	1,645,270
単 給	20,744	21,255	20,385	21,299	20,438
併 給	1,403,113	1,506,476	1,569,178	1,600,668	1,624,832
出 産 扶 助	186	191	176	171	162
生 業 扶 助	52,855	56,400	58,257	57,457	55,965
葬 祭 扶 助	2,999	3,127	3,169	3,242	3,230

(注) 年度1か月の平均である。

資料：平成22～23年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」、

平成24年度以降は厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/279.xls>

第269表 保護開始世帯数（世帯類型・構造別）

平成26年

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	17,142	5,379	1,241	3,600	1,243	5,679
世 帯 主 の 傷 病	4,236	791	166	2,071	430	779
世 帯 員 の 傷 病	207	34	9	42	13	109
急 迫 保 護 で 医 療 扶 助 単 給	552	147	14	293	6	92
要 介 護 状 態	115	95	1	7	6	6
働 っ て い た 者 の 死 亡	49	19	9	5	3	13
働 っ て い た 者 の 離 別 等	604	100	309	47	35	114
定 年 ・ 失 業	1,407	220	75	104	41	967
老 齢 に よ る 収 入 減 少	718	652	・	10	4	52
事 業 不 振 ・ 倒 産	151	60	4	9	5	74
そ の 他 の 働 き に よ る 収 入 減 少	932	136	108	79	38	571
社 会 保 障 給 付 金 の 減 少 ・ 喪 失	175	66	7	24	24	55
貯 金 等 の 減 少 ・ 喪 失	5,520	2,142	355	576	392	2,055
仕 送 り の 減 少 ・ 喪 失	616	298	37	74	58	150
そ の 他	1,860	619	149	260	188	643

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/280.xls>

第270表 保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）

平成26年

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他 の世帯
総 数	14,346	5,858	894	2,386	1,130	4,079
世帯主の傷病治癒	119	26	4	57	5	27
世帯員の傷病治癒	4	1	1	1	—	2
死	5,045	3,822	6	643	341	233
失 そ う	1,195	189	12	298	57	638
働きによる収入の増加・取得	2,591	144	283	356	146	1,662
働き手の転入	109	17	46	12	8	27
社会保障給付金の増加	533	229	10	87	76	132
仕送りの増加	108	38	25	14	10	22
親類・縁者等の引取り	516	130	122	94	65	104
施設 入 所	278	222	2	13	19	22
医療費の他法負担	73	44	1	8	12	8
そ の 他	3,776	996	382	803	391	1,204

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/281.xls>

第271表 保護費（扶助別）

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
総 額	3,329,629,240	3,501,590,101	3,602,845,240	3,628,503,036	3,681,003,871
生活扶助費	1,155,175,052	1,209,006,731	1,245,835,486	1,224,420,699	1,220,478,902
住宅扶助費	499,605,259	538,415,058	565,137,892	579,841,755	585,279,940
教育扶助費	19,920,451	20,489,900	20,406,617	19,883,571	19,382,284
介護扶助費	65,902,942	70,677,191	75,470,790	78,128,307	83,139,125
医療扶助費	1,570,134,713	1,643,231,070	1,675,872,276	1,706,195,259	1,753,560,126
出産扶助費	525,745	551,105	527,679	510,310	448,752
生業扶助費	10,877,971	11,483,859	11,827,151	11,731,481	11,370,255
葬祭扶助費	7,487,107	7,735,187	7,767,349	7,791,654	7,344,487
《1人当り月額（円）》					
総 額	142,141	141,327	140,580	139,884	141,628
生活扶助費	54,469	53,830	53,842	52,567	52,239
住宅扶助費	25,468	25,758	25,997	26,319	26,456
教育扶助費	10,679	10,714	10,693	10,759	10,879

資料：「扶助別保護費」は、厚生労働省社会・援護局調べ

「1人当り月額」は、厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」より国立社会保障・人口問題研究所にて算出

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/282.xls>

第272表 医療扶助決定状況（診療費分）

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 件数	31,063,581	33,430,502	33,742,704	35,028,835	36,024,772
金 額	1,387,670,976	1,470,246,942	1,489,653,310	1,585,317,136	1,567,623,545
一 般 診 療 件数	28,067,135	30,135,167	30,337,564	31,406,547	32,251,253
金 額	1,325,995,734	1,404,954,131	1,422,658,943	1,514,090,511	1,497,663,237
入 院 件数	1,961,928	2,079,133	2,008,145	1,988,883	2,025,231
金 額	878,187,339	920,376,156	936,367,741	999,881,609	983,907,324
入 院 外 件数	26,105,207	28,056,034	28,329,419	29,417,664	30,226,022
金 額	447,808,395	484,577,975	486,291,202	514,208,902	513,755,913
歯 科 診 療 件数	2,996,446	3,295,335	3,405,140	3,622,288	3,773,519
金 額	61,675,242	65,292,811	66,999,355	71,226,621	69,960,302

資料：平成22～23年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」、
平成24年度以降は、厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/283.xls>

第273表 生活扶助基準額の例

平成28年4月1日現在

区 分	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	158,380	129,910
高齢者単身世帯（68歳）	79,790	64,480
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	119,200	96,330
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	188,140	158,170

(注) 児童養育加算等を含む。

資料：厚生労働省社会・援護局資料「生活保護制度に関するQ&A」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/284.xls>

第274表 保護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
総 数	294	231	230	225	231
施設数	19,342	18,744	18,651	18,055	19,112
在所者数	184	181	183	177	184
救護施設	16,824	16,280	16,448	16,029	16,984
施設数	21	20	19	19	19
更生施設	1,651	1,637	1,417	1,269	1,409
施設数	58
医療保護施設	20	20	18	18	17
授産施設	439	420	416	389	347
施設数	11	10	10	11	11
宿所提供施設	428	407	370	368	372
在所者数					

(注) 1 平成23年は調査方法を変更した。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

2 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

3 平成24年以降は、基本票と詳細票の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設について集計している。

基本票：行政情報から把握可能な項目

詳細票：それ以外の項目

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/285.xls>

第10節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩 給

第275表 文官恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	
平成24年度(2012)	13,391	15,847,755	1,183,463	1,488	3,181,830	2,138,326	105	335,951	3,199,530	4
25 (2013)	11,637	13,904,799	1,194,878	1,283	2,958,705	2,306,083	91	288,839	3,174,051	4
26 (2014)	10,121	12,265,379	1,211,874	1,142	2,810,208	2,460,778	81	261,957	3,234,035	3
平成26年度										
文 官	4,664	5,000,772	1,072,207	205	220,740	1,076,779	24	80,203	3,341,796	2
教 育 職 員	843	1,055,685	1,252,295	70	104,612	1,494,461	2	4,066	2,033,000	—
警 察 監 獄 職 員	3,578	3,081,822	861,325	215	175,948	818,362	54	174,412	3,229,854	1
待 遇 職 員	25	26,672	1,066,880	—	—	—	1	3,276	3,275,600	—
執 行 官	75	127,694	1,702,584	75	127,694	1,702,584	—	—	—	—
備 外 国 人	99	170,460	1,721,823	99	170,460	1,721,823	—	—	—	—
国 会 議 員	837	2,802,274	3,347,998	478	2,010,754	4,206,599	—	—	—	—

資料：総務省政策統括官（恩給担当）調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/286.xls>

第276表 軍人恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金		
	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円
平成24年度(2012)	633,109	480,079,821	758,289	74,620	47,498,774	636,542	3,362	11,151,092	3,316,803	6,479	8,279,836	1,277,950
25 (2013)	565,035	423,109,850	748,821	58,147	36,949,836	635,456	2,730	9,036,915	3,310,225	5,189	6,607,110	1,273,292
26 (2014)	499,467	369,227,033	739,242	44,448	28,178,263	633,960	2,144	7,091,212	3,307,468	4,088	5,181,796	1,267,563

資料：総務省政策統括官（恩給担当）調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/287.xls>

第277表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	人員	金額 千円	平均額 円	
平成24年度(2012)	14,269	15,918,523	1,115,602	2,197	2,804,898	1,276,694	26	68,768	2,644,908	—
25 (2013)	12,405	13,513,040	1,089,322	1,779	2,251,311	1,265,492	24	62,620	2,609,158	—
26 (2014)	10,797	11,596,645	1,074,062	1,473	1,843,951	1,251,834	20	51,214	2,560,705	—
平成26年度										
文 官	662	756,485	1,142,726	14	18,812	1,343,721	2	4,259	2,129,600	—
教 育 職 員	3,678	4,797,827	1,304,466	732	1,034,125	1,412,739	1	3,676	3,676,400	—
警 察 監 獄 職 員	6,439	6,026,483	935,935	727	791,014	1,088,053	17	43,279	2,545,794	—
待 遇 職 員	18	15,850	880,539	—	—	—	—	—	—	—

資料：総務省政策統括官（恩給担当）調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/288.xls>

傷病年金		扶助料						傷病者遺族特別年金		
		普通扶助料			公務関係扶助料					
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
5,796	1,488,900	10,726	10,274,379	957,895	1,048	2,038,648	1,945,275	20	11,152	557,600
5,796	1,448,900	9,369	8,950,046	955,283	873	1,691,935	1,938,069	17	9,479	557,600
3,916	1,305,467	8,158	7,786,372	954,446	721	1,394,005	1,933,432	16	8,922	557,600
2,634	1,317,100	3,896	3,671,170	942,292	524	1,018,776	1,944,229	13	7,249	557,600
—	—	733	869,236	1,185,861	37	77,213	2,086,835	1	558	557,600
1,282	1,282,200	3,151	2,440,490	774,513	155	288,575	1,861,773	2	1,115	557,600
—	—	19	13,956	734,511	5	9,441	1,888,140	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	359	791,520	2,204,791	—	—	—	—	—	—

特例傷病恩給			扶助料						傷病者遺族特別年金		
			普通扶助料			公務関係扶助料					
人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
	千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
219	412,568	1,883,783	465,325	281,241,659	604,398	65,540	121,733,273	1,857,389	17,564	9,762,618	555,831
181	340,859	1,883,199	426,394	257,346,130	603,541	56,109	103,778,845	1,849,594	16,285	9,050,156	555,736
159	301,362	1,895,361	386,219	232,787,711	602,735	47,492	87,398,015	1,840,268	14,917	8,288,675	555,653

傷病年金		扶助料						傷病者遺族特別年金		
		普通扶助料			公務関係扶助料					
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
—	—	11,749	12,464,528	1,060,901	292	577,542	1,977,883	5	2,788	557,600
—	—	10,333	10,673,919	1,032,993	266	523,518	1,968,111	3	1,673	557,600
—	—	9,070	9,246,772	1,019,490	231	453,035	1,961,186	3	1,673	557,600
—	—	632	702,694	1,111,857	14	30,720	2,194,257	—	—	—
—	—	2,911	3,686,183	1,266,295	34	73,842	2,171,815	—	—	—
—	—	5,509	4,842,045	878,934	183	348,473	1,904,222	3	1,673	557,600
—	—	18	15,850	880,539	—	—	—	—	—	—

2 戦争犠牲者援護

第278表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成23年度 (2011)		24 (2012)		25 (2013)		26 (2014)		27 (2015)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	77	9,399	66	7,974	129	15,149	163	17,664	85	9,269
葬 祭 料	46	9,244	39	7,839	74	14,874	84	17,269	44	9,064
遺骨引取経費	31	155	27	135	55	275	79	395	41	205

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/289.xls>

第279表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成23年度 (2011)		24 (2012)		25 (2013)		26 (2014)		27 (2015)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	6,725	367,090	5,117	277,215	4,240	243,022	5,438	171,975	2,415	145,472
療養の給付	6,469	329,868	4,904	250,543	4,072	220,962	5,290	156,894	2,308	129,454
療養手当	12	353	12	353	12	353	12	364	2	61
葬 祭 費	16	3,216	5	1,005	5	1,005	5	1,025	3	618
補装具給付費	228	33,653	196	25,314	151	20,702	131	13,693	102	15,339

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/290.xls>

第280表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成23年度 (2011)		24 (2012)		25 (2013)		26 (2014)		27 (2015)	
	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額
交 付	148	26,461	122	19,833	99	16,424	92	11,740	69	13,177
修 理	80	7,192	74	5,481	52	4,278	46	2,310	33	2,162

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/291.xls>

第281表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (単位 金額:千円)

区 分	平成25年度 (2013)		26 (2014)		27 (2015)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	9,835	19,420,582	8,461	16,637,398	7,264	14,106,080
障 害 年 金	1,428	3,389,403	1,288	3,012,964	1,187	2,720,462
遺 族 年 金	5,835	11,294,057	4,919	9,515,981	4,113	7,875,670
遺 族 給 与 金	2,572	4,737,121	2,254	4,108,453	1,964	3,509,948
弔 慰 金 (国 債) 支 給 人 数	2,085,134		2,085,162		2,085,186	

(注) 1 「遺族年金」「遺族給与金」の人員数は、後順位の人員を含めた数である。

2 金額は、それぞれ四捨五入によっているのので、端数において合計と合致しないものがある。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/292.xls>

第282表 原爆被爆者対策状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
健 康 手 帳 交 付	210,830	201,779	192,719	183,519	174,080
認 定 被 爆 者 (再 掲)	8,143	8,556	8,793	8,749	8,511
健 康 診 断 受 診 者 証 交 付	11,015	10,678	10,378	10,033	9,735
医 療 給 付 総 額	18,673,883	17,435,946	15,787,806	14,168,655	12,445,880
原 爆 疾 病					
支 払 総 額	925,811	963,677	941,620	1,022,417	1,031,813
件 数	18,479	19,246	18,806	17,665	17,536
1 件 当 り 金 額 (円)	50,101	50,072	50,070	57,878	58,834
一 般 疾 病					
支 払 総 額	17,748,072	16,472,269	14,846,186	13,146,238	11,414,067
件 数	2,884,872	2,695,961	2,476,526	2,269,006	1,959,060
1 件 当 り 金 額 (円)	6,152	6,110	5,995	5,793	5,826

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/293.xls>

第11節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第283表 住宅数・世帯数・世帯人員・1住宅当り居住室数・畳数・延面積・1人当り居住室の畳数
(住宅の所有関係別)

平成25年10月1日現在

区 分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り 居住室数	1住宅当り 居住室の 畳数	1住宅当り 延べ面積 (㎡)	1人当り 居住室の 畳数
総 数	52,102,200	52,378,600	124,886,300	4.59	32.77	94.42	13.54
一 戸 建	28,598,700	28,826,400	80,497,100	5.96	42.82	129.84	15.11
長 屋 建	1,288,600	1,294,800	2,767,000	3.60	23.28	64.73	10.60
共 同 住 宅	22,085,300	22,126,200	41,293,400	2.84	19.98	48.95	10.59
そ の 他	129,500	131,100	328,800	5.29	40.67	152.81	15.33
持 ち 家	32,165,800	32,393,300	88,801,400	5.69	41.34	122.32	14.97
一 戸 建	26,301,900	26,516,100	75,102,800	6.07	43.80	132.95	15.34
長 屋 建	308,500	310,700	762,400	4.99	34.23	100.45	13.85
共 同 住 宅	5,466,900	5,476,700	12,692,900	3.93	29.84	71.69	12.85
そ の 他	88,600	89,800	243,300	5.74	44.24	168.79	16.10
借 家	18,518,900	18,566,100	33,915,400	2.67	17.90	45.95	9.77
一 戸 建	1,807,100	1,819,500	4,570,900	4.32	28.59	84.56	11.30
長 屋 建	892,200	895,900	1,874,000	3.11	19.49	52.38	9.28
共 同 住 宅	15,791,900	15,822,600	27,405,400	2.46	16.56	41.07	9.54
そ の 他	27,700	28,000	65,200	3.88	29.26	101.76	12.45
公 営 の 借 家	1,958,600	1,960,800	4,071,300	3.41	19.98	51.91	9.61
都 市 再 生 機 構 ・ 公 社 の 借 家	855,500	857,100	1,672,200	3.08	19.43	50.19	9.94
民 営 借 家	14,582,500	14,614,400	25,956,400	2.54	17.38	44.39	9.77
木 造	4,383,100	4,397,400	8,640,800	3.05	19.81	53.74	10.05
非 木 造	10,199,300	10,217,000	17,315,600	2.33	16.34	40.37	9.62
給 与 住 宅	1,122,300	1,133,800	2,215,400	2.79	19.78	52.60	10.02

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「総数」には、住宅の所有の関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

4 東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、避難地域等に設定されている以下の地域については対象から除外した。

全ての地域を除外：楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

一部の地域を除外：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村

資料：総務省統計局「平成25年 住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/294.xls>

第284表 住宅の所有関係別世帯数（地域別）

平成25年10月1日現在

区 分		全 国	市 部	人口集中地区
総	数	52,378,600	48,301,100	38,604,600
持	ち	32,393,300	29,155,600	21,148,000
借	家	18,566,100	17,757,900	16,166,300
	公営・都市再生機構・公社の借家	2,817,900	2,661,300	2,361,800
	民 営 借 家	14,614,400	14,041,600	12,883,100
	給 与 住 宅	1,133,800	1,055,000	921,300

- (注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。
- 2 世帯数は、「主世帯」と「同居世帯又は住宅以外の建物に居住する世帯」の合計である。
- 3 「総数」は、住宅の所有関係「不詳」を含む。
- 4 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。
- 5 東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、避難地域等に設定されている以下の地域については対象から除外した。

全ての地域を除外：檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
 一部の地域を除外：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村

資料：総務省統計局「平成25年 住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/295.xls>

第285表 住宅の所有関係別普通世帯数

各年10月1日現在

区 分	平成10年 (1998)	15 (2003)	20 (2008)	25 (2013)
世 帯 総 数	44,133,900	47,082,800	49,804,400	52,298,000
持	26,467,800	28,665,900	30,316,100	32,165,800
借	16,730,000	17,166,000	17,770,000	18,518,900
公	2,086,700	2,182,600	2,088,900	1,958,600
都市再生機構・公社	864,300	936,000	918,000	855,500
民 営	12,049,800	12,561,300	13,365,500	14,582,400
木 造	5,426,200	4,909,000	4,407,300	4,383,100
非 木 造	6,623,600	7,652,300	8,958,200	10,199,300
給 与 住 宅	1,729,200	1,486,100	1,397,600	1,122,300
住宅所有関係不詳	724,400	1,031,000	1,512,200	1,417,400
同 居	156,600	191,100	184,600	177,600
住宅以外の建物に居住	55,100	28,800	21,500	18,300

- (注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。
- 2 「普通世帯」とは、住居と生計をともにしている家族などの世帯である。
- 3 「都市再生機構・公社」は、平成15年以前は「公団・公社」である。
- 4 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。
- 5 東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、避難地域等に設定されている以下の地域については対象から除外した。

全ての地域を除外：檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
 一部の地域を除外：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村

資料：総務省統計局「平成25年 住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/296.xls>

第286表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
	実績戸数	実績戸数	実績戸数	実績戸数	実績戸数
建設戸数合計	15,004	15,733	18,765	22,103	17,678
公営住宅	14,193	15,320	18,142	21,671	17,372
木造	754	1,557	2,067	2,241	1,912
簡易耐火構造平家建	44	16	40	218	110
簡易耐火構造2階建	567	601	844	950	566
準耐火構造3階建	0	22	2	75	27
中高層耐火構造	12,828	13,124	15,189	18,187	14,757
地域優良賃貸住宅	811	413	623	432	306

資料：国土交通省住宅局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/297.xls>

第287表 1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

平成25年10月1日現在(単位：百戸)

区 分	全国	専用住宅						店舗その他 の併用 住宅
		総数	公営の 借家	都市再生 機構・公 社の借家	民営借家 (木造)	民営借家 (非木造)	給与住宅	
総数	185,189	184,080	19,578	8,552	43,167	101,759	11,024	1,109
0円	3,778	3,597	443	—	1,315	926	913	181
1～5,000	1,336	1,329	743	3	119	86	378	7
5,000～10,000	3,755	3,742	1,943	11	196	284	1,309	12
10,000～15,000	5,536	5,508	3,075	24	418	413	1,578	28
15,000～20,000	5,529	5,512	3,507	51	436	413	1,105	17
20,000～25,000	6,343	6,302	3,159	140	1,166	925	913	41
25,000～30,000	6,679	6,657	2,240	189	1,648	1,992	588	22
30,000～40,000	22,291	22,171	2,537	1,203	7,000	10,333	1,098	120
40,000～50,000	27,476	27,387	900	1,681	8,047	16,168	591	89
50,000～60,000	30,174	30,042	467	1,294	8,232	19,510	540	132
60,000～70,000	24,584	24,507	236	905	5,919	17,037	410	77
70,000～80,000	15,181	15,121	121	669	2,973	11,056	303	60
80,000～90,000	9,225	9,169	67	599	1,600	6,666	236	56
90,000～100,000	4,841	4,809	33	399	710	3,544	123	32
100,000～110,000	3,846	3,803	20	341	565	2,742	135	43
110,000～120,000	2,251	2,235	20	264	261	1,620	70	16
120,000～150,000	4,303	4,269	29	509	526	3,010	196	33
150,000～200,000	1,798	1,770	5	204	260	1,197	105	29
200,000円以上	775	758	0	56	99	563	39	18
不詳	5,488	5,393	35	9	1,679	3,275	395	96

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

3 東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、避難地域等に設定されている以下の地域については対象から除外した。

全ての地域を除外：楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

一部の地域を除外：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村

資料：総務省統計局「平成25年 住宅・土地統計調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/298.xls>

② 雇用関係一般

第288表 労働力人口・非労働力人口（年平均）

（単位 万人）

区 分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率 (%)
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他	
《男女計》										
平成25年(2013)	12,731	11,088	6,577	6,311	265	4,506	1,592	678	2,235	59.3
26 (2014)	12,710	11,082	6,587	6,351	236	4,489	1,549	675	2,265	59.4
27 (2015)	12,689	11,077	6,598	6,376	222	4,473	1,523	675	2,275	59.6
《男》										
平成25年(2013)	6,191	5,349	3,773	3,610	162	1,574	64	362	1,149	70.5
26 (2014)	6,180	5,346	3,763	3,621	141	1,581	65	360	1,156	70.4
27 (2015)	6,170	5,344	3,756	3,622	134	1,585	68	356	1,160	70.3
《女》										
平成25年(2013)	6,540	5,738	2,804	2,701	103	2,932	1,528	316	1,087	48.9
26 (2014)	6,530	5,736	2,824	2,729	95	2,908	1,484	315	1,109	49.2
27 (2015)	6,519	5,733	2,842	2,754	88	2,888	1,455	318	1,115	49.6

（注）統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/299.xls>

第289表 年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）

（単位 %）

	総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
《男女計》												
平成25年(2013)	59.3	15.5	69.0	86.4	83.2	83.2	84.7	86.2	85.1	79.5	61.4	20.5
26 (2014)	59.4	16.1	69.0	86.6	83.4	83.9	85.3	86.6	85.2	80.4	62.8	21.2
27 (2015)	59.6	16.4	68.6	86.7	83.7	84.2	85.7	86.7	85.6	81.1	64.3	22.1
《男》												
平成25年(2013)	70.5	15.5	67.7	93.8	95.6	96.5	96.3	96.2	95.3	92.7	76.0	29.4
26 (2014)	70.4	15.9	68.6	93.6	95.8	96.4	96.2	96.1	94.6	93.2	77.6	30.2
27 (2015)	70.3	16.0	68.8	93.2	95.7	96.2	96.2	95.9	95.0	93.1	78.9	31.1
《女》												
平成25年(2013)	48.9	15.6	70.3	79.0	70.1	69.6	73.1	76.1	74.9	66.5	47.4	13.8
26 (2014)	49.2	16.7	69.4	79.3	71.0	70.8	74.3	76.8	75.7	67.9	48.7	14.5
27 (2015)	49.6	16.8	68.5	80.3	71.2	71.8	74.8	77.5	76.3	69.0	50.6	15.3

（注）労働力人口比率＝（労働力人口）÷（15歳以上人口）×100

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/300.xls>

第290表 就業者数（産業別、年平均）

就業者数

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業
《男女計》									
平成25年(2013)	6,311	217	16	3	499	1,039	30	192	340
26(2014)	6,351	209	21	3	505	1,040	29	203	336
27(2015)	6,376	208	20	3	500	1,035	29	209	334
《男》									
平成25年(2013)	3,610	131	12	2	428	732	26	142	278
26(2014)	3,621	126	16	3	431	731	25	151	273
27(2015)	3,622	127	14	3	425	723	25	154	271
《女》									
平成25年(2013)	2,701	86	4	0	71	307	4	50	62
26(2014)	2,729	83	5	1	75	310	4	52	63
27(2015)	2,754	82	5	1	75	313	4	55	63

産業別構成割合

区 分	全産業	農林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業
《男女計》									
平成25年(2013)	100.0	3.4	0.3	0.0	7.9	16.5	0.5	3.0	5.4
26(2014)	100.0	3.3	0.3	0.0	8.0	16.4	0.5	3.2	5.3
27(2015)	100.0	3.3	0.3	0.0	7.8	16.2	0.5	3.3	5.2
《男》									
平成25年(2013)	100.0	3.6	0.3	0.1	11.9	20.3	0.7	3.9	7.7
26(2014)	100.0	3.5	0.4	0.1	11.9	20.2	0.7	4.2	7.5
27(2015)	100.0	3.5	0.4	0.1	11.7	20.0	0.7	4.3	7.5
《女》									
平成25年(2013)	100.0	3.2	0.1	0.0	2.6	11.4	0.1	1.9	2.3
26(2014)	100.0	3.0	0.2	0.0	2.7	11.4	0.1	1.9	2.3
27(2015)	100.0	3.0	0.2	0.0	2.7	11.4	0.1	2.0	2.3

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 産業別構成割合は、国立社会保障・人口問題研究所で算出した。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/301.xls>

(単位 万人)

卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
1,057	165	110	384	207	242	735	299	55	401	228
1,059	154	112	385	212	238	757	301	57	397	234
1,054	153	120	383	214	230	784	303	59	407	230
518	76	69	145	137	99	180	134	35	248	171
515	71	71	146	141	97	187	134	35	245	172
518	70	75	145	143	94	194	133	37	249	168
539	89	41	239	70	143	555	165	21	153	58
544	82	41	239	71	141	570	166	22	152	63
535	83	45	238	71	136	590	170	23	157	62

(単位 %)

卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
16.7	2.6	1.7	6.1	3.3	3.8	11.6	4.7	0.9	6.4	3.6
16.7	2.4	1.8	6.1	3.3	3.7	11.9	4.7	0.9	6.3	3.7
16.5	2.4	1.9	6.0	3.4	3.6	12.3	4.8	0.9	6.4	3.6
14.3	2.1	1.9	4.0	3.8	2.7	5.0	3.7	1.0	6.9	4.7
14.2	2.0	2.0	4.0	3.9	2.7	5.2	3.7	1.0	6.8	4.8
14.3	1.9	2.1	4.0	3.9	2.6	5.4	3.7	1.0	6.9	4.6
20.0	3.3	1.5	8.8	2.6	5.3	20.5	6.1	0.8	5.7	2.1
19.9	3.0	1.5	8.8	2.6	5.2	20.9	6.1	0.8	5.6	2.3
19.4	3.0	1.6	8.6	2.6	4.9	21.4	6.2	0.8	5.7	2.3

第291表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）

区分	総数	全産業						管理的職業従事者	専門的・技術的職業従事者
		自営業主	家族従業者	雇用者					
				計	常雇	臨時雇	日雇		
《男女計》									
平成25年(2013)	6,311	554	174	5,553	5,081	390	82	143	1,004
26(2014)	6,351	556	168	5,595	5,163	357	74	142	1,024
27(2015)	6,376	543	162	5,640	5,215	352	74	144	1,054
《男》									
平成25年(2013)	3,610	415	32	3,147	2,960	143	44	127	540
26(2014)	3,621	413	33	3,159	2,987	131	40	125	551
27(2015)	3,622	407	30	3,166	2,995	131	40	127	560
《女》									
平成25年(2013)	2,701	139	142	2,406	2,121	248	38	16	464
26(2014)	2,729	143	136	2,436	2,176	227	34	16	473
27(2015)	2,754	136	132	2,474	2,219	221	34	18	494

(注) 職業は、日本標準職業分類に基づく職業別の結果表章を行っている。平成21年の日本標準職業分類の改定に伴い、職業分類が改定されている。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/302.xls>

第292表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合計	0.54	0.65	0.77	0.91	1.13
19歳以下	3.17 (0.62)	4.15 (0.74)	5.04 (0.87)	5.82 (1.02)	7.46 (1.27)
20歳～24歳	0.64 (0.60)	0.82 (0.73)	0.98 (0.85)	1.16 (1.01)	1.47 (1.26)
25歳～29歳	0.44 (0.60)	0.55 (0.73)	0.65 (0.86)	0.77 (1.02)	1.01 (1.27)
30歳～34歳	0.45 (0.59)	0.55 (0.72)	0.67 (0.85)	0.80 (1.00)	1.03 (1.25)
35歳～39歳	0.42 (0.56)	0.50 (0.68)	0.60 (0.81)	0.73 (0.95)	0.98 (1.20)
40歳～44歳	0.45 (0.50)	0.49 (0.59)	0.58 (0.73)	0.68 (0.86)	0.88 (1.10)
45歳～49歳	0.49 (0.48)	0.59 (0.57)	0.68 (0.68)	0.77 (0.81)	0.94 (1.03)
50歳～54歳	0.54 (0.48)	0.65 (0.57)	0.77 (0.68)	0.89 (0.81)	1.06 (1.02)
55歳～59歳	0.46 (0.50)	0.60 (0.59)	0.76 (0.70)	0.91 (0.83)	1.16 (1.05)
60歳～64歳	0.38 (0.48)	0.41 (0.56)	0.52 (0.68)	0.65 (0.80)	0.83 (0.99)
65歳以上	1.28 (0.55)	1.21 (0.62)	1.16 (0.75)	1.19 (0.86)	1.15 (1.03)

(注) 1 有効求人倍率は、有効求人数を有効求職者数で除したものである。

2 各年10月の常用労働者(新規学卒者を除き、常用的パートタイムを含む)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。

3 「求人数均等配分方式」による有効求人倍率である。

4 ()内は「就職機会積み上げ方式」による年齢別有効求人倍率である。この方式は、個々の求人について、求人数を対象となる年齢階級の総有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げることにより年齢別有効求人倍率を算出する方法である。

資料：厚生労働省職業安定局「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/303.xls>

(単位 万人)

事務 従事者	職 業 別							
	販 売 従事者	サービス職 業従事者	保安職業 従事者	農林漁業 作業者	生産工程 従事者	輸送・機械 運転従事者	建設・採掘 従事者	運搬・清 掃・包装等 従事者
1,235	860	780	125	229	900	224	302	427
1,244	854	789	126	224	901	222	305	431
1,256	853	787	125	222	883	217	298	445
501	491	253	118	145	640	219	297	234
501	486	257	118	142	640	216	299	237
506	483	255	118	142	630	211	292	247
734	369	527	7	84	259	5	5	193
743	368	532	8	82	261	6	5	195
750	369	533	8	80	253	6	5	198

第293表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区 分	平成25年度 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
合 計	14,672,513	14,918,988	12,973,513	12,709,018	12,166,653
就 職 促 進 手 当	318,273	374,889	461,332	1,171,876	693,744
職 業 転 換 特 別 給 付 金	39,814	25,402	35,485	33,616	25,870
職 業 転 換 訓 練 費 負 担 金	1,805,562	1,728,853	1,481,858	1,307,619	1,269,705
高年齢者就業機会確保事業費等補助金	9,210,204	9,491,184	7,696,178	6,897,247	6,878,674
職 業 転 換 訓 練 費 交 付 金	3,298,660	3,298,660	3,298,660	3,298,660	3,298,660

(注) 補正後予算額である。

資料：財務省「一般会計予算」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/304.xls>

第294表 地域別最低賃金額の改定状況

平成28年度(単位 円)

	答申最低賃金 時間額	引上げ 額	発効予定 年月日		答申最低賃金 時間額	引上げ 額	発効予定 年月日
北海道	786 (764)	22	28.10.1	滋賀	788 (764)	24	28.10.6
青森	716 (695)	21	28.10.20	京都	831 (807)	24	28.10.2
岩手	716 (695)	21	28.10.5	大阪	883 (858)	25	28.10.1
宮城	748 (726)	22	28.10.5	兵庫	819 (794)	25	28.10.1
秋田	716 (695)	21	28.10.6	奈良	762 (740)	22	28.10.6
山形	717 (696)	21	28.10.6	和歌山	753 (731)	22	28.10.1
福島	726 (705)	21	28.10.1	鳥取	715 (693)	22	28.10.12
茨城	771 (747)	24	28.10.1	島根	718 (696)	22	28.10.1
栃木	775 (751)	24	28.10.1	岡山	757 (735)	22	28.10.1
群馬	759 (737)	22	28.10.5	広島	793 (769)	24	28.10.1
埼玉	845 (820)	25	28.10.1	山口	753 (731)	22	28.10.1
千葉	842 (817)	25	28.10.1	徳島	716 (695)	21	28.10.1
東京都	932 (907)	25	28.10.1	香川	742 (719)	23	28.10.1
神奈川県	930 (905)	25	28.10.1	愛媛	717 (696)	21	28.10.1
新潟	753 (731)	22	28.10.1	高知	715 (693)	22	28.10.13
富山	770 (746)	24	28.10.1	福岡	765 (743)	22	28.10.1
石川	757 (735)	22	28.10.1	佐賀	715 (694)	21	28.10.2
福井	754 (732)	22	28.10.1	長崎	715 (694)	21	28.10.6
山梨	759 (737)	22	28.10.1	熊本	715 (694)	21	28.10.1
長野	770 (746)	24	28.10.1	大分	715 (694)	21	28.10.1
岐阜	776 (754)	22	28.10.1	宮崎	714 (693)	21	28.10.1
静岡県	807 (783)	24	28.10.5	鹿児島	715 (694)	21	28.10.1
愛知県	845 (820)	25	28.10.1	沖縄	714 (693)	21	28.10.1
三重	795 (771)	24	28.10.1	全国加重平均額	823 (798)	25	

(注)1 ()内は、平成27年度最低賃金額である。

2 「発効予定年月日」は、異議申出に係る審議がない場合の最短のものである。

資料:厚生労働省労働基準局「地域別最低賃金の答申」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/305.xls>

第295表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

平成28年3月31日現在（単位 件、人）

業 種	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
総 合 計	235	102,500	3,162,700
新 産 業 別 計	232	101,800	3,159,300
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	7	400	15,700
織 維 工 業 関 係	5	1,000	15,000
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	100	900
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	2	100	9,200
印 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	2	1,000	11,500
塗 料 製 造 業 関 係	4	100	5,600
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	100	5,700
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	4	400	11,700
鉄 鋼 業 関 係	22	3,600	145,500
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	9	1,100	43,900
金 属 製 品 製 造 業 関 係	4	900	11,800
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	26	25,000	511,400
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	7	900	21,000
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	46	25,600	1,021,500
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	33	15,400	827,800
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	2	2,200	38,200
各 種 商 品 小 売 業 関 係	31	1,800	261,000
自 動 車 小 売 業 関 係	24	20,800	197,000
自 動 車 整 備 業 関 係	1	1,000	3,500
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	300	1,400
旧 産 業 別 計	3	700	3,400
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	500	2,600
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	100	400
全 国 非 金 属 鉱 業（厚生労働大臣決定） 関 係	1	100	400

(注) 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 「適用使用者数」及び「適用労働者数」は、平成24年経済センサスー活動調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

資料：厚生労働省労働基準局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/306.xls>

第296表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

各年6月1日現在

区分	企業数	雇 用 状 況			雇用率未達成 企業の割合 (%)
		常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)	
平成27年 (2015)	87,935	24,122,923	453,134	1.88	52.8
28 (2016)	89,359	24,650,201	474,374	1.92	51.8

《規模別》

(単位：%)

区分	平成27年 (2015)	28 (2016)
50～55人	・	・
50～99人	1.49	1.55
56～99人	・	・
100～299人	1.68	1.74
300～499人	1.79	1.82
500～999人	1.89	1.93
1,000人以上	2.09	2.12

《主な産業別》

(単位：%)

区分	平成27年 (2015)	28 (2016)
製 造 業	1.95	1.98
サ ー ビ ス 業	1.89	1.91
建 設 業	1.69	1.72
金 融 ・ 保 険 業	1.91	1.94
卸 売 ・ 小 売 業	1.68	1.74

資料：厚生労働省職業安定局「障害者雇用状況の集計結果」

(ii) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

平成28年3月現在

区 分	総 数	身体障害者		身体障害者以外	
			重度身体障害者		知的障害者
登 録 者 数	835,038	379,275	161,240	455,763	219,644
(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
有 効 求 職 者	231,066	91,939	40,166	139,127	41,803
(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
就 業 中 の 者	489,183	232,645	97,065	256,538	154,429
(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
保 留 中 の 者	114,789	54,691	24,009	60,098	23,412
(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

資料：厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/307.xls>

第297表 定年制等の状況

(単位 %)

区分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
全 企 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
定年制を定めている企業	92.9 (100.0)	92.2 (100.0)	93.3 (100.0)	93.8 (100.0)	92.1 (100.0)
一律に定めている	(98.9)	(98.8)	(98.4)	(98.9)	(99.0)
職種別に定めている	(1.0)	(1.0)	(1.2)	(0.7)	(0.7)
その他の	(0.2)	(0.2)	(0.4)	(0.4)	(0.3)
定年制を定めていない企業	7.1	7.8	6.7	6.2	7.9

(注) 1 ()内は、定年制を定めている企業に対する割合である。

2 調査対象は、「常用労働者が30人以上である会社組織の民間企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計である。

《一律定年制を定めている企業の内訳》

区分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
一律定年制を定めている企業	(98.9)	(98.8)	(98.4)	(98.9)	(99.0)
定 年 年 齢 階 級 別	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
60歳	82.2	82.7	83.0	81.8	81.4
61歳	0.5	0.2	0.3	0.8	0.3
62歳	1.1	1.1	1.2	1.0	1.3
63歳	1.4	0.9	0.9	0.7	0.5
64歳	0.7	0.5	0.6	0.1	0.3
65歳	13.1	13.6	12.5	14.5	15.2
66歳以上	0.9	1.0	1.5	1.1	0.9
(再掲) 63歳以上	・	・	・	・	・
(再掲) 65歳以上	14.0	14.5	14.0	15.5	16.1
勤務延長制度、再雇用制度の有無	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
制 度 が あ る 企 業	93.2	92.1	92.9	94.0	92.9
勤 務 延 長 制 度 の み	9.3	11.4	9.0	10.2	10.9
再 雇 用 制 度 の み	73.2	71.6	73.9	72.1	72.0
両 制 度 併 用	10.7	9.1	10.0	11.8	9.9
(再掲) 勤務延長制度 (両制度併用含む)	20.0	20.5	19.0	22.0	20.8
(再掲) 再雇用制度 (両制度併用含む)	83.9	80.7	83.9	83.8	81.9
制 度 が な い 企 業	6.8	7.9	7.1	6.0	7.1

(注) 1 ()内は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

2 調査対象は、「常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査結果の概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/308.xls>

2 関係機関

第298表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額

(単位 金額：千円)

区分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合計	907,943,570 10,370,900,730	936,756,108 10,608,863,034	950,152,120 10,832,017,408	975,486,263 11,112,455,589	1,008,261,675 11,640,321,348
《審査及び支払取扱分》					
医療保険合計	789,348,328 8,215,207,439	801,235,182 8,372,750,177	804,975,236 8,526,880,151	822,987,164 8,759,673,771	845,139,915 9,197,213,053
協会けんぽ	374,543,667 4,153,892,374	381,245,362 4,248,074,509	387,283,020 4,372,032,610	400,075,736 4,536,912,307	416,095,152 4,843,705,264
船員保険	1,393,495 19,126,867	1,389,613 19,123,733	1,361,251 18,660,453	1,352,614 18,398,652	1,355,785 18,786,560
共済組合	100,020,862 978,354,053	100,217,979 981,574,688	99,108,919 982,534,328	99,829,232 991,800,888	100,797,085 1,012,174,624
健康保険組合	313,390,304 3,063,834,145	318,382,228 3,123,977,247	317,222,046 3,153,652,760	321,729,582 3,212,561,923	326,891,893 3,322,546,605
医療保険以外の合計	118,589,545 2,155,693,292	135,516,571 2,236,112,856	145,176,884 2,305,137,259	152,499,099 2,352,781,818	163,121,760 2,443,108,294
老人保健	30 △ 28,126	1 △ 18,860	△ 177 △ 9,475	△ 53 △ 1,040	△ 45 △ 4,995
自衛官等	865,144 10,244,930	889,937 10,670,802	872,573 10,880,582	896,854 10,961,776	910,796 11,311,709
生活保護	42,000,744 1,626,484,475	43,838,659 1,662,365,149	45,000,666 1,694,067,822	45,977,234 1,713,311,565	46,776,847 1,764,523,986
戦傷病者	454 31,001	329 17,707	213 12,384	158 17,362	125 12,990
自立支援	13,995,821 274,321,579	15,017,913 293,079,062	16,002,824 310,342,415	17,047,268 323,355,515	18,079,195 339,098,906
児童福祉	81,779 6,390,770	52,893 3,815,608	47,633 3,485,011	47,223 3,468,567	46,723 3,438,711
原爆医療	559,790 8,293,956	502,303 7,887,687	450,292 7,295,622	407,597 7,031,417	365,485 6,694,590
精神保健	12,587 4,316,291	13,523 4,594,972	13,862 4,745,921	13,725 4,837,767	14,049 5,035,947
母子保健	56,688 6,328,745	56,645 6,216,128	58,630 6,487,274	58,645 6,513,365	58,526 6,434,278
中国残留邦人等	207,877 5,545,430	214,968 5,933,037	217,240 6,210,898	220,884 6,302,914	219,464 6,298,225
感染症	130,454 2,895,863	120,935 2,947,966	104,146 2,769,503	102,823 2,660,151	92,851 2,603,154
医療観察	16,491 13,038,313	17,889 14,137,951	19,013 15,184,524	20,280 16,278,661	21,390 16,224,964
肝炎治療	297,186 6,229,388	284,979 6,000,675	256,060 4,949,381	310,330 7,109,794	352,919 9,802,992
老人被爆	— 0	— —	△ 10 △ 21	△ 8 △ 15	△ 5 △ 72
特定疾患	3,204,677 47,717,009	3,380,598 51,319,720	3,578,751 56,047,399	3,214,805 50,781,835	407,682 2,407,046
小児慢性	802,390 20,692,328	825,200 21,186,797	856,249 22,174,846	867,523 21,503,096	1,043,397 22,317,673
措置医療	474,061 8,705,018	477,137 8,184,332	488,354 8,319,688	501,660 8,618,365	516,139 8,972,112
難病医療	・ ・	・ ・	・ ・	623,143 6,650,496	4,667,070 58,317,949
特定B型肝炎	・ ・	125 704	813 4,271	2,000 9,963	4,061 19,846
石綿救済	2,917 101,988	3,129 80,311	3,153 100,351	3,390 119,448	3,549 127,873
自治体医療	55,880,455 114,384,334	69,819,408 137,693,108	77,206,599 152,068,863	82,183,618 163,250,816	89,541,542 179,470,410
《審査のみ取扱分》					
戦傷病者・引揚患者	5,697	4,355	—	—	—

(注) 「自立支援」には、更生医療、育成医療、精神通院医療、療養介護医療が含まれる。

資料：社会保険診療報酬支払基金「基金年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/309.xls>

第299表 年金積立金管理運用独立行政法人の運用資産状況

年度末現在（単位 億円、％）

区 分	平成25年度(2013)		26(2014)		27(2015)	
	時価総額	構成比	時価総額	構成比	資産額	構成比
合 計	1,265,771	100.00	1,439,509	100.00	1,406,271	100.00
国 内 債 券	701,596	55.43	567,037	39.39	528,010	37.55
国 内 株 式	208,466	16.47	316,704	22.00	305,809	21.75
外 国 債 券	139,961	11.06	181,815	12.63	189,388	13.47
外 国 株 式	197,326	15.59	300,772	20.89	310,714	22.09
短 期 資 産	18,422	1.46	73,181	5.08	72,351	5.14
財 投 債 (簿 価)	81,232	—	50,122	—	34,422	—

- (注) 1 数値は四捨五入のため、数値の合算は合計の値と必ずしも合致しない。
 2 平成25年度の「時価総額」、平成26年度以降の「資産額」は、未収収益及び未払費用等を考慮した額である。
 3 財投債(簿価)は、償却原価法による簿価に未収収益を含めた額である。
 4 平成26年度以降の「構成比」は、年金積立金全体の構成割合である。また、年金積立金全体には平成26年度末時点の特別会計で管理する積立金を含むが、出納整理前の金額であり決算額とは異なる。

資料：年金積立金管理運用独立行政法人「業務概況書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/310.xls>

第300表 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設、資金別）

（単位 金額：百万円）

区 分	平成24年度 (2012)		25 (2013)		26 (2014)		27 (2015)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
《施設種類別》								
総 数	353	148,509	221	173,465	166	133,184	104	110,650
病 院	98	111,918	95	152,790	77	109,534	41	95,441
介 護 老 人 保 健 施 設	68	30,488	44	17,697	42	20,590	23	12,588
診 療 所								
一 般 診 療 所	65	3,046	38	2,414	24	2,280	35	2,526
歯 科 診 療 所	112	1,363	43	544	21	312	4	75
助 産 所	—	—	—	—	—	—	1	20
薬 局	6	10	1	20	1	48	—	—
医 療 従 事 者 養 成 施 設	3	1,679	—	—	1	421	—	—
指 定 老 人 訪 問 看 護 事 業	1	5	—	—	—	—	—	—
《資金種類別》								
総 数	353	148,509	221	173,465	166	133,184	104	110,650
新 築 資 金	75	33,359	52	20,974	56	26,542	43	23,998
甲 種 増 改 築 資 金	69	44,927	51	60,315	35	48,704	20	28,314
乙 種 増 改 築 資 金	60	66,686	64	87,920	44	56,757	32	58,076
国 立 病 院 等 購 入 資 金	—	—	1	3,000	—	—	—	—
機 械 購 入 資 金	45	613	24	699	12	507	5	81
長 期 運 転 資 金	104	2,923	29	558	19	675	4	181
(再掲) 療養病床転換支援資金	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/311.xls>

第301表 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）

(単位 金額：千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合 計	1,414 244,684,000	1,193 210,698,100	1,255 253,802,600	1,240 298,817,900	1,091 225,996,800
保 護 施 設	5 778,300	4 282,000	2 272,700	— —	4 875,600
老 人 福 祉 施 設	706 199,748,000	459 163,180,000	485 191,422,600	498 234,490,300	286 155,741,100
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	— —	— —	— —	— —	— —
婦 人 保 護 施 設	2 140,000	1 20,000	— —	— —	— —
児 童 福 祉 施 設	462 29,626,400	504 34,530,700	515 42,916,600	531 46,863,100	572 48,977,400
知 的 障 害 者 援 護 施 設	— —	— —	— —	— —	— —
精 神 障 害 者 社 会 復 帰 施 設	2 65,000	— —	— —	— —	— —
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	188 11,430,100	192 10,126,800	235 17,547,900	199 15,950,100	204 17,099,000
社 会 福 祉 法 に 規 定 す る そ の 他 の 施 設	1 94,000	3 77,300	— —	— —	— —
そ の 他 の 施 設	1 40,000	— —	— —	— —	1 27,000
有 料 老 人 ホ ー ム	1 1,052,300	2 568,000	2 330,000	4 786,700	9 1,922,000
在 宅 サ ー ビ ス 事 業 等	46 1,709,900	28 1,913,300	16 1,312,800	8 727,700	15 1,354,700
償 還 額	128,675,998	128,467,765	135,790,527	142,302,367	148,602,031

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/312.xls>

第302表 独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数

年度末現在

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合 計	105	103	101	101	100
労 災 病 院	32	32	32	32	32
医 療 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー	1	1	1	1	1
総 合 せ き 損 セ ン タ ー	1	1	1	1	1
治 療 就 労 両 立 支 援 セ ン タ ー	9	9	9	9	9
看 護 専 門 学 校	9	9	9	9	9
産 業 保 健 総 合 支 援 セ ン タ ー	47	47	47	47	47
労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 作 業 所	5	3	1	1	0
納 骨 堂	1	1	1	1	1

(注) 1 「治療就労両立支援センター」は、平成25年度以前は「勤労者予防医療センター」である。

2 「産業保健総合支援センター」は、平成25年度以前は「産業保健推進センター等」である。

資料：独立行政法人労働者健康安全機構調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/313.xls>

第303表 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の設置運営施設数

年度末現在

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合 計	126,121	123,414	121,094	118,013	107,874
国立職業リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1
国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1
地域障害者職業センター	47	47	47	47	47
職業能力開発総合大学校	1	1	1	1	1
職業能力開発大学校	10	10	10	10	10
職業能力開発短期大学校	1	1	1	1	1
職業能力開発促進センター	61	61	61	61	46
雇用促進住宅	125,999	123,292	120,972	117,891	107,767

(注) 1 平成23年度は、平成23年9月30日現在の施設数である。

2 独立行政法人雇用・能力開発機構は平成23年10月1日に解散し、一部事業が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構へ引き継がれた。

3 平成23年9月30日以前の国立職業リハビリテーションセンター、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター、地域障害者職業センターは独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センターは独立行政法人雇用・能力開発機構が運営していた。

資料：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/314.xls>

第304表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成27年度末現在

区 分	合 計	農・林・ 漁業	鉱 業	建設業	製造業	運輸・通信・ 公益事業	商 業	金融・保険・ 不動産業	サービス業
共済契約者数	362,092	4,595	584	61,972	77,940	14,479	77,513	8,594	116,415
被共済者数	3,300,459	30,857	5,961	415,035	1,111,123	280,949	567,515	46,295	842,724

(ii) 規模別

平成27年度末現在

区 分	合 計	1～4人	5～9	10～19	20～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301人以上
共済契約者数	362,092	127,067	96,623	65,773	28,335	21,294	16,048	5,201	1,142	609
被共済者数	3,300,459	232,391	371,354	500,755	385,862	473,210	644,810	401,645	151,555	138,877

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/315.xls>

第305表 中小企業退職金共済支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合 計 件数	281,904	281,804	270,503	264,233	261,035
金額	375,509,933	378,253,593	361,118,731	353,398,868	358,366,768
退 職 金 件数	270,609	271,128	261,476	257,229	254,529
金額	365,676,827	369,857,784	353,968,288	346,982,064	352,426,354
解 約 手 当 金 件数	11,295	10,676	9,027	7,004	6,506
金額	9,833,106	8,395,810	7,150,444	6,416,803	5,940,414
1 件 当 り 金 額 (円)	1,332,049	1,342,258	1,334,990	1,337,452	1,372,869

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/316.xls>

第12節 社会保障分野における人的資源の状況

第306表 医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	286,699	295,049	303,268	311,205
医療施設の従事者	271,897	280,431	288,850	296,845
病院（医育機関附属病院を除く）の開設者 又は法人の代表者	5,398	5,430	5,391	5,334
診療所の開設者又は法人の代表者	71,913	72,566	72,164	72,074
病院（医育機関附属病院を除く）の勤務者	122,305	126,979	132,511	137,321
診療所の勤務者	25,718	26,899	28,380	29,810
医育機関附属病院の勤務者	46,563	48,557	50,404	52,306
介護老人保健施設の従事者	3,095	3,117	3,189	3,230
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	330	333	355	364
介護老人保健施設の勤務者	2,765	2,784	2,834	2,866
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	8,923	8,790	8,625	8,576
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	5,223	5,265	5,076	4,999
行政機関・産業医・保健衛生施設の従事者	3,700	3,525	3,549	3,577
その他	2,771	2,707	2,602	2,554

(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/317.xls>

第307表 歯科医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	99,426	101,576	102,551	103,972
医療施設の従事者	96,674	98,723	99,659	100,965
病院（医育機関附属病院を除く）の開設者 又は法人の代表者	13	20	26	24
診療所の開設者又は法人の代表者	59,560	60,100	59,740	59,750
病院（医育機関附属病院を除く）の勤務者	2,876	2,894	2,865	3,065
診療所の勤務者	25,052	26,185	27,372	29,074
医育機関附属病院の勤務者	9,173	9,524	9,656	9,052
介護老人保健施設の勤務者	16	16	27	29
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	1,373	1,422	1,424	1,540
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	1,131	1,151	1,130	1,219
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	242	271	294	321
その他	1,357	1,411	1,440	1,438

(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/318.xls>

第308表 歯科衛生士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	96,442	103,180	108,123	116,299
保 健 所	615	615	631	648
市 町 村	1,918	1,978	2,033	2,070
病 院	4,536	4,818	5,210	5,882
診 療 所	87,446	93,824	98,116	105,248
介 護 老 人 保 健 施 設	241	244	366	482
事 業 所	495	488	522	530
学 校 又 は 養 成 所	703	749	786	854
そ の 他	488	464	459	585

(注) 隔年報。

資料：平成20年は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/319.xls>

第309表 歯科技工士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	35,337	35,413	34,613	34,495
技 工 所	24,142	24,271	24,244	24,425
病 院 ・ 診 療 所	10,694	10,595	9,932	9,630
そ の 他	501	547	437	440

(注) 隔年報。

資料：平成20年は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/320.xls>

第310表 薬剤師数（業務別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	267,751	276,517	280,052	288,151
薬 局 の 開 設 者 又 は 法 人 の 代 表 者	19,288	18,884	18,358	17,859
薬 局 の 勤 務 者	116,428	126,719	134,654	143,339
病 院 ・ 診 療 所 の 従 事 者	50,336	52,013	52,704	54,879
大 学 の 従 事 者	9,276	7,538	5,249	5,103
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	6,280	6,303	6,443	6,576
医 薬 品 関 係 企 業 の 従 事 者	47,643	47,256	45,112	43,608
そ の 他	18,476	17,780	17,517	16,766

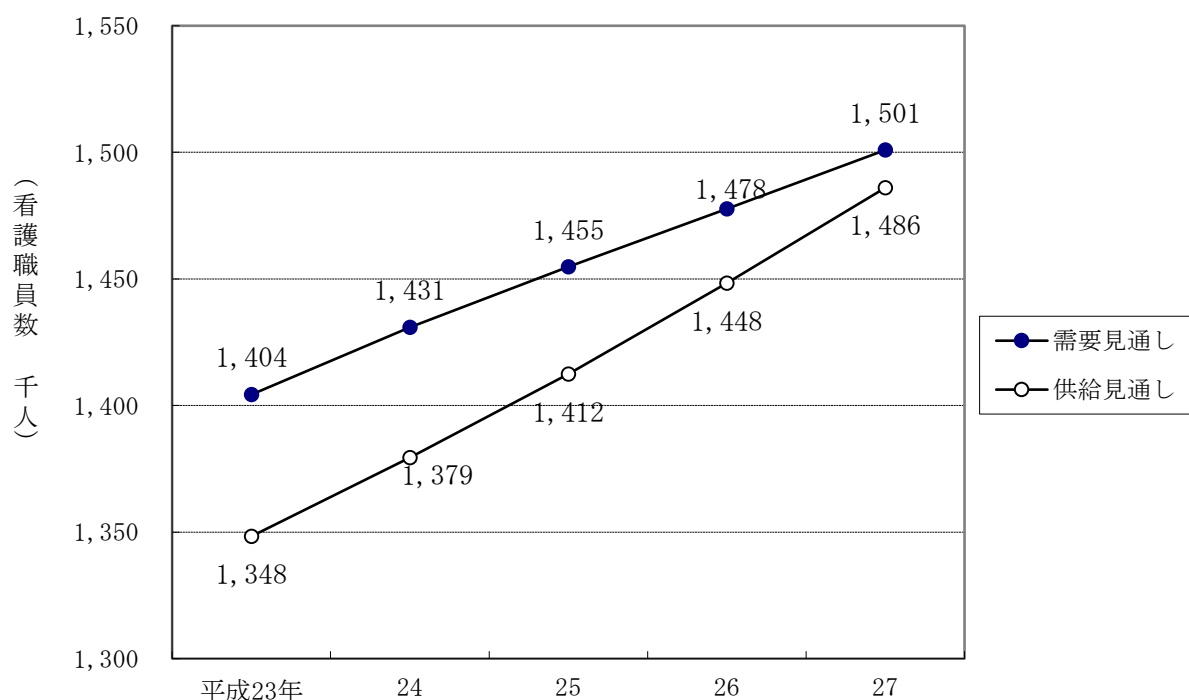
(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/321.xls>

第311表 看護職員需給見通し



(単位 人)

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
需要見通し	1,404,300	1,430,900	1,454,800	1,477,700	1,500,900
①病院	899,800	919,500	936,600	951,500	965,700
②診療所	232,000	234,500	237,000	239,400	242,200
③助産所	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400
④訪問介護ステーション	28,400	29,700	30,900	32,000	33,200
⑤介護保険関係	153,300	155,100	157,300	160,900	164,700
⑥社会福祉施設、 在宅サービス (⑤除く)	19,700	20,400	20,900	21,500	22,100
⑦看護師等学校養成所	17,600	17,700	17,700	17,800	17,900
⑧保健所・市町村	37,500	37,600	37,800	38,000	38,200
⑨事業所、研究機関等	13,800	14,000	14,100	14,300	14,500
供給見通し	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300	1,486,000
①年当初就業者数	1,320,500	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300
②新卒就業者数	49,400	50,500	51,300	52,400	52,700
③再就業者数	123,000	126,400	129,600	133,400	137,100
④退職等による減少数	144,600	145,900	147,900	149,900	152,100
需要見通しと供給見通しの差	56,000	51,500	42,400	29,500	14,900
供給見通し／需要見通し	96.0%	96.4%	97.1%	98.0%	99.0%

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/322.xls>

第312表 看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	1,252,224	1,320,873	1,373,521	1,426,932
《就業場所別》				
看護師学校・養成所	12,586	13,571	14,693	15,651
保健所	954	1,104	1,093	1,085
市 町 村	8,514	8,500	8,142	8,156
病院	836,895	876,858	905,843	935,983
診療所	230,320	239,254	242,292	245,154
助産所従事者	85	136	107	110
訪問看護ステーション	27,382	30,026	33,390	40,165
介護保険施設等	102,840	116,097	127,336	136,989
社会福祉施設	18,145	20,159	22,966	25,286
事業所	7,295	7,695	8,107	7,731
その他の	7,208	7,473	9,552	10,622
《資格別》				
看護師	877,182	953,922	1,015,744	1,086,779
准看護師	375,042	366,951	357,777	340,153

(注) 隔年報。

資料：平成20年は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/323.xls>

第313表 保健師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	43,446	45,028	47,279	48,452
看護師学校・養成所	983	1,074	1,119	1,210
保健所	6,927	7,132	7,457	7,266
市 町 村	24,299	25,501	26,538	27,234
病院	2,770	2,791	3,019	3,075
診療所	1,392	1,498	1,661	1,757
訪問看護ステーション				
管理	110	98	88	79
従事者	166	170	162	196
介護保険施設等	533	447	379	460
社会福祉施設	390	417	409	490
助産所従事者	4	1	1	1
事業所	3,524	3,532	4,119	4,037
その他の	2,348	2,367	2,327	2,647

(注) 隔年報。

資料：平成20年は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/324.xls>

第314表 助産師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	27,789	29,670	31,835	33,956
看護 師 学 校 ・ 養 成 所	1,223	1,298	1,414	1,524
保 健 所	227	266	307	283
市 町 村	667	722	717	774
病 院	18,180	19,066	20,784	22,055
診 療 所	5,686	6,379	6,663	7,305
助 産 所	1,653	1,789	1,742	1,804
開 設 者	788	890	897	902
従 事 者	284	353	343	364
出 張 の み に よ る 者	581	546	502	538
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	4	7	9	6
社 会 福 祉 施 設	6	14	12	23
事 業 所	38	24	39	48
そ の 他	106	105	148	134

(注) 隔年報。

資料：平成20年は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/325.xls>

第315表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	101,913	104,663	109,309	113,215
は り 師	86,208	92,421	100,881	108,537
き ゅ う 師	84,629	90,664	99,118	106,642
柔 道 整 復 師	43,946	50,428	58,573	63,873

(注) 1 隔年報。

2 平成22年は、東日本大震災の影響により、宮城県が含まれていない。

資料：平成20年は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/326.xls>

第316表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）

年末現在

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
理 学 療 法 士	90,788	100,635	110,748	120,072	130,020
作 業 療 法 士	57,214	61,847	65,929	70,672	74,805

資料：厚生労働省医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/327.xls>

第317表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

区 分	社会福祉士	介 護 福 祉 士				合 計
		法第39条 第1号	法第39条 第2号	法第39条 第3号	法第39条 第4号	
平成24年(2012)	157,565	267,418	2,328	21,850	794,994	1,086,590
25 (2013)	165,612	278,126	2,328	22,490	881,922	1,184,866
26 (2014)	178,022	288,605	2,328	23,213	980,419	1,294,565
27 (2015)	190,009	299,639	2,328	23,940	1,073,442	1,399,349
28 (2016)	201,606	307,835	2,328	24,477	1,161,032	1,495,672

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号：高卒後養成施設(2年以上)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第2号：福祉系大卒後養成施設(1年以上)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第3号：高卒後保育士養成所等終了後養成施設(1年以上)卒業者
 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第4号：介護福祉士試験に合格した者
 平成28年分は平成29年1月末現在

資料：財団法人 社会福祉振興・試験センター「都道府県別登録者数」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/328.xls>

第318表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）

各年10月1日現在

区 分	平成17年 (2005)	20 (2008)	23 (2011)	26 (2014)
総 数	2,631,778.9	2,771,588.1	2,951,418.0	3,041,628.0
医 師	293,274.5	305,639.7	319,499.7	340,963.6
常 勤	212,765	247,661	257,118	271,315
非 常 勤	53,509.5	57,978.7	62,381.7	69,648.6
歯 科 医 師	98,839.5	104,716.6	105,096.9	108,464.7
常 勤	89,019	91,245	90,723	93,771
非 常 勤	9,820.5	2,279.6	14,373.9	14,693.7
介 輔	1.0	1.0	・	・
薬 剤 師	47,557.9	49,176.8	49,800.4	51,999.3
保 健 師	7,346.5	9,168.5	9,796.7	12,257.1
助 産 師	20,601.6	23,337.6	25,905.5	29,071.7
看 護 師	644,112.7	722,311.8	799,604.3	878,932.5
准 看 護 師	283,419.2	260,737.8	236,478.6	222,490.7
看 護 業 務 補 助 者	232,895.0	221,770.2	228,794.6	218,873.1
理 学 療 法 士 (PT)	32,979.4	45,358.3	61,620.8	77,139.8
作 業 療 法 士 (OT)	18,382.2	26,261.3	35,427.3	42,136.1
視 能 訓 練 士	4,376.8	5,603.4	6,818.7	7,732.9
言 語 聴 覚 士	5,795.6	8,583.3	11,456.2	14,252.0
義 肢 装 具 士	139.2	141.9	138.0	104.4
歯 科 衛 生 士	76,829.1	84,777.5	99,137.9	107,924.3
歯 科 技 工 士	12,666.3	11,651.3	11,789.8	11,445.3
歯 科 業 務 補 助 者	87,033.7	83,168.3	82,798.9	72,419.0
診 療 放 射 線 技 師	43,162.2	46,115.8	49,105.9	50,960.4
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	1,804.9	1,811.1	1,441.6	1,354.5
臨 床 検 査				
臨 床 検 査 技 師	57,006.5	59,759.4	62,458.5	64,080.0
衛 生 検 査 技 師	548.1	523.2	511.7	329.6
臨 床 工 学 技 士	13,151.6	16,559.2	20,001.0	23,741.4
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	8,825.2	7,382.7	6,158.4	4,593.8
柔 道 整 復 師	2,822.3	3,560.9	4,090.7	4,171.7
管 理 栄 養 士	15,623.2	17,489.3	18,824.3	25,233.2
栄 養 士	13,477.8	13,474.6	12,773.1	6,854.3
精 神 保 健 福 祉 士	6,436.0	8,198.9	9,390.1	10,504.8
社 会 福 祉 士	4,185.2	6,820.2	9,397.6	10,581.6
介 護 福 祉 士	36,543.5	52,136.8	66,588.7	57,772.5
保 育 士	・	・	・	1,079.6
そ の 他 の 技 術 員	27,811.1	25,632.7	27,142.4	23,580.5
医 療 社 会 事 業 従 事 者	10,324.9	11,063.4	10,685.4	10,619.4
事 務 職 員	363,278.8	385,433.3	418,399.3	418,005.8
そ の 他 の 職 員	160,527.4	153,221.3	150,285.0	131,958.4

(注) 1 非常勤職員を含む。

2 全ての職種を常勤換算している。平成23年以降の「医師」「歯科医師」「歯科衛生士」「歯科技工士」の「常勤」は、実人員である。

3 「医療施設（静態）調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（静態・動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/329.xls>

第13節 財 政

第319表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）

（単位 億円、％）

区 分	平成24年度 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)
一 般 会 計 予 算	903,339	926,115	958,823	963,420	967,218
対前年度伸び率	△ 2.2	2.5	3.5	0.5	0.4
国 債 費	219,442	222,415	232,702	234,507	236,121
対前年度伸び率	1.8	1.4	4.6	0.8	0.7
基礎的財政収支対象経費	683,897	703,700	726,121	728,912	731,097
対前年度伸び率	△ 3.5	2.9	3.2	0.4	0.3
地方交付税交付金	165,940	163,927	161,424	155,357	152,811
対前年度伸び率	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.5	△ 3.8	△ 1.6
一 般 歳 出	・	・	・	・	・
対前年度伸び率	・	・	・	・	・
社 会 保 障 関 係 費	263,901	291,224	305,175	315,297	319,738
対前年度伸び率	△ 8.1	10.4	4.8	3.3	1.4
一般会計に占める割合	29.2	31.4	31.8	32.7	33.1
一般歳出に占める割合	・	・	・	・	・
厚 生 労 働 省 予 算	266,873	294,321	307,430	299,146	303,110
対前年度伸び率	△ 7.9	10.3	4.5	3.0	1.3
一般会計に占める割合	29.5	31.8	32.1	31.1	31.3
一般歳出に占める割合	・	・	・	・	・
防 衛 関 係 費	47,138	47,538	48,848	49,801	50,541
対前年度伸び率	△ 1.3	0.8	2.8	2.0	1.5
一般会計に占める割合	5.2	5.1	5.1	5.2	5.2
一般歳出に占める割合	・	・	・	・	・

(注) 1 「基礎的財政収支対象経費」＝一般会計歳出－（国債費＋決算不足補てん繰戻し）

2 「地方交付税交付金等」には、地方特例交付金を含む。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/330.xls>

第320表 一般会計歳入・歳出（目的別）

(単位 百万円)

区 分	平成24年度 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)
歳 入	100,536,649	98,076,967	99,000,338	99,663,275	96,721,841
租 税 及 び 印 紙 収 入	42,607,000	45,354,000	51,726,000	56,424,000	57,604,000
租 税	41,575,000	44,252,000	50,670,000	55,397,000	56,552,000
印 紙 収 入	1,032,000	1,102,000	1,056,000	1,027,000	1,052,000
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	16,683	44,846	45,397	43,936	44,654
政 府 資 産 整 理 収 入	197,552	197,555	339,909	291,847	304,924
雑 収 入	3,676,242	3,960,205	4,355,476	4,269,421	4,291,246
公 債 金	49,465,000	42,851,000	40,492,900	36,418,300	34,432,000
年 金 特 例 公 債 費	2,584,166	2,611,042	—	—	—
前 年 度 剩 余 金 受 入	1,987,006	3,058,319	2,040,657	2,215,771	45,017
歳 出	100,536,649	98,076,967	99,000,338	99,663,275	96,721,841
国 家 機 関 費	4,531,798	4,917,327	5,099,140	5,169,418	4,649,423
地 方 財 政 費	16,900,509	17,575,448	17,193,027	16,894,208	15,370,002
防 衛 関 係 費	4,835,616	4,876,193	5,098,746	5,182,183	5,065,901
国 土 保 全 及 び 開 発 費	6,891,594	6,155,250	6,314,305	6,513,555	6,071,785
産 業 経 済 費	4,558,350	3,478,893	3,698,281	3,245,194	2,732,714
教 育 文 化 費	6,107,103	5,449,115	5,362,147	5,246,544	5,150,531
社 会 保 障 関 係 費	30,000,508	29,999,243	31,242,685	32,758,537	32,432,250
社 会 保 険 費	22,539,863	22,453,123	23,402,088	23,922,035	24,249,827
生 活 保 護 費	2,809,192	2,813,272	2,859,705	2,875,099	2,911,680
社 会 福 祉 費	2,201,341	2,368,273	2,651,151	3,673,424	3,094,469
住 宅 対 策 費	150,082	157,273	270,296	188,320	151,557
失 業 対 策 費	209,312	170,090	29,161	22,504	24,667
保 健 衛 生 費	621,955	580,894	605,002	660,043	594,823
そ の 他	1,468,765	1,456,318	1,416,157	1,414,189	1,405,229
恩 給 費	569,665	502,850	443,386	392,032	341,190
文 官 恩 給 費	17,241	15,237	13,374	11,611	10,098
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	524,734	463,460	408,933	361,020	314,400
そ の 他	27,690	24,154	21,080	19,400	16,692
国 債 費	21,545,296	21,810,741	22,509,604	22,906,985	23,612,124
経 済 危 機 対 応 ・ 地 域 活 性 化 予 備 費	909,999	—	・	・	・
東 日 本 大 震 災 復 旧 ・ 復 興 予 備 費	・	・	・	・	・
予 備 費	350,000	300,000	250,000	350,000	350,000
そ の 他	3,336,210	3,011,907	1,789,016	1,004,620	945,921

(注) 1 平成27年度は当初予算額、他は補正後予算額。

2 「社会保障関係費」の内訳合計は、予算成立時の分類基準によっているため、「社会保障関係費」の数値とは必ずしも一致しない。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/331.xls>

第321表 地方財政（普通会計）歳入歳出

（単位 百万円）

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
歳 入 合 計	103,920,137	106,922,801	107,082,580	108,601,138	109,825,496
地 方 税	34,316,330	34,171,416	34,460,760	35,374,285	36,785,451
地 方 譲 与 税	2,069,189	2,169,911	2,271,480	2,558,842	2,936,867
市町村たばこ税都道府県交付金	612	2,394	1,270	1,535	1,544
利子割交付金	76,921	64,572	57,259	59,084	56,096
配当割交付金	33,264	39,421	41,391	76,186	144,564
株式等譲渡所得割交付金	11,913	9,865	11,080	120,911	91,594
地方消費税交付金	1,270,731	1,264,981	1,265,569	1,254,712	1,519,955
ゴルフ場利用税交付金	38,414	35,583	35,371	35,020	33,125
特別地方消費税交付金	2	1	1	1	0
自動車取得税交付金	138,171	115,296	146,414	137,363	62,836
軽油引取税交付金	120,504	121,876	127,083	128,004	126,779
地方特例交付金等	383,165	364,020	127,467	125,522	119,188
地方交付税	17,193,551	18,752,268	18,289,826	17,595,454	17,431,428
交通安全対策特別交付金	70,633	68,893	67,805	64,764	57,057
分担金及び負担金	899,890	929,551	967,851	960,818	926,309
使 用 料	1,457,613	1,438,269	1,443,126	1,441,970	1,527,219
手 数 料	578,152	570,482	572,340	573,728	576,552
国 庫 支 出 金	14,201,018	15,927,963	15,425,766	16,412,481	15,427,328
義務教育費負担金	1,560,864	1,539,820	1,529,962	1,461,783	1,508,170
生活保護費負担金	2,451,512	2,720,445	2,763,804	2,786,097	2,790,675
児童保護費負担金	598,199	612,588	585,284	586,127	647,911
老人保護費負担金
障害者自立支援給付費等負担金	708,521	785,313	925,417	999,420	1,051,238
子どものための金銭の給付交付金	1,621,612	1,774,739	1,476,088	1,436,473	1,413,191
私立高等学校等経常費助成費補助金	103,772	113,493	109,423	107,812	106,915
公立高等学校授業料不徴収交付金	239,777	235,969	235,600	231,242	154,564
高等学校等就学支援金交付金	138,818	155,203	134,602	139,547	204,530
普通建設事業費支出金	2,499,894	1,649,504	1,295,302	1,783,780	1,640,288
災害復旧事業費支出金	82,288	371,859	590,796	566,671	468,734
失業対策事業費支出金	1,120	157	—	—	—
委 託 金	306,058	190,765	226,725	226,393	248,566
財 政 補 給 金	9,517	5,731	9,014	8,546	8,222
社会資本整備総合交付金	1,121,129	1,371,739	1,203,013	1,853,018	1,768,253
そ の 他	2,757,937	4,400,639	4,340,736	4,225,572	3,416,069
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	33,540	33,540	33,540	34,540	34,540
都道府県支出金	2,992,149	3,360,205	3,436,879	3,514,972	3,715,224
財 産 収 入 金	587,993	528,249	578,833	615,176	633,917
寄 附 金	85,347	174,638	100,129	115,604	108,406
繰 入 金	3,328,352	3,420,824	3,672,500	3,531,353	4,227,817
繰 越 金	2,067,379	2,497,658	2,809,649	3,190,422	3,429,242
諸 収 入 金	8,102,919	8,174,385	7,865,934	7,435,304	7,328,415
地 方 債 金	12,994,828	11,800,013	12,368,209	12,306,988	11,542,441
特別区財政調整交付金	867,557	886,527	905,047	936,101	981,603

（注）「子どものための金銭の給付交付金」は、平成22～23年度は「児童手当及子ども手当交付金」であり、平成21年度は「児童手当交付金」である。

(単位 百万円)

区 分			平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
歳	出	合 計	101,183,650	103,855,801	103,658,252	104,913,331	106,264,828
議	会	費	402,720	501,381	451,352	435,853	441,143
総	務	費	10,598,756	9,934,700	10,607,310	10,621,139	10,441,760
民	生	費	23,418,794	25,606,179	25,759,659	26,349,373	27,411,127
社	会	福 祉 費	5,969,962	6,229,450	6,561,333	6,658,332	7,313,077
老	人	福 祉 費	5,929,953	6,251,835	6,373,422	6,287,887	6,536,319
児	童	福 祉 費	7,830,860	8,113,136	7,998,098	8,019,334	8,619,934
生	活	保 護 費	3,650,521	3,817,674	3,956,493	4,015,815	4,070,157
災	害	救 助 費	37,499	1,194,084	870,313	1,368,004	871,640
衛	生	費	5,980,895	6,998,962	6,314,293	6,161,580	6,327,987
公	衆	衛 生 費	3,648,178	4,639,735	3,986,735	3,779,110	3,798,357
結	核	対 策 費	27,255	26,180	22,909	18,816	18,745
保	健	所 費	214,381	211,910	201,685	199,535	207,587
清	掃	費	2,091,082	2,121,137	2,102,964	2,164,120	2,303,298
労	働	費	976,870	1,215,362	892,732	713,410	484,348
失	業	対 策 費	115,731	134,277	116,605	113,476	48,907
そ	の	他	861,140	1,081,084	776,127	599,934	435,441
農	林	水 産 業 費	3,604,004	3,540,335	3,547,958	3,918,120	3,781,243
商	工	費	6,441,504	6,592,545	6,253,761	5,967,315	5,555,159
土	木	費	12,144,370	11,460,035	11,441,406	12,329,626	12,236,802
消	防	費	1,851,023	1,915,779	1,990,770	2,074,607	2,214,569
警	察	費	3,216,548	3,217,187	3,188,264	3,096,514	3,197,122
教	育	費	16,502,853	16,246,159	16,227,311	16,175,343	16,747,165
災	害	復 旧 費	178,594	814,320	1,075,516	956,863	786,711
公	債	費	13,049,654	13,022,419	13,068,176	13,178,367	13,411,500
諸	支	出 金	254,714	250,393	249,848	187,634	211,148
前	年	度 繰 上 充 用 金	4,871	1,924	681	206	492
利	子	割 交 付 金	76,921	64,572	57,259	59,084	56,096
配	当	割 交 付 金	33,264	39,421	41,391	76,186	144,564
株	式	等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	11,913	9,865	11,080	120,911	91,594
地	方	消 費 税 交 付 金	1,270,731	1,264,981	1,265,569	1,254,712	1,519,955
ゴ	ル	フ 場 利 用 税 交 付 金	38,414	35,583	35,371	35,019	33,125
特	別	地 方 消 費 税 交 付 金	2	1	1	1	0
自	動	車 取 得 税 交 付 金	138,171	115,296	146,414	137,363	62,836
軽	油	引 取 税 交 付 金	120,504	121,876	127,083	128,004	126,779
特	別	区 財 政 調 整 交 付 金	867,557	886,527	905,047	936,101	981,603

資料：総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/332.xls>

第322表 地方の民生費と衛生費の状況

(i) 民生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成26年度(2014)						平成25年度(2013)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	7,601,812	100.0	19,809,315	100.0	24,450,891	100.0	23,463,324	100.0
社 会 福 祉 費	2,331,554	30.7	4,981,523	25.1	6,231,155	25.5	5,645,346	24.1
老 人 福 祉 費	2,931,519	38.6	3,604,800	18.2	5,903,287	24.1	5,662,189	24.1
児 童 福 祉 費	1,547,092	20.4	7,072,842	35.7	7,745,146	31.7	7,183,467	30.6
生 活 保 護 費	271,692	3.6	3,798,464	19.2	4,015,765	16.4	3,963,972	16.9
災 害 救 助 費	519,955	6.8	351,685	1.8	555,539	2.3	1,008,349	4.3

その2 性質別内訳

区 分	平成26年度(2014)						平成25年度(2013)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	7,601,812	100.0	19,809,315	100.0	24,450,891	100.0	23,463,324	100.0
人 件 費	217,689	2.9	1,565,250	7.9	1,782,940	7.3	1,730,737	7.4
物 件 費	137,218	1.8	1,181,054	6.0	1,318,272	5.4	1,503,222	6.4
扶 助 費	760,607	10.0	11,556,053	58.3	12,316,660	50.4	11,602,529	49.4
補 助 費 等	5,825,062	76.6	734,547	3.7	3,730,033	15.3	3,635,254	15.5
普 通 建 設 事 業 費	288,795	3.8	540,756	2.7	702,330	2.9	611,818	2.6
補 助 事 業 費	183,354	2.4	253,787	1.3	332,922	1.4	286,037	1.2
単 独 事 業 費	105,441	1.4	286,525	1.4	369,407	1.5	325,781	1.4
県 営 事 業 負 担 金	—	—	443	0.0	—	—	—	—
貸 付 金	29,119	0.4	19,954	0.1	45,634	0.2	46,019	0.2
繰 出 金	1,589	0.0	4,146,449	20.9	4,148,039	17.0	3,905,480	16.6
そ の 他	341,733	4.5	65,251	0.3	406,984	1.7	428,264	1.8

その3 財源内訳

区 分	平成26年度(2014)						平成25年度(2013)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	7,601,812	100.0	19,809,315	100.0	24,450,891	100.0	23,463,324	100.0
国 庫 支 出 金	749,525	9.9	6,553,109	33.1	7,302,633	29.9	6,947,208	29.6
都 道 府 県 支 出 金	—	—	2,514,174	12.7	—	—	—	—
使 用 料 ・ 手 数 料	32,701	0.4	234,782	1.2	267,483	1.1	269,510	1.1
分 担 金 ・ 負 担 金 ・ 寄 附 金	25,159	0.3	417,991	2.1	412,546	1.7	340,695	1.5
地 方 債	69,120	0.9	155,424	0.8	220,829	0.9	165,632	0.7
そ の 他 特 定 財 源	729,422	9.6	239,163	1.2	963,015	3.9	1,056,298	4.5
一 般 財 源 等	5,995,884	78.9	9,694,672	48.9	15,284,383	62.5	14,683,982	62.6

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成26年度(2014)						平成25年度(2013)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	1,673,465	100.0	4,654,522	100.0	6,143,397	100.0	5,988,543	100.0
公衆衛生費	1,502,623	89.8	2,295,733	49.3	3,655,292	59.5	3,634,026	60.7
結核対策費	4,302	0.3	14,444	0.3	18,918	0.3	18,641	0.3
保健所費	104,531	6.2	103,056	2.2	206,731	3.4	198,464	3.3
清掃費	62,009	3.7	2,241,290	48.2	2,262,757	36.8	2,137,412	35.7

その2 性質別内訳

区 分	平成26年度(2014)						平成25年度(2013)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	1,673,465	100.0	4,654,522	100.0	6,143,397	100.0	5,988,543	100.0
人件費	253,018	15.1	825,054	17.7	1,078,072	17.5	1,059,337	17.7
物件費	121,199	7.2	1,926,500	41.4	2,047,699	33.3	1,939,051	32.4
扶助費	255,917	15.3	178,425	3.8	434,342	7.1	443,784	7.4
補助費等	584,675	34.9	671,852	14.4	1,127,333	18.4	1,126,813	18.8
普通建設事業費	212,836	12.7	633,582	13.6	791,912	12.9	703,397	11.7
補助事業費	140,052	8.4	290,798	6.2	403,663	6.6	343,411	5.7
単独事業費	72,784	4.3	338,446	7.3	388,249	6.3	359,987	6.0
県営事業負担金	—	—	4,338	0.1	—	—	—	—
貸付金	81,956	4.9	41,436	0.9	122,504	2.0	137,515	2.3
繰出金	5,911	0.4	100,360	2.2	106,271	1.7	107,159	1.8
その他	157,952	9.4	277,313	6.0	435,265	7.1	471,487	7.9

その3 財源内訳

区 分	平成26年度(2014)						平成25年度(2013)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	1,673,465	100.0	4,654,522	100.0	6,143,397	100.0	5,988,543	100.0
国庫支出金	275,606	16.5	211,276	4.5	486,882	7.9	521,631	8.7
都道府県支出金	—	—	80,951	1.7	—	—	—	—
使用料・手数料	23,054	1.4	347,547	7.5	370,601	6.0	372,734	6.2
分担金・負担金・寄附金	23,054	0.2	55,328	1.2	20,006	0.3	43,498	0.7
地方債	59,398	3.5	328,933	7.1	386,242	6.3	322,531	5.4
その他特定財源	305,380	18.2	232,605	5.0	532,603	8.7	541,397	9.0
一般財源等	1,006,859	60.2	3,397,881	73.0	4,347,064	70.8	4,186,753	69.9

資料：総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/333.xls>

第323表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
国内総支出 (A)	4,991,948	4,938,531	4,946,744	5,074,011	5,178,666
歳出総額					
国 (B)	1,001,107	1,058,330	1,044,969	1,058,980	1,060,355
地方 (C)	947,750	970,026	964,186	974,120	985,228
国から地方に対する支出 (D)	339,511	373,166	362,159	367,916	360,051
地方から国に対する支出 (E)	8,507	7,698	9,308	7,676	7,054
歳出純計額					
国 (B) - (D) (F)	661,596	685,164	682,810	691,064	700,304
地方 (C) - (E) (G)	939,243	962,329	954,877	966,444	978,174
合計 (F) + (G) (H)	1,600,839	1,647,492	1,637,687	1,657,508	1,678,478
国内総支出に対する比率 (%)					
(F) / (A) × 100	13.8	14.4	14.4	14.3	14.3
(G) / (A) × 100	19.5	20.3	20.1	20.0	20.0
(H) / (A) × 100	33.3	34.7	34.5	34.4	34.3

(注) 1 「国内総支出」は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、「国民経済計算 (08SNA、平成23年基準) による名目値である。

2 「国の歳出額」は、平成25年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計 (子どものための金銭の給付勘定のみ)、食料安定供給特別会計 (国営土地改良事業勘定のみ)、社会資本整備事業特別会計、東日本大震災復興特別会計の6特別会計との純計決算額であり、平成24年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。

3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税 (地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む)、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金 (交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共投資事業債を含む) の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金 (地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額) である。

5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

資料：総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/334.xls>

第324表 高齢社会対策関係予算 (一般会計分) の推移

(単位 百万円)

区 分	平成25年度 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)
総 計	18,997,129	19,662,269	20,126,341	20,368,804
就業・年金等分野に係る基本的施策	10,914,240	11,222,783	11,580,537	11,777,626
健康・介護・医療当分野に係る基本的施策	8,026,724	8,351,718	8,464,692	8,559,143
社会参加・学習当分野に係る基本的施策	11,601	11,345	11,030	11,230
生活環境当分野に係る基本的施策	3,604	2,326	2,575	658
高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策	26,705	37,483	55,127	8,148
全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策	14,255	36,613	12,381	11,999

(注) 1 本表の予算額は、「高齢社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)の重点課題別項目に従い、一般会計について整理している。

2 大綱の改定により平成24年度から項目が変更された。

資料：内閣府「高齢社会白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/335.xls>

第325表 国税及び地方税

(単位 億円)

区 分	平成24年度 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)
国 税 及 び 地 方 税 合 計	815,100	866,017	946,346	991,448	1,007,522
国 税	470,492	512,274	578,492	601,872	611,967
直 接 税	276,251	311,381	312,445	341,575	350,230
所 得 税	139,925	155,308	167,902	175,900	179,750
源 泉 分	114,725	127,592	140,267	147,060	150,590
申 告 分	25,200	27,717	27,635	28,840	29,160
法 人 税	97,583	104,937	110,316	117,410	122,330
相 続 税	15,039	15,743	18,829	17,610	19,210
地 価 税	—	1	—	—	—
地 方 法 人 税 (特)	・	・	10	5,225	6,365
地 方 法 人 特 別 税 (特)	16,698	20,010	23,945	21,753	18,809
復 興 特 別 所 得 税 (特)	511	3,338	3,492	3,677	3,766
復 興 特 別 法 人 税 (特)	6,494	12,043	4,328	—	—
間 接 税 等	194,241	200,893	249,670	260,297	261,737
地 方 税	344,608	353,743	367,855	375,627	387,742
道 府 県 税	141,456	147,739	156,835	170,360	180,772
市 町 村 税	203,152	206,004	211,020	205,267	206,970

(注) 1 国税は平成25年度以前は決算額、平成26年度は補正後予算額、平成27年度は予算額である。

2 地方税は平成25年度以前は決算額、平成26年度以降は地方財政計画額（東日本大震災分含む）である。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/336.xls>

第326表 市町村税納税義務者数

平成27年7月1日現在 (単位 人)

区 分	市町村数	個人均等割	法人均等割	市町村民税 所得割	法人税割	固定資産税
合 計	1,719	60,589,276	3,770,523	55,877,140	3,653,441	48,610,079
人 口 50 万 以 上 の 市	29	19,736,368	1,616,006	18,785,724	1,535,294	13,938,040
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	509	31,659,756	1,673,766	29,153,094	1,646,166	25,432,164
人 口 5 万 未 満 の 市	253	3,952,212	208,113	3,412,425	210,960	3,982,713
町 村	928	5,240,940	272,638	4,525,897	261,021	5,257,162

資料：総務省「市町村税課税状況等の調」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/337.xls>

第14節 国際統計及び比較

1 人 口

第327表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
日本	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0
エジプト	30.4 *	—	—	—	—
カナダ	11.0	11.0	11.0	10.9 *	…
アメリカ合衆国	12.7	12.6	12.4	12.5	…
アルゼンチン	…	—	—	—	—
インド	…	—	—	—	—
チェコ共和国	10.4	—	—	—	—
デンマーク	10.6	—	—	—	—
フランス	12.5	12.4	12.3	12.2	11.8
ドイツ	8.3	8.4	8.5	8.8	9.1 *
イタリア	9.2	9.0	8.5	8.3	8.0 *
イギリス	12.8	12.8	12.1	12.0	12.0
オーストラリア	…	—	—	—	— *
ロシア	12.6	13.3	13.2 *	…	…

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook* による。

2 日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。

3 *印は、暫定値である。

4 平成24年以降のエジプト・アルゼンチン・インド・チェコ共和国・デンマーク・オーストラリアは、資料に掲載がないため「—」とした。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/338.xls>

2 社会保障

第328表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）

(i) ILO条約

2015年12月31日現在

総会会期	条約番号	条 約 の 名 称	批准国数	日本批准登録
88(2000)	183	千九百五十二年の母性保護条約（改正）に関する改正条約	30	
89(2001)	184	農業における安全及び健康に関する条約	16	
94(2006)	—	二千六年の海上の労働に関する条約	70	平25. 8. 5
95(2006)	187	職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約	38	平19. 7. 24
96(2007)	188	漁業部門における労働に関する条約	6	
100(2011)	189	家事労働者の適切な仕事に関する条約	22	

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧 告 の 名 称
88(2000)	191	千九百五十二年の母性保護勧告に関する改正勧告
96(2007)	199	漁業部門における労働に関する勧告
99(2010)	200	HIV及びエイズ並びに労働の世界に関する勧告
100(2011)	201	家事労働者の適切な仕事に関する勧告
101(2012)	202	各国における社会的な保護の土台に関する勧告
103(2014)	203	強制労働の効果的な廃止のための補足的な措置に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部（医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付）を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。

2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。

3 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I（職業病の一覧表）の改正（第121号）」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/339.xls>

(参考) ILOの現勢

各年12月31日現在

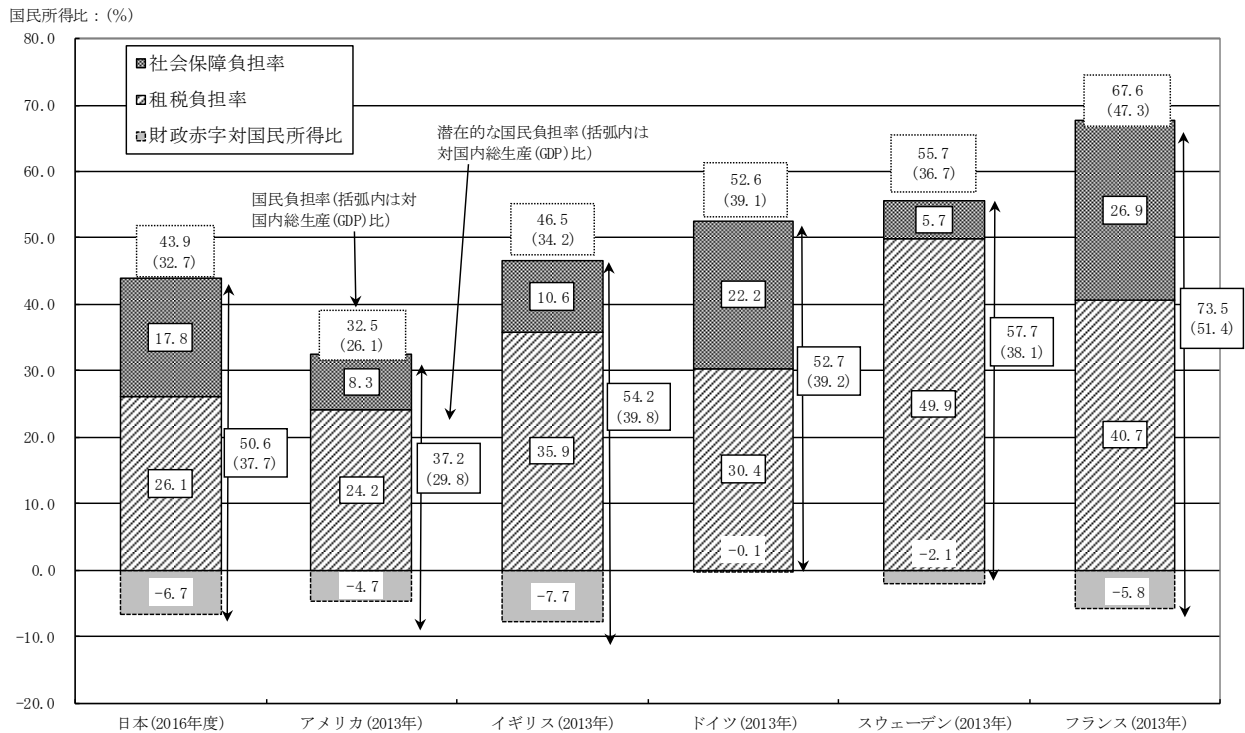
区 分	平成24年 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)
加 盟 国 数	185	185	185	185	187
条 約 数	189	189	189	189	189
勧 告 数	202	202	202	202	204
加盟国の平均批准数	42	43	43	43	43
OECD諸国の平均批准数	73	73	74	74	75
日本の批准条約数	48	49	49	49	49

資料：ILO（国際労働機関）駐日事務所「数字で見る国際労働基準」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/339.xls>

第329表 国民負担率の国際比較等

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率] [潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比]



- (注) 1 日本は2016 (平成28) 年度見直し。諸外国は2013年実績。
- 2 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
- 3 諸外国出典は、"National Accounts" (OECD)、"Revenue Statistics" (OECD) 等である。

資料：財務省「国民負担率の国際比較」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/340.xls>

第330表 国民負担率の推移 (対国民所得比)

(単位 %) (兆円)

区分	国税 ①	一般会計 税収	地方税 ②	租税負担 ③= ①+②	社会保障 負担 ④	国民 負担率 ⑤= ③+④	財政赤字 ⑥	潜在的な 国民 負担率 ⑦= ⑤+⑥	国民所得 (NI) (兆円)
平成24年度 (2012)	13.4	12.5	9.8	23.2	17.4	40.5	10.6	51.1	352.0
25 (2013)	14.3	13.1	9.9	24.1	17.5	41.6	9.7	51.3	359.1
26 (2014)	15.9	14.8	10.1	26.0	17.8	43.8	7.7	51.6	364.4
27 (2015)	16.1	15.1	10.4	26.5	17.9	44.4	6.7	51.1	374.2
28 (2016)	15.9	14.9	10.3	26.1	17.8	43.9	6.7	50.6	385.9

- (注) 1 平成26年度までは実績、平成27年度は実績見込み、平成28年度は見直しである。
- 2 93SNAに基づく計数である。ただし、租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。
- 3 国税は、特別会計及び日本専売公社納付金を含む。地方法人特別税は国税に含めている。
- 4 平成21年度以降の社会保障負担の計数は、平成20年度以前の実績値との整合性を図るための調整等を行っている。
- 5 「財政赤字」の計数は、国及び地方の財政収支の赤字であり、一時的な特殊要因を除いた数値。具体的には、平成23年度は財政投融资特別会計財政融資資金勘定から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入れ、平成23年度は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への繰入れ等を除いている。

資料：財務省「国民負担率 (対国民所得比) の推移」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/341.xls>

3 医 療

第331表 医療費費用負担制度の国際比較

		日本	アメリカ	イギリス		
社会保険制度		Yes	No	No		
強制加入		Yes	No	Yes		
適用	被用者	協会けんぽ (全国健康保険協会)	中小企業の被用者	民間保険 任意加入	全国民が対象となる (一定期間以上滞在する外国人含む)	
		組合管掌健康保険	大企業の被用者			
		健康保険法 第3条第2項被保険者				
		船員保険	船員			
		国家公務員 共済組合	国家公務員			
		地方公務員 共済組合	地方公務員			
		私学教職員 共済組合	私学教職員			
	自営業者	国民健康保険	医師・歯科医師等の同業者が国民健康保険組合を設立することも可能。			
	高齢者	後期高齢者 医療制度	75歳以上の高齢者。独立の医療保険制度。75歳以上の者及び65～74歳以上で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者。	メディケア		入院サービス等をカバーするPart Aは強制加入（米国民、あるいは合法的な永住民である社会保障年金受給者）、外来医師サービスをカバーするPart Bは任意加入。Part Cは民間保険プランから保険給付を受けることができる。Part Dにより外来処方薬給付を受けることもできる。
	無業者	国民健康保険	厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる者で、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある、国民健康保険加入者のうち後期高齢者医療制度の適用を受けていない者とその扶養家族は退職者医療制度に加入（同制度は平成26年度末で廃止されたが、それまでに退職者医療制度の対象となっている者は平成27年度以降も65歳になるまで対象）。	メディケイド (低所得者)		強制加入の対象となるのは、①1996年7月16日時点で各州において有効であった、要扶養児童家庭援助の受給資格を満たしている児童のいる低所得家族、②連邦貧困水準の133%以下の所得の家庭の6歳未満の児童、③その家族の所得が連邦貧困水準の133%以下の妊婦、④メディケイドの受給資格を有する女性に生まれた児童、⑤米国の大半の州における補足的保障所得の受給者、⑥社会保障法第VI-E編のもとの養子・児童養護援助の受給者、⑦特定の保護された集団、⑧連邦貧困水準の100%以下の19歳未満の者、⑨一部のメディケア受給者、などである。

ドイツ	フランス	スウェーデン		オランダ	
Yes	Yes	No		Yes	
Yes	Yes	Yes		Yes	
<p>全住民が公的医療保険または民間医療保険への加入を義務付けられている。</p> <p>公的医療保険の被保険者は強制被保険者（報酬が一定基準以下の被用者、失業手当の受給者、農業者など）、任意被保険者（報酬が一定基準を超える被用者など）、家族被保険者に分類される。被保険者は地区疾病金庫・企業疾病金庫・同業組合疾病金庫・職員代替金庫・労働者代替金庫・農業者疾病金庫の中から自らの保険者を自由に選択できる。</p>	<p>全市民が公的医療保険制度の対象である。公的医療保険制度は一般制度、自営業者制度、農業制度、特別制度に分かれる。被用者に加え、他の保険者の被保険者にならない市民は一般制度の対象となる。</p> <p>また、自己負担分をカバーする任意加入の補足的医療保険も存在。</p>	<p>疾病保険（社会保険庁が管轄する疾病時の所得保障保険）</p>	<p>保健医療サービス（現物給付）をランスタイングが、関連する社会サービスをコミュニティが提供</p>	<p>特別医療費保険（長期医療保険）</p>	<p>2006年1月より、それまで3つの制度に分かれていたものが疾病基金保険を母体とする健康保険制度に一本化された。</p> <p>オランダの居住者及び所得税の納税者全てが強制加入である。</p> <p>2011年1月現在で、保険者数は27である。</p>

第331表 医療費費用負担制度の国際比較（前頁よりつづく）

	日本	アメリカ	イギリス
保 険 料 率	協会けんぽ：10.00%（全国平均） 組合管掌健康保険：組合によって異なる 健康保険法第3条第2項被保険者： 390円～3,230円（日額） 船員保険：9.60%（疾病保険料率） 国民健康保険： 世帯毎に応益割と応能割を賦課 後期高齢者医療制度： 被保険者均等割額と所得割率によって算定	オリジナルメディケアプランにおけるメディケアPart Aの財源は社会保障税（所得の2.9%、被用者は雇用主と折半）。 Part Bは平均して毎月104.9ドル。 Part Dは加入するために毎月40.18ドルの保険料を支払う必要がある。 メディケイドは連邦政府と州の歳入から支出。	2011年において、国民保険料からの拠出は238億ポンドであり、NHS総収入の17.9%を占める。
公 的 支 出 規 模	協会けんぽ： 給付費等の16.4%（後期高齢者支援分） 健康保険組合：定額補助 市町村国民健康保険：給付費等の41% 国民健康保険組合：給付費等の47% 後期高齢者医療制度： 給付費等の約50%（支援金は約40%）	メディケア・メディケイド・CHIP(Childrens' Health Insurance Program)の合計で1兆1,276億ドル	税収からの支出は2011年で1,076.19億ポンドであり、NHS総収入の80.9%を占める
保 険 料 の 徴 収	各医療保険者が実施	—	—
自 己 負 担 の 状 況	原則として費用の3割を負担。70～74歳の者は2割負担。75歳以上の者については1割負担。ただし、70歳以上の者であっても現役並みの所得者は3割負担。義務教育就学前（小学校入学前）は2割負担。 自己負担額は年齢・所得に応じた上限額が設定されている。自己負担額が上限を超える場合が12ヶ月間に3回以上ある場合には4回目の自己負担限度額が低く設定される（多数該当の負担軽減）。70歳未満の者について、同一月に21,000円以上の負担が複数ある場合には合算して高額療養費が支給される。この他、1年間の医療保険と介護保険の自己負担が著しく高額になる場合や血友病・人工透析を行う慢性腎不全の患者等に対する自己負担軽減制度が存在する。	メディケアPart Aにおいては、入院医療の最初の60日に対して1,260ドルまで免責額（自己負担額）となる。入院61日から90日は1日につき315ドルの自己負担。91日以上期間については全額自己負担であるが、生涯に一度だけ1日につき630ドルの自己負担で60日間の給付を受けられる。 Part Bについては、最初の147ドル、その後の費用の20%を負担する。予防サービスの多くについては自己負担を課されない。 Part Dについては、最初の325ドルまでの処方薬費用は全額自己負担。325ドル～2970ドルまでは25%が自己負担。それ以上の給付に対してはブランド薬かジェネリック薬かで自己負担に違いがある。	薬剤については、一薬剤当たり7.85ポンドの自己負担があるが、患者の支払能力などに応じて免除される場合がある。 歯科医サービスについては、救急の場合は18.8ポンドまで、一般的には診療内容により年間自己負担額が18.8ポンドまで、51.3ポンドまで、222.5ポンドの3段階がある（18歳未満の児童、19歳未満の学生、出産前後の女性、所得補助を受けている家族などは免除される）。

資料：医療経済研究機構「イギリス医療保障制度に関する調査研究報告書(2016)」、「アメリカ医療関連データ集(2016)」、「ドイツ医療関連データ集(2014)」、「フランス医療関連データ集(2014)」、「スウェーデン医療制度関連データ集(2008)」、「オランダ医療制度関連データ集(2011)」、厚生労働省「平成28年版 厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.gov.jp/ssj-db/344.xls>

ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ
統一保険料率は14.6% (被保険者負担分は7.3%、事業主負担分は7.3%)	一般制度： 被用者負担は総賃金の0.75% 事業主負担は総賃金の12.80% (2015年)	—	12.15% 疾病基金保険は所得比例保険料と定額保険料の2種類。 所得比例保険料は、被用者向けには、7.75%(2011年)、非被用者向けには4.4%(2011年)である。被保険者は、さらに定額保険料を自分の加入している保険者に対して支払う。定額保険料は、18歳以上の加入者全てが支払う(全社平均は1,100ユーロ程度)。
連邦補助が105億ユーロ (2014年、公的医療保険の総収入は2,041億円)	一般制度： 一般社会拠出金が562億ユーロ、税(ITAF)・その他の社会拠出金が258億ユーロ (2015年、財源全体は1,667億ユーロ)	疾病保険に関する支出は97,573百万クローナ(2006年時点)	政府から2.1百万ユーロ(2009年時点)
各医療保険者が実施	社会保障家族手当保険料徴収連合(Union de Recouvrement des cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations familiales、URSSAF)が被用者から徴収	—	所得比例保険料と政府補助金は一般基金(Algemene Kas)に集められ、各保険者に配分される。定額保険料は保険者により、被保険者から徴収される。
入院：1日10ユーロ(年28日まで：18歳未満は免除) 外来：なし(2013年～) 薬剤：交付価格の10%(ただし、下限負担額が5ユーロ、上限負担額が10ユーロ)など	入院：自己負担率は2割(自己負担分のみの支払い)。その他、1日当たり18ユーロの定額負担金(精神科の場合は13.5ユーロ)。 外来：償還払い。償還率はかかりつけ医で診察を受けた場合に70%、かかりつけ医でない医師に直接診察を受けた場合は30%。その他、1回の外来診療につき1ユーロの定額負担金。 薬剤：薬効や薬価に応じて償還率は5段階に分かれる(100、65、30、15および0%)。基本的な薬剤の場合の償還率は65%。	入院：上限が80クローナ 外来：ランスタングごとに自己負担が定められている。公的医療機関での外来受診では、上限額は年間900クローナ 薬剤：900クローナまでは全額自己負担、901クローナ以上1,700クローナまでは50%、1,701クローナから3,300クローナの場合は25%、3,301クローナ以上4,300クローナの場合は10%が自己負担となり、4,301クローナ以上の部分については無料(ただし年間1,800クローナを超える薬剤費については無料)	健康保険では、被保険者は原則として自己負担なしで医療サービスを受けることができる(例外1：保険契約の時に現物給付モデルを選んだが、保険者が契約をしていない医療サービス供給者からサービスを受けた場合。例外2：医療サービスの種類によって、自己負担が必要なサービスが存在する場合)。

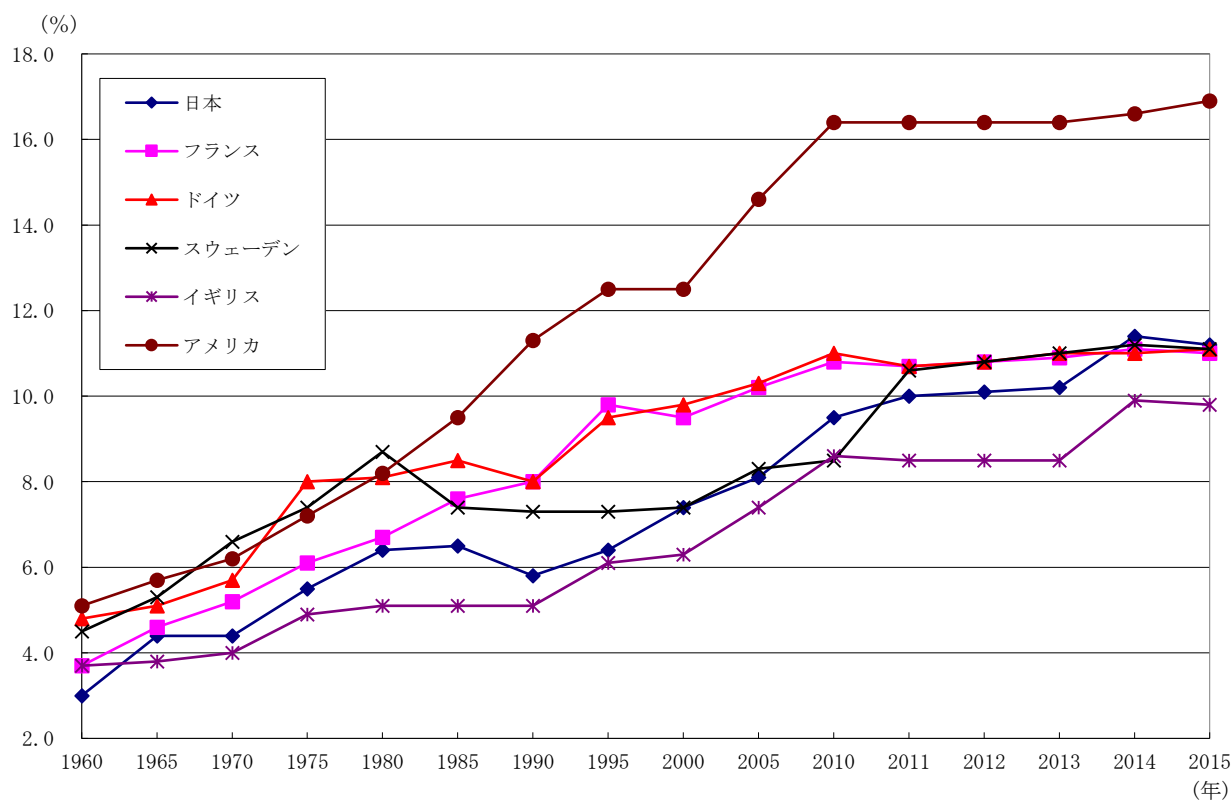
第332表 医療費の対国内総生産比の国際比較

(単位 %)

区 分	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1960年	3.0	3.7	4.8	4.5	3.7	5.1
1965	4.4	4.6	5.1	5.3	3.8	5.7
1970	4.4	5.2	5.7	6.6	4.0	6.2
1975	5.5	6.1	8.0	7.4	4.9	7.2
1980	6.4	6.7	8.1	8.7	5.1	8.2
1985	6.5	7.6	8.5	7.4	5.1	9.5
1990	5.8	8.0	8.0	7.3	5.1	11.3
1995	6.4	9.8	9.5	7.3	6.1	12.5
2000	7.4	9.5	9.8	7.4	6.3	12.5
2005	8.1	10.2	10.3	8.3	7.4	14.6
2010	9.5	10.8	11.0	8.5	8.6	16.4
2011	10.0	10.7	10.7	10.6	8.5	16.4
2012	10.1	10.8	10.8	10.8	8.5	16.4
2013	10.2	10.9	11.0	11.0	8.5	16.4
2014	11.4	11.1	11.0	11.2	9.9	16.6
2015	11.2	11.0	11.1	11.1	9.8	16.9

資料：OECD “HEALTH DATA”

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/345.xls>



第333表 医療供給に関する指標の国際比較（人口1,000人当り）

（単位 人、床）

区 分	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
医 師 数	2.3	2.5	2.8	3.9	3.2	3.9
看 護 師 ・ 助 産 師 数	11.5	9.8	8.8	11.5	9.3	11.9
病 床 数	13.7	2.9	2.9	8.2	6.4	2.7

（注） 2007～2013年のうちでとれる最新年次の数値。

資料：総務省統計局「世界の統計2016」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/346.xls>

4 年 金

第334表 諸外国の公的年金制度の概要

	日本	アメリカ	イギリス
制 度 体 系	<p>2階建て 厚生年金 国民年金 (基礎年金) 全居住者</p>	<p>1階建て (適用対象外) 老齢・遺族・障害保険 無業者 被用者及び自営業者</p>	<p>2階建て (適用対象外) 国家第二年金 職域年金 基礎年金 無業者等 被用者及び自営業者</p>
強 制 加 入 者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保 険 料 率 (2015年末)	(一般被用者) 厚生年金保険：17.828% (2015.9～、労使折半) ※国民年金第1号被保険者は定額 (2015.4～、 月あたり15,590円)	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 25.8% 本人：12.0% 事業主：13.8% ※保険料は年金のほか、雇用 保険等の給付に当てるものと
支 給 開 始 年 齢 (2015年末)	国民年金(基礎年金)：65歳 厚生年金保険 男性：61歳 女性：60歳 ※男性は2025年度までに、女性 は2030年度までに、65歳に 引上げ	66歳 ※2027年までに67歳に引上げ	男性：65歳 女性：62歳11か月 ※女性は2018年までに65歳に 引上げられた後、男女ともに 2020年までに66歳に引上げ ※2026年から2046年にかけて 男女ともに66歳から68歳に引 上げ
年 金 受 給 の た め に 必 要 と さ れ る 加 入 期 間	25年 (税制抜本改革法の施行時期 にあわせて、25年から10年に 短縮される予定)	40加入四半期 (10年相当)	なし (2016年4月に10年となる予 定)
国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/2	原則なし	原則なし

(注) 1 諸外国の保険料率は、一般被用者については、賃金に対する割合(ただし、スウェーデンの本人負担分は所得に対する割合)。
2 イギリスは、2014年年金法の成立により、基礎年金と国家第二年金に代わる定額・一層型の公的年金(受給に必要な期間が10年となる予定。2016年4月6日以降に支給開始年齢に到達する者が対象)の創設、支給開始年齢の引上げの前倒し等が決定された。
3 資料出所は以下のとおり。

Social Security Programs Throughout the World:Europe, 2014/ The Americas, 2013
Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
先進諸国の社会保障①イギリス、④ドイツ、⑤スウェーデン、⑥フランス、⑦アメリカ(東京大学出版会)
各国政府の発表資料 ほか

資料：厚生労働省「平成28年版 厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/347.xls>

ドイツ	フランス	スウェーデン
<p>1階建て</p> <p>(適用対象外) 無業者・自営業者</p> <p>被用者及び一部自営業者</p>	<p>1階建て</p> <p>(適用対象外) 無業者</p> <p>自営業者 被用者</p>	<p>1階建て</p> <p>保証年金</p> <p>所得に基づく年金</p> <p>無業者等 被用者及び自営業者</p>
被用者及び一部の職業に従事する自営業者 (弁護士、医師等)	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
(一般被用者) 18.70% (労使折半)	(一般被用者) 17.45% 本人：7.15% 事業主：10.30% ※賃金が上限額（月3,170ユーロ）を超えない場合。超える部分については、本人0.30%、事業主1.80%を拠出	17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.17%が事業主にかかる（老齢年金とは別制度）
65歳4か月 ※2029年までに67歳に引上げ	61歳7か月 ※2017年までに62歳に引上げ（ただし、満額拠出期間を満たしていない者が65歳（67歳まで引上げ予定）前に受給開始した場合は減額される）	61歳以降本人が選択（ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳）
5年	なし	なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)
給付費の約27.3% (2013年)	歳入の約36.5% (2014年)	保証年金部分

5 児童手当

第335表 主要国の児童手当制度等

各国の児童手当制度を見るに当たっては、各々の国の人口政策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組み）、賃金体系（欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系）、税制（イギリス、スウェーデンは扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を採る等）などに留意する必要がある。

国名		日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
児 童 手 当 等	支 給 対 象	・ 第1子から ・ 中学校修了まで	制度なし	・ 第1子から ・ 16歳未満（学生又は就労訓練中の者は20歳未満）
	支 給 月 額 (2015年)	・ 3歳未満1.5万円 ・ 3歳以上小学校修了前1万円 (第3子以降は1.5万円) ・ 中学生1万円 ※ 所得制限額以上の者に対しては、当分の間の特例給付として、一律0.5万円を支給。		・ 第1子 週20.70ポンド (月額換算約1.1万円) ・ 第2子以降 週13.75ポンド (月額換算約0.7万円)
	所 得 制 限	あり(2012年6月～) ・ 年収960万円 (夫婦と児童2人世帯)		あり(2013年1月～) ・ 年収50,000ポンド(約680万円)を超える所得者を世帯に含む場合は、課税対象となる。
税 制	とられている措置 (2015年)	なし	・ 被扶養者の所得控除に加えて、17歳未満の扶養児童は児童税額控除あり	・ 児童税額控除あり

(注) 1 換算レートは、平成27年11月中の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による。
1ユーロ=115円、1ポンド=136円、1クローネ=12円

2 ドイツでは、別途3歳未満の児童を保育所等に入所させずに家庭において保育する親に対して支給する保育手当がある。

2013年8月～：満1歳である（2歳未満の）児童を対象に月額100ユーロを支給

2014年8月～：満1歳及び満2歳の（3歳未満の）児童を対象に月額150ユーロを支給

3 厚生労働省「2015年 海外情勢報告」、JILPTデータブック「国際労働比較2016」等による。

資料：内閣府子ども・子育て本部 児童手当管理室調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/348.xls>

ド イ ツ	フ ラ ン ス	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> 第1子から 18歳未満（失業者は21歳未満、学生は25歳未満） 	<ul style="list-style-type: none"> 第2子から 20歳未満（月の収入が893.83ユーロ（約10万円）を超えない児童に限る） 	<ul style="list-style-type: none"> 第1子から 16歳未満（学生は18歳まで）
<ul style="list-style-type: none"> 第1・2子 190ユーロ（約2.2万円） 第3子 196ユーロ（約2.3万円） 第4子以降 221ユーロ（約2.5万円） ※低所得者に加算あり	<ul style="list-style-type: none"> 第2子 129.99ユーロ（約1.5万円） 第3子以降 166.64ユーロ（約1.9万円） ※14歳以上に加算あり 64.99ユーロ（約0.7万円）	<ul style="list-style-type: none"> 第1子 1,050クローネ（約1.3万円） 第2子 1,200クローネ（約1.4万円） 第3子 1,504クローネ（約1.8万円） 第4子 2,060クローネ（約2.5万円） 第5子以降 2,300クローネ（約2.8万円）
なし	あり（2015年7月～） <ul style="list-style-type: none"> 50%減額 年収67,408ユーロ（約775万円）超 75%減額 年収89,487ユーロ（約1,029万円）超 	なし
<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養控除、監護・養育教育控除あり（児童手当との選択制） 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの多い世帯ほど税負担が軽減（N分N乗方式） 	なし

6 労働

第336表 主要国の失業者数及び失業率

(単位 千人、%)

区分	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
2010年	3,180	5.3	14,374	9.8	2,414	7.9	2,944	7.2	2,636	9.4
2011	2,710	4.8	13,283	9.1	2,458	8.0	2,496	6.0	2,609	9.3
2012	2,710	4.6	12,022	8.2	2,502	8.1	2,304	5.5	2,821	9.9
2013	2,520	4.3	11,026	7.5	2,438	7.8	2,259	5.4	2,818	9.9
2014	2,220	3.8	9,230	6.3	2,006	6.4	2,080	5.1	2,806	9.9

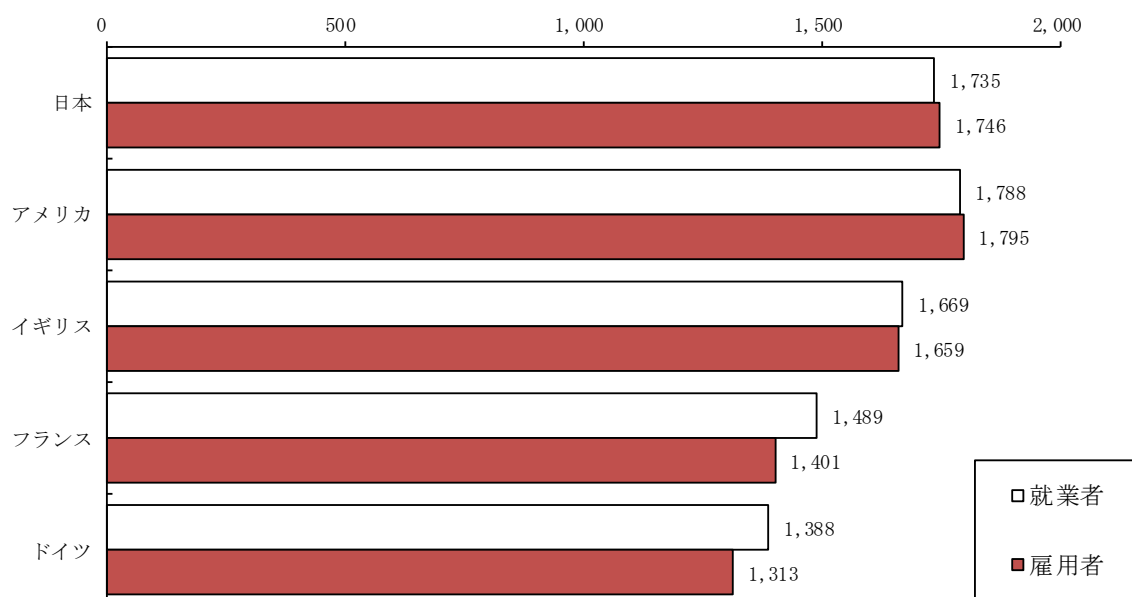
(注) 1 15歳以上65歳未満を対象としている。

2 2003年以降は、OECD, StatExtracts, 「Unemployment rate」、 「Unemployment」 (2014年9月30日現在) による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/349.xls>

第337表 1人当たり年間総実労働時間の国際比較 (2012年)



(注) 1 雇用者は、自営業者を除く。

2 日本の雇用者は、常用労働者5人以上の事業所。諸外国は、事業所規模の区別はない。

3 データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。国によって母集団等データの取り方に差異があることに留意が必要である。

4 OECD database, "Average annual hours actually worked per worker" 2013年9月現在。

5 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較 2014」による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧 (平成26年度)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/350.xls>

第338表 国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間の国際比較（製造業）

(単位 週当たり時間)

区 分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
2007年	44.4	41.9	39.4	37.6	36.9
2008	44.2	42.1	38.8	37.7	36.7
2009	41.2	41.0	39.1	36.7	37.0
2010	42.9	41.3	39.6	37.1	37.5
2011	43.4	41.7	40.0	37.9	37.9

- (注) 1 日本は、実労働時間。各年2月の数値。15歳以上を対象。
 2 アメリカは、実労働時間。各年2月の数値。16歳以上を対象。
 3 イギリスは、実労働時間。各年1月から3月の平均値。16歳以上を対象。主にする仕事において、フルタイム労働者を対象。
 4 ドイツは、実労働時間。各年1月から3月の平均値。15歳以上を対象。主にする仕事において、フルタイム労働者を対象。
 5 フランスは、実労働時間。各年1月から3月の平均値。15歳以上を対象。主にする仕事において、フルタイム労働者を対象。
 6 ILO, LABORSTA Internet : B6 Hour of work per week in manufacturing による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧（平成26年度）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/351.xls>

第339表 労働費用構成の国際比較

(単位 %)

区 分	日本 2011年	アメリカ 2014年	イギリス 2012年	ドイツ 2012年	フランス 2012年
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与	79.7	77.0	82.3	76.9	62.8
現金給与以外	20.3	23.0	17.7	23.1	37.2
法定福利費	11.1	7.9	8.1	14.1	26.3
法定外福利費	2.4	10.4	6.2	7.2	4.7
現物給付	0.1	—	1.2	1.0	0.2
退職金等の費用	6.2	4.7	0.7	0.2	3.1
教育訓練費	0.2	—	1.5	0.5	1.9
その他	0.2	—	—	0.2	1.0

- (注) 1 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。
 2 日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所（国によって異なる）を対象。
 3 欧州の「法定外福利費」は、見習の福利費を含む。
 アメリカの「法定外福利費」は、各種（生命、健康、短期・長期障害）保険料（Insurance）の計。
 4 日本の「その他」は、募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等。
 欧州の「その他」は、募集費用、税、補助金等。
 5 日本は、厚生労働省「平成23年 就労条件総合調査」による。
 アメリカは、Bureau of Labor Statistics（2013.9）「Employer Costs for Employee Compensation-June 2013」
 その他は、Eurostat（2012.3）「Labour Costs Survey 2008-NACE Rev.2」

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧（平成26年度）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/352.xls>

7 国際協力

第340表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移

(単位 %))

区 分	平成24年 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)
ア メ リ カ	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
日 本	12.53	12.53	10.83	10.83	10.83
ド イ ツ	8.02	8.02	7.14	7.14	7.14
フ ラ ン ス	6.12	6.12	5.59	5.59	5.59
イ ギ リ ス	6.60	6.60	5.18	5.18	5.18

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/353.xls>

第341表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移

(単位 人)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
研 修 員 等 受 入	881	840	892	754	741
国 際 協 力 機 構 (JICA)	534	452	563	449	461
世 界 保 健 機 関 (WHO)	9	6	24	5	9
国 際 労 働 機 関 (ILO)	—	—	—	—	—
そ の 他	338	382	305	300	271
専 門 家 派 遣	186	239	229	193	218
国 際 協 力 機 構 (JICA)	186	239	229	176	211
国 際 厚 生 事 業 団 (JICWELS) 他	0	0	0	17	7

(注) 研修員等受入の「その他」は、中央職業能力開発協会(JAVADA)、国際厚生事業団(JICWELS)等である。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/354.xls>

8 国民所得

第342表 国民総所得

(単位 億ドル)

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
アメリカ	158,029	165,961	170,737	178,991	184,960
日本	47,027	48,738	51,360	51,967	53,711
ドイツ	35,136	35,859	37,385	38,991	40,094
イギリス	23,340	23,842	24,895	25,983	26,641
イタリア	21,511	21,530	21,729	21,928	22,491
カナダ	14,014	14,457	15,266	15,721	15,736
スペイン	14,729	14,900	15,225	15,657	16,202
オーストラリア	8,955	9,387	10,270	10,572	10,782
オランダ	7,831	7,987	8,300	8,252	8,370
スウェーデン	4,258	4,396	4,507	4,583	4,773
ベルギー	4,597	4,820	4,945	5,099	5,137
スイス	4,467	4,710	4,932	5,067	5,308
インドネシア	21,070	22,768	24,406	25,992	27,554
南アフリカ	6,172	6,414	6,676	6,903	7,078
オーストリア	3,725	3,901	4,061	4,165	4,247
デンマーク	2,508	2,545	2,674	2,746	2,799
ベネズエラ	4,891	5,240	5,367	5,314	—
ノルウェー	3,103	3,308	3,441	3,537	3,396
フィンランド	2,202	2,211	2,256	2,289	2,334
韓国	15,686	16,278	16,598	17,126	17,619
ギリシャ	2,824	2,811	2,856	2,874	2,871
タイ	8,935	9,548	9,766	10,154	10,547
ニュージーランド	1,370	1,397	1,545	1,607	1,661

(注) 市場価格表示。

資料 : WDI "World Development Indicators"

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/355.xls>

第343表 1人当り国民総所得

(単位 ドル)

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
アメリカ	50,700	52,840	53,960	56,130	57,540
日本	36,790	38,210	40,330	40,880	42,310
ドイツ	43,770	44,590	46,360	48,150	49,090
イギリス	36,900	37,430	38,820	40,210	40,900
イタリア	36,230	36,160	36,070	36,070	37,030
カナダ	40,810	41,600	43,420	44,230	43,900
スペイン	31,510	31,860	32,660	33,690	34,880
オーストラリア	40,090	41,300	44,430	45,060	45,320
オランダ	46,910	47,670	49,390	48,930	49,410
スウェーデン	45,060	46,180	46,950	47,270	48,700
ベルギー	41,610	43,320	44,220	45,400	45,660
スイス	56,460	58,900	60,970	61,880	64,100
インドネシア	8,610	9,180	9,710	10,210	10,700
南アフリカ	11,930	12,220	12,520	12,750	12,870
オーストリア	44,390	46,280	47,890	48,760	49,160
デンマーク	45,020	45,520	47,620	48,650	49,240
ベネズエラ	16,620	17,550	17,730	17,310	
ノルウェー	62,640	65,920	67,730	68,850	65,430
フィンランド	40,870	40,830	41,470	41,900	42,600
韓国	31,510	32,550	33,050	33,960	34,810
ギリシャ	25,430	25,450	26,040	26,390	26,530
タイ	13,350	14,220	14,480	14,990	15,520
ニュージーランド	31,250	31,700	34,780	35,630	36,150

(注) 市場価格表示。

資料 : WDI "World Development Indicators"

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/356.xls>

社会保障研究資料第17号

社会保障統計年報
平成29年版

2017年3月31日 発行

編集兼
発行者 国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3

日比谷国際ビル 6階

電話：(03)3595-2984(代)

FAX：(03)3591-4818

ISSN 1348-0537